

唐初の氏族政策と「門閥」勢力 -隋唐政権形成史の研究-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-07-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 堀井, 裕之 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19587

明治大学大学院文学研究科

2017 年度

博士学位請求論文

唐初の氏族政策と「門閥」勢力

—隋唐政権形成史の研究—

Clan Policy at the Beginning of Tang and the
Great Clans: A Study on the Formation of the
Sui and Tang Regimes

学位請求者 堀井 裕之

目次

序論 隋唐政権の形成に関する研究と課題	1
はじめに	1
第1節 隋唐政権の形成に関する先行研究	2
(1) 内藤湖南氏の「貴族政治」説	2
(2) 陳寅恪氏の關隴集團説	3
(3) 關隴集團説の受容と展開	5
①日本における研究	5
②中国・台湾における研究	7
(4) 關隴集團説への批判	8
①非關隴系氏族の進出をめぐって	8
②日本における新たな潮流	12
③中国における近年の研究動向	15
第2節 本研究の課題と構成	16
(1) 本研究における氏族の分類	16
(2) 本研究の課題と各章の概要	24
第1部 唐朝政権の形成と氏族政策の展開	
第1章 唐朝政権の形成と太宗の氏族政策	
一金劉若虚撰「裴氏相公家譜之碑」所引の唐裴滔撰『裴氏家譜』を手掛かりに—	35
はじめに	35
第1節 「裴氏相公家譜之碑」所引の『裴氏家譜』について	38
第2節 『裴氏家譜』から見た『貞観氏族志』の体例	47
(1) 『貞観氏族志』に登載された氏族各家の範囲と代表者の選出条件	47
(2) 『貞観氏族志』における等級の体例	50
第3節 『貞観氏族志』より見た唐朝政権の形成	54
おわりに	58
第2章 唐初の氏族政策の展開と昭陵陪葬墓の形成	63
はじめに	63
第1節 唐太宗昭陵陪葬墓の概要と先行研究	63
第2節 喪葬恩典から見た昭陵陪葬制度の目的	67
(1) 陪葬者への喪葬恩典	67
(2) 喪葬儀礼に関わる恩典	68
(3) 墓葬等級に関する恩典と昭陵陪葬墓の含意	72

第3節 唐初の功臣政策の展開と昭陵陪葬制度	74
第4節 太宗・高宗の氏族政策の展開と昭陵陪葬墓の形成	79
(1) 功臣政策と氏族政策	79
(2) 唐初の氏族政策の蹉跌と昭陵陪葬墓の形成	81
おわりにかえて—高宗の功臣政策・氏族政策の展開と則天武後の台頭—	83
第3章 唐太宗政権の形成と北斉系人士	91
はじめに—玄武門の変と唐太宗政権の形成—	91
第1節 北斉系人士房玄齡の人脈と李世民集団の形成	92
第2節 隋朝政権下における薛道衡の動向とその政治路線	101
(1) 薛道衡の経歴	101
(2) 薛道衡の政治路線とその失脚	103
おわりにかえて—北斉系人士と太宗政権の形成—	107

第2部 隋唐政権の形成と「門閥」勢力

第1章 隋唐初期の政治史と「入関山東門閥」

—唐・李百藥撰「崔仲方墓誌」を手掛かりに—	119
はじめに	119
第1節 「崔仲方墓誌」の概要及び問題点	121
第2節 入関博陵崔氏と山東地域	126
(1) 崔仲方の事跡と山東地域—正史と墓誌の比較から—	126
(2) 入関博陵崔氏と北斉系山東門閥の合流	133
第3節 入関博陵崔氏の山東帰葬	136
おわりに	138

第2章 北魏の東西分裂と山東門閥

—「隋・李希仁妻崔芷蘩墓誌」を手掛かりに—	147
はじめに	147
第1節 「李希仁妻崔芷蘩墓誌」の概要	148
第2節 崔芷蘩の事跡について	152
(1) 北魏の東西分裂と崔芷蘩の結婚—北魏末～東魏期—	152
(2) 崔芷蘩と平秦王高昇彦の反乱—北斉～隋初期—	156
第3節 博陵崔氏第二房と趙郡李氏東祖の通婚関係	161
(1) 墓誌 24～30 行目に見える博陵崔氏・趙郡李氏の通婚	161
(2) 北魏の東西分裂前夜における崔氏・李氏の通婚関係	165
おわりにかえて—華北統一後の崔李両家の合流—	167

第3章 崔民幹の事跡と太宗の『貞觀氏族志』編纂

—「崔幹(崔民幹)墓誌」を手掛かりに—	175
---------------------	-----

はじめに—「崔幹(崔民幹)墓誌」の概要—	175
第1節 崔民幹の経歴	177
第2節 唐朝創業直後の高祖による崔民幹の起用	180
第3節 太宗による『貞観氏族志』の編纂と崔民幹の左遷	183
第4節 墓域・居住地の変遷から見た入関博陵崔氏	186
おわりに	189
第4章 隋代弘農楊氏の研究—隋唐政権形成期の門閥—	194
はじめに—弘農楊氏研究の課題—	194
第1節 郷里華陰における越公房楊氏	199
(1) 族葬墓と同族的結合	199
(2) 居住地と宗族・郷党	202
第2節 越公房楊氏と宗正寺・太子宗衛	203
おわりにかえて—越公房楊氏と隋室楊氏—	210
第5章 北魏における越公房楊氏の勃興—楊鈞の事跡について—	217
はじめに	217
第1節 「楊鈞墓誌」の概要	217
第2節 楊鈞の経歴	222
(1) 高祖孝文帝期	224
(2) 世宗宣武帝期	225
(3) 肅宗孝明帝期	226
第3節 楊鈞の事跡と越公房楊氏の家風	226
第4節 楊鈞の贈官について	230
おわりに	232
結論 隋唐政権の形成と「貴族制」、「門閥」	235
附録 本論使用の主要墓誌釈読	245
(1) 「崔仲方墓誌」	245
(2) 「李希仁妻崔芷蘩墓誌」	263
(3) 「楊鈞墓誌」	271
主要参考文献目録	286

序論 隋唐政権の形成に関する研究と課題

はじめに

本研究の目的は、唐初期に行われた氏族政策と南北朝・隋唐初期における漢人「門閥」勢力の動向を手掛かりにして、隋唐政権の支配集団が形成されていく過程について、特に唐朝政権初期に焦点を当てて明らかにする。それをふまえたうえで、隋唐政権の性格解明を目指すものである。

まず、本研究の主題となる「氏族政策」と「門閥」について、定義したい。魏晋南北朝から隋唐時代にかけて社会の尊敬を集めた特別な氏族が支配層の一端を担い、国家体制に大きな影響を与えた。この氏族のことを我が国の学界では、一般的に「貴族」、中国・台湾では「士族」あるいは「世家大族」などと呼び慣わしている。本研究では、「貴族」の中でも特に上層に位置する氏族を「門閥」と呼称する。この「貴族」は史料上では、「名族」、「郡望」、「郡姓」、「望族」、「大姓」、「士人」、「士族」、「士大夫」、「士流」など、様々な呼称があり、単に「士」とも称される。当該時代において、「士」は支配階級を担う者とされ、その対義語が被支配階級とされる「庶」（庶姓・庶族）であった。「氏族政策」とは、王朝権力をもって「士」に該当する氏族を認定し、その序列を定めた政策なのである。

この氏族政策で、唐朝政権初期の支配集団の形成に最も影響を与えたのが、二代皇帝・太宗（李世民、在位 626～649）による『貞観氏族志』の編纂である。太宗は高士廉ら氏族の系譜に精通した重臣たちに命じて、「士」に該当する氏族を選びだし、九等級に分けてその家格を定めた。当初、高士廉は唐室李氏を差し置いて、魏晋南北朝以来の貴族社会の輿論に基づき山東漢人門閥の崔民幹を第一等の門閥に推した。これに激怒した太宗は、唐朝の官品を基準に序列をやり直すように命じて、唐室李氏を首位に改めて、崔民幹を第三等に降格させた。太宗は氏族政策を通じて支配集団を形成する氏族を定めただけでなく、新王朝の権力によって旧南北朝の門閥の序列を改変しようとした¹。ここからは、太宗がどのような政権を目指したのか、その理念が見えてくるのである。

それでは、唐朝政権初期の特徴や性格について、先行研究ではどのような理解がなされてきたのであろうか。それは主として二つの視点より解明が進められてきた。第一は、政権がどのような体制を採ったのか、律令官僚制とともに貴族制が導入されたのか否か、というものである。それは太宗の氏族政策をめぐって起きた王朝権力と門閥勢力の対立関係をどのように歴史的に位置づけるのかが問題となる。第二の視点は、唐朝政権の国家体制

のもと形成された支配集団、特に政権中核を担った人々がどのような階層で構成されていたのか、支配集団の構成より政権の性格を見ようというものである。

そこで、まず、序論では本研究を進めていくにあたって、支配集団の構成から隋唐政権の性格を論じた代表的研究を整理したうえで、本研究が取り組むべき課題について述べるものとする。なお、整理の対象は 2016 年 6 月以前に公刊された研究とする。

第 1 節 隋唐政権の形成に関する先行研究

(1) 内藤湖南氏の「貴族政治」説

隋唐政権の性格を考えるうえで、まず挙げなくてはならないのが、内藤湖南氏の研究である。内藤氏は唐朝政権の国家体制について、「概括的唐宋時代観」（初出 1922 年、『内藤湖南全集』第 8 巻、筑摩書房 1969 年）を著し、以下のような見通しを立てた²。

中世と近世の文化の状態は、如何なる点に於て異なるかといふに、政治上よりいへば貴族政治が廢頽して君主政治が起りたる事で、貴族政治は六朝から唐の中世まで最も盛なる時代とした。(111 頁)

内藤氏は、六朝から唐代にいたるまでの政治形態を皇帝と貴族の協議による「貴族政治」と規定した。そして、同論文の中で、三省六部を基幹とする律令官僚制についても、

唐の時の宰相は、皆貴族階級の中より出で、一度其位置に到ると、天子と雖も其權力を自由に動かす事が出来ない習慣であつた。(114 頁)

と述べて、皇帝が貴族勢力の掣肘を受けたことを指摘した。更に同論文では、両者の関係について、唐初の『貞観氏族志』の編纂を引き合いに出し、次のように述べている。

かくの如き名族は、当時の政治上の位置から殆ど超越して居る。即ち当時の政治は貴族全体の専有といふべきものであつて、貴族でなければ高い官職に就く事が出来なかつたが、しかし第一流の貴族は必ず天子宰相になるとも限らない。ことに天子の位置は尤も特別のものにて、これは実力あるものゝ手に歸したるが、天子になつても其家柄は第一流の貴族となるとは限らない。唐太宗の天子になれるとき、貴族の系譜を調べさせたが、第一流の家柄は北方では博陵の崔氏、范陽の盧氏などにて、太宗の家は隴西の李氏で三流に位するといふことなりしも、此家柄番附は、天子の威力でもこれを変更する事が出来なかつた。(112 頁)

内藤氏は、六朝に引き続いて唐代においても、皇帝は家柄においては門閥貴族の格下に置かれ、国家の権威をもってしても貴族社会で決定された門閥の格付けを改変することが困

難であったことを述べ、貴族が国家権力を超越する立場にあったことを指摘した。内藤氏は唐代の王朝権力と門閥勢力の関係を律令官僚制と門閥貴族制の対立として捉え、宋代以降の君主独裁政治の移行期と位置付けたのである。周知の通り、この六朝～隋唐の王朝の特質を「貴族政治」とする内藤説は、当該時代の国家・社会の特質を解明しようとする諸研究に大きな影響を与えることとなった。

（２）陳寅恪氏の関隴集團説

隋唐政権の形成を論じた先駆的研究に、内藤湖南氏とともに挙げねばならないのが、陳寅恪氏の成果であろう。所謂、陳氏の「関隴集團説」の骨子については、『唐代政治史述論稿』（初版 1944 年、生活・読書・新知三聯書店、2001 年）上篇「統治階級之氏族及其昇降」に、以下のように要約されている。

則知有唐一代三百年間其統治階級之變遷昇降、即是宇文泰「関中本位政策」所鳩合集團之興衰及其分化。蓋宇文泰當日融冶関隴胡漢民族之有武力才智之者、以創霸業、而隋唐繼其遺産、又拡充之。其皇室及佐命大臣大都西魏以來此関隴集團人物、所謂八大柱國家即其代表也。當李唐初期此集團之力量猶未衰損、皇室與其將相大臣幾全出於同一之系統及階級、故李氏挾帝位、主其軸心、其他諸族入則為相、出則為將、自無文武分途之事、而將相大臣與皇室亦為同類之人、其間更不容別一統治階級之存在也。至於武曌、其氏族本不在西魏以來関隴集團之內、因欲消滅唐室之勢力、遂開始施行破壞此傳統集團之工作、如崇尚進士文詞之科破格用人及漸毀府兵之制等皆是也。此関隴集團自西魏迄武曌歷時既經一百五十年之久、自身本已逐漸衰腐、武氏更加以破壞、遂致分崩墮落不可救止。

則ち唐一代三百年間の其の統治階級の變遷と昇降は、即ち〔西魏を建てた〕宇文泰が「関中本位政策」で鳩合した集團の盛衰と分裂であることがわかる。思うに宇文泰は当時の関隴の胡漢民族で武力才智有る者を融合させ、以て霸業を立て、而して隋唐は其の遺産を継ぎ、又これを拡充した。その皇室及び佐命の功臣の大部分は、西魏以来のこの関隴集團の人物であり、所謂八大柱國家が即ちその代表である。李唐初期はこの集團の力量はまだ衰えてはおらず、皇室とその將相大臣たちは殆ど同一の系統と階級より出たので、故に李氏は帝位に拠って、その中核をつかさどり、その他の諸族は入りて宰相となり出でて將軍となって、自ずと文武の分業は無く、而して將相大臣と皇室もまた同類の人なので、両者の隙間に更に別の一統治階級の存在を容認すること

は無かったのである。武曌に至っては、その出身氏族は本より西魏以来の関隴集団に含まれなかったので、唐室の勢力を消滅せんことを欲し、遂にこの伝統的集団を破壊する工作を開始した、〔科挙の〕進士文詞之科を崇尚して破格の人材登用を行ったことと、徐々に〔関中本位政策の〕府兵之制を破壊したことなどは、皆その一環であった。この「関隴集団」は西魏より武曌に至るまで既に一百五十年の久しきを経ており、自然と内部より既に徐々に衰えて腐敗しており、それに武氏は更なる破壊を加え、遂に崩壊にいたって救い止めることができなかったのである。

(234～235 頁、なお、〔 〕内の語句は引用者が補う。)

陳氏は、まず、隋唐政権を建てた支配集団が、両王朝の前身である西魏の宇文泰の「関中本位政策」によって関隴地域の胡漢民族を結集した「関隴集団」に由来することを述べ、非関隴系の武曌（則天武后）が政権を握るまで、その「関隴集団」が政権中枢部を独占的に支配したことを論じた。更に同論文では、「関隴集団」以外の隋唐支配層の構成要素として、北朝以来の旧門閥となる「山東士族（山東門閥）」の存在を指摘する。

また、同書中篇「政治革命及党派分野」では、皇帝権力と旧門閥の対立関係について以下のように総括した。

前言山東士族之所以興起、實用儒素德業以自矜異、而不因官祿高厚見重於人。降及唐代、歷年雖久、而其家風礼法尚有未盡淪替者。故貞觀天子欽定氏族志、雖可以降抑博陵崔氏第二房蔚之後崔幹為第三等、而開成皇帝不能禁其宰相之寧以女孫適九品衛佐之崔皋、而不顧其家人為皇太子妃。…帝王之大權不及社会之潛力、此類之事即其一例、然非求之數百年往日背景、不易解釋也。

前言したように山東士族の興起する所以は、実に儒教的素養と徳業が他より優れていることを自負したことによるのであって、官職・俸祿の高低によって人々に重んぜられたのではない。時代が下って唐代に及び、歴年久しきと雖も、その家風礼法はなお衰えることはなかった。故に貞觀天子（太宗）の欽定氏族志が博陵崔氏第二房の崔蔚の後裔崔幹を第三等としたけれども、開成皇帝（文宗）はその宰相（鄭覃）が女孫を九品衛佐の崔皋（山東門閥）に嫁がせても、その子女が皇太子妃となることを拒否することを禁じることは出来なかった。…帝王の大權は社会の潛力に及ばず、此の類の事は即ち一例であり、然るにこの現象の背景を數百年の過去に求めなければ、解釈は容易ではない（267～268 頁、括弧で付した語句は引用者が補う）。

陳氏は内藤氏の見解を継承し、唐代の時代性を門閥の權威が皇帝権をも超越することに求

めた。また、同論文の中で陳氏は、両者の対立関係が、関隴と山東の地域集団間の対立でもあることを指摘し、関隴集団が山東門閥を抑圧した典型的事件として『貞観氏族志』で崔民幹の家格を降格させたことを挙げた。更に両者の対立の由来を北朝後期の北周政権と北齊政権の抗争に求めたのである³。

以上に述べた陳氏による隋唐政権の淵源を南北朝時代後期の支配層の構造や地域対立にまで遡って究明していく視点は、周知の通り、その後の研究に多大な影響を与えたのである。以下、陳氏以降の隋唐政権の形成に関する研究について、関隴集団説をどのように受容したのかを軸にして整理する⁴。

（３）関隴集団説の受容と展開

①日本における研究

我が国において積極的に関隴集団説を導入し唐朝政権の形成について論じたのが、布目潮風氏であった⁵。布目氏は陳説を裏付けるため、唐高祖李淵の太原挙兵に参加した元從集団（李淵集団）、唐朝創業期の政権中枢部＝三省六部、後に「貞観の治」を支えた太宗の藩邸集団（李世民集団）の構成員を復元したうえで、その構成員の祖父・父が出仕した王朝・官職を分析した。その結果、唐初の政権を担った支配層の出自が、南北朝、特に西魏・北周のそれと連続性が認められるとして、関隴集団説を補強した。

その一方で、布目氏は貴族制について、「中央政府を貴族が掌握していることにほかならない」⁶と規定して、政権中枢部が「関隴集団」により占められており、山東門閥が少数派であることから、旧門閥の勢力を重視しなかった。さらに太宗の氏族政策についても失敗に終わったことを認めつつも、それがその後の唐朝政権の繁栄に何ら支障がなかったとして、門閥に対しては内藤湖南・陳寅恪両氏と正反対の評価を下した。布目氏は唐朝政権の政治体制を「貴族政治」と見ず、律令官僚制を重視するのである。

これに対して、布目氏とは異なり独自の切り口で、唐朝初期の政権の性格について論じたのが、谷川道雄氏の「新貴族制」説である⁷。谷川氏は、南北朝後期の官吏人材登用理念には二つの潮流があることを述べた。その二大理念とは、一つは実務能力よりも貴族的血統・儒教主義的倫理観を重視する「門閥主義」であり、もうひとつは、人材を登用する際は門地によらず、儒教的倫理観だけでなく実務能力を兼備することを理想とした「賢才主義」である。氏によれば、賢才主義で重視された儒教的倫理観とは、古くより貴族がそなえるべき士大夫的倫理観を指し、貴族制の本質である人格主義は決して否定したわけでは

く、むしろ、賢才主義を理念とした国家体制は貴族制の本質である人格主義を前提にしており、旧門閥から寒人に至るいっさいの階層に胡漢を区別することなく機会均等の原則が貫かれた、と言う。さらに谷川氏は、この賢才主義を原動力にして「閹隴集團」が門閥主義を克服して、南北朝を統一して隋唐政権を形成したとして、隋唐時代の開放的な貴族制を「新貴族制」と名付け、これを柱とすることで隋唐政権が成立した、と結論した。なお、谷川氏は『貞観氏族志』で官品が家格の指標となり崔民幹が降格された事件を、太宗の反門閥・賢才主義の理念が反映されたものと位置付けている。

谷川氏が内藤説・陳説を発展させて隋唐政権に貴族制的要素を見出したのに対して、布目氏は批判的立場を採った。その理由の一つとして布目氏は、「貴族」・「門閥」という言葉の概念があいまいで、具体的にどの氏族が該当するのか、族的結合はどの範囲まで及んだのか、明らかにしがたいことを挙げている⁸。こうした研究状況を承けて、吉岡真氏は隋唐時代における「貴族」の定義を確定したうえで、統計的手法を用いて隋唐前半期の支配階層の構成と政権の性格を明らかにした⁹。

まず、吉岡氏は、唐中葉の史官にして「譜学」（氏族の系譜を対象とする史学の一分野）に通じた柳芳が著した「氏族論」（『新唐書』卷一九九・柳沖伝、『全唐文』卷三七二に所収）と敦煌文書・『元和姓纂』・『古今姓氏書弁証』・『広韻』・『太平寰宇記』などに残された「郡望表」（代表的氏族を郡ごとに整理したリスト）より氏族の事例を収集し、陳氏の説をふまえて、唐代の氏族を西魏北周系の「閹隴集團」、東魏北齊系の山東郡姓、南朝系の江左貴族と、三つの系統に分類した。そして、「貴族」の定義を客観化するために、次のような等級基準を提示して氏族を「門閥」―「郡姓」―「非郡姓」の三等級に序列した。すなわち、「門閥」とは「氏族論」で挙げられる各地域を代表する氏族であり、「郡姓」は各種「郡望表」に掲載された「門閥」以外の氏族が該当する。「郡望表」未掲載の氏族は「非郡姓」とした。南北朝以来の士庶の区別で言えば、「郡姓」以上が魏晉南北朝以来の「士」（貴族）に該当し、「非郡姓」が「庶」に比定できる。この吉岡氏による氏族の分類を整理すると**表1「吉岡真氏による隋唐前半期氏族の分類一覧表」（7頁）**のようになる。

表1の分類に基づき、吉岡氏は隋唐前半期の三省六部の人的構成を統計分析したうえで、次の二点を指摘した。第一に、唐高祖・太宗期については基本的に「閹隴集團」が半数強を占めて優勢であり、則天武后期を経て玄宗開元年間となると、山東門閥・郡姓・非郡姓が科挙を媒介にして政権中枢に進出するようになり、陳氏の説が裏書きされる。第二に、開元期には門閥が後退して郡姓の進出が目立つようになるが、郡姓の出身階級は門閥の下

位であり魏晉南北朝以来の士人層に含まれる。唐代中期に至っても依然として南北朝以来の貴族階級（「郡姓」以上の氏族）が政權中枢部の大半を占めていたこととなり、唐前半期に編纂された官撰氏族志もまた南北朝以来の「士」によって満たされたと想定できる。以上の二点をふまえて、吉岡氏は、唐朝政權が官撰氏族志を通じて前代に引き続き士庶の判別を行った理由について、政權中枢が旧士族層で満たされている以上、唐朝はその反応に配慮する必要があったと述べた。それ故に唐朝政權は門閥貴族制を真に克服したとは言えず、巨視的にみれば、六朝門閥貴族制から宋朝集權的官僚制へ移行する過渡的政權と位置付けることができると結論した。

表1「吉岡真氏による隋唐前半期氏族の分類一覧表」

分類	地域	王朝系統	氏族の等級		
			士		庶
			門閥	郡姓	非郡姓
関隴集團	関隴	西魏 北周	西魏の八柱国・十二大將軍を輩出した氏族 「氏族論」所掲の「代北盧姓」・「関中郡姓」の首姓	各種「郡望表」所掲の各地域の氏族	「郡望表」未掲載の各地域の氏族
山東貴族 (山東郡姓)	山東	東魏 北齊	「氏族論」所掲の「山東郡姓」の大姓（山東門閥）＝博陵崔氏・清河崔氏・范陽盧氏・趙郡李氏・滎陽鄭氏・太原王氏・隴西李氏		
江左貴族 (南朝貴族)	江南 (江左)	梁・後梁 陳（南朝）	「氏族論」所掲の「僞姓」、「吳姓」の大姓		

②中国・台湾における研究

国外においても日本の研究と並行して、関隴集團説を發展させて唐朝政權の性格を解明しようという研究が現れた。その代表が汪鋐氏と毛漢光氏の研究である。

汪鋐氏¹⁰は、太宗朝の宰相の人的構成、氏族政策・婚姻政策、高宗・永徽年間の則天武后の立皇后をめぐる政争を考察した。その結論は、太宗は山東漢人門閥を抑圧するという方針を採って政權より排除したが、則天武后が台頭して長孫無忌一党が肅清されたことにより、「関隴集團」の支配が崩壊したというもので、陳説に沿うものとなっている。

一方、毛漢光氏の研究は、魏晉南北朝・隋唐時代、社会上層部を構成し主導的立場にあったのは、代々官僚を輩出した「士族」（吉岡氏の言う「郡姓」、「門閥」に該当）と規定し、その「士族」の盛衰を軸にして、当時の国家・社会の性格を解明しようとしたものである。

毛氏は後漢末から唐末にかけて支配階層を形成した氏族を正史史料より収集し、統計学的手法を用いて、「士族」が一貫して官界において一定の勢力を保持したことを裏付けた¹¹。これは旧門閥の勢力を重視する内藤説・陳説を補強するもので、吉岡氏の分析とも相通じるものがある。

また、隋唐政権の形成に関しては、毛氏は関隴集団説を積極的に取り入れており、特に注目される成果は、北朝から隋唐期にかけての上層氏族の通婚事例を正史史料・碑誌史料を活用して網羅的に収集・分析した研究である¹²。これによって、西魏から唐初にかけて「関隴集団」が相互に通婚し、皇室を中核にして婚姻集団を形成しながら発展していったこと、一方の山東門閥もまた「五姓」間で閉鎖的な身分内婚を繰り返して権威を維持し、婚姻集団を形成したことが、改めて膨大な事例により立証された。また、対立関係にあった「関隴集団」と山東門閥は婚姻上でも基本的に交わることがなかったことも指摘した。

以上の先行研究を総括すると、汪錢・布目潮風・谷川道雄・毛漢光・吉岡真の諸氏により、南北朝後期から隋唐初期にかけて支配階層は連続しており、特に西魏・北周の支配階層が隋唐支配集団の中核となったことが実証された。門閥についても、隋唐政権で一定の地位を占め伝統的権威も保持しており、隋唐政権の性格を解明するうえで、内藤湖南氏以来指摘されてきた門閥・貴族制の問題は不可避であるといえ、これを軽視する布目氏の見解は退けられることとなった。唐朝政権の国家体制について律令官僚制とともに貴族制が併存したとする吉岡氏の理解は、こんにち、我が国の学界では有力の説となっている。また、後述する陳説に批判的な立場の研究者も「関隴集団」がどの時点まで政権中枢部を独占したのかについては批判するが、隋唐支配階層の由来や構成については陳氏の説に根本的な異論を唱えておらず、内外を問わず学界の共通理解となっているのである。

（４）関隴集団説に対する批判

①非関隴系氏族の進出をめぐって

前項で紹介した実証的研究の積み重ねによって関隴集団説は定説の地位を築いたが、その一方で批判的な研究も古くから存在する。特に 1990 年代以降、「関隴集団」に対して疑問を投げかけて、修正を試みる研究者が徐々に増えてきた。関隴集団説への批判は、「関隴集団」の隋唐政権中枢部に対する独占的支配がいつまで続いたのかを論点にして展開した。これらの研究は共通して、政権中枢部における非関隴系氏族の進出を論拠としている。

陳説批判の先駆けとなったのが岑仲勉氏で、太宗の宰相の本貫地（本籍地）を分析して、

非関隴系が 7 割も占めていることを指摘し、陳説に疑問を提出した¹³。岑氏と同様な研究手法を用いて、黄永年氏・雷家驥氏・伍伯常氏もまた当該時期の政権中枢部の人的構成を分析し陳説に批判を加え、各自に「関隴集団」の支配体制の崩壊の時期を設定した。まず、黄氏は隋唐政権中枢部の人的構成について、隋代の権臣たちや唐高祖・太宗朝の宰相・功臣などを取り上げて分析し、煬帝期より非関隴系勢力が台頭して「関隴集団」の解体が始まり、その集団的連帯は唐初の段階で既に消失したと結論付けた¹⁴。雷氏は高祖・太宗・高宗初期の三省六部の人的構成の統計を取り、非関隴系、特に山東系氏族の進出が顕著とみる¹⁵。伍氏は太宗の昭陵に陪葬された功臣の出自を分析して、「関隴集団」の衰退と山東系氏族の台頭を指摘した。更に李淵集団の分析も行い、李淵が山東系氏族を多く起用したことに注目して、その淵源を隋文帝・煬帝父子が非関隴系氏族を積極的に登用した政治路線に求め、隋代には「関隴集団」による支配体制は既に崩壊していたと結論した¹⁶。

ところが、前述の汪錢氏・吉岡氏、近年では羅永生氏¹⁷・曹印双氏¹⁸も、隋唐初期の非関隴系勢力の台頭を指摘するが、決して陳説を批判する立場を取らない。汪氏は太宗朝の宰相の出自について分析し、山東系氏族の台頭は二流以下の寒門氏族に限定されていることを主張し、依然として山東門閥は政権中枢より排除されていたとする¹⁹。吉岡氏・羅氏は、太宗は「関隴集団」に限らず幅広い人材を起用しているが依然として主導権は「関隴集団」が握っており、各地域集団の勢力均衡の上に政権の安定を図ったと論じる。諸氏が陳説に肯定的なのは、実は非関隴系氏族の台頭について既に陳氏自身も指摘しており、関隴集団説では想定済みとなっているからである。陳氏は太宗の即位に「山東豪傑」と呼ばれる山東各地の在地有力者が協力したことに注目し、太宗が山東豪傑集団を制御しながら巧みに「関隴集団」を中心とする政権を維持したと結論している²⁰。この陳氏の主張は吉岡氏・羅氏の結論にも影響を与えている。

以上の諸研究からは、非関隴系の進出という論拠のみでは関隴集団説の有効な批判にはならないことがわかる。そのうえ、「関隴集団」のみで政権中枢を独占せず、統一王朝に相応しく幅広い人材の吸収に努めたと、こぞって同一の結論に至りながらも、何故か同説の当否に対して見解の一致を見ない。そうした状況が生まれた最大の理由は、研究者ごとに陳説の解釈、特に「関隴集団」の概念に対する理解に差異があることが原因なのである。以下に詳しく述べたい。

まず、前提となる学界共通の「関隴集団」の定義については、宋徳熹氏の整理が参考になる²¹。宋氏によれば、「関隴集団」は、北魏末期に関隴に流入した六鎮出身者・関隴在地

の胡族・漢人氏族、華北統一以前に西魏・北周政権に入仕した山東出身者・南朝梁陳の亡命者で構成されているという。宋氏の整理は陳氏の論著で「関隴集団」を定義した部分を網羅的に収集して解釈し、更に主要先行研究を分析したうえで提示されたものなので、非常に説得力がある。ところが、肯定派の研究者の中には、この定義を逸脱して論を展開させているものもある。例えば、汪錢氏、毛漢光氏²²は、唐初の皇室と山東門閥が通婚しなかったとする陳氏の指摘²³を承けて、太宗期に真定長公主を娶った山東門閥崔恭礼の事例を例外として処理している。崔恭礼の家柄が西魏・北周系で「関隴集団」に分類できるとしたのが、その論拠である。これについては、陳氏の定義を逸脱していない。ところが、冒頭でふれた崔民幹も西魏・北周系で崔恭礼と同じ博陵崔氏第二房の系譜を引いているのである。となれば、崔民幹も「関隴集団」に分類すべきで、『貞観氏族志』をめぐる博陵崔氏の家格降格も「関隴集団」と山東門閥の二項対立のみでは説明できないはずである。ところが、汪氏も毛氏も陳説の矛盾点は深く追求はせず、何れも前提となる陳説に沿った結論を導き出しているのである。

最近、特に大陸の研究者で陳氏の説を高く評価する傾向が顕著となっており、なかには、「関隴集団」の概念を拡大解釈してまで陳説を擁護する見解がある。曹印双氏と李万生氏は、陳氏が「関隴集団」について「隋唐継其遺産、又拡充之（隋唐は其の遺産を継ぎ、又これ（関隴集団）を拡充した）。」と述べたこと、一部の非関隴系氏族を「関隴集団之附属品」と表現したことを論拠として、「関隴集団」には西魏・北周・隋・唐と領域を拡大する過程で服属した北齊旧部・梁陳重臣・漢族世家・胡族蕃將・山東豪傑集団などが含まれると解釈した。両氏の「関隴集団」の定義によれば、隋唐政権を構成する氏族は全て「関隴集団」に分類できることとなるのである²⁴。さらに李氏は自らの解釈によって、唐朝政権初期には既に非関隴系氏族が政権中枢部に進出したということに基づく岑仲勉・黄永年両氏による陳説への批判は妥当性を欠くものと反駁している。最近、この李氏の解釈を承けて稲住哲朗氏²⁵は、隋朝政権に多くの北齊系人士が入仕し、政権の信任を得て時代の経過とともに一定の地位を占めるようになったことを指摘し、そのうえで、関隴系の隋朝政権が北齊系人士（多くは山東系氏族）を排除・抑圧したとする陳氏以来の理解に疑問を呈する。その一方で、李氏の所説をふまえて、「関隴集団」が北齊系人士のような外部勢力を取り込んで変容したことにより、則天武後の台頭まで「関隴集団」の支配が一貫していたと主張し、改めて関隴集団説の妥当性を述べた。

しかしながら、筆者はこの曹氏・李氏・稲住氏の「関隴集団」の定義は、俄かに賛同で

きない。そこで、諸氏が論拠とした陳氏「記唐代之李武韋楊婚姻集團」²⁶の該当部分を以下に引用し、その解釈が妥当か否か確認したい。なお、括弧と亀括弧で付した語句は引用者が補った。

但北朝平滅南朝以後、此等人乃属俘虜家臣性質、絶無独立資格。非若山東士族北齊滅亡後仍然保有地方勢力者可比、是以遂良可視為閔隴集團之附属品、是敬宗則又以姦諂之故、傾向出身於山東地域之武氏。

ただし北朝が南朝を平定して滅ぼして以降、これらの人（南朝系の褚遂良・許敬宗）は乃ち俘虜家臣の性質に属し、決して独立勢力としての資格は無い。山東士族が北齊滅亡後に仍然として地方勢力を保有する者と比べると及ばない、それ故に〔褚〕遂良は閔隴集團の附属品と見なすべきで、〔許〕敬宗もまた姦諂の故を以て、山東地域出身の武氏に傾倒した。（274～275 頁）

確かに陳氏の文章からは、南朝系の褚遂良については「俘虜家臣」の性質を持ち「閔隴集團」に準じる存在と見なしていたことは、読み取ることができる。しかしながら、それは南朝系氏族が在地基盤を喪失し独立勢力ではないことが理由であって、褚遂良の事例は例外に属する。それとは逆の特徴を持つ北齊系「山東士族」を「閔隴集團」に分類したとは思えない。陳氏が唐朝に入仕したすべての非閔隴系を「閔隴集團」と見なしたとする解釈は、その著作の都合の良い部分を繋ぎ合わせた牽強附会と言わざるを得ない。これについては、既に曹氏・李氏が新解釈を公表する以前に、批判派の雷家驥氏が「閔隴集團」の定義には曖昧な部分があり、読み方によっては隋唐政権に仕えた者はすべて「閔隴集團」と見なしてしまうことを強く批判していた²⁷。その後、伍伯常氏は雷氏の指摘に賛意を示し、陳氏の著作に誤謬がないことを前提にして恣意的に解説する李万生氏の研究姿勢を批判している²⁸。筆者もまた基本的には両氏の指摘に同意したい。

ただし、批判派の雷氏と伍氏は非閔隴系氏族の台頭を指摘するのにあたって独自の氏族分類を提示するが、その分類方法にも問題がある。雷氏は前述の理由で「閔隴集團」の用語を使用せず、考察対象となる人物について、出身地域（本貫地）に従って閔隴・山東・江南の三系統に分けて分類する。また、伍氏は対象人物を分類するのに際して「閔隴集團」の項目を設定し、その他の人物については、本貫地と先祖の出身王朝を基準にした独自の分類方法を提示する。両氏の分類方法で問題なのは、陳説の定義に従えば、本来は「閔隴集團」とすべき西魏・北周系統の人物の一部を非閔隴系氏族に分類していることである。例えば、陳氏が「閔隴集團」とした長孫無忌・長孫順徳が河南洛陽を本貫地としたことを

理由にして、雷氏は「山東士族」に分類する²⁹。そのような判定となったのは、父祖の経歴を考慮しない雷氏の分類では、長孫氏が西魏・北周系の上位氏族であったことが見落とされるためである。一方の伍氏は父祖の経歴を考慮するが、曾祖父の姉妹が宇文泰の兄に嫁ぎ、北周武帝の清都公主を娶った閻毗を父に持つ閻立德を「関隴集団」に含めておらず、隋代から仕官した家柄と見る。伍氏は、唐初の功臣の家系について新旧『唐書』の列伝しか参照しておらず、その父祖の列伝が多く収録されている南北朝・隋の正史を殆ど見ていない³⁰。閻立德の分類はこの初歩的なミスに起因するが、同様な史料の調査不足や誤読による分類ミスが何例も見られる。このように両氏ともに前提とする分類方法に欠点や判定ミスを含んでおり、これをもって非関隴系氏族の台頭と「関隴集団」の衰退を述べて陳説を批判するのは、問題があると言わざるを得ない。

そのほか、批判派には、陳氏の言説を誤読して反論を展開している研究もある。黄永年氏は「関隴集団」の紐帯を、関隴の地域文化、特にそれによって形成された「文武合一（文武両道）」の気風に求める。黄氏は文武合一型の「関隴集団」の構成員が唐高祖期の中枢部からは殆ど見出せなくなることを理由にして、「関隴集団」は既に集団としての連帯感を喪失していたと結論した。確かに、陳氏は「関隴集団」の紐帯として地域文化を指摘しているが、同時に婚姻関係も挙げている。「文武合一」の気風のみを基準にして集団内の紐帯の有無を量る黄氏の批判は、的を射たものとは言い難い。

以上のように、提唱者の陳寅恪氏の手を離れて「関隴集団」の概念が独り歩きしており、各研究者が持論に引き付けて解釈している。そのため、陳説の当否をめぐる議論が噛み合わず、堂々めぐりとなっているのである。

②日本における新たな潮流

かかる研究状況にあって、我が国において、2000年代に入り山下将司氏の研究を契機にして関隴集団説を根本的に見直すべきとする潮流が生まれ、北朝後半期から隋唐前半期の政治史の分野において、日本独自の隋唐形成論が醸成されつつあるのである。それでは山下氏の研究とは、どのようなものであろうか。

山下氏は、陳寅恪氏が「関隴集団」の源流として挙げた「八柱国・十二大將軍」という用語に注目した。その出典となる『周書』卷十六・史臣曰く条によると、西魏政権の中枢部を構成した8人の柱国大將軍と12人の大將軍を挙げ、その子孫が「門閥」と見なされたという。そのメンバーには北周宇文氏・隋室楊氏・唐室李氏の皇祖、その三氏と婚姻を

結んだ独孤氏が含まれており、「関隴集団」が西魏・北周・隋・唐と婚姻集団を形成し一貫して支配集団の中核を担った重要な根拠となっていた。ところが、山下氏は、「八柱国・十二大將軍」の構成員が『周書』と唐初の碑誌史料と食い違うものがあり、かつ『周書』及び『貞観氏族志』が成立した貞観十二年（638）以前の史料にはその語を検索し得ないとして、その子孫を門閥と見なす門閥観は山東門閥に対抗するために太宗によって捏造されたものとした。そのうえで、「関隴集団」の概念を取り外して改めて西魏・北周から隋唐政權の形成を考えていくべきとことを提言している³¹。

この山下氏の提言を承けて、前島佳孝氏³²・会田大輔氏³³は、「関隴集団」あるいは「八柱国・十二大將軍」の概念を使用せず隋唐政權の前身となった西魏・北周政權の支配集団の構成について考察した。その結果、西魏・北周・隋・唐と支配集団の中核氏族が連続していることが改めて確認された。また、前島氏は西魏・北周政權において「八柱国」「十二大將軍」に該当する氏族の家格が一般より一階級上位に位置づけられたことを明らかにし、その序列も唐室李氏を除き概ね『周書』の記載と一致していることを再確認した。両氏の成果は隋唐支配集団を再考するうえで重要である。何故ならば、関隴集団説の枠組みや唐朝による作為を排除したとしても、隋唐政權の淵源が西魏・北周の支配集団にあることが、改めて裏付けられたからである。また、唐朝初期の支配集団については、山下将司氏によって、李世民の政權奪取に山東系氏族が貢献したこと、山東勢力を背景に持つ李世民と太原で挙兵して以来の功臣集団を擁する高祖（李淵）・皇太子李建成の間には権力基盤に相違があったことが明らかにされた。山下氏は、両者の対立を「関隴集団」内の宮廷闘争とする従来の陳説に影響を受けた理解であると批判する³⁴。

また、近年では、森安孝夫氏³⁵や石見清裕氏³⁶によって、後漢・西晋末の五胡諸族の華北移動から始まる東ユーラシアの民族移動と国際情勢の変遷を軸にして隋唐政權の形成を考えるべきであることを提唱されている。特に両氏は、五胡諸族、北魏末の六鎮民、唐末五代の突厥沙陀族などの諸勢力を育んだ「農牧接壤地帯」に注目する。同地は所謂「長城地帯」に該当し、河北・山西・陝西三省の北部・寧夏回族自治区・甘肅省に跨るベルト状に広がる半農半牧地帯である。両氏は遊牧民と農耕民の両勢力が交差する同地の動向が中国を含めた東ユーラシアの歴史を左右したと主張する³⁷。

この森安・石見両氏による所説の契機となったのは、杉山正明氏による「拓跋国家説」である³⁸。杉山氏は北魏・北周・北齊・隋・唐の皇室が鮮卑拓跋部の連合体より派生したものとして一括し、「拓跋国家」と総称すべきことを提唱し、隋唐政權を游牧国家の系譜に

位置づけた。これを承けて森安氏は、隋唐政権初期の性格について、文化的には漢文化に融合しながらも内政の充実より外征に固執しており、遊牧国家の本質を失っていない武力国家と規定した。更に氏は、遊牧的要素を持った府兵制を基礎とする都護制・鎮戍防人に支えられた周辺勢力への羈縻支配が「世界帝国」としての隋唐政権の屋台骨を支えたと見通す³⁹。一方の石見氏は、唐朝政権の構造について、遊牧系のテュルク・隊商民のソグドが領域内に取り込まれ、それらの勢力がモザイク状に分布していたことを指摘し、そこに「世界帝国」としての唐朝の基本的なあり方を見出した⁴⁰。

この両氏の所説をふまえて、最近では東ユーラシアの国際情勢や民族移動を手掛かりにして隋唐政権の形成過程を捉え直し、その遊牧国家的側面を強調する個別の研究成果が積み重ねられつつある。例えば、山下氏は中国各地に植民集落を建設したソグド人が軍団を組織し、西魏・北周・隋唐政権の軍事制度に取り込まれたことを指摘し、特に唐朝の関中・河西回廊の平定に大きく貢献したことを論証した。また、ソグド勢力が玄武門の変などの重要な政局にも影響を与えたことも指摘する⁴¹。平田陽一郎氏は、宮廷内の権力闘争や中国国内の情勢のみで捉えてきた隋朝政権の建国過程を突厥との外交関係を視野に入れて捉え直し、東ユーラシアの国際情勢が「周隋革命」と連動していたことを明らかにした⁴²。斉藤茂雄氏は、皇子時代の李世民が突厥対策や華北の群雄平定に従事するなかで、突厥の部族長を調略し、このことが唐朝政権による東突厥征服の下地を作ったことを論じた⁴³。また、同氏は農牧接壤地帯の隋末唐初の割拠勢力が、唐朝と東突厥の抗争に影響を与えたことも指摘する⁴⁴。

そのほか、森安氏も指摘した府兵制度と遊牧官制の関係については、平田陽一郎氏が、隋唐府兵制の前身である西魏・北周の「二十四軍」は遊牧民の「部落制度」を模したものであることを指摘し、同制度では、遊牧官制に由来する君主の側近官である庫親（親信）が部隊に配置され、その経験者を指揮官に起用することで巨大な軍事機構を運営していたことを明らかにした⁴⁵。平田氏は、このような人事を通した運営形態は隋唐初期の府兵制や禁軍制度にも継承されたことも指摘する。また、唐代、皇帝に直属した北衙禁軍の将兵が皇室の家奴・家人的性格を持っていたことについて、後世のモンゴル・元における君主の側近官ノコルや親衛兵ケシク的存在に比定できるものとして、律令官制で運営されていた南衙と異なり、皇帝の私的空間に属する北衙には遊牧的世界が広がっていたとして、唐朝政権の遊牧国家的側面を強調する⁴⁶。会田大輔氏もまた北周の禁軍を構成する侍衛制度が北魏の内朝官の系譜を引く遊牧官制に由来することを指摘した⁴⁷。

以上の諸研究は、隋唐政権を五胡十六国・北魏などの遊牧諸政権の延長と位置付け、それらより継承した遊牧要素を強調したもので、胡漢融合の「関隴集団」が打ち立てた中国王朝とする従来の通説的理解に対して、一石を投じたものと言える。確かに隋唐政権の形成を論じるに際して、テュルク系遊牧民やソグド人勢力の役割を評価し、また、鮮卑拓跋以来の遊牧要素の継承を肯定しなければ、「世界帝国」としての性格を説明するのは難しい。また、従来の農耕漢民族を主役とした中華主義的な中国史観は、反省しなければならない。

しかしながら、隋唐政権が秦漢・魏晉以来の中華文明の伝統を全く継承しなかったわけではない。この点については、杉山氏による「拓跋国家」論の批判を通じて高橋徹氏が既に指摘している⁴⁸。高橋氏は、北周・隋唐の皇室は北魏政権では非主流の氏族で鮮卑拓跋氏の嫡流ではなく、単純に北朝・隋唐政権を「拓跋国家」として一括りにできないとして杉山説に疑問を提示する。また、律令官僚制に代表される隋唐の諸制度は儒教に代表される中華文明の影響も受けており、鮮卑拓跋部に由来する遊牧的要素のみを強調するのは妥当ではないと杉山氏や森安氏の所説を批判する。

また、前述の会田氏は、北周の侍衛制度は遊牧官制の影響が見られるものの、北魏前期の内朝官が保有していた行政官、監察官、詔勅の出納などの職掌は喪失しており、胡族優位の北周政権でも全面的な遊牧官制の復活は行っていないことを指摘し、北魏前期から隋唐前期までの国家形態は変わらないとする「拓跋国家」説は、検討の余地があると論じる。更に会田氏によると、非漢族出身の北周の宣帝が中華世界の君主として胡漢を超越するために「天元皇帝」を称したが、その企図は失敗し、これを承けて、隋唐の建国者は漢人門閥を標榜して漢人皇帝として中華世界を統一することとなった、と言う。会田氏は北朝・隋・唐の遊牧的要素を強調するだけでなく、この時代の国家を理解するためには、中華王朝的側面にも目を配るべきことを指摘する⁴⁹。

③中国における近年の研究動向

関隴集団説の枠組みを外して新たな隋唐政権像を模索する日本の研究動向に対して、逆に中国では、同説を魏晉南北朝・隋唐史の分野でどのように継承して理論として発展させるべきかを提起する論文が多く出されており、前掲の曹印双氏・李万生氏の論文は、その一環を成すものであった。最近、曹氏は「“関中本位政策”新論—以隋唐帝国形成的基礎要素为中心」（『陝西師範大学学報（哲学社会科学版）』2014年2期）を著し、関隴集団説で提示された西魏・北周から隋唐政権の形成過程の見通しを再確認する。

特に最近では軍事制度を軸にした「関隴集団」の形成過程に関心が集中しており、西魏・北周史の分野では、蘇小華『北鎮勢力与北朝政治文化』（中国社会科学出版社、2012 年）、熊偉著『府兵制与北朝隋唐国家政治形態研究』（人民出版社、2014 年）、曾磊著『北朝後期軍閥政治研究』（人民出版社、2015 年）と立て続けに専著が公刊された。そのほか、個別論文としては、姜望来氏・薛海波氏の成果がある⁵⁰。ただし、これらの成果は、関隴集団説を骨子とした我が国の谷川道雄氏の西魏・北周期の武川鎮軍閥と府兵制の研究⁵¹、中国の張偉国著『関隴武将与周隋政権』（中山大学出版社、1993 年）、台湾における呂春盛著『関隴集団的権力結構演變—西魏北周政治史研究』（稻郷出版社、2002 年）などの先行する成果と大同小異であり、近年陸續と発見され公刊されている墓誌は全く使用しておらず、目新しさは殆どない。

さらに、近年では関隴集団説は歴史学に止まらず文学の分野にまで波及している。李浩著『唐代関中士族与文学』（初版 1999 年、中国社会科学出版社、2003 年）、同著『唐三代地域文学士族研究』（中華書局、2002 年、増訂本 2008 年）は、隋唐の文化の特質が関隴（西魏北周）・山東（東魏北齊）・江南（梁陳）の各地域文化の融合と併存にあるとする陳氏の文化論を継承して、隋唐文学を担った各系統の士族とその文学の特徴を論じようと試みる。ところが、李氏は陳氏の文化論や「士族」（日本の学界で言う貴族）に関する議論をなぞるのみで、果たして「士族」の出身地域ごとに文学作品の特徴に傾向があるのかどうか、個々の文学作品については分析を加えておらず、甚だ疑問である。

第 2 節 本研究の課題と構成

（1）本研究における氏族の分類

前節では、支配集団に焦点を当てて隋唐政権の形成を論じた研究について整理した。その成果を総括すると、近年では、陳寅恪氏の関隴集団説を大前提とする中国側の研究、前提としないで史料に回帰して分析を進める日本の研究者との間に、隋唐支配集団の理解に関して齟齬が生じつつあるのが見えてくる。

前者の課題は、山下将司氏以降の日本の研究成果は全く参照されておらず、そこで指摘された関隴集団説の問題点を全く克服していないことである。前節において、筆者は「関隴集団」という用語が既に提唱者の陳氏の手を離れて、研究者の立場によって独自の解釈がなされていることを確認した。この用語を用いると論文執筆者の論旨が読者によって誤解を生じさせる危険性があるのである。従って、筆者は「関隴集団」の概念を用いない近

年の日本の潮流に賛同し、本研究でも先行研究に言及するにあたり、必要となる際を除いて、「関隴集団」の用語を使用しないものとする。

一方の后者の課題は、西魏・北周の支配集団については関隴集団説の枠組みを外した再検討が行われたが、隋唐初期の支配集団の形成については、正面から取り上げて体系的に再検討した研究成果が少ないことが指摘できる。この方面における唯一の成果として山下将司氏のものがある。山下氏が取り上げて考察したのは李世民集団のみで、『貞観氏族志』が編纂された意義についても、唐室李氏の権威を確立するためとする理解に止まっている。前述したように、太宗の氏族政策の最も重要な意義は支配階層「士」の範囲を確定したことにあるが、この点について山下氏は全く論及されていない。

また、近年では「関隴集団」に替わる存在として、山下将司氏や斉藤茂雄氏によって、ソグド人やテュルク人に代表される非漢人勢力が隋唐政権の形成に果たした役割が大きく評価されている。しかしながら、彼らは隋唐政権の形成に主体的に関わったのではなく、あくまで有力勢力の一つとして政権に取り込まれたに過ぎない。隋唐政権が形成された意義を正面から論じるのであれば、政権中核を担った人々にこそ焦点を当てなくてはなるまい。近年、唐朝政権初期の性格について遊牧的要素を強く主張する一方で、中華王朝的側面が全く言及されていないが、その原因の一つとして非漢人勢力に関心が集まり、政権中枢部を構成した支配集団の研究が下火になっていることが挙げられるのではないだろうか。隋唐政権の性格を考えるにあたって、遊牧と中華、両方の要素に注意を払わなくてはならないことは、高橋徹氏と会田大輔氏が警鐘を鳴らす通りである。

以上の先行研究における問題点をふまえれば、唐初の氏族政策の展開を軸にして隋唐支配集団の形成を明らかにする本研究は、隋唐政権初期の性格を考えるにあたって、不可欠のものと言えるであろう。まず、それを進める前提として、隋唐支配層を構成する氏族の分類を改めて設定し直さなければならない。何故ならば、従来の分類方法は関隴集団説を前提としているからである。以下、本項では本研究の前提となる氏族の分類を提示する。

さて、本研究では氏族を分類するにあたり、史料上で確認できる隋唐初期の氏族分類方法を基本に据える。なぜならば、研究者の立場によって解釈が異なる陳説のものよりも、当該時代に行われた分類方法に依拠する方が、より当時の時代象を正確に描き出せるからである。まず、唐代の氏族分類の概要を伝える史料として挙げられるのが、前述した唐代中期の史官柳芳が撰した「氏族論」(『新唐書』卷一九九・儒学中・柳沖伝に引用)である。

過江則為「僑姓」、王・謝・袁・蕭為大、東南則為「吳姓」、朱・張・顧・陸為大、山

東則為「郡姓」、王・崔・盧・李・鄭為大、關中亦号「郡姓」、韋・裴・柳・薛・楊・杜首之、代北則為「虜姓」、元・長孫・宇文・于・陸・源・竇首之。「虜姓」者、魏孝文帝遷洛、有八氏十姓・三十六族九十二姓。八氏十姓、出於帝宗属、或諸国從魏者。三十六族九十二姓、世為部落大人。並号河南洛陽人。「郡姓」者、以中国士人差第閥閥為之制。

過江（長江を渡った氏族）は則ち「僑姓」^な為り、〔琅琊郡の〕王・〔陳郡の〕謝・〔陳郡の〕袁・〔蘭陵郡の〕蕭（南齊・梁の皇室）、大^な為り、東南は則ち「吳姓」と為し、朱・張・顧・陸（以上は吳郡が本貫地）、大^な為り、山東は則ち「郡姓」^な為り、〔太原郡の〕王・〔博陵郡及び清河郡の〕崔・〔范陽郡の〕盧・〔趙郡及び隴西郡の〕李・〔滎陽郡の〕鄭、大^な為り、關中も亦た「郡姓」と号し、〔京兆郡の〕韋・裴・柳・薛（以上、河東郡姓）・〔弘農郡の〕楊・〔京兆郡の〕杜、之に首たり、代北は則ち「虜姓」^な為り、元・長孫・宇文・于・陸・源・竇、之に首たり。「虜姓」は、魏（北魏）の孝文帝、洛に遷るや、八氏・十姓・三十六族・九十二姓有り。八氏・十姓は、帝の宗属より出で、或いは諸国の魏に従う者なり。三十六族・九十二姓、世よ部落大人と為る。並びに河南洛陽の人と号す。「郡姓」は、中国士人の閥閥を差第するを以て之が制^づを為る（後略、以下、「姓族詳定」の概要が述べられる）。

柳芳によると、漢人の「士人」は郡単位ごとに代表的な氏族が存在し、「郡姓」と総称された。唐代では關中・山東・江南など地域区画に基づいて「關中郡姓」・「山東郡姓」、西晋末期に華北より江南へ移動した「僑姓」、江南在地の「吳姓」に分類された。この区画された地域は、南北朝後期の北周・北齊・南朝（梁陳）による鼎立状況と合致する⁵²。一方、北族系氏族の「虜姓」は、「代北」に割拠した北魏を建てた鮮卑拓跋部と服属部族の「八氏・十姓」、北魏政權下で代々部落大人となった「三十六族・九十二姓」に由来する。彼らは孝文帝の時代に洛陽へ遷都に従い、「河南洛陽」に本貫地を移した。これによって、虜姓は河南郡の郡姓という属性が付与された。

このように「氏族論」では、唐代中期の氏族の分類方法が南北朝後期の三国鼎立に由来したものであったことが確認できる。この門閥観が隋唐初期にも適用できることは、以下に検討する二つの史料によって裏付けることができる。その第一の史料は『隋書』卷三三・經籍志・譜系の序文である。これは歴代王朝の氏族に関する書物や政策を概観した部分で、北魏時代における氏族の分類方法について、以下のように言及している。

後魏遷洛、有「八氏十姓」、咸出帝族。又有「三十六族」、則諸国之從魏者。「九十二姓」、

世為部落大人者。並為河南洛陽人。其中国士人、則第其門閥、有四海大姓・郡姓・州姓・県姓。

後魏洛に遷るや、八氏十姓有り、咸な帝族より出づ。又た三十六族有り、則ち諸国の魏（北魏）に従う者なり。九十二姓、世よ部落大人と為る者なり。並びに河南洛陽の人と為す。其の中国の士人、則ち其の門閥を第し、四海大姓・郡姓・州姓・県姓有り。

「経籍志」によると、北魏政権が洛陽に遷都すると、皇室（鮮卑拓跋部・元氏）より分かれた氏族を「八氏十姓」とし、北魏に服属している諸国の部族を「三十六族」とし、代々部落大人として部族を率いた家柄を「九十二族」と定め、彼らの本籍を「河南洛陽」に移籍させた。一方、中国の漢人の「士人」については、四海大姓—郡姓—州姓—県姓の四等級に分けて序列させ、「県姓」以上の氏族が「士」に該当するものとした。『隋書』経籍志は唐・高宗顯慶元年（656）五月に長孫無忌らが勅命を受けて完成させた「五代史志」の一部であり⁵³、ここに記される門閥観は唐初期のものが反映されている。

第二の史料は、唐初期の譜学の第一人者である李守素に関する逸話である。『旧唐書』卷七二・本伝によると、以下のように記される。

〔李〕守素尤工譜学、自晋宋以降、四海士流及諸勲貴、華戎閥閥、莫不詳究、当時号为「行譜」。嘗与虞世南共談人物、言江左・山東、世南猶相酬對。及言北地諸侯、次第如流、顯其世業、皆有援証。世南但撫掌而笑、不復能答、歎曰「行譜定可畏。」

〔李〕守素は尤も譜学を^{たく}工みにし、晋宋自り以降、四海の士流及び諸勲貴、華戎の閥閥、詳究せざる莫し、当時号して「行譜」と為す。嘗て虞世南と共に人物を談じ、江左・山東を言い、世南猶お相い酬對す。北地諸侯を言うに及び、次第は流るる如く、其の世業を顯すに、皆援証有り。世南但だ掌を撫して笑い、復た能く答えず、歎じて曰く「行譜は定めて畏るべし」と。

李守素は、特に西晋以降の氏族について、「華戎（胡漢）」の別なく「士流」や「勲貴」の家柄・系譜に精通しており、世間では「行譜」と綽名された。かつて、虞世南と前代の人物について、その代々の家柄や事績について討論した。虞世南は江南（江左）や山東の氏族については応酬できたが、話題が北地の諸侯に及ぶと打ち負かされてしまった。ここに登場する李守素・虞世南はともに太宗の皇子時代の幕僚で、「秦王十八学士」に数えられる。両者が氏族を分類した方法も、前掲「経籍志」と同様に隋唐初期の門閥観を反映したものであろう。

以上に引用した二つの史料と「氏族論」と対照させると、その氏族の分類方法は共通す

る点が少なくない。まず、三史料ともに氏族を分類するにあたり、士庶を区別し、胡漢を基準にした。北族系「虜姓」の由来や、漢人の名族が郡ごとに存在し「郡姓」と呼称されていたという記述は、『隋書』経籍志と「氏族論」では一致している。一方、「李守素伝」では、中国を江南・山東・北地に区分して氏族を分類していたことも、「氏族論」と基本的に一致する。なお、「北地」の語は「李守素伝」にしか見えないので判然としないが、「代北」もしくは「関隴」に相当するものと思われる。このように、士庶・胡漢の区別をしたうえで、南北朝時代に父祖が仕えた王朝と出身地域を組み合わせる氏族を分類する方法は、隋唐初期にも存在しており、本研究でもこの分類方法を採用したい。

ところで、どの氏族が具体的に「士」に分類されるのであろうか。前掲の『隋書』経籍志の記事や「氏族論」をふまえると、漢人氏族については「郡姓」が「士」に該当したと思われる。故に本研究では、「郡姓」に該当する氏族を「士」の家柄と見なすこととする。「氏族論」では、全国の「郡姓」の中でも上位に位置づけられた「大（首）姓」を列挙している。これに対して「経籍志」では、「郡姓」の上位に「四海大姓」の等級を設定している。「氏族論」の「大姓」は「経籍志」にある「四海大姓」に該当するものと思われる。「四海（天下）」の語を冠することから、「大姓」は州郡に止まらず全国規模の権威・名声があったと想定され、「郡姓」の上位氏族＝「門閥」と見なしてよいのではなかろうか。そこで、本研究では「氏族論」で列挙される漢人の「大姓」を「門閥」と見なすものとする。なお、具体的に、どの氏族が「郡姓」に該当するのかについては、漢人氏族の家格を判断する都度に、史料的根拠を提示することとしたい。

一方の北族系の「代北虜姓」の家格については、漢人氏族と比べて判断が難しい。北魏孝文帝の氏族詳定では、『隋書』経籍志や「氏族論」でも言及されている「八氏十姓」、「三十六族」、「九十二姓」が漢人氏族の家格と照らし合わせて「士」と認定された。ところが、彼らのうち北魏から隋唐の統一に至るまで系譜を追うことができる事例は漢人氏族に比べて少なく、彼らに替わって北魏末の大乱で旧六鎮系の北族が台頭して政治を主導することとなる。「虜姓」に関しては、漢人氏族と比べて氏族の盛衰が激しく家格も流動的であり、南北朝・隋唐初期に「門閥」としての格式を備えた氏族が存在したか疑問である。そもそも、北族系氏族の中には隋唐の皇室のように出自を漢人門閥に仮託する氏族もあり、元氏・長孫氏・源氏・独孤氏など明らかに「虜姓」と分かる事例を除けば、前提となる胡漢の判断も困難である。従って、本研究では「虜姓」に関しては「門閥」の概念に含めず、前述の漢人氏族のみを「門閥」と見なすものとする。

以上の前提をふまえたうえで、本研究が対象とする北朝後半期・隋唐初期の氏族を①関隴系氏族、②山東系氏族、③南朝系氏族の三系統に分類し、本研究における定義を以下に提示する。

①関隴系氏族

「関隴」とは、関中と隴西の総称で現在の陝西省・甘粛省に該当し、西魏・北周政権の主要部を占める地域である。本研究では西魏・北周の支配集団の総称として、「関隴系氏族」の語を用いた。関隴系氏族は、「関隴系勲貴」と「関中郡姓」に大別される。

「関隴系勲貴」とは、旧六鎮出身者で北魏末の動乱で関中に流入した者と関隴在地の胡漢の「庶姓」で、主に軍事的功績により地位と家柄を上昇させた者をいう。「八柱国・十二大將軍」の家柄がその代表となる。山下将司氏の提言を承けて、前島佳孝氏は西魏・北周政権中枢の構成員の序列を分析した結果、「八柱国・十二大將軍」に相当する人物が、政権内において他とは一線を画する存在であることを明らかにされた。その家柄も「八柱国」クラス、「十二大將軍」クラスというおおよその階層分けがなされたと言う⁵⁴。そこで、前島氏の成果をふまえて、便宜的に本研究でも関隴系勲貴の家格を示す際に、「八柱国・十二大將軍」の用語を使用することとする。

なお、従来の研究では、「八柱国・十二大將軍」の子孫を「門閥」と見なしてきた。その論拠は『周書』卷十六・史臣曰く条で、「門閥」の家柄として明記されているからである。しかしながら、山下将司氏が論証したように、この記述には唐室の家柄を高めようとする作為が含まれている。太宗により編纂された『貞観氏族志』では、当初、唐室李氏を差し置いて山東門閥の崔民幹を第一等の門閥とした。唐室李氏は「八柱国」の家柄に該当するが、山東門閥の下位に置かれている。この事実をふまえると、「八柱国・十二大將軍」を門閥とは見なし難い。周知の通り唐室李氏は六鎮の一つ武川鎮の出身である。六鎮出身者は孝文帝の洛陽遷都以降も北辺に残留した人々で、姓族詳定では「土流」の枠外に置かれたと推定される。唐室李氏以下、西魏・北周の中核を担ったとされる六鎮系氏族が、当時の上層社会で「土」と認識されたかどうか疑わしい。前掲『旧唐書』李守素伝によると、氏族の分類で、「土流」と並列して「勲貴」というカテゴリーが存在した。「勲貴」とは一般的に勲功で高位高官となった者を指す用語だが、「土流」と別枠となっているところを見ると、「土」分に含まれないが勲功で成り上がった者の子孫を指すのであろう。「勲貴」の用例は『周書』には見えないが、同書と同時並行して編纂された『北齊書』では、北齊皇室

高氏に代表される旧六鎮系出身者や、郡姓に該当しない寒門庶姓の漢人氏族で高位高官となった者を「勲貴」と呼び慣わしており⁵⁵、社会的階層も本研究で定義した「関隴系勲貴」と一致するのである。

「関中郡姓」とは、関隴地域の漢人郡姓の総称である。本研究では、「氏族論」で「首姓」とされた京兆韋氏・河東裴氏・河東柳氏・河東薛氏・弘農楊氏・京兆杜氏を「門閥」と見なす。

②山東系氏族

山東系氏族の多くは東魏・北斉に仕えた。関隴系と同様に「郡姓」と「勲貴」に大別できる。なお、「山東」とは、一般的に華山以東、もしくは太行山脈以東の地域を指すが、本研究では旧北斉領域を指す呼称として用いる⁵⁶。概ね、現在の山西省北半部・河南省・河北省・山東省に該当する。

「山東郡姓」とは、山東地域の漢人郡姓の総称で、我が国の学界で慣習的に使用されている所謂「山東貴族」がこれに該当する。本研究では「山東郡姓」の呼称を用いる。また、唐高宗が顕慶四年（659）十月に発布した「禁婚令」で相互に通婚を禁じた「七姓十家」の家柄が、「山東郡姓」の上位氏族とされている。「七姓十家」とは、北魏孝文帝の姓族詳定で漢人氏族の名族とされた、北魏の隴西の李宝、太原の王瓊、滎陽の鄭温、范陽の盧子遷・盧渾・盧輔、清河の崔宗伯・崔元孫、前燕の博陵の崔懿、晋の趙郡の李楷らの子孫合計 44 の系統の総称で、それは「氏族論」に記される山東郡姓の大姓とも一致する。既に池田温氏・毛漢光氏より詳細な考証がなされており⁵⁷、**表 2「山東門閥・七姓十家一覧表」**（23 頁）のように整理できる。本研究では、この「七姓十家」を「山東門閥」と呼称する。

なお、山東郡姓の大部分は東魏・北斉に仕えたが、一部は北魏末の混乱で関中へ移動し、西魏・北周に仕えた。そのような特殊な山東郡姓を「入関山東郡姓」と総称し、なかでも、「七姓十家」の系統を「入関山東門閥」と呼称する。一般的な山東郡姓で「入関山東郡姓（門閥）」と特に区別したい場合は「北斉系山東郡姓（門閥）」の語を用いる。

「北斉系勲貴」とは、旧北魏末の動乱で山東地域に流入して東魏・北斉政権を形成した旧六鎮出身者や山東在地の胡漢の「庶姓」で、主に軍事的功績により地位と家柄を上昇させた者をいう。北斉宗室の高氏及びそれに臣従した胡族系武将の子孫が代表格となる。ただし、山東漢人郡姓に比べて胡族系の北斉系勲貴の子孫で隋唐初期に政権中枢部（三省六部）へ進出した者は、非常に少ない。唐初期では北斉宗室の子孫で太宗の宰相となった高

士廉のみである。

表 2 「山東門閥・七姓十家一覧表」

郡望	始祖（房支）	士望	魏書	北史	新表	その他	備考
隴西	李宝（姑臧房）	六子（七子？）：承（姑臧房）、茂（敦煌房）、輔、佐、公業、冲（僕射房）、仁宗	39	100	72 上	弁証 2	唐室と同宗のため禁婚令では筆頭とされる。
太原	王瓊（四房始祖）	四子：遵業（大房）、広業（第二房）、延業（第三房）、季和（第四房）	38	35	72 中	—	
滎陽	鄭温（三祖始祖）	三子：曄（北祖）、簡（南祖）、恬（中祖）	56	35	75 上	弁証 5	
范陽	盧子遷（北祖始祖）	四子：淵（別名陽烏、大房）、敏（第二房）、昶（第三房）、尚之（第四房）	47	30	73 上	姓纂 3	
	盧渾	？	—	—	—	—	『魏書』卷 44 にみえる盧洪の誤りか？
	盧輔（北祖）	六子：琇、静、同、璧、他二名未詳	76	30	—	姓纂 3	
清河	崔宗伯（大房）	二子：休、寅	69	24	72 下	弁証 5	
	崔元孫（青州房）	二子：亮、敬默	66	44	72 下	弁証 5	
博陵	崔懿（六房始祖）	八子：連（大房）、琨（第二房）、格（第三房）、邈（第四房）、殊（第五房）、怡（第六房）、豹、侃	49	32	72 下	弁証 5	
趙郡	李楷（三祖始祖）	四子（五子？）：輯（南祖）、晃（南祖）、芬（西祖）、勁（西祖）、叡（東祖）	—	33 100	72 上	弁証 2	

出典略号：新表＝『新唐書』宰相世系表 姓纂＝『元和姓纂』 弁証＝『古今姓氏書弁証』 数字は巻数

③南朝系氏族

南朝の梁・後梁・陳に仕えた者、もしくはその子孫を言う。特に「氏族論」で指摘される「僞姓」、「呉姓」がその代表格となる。そのなかでも「大姓」として列挙される琅琊王氏・陳郡謝氏・陳郡袁氏・蘭陵蕭氏（南齊・梁の皇室）、呉郡の四姓（朱・張・顧・陸）を「南朝系門閥」とする。この系統の氏族のみ地域ではなく王朝系統を冠して分類したのは、本研究が対象とする隋唐前半期においては、西魏の江陵征服や隋の江南平定によって、彼らの多くが長安へ強制的に移住させられて江南の基盤を喪失し、長安・洛陽に移住したことに因る。

以上に定義した三系統の氏族集団を改めて整理すると、表 3「本研究における南北朝～隋唐初期の氏族分類」のようになる。

表 3「本研究における南北朝～隋唐初期の氏族分類」

家格\分類		①関隴系氏族 (西魏・北周系統)	②山東系氏族 (東魏・北斉系統)	③南朝系氏族 (梁・後梁・陳系統)
士	門閥	関中郡姓の大姓	「七姓十家」の子孫	僞姓・呉姓の大姓
	郡姓	上記以外の関中郡姓	上記以外の山東郡姓	上記以外の僞姓・呉姓
庶	勲貴	旧六鎮出身の氏族、関隴在地の胡漢庶姓で西魏・北周の勲臣及びその子孫。「八柱国家」「十二大將軍家」が代表格	旧六鎮出身の氏族、山東在地の胡漢庶姓で東魏・北斉の勲臣及びその子孫。北斉宗室及び高歓に従った北族系武將が代表格	—
	庶姓	上記以外の関隴地域の庶姓	上記以外の山東地域の庶姓	江南地域の庶姓

※②の系統で西魏・北周系統の「山東郡姓」を「入関山東郡姓」と呼称する。

また、各氏族集団内の連帯感については、強弱の判断が難しく、一律に規定するのは困難である。その紐帯の指標となる構成員の政治路線について、陳寅恪氏以降の研究では、「関隴集団」ならば「関中本位」路線と規定し、山東門閥ならば、「山東本位」路線というように、出身氏族の系統のみによって判断することがある。しかしながら、そのみで官僚各自の政治路線を論断するのは非常に問題である。そこで、筆者は各集団や特定の政治派閥の連帯感に言及する際は、史料に立ち返り、できるだけ各人の経歴や政治路線、交友関係・婚姻関係など客観的な状況を明らかにしながら、議論を進める方針を採る。なお、これは氏族内部の族的結合についても同様である。本研究では、血縁関係だけでなく氏族成員の居住地や埋葬地などを手掛かりにして、同族的紐帯が及んだ範囲を論証する。そして明らかにし得る同族的結合の範囲をもとにして、各氏族の力量を正しく把握することに努める。

(2) 本研究の課題と各章の概要

以上の前提をふまえたうえで、本研究の章構成に沿って果たすべき課題を提示する。まず、本研究全体の章構成を初出時の書誌情報と合わせて提示すると、以下の通りである。

第 1 部 唐朝政権の形成と氏族政策の展開

第 1 章 唐朝政権の形成と太宗の氏族政策

—金劉若虚撰「裴氏相公家譜之碑」所引の唐裴滔撰『裴氏家譜』を手掛かりに—

初出：『史林』95-4、2012年

第2章 唐初の氏族政策の展開と昭陵陪葬墓の形成（書き下ろし）

第3章 唐太宗政権の形成と北齊系人士

原題：即位前の唐太宗・秦王李世民集団の北齊系人士の分析

初出：『駿台史学』125、2005年

第2部 隋唐政権の形成と「門閥」勢力

第1章 隋唐初期の政治史と「入関山東門閥」

原題：唐・李百藥撰「崔仲方墓誌」の分析—入関山東貴族の性格をめぐって—

初出：氣賀澤保規編『中国石刻資料とその社会—北朝隋唐期を中心に—』（汲古書院、2007年）

第2章 北魏の東西分裂と山東門閥—「隋・李希仁妻崔芷蘩墓誌」を手掛かりに—

原題：北魏の東西分裂と山東貴族—「隋・李希仁妻崔芷蘩墓誌」を手掛かりに—

初出：『明大アジア史論集』18、2014年

第3章 崔民幹の事跡と太宗の『貞觀氏族志』編纂

—「崔幹(崔民幹)墓誌」を手掛かりに—

原題：崔民幹の事跡と『貞觀氏族志』—「崔幹(崔民幹)墓誌」を手掛かりに—

中文題名：崔民幹事迹与太宗修『貞觀氏族志』—以『崔幹(崔民幹)墓誌』為線索—

初出：『東アジア石刻研究』3、2011年

転載：杜文玉主編『唐史論叢』19（三秦出版社、2014年）なお、転載版は中文。

第4章 隋代弘農楊氏の研究—隋唐政権形成期の門閥—

初出：『東洋文化研究』19、2017年

第5章 北魏における越公房楊氏の勃興—楊鈞の事跡について—

原題：「北魏・楊鈞墓誌」の訳注と考察

初出：『駿台史学』144、2012年

まず、第1部では、唐太宗・高宗による氏族政策を取り上げる。第1節で整理したように、唐朝政権の形成を論じた先行研究の多くが政権中枢部の構成員を復元して統計し、その結果をふまえて関隴・山東・南朝でどの勢力が優勢であったのかに基づき、政権の性格を規定した。ところが、統計の結果は文献史料との相関関係を裏付ける有力な材料とはな

るが、逆に統計のデータのみを論拠として政権の路線を規定するのは難しい。また、各構成員の政治的影響力を均一化してしまう問題もある。そこで最も重要な課題となるのが、創業期の唐朝が支配集団を構成する際の理念・方針はどのようなものであったか、それを体現した政策・制度は何であったのかを考察することなのである。

これまで、その政策として太宗によって編纂された『貞観氏族志』が注目を集めてきた。その理由は繰り返し述べてきたように、唐朝支配階層を構成する「士」に相当する氏族のリストとなる本書は、唐朝政権の性格を解明するうえで、大きな手掛かりを与えてくれるからである。しかしながら、『貞観氏族志』の内容を正面から取り上げたうえで、唐朝政権の形成を論じたものはない。何故ならば、同史料は宋代以降に散逸したため断片的な内容しかわからなかったからである。そこで、筆者は、『貞観氏族志』の内容に関わる史料として、劉若虚撰「裴氏相公家譜之碑」に注目した。本碑は古くより記録されていたが、唐代より約200年後の金・大定十一年（1171）八月に立てられたため、隋唐史を対象とする研究者より見落とされてきた。ところが、本碑には、唐代に関中門閥河東裴氏が作成した『裴氏家譜』が刻まれており、裴氏五名の『貞観氏族志』の等級を知ることができるのである。そこで、第1章では、『裴氏家譜』を手掛かりにして『貞観氏族志』に登載された氏族の選定基準、家格の等級と官品の対応関係を復元したうえで、太宗の氏族政策の理念について考察を加え、関隴集團説の再検討を試みるものとする。

続く第2章では、前章の考察をふまえて太宗から高宗にかけて氏族政策がどのように展開したのかについて、太宗昭陵の功臣陪葬墓の形成が氏族政策と密接な関係にあったことを明らかにすることを通して考察する。そのうえで、太宗・高宗の政治路線が、次の則天武后の武周政権にどのような影響を与えたのかを展望する。

第3章では、非関隴系の北齊（山東）系人士が太宗の藩邸集團（李世民集團）に参加した経緯を考察し、南北朝の分裂時代を克服した新統一王朝として普遍的体制の構築を目指した太宗政権がどのようにして形成されたのか明らかにする。最後に第1部の締め括りとして、前章までの考察をふまえて、唐太宗政権の性格と歴史的 position 付けを行う。

第2部では、唐朝政権の形成に影響を与えた漢人「門閥」勢力について、事例研究を通してその重要性を論じるものとする。

まず、第1章～第3章では、「門閥」の代表として崔民幹の一族—博陵崔氏第二房を取り上げる。前述したように、崔氏は一般的な北齊系山東門閥とは異なり、西魏・北周に仕えた「入関山東門閥」であった。入関博陵崔氏について、従来の研究では「関隴集團」と同

化して在地基盤を喪失し、王朝権力に依存した存在とみなされていたため、政治勢力として重視されてこなかった。第1章～第2章では、新発見の博陵崔氏墓誌の考察を通して、崔氏が北朝後期から唐初に至るまで「山東」の基盤を保持していたこと、そのことが第一の「門閥」という評価につながったことを論証し、通説の批判を試みる。それをうけて、第3章では『貞観氏族志』で博陵崔氏第二房の代表者となった崔民幹の事跡について、彼本人の墓誌をふまえて復元し、何故、太宗が彼を第一等から第三等に家格を降格させたのかを考察し、第1部で明らかにした唐初の氏族政策の理念を裏付ける。

次に第4章と第5章では、もう一つの「門閥」の事例として、隋朝政権の興亡を左右した楊素・楊玄感父子が属する関中漢人門閥弘農楊氏の本宗一越公房楊氏を取り上げる。この越公房楊氏に関しては、郷里華陰（陝西省華陰市・潼関県一帯）を中心に約49枚の墓誌が出土している。第4章では、この越公房楊氏の墓誌を材料にして、まず、彼らの在地基盤を明らかにする。次に楊氏が、皇族が就任すべき宗正寺や太子宗衛関連の官職を獲得していることに注目して、越公房と隋室の関係を考察する。そのうえで、隋唐政権と「門閥」勢力の関係について展望する。続く第5章では、越公房の始祖楊鈞の事跡について、新出の「楊鈞墓誌」をふまえて復元し、北魏後期に越公房楊氏が勃興した背景について考察し、彼らの存立基盤について、第4章の結論を補足する。

以上の考察結果に基づいて結論では、本研究で明らかにしえた隋唐政権の性格の一端を論じ、合わせて本研究で得られた展望と積み残された課題について述べるものとする。なお、本研究では旧来の文献史料だけでなく、新たな史料群となる石刻史料、特に墓誌史料を積極的に活用した。ただし、本研究で考察の対象としたのは2015年以前に公刊されたもの、あるいは国内外の博物館や図書館など公的機関を通じて公開されたものに限った⁵⁸。

¹ この『貞観氏族志』の編纂をめぐる事件については、『貞観政要』巻七・論礼楽、『旧唐書』巻六五・高士廉伝、『新唐書』巻九五・高俊伝、『唐会要』巻三六・氏族、『資治通鑑』巻一九五・貞観十二年（638）正月の条を参照。

² なお、内藤氏は『支那中古の文化』第十講「貴族中心時代」（初出1928年、『内藤湖南全集』第10巻、筑摩書房1969年）においても、同様の見通しを述べている。

³ そのほか、隋唐前半期の政治史における「関隴集団」と「山東集団」の対立抗争について、陳寅恪氏は「記唐代之李武韋楊婚姻集団」（初出1954年、同著『金明館叢稿』初編、

生活・読書・新知三聯書店、2001 年）にて論じている。

- ⁴ なお、20 世紀における「閹隴集團」をめぐる先行研究については、胡戟・張弓・葛承雍・李斌城主編『二十世紀唐研究』（中国社会科学出版社、2002 年）政治巻第 1 章「政治事件与政治集团人物」の第 1 項「閹隴集團」（蘇士梅・于賡哲両氏が執筆）にも整理されているので参照されたい。
- ⁵ 布目氏の研究は同著『隋唐史研究—唐朝政權の形成』（東洋史研究会、1968 年）にまとめられている。
- ⁶ 布目氏注 5 前掲著書、序説「唐朝政權の形成に関する課題」10 頁 15～16 行目。
- ⁷ 谷川道雄著『増補 隋唐帝国形成史論』（筑摩書房、1998 年）第Ⅱ編第 3 章「北魏官界における門閥主義と賢才主義」（初出 1959 年）、第Ⅲ編第 4 章「周末・隋初の政界と新旧貴族」（前半部初出 1967 年、後半部初出 1968 年）、同「西魏「六条詔書」における士大夫倫理」（初出 1967 年、同著『中国中世社会と共同体』国書刊行会、1976 年）、同「拓跋国家の展開と貴族制の再編」（堀敏一等著『岩波講座 世界歴史 5 古代 5』、岩波書店、1970 年）を参照。なお、「新貴族制」の骨子については、同著『隋唐世界帝国の形成』（初版 1977 年、改訂版、講談社、2008 年）第 6 章「隋唐文化の世界」「1 隋唐両国家のいない手」に簡潔にまとめられている。
- ⁸ 布目氏注 5 前掲著書、序説「唐朝政權の形成に関する課題」を参照。
- ⁹ 吉岡真「八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成」（『史学研究』153、1981 年）、同「隋・唐前期における支配階層」（『史学研究』155、1982 年）、同「北朝・隋唐の支配層の推移」（妹尾達彦ほか『岩波講座 世界歴史 9 中華の分裂と再生』、岩波書店、1999 年）。
- ¹⁰ 汪錢著、唐長孺等編『汪錢隋唐史論稿』（中国社会科学出版社、1981 年）所収「唐太宗之拔擢山東微族与各集团之并進」、同「唐太宗樹立新門閥的意図」、同「唐高宗王武二后廢立之爭」。
- ¹¹ 毛漢光『中国中古社会史論』（初版 1988 年、上海書店出版社、2002 年）、総論第 1 篇「中古統治階層之社会基礎」、第 2 篇「中古統治階層之社会成分」、第 3 篇「中古家族之變動」、第 4 篇「中古士族性質之演變」（以上 4 編、初出 1974 年）。
- ¹² 毛漢光「中古山東大族著房之研究」（初出 1983 年、注 11『中国中古社会史論』に再録）、同「中古大族著房婚姻之研究—北魏高祖至唐中宗神龍年間五姓著房之婚姻關係—」（『中

央研究院歷史語言研究所集刊』56-4、1985 年)、同「閹隴集團婚姻圈之研究—以王室婚姻關係為中心—」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』61-1、1990 年)。

- ¹³ 岑仲勉『隋唐史』(初版 1957 年、河北教育出版社、2000 年)唐史第十八節「進士科抬頭之原因及其流弊」。また、岑氏による閹隴集團説への批判については、宋社洪「試析岑仲勉『隋唐史』對陳寅恪隋唐史研究批評」(『福建師範大學學報(哲學社會科學版)』2008 年 2 期)に整理されている。

- ¹⁴ 黃永年氏の説については、その著書、『六至九世紀中國政治史』(上海書店出版社、2004 年)第二章「閹隴集團始末」、第四章「李唐創業和玄武門之變」、第五章「高宗和武后」を参照。この部分は、以下に掲げた同氏の論著を基礎にしている。

「說永徽六年廢立皇后事真相」(初出 1981 年、『文史探微 黃永年自選集』、中華書局、2000 年)

「論武德貞觀時統治集團的内部矛盾鬭爭」(初出 1988 年、同著『文史存稿』(三秦出版、2004 年)

「從楊隋中樞政權看閹隴集團的開始解体」(初出 1996 年、前掲『文史探微 黃永年自選集』)

「閹隴集團到唐初是否繼續存在」(初出 1997 年、前掲『文史探微 黃永年自選集』)

- ¹⁵ 雷家驥『隋唐中央權力結構及其演進』(東大圖書股份有限公司、1995 年)第 1 章「唐朝的崛起及其人事權力結構的演進」を参照。

- ¹⁶ 伍伯常「從窆昭陵—論唐太宗的陪陵之制及其陪陵功臣」(『九州學林』3-4、2005 年)、同「李淵太原起兵的元從功臣—兼論楊隋之世的閹隴集團」(『台大文史哲學報』76、2012 年)。

- ¹⁷ 羅永生「從「玄武門之變」看貞觀政權的形成」(『九州學林』3-4、2005 年)。

- ¹⁸ 曹印双「李世民与秦府集團」(初出 2006 年、同著『唐代政治人物新論』、陝西人民出版社、2008 年)。

- ¹⁹ 注 10 前掲汪錢「唐太宗之拔擢山東微族与各集團之并進」、「唐太宗樹立新門閥的意圖」。

- ²⁰ 陳寅恪「論隋末唐初所謂「山東豪傑」」(初出 1952 年、注 3 前掲著書に所収)。なお、陳氏が山東豪傑の事例として挙げた李勣・張亮は太宗の宰相となっている。

- ²¹ 宋德熹「陳寅恪「閹隴集團」學說的新詮釈—「西魏北周系説」」(嚴耕望先生紀念集編輯委員會編『嚴耕望先生紀念論文集』、稻鄉出版社、1998 年)。

-
- ²² 注 10 汪錢「唐太宗樹立新門閥の意図」、注 12 毛漢光「閔隴集團婚姻圈之研究—以王室婚姻關係為中心—」を参照。
- ²³ 陳氏注 3 前掲論文。
- ²⁴ 曹印双「試析陳寅恪先生的閔隴集團概念」(『陝西師範大學繼續教育學報』2005 年 2 期)、李万生「説“閔中本位政策”」(『清華大學學報(哲學社會科學版)』2010 年 4 期)を参照。
- ²⁵ 稲住哲朗「北齊出身者と閔隴集團」(『九州大學東洋史論集』41、2013 年)。
- ²⁶ 注 3 前掲書『金明館叢稿』初編に収録。
- ²⁷ 注 15 雷氏前掲論文を参照。
- ²⁸ 注 16 前掲伍伯常「李淵太原起兵の元從功臣—兼論楊隋之世の閔隴集團」を参照。
- ²⁹ 雷氏注 15 前掲論文を参照。陳氏注 3 前掲論文には「…長孫無忌、于志寧、褚遂良三人屬於閔隴集團。」(276 頁～277 頁)とある。
- ³⁰ 伍氏注 16 前掲「從窆昭陵—論唐太宗的陪陵之制及其陪陵功臣」を参照。閔立德の家系については、『周書』卷二〇・閔慶伝、『隋書』卷六八・閔毗伝を参照。
- ³¹ 山下将司「唐初における『貞觀氏族志』の編纂と「八柱国家」の誕生」(『史学雑誌』111-2、2002 年)を参照。なお、『周書』卷十五・史臣曰く条の作為性については、前島佳孝氏が山下氏に先んじて論じており、唐室の皇祖である李虎の八柱国としての序列が実際よりも上位に位置づけられていることを指摘する。同氏「いわゆる西魏八柱国の序列について—唐初編纂奉勅撰正史に於ける唐皇祖の記述様態の一事例—」(初出 1999 年、同著『西魏・北周政権史の研究』、汲古書院、2013 年)を参照。
- ³² 前島佳孝氏の主要成果は注 31 前掲の著書に収録されている。
- ³³ 会田大輔「北周宇文護執政期再考—宇文護幕僚の人的構成を中心に—」(『集刊東洋学』98、2007 年)、同「北周宗室の婚姻動向—「楊文慈墓誌」を手がかりとして—」(『駿台史学』144 号、2012 年)、同「北周武帝親政期・宣帝期における側近官の人的構成」(『明大アジア史論集』18、2014 年)、同「北周司会考—六官制と覇府の關係をめぐって—」(『東洋学報』96-4、2015 年)、同「北周侍衛考—遊牧官制との關係をめぐって—」(『東洋史研究』74-2、2015 年)など。
- ³⁴ 山下将司「玄武門の変と李世民配下の山東集團—房玄齡と齊濟地方—」(『東洋学報』85-2、2003 年)。
- ³⁵ 森安孝夫著『シルクロードと唐帝国』(講談社、2007 年、2016 年に講談社学術文庫に再録、一部補訂)。

-
- ³⁶ 石見清裕『唐の北方問題と国際秩序』（汲古書院、1998年）導言、同著『唐代の国際関係』（山川出版社、2009年）を参照。そのほか、同氏「ラティモアの辺境論と漢～唐間の中国北辺」（唐代史研究会編『東アジア史における国家と地域』、刀水書房、1999年）、「唐とテュルク人・ソグド人―民族移動・移住より見た東アジア史―」（『専修大学東アジア世界史研究センター年報』1、2008年）、「唐の成立と内陸アジア」（『歴史評論』720、2010年）、「ユーラシアの民族移動と唐の成立―近年のソグド人関係新史料を踏まえて―」（『専修大学古代東ユーラシア研究センター年報』2、2016年）などの諸論文も参照。
- ³⁷ 「農牧接壤地帯」の概念については、森安前掲書、第1章「シルクロードと世界史」「農牧接壤地帯」を参照。ただし、石見氏は、同地帯を「中国北辺のベルト状地帯」と呼称している。注36前掲「ラティモアの辺境論と漢～唐間の中国北辺」を参照。
- ³⁸ 杉山正明『遊牧民から見た世界史』（初版1997年、増補版、日本経済新聞出版社、2011年）。
- ³⁹ 注35 森安前掲書第3章「唐の建国と突厥の興亡」。
- ⁴⁰ 石見氏注36前掲書『唐代の国際関係』を参照。
- ⁴¹ 山下将司「新出土史料より見た北朝末・唐初間ソグド人の存在形態―固原出土史氏墓誌を中心に―」（『唐代史研究』7、2004年）、同「隋・唐初の河西ソグド人軍団―天理図書館蔵『文館詞林』「安修仁墓碑銘」残巻をめぐる―」（『東方学』110、2005年）、同「唐の太原挙兵と山西ソグド軍府―「唐・曹怡墓誌」を手がかりに―」（『東洋学報』93-4、2012年）などを参照。
- ⁴² 平田陽一郎「周隋革命と突厥情勢―北周・千金公主の降嫁を中心に―」（『唐代史研究』12、2009年）。
- ⁴³ 斉藤茂雄「突厥有力者と李世民―唐太宗期の突厥羈縻支配について―」（『関西大学東西学術研究所紀要』48、2015年）。
- ⁴⁴ 斉藤茂雄「隋末唐初期における突厥第一可汗国と北中国」（『関西大学東西学術研究所紀要』49、2016年）。
- ⁴⁵ 平田陽一郎「西魏・北周の二十四軍と「府兵制」」（『東洋史研究』70-2、2011年）。
- ⁴⁶ 平田陽一郎「皇帝と奴官―唐代皇帝親衛兵組織における人的結合の一側面―」（『史滴』36、2014年）。
- ⁴⁷ 会田氏注33前掲、「北周侍衛考―遊牧官制との関係をめぐって―」を参照。

-
- ⁴⁸ 高橋徹「「拓跋国家」批判」(『山形県立南高等学校研究紀要』49、2010年)。
- ⁴⁹ 会田大輔「北周天元皇帝考」(『東方学』131、2016年)。
- ⁵⁰ 姜望来「西魏時期関隴集團之形成」(『信陽師範学院学報(哲学社会科学版)』29-3、2009年)、薛海波「論西魏北周関隴集團的婚姻圈—以武川鎮勳貴的聯姻為中心」(『許昌学院学報』2013年第3期)、同「関隴集團形成原因の一点新認識—從宇文泰称覇関隴与武川鎮豪帥之關係談起」(『四川師範大学学報(社会科学版)』41-6、2014年)。
- ⁵¹ 谷川氏注7著書、補編「府兵制国家論」第1章～第5章を参照。
- ⁵² 毛漢光「北朝東西政權之河東爭奪戰」(初出1987年、同著『中国中古政治史論』、上海書店出版社、2002年)によると、本来は関中地域に含まれない河東郡の裴氏・柳氏・薛氏の三姓が関中郡姓に含まれているのは、西魏北周の領域を反映したものであると言う。
- ⁵³ 「五代史志」の編纂については、謝保成著『隋唐五代史学』(初版1995年、商務印書館、2007年)第2章「以前王得失為鑑戒的『隋書』等五代史」を参照。特に「経籍志」については、同書第6章「図書整理与史籍研究」、興善宏・川合康三著『隋書経籍志詳攷』(汲古書院、1995年)を参照。
- ⁵⁴ 前島佳孝「柱国と国公—西魏北周における官位制度改革の一齣—」(初出2006年、注31前掲著書に収録)。
- ⁵⁵ 北齊の「勳貴」については、注7谷川氏著書、第Ⅲ編第2章「北齊政治史と漢人貴族」、268～269頁、同論文の注⑭(284頁)を参照。
- ⁵⁶ 張榮芳「試論隋唐的山東与関東」(『食貨』13-1～2、1982年)を参照。
- ⁵⁷ 「禁婚令」については、『唐会要』卷三八・嫁娶に引用される顯慶四年十月十五日に發布された詔勅文、李華撰「崔景晔碑」(『文苑英華』卷九〇〇に収録)、『新唐書』卷九五・高儉伝、『資治通鑑』卷二〇〇・顯慶四年十月壬戌(19日)の条に見える。その概要については、池田温「唐朝氏族志の一考察—いわゆる敦煌名族志残卷をめぐって—」(初出1965年、『唐史論攷—氏族制と均田制—』、汲古書院、2014年)、注12前掲、毛漢光「中古山東大族著房之研究」を参照。
- ⁵⁸ 近年の魏晉南北朝・隋唐分野における石刻史料の活用状況とその意義については、梶山智史・堀井裕之「近年日本の北朝隋唐石刻与政治社会研究動向」(『中国中古史研究』編委会編『中国中古史研究 中国中古史青年学者聯誼会会刊』5、中西書局、2015年)を参照。

第 1 部

唐朝政權の形成と氏族政策の展開

第1章 唐朝政權の形成と太宗の氏族政策

—金劉若虚撰「裴氏相公家譜之碑」所引の唐裴滔撰『裴氏家譜』を手掛かりに—

はじめに

7世紀初頭に成立した唐朝初期の支配集団は、西魏・北周系統の関隴系氏族、東魏・北齊系の山東系氏族、南朝系氏族の三系統の氏族で構成されていた。このように、唐朝政權は南北朝以来の多種多様な勢力を抱え込むこととなったが、どのようにして、それらをまとめ上げて政權を形成したのであろうか。かつて、陳寅恪氏¹は、北魏末の動乱で北辺の六鎮地帯より関隴地域に流入した北族と在地の胡漢両族が融合して形成された勢力を「関隴集団」と名付け、彼らが中心となって西魏・北周・隋・唐諸王朝が建国され、非関隴系勢力を抑圧もしくは服属させて政權中枢を独占したと理解する。この所謂「関隴集団説」をふまえ、布目潮颯・汪鋐・吉岡真・毛漢光の諸氏は²、当該時期の政權中枢部を構成する官僚の出自や唐室と通婚した氏族の分析を行い、関隴系が大半を占めている状況を具体的に明らかにした。以降、この陳説は定説となった³。

しかしながら、従来の先行研究では、支配集団の構成を計量的に分析することで唐朝政權の性格について考察をしてきたが、その方法のみでは不十分であろう。そもそも、政權構成員各自の政治路線を出身によって規定したり、あるいは、その政治的影響力を一律に扱ったりしてよいものであろうか。初期の唐朝政權が関中本位路線を歩んだという論拠を政權中枢に関隴系官僚が多いことに求めたとしても、それはあくまで状況証拠の一つにすぎないのである⁴。筆者は、唐朝政權の性格を正しく把握するためには、支配集団の構成に留意しつつも、唐朝がどのような理念のもとに支配集団を形成しようとしたのかという点もふまえたうえで、改めて論じるべきであると考ええる。

そこで、本章で唐朝政權の形成と深く関わるものとして注目したいのが、氏族政策である。ここでいう「氏族政策」とは、支配階級である士（貴族）と被支配階級たる庶を厳密に区別して士を輩出する氏族を認定したり、あるいはその序列を定めたりして、王朝権力のもとに氏族を編成しようとする政策のことをいう。まず、唐初の氏族政策として想起されるのが、二代皇帝太宗（在位 626～649）による『貞観氏族志』の編纂である⁵。その経緯については、『資治通鑑』卷一九五・貞観十二年（638）正月の条にまとめられている⁶。

吏部尚書高士廉・黄門侍郎韋挺・礼部侍郎令狐德棻・中書侍郎岑文本撰『氏族志』成、上之。先是、山東人士崔・盧・李・鄭諸族、好自矜地望、雖累葉陵夷、苟他族欲与為

昏姻、必多責財幣。或捨其鄉里而妄称名族、或兄弟齊列而更以妻族相陵。上惡之、命士廉等徧責天下譜牒、質諸史籍、考其真偽、弁其昭穆、第其甲乙、褒進忠賢、貶退姦逆、分為九等。士廉等以黃門侍郎崔民幹為第一。上曰「漢高祖与蕭・曹・樊・灌皆起閭閻布衣、卿輩至今推仰、以為英賢、豈在世祿乎。高氏偏拋山東、梁・陳僻在江南、雖有人物、蓋何足言。況其子孫才行衰薄、官爵陵替。而猶印然以門地自負、販鬻松檟、依託富貴、棄廉忘恥。不知世人何為貴之。今三品以上、或以德行、或以勲勞、或以文学、致位貴顯。彼衰世旧門、誠何足慕。而求与為昏、雖多輸金帛、猶為彼所偃蹇。我不知其解何也。今欲釐正訛謬、捨名取実。而卿曹猶以崔民幹為第一、是輕我官爵而徇流俗之情也。」乃更命刊定、專以今朝品秩為高下。於是以皇族為首、外戚次之、降崔民幹為第三。凡二百九十三姓、千六百五十一家、頒於天下。

吏部尚書高士廉・黃門侍郎韋挺・礼部侍郎令狐德棻・中書侍郎岑文本『氏族志』を撰して成り、之を上る。是れより先、山東の人士の崔・盧・李・鄭の諸族、好みて自ら地望を矜り、累葉陵夷すると雖も、苟くも他族とともに昏姻を為さんと欲するに、必ず多く財幣を^{もと}責む。或いは其の郷里を捨て妄りに名族を称し、或いは兄弟、列を齊しくして更に妻の族を以て相い陵ぐ。上、之を惡み、士廉らに命じて徧く天下の譜牒を^{もと}責め、諸れを史籍に質し、其の真偽を考え、其の昭穆を弁じ、其の甲乙を第し、忠賢を褒進し、姦逆を貶退し、分ちて九等と為さしむ。士廉ら黃門侍郎崔民幹を以て第一と為す。上曰く「漢の高祖は蕭・曹・樊・灌とともに皆閭閻布衣より起こり、卿が輩、今に至りても推仰し、以て英賢と為すは、豈に世祿に在らんや。高氏（北齊）は山東に偏拋し、梁・陳は江南に僻在す、人物有りと雖も、蓋し何ぞ言うに足らんや。況んや其の子孫才行衰薄し、官爵陵替するをや。而れども猶お印然として門地を以て自ら^{ほこ}負り、松檟を販鬻し、富貴に依託し、廉を棄て恥を忘る。世人何為れぞ之を貴とするか知らず。今の三品以上、或いは德行を以てし、或いは勲勞を以てし、或いは文学を以てして、位を貴顯に致す。彼の衰世の旧門は、誠に何ぞ慕うに足らんや。而るに与に昏を為すを求め、多く金帛を輸すると雖も、猶お彼の偃蹇する所と為る。我其の解の何たるかを知らず。今訛謬を釐正し、名を捨て実を取らんと欲す。而して卿が^{ともがら}曹猶お崔民幹を以て第一と為すは、是れ我が官爵を輕んじ而して流俗の情に^{したが}徇なり」と。乃ち更に刊定を命じ、専ら今朝の品秩を以て高下を為さしむ。是に於いて皇族を以て首と為し、外戚之に次ぎ、崔民幹を降して第三と為す。凡そ二百九十三姓、千六百五十一家、天下に頒つ。

この記事によると、『貞観氏族志』の編纂は山東門閥の買婚の問題から端を発する。当時、山東門閥たちは、世代を重ねるにつれて本貫地より離れて在地基盤を失い、高官を輩出することもなく没落する傾向にあったが、高位高官たちをはじめ、彼らの門地・声望を慕って婚姻を結ぼうとする者たちは少なくなかった。しかも、婚姻を結ぶ際に山東門閥たちは高額の間納金を婚家より受け取り、かえって自らの門閥としての権威が顕在であることを誇示した。このことを問題視した太宗は、山東の旧門閥の権威を否定するために、『貞観氏族志』の編纂を命じて改めて氏族の序列を定めようとした。ところが、編纂を担当した高士廉らは太宗の意を汲まず、皇室を差し置いて山東門閥の崔民幹を第一等とする有り様であった。これに激怒した太宗は、改めて唐朝の官品を基準にして家格を定めさせ、その結果、皇室が首位に据えられ、崔民幹は第三等に降格されたのである。

また、この事件には後日談があり、『新唐書』卷九五・高俟（高士廉）伝では次のように記されている。

先是、後魏太和中、定四海望族、以〔李〕宝等為冠。其後矜尚門地。故『氏族志』一切降之。王妃・主婿皆取当世勲貴名臣家、未嘗尚山東旧族。後房玄齡・魏徵・李勣復与昏、故望不減。

是れより先、後魏太和中、四海の望族を定め、〔李〕宝らを以て冠と為す。其の後、門地を矜尚す。故に『氏族志』は一切之を降す。王妃・主婿は皆、当世勲貴名臣の家を取り、未だ嘗て山東の旧族をめと尚らず。後に房玄齡・魏徵・李勣復たともに昏し、故に望は減ぜず。

太宗は山東門閥の家格を降格させただけでなく、駙馬や王妃の選定からも除外したが、房玄齡ら功臣たちはなおも山東門閥の名望を慕って通婚したため、門閥の権威はなおも維持されたというのである。

この『貞観氏族志』の編纂をめぐる顛末について、宇都宮清吉・守屋美都雄・今堀誠二・池田温・吉岡真らの諸氏は⁷、『貞観氏族志』を契機として、皇帝権力のもとに門閥の家格を改変できるようになり、律令官僚制が貴族社会に徐々に浸透することとなったとして、太宗の政策を宋代集権官僚制につながる先駆性を有するものとして評価した。しかし、その一方で、守屋・吉岡両氏は、『貞観氏族志』では、「士」を輩出する氏族を認定して支配階層の身分を限定しようとする機能を負わされていたことから⁸、唐朝では律令官僚制と併存して一種の貴族制が布かれていたことを指摘して、唐朝政権では門閥貴族制から律令官僚制へ移行していく過渡的な国家体制が採られたと論じる。

それとは別に、関隴集團説を提唱した陳寅恪氏は、この事件の背景に皇帝権力一律令官僚制と旧門閥—貴族制の対立・消長関係のみならず、北周系の「関隴集團」と北齊系の山東門閥による対立関係も指摘し、太宗の氏族政策は関中本位政策に基づいて山東門閥を抑圧するためのものであったとした⁹。

以上の研究によって改めて太宗の氏族政策を総括すると、新王朝の支配集團を担う「士」の家柄を認定して一種の貴族制を布き、皇帝権力のもと官品を基準にして氏族の格付けを行おうとした政策であったと言えよう¹⁰。従って、『貞観氏族志』で示された氏族の序列は、太宗が形成しようとした支配集團の有り様を反映したものとみて差し支えない。ここにおいて、太宗の氏族政策が唐朝政權の形成とその性格を論じるにあたって、有効な視座となるのである¹¹。

それでは、『貞観氏族志』に示された氏族の序列はどのようなものであったのだろうか。それについては、先にふれた池田温氏がわずかに残された史料を手掛かりにして、復元を試みている¹²。池田氏は、前掲『資治通鑑』に、

皇族を以て首と為し、外戚之に次ぎ、崔民幹を降して第三と為す。

とある記述を、皇室を第一等、外戚(独孤・竇・長孫三氏)を第二等、崔民幹を第三等と解釈した。そして、編纂当時、崔民幹は正四品上の黄門侍郎に在任していたことから、第二等が三品以上、第三等が正四品、第四～九等は五品以下の各氏族が相当すると推測したのである。

このように『貞観氏族志』で示された氏族の序列について判明することは、史料的限界もあり、ごくわずかである。そもそも、その編纂の体例¹³についてもよくわかっていない。例えば、氏族に等級を付す際に、某郡某氏といった郡望ごとに、あるいは郡望を細分した房ごとに定めたのかも判然としない。また、等級と官品の対応関係についても不明な点が多い。そうしたなか、筆者は太宗の氏族政策の考察を進めていく過程において、その不足を補う可能性を有するひとつの史料に直面した。これが、金代の碑刻である「裴氏相公家譜之碑」に刻まれた唐・裴滔撰『裴氏家譜』である。本章では、『裴氏家譜』を手掛かりに、『貞観氏族志』における体例を復元して太宗の氏族政策を再検討し、唐朝政權の形成とその性格の一端を論じたい。

第1節 「裴氏相公家譜之碑」所引の『裴氏家譜』について

唐・裴滔撰『裴氏家譜』は魏晋から隋唐時代にかけて活躍した関中門閥・河東裴氏の家



写真①「裴氏相公家譜之碑」

譜である。周征松氏によると、本家譜は現存する河東裴氏最古の家譜で、裴氏研究に資するだけでなく、『貞観氏族志』に登載された裴氏五名の系譜と等級が記されていることから、『貞観氏族志』の内容を知る上でも、貴重な史料的价值を有することを指摘する。本家譜は唐より約 200 年後、金・大定十一年（1171）八月に立てられた「裴氏相公家譜之碑」に刻されたものであるため、これまで魏晉南北朝～隋唐時代を領域とする研究者にほとんど知られることがなかった¹⁴。周氏の論考によって本碑の存在を知った筆者は、2009 年 9 月 3 日に本碑を所蔵する山西省聞喜県裴柏村の裴晋公祠¹⁵を訪ね実地調査を行った。

さて、本碑の形状は一般的な螭首と亀趺を有する碑で（写真①）、その碑高は 269 cm、幅 84 cm、厚さ 28 cm である。碑額は同じ形式のものが碑陽・碑陰両面にあり、一行四字で二行にわたり、「裴氏相公家譜之碑」と楷書で刻される（写真②）。なお、本章における碑の名称は碑額に従った。

碑文は全 31 行、内容から分けて大きく二つの部分より構成される。1～6 行目の劉若虚撰「聞喜裴氏家譜序」と碑陽 7 行目以降に刻される唐・裴滔撰『裴氏家譜』である。碑陽の家譜本文は途中で終わっており、文章は碑陰にまで及んでいるが、筆者が実見したところ碑陰にうつすらと家譜本文を確認できるものも、磨滅が激しく判読は困難であった。

まず、「裴氏相公家譜之碑」を用いて『貞観氏族志』における氏族の序列を復元する前に、周氏の論考と筆者の見聞をふまえて、本碑の全文



写真②「裴氏相公家譜之碑・碑額」

を提示しておく。その上で、本碑と『裴氏家譜』の概要を述べたい。

「裴氏相公家譜之碑」録文

[著録]

- ・『山右石刻叢編』卷二〇「裴氏族譜石刻」。碑陽 1～6 行目の劉若虚撰「聞喜裴氏家譜序」のみを録文。
- ・北京図書館金石組編『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本彙編』046 金（中州古籍出版社、1990 年）。碑陽の拓本写真を収録。ただし、写真は不鮮明で録文に適さない。
- ・裴王旗編『裴氏碑誌集』（東方文化藝術出版社、2004 年）。全文を録するが簡体字で表記する。

[凡例]

- ・行頭に掲げた漢数字は碑文の行数を示す。
- ・録文は基本的に常用漢字で行う。
- ・碑文に空格がある箇所はそのまま空格とした。
- ・衍字は、ママとルビを振った。
- ・仮借字・誤字がある場合は、（ ）を付して正しい字を注記した。
- ・脱文・脱字が想定される部分については、〔 〕を付して注記した。
- ・長文の注が必要な箇所には、番号を付して〔備注〕の項に掲げた。

- | | | | |
|---|---------|----------|-------|
| 1 | 聞喜裴氏家譜序 | 邑人靳願書並題額 | 石匠楊卞刻 |
|---|---------|----------|-------|
- 2 嘗謂木之植也、根深則枝茂、水之疏也、源浚則流長。物理如是、在人奚独不然。河東聞喜裴氏、先廼伯翳之後。□秦封姓為裴。自後宗□□□昌大、迄于近代、其間豪傑俊□□□
- 3 卿賢相、磨肩接踵、輝耀前史、茂鬱如林、世不乏人。非祖宗積善累德、且深且厚、曷能若此、而慶流綿遠乎。昔春秋時、王侯卿大夫、旧有『世譜』、先儒所載者甚博。今裴氏家藏族譜、
- 4 則而象之。始自一宗、次分三眷、詳列支派千載間。摺紳声跡、可謂簡而易究、炳而易知也。裴栢、廼裴氏祖莊、自来耆旧伝祖先家譜、珎藏宝秘、未易示人。奈何先因兵火、繼緣寇
- 5 盜、常慮遺墜。一日、遠孫裴再興、与衆議曰「祖塋畔、旧有碑一座、並無一字鐫刻。

次後遷移村下、立在這佐、積有年矣。好事者、過之觀其闕文、莫不再三嗟惜焉。今欲將家譜、模勒

- 6 是碑、非徒為遠近榮觀、又且為不朽之計。顧不遑歟。」族人聞者、悉皆悅從。迺相與鳩工聚費、再加磨礱、用記於後云。大定十一年八月晦日、里人彭城劉若虛序。

7 『裴氏家譜』 將仕郎・試秘書省校書郎・知聞喜縣令裴滔撰

- 8 其先與秦同祖、佐舜帝封伯翳。又賜姓嬴、累世有功。佐殷伐桀、佐周伐紂。至始皇、非衣之後、封裴遂以為姓。自漢有水衡都尉蓋、五世至後漢燉煌太守遵。遵始自雲中居河東安邑。遵之曾

- 9 孫遼東將軍曄、曄又遷居於聞喜。曄生侍中羲。羲生潛。潛生秀。秀生頤。三世皆知名、子孫並不絕。潛弟輯子孫、仕燕在東、因号東眷。輯弟徽子孫、仕涼在西、因号西眷。徽子楷・秉・綽、潛子秀、秀孫

- 10 頤・邈、輯子傑、楷子瓚、綽子遐等八人、稱為八裴。封為八王、比堯時八元八凱。於大國天下、可謂高門。自秦漢魏晉宋齊梁陳魏周隋唐歷一十二朝國代、聞皆標於史記。裴居道東眷、承輯子司

- 11 隸昶。昶八世孫周時開封府儀同三司寬字長〔寬〕⁽¹⁾、『周〔書〕』有傳(『周書』卷三四)。寬弟漢、即居道曾孫(祖)⁽²⁾、『貞觀氏族志』第二等。著姓稱長、寬時家為昌門。宰輔一人 入三省九人 三品八人 皇后一人 駙馬五人

- 12 金紫光祿大夫・中書令・內史・納言・翼國公、女為孝敬皇后、裴居道、父熙載、兵部侍郎。子望、麟台郎。融、將軍。叔熙勣、禮部郎中・邢州刺史・翼國公。堂叔瞿曇、舒州刺史。子大方、吏部員外。熙勣孫

- 13 恂、京掾。曇孫惲、有著述。惲子孝礼、京掾。大方子居士、銀青光祿大夫・太子少詹事・殿中監三品。居士子虛己、光祿卿・駙馬三品。弟虛舟、襄陵三水尉・左金吾將軍。玲、太僕卿・駙馬三品。居士孫

- 14 微、秘書丞。居道堂叔義符、河州刺史。之隱、司農少卿・始州刺史三品。之隱姪希仁、都官郎中・濟州刺史。希莊、洛陽令・陳州刺史。稚珪、戶部郎中。希莊子抗、京掾。搆、虞部郎中・寧州刺史。擢、職方郎

- 15 中・太子中允。希莊子思慎、職方郎中。姪巽、鴻臚卿・駙馬三品。子朝丞(承)、使贈寧州刺史。臨、秘書郎。鼎、越州都督。巽子齊參、贊善大夫。齊閔、國子司業。齊游、秘書少監。齊丘、秘書監・駙馬都尉。齊嬰、陳王長史

- 16 齊閔子穎、衛尉卿・駙馬三品。鼎子友悌、太子中允・柳州刺史。鼎姪冀、御史大夫。

裴懷節、東眷、後秦并州刺史沖、懷節六世祖。懷節居道五從叔、『貞觀氏族志』第四等 宰輔一人 入省七人

- 17 三品三人 懷節、工部侍郎・洛州刺史。弟懷儉、御史大夫。子皓、吏部侍郎・太僕卿。昭、度支郎中・太僕少卿。皎、太廟令。皓子真、殿中丞・亳州刺史。昭子礪、太子少詹・殿中監・平陽公三品。綱、屯田郎
- 18 中・蔡州刺史、三世入省。 皎子之慶、綏州刺史。昭孫歡、赤尉。相、京掾。礪子兢、大理司直。悟、漁陽太守。怱、鄜州刺史。節堂弟懷哭、忠州刺史。懷感、澧州刺史。感子泰、京掾。孫紀、京掾。紀子免（冤）。
- 19 金紫光祿大夫・中書侍郎・平章事・左僕射裴冤。昇、吏部郎中・太僕卿。〔懷哭・懷感〕堂弟明礼、兵部郎中・太常卿。礼子匪躬、少監。 裴知礼、中眷、丞(承)徽長子晋黎、曾孫嗣、西涼武都太守。本称西眷。嗣弟翥子孫
- 20 又号。翥次子双虎之孫延儁、堂姪文舉之再從姪孫仁基、兼有伝(『北史』卷三八)。知礼居道十二從兄弟。『貞觀氏族』、知礼父神安、入志第四等。 宰輔一人 入省七人 三品六人 知礼、同州刺史。三從弟大
- 22 感、石州刺史。感子允初、礼部郎中・賓客。允子慶之、司儀。則之京掾、感孫藏、晋州刺史。知礼五從弟、 金紫光祿大夫・礼部尚書・贈太尉・聞喜縣開國公裴行儉。長子在碑⁽³⁾上見出裴真隱。次子金
- 22 紫光祿大夫・行侍中兼吏部尚書・弘文館學士・平章事・贈太師・正平忠獻公裴光庭。儉孫參玄、涇鄜二州刺史。義玄、京掾。悟玄、赤丞。參玄子慎、祠部郎中。子儼、皇任御史中丞・明州刺史。姪倚弘、殿
- 23 中侍御史。儉堂姪嘉、朗州刺史。儉再從弟思諒、將作大匠、諒姪休貞、大將軍。 裴世矩西眷、与知礼同丞(承)秘書監黎、黎孫詵、詵子劼、劼子和、和子鍾、鍾子景、景子惠、惠、讓之七世、 五举秀
- 24 才、二察孝廉。再從弟瑾、同告河西、歸河東解縣。〔佗〕与子讓〔之〕、並有伝(『北史』卷三八)。讓之即淨淪祖、讓之弟〔訥之〕亦有附伝(『北史』卷三八)、即世矩父。世矩即知礼九從祖、『貞觀氏族志』第三等。 宰輔二人 入省五人 王妃一人
- 25 金紫光祿大夫・侍中・義興郡公、撰『西園』『平陳記』『大唐書儀』、修国史、隋有伝(『隋書』卷六七)、 裴世矩、子宣機、礼部侍郎、三品。孫延慶、青州刺史・聞喜公三品。姪淨淪、太子舍人。淪孫子儀、駕部郎中・瀛州刺史。傑死
- 26 王事、贈沂州刺史。傑再從姪式微、大理司直。矩再從姪善昌、河州刺史。 金紫光祿

- 大夫・中書令・左僕射・魏国公・女為王妃・裴寂子法師、幽都（幽州都督）・左金吾將軍・聞喜公三品。律〔師〕、汴州刺史・駙馬・
- 27 河東公三品。律〔師〕子丞（承）光、殿中監・邠国公三品。弟丞（承）祿、太尉・河東公三品。寂姪孫煥、戸部郎中。煥姪恂、赤丞。裴世清中眷、与知礼同丞（承）爵。少子三虎、後魏義陽太守、即世清五世祖。三世孫仲規、
- 28 仲子伯茂、後魏並有伝（『魏書』卷六九）。世清、即知礼五從叔、『貞觀氏族』入志第四等。宰輔一人 入省七人 三品二人 世清、駕部郎中・江州刺史。子嘉陵、侍御史。姪孫思訓、膳部郎中・巴州刺史。訓子修
- 29 然沙門、有文章、修三教。訓孫周南、監察御史。召南・士南、修国子、並有詞才。清再從孫景叔、青州刺史。世清四從姪方産、工部郎中。姪〔脱文？〕⁽⁴⁾金紫光祿大夫・刑部尚書・平章事・晋国公三品裴談子
- 30 明、新定太守。原、京掾。談姪亨、庫部郎中・陳州刺史。恒、拾遺。子〔旻〕⁽⁵⁾、左金吾將軍、武芸絶倫。晟、和州刺史。晞、昭方監。晞再從姪弘猷、刑部郎中・潁州刺史。猷子邦基、大理正晞三從姪万頃、左丞相□□□
- 31 冀州刺史。頃再從姪、克己、京掾。克諧、都官郎中。裴敬彝中眷、与知礼・世清同丞（承）爵。爵之三子、敬圖丞（承）長子万虎。知礼丞（承）圖虎。世圖丞（承）圖圖□□□来始□為三房。万虎有良伝（『魏書』卷六九）。即□□□

〔備注〕

- (1) 裴寛の官職である「開封府儀同三司」は「開府儀同三司」の誤り。また、彼の字は長寛といった（『周書』卷三四）。
- (2) 裴漢は北周の人なので、唐初の裴居道の曾孫というのはあり得ない。『新唐書』卷七一上・裴氏・東眷裴によると、居道は漢の曾孫である。本碑は「曾祖」を「曾孫」と誤記したのであろう。
- (3) 碑とは張説撰「裴行儉碑」（『張燕公集』卷十八、『全唐文』卷二二八）のこと。碑文中には裴行儉の長子として「真（貞）隱」の名を見出すことができる。
- (4) 該当部分を文章に沿って解釈するならば、裴談は裴方産の姪となるが、裴談は『新唐書』卷七一上・宰相世系表・裴氏によると、洗馬裴の系統である。後掲「河東裴氏系図」で示したように洗馬裴は西眷から分かれた家系で、中眷の方産の姪とするのは、実際の系譜と合わない。従って、該当部分には脱文が存在した可能性が高い。

原碑該当部分には、「姪」の字の後に不自然な空格があり、脱文の存在を窺わせる。

(5)『新唐書』卷七一上・裴氏・洗馬裴に 晟の兄として「旻、左金吾大將軍」とあるのによって補う。なお、世系表では恒の子ではなく談の孫「光裔」の子とする。

さて、碑陽前半部分の「聞喜裴氏家譜序」には、『裴氏家譜』の由来と本碑が建てられた経緯について記されている(碑文4～6行目)。

裴栢は、廼ち裴氏の祖莊なり。自来(それ以来)、耆旧、祖先の家譜を伝え、珍蔵宝秘して、未だ^{かるがろ}易しくは人に示さず。奈何せん、先に兵火に因り、継いで寇盜に緣りて、常に遺墜を慮る。一日、遠孫の裴再興、衆と議して曰く「祖塋の畔、旧と碑一座有るも、並びに一字の鐫刻する無し。次いで後に村下に遷移し、立てて道佐に在り、積むこと有年なり。好事の者、之を過ぎりて其の闕文を覩て、再三嗟惜せざるは莫し。今家譜を將て、是の碑に模勒にせんと欲するは、徒だに遠近の栄觀と為すのみには非ず、又た且に不朽の計をと為さんとするなり。顧に^あ趨^よからざらんや」と。族人の聞く者、悉く皆悦び従う。迺ち相ともに工を鳩め費を聚め、再び磨礪を加えて、用て後に記すと云う。大定十一年八月晦日、里人彭城の劉若虚序す。

『裴氏家譜』は河東裴氏発祥の地である裴栢村において、裴家の古老により代々家宝として秘蔵されてきた。しかしながら、兵火や盜賊の被害に遭い家譜が散逸してしまうとも限らない。そこで、遠孫の裴再興は族人を結集して、裴氏代々の族葬墓に立つ無字碑を村まで運び出して、碑に家譜を写して刻み永遠に後世へ伝えようとした。これが本碑建立の経緯である。

立碑の発起人である裴再興と撰者劉若虚については、本碑に残された経歴以外はほとんど不明であるが、『光緒聞喜県志』卷二・人物・金・劉若虚の条に、わずかながら記録が残されている。

劉若虚、文詞典覈、与同里潞州知事裴再興善。再興發其家乘、与「職方氏」、互参考訂、作為『裴氏世譜』。若虚為之序、甚有文筆云。

劉若虚、文詞は典覈(典雅で明らか)、同里の潞州知事裴再興と善し。再興、其の家乘(家の記録)を發し、「職方氏」(『周礼』夏官・職方氏)と互いに参じ考訂し、作りて『裴氏世譜』と為す。若虚、之が序を為り、甚だ文筆有りと云う。

これによると、裴再興は金朝の潞州知事で、彼と劉若虚は同郷の友人同士であった。さら

にこの記事からは、裴再興が先祖伝来の『裴氏家譜』を碑に刻んだだけでなく、それを元に『裴氏世譜』なる家譜を作成したことが明らかになる¹⁶。その序文の撰者もまた碑文と同じく劉若虚であった。そこからは、『裴氏世譜』の編纂と立碑事業の時期的な前後関係は不明ではあるが、両事業は密接な関係にあったことがうかがえる。裴再興は自己のルーツや系譜に強い関心があり、それが立碑事業や家譜編纂の動機のひとつとなったのであろう。

次に『裴氏家譜』の概要について述べたい。まず、撰者裴滔についてであるが、碑文 7 行目にあるように、彼は「将仕郎・試秘書省校書郎・知聞喜県令」という官銜を有していた。『新唐書』卷七一上・宰相世系表・東眷裴氏には「滔、聞喜県令」という人物が見える。すでに周征松氏が指摘するように、官職の一致から両者を同一人物と見て間違いなからう。これにより裴滔は河東裴氏の中でも東眷の系譜に属することが明らかとなるのである。

次に本家譜の構成に則して内容と特色を述べておく。まず、本家譜の冒頭部分（碑文 8 ～9 行目）では、

其の先は秦と同祖、舜帝を佐け伯翳に封ぜらる。又た姓嬴を賜り、累世功有り。殷を佐けて桀を伐ち、周を佐けて紂を伐つ。始皇に至り、非衣の後、封ぜられて裴と為り、遂に以て姓と為す。漢自り水衡都尉蓋有り、五世して後漢の燉煌太守遵に至る。圖始めて雲中自り河東安邑に居る。遵の曾孫遼東將軍曄、曄又た聞喜に遷居す。曄は侍中義を生む。義は潜を生む。潜は秀を生む。秀は頤を生む。三世皆知名にして、子孫並びに絶えず。潜の弟輯の子孫、燕に仕えて東に在り、因りて東眷と号す。輯の弟徽の子孫、涼に仕えて西に在り、因りて西眷と号す。

とあり、最初に裴姓の由来から説き起こし、河東裴氏の始祖である前漢の水衡都尉裴蓋より東眷・西眷の二大系統に分派するまでの歴史を概観する。

続いて、家譜では裴氏各系統の系譜を叙述する。それにあたって、各系統の冒頭に代表人物を掲げて、その人物を起点にして系譜・官爵を述べていくという体裁をとっている。本章で考察する『貞観氏族志』に登載された裴氏五名の等級は、まさしくこのくだりに記されるのである。該当部分を箇条書きで抜き書きすると次のようになる。

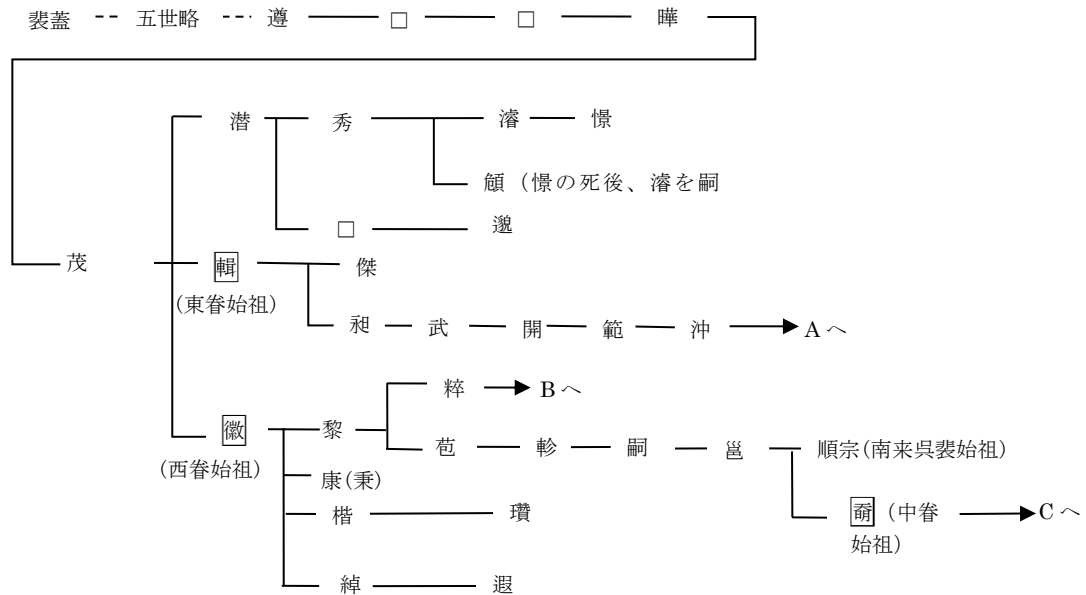
- ・ 裴居道東眷、輯の子司隸昶を承く。昶の八世孫周の時の開封府儀同三司寛字は長、周、伝有り。寛の弟漢、即ち居道の曾孫（祖）、『貞観氏族志』第二等なり。…宰輔一人、入三省九人、三品八人、皇后一人、駙馬五人（碑文 10～11 行目）。

- ・ 裴懷節東眷、…懷節は居道の五従叔、『貞觀氏族志』第四等なり。宰輔一人、入省七人、三品三人（碑文 16～17 行目）。
- ・ 裴知礼中眷、…知礼は居道十二従兄弟なり。『貞觀氏族』、知礼の父神安は、志の第四等に入る。宰輔一人、入省七人、三品六人（碑文 19～20 行目）。
- ・ 裴世矩西眷、…世矩は即ち知礼の九従祖、『貞觀氏族志』第三等なり。宰輔二人、入省五人、王妃一人（碑文 23～24 行目）。
- ・ 裴世清中眷、…世清、は即ち知礼の五従叔、『貞觀氏族』、志の第四等に入る。宰輔一人、入省七人、三品二人。（碑文 27～28 行目）。
- ・ 裴敬彝中眷、知礼・世清と同じく爵を丞（承）く。…（後欠）（碑文 31 行目）。

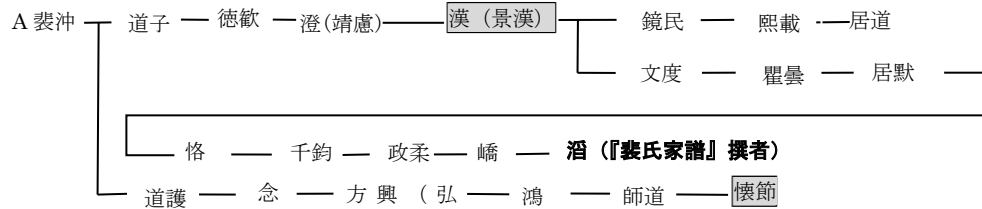
引用部分からは、本家譜が東眷裴居道を起点にして、居道の五従叔となる東眷裴懷節系、居道の十二従兄弟となる中眷裴知礼系、知礼の九従祖となる西眷裴世矩系、知礼の五従叔となる中眷裴世清系、裴世清と同じく裴爵の後裔となる中眷裴敬彝系の順に裴氏の系譜を述べていることが読み取れる。

これら裴氏各系統の系譜関係を系図化すると「河東裴氏系図」（47 頁）のように整理される¹⁷。撰者裴滔が裴居道を起点にして系譜の近い順に叙述していくのは、裴居道が高宗・則天武后期に宰相となり、裴滔直系の先祖である裴漢の子孫の中で最も栄進したためと思われる。また、本家譜では、各系統ともに隋以前の系譜については簡略に述べるにすぎないが、これに対して唐代以降については裴氏各人の系譜だけでなく官爵を記す。さらに系統毎に『貞觀氏族志』の登載者と等級、輩出した宰相・三省の属官・三品官・皇后・駙馬・王妃の人数まで列举する。ここからは、裴滔が家譜を撰するにあたり唐代以降の裴氏を詳述するところに力点を置いたこと、そして、列举した項目こそが門閥裴氏の権威を示す上で重要な根拠となったことが読み取れるのである。本家譜において、唐代の官撰氏族志の中でも玄宗の『大唐姓族系録』や高宗の『姓氏録』ではなく最も古い『貞觀氏族志』の等級を記すのは、裴氏が唐王朝の初期にはすでに名門視されていた古い家柄であることを誇示すると同時に、その家格が国家により公認されたものであることを喧伝するためにちがいない。

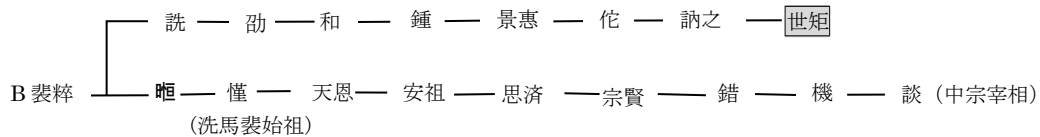
人名=斐氏三眷始祖 人名=『貞觀氏族志』で等級が付された人物。



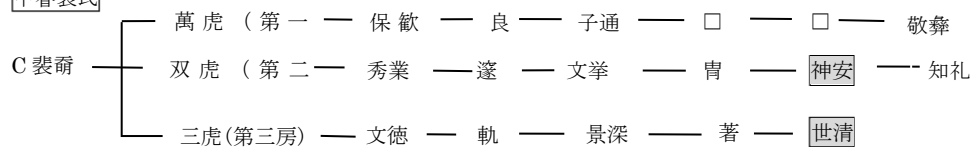
東眷裴氏



西眷裴氏



中眷裴氏



第2節 『裴氏家譜』から見た『貞観氏族志』の体例

(1) 『貞観氏族志』に登載された氏族各家の範囲と代表者の選出条件

『裴氏家譜』からは、『貞觀氏族志』で河東裴氏を代表して等級が付された裴漢（東

眷・第二等）・裴懷節（東眷・第四等）・裴神安（西眷・第四等）・裴世矩（西眷・第三等）・裴世清（中眷・第四等）ら計五名の等級と系譜を知ることができる。裴氏とすでに知られている崔民幹（博陵崔氏第二房・第三等）の事例について、『貞観氏族志』で家格を決定する基準となった彼らの系譜・官爵を等級の高い順に整理したのが、表1「『貞観氏族志』に登載された氏族の代表者一覧表」である。表1に基づいて、本節では『貞観氏族志』の体例を明らかにしたい。

表1『貞観氏族志』に登載された氏族の代表者一覧表

No.	名前	等級	系譜	保有官品	官爵（官品） ^① 【出典】
1	裴漢 （景漢）	二	東眷裴	九命 （従一品）	北周車騎大將軍（九命＝従一品）・儀同三司（九命）・司車路下大夫（正四命）・贈晋州刺史（八～正六命）【『周書』巻34、『北史』巻38】
2	裴世矩	三	西眷裴	正三品	侍中（正三品）・戸部尚書（正三品）・安邑県公（従二品）・贈絳州刺史（貞観元年卒）【『隋書』巻67、『旧唐書』巻2、同巻63、『新唐書』巻100】
3	崔民幹	三	博陵崔 第二房	正四品上	黄門侍郎（正四品上）・博陵郡公（正二品）【『資治通鑑』巻195、本稿第2部第3章】
4	裴懷節	四	東眷裴	従四品上 ～正四品 上	揚・荆二大都督府司馬（貞観2年、従四品下）→荊州都督府長史（2年以降、従四品上）→工部侍郎（正四品下）→太子少詹事（正四品上）→太常少卿（正四品上）→銀青光祿大夫（従三品）行揚州都督府長史兼越王府長史（貞観13年） ^② 【『裴皓墓誌』 ^③ 、『旧唐書』巻39～40地理志】
5	裴世清	四	中眷裴	従四品上	駕部・主客二郎中（武徳7年以前に在任。従五品上）→江州刺史（下州、貞観2年都督（旧総管）府を廃止、以降の任官。従四品上）【『唐尚書省郎官石柱題名考』巻25、[池田71] ^④ 】
6	裴神安	四	中眷裴	従四品～ 従五品	安邑通守（安邑郡の設置期間は義寧元～武徳元年。従四品～従五品）。【『北史』巻38、『旧唐書』巻38地理志、『新唐書』巻39地理志】

※その他、表を作成するにあたりその他、注14引用の諸文献も参照。

【注】

(1) 官爵は『貞観氏族志』が編纂された貞観6～11年（634～639）頃のものの。官品の典拠は以下の通り。

No.1＝『周書』巻二四・盧辯伝

No.2～6＝『唐六典』『旧唐書』職官志

No.6＝内田昌功「隋煬帝期の地方行政改革と通守制度」（『北大史学』36、1996年）

(2) 郁賢皓『唐刺史考全編』（安徽大学出版社、2000年）巻123を参照。

(3) 「裴皓墓誌」については氣賀澤保規編『新版 唐代墓誌所在総合目録（増訂版）』（2009年10月、汲古書院）No.934を参照。

(4) [池田71]＝池田温「裴世清と高表仁一隋唐と倭の交渉の一面」（初出1971年、同著『東アジアの文化交流史』、吉川弘文館、2002年）

まず、本項では、『貞観氏族志』に登載された氏族各家の範囲と代表者の選出条件について明らかにしたい。表1「官爵」の項によって、各代表者の『貞観氏族志』が編纂された貞観六年～十二年（634～640）正月頃に在任していた官職をみると、No.2裴世矩は貞観元年（627）に戸部尚書在任中に卒した。No.4裴懷節は工部侍郎もしくは太子少詹事在任

中であった。No. 5 裴世清は江州刺史となり、No. 6 裴神安は唐創業間もない武徳元年（618）前後に安邑通守となった。No. 3 崔民幹は黄門侍郎であった。これらの事例からは、各氏族の代表者が『貞観氏族志』とほぼ同時代の人より選ばれたことが明らかとなる。これは『貞観政要』や新旧『唐書』高士廉伝など既存の文献史料に残される、『貞観氏族志』では家格の基準を唐朝の官品とするという記述を裏付けるものである。

ところが、他の事例と異なりNo. 1 裴漢のみが北周時代の人である。これはいったい如何なることか。この部分に関しては、『裴氏家譜』の記述に疑問がある。そもそも、裴漢は前述したように、家譜の撰者裴滔の直系の先祖にあたる。そのうえ、第二等という家譜中で一番高い等級が付されている。この家格判定は高祖の宰相裴矩の第三等より高く、唐高祖・太宗期に裴矩以上の高位高官や著名な功臣を輩出していない裴漢の系統がそのような評価を受けたとは考え難い。一般的に家譜とは撰者自身の家柄を誇示するために作られたものであるから、裴滔が自らの系統を他より家格が上であることを示すために、作為的に高い等級を付けたことは十分に想定できる。このように考えると裴漢＝第二等という家譜の記述を鵜呑みすることはできない。よって、当面は裴漢の事例は参考程度に留めて、他の裴氏と崔民幹の事例を中心に考察を進めるべきである。

次に系譜の側面から代表者の資格について考えてみたい。従来、『貞観氏族志』の等級が、一氏族、すなわち某郡某氏といった郡望に対してのものなのか、あるいは郡望を細分した房（眷）のものなのか判然としなかった。これについて毛漢光氏は、崔民幹の事例を取り上げて、唐初の博陵崔氏で有力の家系は第二房の崔楷・崔孝芬の子孫であったことを指摘し、崔民幹が崔孝芬の曾孫にあたることから、彼を崔孝芬系統の代表者と想定した¹⁸。これに従えば『貞観氏族志』では氏族各房の中でも有力な複数の系統の子孫に等級が付されたということとなる。ところが、既存史料では等級が付された者の事例が崔民幹のみしか残されていないので、史料的に毛氏の説が裏付けられたわけではなく、あくまで推測の域を出なかったのである。

この問題について、『裴氏家譜』は新たな情報を提供してくれる。まず、家譜によれば、河東裴氏の複数人物に等級が付けられているので、一つの郡望に対して一つの等級でないことは明白である¹⁹。さらに考察を進めるため、等級が付された裴氏各人の関係を前掲「河東裴氏系図」（47 頁）で確認してみた。中眷裴氏の場合、中眷は始祖裴翥の三子より第一房・第二房・第三房と三系統に分岐する。『貞観氏族志』の等級は第二房・第三房の末裔である裴神安・裴世清に付されている。ただし、第一房については碑文が磨滅してい

るため代表者は不明である。系図によれば、やや信頼度の低い裴漢の事例を含む東眷裴氏の場合においても、中眷裴氏の事例と類似している。東眷は裴冲の子の代で道子と道護の二つ系統に分岐するが、その末裔の裴漢・裴懷節それぞれに等級が付されている。裴氏の事例をふまえると、毛氏の想定が史料的に裏付けられ、『貞観氏族志』では各郡望を細分した房(眷)、その房をさらに細分した房支ごとに代表者を選出して、等級を定めたことが明らかとなるのである²⁰。

また、周知の如く『貞観氏族志』では唐朝の官品が等級の基準となったので、官品も代表者を選出する上で考慮されたはずである。そこで代表者とその房支所属の成員の官品を比較してみると、代表者より高い官品を保有するものは見出し得ない。よって、代表者は同族中で唐朝の最高官品を得た者から選出されたと考えられる。

（２）『貞観氏族志』における等級の体例

前掲した表 1（48 頁）では各氏族の代表者の等級・官品・官爵を整理したが、これによって池田温氏が推測されたものよりも、家格の等級と官品の対応関係について詳しく知ることができる。

表 1 に基づき疑問点が存する裴漢の事例を除いて、等級と官品の対応関係を等級の高い順に見ると次のようになる。

第三等—裴世矩・崔民幹—正三品～正四品上

第四等—裴懷節・裴世清・裴神安—正四品上～從五品

これは前述の第二等—三品以上という池田説に修正をせまるものである。ただし、この部分は『裴氏家譜』から得られる事例にも問題がある。裴懷節は崔民幹と同じ正四品でありながら、崔は第三等、裴は第四等となっている。このように裴氏の事例をふまえると、正四品が第三等・第四等の何れに対応するのか判然としないのである。この矛盾点をどのようにすれば整合的に理解できるのであろうか。

まず、正四品と等級の対応関係であるが、唐代では三品と四品の間には叙任方式・服制・葬制・恩蔭など各種待遇の面で厳然たる区別が存在し、周代に擬えて三品以上が「卿」、四品～五品が「大夫」に相当した²¹。故に三品と四品が家格において同等となるのは考えにくい。とすれば、正三品上～從三品下が第三等に、正四品上～從四品下が第四等に相当するものと思われる。

しかしながらこのように理解すると、何故、四品官の崔民幹が第三等になったのかとい

う問題が生じる。これについては、次のように解釈できないだろうか。『貞観政要』巻七・論礼楽によると、太宗は『貞観氏族志』の等級基準について、

不須論数代已前、止取今日官品・人才作等級。

須べからく数代已前を論じるべからず、只だ今日の官品・人才を取りて等級を作せ。と命じている。右に引用したものとほぼ同じ語句が『旧唐書』巻六五・高士廉伝にも見えるが、『貞観政要』で「官品・人才（個人的能力）」とある部分を、『旧唐書』では「官・爵」としている。『旧唐書』の記述をふまえれば、『貞観氏族志』では職事官の官品だけでなく封爵の官品も考慮したうえで家格を定めたものと思われる。第四等の裴懷節は無爵なのに対して、崔民幹は博陵郡公（正二品）の爵を保有している。恐らく、爵の有無が両者の等級を分けたと思われる。

以上の考察によって、第三等が正三品～従三品に相当すること明らかとなったので、第一等～第二等は二品官以上が該当したこととなる。これにより、第二等に三品官以上が位置づけられるとした池田説は修正がせまられることとなる。

さらに詳細な第二等以上の等級と官品の対応関係については、一般の氏族とは異なる待遇を受けた皇室・外戚と信頼度が低い第二等裴漢の事例しか残されていないので、これ以上の考察を進めるのは難しい。ここでは、可能性の一つとして次のような推測をするに止める。第三～四等の官品と等級の対応関係に注目すると、第三等であれば三品、第四等であれば四品となっている。この点を考慮すれば、第二等は正二品～従二品、第一等は正一品～従一品が該当したのではないだろうか。

ところで、第二等以上の体例については、官品を基準に家格が定められた一般氏族のほかに、特別に家格が優遇された皇室と外戚の事例についても検討しなければならない。池田説では皇族が第一等、外戚である独孤・竇・長孫の三氏が第二等にあたると推測している。しかしながら、この推測には疑義を懐かせる史料が存在するのである。それは唐中葉の系譜学者柳芳が著した「氏族論」²²である。「氏族論」には歴代の官撰氏族志や譜学書で「右姓」と見なされた氏族の条件が記されている。

故江左定氏族、凡郡上姓第一、則為右姓、太和以郡四姓為右姓、齊浮屠曇剛『類例』凡甲門為右姓、周『建德氏族』以四海通望為右姓、隋『開皇氏族』以上品・茂姓則為右姓。唐『貞観氏族志』凡第一等則為右姓、路氏『著姓略』、以盛門為右姓、柳沖『姓族系録』凡四海望族則為右姓。

故に江左（南朝）は、氏族を定めるに、凡そ郡の上姓の第一なれば、則ち右姓と為し、

太和（北魏孝文帝の年号）は、郡四姓を以て右姓と為し、齊（北齊）の浮屠曇剛の『類例』²³は凡そ甲門もて右姓と為し、周（北周）の『建德氏族』は四海の通望を以て右姓と為し、隋の『開皇氏族』は上品・茂姓を以て則ち右姓と為す。唐の『貞觀氏族志』は凡そ第一等なれば則ち右姓と為し、路氏（路敬淳）の『著姓略』²⁴は、盛門を以て右姓と為し、柳沖の『姓族系録』（『大唐姓族系録』）は凡そ四海望族なれば則ち右姓と為す。

「右姓」とは勢力のある家と言う意味で、「氏族論」で列举された歴代氏族志の事例によると、全国の氏族の中で、南朝では郡上姓の首位が、北魏孝文帝の姓族詳定では郡四姓が、北周では「四海の通望」（全国的な名声を有する氏族）が、唐の『大唐姓族系録』では「四海の望族」が、それぞれ「右姓」に認定された。歴代の氏族志では、州郡規模ではなく全国規模で名声が轟いた複数氏族が「右姓」とされたのである。

そこで、『貞觀氏族志』にもどると、「氏族論」によると第一等が「右姓」に認定されたという。もし池田説に従うとすれば、第一等は皇室のみとなってしまう、これは歴代の「右姓」の用例からしても不自然である。さらに外戚を第二等と想定すると、一般の氏族と異なり特別に皇室に次ぐ家格とされた彼らですら、「右姓」に該当しないこととなる。従って、外戚は第二等ではなく、第一等（右姓）に繰り上がるのではなかろうか。そして、すべての氏族の頂点とされた皇室は、当然、第一等の筆頭に位置づけられたと考えるべきである。

以上の考察を改めて整理すると、第一等—皇室・外戚・正一品～従一品、第二等—正二品～従二品、第三等—正三品～従三品、第四等—正四品～従四品という対応関係が導き出されるのである。

最後に残された課題は、第五等以下と官品の対応関係である。それにあたっては、『貞觀氏族志』に登載された氏族の官品の下限について考えなければならない。これについては記録に残されていないが、高宗（在位 649～683）の時に『貞觀氏族志』を重修・改訂した『姓氏録』の登載範囲がその手掛かりになる。『旧唐書』卷八二・李義府伝によると、

初、貞觀中、太宗、命吏部尚書高士廉・御史大夫韋挺・中書侍郎岑文本・礼部侍郎令狐德棻等及四方士大夫諳練門閥者、修『氏族志』、勒成百卷。升降去取、時称允当。頒下諸州、藏為永式。〔李〕義府、恥其家代無名、乃奏改此書。專委礼部郎中孔志約・著作郎楊仁卿・太子洗馬史玄道・太常丞呂才重修。志約等遂立格云「皇朝得五品官者、皆升士流。」於是兵卒以軍功致五品者、尽入書限、更名為『姓氏録』。由是擢

紳・士大夫多恥被甄叙、皆号此書為「勲格」。

初め、貞觀中、太宗、吏部尚書高士廉・御史大夫韋挺・中書侍郎岑文本・礼部侍郎令狐德棻ら及び四方の士大夫の門閥を諳練する者に命じて、『氏族志』を修め、勒して百卷と成す。升降去取は、時に允当と称せらる。諸州に頒下し、藏して永式と為す。

〔李〕義府、其の家代よ名が無きを恥じ、乃ち奏して此の書（『氏族志』）を改めんとし、専ら礼部郎中孔志約・著作郎楊仁卿・太子洗馬史玄道・太常丞呂才に委ね重修せしむ。志約ら遂に格を立て云う「皇朝五品の官を得る者、皆士流に升す」と。是に於いて兵卒の軍功を以て五品を致す者、尽く書（『氏族志』）の限に入り、名を更めて『姓氏録』と為す。是れ由り搢紳・士大夫多く甄叙を被るを恥じ、皆此の書（『姓氏録』）を号して「勲格」と為す。

とある。『姓氏録』では五品官以上を輩出した氏族が登載され、六品以下は対象外とされた。しかも、士と庶は厳しく血統によって区別されるべきという当時の社会通念を無視して²⁵、軍功で五品に成りあがった「庶姓」の兵卒も無差別に登載して士と認定した。そのため、もとより士の階級に属していた「搢紳・士大夫」たちは、彼らと同列となるのを恥じ、『姓氏録』を「勲格」、すなわち出身階級を考慮せずに勲功と官品のみで家柄を決めた書と名付けた。

これに対して『貞觀氏族志』は「允当」（的確）と評価されたので、その登載条件は、『姓氏録』より厳しいものであったと想定される。まず、士庶の区別が『姓氏録』より厳密であり、高品を得たとしても庶の出身であれば容易に登載されなかったと思われる。その登載される氏族の官品の下限もまた、『姓氏録』より低い六品以下とは考えられない。すでに四品が第四等に相当することを明らかにしたので、正五品上から従五品下の氏族が第五等～第九等に相当したと思われる。第五等以下の詳細な家格と官品の対応関係については、現存史料では実例が残されていないので、これ以上の考察はやめ、今後の新史料の発見に期したい。

以上、本節の考察をふまえて『貞觀氏族志』の体例を整理すると、**表2『貞觀氏族志』体例復元案**（54頁）のようにまとめられる。

なお、『貞觀氏族志』では、郡望を細分した房支ごとに代表者を選出して家格が定められた。登載されたのは、「士」の系譜を引くことを前提とし、かつ唐朝で五品官以上を輩出した氏族である。等級は九等級に分けられ、皇室李氏が第一等の首位に据えられ、外戚は第一等の次席に序列された。それ以外の一般の氏族については、代表者が保有する官品

に応じて等級が定められたと考えられる。この体例は皇室を全氏族の頂点と位置付け、官品秩序のもとに氏族を再編成しようとした太宗の政治路線と合致するのである。

表2 『貞観氏族志』体例復元案

等級	基準
第一等 (右姓)	皇室（李氏） 外戚（独孤氏・竇氏・長孫氏） 正一品（三師三公）～従一品（太子三師）
第二等	正二品～従二品
第三等	正三品～従三品
第四等	正四品～従四品
第五等	正五品上～従五品下の者が該当。品階に応じて 等級が決定された。
第六等	
第七等	
第八等	
第九等	

第3節 『貞観氏族志』より見た唐朝政権の形成

本節では前節で復元した『貞観氏族志』の体例と河東裴氏と崔民幹の事例を対照することとで、太宗が氏族政策を通して、どのような理念のもとに唐朝政権を形成しようとしたのか考えてみたい。

まず、第三等の崔民幹（表 1No.3）の事例を検討しよう。崔民幹は黄門侍郎（正四品上）・博陵郡公（正二品）の資格で第三等となったが、それは彼より職事官が一階級高い三品の裴世矩（表 1 No.2）と同等である。陳説以来、太宗の氏族政策は山東門閥ら旧門閥を抑圧するための政策とみなされてきた。その根拠の一つとして、しばしば言及されてきたのが、『新唐書』卷九五・高儉(高士廉)伝に見える次の記事である。

先是、後魏太和中、定四海望族、以宝等為冠。其後矜尚門地、故『氏族志』一切降之。

王妃・主婿皆取当世勲貴名臣家、未嘗尚山東旧族。

是れより先、後魏の太和中、四海の望族を定め、〔李〕宝らを以て冠と為す。其の後、門地を矜尚す。故に『氏族志』は一切之を降す。王妃・主婿は皆、当世の貴名臣の家を取り、未だ嘗て山東の旧族をめと尚らず。

これによると、山東門閥は『貞観氏族志』ではすべて降格となっただけでなく、駙馬・王妃の選定からも除外されるなど、差別的な措置が取られたという。たしかに崔民幹は当時の貴族社会での声望を基準とすれば第一等であり、『貞観氏族志』では家格を降格されたことになる。しかし、官品を基準にするのであれば、彼の第三等という評価は穏当である。

太宗が山東門閥に対して差別的な措置をしたかどうかは疑わしい。

また、関隴集団説を継承した先行研究の中には、太宗が山東門閥ら旧門閥に対抗するために、『貞観氏族志』では「関隴集団」を優遇したという見解がある²⁶。その根拠は、外戚の独孤氏・竇氏・長孫氏が皇室に次ぐ優遇措置を受けたことである。何れも北周・隋・唐皇室と代々と通姻関係を結び、高官を輩出した所謂「関隴集団」の名門とされてきた²⁷。これによって「関隴集団」が上位を独占したことになる、関隴系優位の氏族序列が定められたと解釈できるという。しかしながら、筆者の復元案によれば、特別に優遇措置をされたのは唐室と外戚のみで、一般の氏族については専ら官品により家格が定められており、この解釈には疑問が残るのである。

この疑問を一層強くさせるのが、『貞観氏族志』に登載された河東裴氏の事例である。そもそも、河東裴氏は西魏・北周に仕えて高官となった者の子孫が多い。裴懷節(表1 No. 4)の祖父裴鴻は西魏・北周に仕えて開府儀同三司・襄州総管府長史・高邑県侯となった(『周書』卷三四・本伝)。裴神安(表1 No. 6)の曾祖父裴邃は郷里正平県を糾合して西魏に投じて本郡太守となり、祖父裴文举は北周で南青州刺史となった(『周書』卷三七・本伝)。よって裴懷節・裴神安は、陳氏による氏族の分類に従えば、「関隴集団」と見なすことができよう²⁸。ところが北周系の関中門閥たる裴懷節・裴神安はともに第四等になったが、各自の官品と等級を照合しても特に優遇措置を受けていない。かえって、第三等となった山東門閥の崔民幹や北齊系の裴世矩²⁹より低い家格となっているのである。

裴氏の事例を検討すると、『貞観氏族志』で優遇措置を取られたのは皇室・外戚のみで、所謂「関隴集団」全体を特別扱いして高い等級を付したわけではないことが裏付けられる。むしろ、『貞観氏族志』では、関隴・山東・南朝各系統の出自に関わらず同じ地平に置いて、唐朝の官品を基準にして氏族の等級を定めていた可能性が高いのである。従って、初期の唐朝政権では「関隴集団」が排他的に政権中枢を独占する方針が採られたとする関隴集団説は、再検討されるべきであろう。

ところで、上述の太宗の氏族政策を理念的に裏付けたのは、どのようなものであったのか。ここで改めて、太宗が崔民幹の家格を降格させた発言を分析したい。前掲した『資治通鑑』卷一九五・貞観十二年正月の条で、太宗が崔民幹の家格を降格させる際の発言の一節に、

高氏(北齊)は山東に偏拠し、梁・陳は江南に僻在す、人物有りと雖も、蓋し何ぞ言うに足らんや。…今の三品以上、或いは徳行を以てし、或いは勲勞を以てし、或いは

文学を以てして、位を貴顕に致す。彼の衰世の旧門は、誠に何ぞ慕うに足らんや。
とある。この部分は、以下に引用する『旧唐書』卷六五・高士廉の方が詳しい。

祇縁齊家惟拋河北、梁・陳僻在江南、当時雖有人物、偏僻小国、不足可貴、至今猶以
崔・盧・王・謝為重。我平定四海、天下一家。凡在朝士、皆功効顯著、或忠孝可称、
或学芸通博、所以擢用。見居三品以上、欲共衰代旧門為親、縦多輸錢帛、猶被偃仰。
我今特定族姓者、欲崇重今朝冠冕、何因崔幹猶為第一等。

祇だ齊家（北齊）惟だ河北に拋り、梁・陳（南朝）江南に僻在するに縁り、当時人物
有りと雖も、偏僻の小国、貴ぶべきに足らず。今に至りても猶お崔・盧・王・謝を以
て重きと為す。我、四海を平定し、天下は一家なり。凡そ朝士に在りては、皆功効顕
著にして、或いは忠孝称すべき、或いは学芸通博にして、^{ゆえ}所以に擢用す。^{げん}見に三品以
上に居りては、衰代の旧門と共に親（親戚）と為らんと欲し、縦に多く錢帛（結納金）
を輸し、猶お偃仰を被る。我、今特に族姓を定めるは、今朝の冠冕を崇重せんと欲す、
何に因りて崔幹を猶お第一等と為すか。

これによれば、太宗が改めて氏族を序列し直したのは、旧来の門閥序列を否定することで、
南北朝の分裂状況を克服し、新統一王朝に相応しい氏族の序列を定めようとしたことが、
明らかになる。本章で復元した『貞観氏族志』の体例は、その理念が反映されたもののなの
である。

さらに太宗の発言では、新王朝に相応しい理想的な朝士像を提示していることが注目さ
れる。この部分については、『貞観政要』卷七・論礼楽の方が、『旧唐書』よりも詳しい。

且大丈夫有能立德立功、爵位崇重、善事君父、忠孝可称、或道義素高、学芸通博、此
亦足為門戸、可謂天下士大夫。

且つ大丈夫、能く徳を立て功を立つる有りて、爵位崇重にして、善く君父に事え、忠
孝称すべく、或いは道義は素より高くして、学芸通博なるは、此れ亦た門戸を為すに
足り、天下の士大夫と謂うべし。

『資治通鑑』・『旧唐書』・『貞観政要』の三つの記事を合わせて解釈すると、太宗は能
力や勲功の他に「立德」・「忠孝」・「道義」などの儒教的な倫理観も持つように士大夫
（朝士）に求めている³⁰。太宗は、このような士大夫像と合致する人物を高位高官と抜擢
してきたのであり、旧門閥に替わる名門として門戸を立てるべしと主張した。太宗の士大
夫像は、能力のみならず倫理観も兼ね備えている点に特徴があるのである。この太宗の理
念は、かつて谷川道雄氏が論じた南北朝時代の官吏登用理念である「賢才主義」に相通じ

るものがあるのである³¹。

かつて、谷川氏は、南北朝から隋唐帝国を形成する過程を二つの官吏登用理念、賢才主義と門閥主義の相剋関係を軸にして捉え、最終的に賢才主義が門閥主義を克服し、隋唐帝国形成への原動力となったと論じた。そして、北朝の賢才主義の到達点であり、隋唐の賢才主義の先駆となった例として、西魏時代に蘇綽が撰した「六条詔書」（『周書』卷二三・蘇綽伝に収録）第四条「擢賢良」を挙げる。この条は、州郡の官吏にどのような人材を充てるべきかを説いたもので、その理想像を以下の如く記す。

自昔以来、州郡大吏、但取門資、多不挾賢良。末曹小吏、唯試刀筆、並不問志行。…若門資之中而得賢良、是則策騏驎而取千里也。…若刀筆之中而得志行、是則金相玉質、内外俱美、実為人宝也。…今之選舉者、当不限資蔭、唯在得人。

昔自り以来、州郡の大吏、但だ門資を取り、多く賢良を挾ばず。末曹の小吏、唯だ刀筆を試すのみ。並びに志行を問わず。…若し門資の中に賢良を得れば、是れ則ち騏驎を策して千里を取るなり。…若し刀筆の中をして志行を得れば、是れ則ち金相玉質、内外俱に美とし、実に人宝と為るなり。…今の選舉は、当に資蔭に限らず、唯だ人を得るに在るべきのみ。

谷川氏の成果を参照して、この部分を解釈すると、次のようになる。従来、貴族（士大夫）階級のポストである州郡の大吏は門資（家柄）のみで選び、賢明な人物を採用しなかった。一方、寒門が任ぜられる末端の小吏は実務能力を試して登用するのみであった。両者ともに志行（立派な志と行い）を問うことがなかった。もし門地を持つ者たちより忠義心に厚く賢明な人物を得ることができれば、そして、寒門出身の者たちより実務能力だけでなく志行も体得している人物を見いだせるのであれば、それは何れも人中の宝とすべき理想的人材であると言えよう。今後の州郡の選挙では門蔭に限らず、賢才を得るべきである。

谷川氏は、「六条詔書」に示された人材像の特徴を、単なる能力主義ではなく、その能力が士大夫的な人格や行いによって裏付けられている点に見出した。谷川氏はこれを貴族・非貴族両階層の長所を併せ持った新しい官僚像を打ち出したものとして高く評価するのである。この蘇綽の人材像は太宗の士大夫像と相通じるものがある。両者ともに才徳兼備の人材を求め、そのうえ反門閥主義の立場を採っている。太宗の人材理念は北朝以来の反門閥・賢才重視の潮流をうけたものなのである。

以上の検討により、『貞観氏族志』の体例には、南北朝時代の門閥主義を克服した賢才主義的理念が貫かれていたのが明らかとなった。太宗はこの理念に基づいて、門地の有無、

関隴（北周）系・山東（北齊）系・南朝系などの王朝系統を問わず、皇帝権力のもとに現王朝の官品によって新たに氏族の序列を再編成したのである。そこでは能力や勲功に応じた高い官品を獲得さえすれば、旧門閥出身者でも高い家格を維持することができたし、逆にこれまで旧門閥の下位に位置づけられてきた氏族も家格を上昇させることができた。太宗は氏族政策を通じて、特定の系統の氏族に偏重しない、新統一王朝に相応しい普遍的な体制を構築したのである。この太宗が目指した理想的士大夫に支えられた体制は、谷川道雄氏の所謂「新貴族制」の特徴ともよく符合するのである³²。

おわりに

本章では、唐・裴滔撰『裴氏家譜』に見える裴氏五名の系譜・官爵・等級を手掛かりに『貞観氏族志』の体例を復元して太宗の氏族政策について考察を加え、太宗がどのような理念のもとに唐朝政権を形成しようとしたのかについて論じた。その結論を改めてまとめると、次のようになる。

- ①『貞観氏族志』では、一郡望を分けた房（眷）をさらに細分した房支ごとに代表者を選出して、氏族の家格を定めた。各代表者は、唐朝の最高品階を取得した者である。官品と等級の対応関係を具体的に示すと表2（54頁）のようになる。
- ② 表2で復元した『貞観氏族志』の体例をふまえて、裴氏と崔民幹の等級について、彼らが保有する官品を勘案して考察すると、その家格は極めて穏当な評価が下されていた。ここからは太宗が関隴系氏族・山東系氏族・南朝系氏族など出自・系統を問わず同じ地平に置き、唐朝の官品を基準にして、氏族の序列を定めたことが読み取れる。
- ③『貞観氏族志』で官品及び忠孝・徳行などの士大夫的倫理を家格の基準とした背景には、南北朝以来の反門閥主義の潮流を受けた賢才主義的理念が存在する。太宗はその理念に基づいて、関隴系氏族のみに偏重しない普遍的な体制を構築しようとした。従って、所謂「関隴集団」が政権中枢部を排他的独占したとする陳寅恪氏以来の理解は、最早、成立し難い。

以上に論じた太宗の氏族政策は、高宗の『姓氏録』に継承されることとなるが、それはどのような展開を見せたのであろうか。これについては、次章に改めて論じるものとする。

¹ 陳寅恪『唐代政治史述論稿』中篇「政治革命及党派分野」（初版 1944 年、生活・読

-
- 書・新知三聯書店、2001 年）、同「記唐代之李武韋楊婚姻集團」（初出 1954 年、同著『金明館叢稿』初編、生活・讀書・新知三聯書店、2001 年）。
- ² 布目潮風「唐朝創業期における三省六部の人的構成」、同「唐朝初期の唐室婚姻集團—公主の婚家先を中心として—」（ともに同著『隋唐史研究—唐朝政權の形成』、東洋史研究会、1968 年に収録）、汪鋐「唐太宗樹立新門閥の意図」（初出 1979 年、汪鋐著、唐長孺等編『汪鋐隋唐史論稿』、中国社会科学出版社、1981 年）、吉岡真「八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成」（『史学研究』153、1981 年）、同「隋・唐前期における支配階層」（『史学研究』155、1982 年）、同「北朝・隋唐の支配層の推移」（『岩波講座世界歴史九 中華の分裂と再生』、岩波書店、1999 年）、毛漢光「閔隴集團婚姻圈之研究—以王室婚姻關係為中心—」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』61-1、1990 年）。なお、唐初期の支配層の性格と『貞觀氏族志』の編纂の問題の通説的理解については、愛宕元「唐代前半期の政治」（松丸道雄ほか編『世界歴史大系 中国史二 三国～唐一』山川出版社、1996 年）を参照。
- ³ 近年の代表的概説書である前掲『世界歴史大系 中国史二 三国～唐』、氣賀澤保規『中国の歴史 06 絢爛たる世界帝国 隋唐時代』（講談社、2005 年）は、閔隴集團説に依拠して政治史を叙述する。
- ⁴ 小島浩之「日本における唐代官僚制研究—官僚構造と昇進システム（System）を中心として—」（『中国史学』20、2010 年）。
- ⁵ 「氏族政策」の具体的事例として、『貞觀氏族志』の他に、唐朝の高宗『姓氏録』・玄宗『大唐氏族系録』、北魏孝文帝の「氏族詳定」、梁武帝の『百家譜（十八州譜）』の編纂などが挙げられる。なお、魏晉南北朝から隋唐時代にかけて、士庶の区別については、仁井田陞『中国法制史研究 奴隸・農奴法・家族村落法』第二部第九章「六朝および唐初の身分的内婚制」第十章「敦煌発見の天下姓望氏族譜—唐代の身分的内婚制をめぐって—」（東京大学出版会、1962 年）、中村圭爾「士庶区別小論」（初出 1979 年、同著『六朝貴族制研究』、風間書房、1987 年）を参照。
- ⁶ 『貞觀氏族志』の編纂経緯については、『貞觀政要』卷七・論礼楽、『旧唐書』卷六五・高士廉伝、『新唐書』卷九五・高儉伝、『資治通鑑』卷一九五・貞觀十二年（638）正月の条に記事が見える。各史料ともに内容はほぼ同じであるが、細部ではそれぞれに独自の記述を含んでいる。本文では『貞觀政要』、新旧『唐書』の記事が反映されている『資治通鑑』を引用した。なお『資治通鑑』自体にも崔民幹の官職や『貞觀氏族志』

の氏族の序列に関して独自の記述がみられる。

- ⁷ 宇都宮清吉「唐代貴人についての一考察」（初出 1934 年、同著『中国古代中世史研究』、創文社、1977 年）、今堀誠二「唐代士族の性格」（初出 1939～1940 年、同著『中国史の位相』、勁草書房、1995 年）、守屋美都雄『六朝門閥の一研究—太原王氏系譜考—』第七章「山東士族の命運」（日本出版協同株式会社、1951 年）、池田温「唐朝氏族志の一考察—いわゆる敦煌名族志残巻をめぐって—」（初出 1965 年、同著『唐史論攷—氏族制と均田制—』、汲古書院、2014 年）、注 2 前掲吉岡真「八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成」、同「隋・唐前期における支配階層」を参照。
- ⁸ 『貞観氏族志』における士庶の区別については、『旧唐書』卷一八九下・柳沖伝に「初め、貞観中、太宗学者に命じて『氏族志』百巻を撰し、以て士庶を甄別せしむ。」とあるのを参照。
- ⁹ 注 1 前掲、陳寅恪氏の諸論文。
- ¹⁰ 本文で触れた先行研究とは独自の立場で『貞観氏族志』を扱ったものに、山下将司「唐初における『貞観氏族志』の編纂と「八柱国家」の誕生」（『史学雑誌』111 - 3、2002 年）がある。山下氏は「関隴集団」の中核とされる西魏の八柱国・十二大將軍の家を門閥とする門閥観は、太宗が唐室の権威づけのために『周書』と『貞観氏族志』の編纂を通して創出したものとする。そのうえで、関隴集団説の再検討を促す。
- ¹¹ 唐朝政權を理解するうえで貴族制が有効な視座となり得るとした先駆的な研究に、内藤湖南「概括的唐宋時代観」（初出 1922 年、『内藤湖南全集』第 8 卷、筑摩書房、1969 年）、同著『支那中古の文化』第 10 講「貴族中心時代」（初出 1928 年、『内藤湖南全集』第 10 卷、筑摩書房、1969 年）がある。
- ¹² 注 7 池田論文を参照。
- ¹³ 本研究では便宜的に「体例」という語を、『貞観氏族志』の編纂方針、より具体的に言えば、氏族の家格を定める際の様々な基準・規定を指して用いる。
- ¹⁴ 「裴氏相公家譜之碑」・『裴氏家譜』の概要については、周征松「河東裴氏譜牒知見録」（初出 1992 年、同著『家族史研究及其他』、山西人民出版社、2009 年）、同著『魏晋隋唐間的河東裴氏』（山西教育出版社、2000 年）を参照。
- ¹⁵ 裴晋公祠（省級文物保護単位）については、国家文物局主編『中国文物地図集 山西分冊』（中国地図出版社、2006 年）下、1126 頁を参照。裴晋公とは唐憲宗・穆宗の宰相で晋国公の裴度のこと（『旧唐書』卷一七〇、『新唐書』卷一七三）。

¹⁶ 『光緒聞喜県志輯』によると、裴再興は『裴氏世譜』を編纂した際に「職方氏」を参照したという。「職方氏」とは『周礼』夏官・職方氏のことだが、これは上古の地理について書かれた部分であり、家譜の参考資料とするには適さない。そこで家譜の書名に注目すると、『世譜』に因んでつけられたことが見て取れる。『世譜』とは『世本』の異称で、春秋時代の諸侯の系譜を記したものである。こちらの方が、家譜を作るうえで参照するに相応しく、「職方氏」は『世譜』もしくは『世本』の誤りであろう。

¹⁷ 「河東裴氏系図」を作成するにあたり、『裴氏家譜』の他に、『三国志』卷二三・魏書・裴潜伝、『晋書』卷三五・裴秀伝、同書卷一〇九・慕容廆載記、同附裴嶷伝、『魏書』卷八八・良吏・裴佗伝、『北史』卷三八・裴佗伝、『新唐書』卷七一上・宰相世系表・裴氏、『世説新語』上卷上・德行第一・注所引『晋諸公贊』、同書上卷上・言語第二・注所引『晋惠帝起居注』、同書上卷下・文学第四・注所引『晋諸公贊』、『永嘉流人名』、同書中卷上・雅量第六・注所引『晋諸公贊』、同書中卷下・品藻第九、注所引『晋百官名』、『王朝目録』、『晋諸公贊』を参照した。また、『裴氏家譜』の他に、次の河東裴氏を扱った先行研究も参照した。周征松氏注 14 前掲書、矢野主税「唐初の貴族政治について」（『東方学』9、1954 年）、同「裴氏研究」（『社会科学論叢』14、1965 年）、趙超編著『新唐書宰相世系表集校』（中華書局、1998 年）、蔵中進「隋使裴世清の周辺一付、裴鴻墓誌のこと」（『大阪市立大学文学部創立五十周年記念国語国文学論集』、和泉書院、1999 年）、鄒冬珍・衛文革「唐「裴怱墓誌」考」（『文物世界』2007 年 2 期）。なお、提示した系図では、『裴氏家譜』に誤りがあると考えられる箇所は、使用した諸史料によって訂正してある。

¹⁸ 毛漢光「中古山東大族著房之研究」（初出 1983 年、同著『中国中古社会史論』、上海書店出版社、2002 年）。

¹⁹ 注 14 前掲周氏「河東裴氏譜牒知見録」では、氏族ではなく個人に付された等級と解釈するが、それは氏族の序列を定めようとした『貞観氏族志』の目的とは合致せず従えない。

²⁰ 『新唐書』卷九五・高俟伝に「然るに姓毎に其の房望を第し、一姓中と雖も、高下縣隔す。」とあり、当時の社会通念においても氏族の家格は、姓（郡望）ではなく房ごとに定められていた。

²¹ 池田温「中国律令と官人機構」（仁井田陞博士追悼論文集編集委員会編『前近代のアジアと法社会』、勁草書房、1967 年）、礪波護「唐の官制と官職」（初出 1975 年、同著

『唐の行政機構と官僚』中央公論社、1998年）を参照。

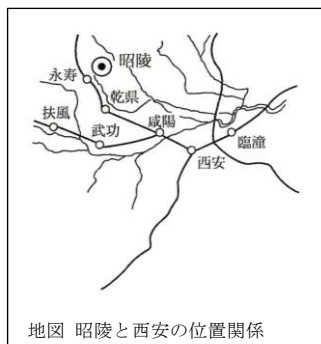
- ²² 柳芳撰「氏族論」は『新唐書』卷一九九・儒学中・柳沖伝に収録。その内容については、川合安「柳芳「氏族論」と「六朝貴族制」学説」（初出2008年、同著『南朝貴族制研究』、汲古書院、2015年）を参照。
- ²³ 北齊・酈曇剛撰『山東士大夫類例』三卷、山東郡姓の系譜と家格を論じた書。『隋唐嘉話』卷下、『唐語林』卷二文学、『太平広記』卷一八四所引『唐国史補』などを参照。
- ²⁴ 路敬淳撰『著姓略記』十巻のこと。路敬淳は則天武后後に太子司儀郎・崇賢館学士で、唐前半期を代表する譜学の大家（『旧唐書』卷一八九下・儒学下、『新唐書』卷一九九・儒学中）。
- ²⁵ 唐代における士庶身分を区別については、前掲仁井田陞「六朝および唐初の身分的内婚制」、「敦煌発見の天下姓望氏族譜—唐代の身分的内婚制をめぐって—」を参照。
- ²⁶ 汪錢氏、愛宕氏注2前掲論文。および趙克堯『「氏族志」与唐太宗的閥閥門閥閥」（初出1984年、同著『漢唐史論集』、復旦大学出版社、1993年）を参照。
- ²⁷ 唐初の外戚については、宋徳熹「試論唐代前期的代北外戚家族—以独孤氏・竇氏及長孫氏為中心」（同著『唐史識小』、稻郷出版社、2009年）を参照。
- ²⁸ 北魏の東西分裂から隋初の河東裴氏の動向については、毛漢光「北朝東西政權之河東争奪戰」（初出1987年、同著『中国中古政治史論』、上海書店出版社、2002年）を参照。
- ²⁹ 裴世矩は唐に仕える以前に、北齊で高平王文学となり、隋では黄門侍郎・右光祿大夫となった（『隋書』卷六七・本伝）。
- ³⁰ 趙克堯・許道勲著『唐太宗伝』（人民出版社、1984年）第七章「任賢致治」では、太宗の人材論を諸史料から抽出し、彼が求めたのは「才行俱兼」（才能と徳行の兼備）の人材であったことを論じる。
- ³¹ 谷川道雄「北魏官界における門閥主義と賢才主義」（初出1959年、同著『増補 隋唐帝国形成史論』、筑摩書房、1998年）、同「西魏「六条詔書」における士大夫倫理」（初出1967年、同著『中国中世社会と共同体』、国書刊行会、1976年）。
- ³² 「新貴族制」については、谷川道雄「周末隋初の政界と新旧貴族」（初出1967～1968年、注31前掲書所収）、同「拓跋国家の展開と貴族制の再編」（堀敏一ほか『岩波講座世界歴史5 古代5』、岩波書店、1970年）、同「貞觀政風の一研究」（『日野開三郎博士頌寿記念論集中国社会・制度・文化史の諸問題』、中国書店、1987年）を参照。

第2章 唐初の氏族政策の展開と昭陵陪葬墓の形成

はじめに

前章「唐朝政権の形成と太宗の氏族政策」において、太宗（李世民、在位 626～649）が『貞観氏族志』の編纂を通して士庶の区分を明確にして「士」を輩出すべき氏族の範囲を定めるという一種の「貴族制」を布いたうえで、賢才主義の理念に基づいて、関隴（西魏・北周）・山東（東魏・北齊）・南朝（江南）の系統、あるいは門閥・非門閥などの出自に拘泥せずに、各氏族の代表者が保有する唐朝の官品をもって家格を定めたことを明らかにした。この太宗の氏族政策こそが唐朝政権の政治体制の柱となったものであり、その性格を解明するための有効な視座となりえるものである。太宗の氏族政策¹は高宗（在位 649～683）にも継承されて『姓氏録』と改訂され、中宗（在位 683、重祚 705～710）と玄宗（在位 712～756）もまた『貞観氏族志』の体裁を倣った『大唐姓族系録』を編纂した。何れも氏族を格付けるうえで官品が基準となったことは、夙に池田温氏によって詳論された通りである²。

本章では創業から守成へと向かう太宗・高宗期の氏族政策がどのように展開したのかを、同時期に定められた「帝陵陪葬制度」を手掛かりにして考察を試みる。「陪葬」とは、主君の墓の傍らに臣下を埋葬することである。太宗は自身の陵墓となる昭陵に建国の功臣を陪葬する政策を推し進めており高宗にも継承された。その結果、昭陵には中国史上最大規模の陪葬墓群が形成された。帝陵陪葬制度の目的の一つは建国の功臣の論功行賞と顕彰にある。陪葬の対象となった功臣は太宗が理想とする賢才主義的士大夫像と一致しており、ここからは、氏族政策と陪葬制度が密接に関係したことが強く意識されるのである。そこで、本章では、太宗・高宗の氏族政策と昭陵陪葬墓群の造営が密接な関係にあったことを明らかにすることを通して、初期唐朝政権の性格の一端について論じたい。



地図 昭陵と西安の位置関係

第1節 唐太宗昭陵陪葬墓の概要と先行研究

唐朝政権が創業から守成へと転じようとしていた貞観十一年（637）二月丁巳（2日）、太宗は、長安（現西安市）北西約60 kmに聳える九嶷山を自らの陵墓（昭陵）の地と決めて、以下に掲げる「九嶷山ト陵詔」³を發布した（**地図「昭陵と西安の位置関係」**）⁴。

有隋之季、海内横流、豺狼肆暴、吞噬黔首。朕投袂発憤、情深拯溺、扶翼義師、濟斯塗炭。頼蒼昊降鑑、股肱宣力、提劍指麾、天下大定。此朕之宿志、於斯已畢。猶恐身後之日、子子孫孫、習於流俗、猶循常礼、加四重之櫬、伐百祀之木、勞擾百姓、崇厚園陵。今預為此制、務從儉約。於九嶷之山、足容棺而已。

有隋の季、海内横流し、豺狼暴を肆にして、黔首を吞噬す。朕、袂を投じて発憤し、情は拯溺に深し、義師を扶翼し、斯の塗炭を濟う。蒼昊の降鑑、股肱の宣力に頼り、劍を提げ指麾し、天下大いに定まる。此れ朕の宿志は、斯こに於いて已に畢る。猶お身後の日、子子孫孫、流俗に習い、猶お常礼に^{したが}循い、四重の櫬を加え、百祀の木を伐り、百姓を勞擾し、園陵を崇厚するを恐る。今預め此の制を為して、務めて儉約に従う。九嶷の山に於いて、棺を容れるに足るのみ。

太宗は自らの半生について、股肱の臣の尽力によって、隋末の大乱を平定して天下を治めるという宿願を達成できたと述懐し、以下のように、創業の功臣たちの功勞に酬いるために陪葬の恩典を与えるように命じた。

又佐命功臣、或義深舟楫、或謀定帷幄、或身摧行陣、同濟艱危、克成鴻業。追念在昔、何日忘之。使逝者無知、咸歸寂寞。若營魂有識、還如疇曩。居止相望、不亦善乎。漢氏使將相陪陵、又給以東園秘器。篤終之義、恩意深厚、古人豈異我哉。自今已後、功臣・密戚及德業佐時者、如有薨亡、宜賜塋地一所、及給以秘器⁵、使窆窆之時、喪事無闕。所司依此營備、称朕意焉。

又た佐命の功臣、或いは義は舟楫に深く、或いは謀は帷幄に定め、或いは身は行陣に摧き、共に艱危を濟い、克く鴻業を成す、追念すること昔に在り、何ぞ日ごとに之を忘れんや。逝く者をして知る無からしめば、咸な寂寞に歸す。若し營魂、識有れば、還た疇曩（往時）の如し。居止相い望むこと、亦た善しからずや。漢氏將相をして陪陵せしめ、又た給するに東園の秘器を以てす。篤終の義、恩意深く厚きこと、古人豈に我と異ならんや。今自り已後、功臣・密戚及び德業もて時（時世）を佐くる者、^も如し薨亡あれば、宜しく塋地一所を賜うべし、及び給するに秘器を以てし、窆窆の時をして、喪事は闕無からしめよ。所司此れに依り営み備え、朕が意に称え。

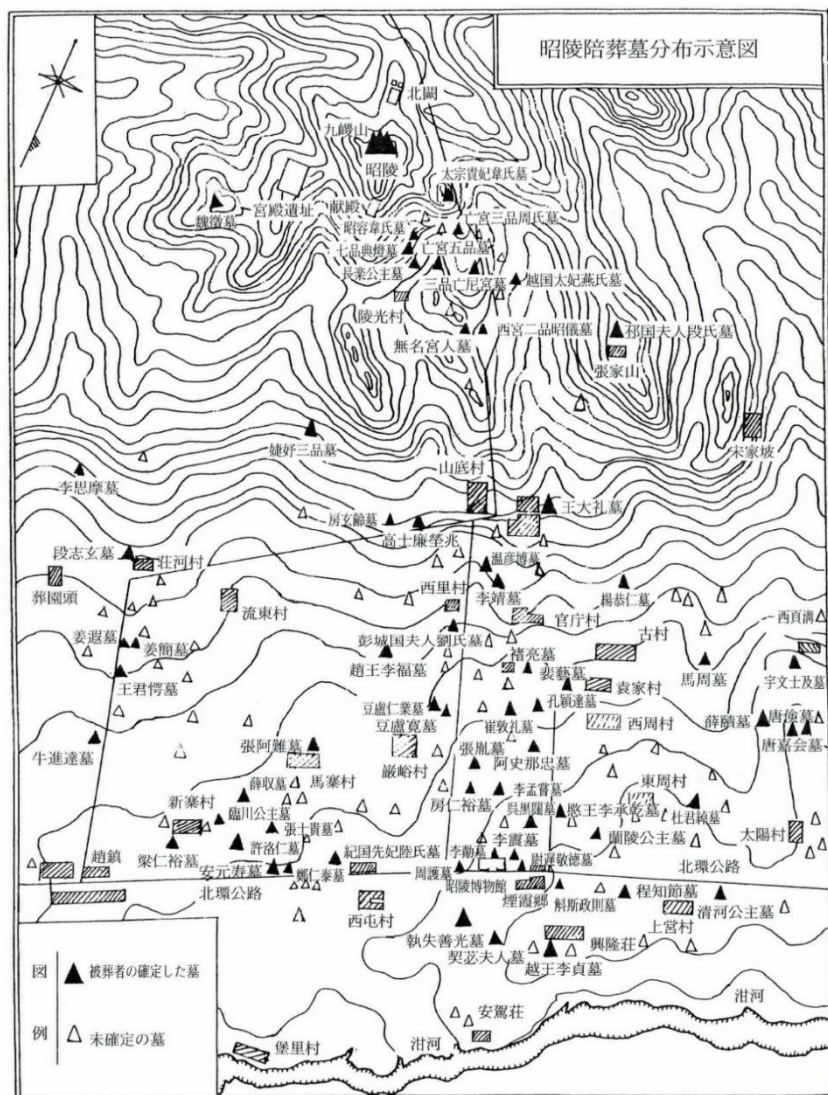
この詔勅によれば、陪葬の栄典に浴したのは、「佐命功臣」・「德業佐時者」・「密戚」と表現される人々であった。来村多加史氏・張沛氏によって整理された昭陵陪葬者のリスト⁶に基づいて述べれば、「佐命功臣」とは、太宗直属の部下として唐朝の創業と天下平定を助け、玄武門の変で功績があった長孫無忌・房玄齡・杜如晦といった功臣たちである。「德業佐時

者」とは、太宗の即位後に登用されて恩遇を受けた魏徴に代表される宰相・重臣たち、あるいは、唐の天下統一と外征による版図拡大に赫々たる武勲を挙げた李靖・李勣などの名将たちが該当する。彼らは所謂「貞観の治」の立役者たちであった。「密戚」とは、太宗の皇子とその王妃、公主とその駙馬などの肉親や外戚たちを指す。各陪葬者の属性は、詔勅のように簡単に分類しきれるものではなく、複数の属性を有する者も少なくない。そのほか、詔勅には反映されていないが、唐朝が領域を拡大する過程で服属した遊牧部族の君長や、太宗に寵愛された後宮の妃嬪・宮人なども陪葬の榮譽に浴したことも既によく知られている⁷。

こうして太宗から高宗の時期にかけて、「昭陵陪葬墓分布示位図」(66 頁)⁸で図示したように九嶷山の中腹から南側の山麓にかけての一带が陪葬者の墓域として区画され、有資格者を陪葬していった。その結果、文献史料及び考古発掘調査をふまえると、こんにち、陪葬墓の数は確認されているものだけでも 193 基にもものぼる⁹。その規模は、唐代のみならず中国史上類をみない最大級のもので、このような広大な昭陵の陪葬墓群が造営された背景には、当時独自の時代背景が色濃く反映されたとみるべきである。

しかしながら、この問題についてはあまり深くは論究されてこなかった。かつて、1980 年代に唐代の帝陵陪葬制度の研究に先鞭をつけた孫遲氏は、その目的について、上掲の「九嶷山ト陵詔」をふまえて、恩典を賜与して功臣を懐柔しその家を唐朝支配集団に組み込もうとしたことを指摘したが、その論文自体は概説の範疇を出ない¹⁰。近年の研究では、昭陵陪葬墓の発掘成果や碑刻・墓誌史料を網羅的に活用した沈睿文・程義・伍伯常ら諸氏の成果が注目される。

沈氏の研究は、昭陵と陪葬墓の配置から陵園の設計思想を解明しようとしたものである。陪葬墓の配置に関しては、『唐会要』卷二一・陪陵名位によると、帝陵を中心軸にして文官墓を東、武官墓を西に配置するという規定があったという。新中国となり初めて昭陵陪葬墓の概況をまとめて報告した昭陵文物管理所「昭陵陪葬墓調査記」(『文物』1977 年 10 期)によると、『唐会要』に記される規定通りではなく、陪葬墓は造営年代が下がるにつれて北から南へ陪葬墓域が拡大したと指摘する。これを承けて沈氏は、その後の発掘成果をふまえて、玄宮(太宗墓室)に近い九嶷山中腹が妃嬪・嫡出の公主・宮人の墓葬区で、南麓の扇状地が庶出の皇族・文武功臣の墓葬区であるとし、山腹地区を皇帝が起居し政務を執る宮城の象徴であり、南麓地区は皇城に擬えられていたとする。南麓地区の陪葬墓は被葬者の官職を基準にして、皇城の官衙の配置に従って造営されたという。これに反駁して、程



氏は、太宗・高宗が一部の功臣に対して生前に墓地を既に賜与していたことを指摘して、陪葬者晩年の官職を基準にして墓葬の位置を定めたとみる沈説を否定し、昭陵文物管理所と同様の見解を提示する¹¹⁾。以上に述べた陪葬墓の配置に関する諸説、特に沈氏の説は例外的事例を多く含んでおり、墓主未確定墓が大半を占める現段階では結論を避け、今後の発掘調査の成果を待つべきだろう。

一方、伍氏の研究は¹²、
昭陵陪葬の功臣を唐朝

初期の支配集団を代表する存在と規定し、閹隴集團説¹³をふまえて功臣の出自を分類したうえで、太宗朝の人的構成からその性格の解明を目指したもので、昭陵陪葬墓そのものを論じたものではない。そのほか、「皇后の礼」で陪葬された新城長公主墓の墓葬等級を明らかにした傅江氏¹⁴、突厥人執失奉節が昭陵に陪葬された背景を論じた石見清裕氏¹⁵など、個別の事例に焦点を当てた研究もある。

以上の先行研究を総括すると、基本的に唐代の帝陵陪葬制度に関しては孫遲氏以来の一般的理解にとどまり、広大な陪葬墓群が形成された時代背景を明らかにしていないのが現状である。その問題を解明する手がかりとなるのが、陪葬者に与えられた様々な「喪葬」儀礼に関わる恩典である。そこで、次節では、陪葬者の恩典の分析を通して、昭陵陪葬墓が造営された目的を探ってみたい。

第2節 喪葬恩典から見た昭陵陪葬制度の目的

(1) 陪葬者への喪葬恩典

唐代の喪葬儀礼及びその制度を考察した呉麗娛氏の研究¹⁶によれば、帝陵に陪葬された者の喪葬儀礼の格式は「詔葬」に該当する。「詔葬」とは、三品以上の文武大臣の中でも特に功績が高い者の喪葬待遇を定めた制度で、前代にも存在したが、唐代ではまさに帝陵陪葬制度とほぼ軌を一にして開始されたもので、昭陵陪葬者の喪葬儀礼も「詔葬」の格式が適用された。まず、呉氏が「詔葬」の典型的事例の一つとして挙げ、かつ昭陵陪葬の功臣の中でも最高級の待遇が与えられた李勣の事例に基づき、陪葬者の喪葬恩典の具体的内容についてみよう。「李勣墓誌」によると、彼の喪葬恩典は、以下のようなものであった¹⁷。

以綏章二年十二月三日薨、春秋七十有六。天子撫牀沫泣、去籥纏悲、哭于別次、哀声外澈。文武在列、不勝感歎。特詔輟朝七日。…中宮悼切宗臣、事均於吳漢、副后痛殷良傳、情深於杜夷。藩枝委奠而含悽、列辟望廬而揮涕。…有詔冊贈太尉・使持節・大都督・揚和滁宣歙常潤七州諸軍事・揚州刺史。給班劍冊人、加羽葆鼓吹、賜布帛二千五百段。米粟副焉。凶事所須、務從優厚、并賜東園秘器。仍令司礼大常伯・駙馬都尉楊思敬、司稼少卿李行詮監護。粵以三年歲次庚午二月甲辰朔六日己酉、陪葬於昭陵。儀仗送至墓所往還。有司考行、諡曰貞武公。其墳象烏德韃山及鉄山、以旌平〔薛〕延陀・〔高〕句麗之功也。遺命薄葬、優詔許焉。皇上親製碑文、以光粹烈。

綏章二年（669）十二月三日を以て薨ず、春秋七十有六なり。天子（高宗）、牀を撫して沫泣し、籥を去りて悲を纏い、別次に哭し、哀声は外に澈す。文武、列に在り、感歎に勝えず。特に詔して朝を輟むこと七日、…中宮（武后）悼みて宗臣を切にすること、事は吳漢に均し、副后（皇太子）、痛みて良傳を殷すること、情は杜夷より深し。藩枝（宗室諸王）、奠を委ね而して悽を含み、列辟（文武百官）、廬に望み而して涕を揮う。…詔有り冊して太尉・使持節・大都督・揚和滁宣歙常潤七州諸軍事・揚州刺史を贈る。班劍冊人を給し、羽葆鼓吹を加え、布帛二千五百段を賜う。米粟は焉に副う。凶事の須いる所、務めて優厚に従い、並びに東園の秘器を賜わる。仍りて司礼大常伯・駙馬都尉楊思敬、司稼少卿李行詮をして監護せしむ。粵こに〔綏章〕三年（670）歲次庚午二月甲辰朔六日己酉を以て、昭陵に陪葬す。儀仗送りて墓所に至りて往還す。有司考行し、諡して貞武公と曰う。其の墳は烏德韃山及び鉄山を象り、以て〔薛〕延陀・〔高〕句麗を平らげるの功を旌すなり。遺命は薄葬、優詔もて許す。皇上親ら碑文を

製し、以て粹烈（美しい功績）を光かす。

墓誌には「凶事の須いる所、務めて優厚に従う」とあるように、呉氏によると「詔葬」される者は、「喪葬令」で定められた一般官僚の喪葬の規定は適用されず、被葬者ごとに別に詔勅が発布されて各種恩典の内容が定められた。李勣の喪葬恩典は以下のようなものであり、列挙した恩典は他の陪葬者とも基本的に共通する。

- ① 皇帝が故人のために特別に哭礼（哀礼）を行い、故人との関係や勲功に応じて期間を定めて、1～7 日間にわたり輟朝（廢朝）して哀悼を示す¹⁸。
- ② 故人の業績に応じて贈官・諡号を与える。
- ③ 賻贈（贈贈）として絹布・米粟を支給する。
- ④ 葬列のために鹵簿を用意し、故人宅・墓所を往復させる。李勣の場合は儀仗兵として班劍 40 人、楽隊である羽葆鼓吹が給された。
- ⑤ 監護使が喪事を監督し、喪事にかかる費用はすべて官給で行う。李勣の場合は礼部尚書が監護使を務めたが、監護使に任命されるのは基本的に鴻臚卿もしくは鴻臚少卿で、多くの場合は四～五品官が摂官して喪葬儀礼を監督する¹⁹。
- ⑥ 塋地・東園の秘器²⁰を下賜する（「九嶷山ト陵詔」も参照）
- ⑦ 墳墓を造営し、墓碑を立て故人の事跡を顕彰する。

また、「李勣墓誌」には記されていないが、上記のほかに、⑧詔勅を下して文武百官に会葬させることや、⑨葬儀の際に少牢（犠牲・供物）・礼料を贈り、葬列が都城から埋葬地へ向かう際には、使者を郭門に遣わして束帛・馬を贈ることなどが行われた。さらに⑩葬儀の際に用いる幔幕・車服・器財などが下賜され、労働力として手力が給され、⑪被葬者が外州で亡くなった場合は、都へ遺骸を運ぶため靈輿・手力を給し駅伝をもって運送させた。

①～⑤、⑧～⑪は喪葬儀礼、⑥～⑦は墓葬等級に関わる恩典である。

陪葬者への各種恩典は言うまでもなく、皇帝が功臣へ栄誉を授けることによって死者への哀悼と恩寵・殊遇を天下に示すためであるが、それと同時に、①②⑦に端的に示されるように、被葬者の功績を顕彰するという意図が貫かれていたことは見逃してはならない。また、陪葬の際に功臣に賜与された恩典の事例を集めていくと、陪葬者を身分や功績によって恩典に差異を設け序列化したことが見えてくるのである。以下、検討を加えたい。

（２）喪葬儀礼に関わる恩典

まず、陪葬者ごとに保有する品階の高い順に喪葬儀礼にかかる恩典である賻贈（布帛・

米粟)の支給額、輟朝の日数、葬送函簿の規模などを整理してみた。それが以下に提示した表1「昭陵陪葬功臣の喪葬恩典一覧表」である。

表1「昭陵陪葬功臣の喪葬恩典一覧表」

No.	姓名	経歴	年代	官品	贈官	諡	輟朝	布帛 米粟	函簿	出典
1	李勣	太宗・高宗宰相	670 葬	正一	太尉・揚州大都督	貞武	7	2500 2500	班劍 40 人 羽葆鼓 吹	旧 67, 新 93, 李勣墓誌(54), 李勣碑(66)
2	高士廉	秦府左右太宗宰相	647 葬		司徒・并州都督	文献	?	2000 2000		旧 65, 新 95, 高士廉碑(25), 冊 319
3	房玄齡	秦府左右太宗宰相	648 卒		太尉・并州都督	文昭	3	2000 2000		旧 66, 新 96, 冊 319
4	尉遲敬德	秦府左右	659 葬		司徒・并州都督	忠武	3	1500 1500		旧 68, 新 89, 尉遲敬德墓誌(36), 尉遲敬德碑(39)
5	李福	太宗皇子	671 葬		司空・荊州大都督	?	?	2000 1000		李福墓誌(179)
6	魏徵	太宗宰相	643 卒		司空・相州都督	文貞	5	1000 1000		旧 71, 新 97 ※函簿・賻贈を辞退。
7	李靖	太宗宰相	649 卒		司徒・并州都督	景武	?	?		李靖碑(34 頁), 旧 67, 新 93, 冊 319
8	楊恭仁	太宗重臣	640 葬	從一	開府儀同三司・潭州都督	孝	?	1000 ?	?	旧 62, 新 100, 楊恭仁墓誌(3)
9	程知節	秦府左右	665 葬		驃騎大將軍・益州大都督	襄	?	1000 1000	?	旧 66, 新 90, 程知節墓誌(28) 程知節碑(47)
10	唐儉	太原元從秦府左右	656 葬		開府儀同三司・并州都督	襄	3	1000 1000	?	旧 68, 新 90 唐儉墓誌(28), 唐儉碑(90)
11	崔敦礼	太宗重臣高宗宰相	656 葬		開府儀同三司・并州大都督	昭	?	800 800	?	旧 81, 新 106, 崔敦礼碑(76)
12	劉弘基	太原元從	650 卒		開府儀同三司・并州都督	襄	3	?	?	旧 58, 新 90
13	許敬宗	秦府左右	672 卒		開府儀同三司・揚州大都督	恭	3	?	?	旧 82, 新 148 上, 冊 319
14	温彦博	太宗宰相	637 葬	正二	特進	恭	?	2000 ?	?	貞 6, 旧 61, 新 91, 温彦博碑(2)
15	段志玄	太原元從秦府左右	642 葬		輔国大將軍・揚州都督	忠壯	?	500 1000	?	旧 68, 新 89, 段志玄碑(4)
16	張士貴	秦府左右	657 葬		輔国大將軍・荊州都督	襄	?	700 700	?	張士貴墓誌(30)
17	周護	秦府左右	658 葬		輔国大將軍・荊州都督	襄	数日	700 700	?	周護碑(35)

18	豆盧寛	秦府左右	650 立碑		特進・并州都督	定	?	□百 300	?	旧 90, 新 114, 豆盧寛碑(19)
19	馬周	太宗宰相	648 卒		中書令・幽州都督	忠	?	?	?	旧 74, 新 98, 馬周碑(62), 冊 319
20	阿史那忠	東突厥	675 葬	從二	鎮軍大將軍・荊州大都督	貞	?	700 700	?	阿史那忠墓誌(63) 阿史那忠碑(65)
21	李孟常	秦府左右	666 葬		荊州大都督	襄	?	500 500	?	李孟常碑(50)
22	杜君綽	秦府左右	662 卒		荊州大都督	襄	2	400 400	?	杜君綽碑(43)
23	王君愕	高句麗遠征で殉職	647 葬	正三	左衛大將軍・幽州都督・邢国公	?	?	? 1200	?	王君愕墓誌(10), 旧 90, 冊 384
24	吳黑闥	秦府左右	669 葬		代州都督	忠	?	500 ?	?	吳黑闥碑(53)
25	牛進達	秦府左右	651 葬		左驍衛大將軍・幽州都督	壯	?	300 ?	?	牛進達墓誌(22)
26	許洛仁	太原元從秦府左右	662 葬		代州都督	勇	?	200 ?	?	許洛仁碑(42)
27	孔穎達	秦府左右太宗重臣	648 卒		太常卿	憲	?	100 ?	?	旧 73, 新 198, 孔穎達碑(14)
28	薛収	秦府左右	655 葬		定州刺史・太常卿	獻	—	□百 ?	?	旧 73, 新 98, 薛収碑(26) ※遷葬の事例
29	李大亮	太宗重臣	644 卒		兵部尚書・秦州都督	懿	3	?	?	旧 62, 新 99
30	張胤(後胤)	太原元從太宗の師	658 卒		礼部尚書	康	3	?	?	張胤碑(33), 旧 189 上, 新 198, 冊 784
31	褚亮	秦府左右太宗重臣	貞觀末		太常卿	康	1	?	?	褚亮碑(74), 旧 72, 新 102
32	姚思廉	秦府左右太宗重臣	637 卒		太常卿	康	1	?	?	旧 73, 新 102
33	李思摩	東突厥可汗	647 葬		兵部尚書・夏州都督	順	?	?	?	旧 194 上, 新 215 上, 冊 384, 李思摩墓誌(12)
34	鄭仁泰	秦府左右	664 葬		代州都督	襄	?	?	?	鄭仁泰墓誌(44)

【凡例】

経歴：「太原元從」＝李淵の太原挙兵以来の功臣。「秦府左右」＝秦王府に仕えた功臣、玄武門の変の功臣。「太宗重臣」＝太宗即位以降に重用されたが宰相までには至らなかった者。

官品：官品については『唐六典』、『旧唐書』職官志、『新唐書』百官志などを参照。なお、陪葬者が獲得した生前の散官・職事官・贈官の中で最も高い品階を採った。碑誌類に注記した数字＝張沛編『昭陵碑石』（三秦出版社、1993年）の所載頁数。

出典略号：旧＝『旧唐書』 新＝『新唐書』 貞＝『貞觀政要』 冊＝『冊府元龜』 数字は典拠とした巻数。

輟朝 昭陵に陪葬された功臣で輟朝の日数が判明する事例は 12 例ある。輟朝は三品以上の官僚が死亡した際に行われ、一品は 3 日間、二品～五品は 1 日と規定されていた²¹。これを実際に陪葬者の事例と対照させると、基本的に一品以上—3 日という事例が 5 例（No. 3、4、10、12、13）、二品以下—1 日というものが 2 例（No.31～32）確認でき、原則的に輟朝が規定通り官品を基準に行われたことがうかがえ、輟朝の期間が不明な者は、基本的にこの規定に沿って輟朝が行われたと思われる。

一方で、規定外の事例が存在する。No.1 李勣の 7 日、No.6 魏徵の 5 日は一品の規定を超えた格別の待遇である。魏徵は太宗により特別な恩顧を受けた宰相であり、李勣は創業期の統一戦争で大きな武功を挙げただけでなく、東突厥・高句麗・薛延陀を平定して唐朝の版図を押し広げた元勳である。さらに則天武后立後の立役者でもあり、高宗・武后夫婦の信頼も厚かった。また、三品官でありながら一品と同等である 3 日間にわたって輟朝された No.29 李大亮は『旧唐書』卷六二・本伝によると、高宗が皇太子に立てられた時に、左衛大將軍・太子左衛率を兼ねて皇宮と東宮の宿衛を統率し、太宗が高句麗に遠征した時は、特に彼に命じて房玄齡とともに長安の留守をまかされた。『新唐書』卷一八九上・儒学伝上によると、No.30 張胤は李淵がまだ太原留守であった時に招いた賓客の一人で、若き日の太宗に『春秋左氏伝』を講義したという。太宗は皇帝となった後に国子祭酒に任命して彼の学恩に酬いた。輟朝が規定より優遇された者は、皇帝と特に親密な関係にあった者で、官品のほかに皇帝との個人的な関係や国家への貢献度が輟朝の日数を左右したのである。

賻贈 その支給額について、唐制では、『通典』卷八六・凶禮八・喪制之四・賻贈・大唐によると、以下のような規定が設けられていた²²。

大唐制、諸職事官薨卒、文武一品、賻物二百段、粟二百石、二品、物一百五十段、粟一百五十石。三品、物百段、粟百石。…其別敕賜者、不在折限。

大唐の制、諸職事官が薨卒すれば、文武一品、賻物二百段、粟二百石、二品、物一百五十段、粟一百五十石、三品、賻物百段、粟百石なり。…其の別敕もて賜わる者、折限に在らず。

賻贈の支給額は官品によって支給額が定められていたが、「別敕」で賜与されたものには一般の規定が適用されなかった。陪葬者は詔葬の格式が適用されたので、「別敕」によって賻贈の数量が決められた。表 1 によると、陪葬者の大部分が一般官僚の規定の二倍から十倍

にのぼる額が支給されていることがわかる。また、同じ正一品でも、贈贈の支給額が 1500～2500 と各人で差があり、陪葬者の品階と支給額との厳密な対応関係は読み取れない。No. 14 温彦博が正二品でありながら、従一品のNo.8 楊恭仁より布帛が多く、従二品のNo.20 阿史那忠が彼より官品が高い正二品のNo.16～17 張士貴・周護と同等額を支給されているなど、官品の高低と支給額の大小が食い違う事例もある。

しかしながら、場当たりの支給額を定められていたわけではない。大まかな傾向として、官品が上位にあるほど支給額が高いことが読み取れるので、品階が贈贈の額を決める一つの基準となったとみてよい。さらに事例の中には、表 2 No.9～10 程知節・唐儉、No.16～17 張士貴・周護と、官品・諡号が共通する者が同額の贈贈を支給されているものもある。ここからは、詔葬と言えども、贈贈額には一定の規定があったことが読み取れよう。唐制では諡号は三品以上の者に与えられ、太常寺が故人の政績を審査したうえで定めた²³。となれば、贈贈は被葬者の品階以外に生前の功績も考慮されたであろう。官品の高低が必ずしも支給額に反映されないのは、事例を個別に検討する必要もあるが、官品の他に功績の大小も加味されたものと推定できるのである。

鹵簿 唐制では職事四品以上の正冬朝会・婚葬において鹵簿・鼓吹の使用が許されていた。殆どの陪葬者の鹵簿の規模は不明だが、基本的には官品に応じて定められたと思われる²⁴。ただし、正一品の陪葬者については規定外の待遇として、共通して班劍 40 人・羽葆鼓吹が給された。「班劍」とは皇帝専用の儀仗兵であり、「羽葆鼓吹」とは皇帝・皇后の鹵簿を構成する楽隊の総称である。唐制では、これらの儀仗の使用については一品官でも認められていない。石井仁氏によると、班劍・羽葆鼓吹を臣下の葬送に供することは、前漢の霍光に始まる輔政の宰相・元勳に与えられた殊礼とされる²⁵。それは、陪葬者が太宗の治世を支えた元勳であったことを顕彰するための破格の栄典なのである。

以上、陪葬に伴う喪葬恩典を分析すると、官品と勲功を基準にして輟朝の日数・贈贈の支給額・鹵簿の規模を定め、功臣を序列しようとしたことが見えてくるのである。

（3）墓葬等級に関する恩典と昭陵陪葬墓の含意

昭陵陪葬墓には、功臣の事跡を顕彰するために一般の官僚墓には見られない独自の墳丘形式を採用したものや、墓園に特別な石刻を設置した功臣墓が存在する。

まず、昭陵陪葬墓の墳丘形式についてであるが、胡元超氏の研究²⁶によると、墓葬等級

が高い順に因山為墓型・覆斗型・為塚象山型（山型墳丘）・円錐型の四つに分類される。

因山為墓型は昭陵本体と同じく山を封土に見立てた型式で、太宗が最も信頼を寄せた宰相魏徵と長孫皇后崩御後の後宮で最も高い貴妃の位にあった韋珪の墳丘に採用された。覆斗型は嫡出の皇子・公主に用いられる型式で、為塚象山型は特別な功臣に採用されたものである。そのほかの庶出の皇子・公主や一般の功臣は円錐型が用いられた。ここでも、喪葬恩典と同様に身分・勲功によって異なる墳丘型式を用いて被葬者を序列していく様子が看取されるのである。

ところで、この功臣の序列化とは異なる意図も反映したのが、為塚象山型墳丘を採用した功臣墓である。この型式は李靖・李勣・阿史那社爾・李思摩（阿史那思摩）らの墳丘に適用されたが、その含意は墓主が唐朝の将軍として征服した勢力・地域を象徴する名山を墳丘で象ることで、その武功を顕彰するというものであった。例えば、李靖は東突厥・吐谷渾を征服したため陰山・積石山の二山を墳丘に象った。李勣墓は烏德鞬山・鉄山・陰山の三山を象ったもので、墓主の東突厥・薛延陀・高句麗を征服した功績を記念している。同じく阿史那社爾墓は葱山（パミール山）の形が採用されたのは、西域の龜茲国を征服した墓主の武功を反映している²⁷。

以上の三名とは、李思摩はやや性格を異にする事例である。彼の場合、唐朝の版図拡大に貢献したような大きな武功はない。その墳丘を白道山にかたどったことが、『旧唐書』卷一九四、『新唐書』卷二一五上・突厥伝に附される列伝と墓誌に記されているが、具体的な理由は不明である。白道山は東突厥旧領域内にあった陰山山脈の山岳の一つなので、東突厥第一帝国滅亡後の貞観十二年（638）に李思摩が唐朝によって東突厥可汗に冊立され、漠北で突厥遺民の統治を委ねられた事績を反映したものと思われる²⁸。

次に秦叔宝墓の塋域に設置された特別な墓園石刻について述べたい。『旧唐書』卷六八・本伝によると、

〔貞観〕十二年卒。贈徐州都督、陪葬昭陵。太宗特令所司就其塋内立石人馬、以旌戰陣之功焉。

〔貞観〕十二年卒す。徐州都督を贈り、昭陵に陪葬せしむ。太宗特に所司をして其の塋内に就いて石人馬を立てしめ、以て戦陣の功を旌わすなり。

とあって、秦叔宝の墓園には、その「戦陣之功」を顕彰するために「石人馬」が設置された。彼は『旧唐書』本伝によると、太宗直属の部将として常に群雄討伐に従軍し、玄武門の変でも功績を挙げたが、貞観年間以降は病気がちで、特に大きな戦功をあげていない。

ここで言う「戦陣之功」とは、主に唐朝の統一戦争での功績を指すものであろう。

以上に考察した墓葬等級に関わる恩典に共通するのは、墓主が巨大な武勲を挙げ、太宗とともに天下統一と四夷の服属させたこと、言い換えれば、墓主の貢献によって大唐帝国が築きあげられたことを記念して顕彰していることである。そうした功績は大小の差こそあれ、その他の昭陵陪葬の功臣も共通しており、特別な功臣墓の含意は、昭陵陪葬墓全体に貫かれていた。単に功臣の褒賞を目的として、広大な昭陵陪葬墓が造営されたわけではないのである。

第3節 唐初の功臣政策の展開と昭陵陪葬制度

前節で明らかにした昭陵陪葬墓の含意をふまえると、唐朝の立場として、彼らを厚葬しその事績を大々的に社会へアピールしなくてはならない事情があり、それが政治的な課題となっていたことが見えてくる。そこで、当時の情勢に目を向けると、昭陵陪葬墓が造営された同時期に、太宗・高宗が様々な手段を用いて創業の功臣の論功行賞や顕彰を行っていることに気づかされるのである。そこで、これらの施策を一連のものと捉え、「功臣政策」と総称し、帝陵陪葬制度と密接な関係にあったことを論証する。まず、年代順に「功臣政策」を整理して列挙すると、以下の通りである。

[太宗期]

- ①武徳九年（626）十月癸酉（18日）、唐朝創業の功臣43名に食実封を与える（『旧唐書』卷二・太宗紀上・武徳九年十月癸酉の条、『旧唐書』卷五六・劉文静伝、封李孟嘗等功臣）。
- ②貞観五年（631）九月、功臣9名の子弟に封爵を授ける（『冊府元龜』卷六三・帝王部・発号令、『唐大詔令集』卷六五・録勲「長孫無忌等九人各封一子郡県公詔」）。
- ③貞観十一年（637）四月、功臣・宗室諸王を世襲刺史に任命する（『旧唐書』卷六五・長孫無忌伝、『冊府元龜』卷一二九・帝王部・封建、『唐大詔令集』卷六五・録勲「賜功臣世襲刺史詔」）。
- ④貞観十七年（643）二月、「凌煙閣二十四功臣」の制定。創業の功臣の中から24人を選抜して宮中の凌煙閣にその肖像画を安置して表彰する（『旧唐書』卷六五・長孫無忌伝、『冊府元龜』卷一三三・帝王部・褒功、『唐会要』卷四五・功臣、『唐大詔令集』卷六五・録勲「図功臣像於凌煙閣詔」）。

⑤貞観年間、功臣の家と積極的に通婚関係を結ぶ（『新唐書』卷九五・高俟（高士廉）伝）。

[高宗期]

⑥永徽三年（652）十二月二八日、「太原元從」・「秦府左右」の致仕を望む者の中で、四品官以下の場合は官品を一階級昇進させる（『唐会要』卷四五・功臣）。

⑦永徽五年（654）二月庚申、「武徳功臣（高祖朝の功臣）」13名に贈官する（『冊府元龜』卷一三八・帝王部・旌表、『唐会要』卷四五・功臣）。

⑧永徽六年（655）正月、昭陵陪葬の功臣を祀り、没落した子孫の調査を行う（『冊府元龜』卷一三八・帝王部・旌表）。

⑨永徽六年三月丁酉（二七日）、「凌煙閣二十四功臣」の中でも「始終著名」の7名を選抜して祀る。（『冊府元龜』卷一三八・帝王部・旌表）。

⑩顯慶五年（660）正月～二月、高宗・則天武后夫婦、唐朝発祥の地である并州（太原）に行幸。「佐命功臣」、「太原元從」（大將軍府僚佐・起義之徒）の生存者・子孫に「才」に応じて官品を昇進させる。また、食実封を保有する「佐命功臣」の後嗣の官品を二階級昇進させる。并州に埋葬された五品以上の「太原元從」の墳墓を祀る。高祖の旧宅にて祭祀を行い、武士護・殷開山・劉政会ら「太原元從」を配食する。（『旧唐書』卷四・高宗本紀上、顯慶五年正月～二月条）。

⑪總章元年（668）三月六日、「太原元從」・「西府旧僚（太宗の秦王時代の幕僚）」を功績に応じて等級を定め、等級に応じて子孫・曾孫の官品を昇進させる。（『冊府元龜』卷一三〇・帝王部・延賞、『唐会要』卷四五・功臣）。

まず、功臣政策で対象とされた功臣がどのような特徴を備えていたのだろうか。関係する功臣すべてを分析対象にすると煩雑となるので、ここでは④の「凌煙閣二十四功臣」を取り上げたいと思う。具体的なメンバーについては**表2「功臣政策における凌煙閣二十四功臣の褒賞内容一覧表」**に整理し、本節の末尾（78～79頁）に掲げた。彼らの特徴について、「図功臣像於凌煙閣詔」では²⁹、以下のように述べている。

司徒・趙国公〔長孫〕無忌…等、或材推棟梁、謀猷經遠、綢繆帷帳、經綸霸圖。或学綜經籍、徳範光茂、隱犯同致、忠讜日聞。或竭力義旗、委質藩邸、一心表節、百戰標奇。或受脤廟堂、關土方面、重氛載廓、王略遐宣。並契闊屯夷、劬勞師旅、贊景業於草昧、翼淳化於隆平。茂績殊勲、冠冕列辟。昌言直道、牢籠搢紳。宜酌故実、弘茲令典、可並図画於凌煙閣。庶念功之懷、無謝於前載、旌賢之義、永貽於後昆。

司徒・趙国公〔長孫〕無忌…ら、或いは材は棟梁に推され、謀は経遠を猷り、帷帳に綢繆し、霸図を経綸す。或いは学は経籍を綜べ、徳は光茂に範たりて、隠犯は同に致し、忠讜は日ごとに聞く。或いは力を義旗（太原挙兵）に竭くし、藩邸（李世民的秦王府）に委質し、一心もて節を表し、百戦して奇を標つ。或いは脈を廟堂に受け、土を方面に闢き、重氣は載に廓し、王略は遐く宣ぶ。並びに屯夷に契闊し、師旅に劬勞し、景業を草昧に賛し、淳化を隆平に翼く。茂績殊勲は、列辟に冠冕たり。昌言直道は、摺紳を牢籠す。宜しく故実を酌み、茲の令典を弘め、並びに凌煙閣に図画すべし。

庶くは念功の懷、前載に謝わる無く、旌賢の義、永く後昆に貽さんことを。

上記によって、凌煙閣で顕彰の対象とされた功臣の特徴を整理すると、次のようになる。

なお、24 名の中には、複数の特徴を兼ね備えた者もいる。

- (a) 太原挙兵に参加した者。
- (b) 太宗の秦王府に仕えていた文武の旧臣で、玄武門の変で太宗の即位に貢献した者。
- (c) 唐朝の天下統一と版図拡大に貢献した者。
- (d) 学問・忠孝・徳行などにより唐朝の創業と安定に貢献した者。

これらのうち、(a) は、詔勅文などで「太原元從」、「大將軍府僚佐」、「起義之徒」、(b) は「秦府左右」、「西府旧僚」などと称され、功臣政策においても⑥⑩⑪で褒賞の対象に選ばれており、基本的には (a) (b) の特徴を備えた者が、唐朝創業の功臣、すなわち「佐命功臣」の中心的存在であった。表 2 では、「二十四功臣」が一連の功臣政策で、具体的にどのような褒賞を授けられたのかを整理したが、例えば、No.1 長孫無忌・No.5 房玄齡・No.6 高士廉・No.7 尉遲敬徳・No.19 程知節などは、殆どの施策で褒賞を受けており、「二十四功臣」が功臣を代表する存在であったこと明らかになるとともに、太宗・高宗期の功臣への論功行賞が一連の政策であったことが、裏付けられるのである。さらに、前掲した「二十四功臣」の特徴は昭陵陪葬者と一致しており、実際に彼らのうち 16 名が昭陵に陪葬された。また、⑧にある通り、陪葬後も功臣の代表として国家祭祀の対象とされることもあった。

目を転じて、政策目的についてみると、論功行賞と顕彰以外にも功臣政策と昭陵陪葬墓では共通点が多い。例えば、勲功・官品を基準にした功臣の序列化である。表 2 では「二十四功臣」を「図功臣像於凌煙閣詔」に列举された順番に従って配列したが、ここからは基本的には官品の高低に従って 24 名を序列したことが読み取れる。ただし、22～24 位の唐俟・李勣・秦叔宝は従二品でありながら、正三品 18～21 位の張公謹・程知節・虞世南・劉政会の下位に置かれている。これは恐らく功臣の序列を官品のみではなく、勲功の内容

も加味して定めたためではなかろうか。また、⑩は「太原元從」と「西府旧僚（秦府左右）」を勲功に応じて等級を定めたものである。

そのほか、功臣政策では、功臣本人のみならず子孫にまで恩典を及ぼそうという方針が読み取れる。①で功臣に給付された食実封は世襲がゆるされており、②では功臣子弟の爵位を授与している³⁰。また、高宗期の⑧⑩⑪は功臣の顕彰を通して子孫に官爵を与えてその家の保護を目的としたものである。これらの施策は功臣本人のみならずその子孫の地位も一定の保障を与えるものとなっているが、その最たるものが太宗期の③世襲刺史の制度である。

太宗は功臣 14 名（表 2 No.1～3、5～8、10～11、16～17、19、23、江夏王李道宗）と皇弟・皇子を世襲の刺史として全国各地に配置した。『旧唐書』卷六五・長孫無忌伝によると、世襲刺史制度の目的について、太宗は世襲の趙州刺史に任じた長孫無忌に向かって以下のよう述べている。

割地以封功臣、古今通義。意欲公之後嗣、翼朕子孫、長為藩翰、伝之永久。

地を割き以て功臣を封じるは、古今義を通ず。意は公の後嗣をして、朕の子孫を翼け、長く藩翰と為し、之を永久に伝えしめんと欲す。

功臣の子々孫々にわたって諸侯に封じて、唐朝の藩屏にしようというものであった。この制度は長孫無忌ら功臣の強い反対で短期間で廃止されたが、功臣の家を唐朝支配集団の中核に位置づけようとする太宗の意図を汲み取ることができる。

この世襲刺史制度の目的と重なるのが、⑤婚姻政策であった。『新唐書』卷九五・高儉（高士廉）伝によると、

先是、後魏太和中、定四海望族、以〔李〕宝等為冠。其後矜尚門地。故『氏族志』一切降之。王妃・主婿皆取当世勲貴名臣家、未嘗尚山東旧族。

是れより先、後魏（北魏）太和中、四海の望族を定め、〔山東旧族の李〕宝らを以て冠と為す。其の後、門地を矜尚す。故に『氏族志』は一切之を降す。王妃・主婿は皆、当世勲貴名臣の家を取り、未だ嘗て山東の旧族を^{めと}尚らず。

とあって、太宗は通婚先を選ぶ際には「勲貴名臣の家」、すなわち功臣や重臣の家を重んじた。表 2 では、「婚姻政策」という項目を設け、布目潮胤・汪錢・毛漢光諸氏の考証に基づいて太宗期までに皇室と通婚した功臣を整理したが³¹、実際に凌煙閣の功臣 24 名のうち 11 名（No.1、3～6、9、14、15、19、21、22）が皇室と通婚関係を持ったことを確認できるのである。言うまでもなく、子弟子女が駙馬・王妃となることは功臣にとって栄誉なこと

あり、論功行賞の色合いが強く、婚姻政策もまた功臣政策の一環と言える。また、汪錢氏が既に明らかにされているように、太宗による婚姻政策は通婚を通じて、創業の功臣を中心に新王朝の中核を担う支配集団を形成するための政策であった。

このような功臣政策の功臣の子孫にまで特権をおよぼそうとする側面は、陪葬制度にも認められる。死亡した功臣には陪葬にともなって勲功・官品に応じて贈官・贈贈など各種恩典や栄誉を与えられたが、実質的な受益者は陪葬された死せる功臣ではなく、彼らの子孫なのである。子孫が望むのであれば陪葬の恩典に預かることも可能であった³²。功臣政策と陪葬制度の間には、功臣の論功行賞・顕彰を通して、その子孫を保護・優遇しようという太宗・高宗の方針が貫かれていた。すなわち、功臣政策の一環として、広大な昭陵の陪葬墓は造営されたのである。

表 2 「功臣政策における凌煙閣二十四功臣の褒賞内容一覧表」

No.	姓名	経歴	①食実封数	③世襲 刺史	④「二十四功臣」制 定時の官爵（官品）	⑦功臣追贈	⑤婚姻 政策	帝陵 陪葬	出典
			②子弟授爵			⑧功臣等級			
1	長孫無忌	外戚 秦府左右 太宗宰相	1300 戸	趙州	司徒・趙国公 （正一）	存命	皇后 1 駙馬 3	昭陵	旧 65 新 105
			一子郡公			—			
2	李孝恭	宗室	1200 戸	観州	贈司空・揚州都督・ 河間王（正一）	—	—	献陵	旧 60 新 78
			—			—			
3	杜如晦	秦府左右	1300 戸	密州	贈司空・萊国公 （正一）	—	駙馬 1	—	旧 66 新 96
			一子郡公			第一等			
4	魏徵	太宗宰相	—	—	贈司空・相州都督・ 太子太師・鄭国公 （正一）	—	王妃 1	昭陵	旧 71 新 97
			—			—			
5	房玄齡	秦府左右 太宗宰相	1300 戸	宋州	司空・梁国公 （正一）	—	駙馬 1 王妃 1	昭陵	旧 66 新 96
			一子郡公			第一等			
6	高士廉	秦府左右 太宗宰相	700 戸	申州	開府儀同三司・尚書 右僕射・申国公 （從一）	—	駙馬 1	昭陵	旧 65 新 95
			一子県公			第一等			
7	尉遲敬德	秦府左右	1300 戸	宣州	開府儀同三司・鄂国 公（從一）	—	—	昭陵	旧 68 新 89
			一子郡公			第一等			
8	李靖	太宗宰相	400 戸	濮州	特進・衛国公（從 一）	—	—	昭陵	旧 67 新 93
			—			—			
9	蕭瑀	高祖宰相 太宗宰相	600 戸	—	特進・宋国公 （正二）	—	駙馬 1	昭陵	旧 63 新 101
			—			—			
10	段志玄	太原元從 秦府左右	400 戸	金州	輔国大將軍・贈揚州 都督・褒国公（正 二）	—	—	昭陵	旧 68 新 89
			—			第一等			
11	劉弘基	太原元從	900 戸	朗州	輔国大將軍・夔国公 （正二）	—	—	昭陵	旧 58 新 90
			—			—			
12	屈突通	秦府左右	600 戸	—	贈尚書左僕射・蔣忠 公（從二）	司空（正 一）	—	—	旧 59 新 89

			—			第一等			
13	殷開山	太原元從 秦府左右	—	—	陝東道行台右僕射・ 鄆国公（從二）	—	—	—	旧 58 新 90
14	柴紹	駙馬 太原元從	1200 戸	—	贈荊州都督・譙襄公 （從二）	—	駙馬 2	—	旧 58 新 90
			—			第一等			
15	長孫 順德	太原元從 秦府左右	1200 戸	—	贈荊州都督・鄧襄公 （從二）	開府儀同三 司（從一）	皇后 1 駙馬 3	昭陵	旧 58 新 105
			—			第一等			
16	張亮	秦府左右	400 戸	澧州	洛州都督・鄆国公 （從二）	—	—	—	旧 69 新 94
17	侯君 集	秦府左右	1000 戸	陳州	光祿大夫・吏部尚 書・陳国公（從二）	—	—	—	旧 69 新 94
			一子県公						
18	張公 謹	秦府左右	1000 戸	—	贈左驍衛大將軍・鄆 国公（正三）	荊州都督 （從二）	—	昭陵	旧 68 新 89
			—			第一等			
19	程知 節	秦府左右	700 戸	普州	左領軍大將軍・盧国 公（正三）	—	駙馬 1	昭陵	旧 68 新 90
			一子県公						
20	虞世 南	秦府左右	—	—	贈礼部尚書・永興公 （正三）	—	—	昭陵	旧 72 新 102
21	劉政 会	太原元從	300 戸	—	贈戸部尚書・渝国公 （正三）	并州都督 （從二）	駙馬 1	—	旧 58 新 90
			—			第一等			
22	唐俟	太原元從 秦府左右	600 戸	—	光祿大夫・戸部尚 書・莒国公（從二）	—	駙馬 1	昭陵	旧 68 新 90
						第一等			
23	李勣	太宗宰相	900 戸	蕪州	光祿大夫・兵部尚 書・英国公（從二）	—	—	昭陵	旧 67 新 93
			—						
24	秦叔 宝	秦府左右	700 戸	—	贈徐州都督・胡国公 （從二）	—	—	昭陵	旧 68 新 89
			一子県公			第一等			

【凡例】

経歴・官品・出典略号：表 1 を参照。

功臣の食実封の戸数については、『旧唐書』巻二・太宗紀上・武徳九年十月癸酉の条、同書巻五六・封李孟嘗等功臣参照。

功臣の子弟に爵を授与したことについては、『唐大詔令集』巻六五・録勳「長孫無忌等九人各封一子郡県公詔」、『冊府元龜』巻六三・帝王部・発号令二、貞観五年九月癸亥の条参照。

丸数字は第 3 節本文で列挙した功臣政策の整理番号に対応させている。

第 4 節 太宗・高宗の氏族政策の展開と昭陵陪葬墓の形成

（1）功臣政策と氏族政策

前掲、『新唐書』巻九五・高俊伝によると、婚姻政策で山東門閥を除外して功臣の家を重んじたのは、『貞観氏族志』の編纂方針とも密接に関わっていた。氏族政策が功臣政策と密接な関係にあったことが見えてくる。『貞観氏族志』では、家格を官品で定めたが、それは太宗の理想とする士大夫像が色濃く反映されたからである。実は、この士大夫像と功臣政

策における功臣像は極めてよく一致するのである。

そこで、改めて前章でも引用した『貞観政要』巻七・論礼楽に引用される太宗が新士大夫像について述べた発言を提示しておく。

且大丈夫有能立德立功、爵位崇重、善事君父、忠孝可称、或道義素高、学芸通博、此亦足為門戸、可謂天下士大夫。

且つ大丈夫、能く徳を立て功を立つる有りて、爵位崇重にして、善く君父に事え、忠孝称すべく、或いは道義は素より高くして、学芸通博なるは、此れ亦た門戸を為し、天下の士大夫と謂うべきに足る。

これによれば、太宗は能力や勲功の他に「立德」・「忠孝」・「道義」などの儒教的倫理観を兼ね合わせることも士大夫に求めている。ここに太宗の人材理念の特徴があるのであり、これは西魏の名臣蘇綽の「六条詔書」に代表される北朝以来の「賢才主義」の理念とも合致する。太宗の人材理念は「門閥主義」を克服しようとする西魏・北周以来の潮流の延長線上に位置付けられるものである³³。

この太宗の賢才主義的士大夫像を功臣政策で発布された詔勅で述べられる功臣像と比較すると、重なり合う点が多い。例えば、『冊府元龜』巻六三・帝王部・発号令所載の貞観五年勅では、世襲刺史に拔擢すべき「皇家宗室及勲賢之臣（宗室諸王及び功臣）」の条件を「徳行可称、忠節顯著者（徳行称すべく、忠節顯著なる者）」としている。前掲「凶功臣像於凌煙閣詔」では、彼らを評して、比類ない功績や能力だけでなく、「徳は光茂に範たりて、隱犯は同に致し、忠讜は日ごとに聞く」がごとき人徳や忠義の心、「搢紳」の模範となる「昌言直道（人が行うべき正しい道）」を兼ね備えた人物としている。太宗にとって「功臣」と称すべき者は、能力・勲功だけでなく、「天下の士大夫」に相応しい倫理観も備わっていなければならなかった。言うなれば、太宗が「功臣」と見なした者とは、彼が理想とする士大夫像を具現化した存在であり、新王朝の中核を担うべき模範的官僚の姿なのである。

太宗の『貞観氏族志』や高宗の『姓氏録』において、氏族を序列する基準は官品であった。前掲の太宗の発言では、高位高官に拔擢すること自体が勲功と能力を大前提としているので、勲功の有無もまた氏族の序列に自動的に反映された。これは、「凌煙閣二十四功臣」の序列や昭陵の陪葬恩典の基準とも一致するのである。基本的に正三品以上の官品を保有する「二十四功臣」は、『貞観氏族志』および『姓氏録』ともに第三等以上の上位氏族となった。太宗・高宗は、功臣の家を新王朝を支えるべき名門と位置付けたのである。

（２）唐初の氏族政策の蹉跌と昭陵陪葬墓の形成

前節までの考察をふまえば、氏族政策・功臣政策に基づき広大な昭陵陪葬墓が造営されたこととなる。そこには、どのような理由が存在したのであろうか。その問題を解明する手掛かりとなるのが、既に陳寅恪氏、守屋美都雄氏、愛宕元氏らによって明らかにされているように、太宗・高宗の二代にわたる氏族政策をもってしても、山東門閥を頂点とする旧来の氏族序列を打破することはできなかったという事実である³⁴。これについては、『新唐書』卷九五・高俟伝の末尾に総括されている。以下、便宜的に氏族政策についての前段と、同政策の蹉跌を述べた後段に分けて考察を進める。まず、前段は次の通りである。

初、太宗嘗以山東士人尚閥閱、後雖衰、子孫猶負世望、嫁娶必多取貴、故人謂之壳昏。由是詔〔高〕士廉…責天下譜牒、…合二百九十三姓、千六百五十一家、為九等、号曰『氏族志』。…遂以崔幹為第三姓、班其書天下。高宗時、許敬宗以不叙武后世、又李義府恥其家無名、更以孔志約…等十二人刊定之、裁広類例、合二百三十五姓、二千二百八十七家、帝自叙所以然。…各以品位高下叙之、凡九等、取身及昆弟子孫、余属不入、改為『姓氏録』。當時軍功入五品者、皆昇譜限、搢紳恥焉、目為「勲格」。義府奏悉索『氏族志』焼之。又詔、後魏隴西李宝、太原王瓊、滎陽鄭温、范陽盧子遷・盧渾・盧輔、清河崔宗伯・崔元孫、前燕博陵崔懿、晋趙郡李楷、凡「七姓十家」、不得自為昏。三品以上納幣不得過三百匹、四品五品二百、六品七品百、悉為婦装、夫氏禁受陪門財。

初め、太宗嘗て以えらく山東の士人は閥閱を尚び、後に衰えると雖も、子孫猶お世望を負り、嫁娶するに必ず多く貴を取り、故に人之を「壳昏」と謂うと。是れに由り〔高〕士廉に詔して…天下の譜牒を責し、…二百九十三姓、千六百五十一家を合して、九等と為し、号して『氏族志』と曰う。…〔官品を基準にして〕遂に崔幹（崔民幹）を以て第三姓（第三等）と為し、其の書を天下に班つ。高宗の時、許敬宗、武後の世を叙せず、又た李義府其の家の無名なるを恥じるを以て、更に孔志約…ら十二人を以て之を刊定し、裁めて類例を広げ、二百三十五姓、二千二百八十七家を合し、帝自ら叙して所以に然りとす。…各おの品位の高下を以て之を叙し、凡そ九等、身（本人）及び昆弟子孫を取り、余の属は入れず、改めて『姓氏録』と為す。當時軍功もて五品に入る者は、皆譜の限に昇し、搢紳恥じ、目して「勲格」と為す。〔李〕義府奏して悉く『氏族志』を索め之を焼く。又た詔して後魏の隴西の李宝、太原の王瓊、滎陽の鄭温、范陽の盧子遷・盧渾・盧輔、清河の崔宗伯・崔元孫、前燕の博陵の崔懿、晋の趙郡の李楷、凡そ七姓十家、自ら昏を為すを得ず。三品以上の納幣は三百匹を過ぎるを得ず、

四品五品は二百、六品七品は百、悉く帰装と為し、夫氏は陪門財を受けるを禁ず。前段に述べられる太宗・高宗の氏族政策について、前章の『貞觀氏族志』の考察結果、池田温氏による官撰氏族志の研究成果³⁵をふまえて比較すると、高宗は太宗の路線を強化していることがみえてくる³⁶。まず、「士」と「庶」の区別について、太宗が南北朝以来の「士」の範囲を追認したのに対して、高宗は既存の血統に拘泥せず、軍功で成り上がった庶民出身の「兵卒」でも唐朝で五品官以上となれば、『姓氏録』に登録した。高宗は唐朝の官僚のみを「士」と認め、太宗の官品重視の路線をさらに先鋭化させたのである。また、池田温氏の指摘にあるように、太宗・高宗の官撰『氏族志』編纂と対を成すようにして山東門閥に対する婚姻規制が發布されているが、高宗は太宗のものを更に強化している。貞觀十六年（642）六月、太宗は、山東門閥が自らの家門を鼻にかけて娘を他家に嫁がせる際に多額の結納料（陪門財）を要求するという「売婚」を、人身売買の如き礼法に悖る行為として禁止した。これに対して高宗は百官の陪門財の額を定めて売婚の規制を更に強化しただけでなく、山東門閥を代表する「七姓十家」が相互に通婚することを禁止したのである。

以上の婚姻規制が設けられた理由は、山東門閥勢力が閉鎖的な身分内婚を繰り返すことで門閥としての伝統と格式を維持し、更には七姓間で相互扶助関係を構築すること、また、婚姻を売ること新興氏族出身の権門と結びつき、多額な陪門財を獲得するとともに政治的進出をも図ることなどを掣肘するためであった³⁷。山東門閥が家格を維持する仕組みを制限することで既存の門閥秩序を破壊し、唐朝の官品を基準にして定めた新たな氏族秩序を浸透させようとしたのである。

ところが、『新唐書』高俊伝の後段では、太宗に始まり高宗により強化された氏族政策が失敗に帰したことを以下のように概括しているのである。

先是、後魏太和中、定四海望族、以〔李〕宝等為冠。其後矜尚門地、故『氏族志』一切降之。王妃・主婿皆取当世勲貴名臣家、未嘗尚山東旧族。後房玄齡・魏徵・李勣復与昏、故望不減。…李義府為子求昏不得、始奏禁焉。其後天下衰宗落譜、昭穆所不齒者、皆称「禁昏家」、益自貴、凡男女皆潜相聘娶、天子不能禁、世以為敝云。

是れより先、後魏の太和中、四海の望族を定め、〔李〕宝等（七姓十家）を以て冠と為す。其の後、門地を矜尚し、故に『氏族志』一切之を降す。王妃・主婿皆、当世勲貴名臣の家を取り、未だ嘗て山東の旧族をめと尚らず。後に房玄齡・魏徵・李勣、復たともに昏し、故に望は減ぜず。…李義府、子の為に〔山東門閥と〕昏を求めるを得ず、

始めて奏して禁ず。其の後、天下の衰宗落譜にして、昭穆の齒せざる所の者も、皆「禁昏（婚）家」と称し、益ます自ら貴び、凡そ男女皆潜かに相い聘娶し、天子は禁ずる能わず、世よ以て敝（悪習）と為ると云う。

これによると、『貞観氏族志』完成以降も、房玄齡ら功臣たちが山東門閥と婚姻を結んだので、その権威・名望は全く損なわれなかった³⁸。高宗の「禁婚令」もまた遵守されず、「七姓十家」は水面下で内婚を固く守り、自らを「禁婚家」と号して益々家格を誇示したのである。ところで、李義府が「禁婚令」を高宗に献策したのは、彼が山東門閥に通婚を求めたのを拒絶したことに対する報復でもあった。山東門閥側は、「家代無名」で『貞観氏族志』に登載されなかった李義府を士分とは認めず、通婚することを恥じとしたのであろう。この山東門閥の李義府への態度は、前掲『新唐書』高俊伝・前段で、当時の「搢紳（士族）」が、兵卒上がりの五品官と同列に扱われて『姓氏録』に登録されることを恥じ、同書を血統を考慮せず勲功だけで氏族の序列を決めたという意味を込めて「勲格」と酷評したのと相通じるものがある。

このように太宗・高宗の二代にわたる氏族政策を経ても、唐朝の官品に基づく氏族の序列は、当時の社会には全く受け入れられず、魏晋以来の伝統を誇る山東門閥の権威を切り崩すことができなかったのである。こうした当時の社会で蔓延していた旧門閥を重んじる風潮を打破するための対抗手段として太宗・高宗によって造営されたのが昭陵陪葬墓ではなかろうか。昭陵陪葬墓は、功臣たちが自らの能力を駆使して太宗に忠義を尽くすことによって、大唐帝国が築き上げられたことを顕彰した巨大な記念碑であった。太宗・高宗が氏族政策で示した新王朝の人材理念、それを体現した賢才主義に基づく氏族の序列を社会に根付かせるためには、模範的士大夫として高位高官となった功臣の喪葬を演出し、その偉大な事跡を顕彰する必要があった。それは目に見える形で、派手で巨大であればあるほど効果が期待できよう。その結果として形成されたのが、中国史上類を見ない広大な陪葬墓群だったのである。

おわりにかえて—高宗の功臣政策・氏族政策の展開と則天武後の台頭—

本章では、昭陵陪葬墓が形成された背景を考察することを通して、太宗・高宗の政治路線を論じた。その高宗の功臣政策と氏族政策の背後には、当時、皇后として国政を握りつつあった則天武後の存在が垣間見えるのである。そこで、太宗・高宗の政治路線が次に登場する則天武后政権にどのような影響を与えたのかを述べて、本章の結びとしたい。

則天武后が高宗の功臣政策・氏族政策に深く関与したことは、以下の史料により確認できる。まず、『唐会要』巻四五・功臣によると、永徽五年の武徳功臣への贈官（功臣政策⑦）の際には、「時武昭儀、用事贈其父。故引功臣以贈之（時に武昭儀（則天武后）、用事して其の父（武士護）に贈る。故に功臣を引き以て之に贈る）。」とあり、総章元年に「太原元従」と「西府旧僚」の等級を定めた時（功臣政策⑪）にも「時皇后、欲褒崇其父、特在功臣之上故也（時に皇后、其の父を褒崇し、特に功臣の上に在らしめんと欲するが故なり）。」とある。更に『姓氏録』についても、前掲『新唐書』巻九五・高俊伝によると、「高宗の時、許敬宗、武后の世を叙せず、又た李義府其の家の無名なるを恥じ」たので編纂が開始された。周知の如く許敬宗・李義府は武后派の宰相であり、武后の意向を汲んだものと思われる³⁹。このように、高宗の功臣政策・氏族政策は、則天武后の台頭と密接な関係にあったのである。

本来、則天武后の出自は太原郡文水県を本貫とする武氏であって著名な氏族ではない。父の武士護が材木商から身を起こして李淵の太原挙兵で功績を挙げ、工部尚書・利荊二州都督を歴任して応国公に封ぜられたことで、初めて勃興した家柄なのである⁴⁰。それ故に、西魏・北周以来代々頭官を輩出してきた関隴系氏族や、魏晉以来の伝統を持つ山東門閥と比べて武氏の名望は低く基盤は極めて脆弱であった。武后は高宗の寵愛を足掛かりにして太宗の後宮より高宗の妃嬪となり、更には皇后にまで上り詰めた。しかしながら、庶姓出身の彼女が自身の地位の安定を図るには、「太原元従」の功臣の家柄であることを突破口とするしかなかった。彼女は高宗の功臣政策に乗じて父武士護を唐朝創業第一の功臣と位置づけ、さらには実家の武氏を唐朝第一等の氏族と認定することで、自身が皇后となった正当性を裏付けようとしたのである。

周知の如く、則天武后の台頭は唐前半期の政治史の一大画期とされる。彼女の登場により功臣長孫無忌（表 2No.1）一党が失脚し、創業以来の支配集団が崩壊し、科挙を介して非関隴系氏族、とりわけ山東門閥の政権中枢部への進出が促進された⁴¹。本章では、太宗の功臣政策・氏族政策を通して、功臣によって支配集団の中核が形成されてたことをみた。太宗路線を継承したはずの高宗の功臣政策・氏族政策が、かえって則天武后の登場を促し、功臣集団の破壊をもたらしたのは如何なる理由に因るものであろうか。

実は功臣の家を唐朝の基盤とする太宗の方策は既に則天武后が登場するより前に頓挫していた。太宗在世中の貞観十七年（643）、皇太子李承乾と魏王李泰が宗室諸王・重臣を巻き込んで党争を展開し、その結果、侯君集（表 2No.17）・杜如晦（表 2No.3）の子城陽公主

駙馬杜荷、皇弟の漢王李元昌が誅殺され、宰相王珪の子で南平公主駙馬王敬直が連座した。既に世を去っていた魏徵（表 2No.4）も関与が疑われ、その嫡子魏叔玉の衡山公主降嫁が取り止めとなった⁴²。続いて、高宗の永徽四年（653）には、房玄齡（表 2No.5）の子で合浦公主駙馬房遺愛が謀反事件を引き起こし、これに連座して平陽公主駙馬柴紹（表 2No.14）の子で巴陵公主駙馬柴令武・丹陽公主駙馬薛万徹・九江公主駙馬執失思力（突厥執失部族長）・江夏王李道宗（宗室出身の功臣）・荊王李元景（太宗の弟）・吳王李恪（太宗第三子）が死を賜った。これに連座して李恪の同母弟の蜀王李愔も庶民に落とされた。布目潮風氏が指摘するように、則天武後の登場を待つまでもなく唐朝の藩屏となるべき功臣を代表する家の多くと宗室諸王が、政争の果てに取り潰されていったのである⁴³。

それでは、太宗の功臣政策が失敗に帰したのにも関わらず、何故、高宗は功臣の顕彰を続けたのだろうか。本章では太宗にとって自らの人材理念を具現化した存在が功臣であったことを論じた。その功臣たちを顕彰することは、唐朝政権を支える官僚のあるべき姿を奨励するとともに、官僚として栄達を目指す人に対して、模範的官僚たれば地位と栄誉を獲得し、また士大夫として家門を立てることに繋がっていくことを宣伝することとなるのである。

唐朝建国より 30 年以上も経過した高宗の治世は政権も安定に向かい、特に功臣たちに依拠する必要は無くなった。彼の功臣政策は功臣の子孫の庇護を名目にして、理想的な官僚像を喧伝することで、より多くの人材を吸引して王朝を支える支配階層をより大きく強固にするのが目的であった。高宗が太宗の政治路線を継承するうえで重視したのは、功臣を中核とする支配集団の形成ではなく、唐朝政権を支えるべき賢才主義的な人材理念なのである。この太宗以来の人材理念は、高宗の背後にあって功臣政策・氏族政策を推し進めてきた則天武後も共有していたことは十分に考えられよう。彼女が科挙官僚を重視するなど能力主義的な路線を推進したことは既に良く知られている⁴⁴。本章の考察をふまると、太宗・高宗の政治路線の延長上に則天武後の武周政権が登場したと考えることができるのである。

¹ 前章に引き続き、本章においても「氏族政策」を「支配階級である士（貴族）と被支配階級たる庶を厳密に区別して士を輩出する氏族を認定したり、あるいはその序列を定めたりして、王朝権力のもとに氏族を編成しようとする政策」と定義する。

-
- ² 池田温「唐朝氏族志の一考察—いわゆる敦煌名族志残卷をめぐって—」（初出 1965 年、同著『唐史論攷—氏族制と均田制—』、汲古書院、2014 年）。
- ³ 『旧唐書』卷三・太宗下・貞觀十一年二月丁巳（二日）条、『唐大詔令集』卷七六・典礼・陵寢上・「九嶷山ト陵詔」を参照。本章では本詔勅に言及する際は、便宜的に『唐大詔令集』の題名に従う。なお、本詔勅は『唐会要』卷二〇・陵議、『冊府元龜』卷六〇・帝王部・立制度にも収録される。『唐会要』は詔勅の発布を貞觀十八年（644）とするが、それ以前に昭陵陪葬の事例が存在するので誤りであろう。
- ⁴ 本地図は、金子修一著『古代中国と皇帝祭祀』（汲古書院、2001 年）第 10 章「中国帝陵案内」に掲載された地図を一部加工したものである。
- ⁵ 『旧唐書』は「及以秘器」とするが、『唐大詔令集』によって「給」の字を補う。
- ⁶ 来村多加史『唐代皇帝陵の研究』（学生社、2001 年）上編第 2 章 4 節「『唐会要』陪葬名位補注」、張沛「唐昭陵陪葬名位綜考」上下（『碑林集刊』13～14、2007～2008 年）。
- ⁷ なお、太宗は同時期に父高祖（李淵、在位 618～626）の献陵にも功臣の陪葬を命じている。しかしながら、太宗はクーデターで高祖の実権を奪ったので、建国の功臣の栄誉は太宗恩顧の側近たちに独占された。そのため献陵に陪葬された功臣は高祖との関係が深かったと推定される 7 名に限られており、建国の功臣の大部分は昭陵に陪葬された。献陵の陪葬者については、注 6 前掲、来村多加史「『唐会要』陪葬名位補注」を参照。
- ⁸ 本図の出典は張沛編『昭陵碑石』（三秦出版社、1993 年）。ただし、本章では原図の繁体字表記を常用漢字に改めた愛宕元訳注『遊城南記／訪古遊記』（京都大学学術出版会、2004 年）に収録されたものを引用した。
- ⁹ 昭陵の調査・発掘史については、沈睿文「唐陵陪葬墓地布局」（初出 1999 年、同著『唐陵的布局—空間与秩序』、北京大学出版社、2009 年）の整理が詳細である。陪葬墓数については最新の調査成果をふまえた張建林「唐皇帝陵における陵园形式の発展と変遷」（『国際シンポジウム 玄宗皇帝と聖武天皇の時代』、奈良県立橿原考古研究所附属博物館、2010 年）に従った。
- ¹⁰ 孫遲「略論唐帝陵的制度・規模及文物—兼談昭陵「因山爲陵」对唐帝陵制度的影響」（『唐太宗与昭陵』、『人文雜誌』叢刊第六輯、陝西社会科学院、1983 年）。孫氏の説は、唐代帝陵陪葬制度を総論した姜宝蓮「試論唐代帝陵的陪葬墓」（『考古与文物』1994 年 6 期）、英衛峰・霍雅琴「唐代帝陵陪葬墓盛衰原因新探」（『西北大学学报』（哲学社会科学版）2009 年 4 期）にも基本的に継承されている。

-
- ¹¹ 沈氏・程氏の見解については、注9 沈睿文「唐陵陪葬墓地布局」、程義著『関中地区唐代墓葬研究』第7章「唐代墓葬的組合与排列」（文物出版社、2012年）を参照。
- ¹² 伍伯常「從窆昭陵—論唐太宗的陪陵之制及其陪陵功臣」（『九州学林』3-4、2006年）、同「萃處京畿—從窆昭陵功臣家族遷居考述」（『中華文史論叢』2008年第3輯）。
- ¹³ 陳寅恪『唐代政治史述論稿』中篇「政治革命及党派分野」（初版1944年、生活・読書・新知三聯書店、2001年）、同「記唐代之李武韋楊婚姻集团」（初出1954年、同『金明館叢稿』初編、生活・読書・新知三聯書店、2001年）。
- ¹⁴ 傅江「唐新城長公主について—文献と墓誌の両面から—」（『東洋史苑』56、2000年）、同「唐昭陵新城長公主墓の墓葬等級についての考察」（『仏教藝術』253、2000年）、同「唐昭陵新城長公主墓における仕女図壁画についての考察—配置・図像の面から—」（『古代文化』54-5、2002年）を参照。
- ¹⁵ 石見清裕「突厥執失氏墓誌と太宗昭陵」（『古代東アジアの社会と文化—福井重雅先生古稀・退職記念論集』、汲古書院、2007年）。
- ¹⁶ 唐代の「詔葬」制度については、吳麗娛「從『天聖令』對唐令的修改看唐宋制度之變遷—『喪葬令』研讀筆記三篇」（『唐研究』第12卷、北京大学出版社、2006年）、同著『終極之典—中古喪葬制度研究』（中華書局、2012年）下冊、下編中「官員喪葬礼令中的問題研究」第九章「哀榮極美—詔喪与勅喪」を参照。そのほか、稻田奈津子「日本古代喪葬儀礼の特質—喪葬令からみた天皇と氏」（『史学雑誌』109-12、2000年）、石見清裕「唐代凶礼の構造—『大唐開元礼』唐代官僚喪葬儀礼を中心に」（『福井文雅博士古稀記念論集—アジア文化の思想と儀礼』、春秋社、2005年）、同「唐代の官僚喪葬儀礼と開元二十五年喪葬令」（吾妻重二・二階堂善弘編『東アジアの儀礼と宗教』、雄松堂出版社、2008年）も参照。
- ¹⁷ 注8 前掲張沛編『昭陵碑石』。
- ¹⁸ 朱振宏「隋唐輟朝制度研究」（初出2010年、同著『隋唐政治・制度与对外關係』、文津出版社、2010年）。
- ¹⁹ 監護使の規定と実例については、虎尾達哉「上代監喪使考—唐代監喪使規定の継受と実態—」（初出1985年、同著『律令官人の研究』、塙書房、2006年）、注16 石見清裕「唐代の官僚喪葬儀礼と開元二十五年喪葬令」を参照。
- ²⁰ 徐志卿「唐代東園秘器」（『文物世界』2010年3期）によると、「東園秘器」とは官製の棺を指すという。

-
- ²¹ 『大唐開元礼』卷三・序例上・雜制に「凡…一品喪、皇帝皆不視事三日。凡…五品以上喪、皇帝皆不視事一日（凡そ…一品の喪、皇帝皆視事せざることを三日なり。凡そ…五品以上の喪、皇帝皆視事せざることを一日なり）」とある。
- ²² 吳麗娛「唐喪葬令復原研究」（天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校證『天一閣藏明鈔本天聖令校證 附唐令復原研究』中華書局、2006 年）「唐喪葬令」復原 9 条も参照。
- ²³ 諡号授与に関する規定については、吳麗娛「唐代贈官的贈賻与贈諡—從『天聖令』看唐代贈官制度」（『唐研究』14、2008 年）を参照。
- ²⁴ 唐代の鹵簿・鼓吹の構成については、孫曉暉「唐代的鹵簿鼓吹」（『黃鐘（武漢音楽学院学報）』2001 年 4 期）を参照。
- ²⁵ 石井仁「虎賁班劍考—漢六朝の恩賜・殊礼と故事—」（『東洋史研究』59-4、2001 年）。
- ²⁶ 昭陵陪葬墓の墳丘の型式とその含意については、胡元超「論唐昭陵陪葬封土形式与等級的対応關係—兼論城陽公主墓名位之疑暨安元寿墓為塚象山祁連山之誤—」（樊英峰主編『乾陵文化研究』（八）、三秦出版社、2014 年）を参照した。
- ²⁷ 胡元超氏は阿史那社爾墓が象山為塚型を採用する理由となった武功について具体的に述べていないが、それについては『冊府元龜』卷一三八・帝王部・旌表に記事が見える。
- ²⁸ 李思摩の事跡については、鈴木宏節「突厥阿史那思摩系譜考—突厥第一可汗国の可汗系譜と唐代オルドスの突厥集團—」（『東洋学報』87-1、2005 年）を参照。
- ²⁹ 『旧唐書』卷六五・長孫無忌伝、『唐大詔令集』卷六五・録勲に収録。便宜的に題名を『唐大詔令集』より採った。
- ³⁰ 唐代の封爵制度と食封制度については、仁井田陞「唐代の封爵及び食封制」（初出 1939 年、仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』、東京大学出版会、1997 年）、日野開三郎「唐租庸調時代食封制の財政史的考察」（初出 1966 年、同著『東洋史学論集』12 卷、三一書房、1989 年）、礪波護「隋の貌閥と唐初の食実封」（初出 1966 年、同著『唐代政治社会史研究』、同朋舎、1986 年）、山根清志「唐朝前半期における食実封制について」（『歴史学研究』505、1982 年）など。ただし、食封を保有する家と封戸の関係については、礪波・山根両氏の間で論争がある。
- ³¹ 布目潮瀧「唐朝初期の唐室婚姻集團—公主の婚家先を中心として—」（同著『隋唐史研究』、東洋史研究会、1968 年）、汪篯「唐太宗樹立新門閥的意図」（唐長孺主編『汪篯隋唐史論稿』、中国社会科学出版社、1981 年）、毛漢光「閥隴集團婚姻圈之研究—以王室婚姻

関係を中心一」(『中央研究院歴史語言研究所集刊』61-1、1990年)。

³² 注6 来村多加史『唐代皇帝陵の研究』上編第1章「唐代陵墓制度の成立と発展」では、これを「従葬制度」と称している。

³³ 「賢才主義」については、谷川道雄「北魏官界における門閥主義と賢才主義」(初出1959年、同著『増補 隋唐帝国形成史論』筑摩書房、1998年)、同「西魏「六条詔書」における士大夫倫理」(初出1967年、同著『中国中世社会と共同体』、国書刊行会、1976年)を参照。谷川氏による太宗発言の位置づけについては、同著『隋唐世界帝国の形成』(初出1977年、講談社、2010年)210頁にみえる。また、趙克堯・許道勳『唐太宗伝』(人民出版社、1984年)第7章「任賢致治」においても、諸史料から抽出した太宗の人材論を考察し、彼が求めたのは才能と徳行を兼備した人材であったことを明らかにしている。

³⁴ 陳氏注13 前掲『唐代政治史述論稿』中篇「政治革命及党派分野」、守屋美都雄著『六朝門閥の一研究—太原王氏系譜考—』(日本出版協同株式会社、1951年)第7章「山東士族の命運」、愛宕元「唐代范陽盧氏研究—婚姻関係を中心に—」(川勝義雄・礪波護編『中国貴族制社会の研究』、京都大学人文科学研究所、1987年)

³⁵ 池田氏注2 前掲論文を参照。特に『姓氏録』の概要を史料を網羅的におさえたうえで明らかにしている。

³⁶ なお、『貞観氏族志』・『姓氏録』の比較については、魏明孔「唐代『氏族志』与『姓氏録』比較趣議」(『西北師大学報(社会科学版)』1987年03期)でもなされているが、唐初の政治史を世族地主(門閥)と庶族地主(新興階層)の階級闘争と見なしたうえで比較を進めており、再考する必要がある。最近、梁恒唐「從貞観『氏族志』到顯慶『姓氏録』」(樊英峰主編『乾陵文化研究』(八)、三秦出版社、2014年)が発表されたが、池田温氏に代表される先行研究の域を出ない。

³⁷ 禁婚令の意義については、池田氏注2 論文を参照。

³⁸ 唐初の功臣と山東門閥の通婚の実例を挙げると、『金石萃編』卷六八所収の「鄭仁愷碑」によると、房玄齡は滎陽鄭氏北祖房の鄭仁愷に娘を嫁がせ、さらに、張晋平編著『晋中碑刻選粹』(山西古籍出版社、2001年)所収「王約墓誌」によると、太原王氏大房の王約にも娘を嫁がせている。また、「二十四功臣」の程知節は本人の墓誌(『昭陵碑石』157頁)によると、栄達した後後妻として清河崔氏を娶った。

³⁹ 『唐会要』卷三六・氏族・顯慶四年(659)九月五日条の割注によると「上親製序、仍自裁其類例(上(高宗)、親ら序を製し、仍りて自ら其の類例を裁く)。とあって、高宗

は『姓氏録』の序文を撰したうえで、自らも氏族の格付けを定めた。『姓氏録』は則天武后だけでなく、高宗の意向も強く反映されている。

⁴⁰ 陳寅恪「李唐武周先世事跡雜考」（初出 1936 年、同著『金明館叢稿二編』、生活・読書・新知三聯書店、2001 年）、宋徳喜「唐武士護事跡弁証—兼論家世武則天冊立為后影響—」（初出 1982 年、同著『唐史識小—社会与文化的探索』、稻郷出版社、2009 年）、雷家驥『武則天』（人民出版社、2001 年）、杜文玉「武則天家族源流述略」（『陝西師範大学学报』（社会科学版）2002 年 2 期）などを参照。

⁴¹ これについては、陳寅恪「記唐代之李武韋楊婚姻集團」（初出 1954 年、同著『金明館叢稿』初編、生活・読書・新知三聯書店、2001 年）の研究を嚆矢とし、久保田浩二「武周朝における三省六部の人的構成—玄宗開元年間との比較を中心として—」（『竜谷史壇』96、1990 年）の武周政権の人的構成の分析により裏付けられた。

⁴² 『旧唐書』卷七一・魏徴伝を参照。なお、魏叔玉に降嫁される予定であった衡山公主は、太宗嫡出で皇后の礼をもって昭陵に陪葬された新城公主のことである。これについては、注 14 傅江「唐新城長公主について—一文献と墓誌の両面から—」を参照。

⁴³ 注 31 布目潮風「唐朝初期の唐室婚姻集團—公主の婚家先を中心として—」。また当該時期の政争に関しては、孫国棟「唐貞観永徽間党争試釈」（初出 1980 年、同著『唐宋史論叢 増訂本』、商務院書館、2000 年）に詳しい分析がある。

⁴⁴ 西村元佑「則天武后における政治の基本姿勢と科举出身宰相の活躍」（『竜谷史壇』72、1977 年）、注 41 久保田論文を参照。

第3章 唐太宗政権の形成と北齊系人士

はじめに—玄武門の変と唐太宗政権の形成—

7世紀初頭に成立した唐朝政権は、隋の姻戚であり太原留守の官職を帯びて山西北部を総督していた李淵が、隋末の乱に乗じて長安を占領して建国した王朝である。高祖皇帝李淵の治世の大半は国内の平定に終始し、二代太宗李世民の時代によりやうく天下統一が果たされ、東突厥を討ち破り、国家の安定をみたのである。従って、統一王朝としての唐朝政権の基盤は、太宗によって確立されたとみてよい。しかも、高祖から太宗への帝位継承はスムーズになされたのではなく、武徳九年（626）六月四日早暁に勃発した「玄武門の変」によって、太宗が兄の皇太子李建成と三弟の齊王李元吉を殺し、父帝高祖を退位させることによりなされた。そのため先行研究では、太宗を帝位に押し上げた李世民派を構成する官僚たち、すなわち「李世民集団」に着目して、太宗政権、ひいては唐朝政権の性格が論じられてきた。

その李世民集団に関して、最初に挙げるべき研究が布目潮風氏の成果である。布目氏は李世民集団にとどまらず、高祖政権の中枢部、李世民に敵対した皇太子李建成・齊王李元吉の各集団の構成員の出自・経歴を分析した。その結果、各集団ともに階級的差異はなく、基本的には北朝後期より支配層の階層は基本的に変化していないと結論した。そして、高祖・太宗各政権はともに西魏・北周の支配層の系譜を引く「関隴集団」が政権中枢を独占したとする、陳寅恪氏の関隴集団説を支持したのである¹。以降、この説が通説となっている。

布目氏は、玄武門の変は「関隴集団」内の権力闘争に過ぎず、高祖・太宗の政権交代劇は唐朝政権の政治路線に大きな変化をもたらさなかったとしている。これに対して、近年では非関隴系の勢力が李世民集団に参加し、玄武門の変により唐朝の政治路線が転換したと指摘する新たな研究が出てきた。例えば、李湜氏は、秦王時代以来の李世民的頭脳集団で太宗政権でも引き続き重用された秦王十八学士の半数が山東（北齊）系²と江南（南朝）系によって占められていることを指摘し、李世民が隋代以来の関中本位路線から脱却して、「関隴集団」に偏重しない普遍的体制を構築しようとしたことを論じた³。山下将司氏は太宗の政権奪取において房玄齡ら齊州・済州出身者を中核とする山東集団が大きな役割を果たしたことを論証し、太宗の即位により唐朝の権力基盤が李淵集団より李世民集団に移行したことを論じている⁴。その他、羅永生・曹印双両氏も李世民集団に非関隴系が吸収され

たことにより、統一王朝に相応しい支配集団が形成されたとする⁵。こうした研究をふまれば、もはや、唐朝政権初期の中枢部を「閔隴集団」が独占したとする見方は成立しない。

ところが、近年の研究においてもまだ論じられていない問題がある、それは、李世民集団の非閔隴系人士がどのような動機（政治的目的）で秦王李世民と結びついたのか、という問題である。先行研究ではこの点についての論及がないために、どうして玄武門の変で唐朝の基盤が変化したのか、その原因・背景については明らかにできず、統一政権を構築するにあたり、普遍的な体制を太宗が必要としたのだという、どの時代でもあり得るような皮相的な結論にとどまっているのである。

本章ではこの問題を考察するにあたって、李世民集団における山東系人士の存在に注目したい。その理由は、先行研究で指摘されているように、彼らが一定の集団性をもって李世民の幕府に結集し、その政権奪取に積極的な役割を果たしたからである。ここで登場する山東系氏族の多くは北斉の遺臣あるいはその子孫であり、山東系人士の大部分は「北斉系人士」とも言い換えることができる。隋代の官界では北周系官僚と北斉系官僚の対立構造があり、さらにこれが閔隴と山東の地域対立にまで波及していたことは、氣賀澤保規氏を嚆矢にして藤善真澄氏・牟発松氏らによって実証的な研究が積み重ねられてきた⁶。両者が対立した背景には、征服者となった北周・隋政権が旧敵国の系統となる北斉系人士を抑圧・冷遇したことにあるという。もし、山東系を主体とする北斉系人士の勢力⁷が李世民集団の一翼を担い、唐朝政権の基盤を変質させたとするならば、彼らの動向を追うことより、高祖から太宗への唐朝の支配集団の変遷だけでなく、より巨視的にみて隋から唐初にかけてどのように支配集団が変容したのかを明らかにすることができるのではなかろうか。そして、それは太宗政権、ひいては唐朝政権初期の性格を解明することにもつながるはずである。

そこで本章では、李世民集団の北斉系人士間の交友関係に注目して、彼らが集団性をもって李世民の配下となったことを確認し、彼らが李世民と結びついた政治的目的について明らかにする。そのうえで、太宗政権の歴史的位置づけについて考えてみたい。

第1節 北斉系人士房玄齡の人脈と李世民集団の形成

まず、李世民集団の北斉系人士の全体像を示しておこう。前述した布目潮風氏の研究によると、高祖朝において李世民は15の官爵に就任したという。その中でも李世民集団の形成に深く関係したのは、秦王・天策上將・陝東道大行台尚書令であった。当時、親王の下に

は直属の幕府が置かれ、李世民も秦王府を開いている。天策上将是山東地域を平定した李世民的功績を報いるため設置された特別な官職で幕僚を置くことが許されていた。陝東道大行台尚書令は河南一帯を総督するため洛陽に置かれた陝東道大行台尚書省の長官である。李世民は大行台尚書令の職権を利用して山東南部の河南地域に地盤を築いた⁸。以上の三機構は概ね李世民の意思通りに人材を招致することができ、彼の配下の大部分が三機構の属僚であった。三機構の構成員については布目氏が主として正史に拠って復元しているが、近年、陸続と公刊されている石刻史料により増補することができる。正史と石刻史料に基づき李世民集団の北斉系人士を列挙すると、表1「李世民集団の山東・北斉系人士一覧表（官品順）」のように整理される。

表1「秦王李世民配下の北斉系人士一覧表（官品順）」

No.	名前	本貫・家柄	系譜	官品	高祖期	太宗期以降の略歴	出典
1	封德彝	渤海封氏	祖：隆之(北斉太子太保) 父：子繡(隋通州刺史)	正三	中書侍郎兼天策府司馬 →吏部尚書 →中書令	尚書右僕射→贈司空	北斉 21, 北 24, 旧 63, 新 100, 世 71 下
2	唐儉	并州晋陽	祖：邕(北斉尚書令・晋昌王) 父：鑒(隋戎州刺史)	從三	天策府長史兼黃門侍郎	鴻臚卿→戸部尚書	No.612「唐儉墓誌」, 北斉 40, 北 55, 旧 58, 新 89, 世 74 下
3	温大雅	太原祁	祖：裕(北魏太中大夫) 父：君悠(北斉文林館学士→隋司隸從事)	正四上	大行台工部尚書	礼部尚書	昭「温彦博碑」, 旧 61, 新 91, 世 72 中
4	高士廉	北斉宗室	祖：岳(東魏尚書令) 父：励(北斉樂安王)	從四下	雍州治中(雍州牧は李世民)	尚書右僕射撰太子少師→開府儀同三司・平章事・撰太子太傅	昭「高士廉碑」, 北 51, 隋 55, 旧 65, 新 95
5	房玄齡	清河房氏、齊州臨淄に移住	祖：熊(北魏広川太守) 父：彦謙(隋涇陽令)	正五上	秦王府記室參軍兼大行台考功郎中・文学館学士	中書令→尚書左僕射→司空・太子太傅・知門下省事	金 43「房彦謙碑」, 昭「房玄齡碑」, 隋 66, 北 39, 旧 66, 新 96
6	盧赤松	山東門閥、范陽盧氏北祖大房	祖：道亮(処士) 父：思道(北斉文林館学士→隋武楊太守)	正五上	行台兵部郎中【→太子率更令(李建成派へ)→武徳中没】	—	No.10038「盧赤松墓誌」, 隋 57, 北 30, 旧 81, 新 106
7	賈敦頤	曹州冤句濟陰賈氏	房玄齡の姻戚 祖：暨(北斉濟陰郡守) 父：式(隋鄆陽郡司功書佐)	正五上	大行台度支郎中【→趙郡王李孝恭属僚の襄州道行台度支倉部二郎中に転出→穀州刺史】	常唐二州刺史→洛州大都督府司馬→司農少卿→滄瀛蒲三州刺史→洛州刺史	紅山「賈敦頤墓誌」, 旧 185 上, 新 197
8	盧君胤	山東門閥、范陽盧氏北祖第二房	祖：慈之(北魏邛州刺史) 父：文構(隋長陵県令)	正五上	行台膳部郎中	忠州刺史	北図 9「盧文構墓誌」, No.35「李月相墓誌」, 世 73 上

9	顔師古	琅邪顔氏、梁末、華北へ移動	No.16 顔思魯の子	正五上	敦煌府文学→中書舍人	中書侍郎→秘書少監→秘書監・弘文館学士	北図9「顔勤礼碑」, 北齊 45, 北 83, 南 72, 旧 73, 新 198
10	薛収	関中門閥、河東薛氏西祖第三房	祖: 孝通(北魏常山太守) 父: 道衡(北齊文林館学士・中書侍郎→隋司隸大夫)	正五上	秦王府主簿判行台金部郎中→天策府記室参軍兼文学館学士	贈定州刺史	昭「薛収碑」, 隋 57, 北 36, 旧 73, 新 98, 世 73 下
11	孔穎達	冀州衡水	祖: 硯(魏治書侍御史) 父: 安(北齊青州法曹参軍)	正五上	太学博士(從六上)・秦王府文学館学士→兼文学博士→国子博士	給事中→国子司業兼太子右庶子→国子祭酒兼東宮侍読	昭「孔穎達碑」, 旧 73, 新 198
12	独孤義恭	北齊系勳貴の子孫	祖: 永業(北齊北道行台左僕射・臨川王→北周襄州総管) 父: 子珪(隋涇州刺史)	從五下	秦王府倉曹参軍	荊王府長史→右衛郎将→左衛中郎将→左監門率→婺州刺史	北齊 41, 北 53, 金 69「独孤仁政碑」
13	薛懷昱	関中門閥、河東薛氏西祖第三房	祖: 処道(?) 父: 徳元(?)	正六下	天策府功曹参軍	豐王府長史・饒衛二州刺史	No.2949「薛嵩簡墓誌」, 世 73 下
14	李守素	山東門閥、趙郡李氏東祖	祖: 緒(北魏冀州司馬) 父: 少連(邵州司戸参軍)	正六下	天策府倉曹参軍・秦王府文学館学士	—	旧 72, 新 102, 世 72 上
15	李玄道	山東門閥、隴西李氏姑臧大房	房玄齡母の兄弟 祖: 瑾(北魏著作郎) 父: 行之(隋都水使者)	正六下	秦王府主簿・文学館学士	給事中→幽州都督府長史→蘄州刺史→荊王府長史兼荊州司馬→常州刺史→銀青光祿大夫(致仕)	西市No.126「李玄道墓誌」, 北 100, 旧 72, 新 102, 世 72 上
16	顔思魯	琅邪顔氏、梁末、華北へ移動	祖: 協(梁鎮西記室参軍) 父: 之推(北齊文林館学士→隋東宮学士)	正六下	秦王府記室参軍	—	No.9 参照
17	李桐客	冀州衡水	系譜不明	正七上	天策府参軍→秦王府法曹参軍	巴州刺史	旧 185 上, 新 197
18	戴胄	譙郡戴氏、相州安陽に移住	祖: 景珍(北齊清都郡功曹) 父: 龍(隋汲県令)	正七下	秦王府士曹参軍	民部尚書兼太子左庶子	珍稀No.18「戴龍墓誌」, 旧 70, 新 99, 世 72 中
19	顔相時	琅邪顔氏、梁末、華北へ移動	No.16 顔思魯の子	正七下	天策府参軍・秦王府文学館学士	礼部侍郎	No.9 参照
20	薛元敬	関中門閥、河東薛氏西祖第三房	祖: 温(北周鄆州刺史) 父: 邁(隋刑部侍郎)	正七下	秦王府文学館学士・天策府参軍兼直記室	—	世 73 下
21	蓋文達	冀州信都	祖: 延(北齊安平王計曹從事) 父: 永(隋薊県令)	從七上	国司助教・秦王府文学館学士	諫議大夫兼弘文館学士→国子司業	金 46「蓋文達碑」, 旧 189, 新 198
22	封泰	渤海封氏	No.1 封德彝の甥 祖: 子繡(隋通州刺史) 父: 徳誉(隋南由令)	從七下	秦王府参軍	湖州刺史	No.1297「封泰墓誌」, 北齊 21, 北 24, 世 71 下
23	杜正倫	相州洹水	祖: 景(処士) 父: 裕(北齊楽陵令)	—	齊州総管府録事参軍・直秦王府文学	兵部員外郎→給事中→中書侍郎兼太子左庶子→高宗期	北 26, 旧 70, 新 106, 世 72 上

					館	中書令	
24	高履行	北斉宗室	No.4 高士廉の子	—	秦王府庫真	祠部郎中→戸部侍郎→衛尉卿	No.4 参照, 陳集6「高某墓誌」

[凡例]

- ①出典欄略号：北斉＝『北斉書』、隋＝『隋書』、北＝『北史』、旧＝『旧唐書』、新＝『新唐書』、世＝『新唐書』宰相世系表、陳集＝『陳子昂集』（徐鵬校点、中華書局、1950年）、金＝『金石萃編』、以上の略号に付された数字は巻数である。北図＝北京図書館金石組編『北京図書館蔵中国歴代石刻集編』（中州古籍出版社、1989～1991年）数字は収録巻数、昭＝張沛編『昭陵碑石』（三秦出版社、1993年）。
- ②墓誌の出典については、煩雑を避けて氣賀澤保規編『新版唐代墓誌所在総合目録 増訂版』（汲古書院、2009年）の墓誌の整理番号を付し、同目録に未著録の墓誌についてのみ以下の略号を用いて出典を示した。
西市＝胡戟・榮新江主編『大唐西市博物館蔵墓誌』（北京大学出版社、2012年）数字は同書収録墓誌に付された整理番号。
珍稀＝胡戟著『珍稀墓誌百品』（陝西師範大学出版社総社、2016年）数字は同書収録墓誌に付された整理番号。
紅山＝洛陽市文物考古研究院編『洛陽紅山唐墓』「貳、HM1164 唐洛州刺史賈敦頤及妻房氏合葬墓」（中州古籍出版社、2014年）。
- ③官品覧については、対象人物の保有する職事官の官品で最高位のものを記した。典拠は以下の史料・研究を参照。
秦王府・天策上將府・雍州府：『唐六典』巻29～30、『旧唐書』巻42～44・職官志、『新唐書』巻46～49下・百官志
陝東道大行台尚書省：杉井一臣「唐初の行台尚書省」『中国史研究』（大阪市立大学）7号、1982年）

表1では北斉系人士を24名挙げたが、山下氏が考察した山東出身者19名は、房玄齡と高士廉を除いて含まれていない。何故ならば、山下氏が挙げた山東人士の大部分が秦王府直属の部将だからである。彼らは李世民の軍事力として玄武門の変では実行部隊として功績を挙げ、太宗政権成立後も十二衛の大將軍や辺境の地方長官として、宿衛と外征・国防を担うこととなる⁹⁾。しかしながら、政権中枢部を構成する宰相となった者は輩出していないのである。むしろ、太宗政権で指導的な役割を果たしたのは、秦王府の武官より秦王府・天策府・大行台の文官たちであったと思われる。表1より見て取れるように、太宗期以降、No.1 封德彝・No.4 高士廉・No.5 房玄齡は宰相として活躍し、No.2 唐儉・No.3 温大雅・No.18 戴胄・は六部尚書、No.9 顔師古・No.23 杜正倫は中書侍郎、No.19 顔相時・No.24 高履行は六部侍郎となっており、彼らは国家中枢を担う三省六部の長官・次官となっているのである。従って太宗政権の性格を考える上でより重要なのは、表1で挙げた秦王府文官の分析であると言えよう。

さて、李世民配下の北斉系人士を代表的存在として、その名を挙げるべきなのが房玄齡である。『旧唐書』巻六七・本伝によると、

〔房〕玄齡、独先収人物、致之幕府。及有謀臣猛将、皆与之潜相申結、各尽其死力。…隱太子将有変也、太宗令長孫無忌召玄齡及〔杜〕如晦、令衣道士服、潜引入閣計事。

〔房〕玄齡、独り先に人物を収め、之を幕府に致す。謀臣猛将有るに及びては、皆之と潜かに相い申結し、各おの其の死力を尽くさしむ。…隱太子（李健成）の将に变有

らんとするや、太宗、長孫無忌をして玄齡及び〔杜〕如晦を召して、道士の服を衣て、
潜かに引きて闇に入れ事を計らしむ。

とあり、房玄齡は李世民の参謀として秦王府に人材を集めた。彼が集めた人材の中には、北齊系人士も少なからず存在していたと思われる。そこで本節では、房玄齡が表1に整理した北齊系人士とどのような関係にあったのかを糸口にして、李世民集団に北齊系人士が結集していく過程を考察する。

まず、No.5 房玄齡が秦王府に推挙した北齊系人士の具体的事例として、No.10 薛収が挙げられる。『旧唐書』卷七三・薛収伝によると、

薛収、字伯褒、蒲州汾陰人、隋内史侍郎道衡子也。…秦府記室房玄齡薦之於太宗。…授秦府主簿、判陝東道大行台金部郎中。

薛収、字は伯褒、蒲州汾陰の人、隋の内史侍郎道衡の子なり。…秦府記室房玄齡、之を太宗に薦む。…秦府主簿を受けられ、陝東道大行台金部郎中を判す。

とある。薛収の父薛道衡は、『隋書』卷五七に本伝によると、北齊で文林館学士・中書侍郎となり、後に隋では内史侍郎・司隸大夫などの要職を務めた代表的な北齊系人士の一人であったことは注意に値する。以下に述べるように、李世民集団の北齊系人士の多くが彼との接点を見出すことができるからである。まず、房玄齡の父房彦謙は『隋書』卷六六・本伝によると、

内史侍郎薛道衡、一代文宗、位望清顯、所与交結、皆海内名賢。重〔房〕彦謙為人、深加友敬。

内史侍郎薛道衡、一代の文宗にして、位望は清顯、ともに交結する所は、皆海内の名賢なり。〔房〕彦謙の人と為りを重んじ、深く友敬を加う。

とあり、薛道衡と交際を結んだ。房彦謙は『北史』卷三九・本伝によると、薛道衡の血縁で薛収の継族父である薛孺とも交友関係を結んでいる。房玄齡と薛道衡父子が直接交流を持ったことは記録に残されていないが、房玄齡が薛収を推挙した背後に父房彦謙と薛道衡・薛孺との関係があった可能性は十分に考えられるのである¹⁰。

そのほかに薛道衡と接点を持った人物としてNo.3 温大雅を挙げることができる。彼の弟温彦博の伝（『旧唐書』卷六一）によると、

初、其父友薛道衡・李綱常見〔温〕彦博兄弟三人、咸歎異曰「皆卿相才。」

初め、其の父(温君悠)の友の薛道衡・李綱、常に〔温〕彦博兄弟三人を見て、咸な歎異して曰く「皆卿相の才なり。」と。

とある。「兄弟三人」とは、温大雅・温彦博・温大有の三名のことで、彼らは父温君悠の友人であった薛道衡・李綱から「卿相の才」として将来を嘱望された。

また、No.9 顔師古は『旧唐書』卷七三・本伝によると、入関途上の李淵軍に投じて李世民の幕府である焮煌公府の文学となり、高祖朝では中書舍人となった¹¹。玄武門の変前夜、彼はすでに李世民的幕僚ではなかったが、『新唐書』卷二〇一・文藝上・袁朗伝によると、李世民派官僚の一人としてその名が挙げられている。『旧唐書』卷七三・本伝では、

隋仁寿中、為尚書左丞李綱所薦、授安養尉。…時薛道衡為襄州総管、与其祖有旧¹²、又悦其才、有所綴文、嘗使其掎摭利病、甚親昵之。

隋仁寿中、尚書左丞李綱の薦む所と為り、安養尉を授けらる。…時に薛道衡、襄州総管と為り、其の祖(顔之推)と旧有り、又た其の才を悦び、綴る所の文有れば、嘗みに其の利病を掎摭せしめ、甚だ之と親昵す。

とあり、顔師古は李綱の推挙で安養県尉となった。安養県は襄州管轄下の県で、その襄州の総管を務めていたのが薛道衡だった。彼は顔師古の祖父顔之推と旧交があり、その縁で師古とも親しく交際したのである。ちなみに顔師古を県尉に推薦し、前述の温氏兄弟の将来を嘱望した李綱は温君悠・薛道衡の共通の友人であるとともに、房彦謙とも友誼を結んだ(『隋書』卷六六・房彦謙伝)。温兄弟と顔師古は薛道衡だけでなく房玄齡とも間接的ながら接点を持ったこととなる。

さらに北齊宗室の流れを汲むNo.4 高士廉は、『旧唐書』卷六五・本伝によると、

〔高〕士廉少有器局、頗涉文史。隋司隸大夫薛道衡・起居舍人崔祖濬並称先達、与士廉結忘年之好。由是公卿籍甚。

〔高〕士廉、少くして器局有り、頗る文史に渉る。隋の司隸大夫薛道衡・起居舍人崔祖濬、並びに先達と称し、士廉と忘年の好を結ぶ。是れに由り公卿籍甚す。

とあり、薛道衡・崔祖濬と忘年の交わりを結ぶことにより名声を得た。薛道衡とともに名が挙げられている崔祖濬もまた博陵崔氏の出身であり、祖父崔子元は北齊の燕州司馬という北齊系山東門閥であった¹³。高士廉は太宗の外戚(妻兄)長孫無忌の母兄にあたる。彼は若き日の太宗の才能を看破してめいゝの長孫氏を娶わせており、太宗の藩邸に仕えたのも長孫氏との婚姻関係によるところが大きい¹⁴。しかしながら、彼自身は北齊宗室の出身であるうえに、薛道衡ら年配の北齊系人士とも親しく交際した人物であったことも注目してよからう。

以上に述べた北齊系人士の関係をまとめなおすと、李世民集団の一員である薛収の父薛

道衡は、李世民配下の房玄齡・薛収・高士廉・温大雅・顔師古と本人もしくは父祖と交友関係があった。その他に薛道衡の人脈に連なる李世民集団の北斉系人士として、血縁関係があったNo.20 薛元敬、顔師古の父No.16 顔思魯と弟のNo.19 顔相時も加えることができる。温大雅の父温君悠、顔思魯の祖父顔之推が薛道衡の友人であったように、その交友関係は世代を越えて継承される事例も確認できる。本節で述べた薛道衡・薛収と房彦憲・玄齡の交遊関係もその例に加えることができる。また、薛・房両父子の人脈は薛孺・李綱の例にも見られるように重なる部分があった。このように、李世民集団の形成に薛道衡の人脈が大きな影響を与えたことが読み取れるのである。

また、李世民集団中の北斉系人士が交友関係だけでなく婚姻関係で結ばれていた事例が幾つか確認できることが注目される。以下、それを述べるにあたり、本章末尾に**系図「李世民集団北斉系人士周辺の婚姻関係」①②**（109～111 頁）を掲げたので、適宜参照されたい。まず、李世民集団には房玄齡と通婚関係を持った北斉系人士の参加が3例も確認できる。例えば、No.15 李玄道の従甥（従姉妹の子）は房玄齡その人であった¹⁵。この系譜関係から推すに、房玄齡の母、すなわち房彦謙の妻は李玄道の祖父李瑾の孫女ということとなろう。李玄道は『旧唐書』卷七二・本伝によると、隋末に洛陽に割拠した王世充に仕えたが、秦王李世民が洛陽を攻略して間もなく召し出されて秦王府主簿となり、秦王府に文学館が開設されると、房玄齡とともに文学館学士となった。彼は房玄齡とともに所謂秦王府の十八学士に数えられる李世民の有力な側近となった。この人事に房玄齡が関与したかどうかは史料には残されていないが、本節冒頭で指摘したように房玄齡が秦王府の人事に深く関与したことと両者の通婚関係から推して、関与していたとみるべきであろう。

そのほか、房玄齡の叔父房彦詡はその墓誌¹⁶に拠れば、范陽盧氏を娶っている。范陽盧氏は山東門閥を代表する家柄の一つで、その中でも北朝から唐代に至るまで一貫して門閥として認められていたのは、北魏孝文帝による「姓族分定」で漢人門閥の頂点たる「四姓」に列した盧玄の四人の曾孫、「北祖四房」の家系である。房彦詡夫人の曾祖父盧淵（字伯源、幼名陽鳥）は北祖大房（第一房）の始祖にあたる人物で、彼女の血統は大房盧氏の嫡流である。そして彼女の従兄弟にあたるNo.6 盧赤松は、唐が創業されて間もなく陝東道行台兵部郎中に任じられた¹⁷。なお、後節で言及するように盧赤松の父盧思道は薛道衡の友人であり、北周・隋朝政権に仕えた北斉系人士の領袖の一人であった。

また、房玄齡と通婚関係を持った李世民配下の人物にNo.7 賈敦頤がいる。彼は太宗朝から高宗朝にかけての名地方長官として、『旧唐書』卷一八五上・良吏伝上、『新唐書』卷一

九七・循吏伝に立伝されるが、近年、新たに出土した彼の墓誌¹⁸によって、その妻が房玄齡の叔父房彦詮の娘であり、唐初期に陝東道大行台度支郎中を務めたことが明らかになった。彼の家柄は清河房氏の本拠である齊州と隣接する曹州の在地有力者であり、婚姻・地縁の両面からも房玄齡と密接な関係にあったことが想定される。

以上に述べた盧赤松・賈敦頤が李世民的府僚となったのは一時的なものであり、両名ともに玄武門の変には参与していない。盧赤松は後に太子舍人に転属し、そのまま東宮に留まり太子率更令に昇進して、玄武門の変のちょうど一年前である武徳八年（625）六月に没した。彼は秦王李世民よりも皇太子李建成との関係が深かった人物と目される¹⁹。しかしながら、短期間とはいえ、房玄齡と地縁や通婚関係があった人物が李世民的幕僚となったことは注目して良からう。房玄齡は交友関係とは別に婚姻関係も李世民集団の形成に利用したと思われる。こうした通婚関係もまた北齊系人士同士の紐帯を強め彼らの連携を促したのではないだろうか。

ところで、前述した房玄齡の従父であった李玄道の家は、『旧唐書』卷七二・本伝に「本隴西人也。世居鄭州、為山東冠族（本は隴西の人なり。世よ鄭州に居り、山東の冠族と為る）。」とあるように、本貫地の隴西郡は山東に属さないが、代々、鄭州に居住し、山東門閥と見なされていた。彼の家は隴西李氏姑臧大房の系譜を引き、唐高宗期に山東門閥の嫡流に認定された「七姓十家」に列している²⁰。この姑臧房李氏は北魏に入仕して以来、北祖諸房の盧氏と代々にわたり幾重にも通婚していたことが知られており、むしろ房氏より北祖盧氏の方が親密な関係にあった²¹。李世民集団には李玄道と姻戚関係にあった北祖第二房のNo.8 盧君胤の参加が確認できるのである。盧君胤の母李月相は李玄道の従姉妹にあたり、彼本人は武徳後半期に陝東道大行台尚書省の膳部郎中となったが、その在任時期は李玄道が秦王府に仕えていた時期とも重なり合うのである²²。盧君胤の事例からも李世民集団の北齊系人士が政治集団を形成していたことが示唆されるのではなかろうか。

そのほか、房玄齡と交友関係にあり間接的に婚姻関係を持った北齊系人士として中書侍郎として天策府司馬を兼任したNo.1 封德彝を挙げることができる。『北史』卷一〇〇・序伝には、『北史』『南史』の撰者李延寿の父李大師の伝記がまとめられているが、太宗即位直後の時期と思われる以下の逸話が記されている。

武徳九年、〔李大師〕会赦、帰至京師。尚書右僕射封德彝・中書令房玄齡並与大師親通、勸留不去。曰「時属惟新、人思自効。方事屏退、恐失行藏之道。」大師曰「昔唐尧在上、下有箕山之節、雖以不才、請慕其義。」於是俶装東帰。家本多書、因編輯前所修書。

貞観二年五月、終於鄭州滎陽県野舎、時年五十九。

武徳九年、〔李大師は〕赦に会い、歸りて京師に至る。尚書右僕射封德彝・中書令房玄齡並びに大師と親しく通じ、留まりて去らざることを勸む。曰く「時に惟新に属たり、人自効せんことを思う。方に屏退を事とし、行蔵の道を失うことを恐る」と。大師曰く「昔唐堯が上に在れば、下は箕山の節有り、不才を以てすると雖も、其の義を慕はんことを請う」と。是ここに於いて倣装して東して歸る。家本より書多し、因りて前に修める所の書を編輯す。貞観二年五月、鄭州滎陽県野舎に終わる、時に年五十九なり。

李大師は大赦をうけて流刑地会州より長安に戻ったが、間もなく身支度を整えて郷里鄭州滎陽県に歸り未完成なのであった史書（『南史』『北史』の前身）の編纂を続けた。李大師が長安を出発するにあたって、彼の友人である房玄齡・封德彝はともに引き留めて仕官を勧めた。この逸話からは李大師・房玄齡・封德彝ら三名が親密な関係にあったことが窺える。李大師は前述の李玄道とは同族であり、遠縁ではあるが兩名ともに鄭州に居住していた。その父李仲挙は『北史』序伝によると、北斉末期に晋州別駕となり、北斉滅亡後に北周により半ば強制的に長安へ移住させられたが、北斉の恩顧を忘れ難く、また代々の一族が住んだ山東の郷里を離れ親族が分散することを恐れ、出仕と下野を繰り返した。このような経歴から李仲挙は山東に基盤を持ち関中政権に反感を懷いた北斉系人士の典型と見ることができる。その子の李大師と房玄齡・封德彝らが交友関係を結んだ背景には、ともに北斉系人士であることが紐帶の一つとなっていたと思われる。

このように房玄齡・封德彝は友人関係にあったが、両者の関係が何時頃にまで遡れるか不明だが、以下に掲げた『旧唐書』卷六六・杜淹伝の記事が、両者の連携が李世民集團の形成に大きく作用したことを記すものとして注目されよう。

及洛陽平、〔杜淹〕初不得調。淹將委質於隱太子。時封德彝典選、以告房玄齡、恐隱太子得之、長其姦計、於是遽啓太宗。引為天策府兵曹參軍・文学館學士。

洛陽平ぐに及び、〔杜淹〕初め調するを得ず。淹將に隱太子（李建成）に委質にせんとす。時に封德彝、選を典り、以て房玄齡に告ぐ、隱太子之を得て、其の姦計を長てんことを恐ると。是ここに於いて遽かに太宗に啓し、引きて天策府兵曹參軍・文学館學士と為さしむ。

杜淹は房玄齡と並ぶ李世民の側近杜如晦の叔父で、唐による洛陽平定の間もない頃、皇太子李建成に仕えようとした。選挙を担当し人材の登用に従事していたためにその事を察知

した封徳彝は、杜淹が謀略に長じた人物であり李建成派につけば必ず李世民的障壁となること予測し、房玄齡に知らせた²³。これをうけて房玄齡は李世民に急ぎ注進し、その結果、杜淹は召し出されて天策府兵曹参軍・文学館学士となったのである。この逸話からは、房玄齡ら北斉系人士が連携して李世民集団の形成に重要な役割を果たしたことが再確認されるのである。ちなみに封徳彝のNo.22 封泰も秦王府参軍として李世民集団に参加している。

以上、本節で述べた房玄齡をはじめとする李世民配下の北斉系人士同士の交友関係や通婚関係をふまえると、彼らが一定の集団性をもって李世民集団に参加したのは明らかである。山下将司氏は房玄齡の人脈として彼の出身地である齊州一帯の在地勢力のみに限定するが、同地域だけでなく范陽盧氏や鄭州に居住する隴西李氏・渤海封氏など山東地域を代表する漢人門閥・郡姓にまで及んでおり、彼の人脈は山東地域全体の北斉系人士にまで及んでいた。そして彼らが李世民的政権奪取に積極的に関与した背景には、共通の政治的目的があったと想定するのは、強ち間違いではないのではなかろうか。それはどのようなものであったのか。ここにおいて、李世民集団の形成に影響を与えた北斉系人士薛道衡という人物が注目されることとなるのである。そこで、次節では薛道衡の経歴・政治路線を糸口にして、李世民配下の北斉系人士の政治的目的にせまりたい。

第2節 隋朝政権下における薛道衡の動向とその政治路線

(1) 薛道衡の経歴

薛道衡は関中漢人門閥・河東薛氏（西祖第三房）の出身で、北魏末の常山太守薛孝通の子である。前述したように彼は北斉系人士を代表する一人で、『隋書』巻五七、『北史』巻三六に立伝され、彼の経歴については、すでに網祐次・鈴木義雄・高木重俊の諸氏によって明らかにされている²⁴。以下に掲げた「薛道衡年譜」は、筆者が正史史料と先行研究の成果をふまえたうえで、薛道衡の事跡を整理したものである。これによって、本節では薛道衡の経歴について検討を加えておきたい。

「薛道衡年譜」

時期	年号(西暦)	年齢	事跡
東魏	天平 2 (535)	1	薛孝通の子として生まれる ²⁵ 。
	興和 2 (540)	6	父の薛孝通死す [隋伝]。
	天保 7 (556)	22	彭城王・司州牧高澄の兵曹従事となる [隋伝] [北 51・彭城王湊伝]。

北 齊	天保 8～9 (557～558)頃	23 ～ 24	尚書左僕射楊遵彦に見出されて、奉朝請(従七品)となる [隋伝]。
	皇建元(560)	26	武帝在藩時の丞相府記室となる [隋伝]。
	河清元(561)	27	武帝即位し、太尉府主簿(六品)となる [隋伝]。
	武平初(570 頃)	36	「五礼」の修定に参与し、尚書左外兵郎(六品)となる [隋伝]。
	武平元～4 (570～573)頃	36 ～ 39	主客郎(六品)を兼ね陳の使者傅縡を応接。傅縡の贈詩五十韻に和して、大いに文名をあげる [隋伝]。
	武平 4(573)	39	文林館が設立され、文林館学士(待詔文林館)を兼ねる。同僚の李徳林・顔之推・盧思道・温君悠と交遊 [北 8 北齊紀]。
	武平 5～6 (574～575)頃	40 ～ 41	本官を以て直中書省となる [隋伝]。 中書侍郎(従四品)・太子侍読(官品不明)となる。
	武平 7(576)	42	侍中斛律孝卿と政治の中樞を握る。
	隆化 2 承光元	43	北周、北齊領に進入。幼主即位。後主、済州に退却。 北海王(一品)・侍中(三品)となる [北齊 20・斛律孝卿伝]。 任城王高潜を擁立することを画策。 北齊滅亡。北周の武帝に従い李徳林・盧思道・顔之推らと入関。
北 周	建徳 5(577)		御史二命士(二命)となるも、離職して故郷河東汾陰県へ帰る [隋伝]。
	建徳 3～大象元 (578～579)頃	44 ～ 45	再び出仕して州主簿となり、司禄上士(三命)となる [隋伝]。
	大象 2(580)	46	丞相楊堅(隋文帝)台頭す。 王謙の乱の平定に従事した功績で、摂陵州刺史となる [隋伝]。 益州総管梁睿を通じて、楊堅の皇帝即位を献策 [隋 37 梁睿伝]。
	大定元(581) 開皇元	47	儀同・摂邛州刺史となる [隋伝]。 隋建国。間もなく連座して除名される。罪状は不明 [隋伝]。
隋 文 帝	開皇 3(583)	49	河間王楊弘の幕僚として突厥遠征に従軍した功績で、内史舍人(正六品上)となる。 内史令は旧友李徳林 [隋 1 文帝紀、隋 84 突厥伝]。
	開皇 4(584)	50	兼散騎常侍(従三品)・聘陳主使となり、陳に派遣される [隋 1 文帝紀、隋伝]。
	開皇 8(588)	54	平陳の役に従軍し、淮南道行台尚書吏部郎となる [隋伝]。
	開皇 9(589)頃	55	平陳の論功行賞で吏部侍郎(正四品上)となる [隋伝]。
	開皇 10(590)	56	北齊系人士の棟梁格李徳林が失脚。李は間もなく没す。
	開皇 12(592)	58	権臣蘇威・吏部尚書盧愷・吏部侍郎陸彦師の朋党として弾劾され、除名される [隋伝、隋 88、隋 72]。 晋王楊広(後の煬帝)の辟召を拒否。楊広の反感を買う [隋伝]。
	開皇 14～20 (594～600)頃	60 ～ 66	政界に復帰して内史省に宿直す [隋伝]。 上儀同三司(従四品上)・内史侍郎(正四品下)となる [隋伝]。 上開府儀同三司(従三品)に昇進。政權中枢に参画し、その文名のために宰相高頴・楊素より推重を受け、諸王からは争って交際を求められる [隋伝]。
	仁寿元(601)頃	67	友人の尚書右僕射楊素、朝政を掌握す [隋伝]。
	仁寿 2(602)	68	薛道衡と楊素が結託するのを恐れた文帝により、襄州総管(視従二品～従三品)に転出させられる ^㉔ [隋伝]。
	大業元(605)	71	煬帝即位し、番州刺史(正三品)となる [隋伝]。
煬 帝	大業 3(607)	74	上表して致仕(引退)を請う。「高祖文皇帝頌」を上奏。新設された司隸台の長官司隸大夫(正四品)となる [隋伝] [隋 28 百官志下]。
	大業 5(609)	75	煬帝から死を賜る [隋伝]。

[凡例]

①史料略号：隋＝『隋書』、北齊＝『北齊書』、北＝『北史』※数字は巻数。[隋伝]＝『隋書』巻 57・薛道衡伝

②官品：『隋書』百官志に拠る。北周の官職については、王仲犛著『北周六典』（中華書局、1979 年）を参照。

[備注]

(1) 薛道衡の享年は[隋伝]によれば 70 歳となり、逆算すれば東魏興和 2 年（540）の生まれとなる。父の薛孝通は同

年に没しており（『北史』巻36）、薛道衡はその晩年の子となる。しかし、『隋書』・『北史』本伝ともに、薛道衡が6歳の時に父が亡くなったとしており、その生年は天平2年（535）となり、隋伝。現時点ではどちらが正しいか決め手となる史料がないため、暫定的に535年説に従っておく。

（2）襄州総管の在任期間については、岑仲勉『隋書求是』（商務印書館、1958年）を参照。

まず、薛道衡の経歴で注目されるのは、北斉・武平四年（573）に文学の士を集めるために文林館²⁵が設立された際に、文林館学士（文林館待詔）に選抜されていることである。『隋書』本伝には「武平初、…待詔文林館、与范陽盧思道・安平李德林齐名友善（〔北斉の〕武平の初め、…文林館に待詔し、范陽盧思道・安平李德林と名を齊しくして友善とす）。」とあり、文林館では、同じ学士で後に隋朝政権下で北斉系人士の領袖となる李德林・盧思道と交友関係を結んだ。この文林館学士には薛道衡の友人で前述した顔之推・温君悠も任命されている²⁶。顔之推もまた薛道衡と同じく李德林・盧思道らとの交際が確認される²⁷。前節では薛道衡と顔之推・温君悠らの交友関係が子孫にまで継承されるほど親密なものであったことを述べたが、その関係は北斉時代にまで遡るのである。

次に注目されるのは、隋朝政権において一般的には冷遇傾向にあった北斉系官僚なのにも関わらず、薛道衡が政権中枢の要職を務めていることである。まず、文帝期には吏部侍郎（開皇九～十二年、589～592）・内史侍郎（開皇十二～仁寿二年、592～602）などを歴任し、仁寿年間には高頴・蘇威・楊素らとともに朝政に参加した。煬帝は彼を新設の地方監察機関となる司隸台の長官＝司隸大夫（大業三～五年、607～609）に任命しているのである²⁸。

このように薛道衡が政権中枢に立った背景には、前節でみたように彼が北斉系人士へ広い人脈と影響力があったためでなかろうか。氣賀澤保規氏や藤善真澄氏によると、北周末から隋初にかけての北斉系人士の指導者は薛道衡の友人李德林で、彼は北斉系人士の利益を擁護した²⁹。同様の活動は薛道衡にも確認できるのである。そこで節を改めて彼が北斉系人士を庇護した具体例を考察し、彼の政治路線を明らかにしたい。

（2）薛道衡の政治路線とその失脚

薛道衡が北斉系人士の立場を守ろうとした具体的事例を見ると、彼がしばしば北斉系人士を推挙して官職を幹旋したものを確認することができる。例えば北斉の樂陵令杜裕の次男である杜正蔵は『北史』巻二六・本伝によると「司隸大夫薛道衡、奏擬〔司隸〕從事（司隸大夫薛道衡、奏して〔司隸〕從事に擬す）。」とあり、薛道衡の推挙で司隸從事となった。なお、彼の弟杜正倫（表1 №23）は秦王李世民に仕えている。そのほか、薛道衡は上奏し

て李文博を司隸從事に任命している。それについては『隋書』卷五八・李文博伝に以下の如く確認できる。

博陵李文博、…開皇中、為羽騎尉、特為吏部侍郎薛道衡所知。…道衡知其貧，每延于家、給以資費。…道衡為司隸大夫、遇之於東都尚書省、甚嗟愍之、遂奏為從事。

博陵の李文博、…開皇中、羽騎尉と為り、特に吏部侍郎薛道衡の知る所と為る。…道衡其の貧を知り、毎に家に延き、給するに資費を以てす。…道衡、司隸大夫と為るや、之に東都の尚書省に遇い、甚だ之を嗟愍し、遂に奏して從事と為す。

李文博は李徳林と同じく博陵李氏の出身の山東系氏族で父祖の官歴は不明であるが、北斉系統であった可能性が高い。薛道衡は吏部侍郎の時より彼の才を見込み経済的な援助をしていた。二つの事例からは薛道衡が北斉系人士を擁護するため官職の斡旋をしていたことが見て取れる。しかも二つの事例は薛道衡が司隸大夫在任時のもので、斡旋した官職とともに司隸台の属官であった。彼は司隸台の属官の人事についてある程度意思を反映させることができたのである。彼が在任していた時期における司隸台の属官人事³⁰についてみると、その他に3名も北斉系人士の任官が確認できる。すなわち、司隸刺史の房彦謙・温君悠³¹、司隸從事の李徳饒である³²。房・温は前述したように薛道衡の友人であり、李徳饒は山東門閥・趙郡李氏東祖房の出身である（『新唐書』卷七二上・宰相世系表）。特に房・温両名は李文博の事例をふまえれば、薛道衡が縁故をもって登用した可能性が高い。

以上の事例からは、薛道衡が司隸大夫という立場を足掛かりにして、自分と交友関係がある者を中心に、隋朝政權下で冷遇傾向にあった北斉系人士の官界進出を後押ししようとした姿が浮かび上がってくる。その政治路線は、北斉系人士の棟梁格として不遇を託っていた人士を隋朝政權に推薦して官界に進出させることであった。前節で述べた薛道衡が北斉系人士の子弟である温兄弟・顔師古・高士廉らの将来を嘱望したり友誼を結んだりした行動は、その政治路線上に位置づけられるのである。加えて、彼が吏部侍郎・内史侍郎となった時には李徳林はすでに失脚しており、司隸大夫に任命時には、すでに北斉系人士の中で政治的に最も高い地位にあった。薛道衡は李徳林亡き後の北斉系官僚の利益代表者の地位にあったのである。

このように北斉系人士の指導者となった薛道衡ではあったが、道半ばにして煬帝によって処刑されてしまう。煬帝が彼を誅殺した経緯は、『隋書』卷五七・薛道衡伝によると、次のようなものである。

煬帝嗣位、転番州刺史。歳余、上表求致仕。帝謂内史侍郎虞世基曰「道衡将至。当以

秘書監待之。」道衡既至、上「高祖文皇帝頌」。…帝覽之不悦、顧謂蘇威曰「道衡致美先朝。此魚藻之義也。」於是拜司隸大夫、將置之罪。道衡不悟。司隸刺史房彥謙素相善、知必及禍、勸之杜絕賓客、卑辞下氣、而道衡不能用。會議新令、久不能決。道衡謂朝士曰「向使高潁不死、令決当久行。」有人奏之、帝怒曰「汝憶高潁邪。」付執法者勘之。道衡自以非大過、促憲司早断。暨於奏日、冀帝赦之、勅家人具饌、以備賓客來候者。及奏、帝令自尽。

煬帝、位を嗣ぐや、番州刺史に転ず。歳余して、上表して致仕を求む。帝、内史侍郎虞世基に謂いて曰く「道衡、將に至らんとす。当に秘書監を以て之を待すべし」と。道衡、既に至るや、「高祖文皇帝の頌」を上る。…帝、之を覽て悦ばず、顧みて蘇威に謂いて曰く「道衡、美を先朝に致す。此れ魚藻の義なり」と。是に於いて司隸大夫を拜さしめ、將に之を罪に置かんとす。道衡悟らず。司隸刺史房彥謙素より相い善し、必ず禍を及ぶを知り、之に賓客と杜絶し、辞を卑くし氣を下にせんことを勸む、而れども道衡用いる能わず。会たま新令を議し、久しく決する能わず。道衡、朝士に謂いて曰く「向^きに高潁死せざらしむれば、令決して当に久しく行わるべし」と。人有りて之を奏し、帝怒りて曰く「汝高潁を憶うか」と。法を執る者に付して之を勘す。道衡自ら大過非ざるを以て、憲司に早く断ずるを促す。奏日に暨び、帝の之を赦すを冀い、家人に勅して饌を具え、以て賓客の來候する者に備う。〔憲司が〕奏するに及び、帝自尽せしむ。

煬帝は薛道衡を番州刺史から中央に召還して秘書監に任命しようとしたが、薛道衡が撰した「高祖文皇帝頌」を読んで、「魚藻の義」が込められているとし、司隸大夫に任命し罪に陥れようとした。「魚藻」とは『詩經』小雅・魚藻之什の篇名で、その序文によると、周の衰亡を招いた幽王を風刺し、創業の英主武王を懷古した詩である。煬帝は薛道衡が隋を創業した父文帝の治世を懷かしんで、暗に自分が隋の衰退を招くと批判したと考えた。その後、薛道衡が高潁の刑死によって「大業令」の頒布が遅れたことを周囲に漏らしたことも、煬帝の反感を煽った。高潁は周知の如く隋朝建国の元勲で文帝の治世を支えた人物であり、彼は煬帝と対立して誅殺された。『隋書』卷六七・裴蘊伝には、この高潁と併せて薛道衡を批判した煬帝の発言が残されている。

我少時与此人相随行役、輕我童稚。共高潁・賀若弼等外擅威權。

我の少き時、此の人（薛道衡）と相い随いて行役（平陳の役）す。我を童稚と輕んず。

高潁・賀若弼らと共に、外に威權を擅にす。

これによると、煬帝は、皇子時代に陳討伐軍の総司令官を務めた時に、薛道衡・高颎・賀若弼らから蔑ろにされたことを根に持っていた。ここで槍玉に挙げられた賀若弼もまた、『隋書』卷五二・本伝によると、薛道衡と同じく文帝以来の旧臣であり、高颎とともに処刑されている。要するに、煬帝は文帝の旧臣に強く反感を持っており、それが薛道衡の処刑へとつながったのである。

しかしながら、これだけでは煬帝が薛道衡を処刑した背景を説明できない。何故ならば、煬帝が彼を失脚させるために任命した司隸大夫は、煬帝の官制改革で重要な役割を担ったからである。そもそも、司隸大夫は煬帝の官制改革により新設された司隸台の長官となる。その設置目的は、これまで専門の行政機関が設けられてなかった地方監察体制を強化して中央集権の確立を目指したもので、煬帝はこれを通じて西魏・北周以来の関中を中心とする体制から脱却して、統一国家に相応しい普遍的な地方行政体制の構築しようとしたのであった³³。従って、長官となる司隸大夫の人事は慎重を要したはずであり、失脚を前提にして薛道衡が任命されたとはとても考えにくいのである。

むしろ、薛道衡が北斉系人士の棟梁格であったことが司隸大夫就任に作用したのではなかろうか。南北朝の分裂を克服し一元的体制を目指した煬帝にとって、隋朝政権への仕官を拒否して反隋的態度を示す北斉系人士たちを政権に吸収する必要があった。前述の如く、司隸大夫在任時、薛道衡はその属官に北斉系人士を起用している。その司隸台の人事のうち杜正蔵・李文博の事例は上奏という正式な手続きを経たものであり、その人事は煬帝の路線に沿ってなされたと見るべきである。司隸台には地方監察を通じて在野に埋もれた人材を中央に推挙する役目も負わされおり³⁴、旧北斉領の人材を隋朝政権に吸収するには、薛道衡ら北斉系人士の協力が必要であった。こうした煬帝の方針は、北斉系人士の利益を代表して彼らの立場を擁護せんとする薛道衡の政治路線とも合致するのである。

ところが、薛道衡の人事は縁故による登用が複数あり、煬帝の警戒心を惹起させた。それをうかがわせるのが前掲『隋書』薛道衡伝に記述される房彦謙による薛道衡への忠告である。房彦謙は薛道衡に災いが及ぶことを警戒し、賓客との交際を自粛するように求めた。彼自身がまさしく縁故登用された当事者であったので、薛道衡の人事方針が煬帝の警戒を生むことを予測していたのであろう。事実、前述の李文博のように賓客から薛道衡に登用された例もある（前掲『隋書』李文博伝）。煬帝にとって薛道衡の北斉系人士への影響力は利用すべきであるが、それと同時に彼が朋党を形成し一元的体制の構築の障壁となることも警戒せねばならなかったのである。そうしたことが彼の処刑につながっていたのではな

からうか³⁵。また、彼が文帝の旧臣であったことも煬帝の警戒心を煽ったと思われる。

とりもなおさず、薛道衡の刑死は、北斉系人士の政治的地位の不安定さを象徴する事件であり、同時に煬帝の一元化路線が頓挫したことも意味するのである。このようにして北斉系人士たちの隋朝政権への進出は失敗に終わり、関隴と山東の対立は解消されることなく、隋末の動乱期をむかえることとなるのである。

隋末の大乱が始まると、薛道衡の人脈に連なる北斉系人士たちは、唐朝の創業に逸早く呼応した。例えば、温大雅は李淵の太原挙兵に積極的に参加して大將軍府記室參軍となり（『旧唐書』卷六一・本伝）、顔師古もまた長安進撃中の李淵の軍に投じ（『旧唐書』卷七三・本伝）、薛道衡の子の薛収にいたっては父を誅殺した隋朝政権に恨みをいだいており、隋軍に母を人質にとられながらも、単身逃亡し唐朝政権に投じた（『旧唐書』卷七三・本伝）。そして、房玄齡ら薛道衡の人脈に連なる人々は秦王李世民的幕府に身を投じていく。彼らが唐朝の創業に逸早く呼応し、一定の集団性を維持して李世民的幕府に加わったのは、新王朝に積極的に貢献して次代の君主を盛り立てることにより、李徳林・薛道衡以来の悲願であった北斉系人士の地位を改善するためであったと思われる。彼らの目的は、山東地域に基盤を築くために北斉系人士の協力を必要とした李世民的利害とも一致するのである。

おわりにかえて―北斉系人士と太宗政権の形成―

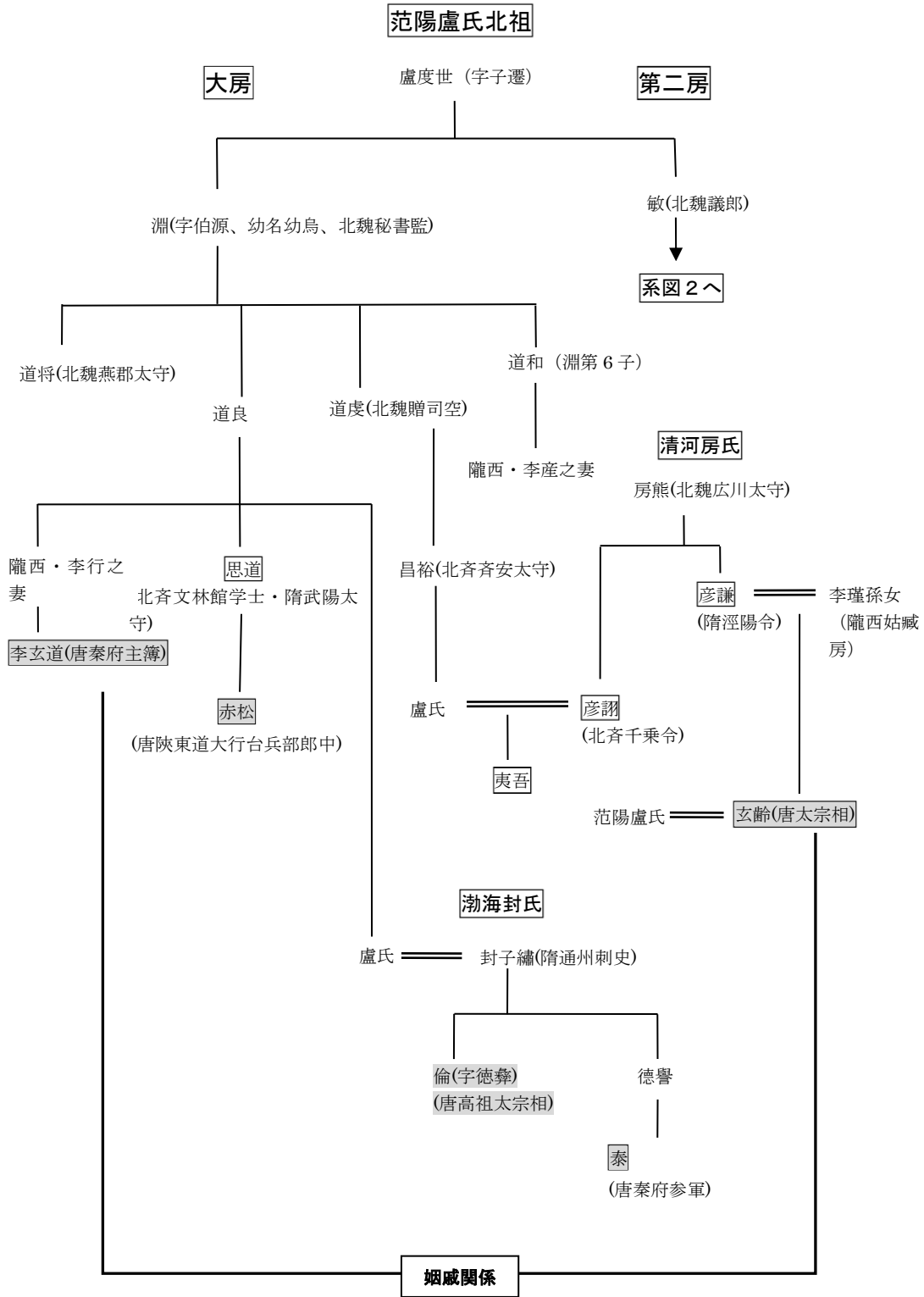
本章では、北斉系人士が李世民集団に参加した背景を明らかにした。太宗政権成立後、第1節で述べたように、李世民集団の北斉系人士の多くは政権中枢部に進出し、房玄齡・高士廉・封徳彝ら3名の宰相を輩出している。彼らの政治的地位は隋朝政権下の北斉系人士に比して高く、李徳林・薛道衡の如く不安定なものではなかった。北斉系人士の政治的立場の改善と政界進出を目指した房玄齡らの目的は、達成されたとみてよい。

ところで、本章において筆者は旧北斉系人士が征服者である隋の抑圧に反発した側面を強調したが、その一方で、彼らが南北朝の分裂から隋唐の統一へという時勢に順応する面も有していたことが、最近の研究によって明らかにされている。榎本あゆみ氏は旧北斉系人士達が談論の場を形成し、旧南北諸王朝を同じ地平に置いてその歴史に関して批判的に回顧したと指摘し、そのことが『南史』・『北史』を編纂した北斉系の李大師・延寿父子の歴史観に影響を与えたことを論じている。李大師父子が胡漢対立や正統問題に捉われず南北朝史を公平に叙述しようとしたのは、よく知られている³⁶。また、稲住哲朗氏は、旧北斉系人士の盧思道が「周齊興亡論」を著して北斉・北周を同列に置き、その滅亡の原因を論

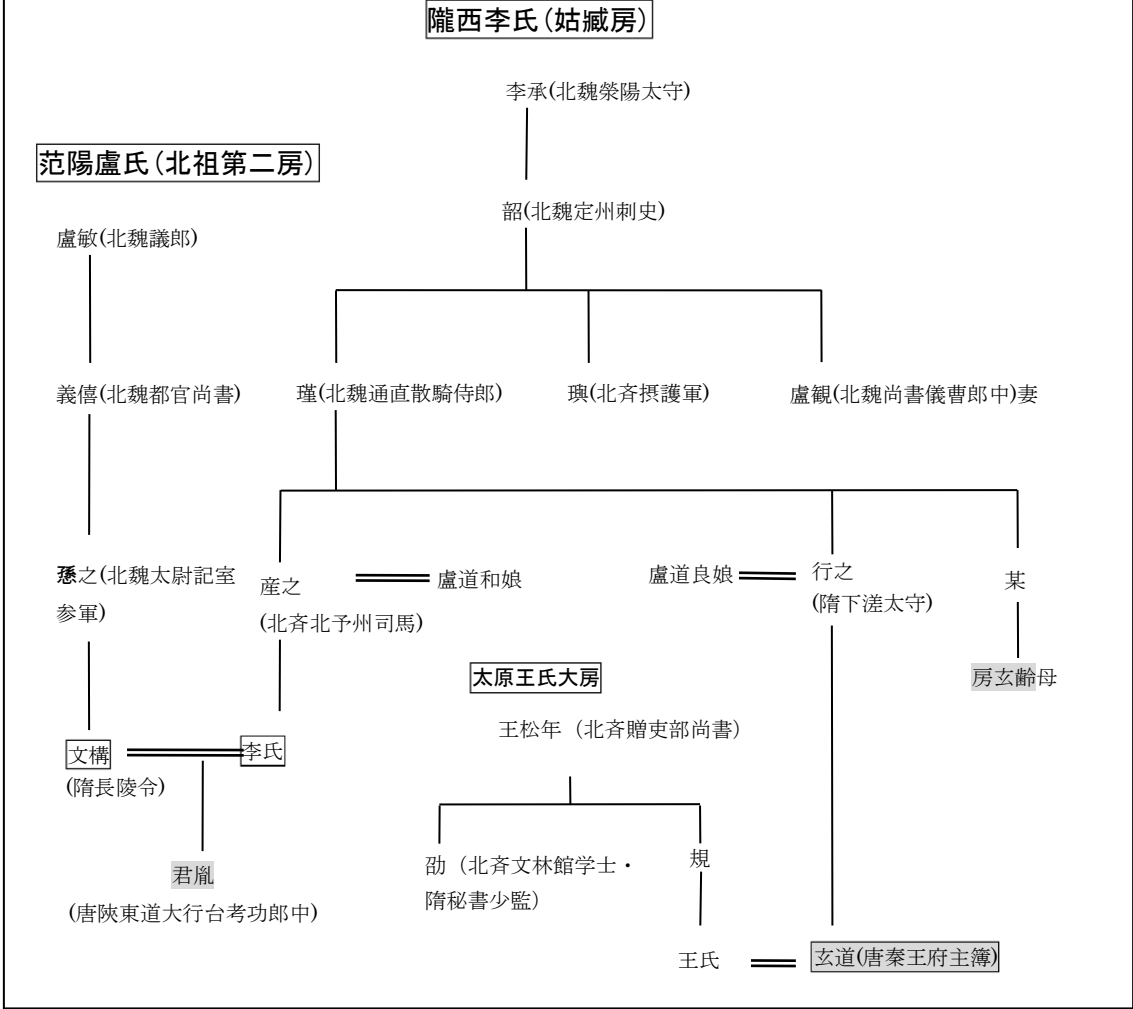
じて隋の統一事業を好意的に捉えていたことを指摘した。そして、そうした精神は彼のみならず李徳林・薛道衡も共有していた、と結論した³⁷。

盧思道が李徳林・薛道衡らと友人関係にあり、李大師が房玄齡・封德彝と親しく交際したことをふまえば、榎本・稲住両氏が明らかにされた北斉系人士の歴史観は、李世民配下の北斉系人士にも共有されていたと見るべきである。彼らは自己の政治的立場を改善するためだけでなく、南北朝の対立を過去のものとし新統一王朝を支えようとする精神も持ち合わせていたのではなかろうか。筆者は、太宗の氏族政策が南北朝時代を分裂時代と見なし、賢才主義に基づく新たな人材像を提示して、唐朝の官品により新統一王朝に相応しい普遍的な体制の構築を目指したものであったことを論じた³⁸。太宗の政治路線は南北朝の分裂を克服しようとする面において、上述の北斉系人士の理念と相通ずるものがある。この点をふまえて考えると、太宗と北斉系人士が結合することによってもたらされた唐朝支配集団の変化は、単に李淵集団から李世民集団へ権力が交代しただけではなく、より巨視的にみて南北朝以来の分裂と対立を乗り越えて、新統一王朝に相応しい体制が構築されたと考えるべきである。ここに改めて太宗政権を分裂時代から統一政権へ向かうひとつの終着点と歴史的に位置づけることができるのである。

李世民集團北齊系人士周辺の婚姻関係①



李世民集團北齊系人士周辺の婚姻関係②



【備考】系図①②の作成にあたって以下の文献を参照した。なお、この二種の系図では李世民集團の北齊系人士の婚姻関係を示すことを目的としたので、煩雑を避けて省略に従った人物があることをお断りしておく。

清河房氏

史料：『魏書』『北史』卷三九・房法寿伝、『隋書』卷六六・房彦謙伝

碑誌：「房彥謙碑」（『金石萃編』卷四三、『全唐文』卷一四三、『全唐文補編』等收錄）「房彥詡墓誌」、「房夷吾墓誌」

(蘇玉瓊「房氏墓誌考略」『中原文物』1995年2期、韓明祥編著『濟南歷代墓誌銘』、黃河出版社、2002年)

先行研究：蘇玉瓊前掲論文、張幼輝・孟梅「房彥詡墓誌考」（『中国歴史文物』2003年3期、2003年）、頼非『齊魯碑刻墓誌研究』『漢唐墓誌』第四章「山東望族墓地及墓誌考釈」（齊魯書社、2004年）

范陽盧氏

史料：『北史』卷三〇・盧玄伝、『旧唐書』卷八一・盧承慶伝、『新唐書』卷七三上・宰相世系表「范陽盧氏」

碑誌：「盧文構墓誌」「盧文構妻李月相墓誌」（ともに北京図書館金石組編『北京図書館蔵中国歴代石刻彙（匯）編』11、1989～1991年に収録）、「盧赤松墓誌」（趙君平編『邙洛碑誌三百種』、中華書局、2004年、趙文成・趙君平編選『新出唐墓誌百種』、西泠印社出版社、2010年）

先行研究：愛宕元「范陽盧氏の研究」（川勝義雄・礪波護編『中国貴族制社会の研究』、京都大学人文科学研究所、1987年）、陳爽『世家大族与北朝政治』（中国社会科学出版社、1998年）、第二章第六節「從北魏“四姓”到唐代的“七姓十家”」

隴西李氏

史料：『北史』卷一〇〇・序伝、『旧唐書』卷七二及び『新唐書』卷一〇二・李玄道伝、『新唐書』卷七二上・宰相世系表・隴西李氏姑臧房

碑誌：「李玄道墓誌」（胡戟・栄新江主編『大唐西市博物館藏墓誌』、北京大学出版社、2012年）

渤海封氏

史料：『北史』卷二四・封懿伝、『北齊書』卷二一・封隆之伝、『旧唐書』卷六三及び『新唐書』卷一〇〇・封倫伝、『新唐書』卷七一下・宰相世系表一下・封氏

碑誌：「封泰墓誌」（洛陽古代藝術館編『隋唐五代墓誌彙編』洛陽卷5、天津古籍出版社、1991年）

-
- ¹ 布目潮風著『隋唐史研究—唐朝政權の形成』（東洋史研究会、1968年）、下編「唐朝政權の構成」第1章「唐創業期における三省六部の人的構成」（1968年初出）、第2章「秦王世民—即位前の唐太宗」（1966年初出）、第3章「玄武門の変」（1968年初出）を参照。また、関隴集團説の概要については、陳寅恪著『唐代政治史述論稿』（初版1944年、生活・読書・新知三聯書店、2001年）を参照。
 - ² 「山東」とは、華山以東の地、あるいは太行山脈以東の地を漠然と指す語であるが、北朝末～唐初頃は旧北齊地域を指すのにしばしば使用された。これについては、張榮芳「試論隋唐的山東与関東」（『食貨』13巻1、2期、1982年）を参照。
 - ³ 李湜「唐太宗与東南文人」（『中国史研究』1997年2期）。
 - ⁴ 山下将司「玄武門の変と李世民配下の山東集團—房玄齡と齊濟地方—」（『東洋学報』85-2、2003年）。李世民的即位に山東出身者が積極的に関わったことについては、すでに陳寅恪「論隋末唐初所謂「山東豪傑」（初出1952年、同著『金明館叢稿』初編、生活・読書・新知三聯書店、2001年）で夙に指摘されている。ただし、陳氏が山東勢力として念頭に置くのは、胡漢融合の武力集團＝「山東豪傑」で、彼らは李世民により懐柔されてその武力を利用されたにすぎないとして、玄武門の変後における唐朝政權中枢も「関隴集團」が主導権を握ったとして、自説を保持する。
 - ⁵ 羅永生「從「玄武門之變」看貞觀政權的形成」（『九州学林』3-4、2005年）、曹印双「李世民与秦府集團」（初出2006年、同著『唐代政治人物新論』、陝西人民出版社、2008年）。
 - ⁶ 氣賀澤保規「竇建德集團と河北—隋唐帝国の性格をめぐって—」（『東洋史研究』31-4、1972年）、同「隋代郷里制に関する一考察」（『史林』58-4、1975年）、藤善真澄「北齊系官僚の一動向」（初出1977年。同著『道宣伝の研究』、京都大学出版会、2003年）、牟癸松「旧齊士人与周隋政權」（初出2003年、同著『漢唐歴史變遷中的社会与国家』、上海人民出版社、2011年）を参照。なお、陳寅恪氏も同様の指摘している。本研究の立場は陳

説と距離を置き「関隴集団」の概念を用いない立場を採るが、この二大地域集団の対立図式については、「関隴集団説」に拠らずとも実証的研究が積み重ねられており、適用できるものとする。

- ⁷ なお、本章で「山東系人士」ではなく主に「北斉系人士」の用語を使用する。その理由の第一は、関隴と山東の対立が北朝後期の北周・北斉に由来することである。第二は、北斉系人士が必ずしも山東系氏族とは限らず、少数ながら関中系氏族でも北斉に仕官した者もいるからである。例えば、本章で代表的な北斉系人士として挙げた薛道衡・薛収父子は関中門閥の河東薛氏の出身である。

- ⁸ 陝東道大行台については、杉井一臣「唐初の行台尚書省」(『中国史研究』(大阪市立大学) 7号、1982年)。

- ⁹ 注4 山下論文。

- ¹⁰ 薛孺については、『隋書』卷五七・薛道衡附薛孺伝を参照。隋に出仕して襄城郡掾となった。また、『隋書』卷六六及び『北史』卷三九に収録される房彦謙伝には、房彦謙と交際した名士として、薛孺とともに王劼・高孝基・郎茂及び郎穎(郎楚之)兄弟・李綱・柳彧を列举する。そのうち、高孝基・李綱については薛道衡との交友も確認でき、房彦謙と薛道衡の交友関係には重なり合う部分があった。高孝基は『隋書』卷六六・本伝によると、山東・北海郡を本貫とする北斉系人士。薛道衡は撰文を行う際に先に彼に草稿を添削させた。また、彼は吏部侍郎として選挙を担当した際に房玄齡を推挙したと言う。その背景には、高孝基が房彦謙・薛道衡と交友したことが影響したものと思われる。なお、彼は杜如晦も推挙している。李綱は『旧唐書』卷六二・本伝によれば、山東の渤海蓆県を本貫とするが、父の李制は北周の車騎大將軍、自身も北周の齊王宇文憲の參軍で起家しており、入関山東氏族に分類できる。本文でも述べたように、薛道衡と同じく李淵・李世民父子に仕えて唐朝の名臣となる北斉系の温大雅・温彦博・温大有三兄弟・顔師古を見出した。

- ¹¹ 李世民的燉煌公就任は、『旧唐書』卷一・高祖紀・大業十三年(617)六月癸巳の条を参照。

- ¹² 中華書局本の『旧唐書』卷七三の原文は「其祖」を「高祖」に作るが、校勘記によれば『新旧唐書合鈔』卷一二四では「其祖」と作るとある。本文で述べたように、「其祖」とは薛道衡の旧友顔之推を指す。顔之推は顔師古の祖父なので「高祖」より「其祖」としたほうが史実に合致する。よって、ここでは『新旧唐書合鈔』に従った。

-
- ¹³ 『隋書』卷七七・隱逸・崔廓附崔躋（字祖濬）伝を参照。
- ¹⁴ 『旧唐書』卷六五・高士廉伝に「士廉妹先適隋右驍衛將軍長孫晟、生子無忌及女。晟卒、士廉迎妹及甥於家、恩情甚重。見太宗潜龍時非常人、因以晟女妻焉。即文德皇后也（士廉の妹先に隋右驍衛將軍長孫晟に適ぎ、子の無忌及び女を生む。晟卒し、士廉、妹及び甥を家に迎え、恩情甚だ重し。太宗の潜龍時に非常の人なるを見て、因りて晟の女を以て妻わす。即ち文德皇后なり）。」とある。
- ¹⁵ 『旧唐書』卷七二・李玄道伝には「房玄齡即〔李〕玄道之從甥也。」とある。
- ¹⁶ 「房彦詡墓誌」については、蘇玉瓊「房氏墓誌考略」『中原文物』1995年2期、韓明祥編著『済南歴代墓誌銘』、黄河出版社、2002年）を参照。
- ¹⁷ 『旧唐書』卷八一、『新唐書』卷一〇六に収録される盧承慶伝を参照。
- ¹⁸ 「賈敦頤墓誌」については、黄吉軍・田建紅「唐洛州刺史賈敦頤墓誌浅析」（『洛陽考古』2013年第2期）、洛陽市文物考古研究院編『洛陽紅山唐墓』「貳 HM1164 唐洛州刺史賈敦頤及妻房氏合葬墓」（中州古籍出版社、2014年）を参照。
- ¹⁹ 趙君平編『邙洛碑誌三百種』（中華書局、2004年）に収録される「盧赤松墓誌」参照。本墓誌は山東門閥范陽盧氏の嫡流であり、李淵の旧知であることから逸早く唐朝に入仕し太子率更令・范陽郡公まで至った人物のものにしては、簡素である。誌主の系譜と官歴、夫人の系譜を18行満行18字で述べるにすぎない。そうでありながら、「来儀望苑、副君佇其調護（望苑に来儀し、副君（皇太子）、其の調護（保護）を佇つ。）」と皇太子の李建成を補佐した事跡を強調しており、盧赤松が李建成派であったことを印象付ける。
- ²⁰ 「七姓十家」については、池田温「唐朝氏族志の一考察—いわゆる敦煌名族志残巻をめぐって—」（初出1965年、同著『唐史論攷—氏族制と均田制—』、汲古書院、2014年）、毛漢光「中古山東大族著房之研究」（初出1983年、同著『中国中古社会史論』、初版1988年、上海書店出版社、2002年）、本稿序論で提示した表2「山東門閥・七姓十家一覧表」を参照。
- ²¹ 毛漢光「中古大族著房婚姻之研究—北魏高祖至唐中宗神龍年間五姓著房之婚姻關係—」（『歴史語言所集刊』56-4、1985年）。
- ²² 武徳八年（625）十二月の紀年を持つ「李月相墓誌」には盧君胤の官爵として「陝東道大行台尚書膳部郎中」と記されている。
- ²³ 『旧唐書』卷六三・本伝によると、当時、封德彝は本官のまま吏部尚書を検校した。
- ²⁴ 薛道衡の伝記的研究として、網祐次「楊素と薛道衡」（『跡見学園短期大学紀要』3、

- 1965 年)、鈴木義雄「隋朝官僚としての薛道衡」(『国学院雑誌』24、1973 年)、高木重俊「楊素と薛道衡」(『語学文学』23、1985 年)がある。
- ²⁵ 文林館の沿革と文林館学士については、費海璣「北齊文林館」(『大陸雜誌』28-12、1964 年)、尾崎康「北齊の文林館と修文殿御覽」(『史学』(三田史学会)40 卷 2・3 合併号、1967 年)、山崎宏「北周の麟趾殿と北齊の文林館」(同著『中国仏教・文化史の研究』法蔵館、1981 年)を参照。
- ²⁶ 顔之推については、吉川忠夫「顔之推小論」(1963 年初出、同著『六朝精神史研究』同朋舎出版、1984 年)、宇都宮清吉著『中国古代中世史研究』(創文社、1977 年)第 12 章「顔之推研究」などを参照。温君悠については『旧唐書』卷六一・温大雅伝を参照。
- ²⁷ 顔之推の交友関係については、注 26 宇都宮氏「顔之推研究」を参照。
- ²⁸ 司隸台に関しては、杉井一臣「隋、煬帝の司隸台創設について」(『中国史研究』(大阪市立大学)8、1984 年)を参照。内田昌功「隋煬帝期の官制の基礎的研究」(『史朋』33、2000 年)、を参照。
- ²⁹ 注 6 氣賀澤保規「隋代郷里制に関する一考察」、藤善眞澄「北齊系官僚の一動向」を参照。
- ³⁰ 注 28 諸論文に基づき司隸台の官制を述べると、次の通りである。司隸大夫(長官、正四品)一司隸別駕(副長官、畿内(長安・洛陽)の監察。定員 2 名)一司隸刺史(畿外各地方の巡察を担当、正六品、定員 14 名)一司隸從事(諸郡從事、品階不明、司隸刺史を補佐)。
- ³¹ 『旧唐書』卷六一・温大雅伝によれば「父君悠、北齊文林館学士、隋泗州司馬。大業末、為司隸從事、見隋政日乱、謝病而帰。」とあり、温君悠が司隸從事となったのは大業末年とされる。しかしながら、温君悠の子温彦博の墓碑を読むと「大業之始、以親喪(温君悠の喪)去官。」とある。「大業之始」とは、大業元~五年頃(605~609)を指すと思われる、温君悠が司隸從事に任官したのは薛道衡の司隸大夫在任期間のこととなる。なお、「温彦博碑」については、張沛編『昭陵碑石』(三秦出版社、1993 年)を参照。
- ³² 李徳饒は大業三年(607)に司隸從事となった(『隋書』卷七二・本伝)。
- ³³ 注 28 杉井論文、内田昌功「隋煬帝期の官制改革の目的と性格」(『東洋学報』85-4、2004 年)。
- ³⁴ 『隋書』卷二八・百官志下・煬帝官制に司隸刺史・從事の職掌として「察德行孝悌、茂才異行、隱不貢者。」とあり、在野の人材を発掘する任務が課せられていた。たとえば、

『隋書』卷七二・孝義・翟普林伝では、司隸台の巡察によって、旧北齊領に属する梁郡（宋州）楚丘県の翟普林が孝陽県令に拔擢されている。

³⁵ 注6 牟氏論文ですでに指摘されているように、隋代通じて北齊系人士による朋党の形成がしばしば政治問題に発展した。薛道衡は文帝期に吏部侍郎から失脚したが、その理由も牟氏の考証によると、山東系人士の吏部尚書盧愷・吏部侍郎陸彦師と連携して朋党をかまえ、山東（北齊）系人士を恣意的に登用したことによる。以上の点からも、煬帝期の薛道衡の失脚と処刑が彼の人事路線と密接に関係したものであったことと考えられる。

³⁶ 榎本あゆち「再び『南史』の説話的要素について―蕭順の死に関する記事を手掛かりにして―」（『六朝学術学会報』8、2007年）。

³⁷ 稲住哲朗「盧思道と「周齊興亡論」について」（『九州大学東洋史論集』39、2011年）。なお、稲住氏は論文中で北齊系人士が抑圧・冷遇されていなかったことを再三主張し、「関隴集団」と北齊系人士が対立したとする通説を批判する。しかしながら、盧思道・薛道衡・房彦謙などの北齊系人士は自身の官途に不満を感じ、北齊滅亡後に下野と出仕を繰り返した。注6 牟氏論文に指摘されるように、北周・隋では旧北齊の出身階が無効とされるなど、制度的にも北齊系人士は抑圧を受けていた。筆者は北齊系人士が隋による統一事業に積極的に対応し自己の立場を改善しようとする一方で、故国を滅ぼした関中政権への反発心も根強かったと考える。そのうえで前者の側面が隋唐による統一に貢献したことを積極的に評価したい。

³⁸ 本稿第1部第2章「唐朝政権の形成と太宗の氏族政策」、第2部第3章「崔民幹の事跡と太宗の『貞観氏族志』編纂」を参照。併せて谷川道雄『隋唐世界帝国の形成』（初出1977年、講談社、2010年）第6章「隋唐文化の世界」「初唐政権の性格」も参照。

第2部

隋唐政権の形成と「門閥」勢力

第1章 隋唐初期の政治史と「入関山東門閥」

一唐・李百藥撰「崔仲方墓誌」を手掛かりに―

はじめに

かつて、陳寅恪氏は隋唐支配集団の中核を担う西魏・北周系の「関隴集団」に対抗する勢力として、東魏・北斉系の「山東士族」の存在を指摘した。「関隴集団」とは、本研究で言う「関隴系氏族」に相当し、「山東士族」とは、魏晉以来の伝統と文化を誇る漢人氏族で、「山東門閥」に該当する。陳氏は隋唐皇室をも凌ぐ権威を持つ彼らを「社会の潜力」と表現し、皇帝権力に超越した権威を持つ「門閥」が存在した点に、隋唐時代の特質を見出したのである¹。この陳氏の見解は内藤湖南氏²の「貴族政治」説と軌を一にするものであり、以降、今日に至るまで、魏晉南北朝・隋唐期の時代的特質を明らかにするため、「山東門閥」を中心に「門閥」の研究が積み重ねられてきた。

まず、門閥氏族の先駆的な研究で真っ先に挙げられるのが、守屋美都雄氏による太原王氏の研究³とP.B イブリー氏 (Partricia Buckley Ebrey) による博陵崔氏の研究⁴である。これらの研究を発展させて、毛漢光氏は山東「七姓」に止まらず関中門閥・南朝門閥の事例もふまえて、門閥が隋の九品官人法と郷官の廃止を契機にして、本貫地から長安・洛陽に移住して、地方名望家の側面を喪失し、国家の俸禄に依存する官僚貴族に転身したことを論証した(「中央化説」)⁵。毛氏とは別に愛宕元氏もまた唐代の山東門閥の范陽盧氏・滎陽鄭氏を取り上げ⁶、近年では、夏炎氏が魏晉・隋唐期の清河崔氏の事例研究⁷を行ったが、何れも毛氏の「中央化説」を裏付ける結論を出されている。また、陳爽氏は毛氏の研究で手薄であった五胡・北朝期の門閥の存在形態について体系的に考察し、漢人門閥が郷里・首都の双方に邸宅を構えて基盤を築き、地方有力者と国家官僚の両面を持っていたことを論証した(「双家制説」)⁸。室山留美子氏も毛氏の説を承けて北朝後期から隋初にかけての官僚層が郷里より首都へ居住地・埋葬地を移動する様子を、近年までに出土した大量の墓誌史料を用いて裏書きした⁹。これらの研究によって、魏晉南北朝・隋唐期の山東門閥を含めた漢人「門閥」の存在形態の基本的な部分は明らかにされたと言ってよい。

ところが、従来の研究は社会階層としての「門閥」の研究であって、目を転じて実際の政治の場において、「門閥」勢力がどのように関わったのかについては、正面から論じたものではない。改めて南北朝後期から隋唐初期の山東門閥の政治的動向を見ると、先行研究を通じて一般化された「門閥」像と微妙に食い違う部分もあり、その例外的な「門閥」こ

そが、隋唐政権の形成に少なからざる影響を与えていたことが見えてくるのである。

例えば、唐太宗（李世民、在位 626～649）が「門閥」の代表と見なした山東門閥の崔民幹が正しくその事例に当てはめることができる。かつて、太宗は全ての氏族の家格を定めるため、『貞観氏族志』の編纂を命じた¹⁰。その際に編者高士廉が第一等の門閥に推したのが、崔民幹であった。彼は山東門閥・博陵崔氏第二房の系譜を引くが、一般的な山東門閥が東魏・北齊系統だったのに対して、北魏の東西分裂によって祖父崔宣猷が長安へ移動して、代々にわたり西魏・北周政権に仕えて台頭した特殊な家柄なのである。

かかる「入関山東門閥」については、陳寅恪氏以来の氏族分類では説明しきれないため、大きく分けて二つの見解が提出されている。まず、P. B. イブリィ氏は入関した崔氏について、山東の郷里・宗族・姻戚との連絡が断たれたため在地基盤を放棄して、個人的才能によって積極的に皇帝権力に奉仕することによって政治的地位を獲得し、一族の安定に努めたと論じる¹¹。谷川道雄氏もまた同様な見解を述べ、西魏・北周政権下の山東漢人門閥に言及して、皇帝権力に寄生する佞臣となる傾向にあったと指摘する¹²。関隴集団説をふまえて唐初期の支配集団を分析した汪鋐氏¹³・吉岡真氏¹⁴は、入関博陵崔氏を「関隴集団」に分類する¹⁵。以上の諸研究は、崔民幹の「門閥」としての家格は維持されているものの存立基盤は脆弱で王朝権力に依存しており、政治勢力として重視していない。

これに対して、毛漢光氏と劉馳氏は独自の見解を提示する¹⁶。両氏の説は相互に重なり合う点、あるいは補完しあう点が多い。両氏によると入関山東門閥は、西魏・北周政権に仕えて婚姻を通じて「関隴集団」と融合した。そのため北齊系の山東門閥が北周・隋政権で不遇な立場にあったのに比べて、政権中枢に参画するなど重用された。その一方で、毛漢光氏によれば、西魏・北周時代は関中に移住後も本貫地の中正官（定州大中正）に就任して同郷の亡命者の人事を担当したとし、劉氏によれば、北周によって華北が統一されると山東に残留していた宗族・姻戚との関係を回復させ北齊系山東門閥と連携したとする。両氏はともに入関山東門閥を単純に「関隴集団」と同化した存在と見ず、山東門閥としての性格も維持していたこと、言い換えれば、「関隴集団」と山東門閥の二つの属性を兼ね備えたとする。それ故に一定の政治的地位を維持していたことを強調するのである。

毛・劉両氏の見解は、入関山東門閥を隋唐初期の「門閥」を代表する政治勢力として位置付け、陳氏の氏族分類方法だけでなく、イブリィ氏以来の入関山東門閥の理解に一石を投じるものとなったが、旧説を覆すには至らなかった。何故ならば、入関山東門閥と山東地域及び北齊系山東門閥との具体的関係について、毛氏は論拠とする史料を提示しておら

ず、劉氏もまた『北史』卷一〇〇・序伝に見える北齊の旧都鄴に帰ろうとする北齊系李仲挙を、妻の伯父で北周系の崔宣猷（崔民幹の祖父）が引き留めようとしたという逸話を紹介するにすぎないからだ¹⁷。要するに既存の文献史料では限界があり、入関山東門閥が華北統一以後に山東の地縁を回復したことを論証できなかったのである。

ところが、近年になって新たに入関博陵崔氏の墓誌が発見された。唐・李百薬撰「崔仲方墓誌」である。崔仲方（539～614）は、『隋書』卷六〇、『北史』卷三二に立伝され、列伝によれば、崔宣猷の嫡子で関中に移住した崔氏の第二世代で、かの崔民幹は彼のおい（弟の子）にあたる。北周・隋と二王朝に仕え、煬帝期に民部尚書・礼部尚書など中央の要職に就いた。彼は北周から隋代にかけて活躍した代表的な入関山東門閥と言えよう。その墓誌は唐太宗貞観十一年（637）十一月の紀年を持ち、1998年に河北省平山県で発掘された崔仲方墓より出土した。すなわち、博陵崔氏は唐初期においても山東の郷里に帰葬していたことが明らかとなった。この発見は、華北統一以降の崔氏と山東郷里社会の関係にせまる新史料が出現したことを意味するのである。

そこで本章では、「崔仲方墓誌」の考察を通して入関山東門閥の実態にせまって、旧勢力の代表と見なされてきた「門閥」勢力を再検討し、北朝後半期～隋唐前半期の政治史研究の新たな展望を示したい。

第1節 「崔仲方墓誌」の概要及び問題点

「崔仲方墓誌」は、河北省文物研究所・平山県博物館「河北平山県西岳村隋唐崔氏墓」（『考古』2001年2期、以下[考古01]）によって初めて報告されたもので、1998年に平山県北郊の西岳村で発見された崔仲方墓より出土した。墓誌は崔仲方が埋葬された唐・貞観十一年（637）十一月五日に製作されたものである。拓本写真が[考古01]に掲載され、録文は呉鋼主編『全唐文補遺』第8輯（三秦出版社、2005年、以下[唐補遺]）に収録される。これらを参照して改めて作成した録文を掲げておく。なお、録文は常用漢字を使用し、異体字・通字を改めた。□は摩滅して判読できない箇所、各行頭のアラビア数字は行数を示すものとする。

①誌文

- 1 隋故礼部尚書・固安公・崔公墓誌銘并序
- 2 公諱仲方、字不齊、博陵安平人。漢尚書寔十二世孫也。表海承家、大風遺烈。鐘鼎旗

常之盛、宏才雅

- 3 道之尊、羽儀三代之英、含弘百官之富。声芳帝載、望高天下。曾祖挺、魏光州刺史・太昌景子。固世德
- 4 之英靈、為人倫之宗匠。祖孝芬、魏使持節・儀同三司・領吏部尚書・東南道行台僕射・太昌侯。持衡礼
- 5 閣、彝倫攸序。仗節徐方、吳人奪氣。父宣猷、魏侍中、周司会・少司徒・安国公、隨大將軍・汲郡胡公。祥發
- 6 慶膺、風流長世、尚齒貴德、独步当年。公景燭神衷、雲虛靈府。夏弦春誦、尽照枢機、鳳玉驪珠、咸煥掌
- 7 握。言行遊聖人之室、仁義入先王之廬。公子之中、專經為最。為盧宗伯推薦、射策甲科。晋蕩公調為
- 8 中外府參軍。俄遷記室。又授戸曹、仍領管記。簿領繁雜、羽檄交馳、手荅目理、綽有余地。又勅公在草
- 9 堂寺、脩撰格律。雖朝賢旧齒、發論縱橫、至於疑讞咨斷一人而已。天和元年、詔授安国公世子・大都
- 10 督。四年、授司玉大夫。仍領記室・戸曹、兼典軍器密作、固以劍塗流馬。機械無窮。常山之蛇、貫尾□□。
- 11 尋從軍伐齊、平服龍等五城、以功授平東將軍・銀青光祿・石城郡開国男、邑三百戸。国家將經營東
- 12 迈、勅公密与王軌・王誼、於後苑營造樓船・水攻之具。遂發兵東討、周高祖自將陸軍、令隋文帝為水
- 13 軍總管、詔授公為水軍總管府司錄。將樓船戰艦三千余艘、自渭入河於砥柱而下。從隨文帝率募、
- 14 仍泛火船於上流、燒河陰・中壘二橋、應時即剋。五年、授六軍總管府司錄。其年、從周高祖東討。勅公
- 15 節度陳王純等八總管。東下平高顯・鄆壁二城。公口授兵幾、手成露版、部分閑明、言辭簡要。詔授使
- 16 持節・儀同大將軍・范陽郡開国侯・邑八百戸。蒙賞田宅奴婢鹵帛各有差。仍授趙王總管府長史。□
- 17 驅入鄴。又授鄴国公總管司錄、下河南城地。其後陳將吳明徹、於呂梁立堰、以灌彭城。

勅公馳傳於

- 18 徐州、率諸軍救援。於是生擒明徹以下偽將三百余人・俘馘五万、並公之策也。宣政元年、授少內史。
- 19 成糸綸之美、參殺生之柄。及周宣嗣業、刑政乖方。公因被顧問、補陳誠讜。隋文作相、令公巡行長城、
- 20 五千余里、廢置城鎮。開皇初、授司農少卿。尋改授鴻臚少卿。於尚書省、脩撰律令。四年、丁艱去職。公
- 21 喪過於哀、動踰礼度。六年、除虢州刺史。服制雖終、瘡巨未復、羸瘵猶甚、哀感行路。在州有惠政、民吏
- 22 于今稱之。七年、遷基州刺史。十六年、除会・翼二州摠管。仍平西南遠夷、凱旋獻捷、大加慶賞。仁壽初、
- 23 除摠管代藍忻蔚四州諸軍事・代州刺史。胡人畏威、漠南絕狡、幽水澄流、塞北無警。及煬帝嗣業、兄
- 24 弟親尋。晉陽雖平、呂州未服。諸將攻圍日久、不能制勝。詔公監護諸軍、俄即平殄。大業元年、加大將
- 25 軍。除民部尚書。徙礼部尚書。三年、除国子祭酒。尋遷太常卿。文昌斷割、神化丹青。經邦膺務、□任為
- 26 重。公以年在懸車、表請致事。優詔授公信都郡守、令自怡養。九年、又抗表求退、方遂請焉日。以十年
- 27 七月廿九日、薨於東都教業里之第。春秋七十有六。惟公心照惟幾、神凝殆庶。恒山作鎮、世挺岳靈、
- 28 昴宿寓精、下資人傑。道尊二代、年踰五紀。卷舒無際、名實相符。搢紳仰以弥高、廊廓肅而增敬。樽俎
- 29 之上、典謨出自豪端、帷幄之中、威稜澹於隣国。長城巨防、仍同智北之遊、靈江外限、方縱凶南之勢。
- 30 故能奮其鱗羽、翔彼寥廓。寔佐時之偉器、成希世之奇宝。昔年長往、隨時稿葬。尋遇乱離、未遑卜葬。
- 31 公世子隋故東宮舍人蘇、仁以濟物、礼以庇身。率性貞簡、至情孝悌。百藥昔在東朝、早申遊款、連
- 32 官契闊將廿年。始切背飛之懷、俄深絕弦之歎。而庭薰蘭桂、掌曜珠璣。貽厥之義既弘、

敬宗之礼愈

- 33 篤。改安真宅、言帰旧塋、式旌泉壤。迺為銘曰、
- 34 高門蕃育、長發其祥。四履余慶、百世重光。資神介福、縱德含章。美哉鴻慙、煥矣龍驤。言從小学、優柔
- 35 文史。亦既閑居、芬敷蘭芝。探蹟賞要、言玄綜理。綺靡翰林、紛綸學市。孝敬立身、文武經國。道風遐曠、
- 36 英囟允奉。世仰人師、時推士則。義符六行、神栖九德。峻彼風格、弘茲器宇。曰邦之基、惟德之輔。陽元
- 37 領袖、司空規矩、尽照靈台、咸歸神府。張公華皓、尚父期頤、偉哉傑立、遂促修期。眷言祖武、有嗣本基。
- 38 春蘭秋菊、惟茲在茲。 大唐貞觀十一年歲次丁酉十一月辛巳朔五日乙酉葬。

②墓誌蓋（／は改行を示す）

[表面]隋故礼部／尚書固安／公崔公墓／誌銘

[背面・上段]

固安公夫人隴／西李氏、上柱国・／太保公耀之女／也。夫人婦德克／彰、母儀允備。閨／門雖穆、人無間／言。後夫人范陽／盧氏、幽州刺史／正山之女。淑慎／幽閑、諸姬仰德。／並以 大唐貞／觀十一年歲次／丁酉十一月辛／巳朔五日乙酉、／合葬於靈寿县／之臨山旧塋。礼／也。

[背面・下段]

長子民燾／第二子民滌／第三子民令／嫡孫敦礼／孫 瑒／孫余慶／孫承休／孫承福

本墓誌の形状は、当時一般的であつた墓誌蓋と誌石で構成された覆斗形墓誌で、蓋の底面部分で 56×56cm、誌石は正方形で 57×57cm である。墓誌蓋天頂部には「隋故礼部尚書固安公崔公墓誌銘」（4 行×満行 4 字）と篆刻され、蓋の裏面には、合葬の年月日及び地点とともに崔仲方の前妻・後妻の経歴と息子・孫たちの名が刻まれている。撰者については、[考古 01]では言及されておらず、[唐補遺]では不明とするが、後述の考証結果をふまえば、太宗に仕えた文人官僚で『北齊書』の編者としても知られる李百薬である。

「崔仲方墓誌」とあわせて注目すべきことは、崔仲方墓の周辺より、三基の同族墓一李麗儀墓・崔大善墓・崔昂夫婦墓が発見され、合計 8 枚もの墓誌が出土していることである。

これらの墓誌を整理したのが**表 1「河北省平山県出土の博陵崔氏墓誌一覧表」**となる。さらに表 1 を系図化すると**系図 1「博陵崔氏第二房崔鬱支系図」**(140 頁)となる。これによって、少なくとも、No.6 崔昂が埋葬された北斉・天統二年(566)二月から、No.1 崔仲方が埋葬された唐・貞観十一年(637)十一月にかけて、博陵崔氏第二房・崔鬱支の族葬墓が平山県西林山南麓一帯(隋唐時の恒州靈寿县)にあり、入関した崔氏が華北統一後に移住先の関中ではなく山東の郷里で北斉系の同族と族葬墓を形成していたことが明らかとなった。この事実は入関山東門閥が山東の地縁を喪失し、北斉系の同族との紐帯を失ったとする説に対して、再検討をせまるものなのである。そこで、次節では、墓誌と文献史料をふまえて崔仲方の事跡について押さえたうえで、入関博陵崔氏と山東地域との関係についてせまってみたい。

表 1「河北省平山県出土の博陵崔氏墓誌一覧表」

No.	誌主	仲方との続柄	紀年	墓誌の寸借 (単位は cm)	出土地	出典・備考
1	崔仲方	本人	唐・貞観 11 年 (637) 11 月 5 日	蓋: 56×56 誌石: 57×57	両河郷西岳村、 崔仲方墓	[考古 01] (拓本), [唐補遺 8]257 頁(録文) ※李百葉撰
2	李麗儀	前妻	隋・開皇 5 年 (585) 2 月 19 日	蓋: 61×61.5 誌石: 60×63	両河郷西岳村、 李麗儀墓	[考古 01] (拓本), [疏証]No.130(録文)
3	崔大善 (民滌)	第二子	隋・開皇 15 年 (595) 2 月 7 日	蓋: 58×59 誌石: 57×58	両河郷西岳村、 崔大善墓	[考古 01] (拓本), [疏証]No.155(録文)
4	崔宣靖	叔父	北周・大象元年 (579) 10 月 26 日	蓋: 不明 誌石: 43×45	三汲郷三汲村と 七汲村の間(墓 葬の状況は不明)	[叢 01] (拓本), [劉恒 02] (拓本), [疏証]No.110~111(録文)
5	崔宣黙	叔父		蓋: 不明 誌石: 44×44		
6	崔昂	従父	北斉・天統 2 年 (566) 2 月 14 日	蓋: 70.5×70.5 誌石: 73×72.2	三汲郷三汲村、 崔昂夫婦墓	[文物 73] (拓本), [趙 92]433 頁(録文), [輯録]237 頁(録文+拓本), [李建麗 01] (録文+拓本), [新中国]No.20(録文+拓本), 河北省文物保護中心所蔵
7	盧修娥	従父 崔昂 の妻		蓋: 58×58 誌石: 58.5×58.5		[文物 73] (拓本), [輯録]432 頁(著録), [趙 92]432 頁(録文), [李建麗 01] (録文+拓本), [新中国]No.21(録文+拓本), 河北省文物保護中心蔵、蓋は正定県文物保管所蔵
8	鄭仲華			蓋: 失 誌石: 61.8×61.8		[文物 73] (拓本), [輯録]437 頁(著録), [匯編]河北、6 頁(拓本), [李建麗 01] (録文+拓本), [唐補遺]118 頁(録文), [新中国]No.40(録文+拓本), [疏証]No.137(録文) 河北省文物保護中心蔵

凡例: 本表で使用した文献及び備考欄での略号(出版順)なお、略号については、本章本文・注においても使用する。
[文物 73] 河北省博物館・文物管理所「河北平山北斉崔昂墓調査報告」(『文物』1973 年 11 期)

- [匯編] 河北省文物研究所墓誌編輯組編、孟繁峰・劉超英主編『隋唐五代墓誌匯編』河北卷（天津古籍出版社、1991 年）
- [正定] 河北省正定県地方志編纂委員会編『正定県志』（中国城市出版社、1992 年）
- [趙 92] 趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』（天津古籍出版社、1992 年）
- [輯録] 石永土・王素芳・裴叔蘭主編『河北金石輯録』（河北人民出版社、1993 年）
- [考古 01] 河北省文物研究所・平山県博物館「河北平山県西岳村隋唐崔氏墓」（『考古』2001 年 2 期）
- [李建麗 01] 李建麗「崔昂墓誌考」（『書法叢刊』2001 年 2 期）
- [叢 01] 叢文俊「北魏崔宣猷・崔宣靖墓誌考」（『中国書法』2001 年 11 期）
- [劉恒 02] 劉恒「北朝墓誌題跋二則」（『書法叢刊』2002 年 2 期）
- [隋補遺] 韓理洲編年・輯校『全隋文補遺』（三秦出版社、2004 年）
- [新中国] 中国文物研究所・河北省研究所編『新中国出土墓誌・河北（壹）』（文物出版社、2004 年）
- [疏証] 羅新・葉煒編『新出魏晉南北朝墓誌疏証（修訂本）』（旧版 2005 年、中華書局、2016 年）
- [唐補遺] 吳鋼主編『全唐文補遺』第八集（三秦出版社、2005 年）

なお、2005 年 9 月、河北省文物保護中心（旧河北省博所蔵庫）において、表 1 No.6 「崔昂墓誌」、No.7 「崔昂妻盧脩娥墓誌」、No.8 「崔昂妻鄭仲華墓誌」を実見する機会を得た。墓誌のスケールは、その時の実測を元にしたものである。

第 2 節 入関博陵崔氏と山東地域

（1）崔仲方の事跡と山東地域—正史と墓誌の比較から—

崔仲方の経歴について墓誌と『隋書』卷六〇、『北史』卷三二に収録される列伝などの文献史料を結合させて整理すると、以下の「崔仲方年譜」のように整理される。

「崔仲方年譜」

年(西暦)	年齢	事跡	出典・備考
北魏・永熙 3 (534)	—	7 月、北魏孝武帝が反高歓の挙兵に失敗して、関中に割拠する宇文泰と合流（孝武帝の入関）。 8 月、高歓により祖父崔孝芬ら誅殺される。難を逃れた父崔宣猷、孝武帝を追って入関。西魏政権に仕える。	周伝
西魏・大統 5 (539)	1	崔宣猷の嫡子として生まれる。	墓誌
廃帝 2 (553)	15	宇文泰の子弟らと修学。楊堅(後の隋高祖文帝)と親交を結ぶ。	隋伝
北周・孝閔 元 (556)	18	正月辛丑、孝閔帝即位、北周建国。宇文護が実権を握る。	周紀 3
孝閔 2 (557)	19	少宗伯盧弁の推薦を受け明経科に合格し、大冢宰・晋国公宇文護の中外府参軍となる。間もなく中外府記室参軍に昇進。	墓誌、隋伝
孝閔 3 (558)～保定 5 (565)	20	中外府戸曹参軍を兼任。	墓誌
	27	草堂寺にて格・律の編纂に参加。	墓誌
天和元 (566)	28	安国公世子・大都督(八命)となる。	墓誌
天和 4 (569)	31	司玉大夫(正四命)となり、引き続き中外府の記室・戸曹を兼務。	隋伝
		斛斯徴・柳敏らと礼・律を編纂。	隋伝

天和5頃(570)	32	王謙の部将として北斉の服龍等五城を平定した功績によって、平東將軍(正七命)・銀青光祿大夫(正七命)・石城郡開國男(正五命)となる。	墓誌、隋伝、『隋書』卷65・權武伝
天和6(571)	33	5月17日、長安の私邸で夫人李麗儀が病没、享年「廿□」歳。	表1No.2 李麗儀墓誌
建徳元(572)	34	3月丙寅、武帝、宇文護を誅殺して親政を開始。	周紀5
建徳4(575)	37	この頃、武帝に平斉二十策を献策して信頼を得る。また、少内史趙芬とともに格・式の修訂を行う。	隋伝
		武帝の密命で、禁苑において内史大夫王誼・内史大夫王軌と北斉討伐のための楼船など水軍用の兵器を造営。	墓誌
		7月丁丑、武帝の第一次北斉親征。水軍総管楊堅の幕僚(水軍総管府司録)となり、洛陽方面に進出。	墓誌、周紀6、隋紀1
		8月、河陰の攻略に部隊を率いて参加、河陰・中壘の二橋を焼き払い勝利を収める。	
		9月辛酉深夜、武帝、河陰の攻略に失敗し、水軍を処分して全軍を撤退させる(第一次北斉討伐収束)。	周紀6
建徳5(576)	38	六軍総管府司録となる。	墓誌、周紀6
		10月己酉、武帝の第二次北斉討伐開始。勅命を受けて陳王宇文純以下八人の行軍総管を「節度」する。	
		右一軍総管・越王宇文盛に従い河東の汾州方面より北斉領に侵入し高頭・鄆壁二城を攻略。	墓誌、『周書』卷13・越王盛伝
		壬申、武帝の総指揮のもと、晋州攻撃に参加。段文振とともに晋州城主の海昌王尉相貴を奇襲して捕らえ大功を挙げる。	隋伝、周紀6
		調略をもって翼城など四城を降す。	隋伝
		12月庚申、武帝、北斉の副都晋陽を占領。	周紀6
		丙寅、論功行賞により、儀同大將軍(九命)・范陽郡開國侯(正八命、食邑八百戸)となり、褒賞を賜る。	周紀6、隋伝、墓誌
建徳6(577) 宣政元年	39	1月、趙王宇文招の総管府長史となり鄴に進撃。	墓誌
		癸巳、武帝、北斉の首都鄴城に入城。北斉滅亡。	周紀6
		郟國公王軌の総管司録となり河南を平定。	墓誌
		3月、行軍長史として主将の王軌に献策し、陳将吳明徹の捕縛に貢献。	隋伝、墓誌
		6月、宣帝即位。少内史(正四命)となる。淮南地域を慰撫。	隋伝、墓誌
大定元(581) 隋・開皇元年	43	丞相となった楊堅に便宜十八事を献策して、北周を篡奪するように促す。	隋伝
		楊堅の命で長城地帯を視察、城鎮の改廃と設置を行う。	墓誌
		2月、隋朝建国。北周の六官制を廃止して「漢魏の旧」に則った官制改革を文帝(楊堅)に進言し、採用される。上開府(従三品)に昇進。	隋伝
		第二子崔大善、伯陽郡開國男に封ぜられる。	表1No.3 崔大善墓誌
開皇2(582)	44	三万の人丁を徴発して長城を修築し、北辺の防備を固める。	隋伝、墓誌
開皇3(583)	45	十五万の人丁を発して朔方東方縁辺の要衝の地に数十城を築き、突厥の侵攻に備える。	隋伝、墓誌
		司農少卿(正四品上)・固安県公となる。	隋伝、墓誌

		鴻臚少卿(正四品上)を授けられ、尚書省に於いて「開皇律令」編纂に参与。	墓誌
開皇 4(584)	46	大將軍・汲郡公の父崔宣猷が病没。	周伝、隋伝、墓誌
開皇 5(585)	47	2月19日、夫人李麗儀を靈寿县の崔氏族葬墓に帰葬。	表 1No.2 李麗儀墓誌
開皇 6(586)	48	虢州刺史となる ⁽¹⁾ 。	隋伝、墓誌
開皇 7(587)	49	「伐陳之策」を上奏。文帝に高く評価されて、開府儀同三司に昇進し、南方最前線の基州の刺史に拔擢される。	隋伝、墓誌
		12月10日、第二子崔大善が陝州で死亡。享年 17 歳。	表 1No.3 崔大善墓誌
開皇 8(588)	50	2月20日、崔大善を平原郷士望里に仮埋葬。	表 1No.3 崔大善墓誌
開皇 9(589)	51	平陳の役、行軍総管として一軍を統率して秦王楊俊の指揮下に入る。1月癸酉、隋、南朝の陳を滅ぼして中国を統一。崔仲方はその直後一時免職となるも旧職に復帰。	隋伝、隋紀 2
開皇 14(594)	56	9月丁巳、基州刺史より会州総管に転任。	隋紀 2、隋伝
開皇 15(595)	57	2月7日、第二子の崔大善を靈寿县の崔氏族葬墓に埋葬。	表 1No.3 崔大善墓誌
開皇 16(596)	58	会州総管のまま翼州総管を兼ねる ⁽²⁾ 。	墓誌
		西南の羌族諸部を討ち、奴婢 130 口・黄金 30 斤・雑物を褒賞として賜与される。	墓誌、隋伝
仁寿元(601)	63	この頃、代州総管となる。	隋伝、墓誌
仁寿 4 (604)	66	召喚されて入朝。	隋伝
		7月、煬帝即位。 8月、漢王楊諒が反乱。呂州に拠る楊諒の残党を討つ。	隋伝、墓誌、隋紀 3
大業元(605)	67	軍功を以て大將軍(正三品)を加えられ、民部尚書(正三品)となる。	隋伝、墓誌
		11月己未、礼部尚書(正三品)となる。	隋紀 3、隋伝、墓誌
大業 3 (607)	69	連座して免官される。	隋伝
		間もなく復帰して、国子祭酒(従三品)となる。	墓誌
大業 4～8 (608～612)	70～	太常卿(従三品)に転任。	隋伝、墓誌
		老衰を理由に上郡太守に転任。時せずして母が死亡し、喪に服するため退任。	隋伝
	74	優詔が下されて養老のために信都郡守(従三品)に任命される。	隋伝、墓誌
大業 9(613)	75	度々上表して引退を請願し、官を退く。	隋伝、墓誌
		6月乙巳～8月壬寅、楊玄感の反乱。隋末の乱が本格化。	隋紀
大業 10(614)	76	7月29日、東都(洛陽)教業里の私邸で病死。享年 76 歳。	隋伝、墓誌
唐・貞観 11(637)	—	11月5日、嫡孫崔敦礼らによって、恒州靈寿县の族葬墓に埋葬される。	墓誌

凡例：①出典の略号は次の通り。墓誌＝崔仲方墓誌、周伝＝『周書』巻 35・崔猷伝、隋伝＝『隋書』巻 60・崔仲方伝、周紀＝『周書』帝紀、隋紀＝『隋書』帝紀。帝紀に付した数字は巻数。なお、『北史』巻 32・崔仲方伝は隋伝と

ほぼ同文なので出典では省略した。②官品については、北周時代のものは王仲犛『北周六典』（中華書局、1979年）、隋代のものは『隋書』百官志を参照した。

備注：(1)『隋伝』では「丁父艱去職。未朞、起為虢州刺史（父の艱に丁たり職を去る。未だ朞ならず、起ちて虢州刺史と為る）。」とある。「未朞」とは1年あるいは1月未満という意味で、礼の規定通りに3年間の喪に服したとは考え難い。とすれば、父崔宣猷が没して足かけ3年後の開皇6年（586）に、崔仲方が虢州刺史となったとする墓誌の記述には、問題がある。現時点では何れが正確か明らかにできる史料はなく、暫定的に墓誌に従う。(2)墓誌では「十六年、除会・翼二州總管。」とあり開皇16年に会州と翼州の總管を兼任した。一方、『隋書』卷二・高祖紀下によれば、崔仲方は既に開皇14年（594）9月に会州總管に就任しており、墓誌と矛盾する。しかしながら、開皇14年に会州總管に就任し、同16年（596）になって翼州總管を兼任した、と考えれば矛盾しない。

崔仲方の事跡を総括すると、彼は北周では司玉大夫・少内史となり、楊堅が台頭すると、積極的に彼と結びつき「便宜十八事」を献策して北周を篡奪するように勧めた。以降、隋朝創業の功臣として、司農少卿・鴻臚少卿・民部尚書・礼部尚書・国子祭酒・太常卿となるなど、中央の要職を歴任した。地方長官としては、南朝陳と国境を接する基州刺史、羌族諸部が蔓延る西南地域の会・翼二州總管、突厥と境を接する代州總管など、国防の要となる地を鎮守した。晩年は老衰のために地方に転出させられたが、基本的には生涯一貫して政治の中枢にあった。

その理由の一つは、『隋書』卷六〇・本伝（以下、『隋伝』と略す）で端的に「少好読書、有文武才幹（少くして読書を好み、文武の才幹有り）」と評される崔仲方自身の才幹に裏打ちされた業績にある。彼は、北周武帝に北齊平定のための二十策を奉り、隋文帝による平陳の際にもその方策を上奏して天下の再統一に積極的に貢献し、平齊の役、平陳の役ともに大きな武功を挙げた。その一方で、北周・隋の二代を通じて礼制・律令・格式の編纂に参加して、王朝制度の策定にも深く関わっている。この方面で崔仲方の事績で注目されるのは、北周の『周礼』の制度を前面に押し出した時代錯誤的な六官制度を廃止して、新王朝の官制を「漢魏之旧」に戻すことを進言したことである。内田昌功氏によれば、隋以前で長期安定の王朝を築いた「漢」の制度を取り入れることは、文帝、特に煬帝の官制改革に貫かれる大方針となったと言う¹⁸。こうした崔仲方の政治的業績をふまえると、当該時期の政治史だけでなく、制度史も考えるうえで、「入関山東門閥」が重要な要素となることが見えてくるのである。

ところが、崔仲方の官歴や業績からは、入関崔氏と山東地域との関係はあまり見えてこない。しかしながら、墓誌と『隋伝』の記述を対照させると、その事跡に関して評価が相違しており、それを糸口にすることで崔氏と山東地域の関係が見えてくるのである。

まず、正史では、『隋書』卷六〇・史臣曰く条に、

〔崔〕仲方、兼資文武、雅有籌算。伐陳之策、信為深遠矣。

〔崔〕仲方、資は文武を兼ね、雅^{はたは}だ籌算有り。伐陳の策もて、信は深遠と為る。
とあって、崔仲方の事跡を総括して、「伐陳之策」（南朝陳を伐つための方略）を楊堅に上奏してその信任を得たことを高く評価する。これを反映させて『隋伝』の本文では、その詳しい経緯を「伐陳之策」を論じた長大な上奏文を全文掲載したうえで、以下のように記している。

上、覽〔伐陳之策〕而大悦、轉基州刺史、徵入朝。〔崔〕仲方、因面陳経略、上善之、賜以御袍袴并雜綵五百段、進位開府而遣之。及大挙伐陳、以仲方為行軍総管、率兵与秦王会。

上（文帝）、〔伐陳之策を〕覽て而して大いに悦び、基州刺史に転ぜしめ、徵して入朝せしむ。〔崔〕仲方、面に因りて経略を陳べ、上之を善しとし、賜うに御袍袴並びに雜綵五百段を以てし、位を開府に進め而して之を遣わす。大挙して陳を伐つに及び、仲方を以て行軍総管と為し、兵を率いて秦王と会せしむ。

これによると、文帝は崔仲方の戦略を聞いて大いに感激して褒賞を与え、彼を開府儀同三司に昇進させて基州刺史に拔擢し、さらに平陳の役の際は行軍総管として一軍を与えた。基州は陳と国境を接する州であり、この一連の人事は、崔仲方の伐陳策を反映したものである。

これに対して墓誌では、平陳の役に関する崔仲方の功績は全く触れられていない。基州刺史の任官についても「〔開皇〕七年（587）、基州刺史に遷る。」（22行目）とその任官を記すのみである。むしろ、墓誌では、北周の武帝自らが軍を率いて行った北斉討伐、すなわち山東平定における彼の活躍について多くの記述を割いている。墓誌を撰した李百薬が崔仲方の事跡を顕彰するにあたって、平陳の役よりも平斉の役に重点を置いたのは明らかである。そこで、次に墓誌の該当部分（第12～17行目）を以下に示す。

国家将經營東辺、〔北周武帝〕勅公密与王軌・王誼、於後苑營造楼船・水攻之具。遂發兵東討、〔北〕周高祖自将陸軍、令隋文帝為水軍總管、詔授公為水軍總管府司録。将楼船戰艦三千余艘、自渭入河於砥柱而下。從隋文帝率募、仍泛火船於上流、燒河陰・中澗二橋、応時即剋。五年、授六軍總管府司録。其年、從周高祖東討。勅公節度陳王純等八總管、東下平高顯・鄆壁二城。公口授兵幾、手成露版、部分閑明、言辞簡要。詔授使持節・儀同大將軍・范陽郡開国侯・邑八百戸。蒙賞田宅奴婢鹵帛各有差。仍授趙王總管府長史。□驅入鄴。又授鄴国公總管司録、下河南城地。

国家將に東邊を經營せんとするや、〔北周の武帝は〕公に勅して密かに王軌・王誼と、後苑（禁苑）に於いて楼船・水攻の具を營造せしむ。遂に兵を發し東討し、〔北〕周の高祖（武帝）自ら陸軍を將い、隋の文帝をして水軍摠（総）管と為し、詔して公に授けて水軍摠（総）管府司録と為さしむ。楼船・戦艦三千余艘を將いて、渭〔水〕自り〔黄〕河に入り砥柱に於いて下る。隋の文帝に従いて募を率いて、仍りて火船を上流に泛べ、河陰・中壘二橋を焼き、時に応じ即ち剋つ。〔建徳〕五年（576）、六軍摠（総）管府司録を授けらる。其の年、周の高祖に従いて東のかた〔北齊を〕討ち、公に勅して陳王純等八摠（総）管を節度せしめ、東下して高顯・鄆壁二城を平ぐ。公、口づから兵幾を授け、手づから露版を成し、部分は閑にして明らか、言辞は簡にして要なり。詔もて使持節・儀同大將軍・范陽郡開國侯・邑八百戸を授けらる。蒙むりて田宅奴婢鹵布を賞せらるること各おの差有り。仍りて趙王（宇文招）の摠管府長史を授けられ、口驅して鄴（北齊の首都）に入る。又郟國公（王軌）の摠（総）管司録を授けられ、河南の城地を下す。

墓誌では、平齊の役における崔仲方の活躍ぶりを所属部隊・官職・戦果・獲得した褒賞などを具体的且つ詳細に叙述しており、墓誌独自の情報が多く含まれている。しかしながら、その記述には疑わしい部分もあり、鵜呑みすることはできない。

例えば、崔仲方が武帝の密命で王軌・王誼とともに北齊討伐のための水軍を準備したという逸話は、墓誌独自の貴重な情報となる。『隋伝』によると、

時武帝陰有滅齊之志、〔崔〕仲方献二十策、帝大奇之。

時に武帝、陰^{ひそ}かに滅齊の志有り、崔仲方、二十策を献じ、帝大いに之を奇とす。

とあり、彼は20条を数える平齊の策を献策して武帝の信任を得た。これをふまえれば、崔仲方が武帝の密命に従事したことは、十分にあり得る。ただし、彼と水軍を準備した王軌は、帝の宇文護誅殺の密謀に加わり、武帝親政後は内史中大夫（正五命）・上黄県公（九命？）に昇進し、「軍国之政（国政・軍事の大事）」の決定に参与した。もう一人の王誼も武帝の親政後に内史中大夫（正五命）となり揚国公（正九命）に封ぜられた。両名ともに武帝の親政を支える腹心の大臣となる¹⁹。一方の崔仲方は、武帝の政敵であった宇文護の幕僚を長年にわたって務めており、帝の親政後に取り立てられた新参者に過ぎない。その官爵も平東將軍（正七命）・銀青光祿大夫（正七命）・石城県開國男（正五命）と、王軌・王誼らより低い（前掲「崔仲方年譜」）。従って、実際には王軌・王誼らの部下として水軍の建設に従事したのであって、あたかも彼らと同格の立場のように扱うのは、墓誌の誇張である。

また、墓誌によれば、その後、建徳四（575）年七月に開始された北周の武帝による第一次北齊討伐では、水軍総管となった楊堅（隋の文帝）の幕僚（水軍総管府司録）として従軍し、一隊を率いて火船（火を付けた船）を突撃させて黄河に掛かる河陰橋・中墾橋を焼き払い勝利を収めたという。ところが、楊堅が率いる水軍による河陰の攻略は、『周書』巻六・武帝紀下・建徳四年（575）八月丁未～九月辛酉の条によると、墓誌とは異なる展開を見せている。

〔八月〕丁未、上親率諸軍攻河陰大城、拔之。進攻子城、未克。上有疾。九月辛酉夜、班師、水軍焚舟而退。

〔八月〕丁未、上親ら諸軍を率いて河陰の大城を攻め、之を抜く。進みて子城を攻め、未だ克てず。上、疾有り。九月辛酉の夜、師を班^{かえ}し、水軍舟を焚きて退く。

「武帝紀」によれば、武帝自らが河陰攻略の総指揮を執ったが、九月辛酉には夜陰に紛れて水軍の軍船を焼き払って、全軍を撤退させている。要するに勝敗について墓誌の記述と食い違うのである。当時、楊堅が水軍三万を率いて河橋で北齊軍を打ち破ったことは、『隋書』巻一・高祖紀上にも記されており、「武帝紀」も本城を落とすなど戦況は優勢であったと伝える。よって本墓誌のみに見える崔仲方の河陰での武勲は捏造の可能性は低い。しかしながら、彼の戦果は局地戦での勝利にすぎず、本墓誌で北周軍の作戦が最終的には失敗したことに言及しないのは、彼の戦果を実際より大きく見せるための撰者李百薬の意図が働いたのではないだろうか。

さらに、翌建徳五年の第二次北齊討伐に関する墓誌の記述も疑問が残る部分がある。それは、崔仲方が六軍総管府司録として、陳王宇文純ら八総管を「節度」したことである。

「六軍総管府」については墓誌にしか見えないが、『周礼』夏官・大司馬にあるように「六軍」は天子の率いる軍なので、武帝直属の総司令部を指すと思われる。「八摠（総）管」とは、「前軍（先鋒）」を務めた齊王宇文憲・陳王宇文純の2名、本隊を構成した、右一軍総管越王宇文盛・右二軍総管杞国公宇文亮・右三軍総管楊堅・左一軍総管譙王宇文儉・左二軍総管竇泰・左三軍総管丘崇ら6名、合計8名の総管を指すと思われる²⁰。「節度」とは一般的に皇帝より指揮権を委嘱されたことを言うが、武帝の直属とは言え一幕僚に過ぎない崔仲方が彼より遥かに高位の八総管の総指揮を執ったとは考えられない。もし、これが客観的事実とすれば正史に特筆されるはずで、墓誌の記述を鵜呑みにはできない。墓誌では引き続いて、崔仲方の「節度」のもと、「高頭・鄆壁二城」を攻略したと記すが、『周書』巻十三・越王盛伝によると、第二次北齊討伐のおり、前述の八総管の一人となった越王宇

文盛が高頭等の数城を攻略したと記されており、これも墓誌の記述と食い違う。実際にこの戦役で総指揮を執ったのは、崔仲方ではなく宇文盛であったと思われる。

以上のように墓誌の叙述は、北周武帝の華北統一に貢献した崔仲方の功績を实际よりも、誇張している部分があるのである。単純に崔仲方を顕彰するのみならば、李百薬は平斉の役よりも『隋伝』でも評価が高い平陳の役の功績に重きを置くはずである。誌主の事跡を誇張し過失を隠す傾向にある墓誌よりも、『隋書』に記される「史臣」の評価の方が、客観的なものであったはずで²¹、特に潤色の必要がない平陳の功績の方が李百薬も書き易かったであろう。それにも拘らず、このような叙述が本墓誌でなされたのは、崔仲方が武帝の華北統一に貢献することを通じて、一族の郷里である山東地域の政治的安定をもたらしたことを顕彰し、彼と山東地域の関係を強く印象づけようとする撰者李百薬の意図が働いたからではなかろうか。

この点について、もうひとつの論拠として、墓誌第 27～28 行目の崔仲方の誕生に関する記述を挙げておく。

惟公心照惟幾、神凝殆庶。恒山作鎮、世挺岳靈、昴宿寓精、下資人傑。

惟れ公は心を惟の幾に照らし、神凝らすこと殆ど庶し。恒山は鎮と作り、世よ岳靈を挺み、昴宿は寓精して、下りて人傑に資す。

これによると、崔仲方が「恒山」と「昴宿」の精霊を受けて誕生したと述べられている。山川・星辰の靈氣を受けて英傑が誕生するという表現自体は常套句だが、「恒山」が崔氏の族葬墓が所在する恒山の靈峰であることは注目に値する。そもそも、崔仲方の出生地は山東ではなく関中であつたが、墓誌では、その誕生を「恒山」と関連付けることによって、彼と山東地域とを強く結び付けようとしているのである。本項で考察した墓誌の叙述方針は、当然、依頼主となる崔氏一族の意向が強く反映されたはずである。ここに入関博陵崔氏の山東への執着、土着性を感じ取ることができるのである。

（２）入関博陵崔氏と北齊系山東門閥の合流

墓誌において一族本来の郷里となる山東地域との関係を強調された崔仲方であるが、实际においても北魏の東西分裂で喪失した山東地域の地縁の回復に動きだしていた。それを追う手掛かりとなるのが、後妻・范陽盧氏の出自である。「崔仲方墓誌」の蓋背面に刻まれた銘文によれば、

後夫人范陽盧氏、幽州刺史正山之女。淑慎幽閑、諸姬仰德。

後夫人の范陽の盧氏、幽州刺史正山の女なり。淑慎にして幽閑、諸姫は徳を仰ぐ。
とあり、盧氏は山東門閥范陽盧氏の出身で、幽州刺史盧正山の娘であった。この盧正山とは、『北齊書』卷四二・盧潜伝に、

〔盧〕思道従父兄正達・正思・正山、魏右光祿大夫道約之子。…正山、永昌郡守。兄弟以后舅、武平中並得優贈。

〔盧〕思道の従父兄の正達・正思・正山、魏の右光祿大夫道約の子なり。…正山、永昌郡守なり。兄弟後の舅を以て、武平中並びに優贈を得。

とある「正山」その人であろう。劉馳氏が文献史料と碑誌史料を博搜して復元した范陽盧氏の系図と対照させると、盧正山は范陽盧氏の嫡流「北祖大房」の系譜を引く北齊系山東門閥である²²。その上、盧正山の子盧公順は、崔仲方の従父崔昂の娘を娶った（表1 No.6）。崔昂は崔仲方の系統と異なり一般的な山東門閥と同じく北齊政權に仕え、尚書左僕射にまでなった人物である。崔昂の前妻盧脩娥は北祖第四房の出身で、盧正山とはハトコの関係にあった（表1 No.7）。後妻の鄭仲華は滎陽鄭氏北祖房の出身である（表1 No.8）。そして崔昂の娘は趙郡李氏東祖出身の李孝貞（李元操）に嫁いでいた（表1 No.6）。

以上の婚姻関係をふまえると、崔仲方は後妻の盧氏を娶ったことで、北齊系の同族崔昂の息子崔液とはハトコにして義理の兄弟という関係となるとともに、范陽盧氏・趙郡李氏・滎陽鄭氏らと婚姻をもって結ばれたこととなる（系図1「博陵崔氏第二房崔鬱支系図」、140頁）。彼が盧氏を娶った正確な時期は不明だが、盧氏の父盧正山が北齊に仕えていたことから推せば、北周が北齊を滅ぼして華北を統一した以後のことと考えるのが自然であろう。華北が統一されて以降、入関博陵崔氏は、意図的に東西に分断されていた一族の再結集を図ると同時に、北齊系山東門閥と婚姻集団を形成した。さらに注目すべきなのは、崔仲方と盧氏の婚姻が山東門閥の最大の特徴である「内婚」のひとつと見なせることで²³、そのことは、入関山東門閥が山東門閥としての性格も維持していたとする先行研究を裏付けるものとなるのである。

このように、崔仲方は北齊系の山東門閥たちと婚姻関係を結んで関係を深めたが、入関博陵崔氏が北齊系の同族・姻戚に止まらず、その他の北齊系山東士人とも結びつこうとしたことは、「崔仲方墓誌」の撰者から裏付けることができる。というのも、本墓誌の撰者は、度々本章で言及したように、隋唐初期に活躍した北齊系官僚李百薬であるからである。そこで、次に李百薬が「崔仲方墓誌」を撰するに至った経緯を検討して、さらに入関博陵崔氏と北齊系山東氏族との関係にせまろう。

まず、最初に「崔仲方墓誌」の撰者が李百薬であることを考証する必要があるだろう。前述した通り、本墓誌が公刊されて以来、その撰者が誰かについては不明とされてきた。しかしながら、注意深く墓誌第31～33行目を読んでみると、撰者が「百薬」なる人物であったことがわかるのである。

公世子隋故東宮舍人^{民燾}、仁以濟物、礼以庇身。率性貞簡、至情孝悌。〔李〕百薬昔在東朝、早申遊款、連官契闊將廿年。始切背飛之懷、俄深絶弦之歎。而庭薰蘭桂、掌曜珠璣。貽厥之義既弘、敬宗之礼愈篤。改安真宅、言^言歸旧塋、式旌泉壤。迺為銘曰、公の世子隋の故の東宮舍人^{民燾}、仁は以て物を^{すく}濟い、礼は以て身を^{たの}庇む。性は貞簡に^{したが}率い、情は孝悌を至す。〔李〕百薬、昔東朝（東宮）に在り、早く遊款を申べ、官に連なり契闊すること將に廿年ならんとす。始めて背飛の^{おもひ}懷を切にし、俄かに絶弦の歎を深くす。而れども庭は蘭桂を薰らせ、掌は珠璣を曜かす。貽厥の義既に弘し、敬宗の礼愈いよ篤し。改めて真宅に安んじ、^言言に旧塋に歸し、式て泉壤に旌わす。迺ち銘を為りて曰く、

墓誌によれば、「百薬」は、崔仲方の嫡子で隋の東宮舍人崔民燾とは同僚の関係にあった。それが本墓誌を撰した契機となったという。ただし、この部分だけでは、「百薬」の姓が不明で、李百薬とは断定できない。そこで「百薬」が李百薬であることを証明するために、李百薬と崔民燾が同時期に東宮に仕えていたか検証する必要性が生じてくる。崔民燾が東宮舍人であった時期を特定するのは既存史料では難しいが、開皇五年（585）の紀年を有する「李麗儀墓誌」（表1 No.2）によって、当時、崔民燾が「東宮親衛」という東宮禁軍に属する近侍官についていたことが確認できる。一方の李百薬もまた「李麗儀墓誌」と同年に作製された李百薬の祖父「李敬族墓誌」によって²⁴、当時、彼の官職が「東宮舍人」であったことが明らかとなる。これをふまえれば、崔民燾と李百薬は、同時期に東宮に仕えた同僚であったことが裏付けられる。かくして、「崔仲方墓誌」の「百薬」とは、李百薬と確定できるのである。

墓誌によると、李百薬は崔仲方の嫡子崔民燾とは単なる同僚ではなく、古くから深い友誼を結んでいたという。その両者の関係は互いの父親の代にまで遡るのではなかろうか。李百薬の父李徳林は、楊堅の謀臣として周隋革命に貢献した功績で内史令（宰相）となった人物として知られる。崔仲方もまた楊堅の幼馴染であったという関係から、「便宜十八事」を献策し新王朝の建国を促した²⁵。そのうえ、李徳林の本貫地は博陵安平で崔仲方の一族とは同郷の関係にあったとなれば、地縁から両者が交友関係を結ぶことは想像に難くない。

となれば、崔仲方と李徳林との交際は、息子の崔民燾・李百薬に引き継がれ、最終的には李百薬に墓誌銘の撰文を依頼した崔民燾の嫡子崔敦礼らの世代にまで及んだものと考えられる²⁶。入関博陵崔氏と李徳林・李百薬親子との関係からは、入関崔氏と北斉系山東士人との強い結びつきを読み取ることができるのである。

以上、「崔仲方墓誌」を手掛かりにして入関博陵崔氏をめぐる姻戚関係・交友関係を検討してみた。それにより、北周により華北が統一されて以降、入関崔氏が、北魏の東西分裂によって連絡が途絶えていた山東の同族との関係を復活させ、北斉系山東氏族との通婚や交友を通じて互いに交流を深めていった具体的状況が明らかとなった。それでは、如何なる意識・目的の下、両者の結合がなされたのであろうか。その問題に関連して次節では入関博陵崔氏の山東への帰葬について検討を加えてみたい。

第3節 入関博陵崔氏の山東帰葬

前述したように、崔仲方は移住先の関中ではなく河北の靈寿县（現河北省平山県）の族葬墓に帰葬された。室山留美子氏の研究によれば、北朝～隋初の漢人氏族にとって、埋葬地の選定は自らの存立基盤に関わる重要な選択でもあった。当時の漢人氏族の埋葬地は都周辺と本貫地（居住地）に大別され、前者を選ぶ者は官僚として皇帝権力・国家に依拠する道を選択し、後者を選ぶ者は郷里社会を存立基盤として重視したという。漢人氏族の中でも官僚一般が首都・副都周辺に埋葬する傾向があるのに対して、山東門閥は隋・開皇年間においても本貫地に埋葬する事例が多く、土着性が強いという²⁷。

そもそも、入関博陵崔氏の靈寿への帰葬を確認できる最古の例は、北周大象元年（579）の崔宣靖・宣默兄弟（表1 No.4～5）のもので、彼らは父崔孝芬とともに北魏末の孝武帝西遷事件に連座し、高歓によって誅殺された。そのため、彼らの埋葬は北斉滅亡後に名誉回復がなされたことに伴い行われたものと思われる。兄弟を埋葬するのに中心的な役割を担ったのは、墓誌に記述されていないが入関博陵崔氏第一世代で、高歓の手を逃れた彼らの兄となる崔宣猷であったと推測される（[叢 01]）。すなわち、北斉滅亡直後の大象元年という早い時点から山東への帰葬が始まったのである。入関博陵崔氏の帰葬は子孫にも継承され、第二世代の崔仲方は、自らの手で前妻の李麗儀と第二子の崔大善を靈寿の墓域に帰葬させた。崔仲方自身も嫡孫の崔敦礼らの手によって埋葬されている。

このように入関博陵崔氏が靈寿への帰葬に固執したのは、室山氏の説を参考にすると、関中亡命後も山東への帰郷と同族との合流を望んでおり、喪失しつつあった山東の基盤を

回復しようとしたためであったと考えられる。だからこそ、彼ら本来の本貫地である安平県ではなく、北魏末頃に安平県より蒲吾県に移住しその近郊の靈寿に族葬墓を営んでいた同族の北斉系崔氏と、墓域を共有したのである²⁸。山東への基盤を回復させるためには、分裂した北斉系の同族と再結合し、ともに山東郷里社会の基盤を共有すること、また、山東に勢力を保持する北斉系山東門閥との連携が必要不可欠であった。上述した崔仲方と後妻盧氏の婚姻、三代にわたる博陵の李徳林父子との交際は、このような入関博陵崔氏の戦略に基づいて行われたのである。

なお、李徳林は北周・隋政権の北斉系官僚の棟梁格であった。崔仲方が李徳林と交遊した背景には単に同郷出身というだけでなく、その背後にある北斉系山東人士の存在も意識されていたであろう。一方の李徳林ら北斉系山東人士の立場で考えるとどうであったか。周知の通り彼らは北周・隋政権で被征服者たるが故に不遇であった²⁹。彼らからすれば、同じ山東系氏族でありながら高官の地位にある崔仲方と接近すれば、援助が見込めることとなる。この利益の合致こそ、両者が華北統一という時代の新たな局面を迎えて急接近した背景であろう。その結果、入関博陵崔氏は山東郷里社会への影響力をも回復し、隋唐初期の政局に対して強い影響力を持つようになった。先に述べた崔仲方が北斉系官僚李徳林とともに楊堅を盛り立て隋朝の創業に貢献したのは、その一例と位置づけられる。すでに周隋革命の時には、北周系と北斉系の山東漢人氏族が合流して、大きな政治的影響力を持ち始めていたのである³⁰。こうした状況をうけて、政権側も入関博陵崔氏の山東地域への影響力を利用した。例えば、煬帝が崔彭（崔恭礼の従祖父、**系図2「入関博陵崔氏の婚姻関係」**（141頁）を慈州（河北省）に出鎮させ、河北各地で抵抗していた漢王楊諒の残党を慰撫させている³¹。また、唐朝創業期に未だ河北が動乱の渦中にあった時に、本章冒頭に述べた崔民幹が三省門下省の次官たる黄門侍郎に拔擢され、間もなく山東安撫副使に任じられた例もある。この崔民幹の起用には、唐朝政権に山東系氏族を吸収して、その本拠地たる山東地域を平定する目的が込められていた³²。

以上の検討から、入関博陵崔氏が北斉系山東門閥と合流して山東郷里社会の基盤を回復させ、それを背景にして強い政治的影響力を保持するにいたった具体的姿が見えてくるのである。しかしながら、彼らは山東郷里社会にのみ基盤を置いたわけではない。劉馳氏によれば、入関山東門閥は婚姻を通じて所謂「関隴集団」との融合化を果たしたとされる。では、入関博陵崔氏の場合はどうであったか。

崔仲方の前妻李麗儀の墓誌（表1 No.2）にある婚姻関係を整理した羅新氏によると（〔疏

証]No.130)、李麗儀の祖父は、西魏の「八柱国」の一人に数えられる李弼であった。そして、彼女の母劉（侯莫陳）氏もまた「八柱国・十二大將軍」に列する侯莫陳順・侯莫陳崇兄弟の妹であった。入関博陵崔氏は崔仲方と李麗儀の通婚を通じて、関隴系勲貴たちと姻戚関係を結んだこととなる（系図 1、140 頁）。また、羅新氏は指摘していないが、北周時代、崔仲方の姉妹の 1 人は北周の執政宇文護の養女となっている³³。崔仲方と同じく第二房の系譜を引き、西魏・北周政権に仕えた崔楷の子孫たちの姻戚関係に目を転じよう。すでにイブリィ氏が考証されているように、崔楷の子となる崔説の娘は宇文泰の甥である尉遲迥の息子に嫁ぎ、もう一人の娘は隋の文帝の子秦王楊俊に嫁いだ。彼の息子の崔弘昇の娘は、晋王楊広（煬帝）の嫡子である河南王楊昭（後の元徳太子）に嫁いだ（系図 2、141 頁）。このように、入関博陵崔氏は山東門閥的性格を保持する一方で、婚姻を通じて北周・隋朝で支配集団の中心にあった関隴系勲貴との関係も発展させていったのである。

おわりに

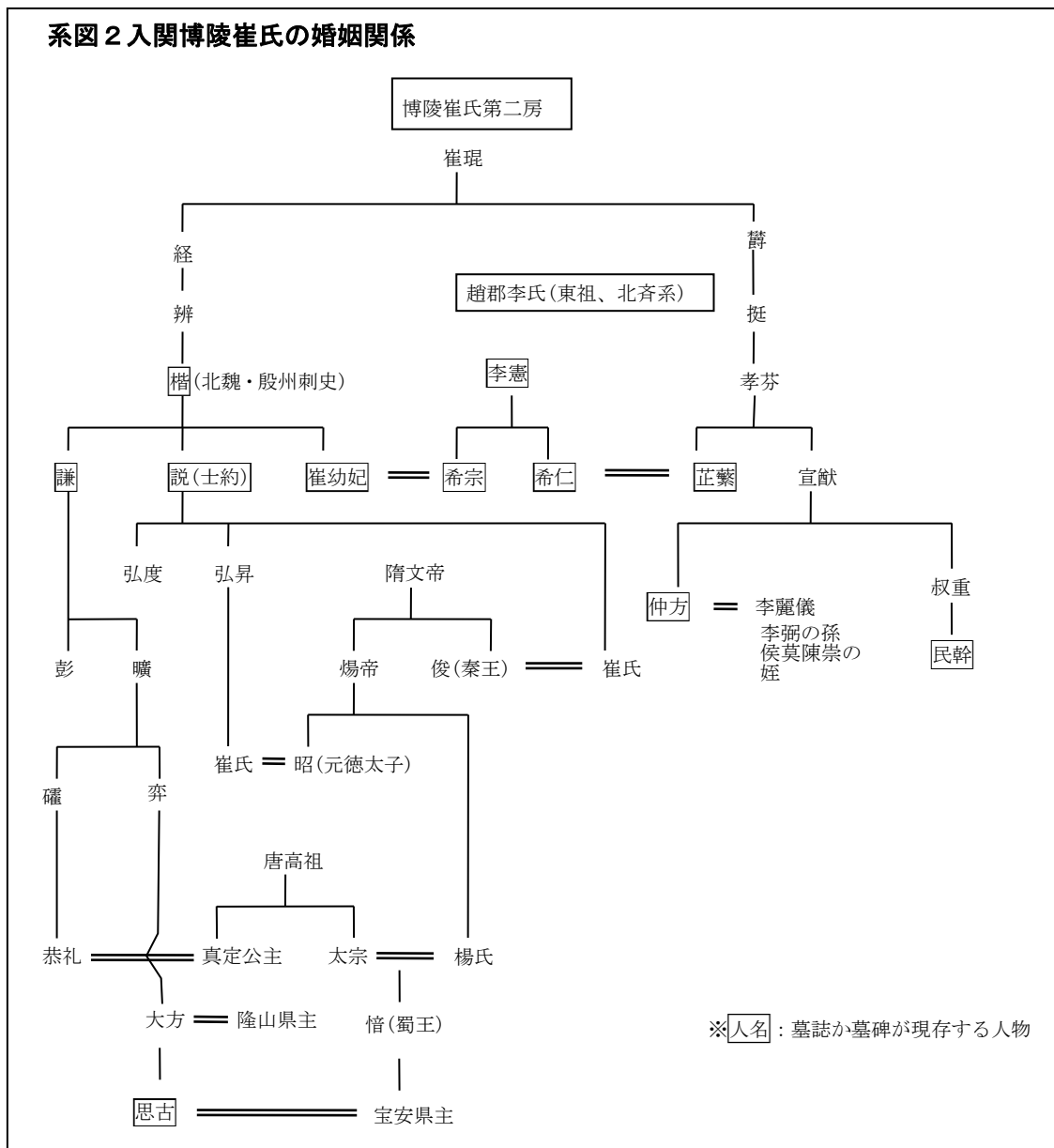
本章では河北省平山県より出土した唐・李百薬撰「崔仲方墓誌」を手掛かりにして、崔民幹が属する博陵崔氏第二房の特徴について考察した。そこからは入関した博陵崔氏が、北周の華北統一後間もなく、山東への帰葬と墓域の共有、婚姻などを通じて、関中と山東に分裂していた同族的結合を復活させ、北斉系山東門閥にまで姻戚関係・交友関係を広げるなど、北魏の東西分裂によって喪失した山東の基盤を復活させ、政治的影響力を強めていく姿が浮き彫りとなった。また、彼らは山東郷里社会のみに基盤を置いたわけではなく、一方で北周・隋代を通して関隴系勲貴との関係も婚姻を通じて発展させていったのである。以上の考察によって、入関博陵崔氏が在地基盤を喪失したとするイブリィ氏以来の理解は、完全に退けられることとなるのである。

隋から唐初期にかけての博陵崔氏第二房の動向を見ると、本章で中心的に扱った崔仲方は、北周政権下では詔勅起草を掌る少内史となった。周隋革命では楊堅の謀主となり、隋朝政権で民・礼二部尚書・国子祭酒・太常卿などの中央の要官を歴任し、重要な政局に登場し大きな役割を果たしている。崔仲方の甥である崔民幹が黄門侍郎に抜擢され、『貞観氏族志』の初奏本では、南北朝以来の社会的声望を基準にして第一等の門閥という評価を受けた。また、崔仲方の嫡孫崔敦礼は高宗の宰相となっている。博陵崔氏がこのように、隋唐前半期一貫して政界で一定の勢力を保ち、唐室李氏をも凌ぐ声望を有したのは、崔氏が山東門閥でありながら、西魏から隋代にかけて関隴系勲貴との婚姻関係を築き、高位高官

を輩出したことに由来する。周知の通り、崔民幹の第一等という家格は、太宗によって第三等に降格させられた。陳寅恪氏以降、これを山東門閥と「閩隴集団」の対立を反映した事件と考えられてきた。しかしながら、入閩博陵崔氏の特殊性を念頭に置くと、太宗の氏族政策を二項対立の図式に集約して考えるのは限界がある。

また、本章を通じて、これまで等閑視されてきた「入閩山東門閥」という存在が、北朝後期～唐初期の重要な政局に必ず登場し、当該時期の政治史を考察する上で不可欠な要素であったことが見えてきた。今後は崔氏以外の入閩山東門閥も対象を広げて考察することが課題となるのである。

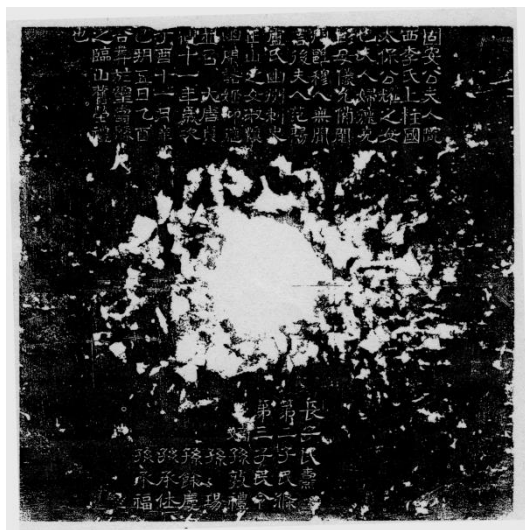
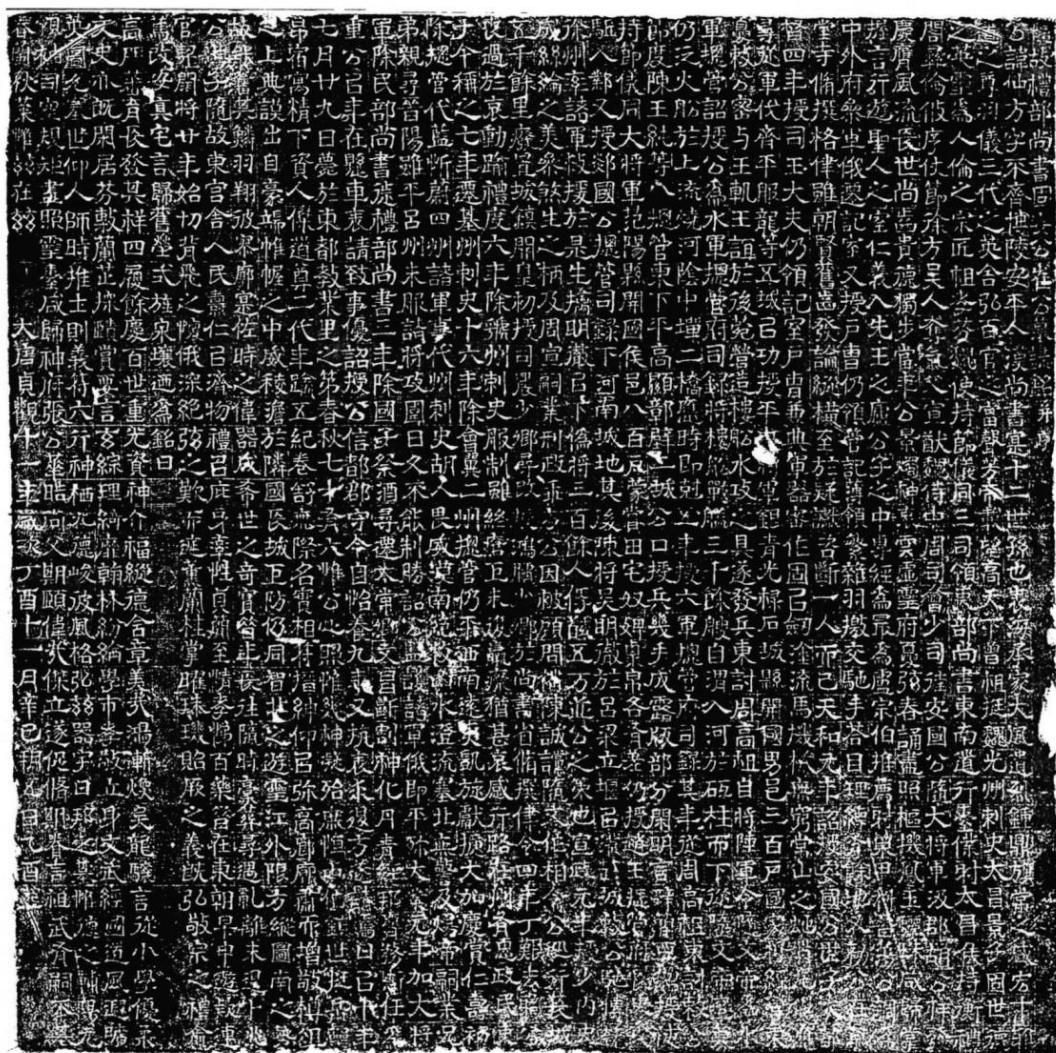
系図 2 入関博陵崔氏の婚姻関係



[系図 1、2 出典] ※文献略号は表 1 参照

碑誌類: 表 1 各墓誌、「李希仁崔芷繁墓誌」(第 2 部第 2 章)、「崔民幹墓誌」(第 2 部第 3 章)、「崔敦礼碑」(張沖編『昭陵碑石』三秦出版社、1993 年)、「崔楷墓誌蓋」(田韶品「曲陽北魏崔楷墓」、『文物春秋』2009 年 6 期)、「崔(宇文)謙墓誌」(西安交通大学博物館所蔵)、「李希宗妻崔幼妃墓誌」([新中国] No.34)、「崔說碑」(『庾子山集注』卷 13)、「李憲墓誌」(趙万里『漢魏南北朝墓誌集刊』科学出版社、1956 年、卷六、図版 No.292)、「李希宗墓誌」([新中国] No.12)、「李希仁墓誌」([輯録] 431 頁)、「崔思古墓誌」(河南省文物研究所・河南省洛陽地区文管処編『千唐誌齋藏誌』文物出版社、1984 年、No.382) **文献**: 『魏書』卷 56 崔辯伝、同 57 崔挺伝、『周書』卷 35 崔謙伝、同崔猷伝、『北齊書』卷 30 崔昂伝、『隋書』卷 54 崔彭伝、同 60 崔仲方伝、同 74 崔弘昇伝、『北史』卷 32 崔辯伝、同崔挺伝、『新唐書』卷 72 下・宰相世系表・博陵崔氏 **研究**: 愛宕元「唐代范陽盧氏研究—婚姻關係を中心に—」(川勝義雄・礪波護編『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所、1987 年)、劉馳「博陵崔氏世系表」、同「范陽盧氏世系表」(同著『六朝士族探析』中央廣播電視大学出版社、2000 年)

「崔仲方墓誌」（上段=誌石、下部左=蓋、下部右=蓋背面、[考古 01]より）



-
- ¹ 陳寅恪著『唐代政治史述論稿』（初版 1944 年、生活・読書・新知三聯書店、2001 年）上篇「統治階級之氏族及其昇降」。
- ² 内藤湖南は『支那中古の文化』第十講「貴族中心時代」（初出 1928 年、『内藤湖南全集』第 10 卷、筑摩書房 1969 年）においても、同様の見通しを述べている。
- ³ 守屋美都雄著『六朝門閥の一研究—太原王氏系譜考—』（日本出版協同株式会社、1951 年）。
- ⁴ Patricia Buckley Ebrey, 1978, *The Aristocratic Families of Early Imperial China: A case study of the Po-ling Ts'ui Family*. Cambridge, Cambridge University.
- ⁵ 毛漢光「從士族籍貫遷移看唐代士族中央化」（初出 1981 年、同著『中国中古社会史論』、初版 1988 年、上海書店出版社、2002 年に収録）。
- ⁶ 愛宕元「唐代范陽盧氏研究—婚姻關係を中心に—」（川勝義雄・礪波護編『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所、1987 年）、同「唐代滎陽鄭氏研究—本貫地帰葬を中心に—」（『人文』35、1988 年）。
- ⁷ 夏炎著『中古世家大族清河崔氏研究』（天津古籍出版社、2004 年）。
- ⁸ 陳爽著『世家大族与北朝政治』（中国社会科学出版社、1998 年）。
- ⁹ 室山留美子「北魏漢人官僚とその埋葬地選択」（『東洋学報』87-4、2006 年）、同「北朝時期漢族官僚在首都居住的状况—以東魏北齊官僚葬地選択為線索」（井上徹・楊振紅編『中日学者論中国古代城市社会』、三秦出版社、2007 年）、同「隋開皇年間における官僚の長安・洛陽居住—北人・南人墓誌記載の埋葬地分析から—」（『都市文化研究』12、2010 年）。
- ¹⁰ 太宗の氏族政策＝『貞觀氏族志』の編纂については、第 1 部第 1 章「唐朝政權の形成と太宗の氏族政策」で研究史をまとめ、筆者の見解も提示したので参照されたい。
- ¹¹ P. B イブリー氏、注 4 前掲書。
- ¹² 谷川道雄「周末・隋初の政界と新旧貴族」（前半部初出 1967 年、後半部初出 1968 年、同著『増補 隋唐帝国形成史論』、筑摩書房、1998 年）。
- ¹³ 汪鋐「唐太宗樹立新門閥的意図」（汪鋐著、唐長孺主編『汪鋐隋唐史論稿』（中国社会科学出版社、1981 年）を参照）。
- ¹⁴ 吉岡真「隋・唐前期における支配階層」（『史学研究』155、1982 年）。

¹⁵ 宋徳熹「陳寅恪「閼隴集團」学説的新詮釈―「西魏・北周系説」」（嚴耕望先生紀念編集委員会編『嚴耕望先生紀念論文集』稻郷出版社、1998年）では、陳氏の著作から「閼隴集團」を定義した部分を抽出し、西魏・北周系の山東漢人郡姓を「関中本位政策」を通じて、「閼隴集團」に取り込まれた氏族と見る。

¹⁶ 毛漢光「中古山東大族著房之研究」（初出 1983 年、同著『中国中古社会史論』、上海書店出版社、2002 年）、劉馳「山東士族入関房支与閼隴集團的合流及其復帰」（初出 1991 年、後に同著『六朝士族探析』、中央広播電視大学出版社、2000 年に再録）。

¹⁷ 『北史』卷一〇〇・序伝の該当部分は以下の通りとなる。

鄴城平、仍〔李仲挙〕将家随例入関。仲挙以親故流離、情不願往。妻伯父京兆尹博陵崔宣猷留不許去。固辞、乃得還鄴。

鄴城平ぎ、仍りて〔李仲挙は〕家を将いて例に随い入関す。仲挙は親故流離するを以て、情は往くを願わず。妻伯父京兆尹博陵崔宣猷留めて去るを許さず。固辞して、乃ち鄴に還るを得る。

¹⁸ 内田昌功「隋煬帝の官制改革の目的と性格」（『東洋学報』85-4、2004年）。

¹⁹ 王軌は『周書』卷四〇、『北史』卷三二に、王誼は『隋書』卷四〇、『北史』卷六一に立伝される。両名の官爵の官品については、王仲榮『北周六典』（中華書局、1979年）を参照した。

²⁰ この時の北周軍の部隊構成については、『周書』卷六・武帝紀下・建徳五年（576）一〇月己酉の条に記述されている。

²¹ 周知の通り、『隋書』は『周書』・『北齊書』・『梁書』・『陳書』とともに「五代史」と総称された官撰史書となる。「五代史」は貞観三年（629）より編纂が始まり、同一〇年（636）に完成した。「崔仲方墓誌」が撰された前年となる。なお、墓誌の撰者李百薬は『北齊書』の編纂者でもある。「五代史」の編纂については、藤田純子「唐代の史学―前代史修撰と国史編纂の間―」（『史窓』33、1975年）、浅見直一郎「中国の正史編纂―唐朝初期の編纂事業を中心に―」（『京都橘女子大学研究紀要』19、1992年）、謝保成著『隋唐五代史学』第二章「以前王得失為鑑戒的『隋書』等五代史」（初版 1995 年、商務印書館、2007 年）を参照。

²² 劉馳「范陽盧氏世系表」（同氏注 16 前掲書に収録）を参照。なお、盧正山の官爵は、『北齊書』と「崔仲方墓誌」とでは異なるが、前者の「永昌郡守」は北齊に仕えていた生前のものであり、後者の「幽州刺史」は恐らく贈官と思われる。また、魏晉南北朝期の

范陽盧氏については、陳爽著『世家大族与北朝政治』（中国社会科学出版社、1998年）第2章第6節「從北魏“四姓”到唐代的“七姓十家”」が詳しい。

- ²³ 山東門閥、具体的に言えば博陵崔氏・清河崔氏・趙郡李氏・范陽盧氏・滎陽鄭氏・太原王氏などの氏族は「四姓」、「五姓」、「七姓」などと総称され、これらの諸姓の間で閉鎖的な婚姻関係を結んでいた。これを「内婚」と称する。その「内婚」の実態については、毛漢光「中古大族著房婚姻之研究—北魏高祖至唐中宗神龍年間五姓著房之婚姻關係—」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』56-4、1985年）、前田愛子「中国の婚姻—唐代の通婚制限に関する律令をめぐって—」（井上光貞・西島定生・甘粕健・武田幸男編『東アジア世界における日本古代史講座 10 東アジアにおける社会と習俗』、学生社、1984年）、注6前掲の愛宕氏「唐代范陽盧氏研究—婚姻關係を中心に—」を参照。

- ²⁴ 「李敬族墓誌」については、劉玉杲「饒陽縣王橋村隋墓清理簡報」（『文物』1964年10期）、[匯編]3～4頁（拓本写真）、[隋補遺]16頁（序文録文）、51頁（銘文録文）、[新中国 04]No.38（拓本と録文掲載）・[疏証]No.132、374～378頁、録文）を参照。李敬族は李徳林の父、李百葉の祖父にあたる。

- ²⁵ 『隋書』卷六〇・崔仲方伝を参照。

- ²⁶ 「崔仲方墓誌」の墓誌蓋背面の下段には「長子民燾」以下、その孫の世代まで一族の男子八名が列挙されており、「嫡孫」として崔敦礼の名が見える。彼は『旧唐書』卷八一、『新唐書』卷一〇六に列伝があり、墓碑が張沛編『昭陵碑石』（三秦出版社、1993年）に収録されている。崔仲方が埋葬された貞観十一年（637）十一月当時は、兵部侍郎（正四品下）という要職にあり、崔氏の有力者として埋葬事業を主導したと思われる。高宗期には宰相を務めた。なお、そのほか蓋背面に列挙される人物については、以下の通りとなる。

民燾：隋開皇五年（585）二月当時、東宮親衛。後に東宮舍人となる。『隋伝』によれば、定陶県令まで昇進したという。なお、『隋伝』で「民燾」ではなく「寿」に作るが、「民」は太宗の避諱で省略され、「寿」は「燾」の誤りであろう。

民滌：崔仲方の第二子崔大善のこと。彼の墓誌（表1No.3）によれば11歳の時に伯陽県開国男に封ぜられ、開皇七年（587）に17歳の若さで没した。

民令：崔仲方の第三子。「崔金剛墓誌」（唐・開元十二年（724）葬）によれば、「隋朝請大夫・兖州臨真県令・通事舍人」とある。本墓誌は、河南省文物研究所・河南省洛陽地区文管処編『千唐誌齋藏誌』文物出版社、1984年、No.639に収録される。

場：崔民燾の第二子、敦礼の弟。『新唐書』卷七二下・宰相世系表・博陵崔氏では「元場」に作る。

余慶：崔敦礼の弟で、後に兵部尚書となった（新旧『唐書』崔敦礼伝）。

承休：経歴不明。本墓誌蓋背面の銘文の排列と輩行から、崔民令の第一子か。

承福：前掲「崔金剛墓誌」によると、崔民令の子（第二子？）で、唐朝に出仕して左司郎中・齐潤二等五州刺史・越広二府都督を歴任し、博陵郡公となり、汴州刺史を贈官された。

²⁷ 室山留美子氏の注9 諸論文を参照。

²⁸ 崔氏の居住地の変遷については、イブリィ氏注4 著作を参照。

²⁹ 北周～唐初の北斉系官僚の領袖李徳林・薛道衡は、隋の政界で不遇であった北斉系人士の擁護を政治的目的としていた。これについては本研究第1部第3章「唐太宗政権の形成と北斉系人士」を参照。

³⁰ 藤善真澄氏が指摘しているように、李徳林ら北斉系人士も「周隋革命」に積極的貢献した（「北斉系官僚の一動向」、初出1977年、同著『道宣伝の研究』、京都大学学術出版会、2002年）。なお、楊堅の革命集団の構成については、呂春盛著『関隴集团的権力結構演変—西魏北周政治史研究』第七章「周隋革命与統治階層の変動」（稻郷出版社、2002年）を参照。

³¹ 『隋書』卷五四・崔彭伝を参照。慈州の治所は滏陽県（『隋書』卷三〇・地理志中）。『隋書』卷五六・薛胄伝によると、当地は、漢王楊諒の乱のおり隋軍と反乱軍の間で激しい争奪戦があった。

³² 崔民幹の事跡については、第2部第3章「崔民幹の事跡と太宗の『貞観氏族志』編纂」で詳論したので参照されたい。

³³ 『周書』卷三五・崔猷伝。

第2章 北魏の東西分裂と山東門閥

—「隋・李希仁妻崔芷蘩墓誌」を手掛かりに—

はじめに

魏晉南北朝から隋唐時代にかけて、ある特定の氏族が名族として社会で尊崇を受け、連綿として官僚を輩出し続け支配階層の一翼を担った。とりわけ、北朝から隋唐時代にかけて一貫して一流の「門閥」と見なされたのが、清河崔氏・博陵崔氏・范陽盧氏・滎陽鄭氏・太原王氏・趙郡李氏・隴西李氏といった山東門閥であった。こうした「門閥」¹の存在は、当該時代の国家体制や社会を特色付けるものであり、彼らの存立基盤を明らかにしていくことは、極めて重要な課題である。

そもそも、山東門閥は山東地域²を根拠地とする有力漢人氏族で、北魏の太武帝の中原進出を契機に徐々に政権に取り込まれ、孝文帝の漢化政策と「姓族詳定」を契機に漢人氏族を代表する名門として勢力を保つに至ったのである。北朝期の彼らの基盤は郷里社会にあったことはすでに谷川道雄氏³によって明らかにされているところである。しかしながら、隋唐政権の成立によって辟召による本貫地任用が禁止され、山東門閥の多くが郷里を離れて首都長安・副都洛陽へと移住し、恩蔭や科挙制を通じて国家官僚として俸禄を得ることを基盤とする官僚貴族に転身した⁴。こうした長い期間の経緯をふまえると、当該時代に一貫して彼らを名族たらしめた基盤を郷里社会のみに求めることはできない。

そこで、目を転じてみると、山東門閥が上掲の「七姓」間で代々通婚していたことが注目されるのである。彼らは特定の氏族との間で閉鎖的な内婚を繰り返すことにより家格を誇示するとともに、その權威を唐末まで維持し続けた。時にはその家格を慕う権門と通婚して結びつき、或いは「七姓」間で閥閥を形成して一定の勢力を保持した。こうした婚姻関係が当該時代一貫して彼らの存立基盤を担ったのである⁵。

筆者は本稿において、唐初期の『貞観氏族志』の編纂の際に第一等の門閥とされた山東門閥・崔民幹の事例を取り上げて、その名族たる所以を考察した⁶。崔民幹は博陵崔氏第二房の系譜を引き、その家は北魏後期に漢人門閥登用路線に沿って台頭したが、北魏の東西分裂によって滅亡の危機に立たされた。崔民

幹の曾祖父崔孝芬は孝武帝の入関事件に巻き込まれて刑死し、その諸子は山東の東魏・北齊政権もしくは関中の西魏・北周政権に分属することとなったのである。こうした状況に対して関中政権に仕えた崔宣猷（崔孝芬の子、民幹の祖父）、その子崔仲方（民幹の叔父）は、自らの智勇兼備の才覚を駆使して勲功を挙げて栄達し、皇室や関隴系勲貴と婚姻を結んで支配集団中枢部に喰い込んだ。そして、華北が再統一されるや山東に残留した同族と合流し、北齊系山東門閥とも通婚を通じて結合し、山東地域社会における基盤を回復した。筆者はこうした関中政権に仕えた山東門閥を関隴系氏族と山東門閥の双方の特徴を併せ持つ存在として「入関山東門閥」と呼称したが、唐初、崔民幹が第一等の門閥とされたのは、こうした彼の家柄によるものなのである。

以上に述べた博陵崔氏の事例からは、彼らが婚姻という手段を通じて北魏の東西分裂から隋唐政権の形成という激動の時代を生き抜いたことが明らかとなる。そこで本章では筆者が考察した博陵第二房崔氏の事例をふまえたうえで、崔宣猷の妹崔芷蘩の墓誌（「李希仁妻崔芷蘩墓誌」）を用いて、前章では入関した側に焦点を当てたためにあまり考察できなかった山東に留まって東魏・北齊政権に仕えた崔氏の動向とその婚姻関係を明らかにする。そして、その婚姻関係が華北統一後の崔氏の再結集にどのような影響を及ぼしたのか考察することを通して、王朝の興亡をものとしなかった山東門閥の存立基盤の一端を明らかにしたい。

第1節 「李希仁妻崔芷蘩墓誌」の概要

「李希仁妻崔芷蘩墓誌」（隋・開皇二年（582）十二月葬）⁷の拓本写真・録文は王其禕・周曉薇編著『隋代墓誌銘彙考』（中国石刻文獻研究叢刊、線装書局、2007年、以下『彙考』と略す）第1冊31～33頁に収録される⁸。本墓誌は劉秀峰氏が経営する河北省正定県の墨香閣に所蔵されているもので、蓋は現存していない。字体は楷書体で外形は83×83cmの方形墓誌である。出土地について、『彙考』では20世紀末に正定県より出土したとするが、一方、墨香閣がWeb上で販売している本墓誌拓本の解説には河北省高邑県の出土とする⁹。

まず、本墓誌の内容を述べるにあたり録文を提示しておく。録文に際しては『彙考』の拓本・録文を参照した。なお、異体字を通字に改めた部分もあるこ

とをお断りしておく。

【録文】

- 1 維大隋開皇二年歲次壬寅十二月辛未朔廿六日丙申、齊故侍中開府儀同
- 2 三司吏部尚書殷州刺史李公夫人崔氏墓誌銘
- 3 夫人諱芷蘩、博陵安平人也。自咨岳成基、表海為輸、或剡迹於秦世、或飛
聲於
- 4 漢朝、高節偉人、代稱不朽。祖挺、光州使君。蹈德履仁、譽動蕃岳。父芬、
儀同・吏部
- 5 尚書。猛概雄規、聲振冠冕。夫人稟氣方祇、降精円魄。風神孤立、容止絶
倫。婉孌
- 6 女工之儀、孝養成人之德、南陵無以戒、北宮未之比。及家難荐臻、茹荼泣
血。孔
- 7 姬・齊女、異世同塵。作合来儀、茲焉左僻、纂組聿修、環珮有序。冀氏野
饋之賢、梁
- 8 婦房中之敬、題名責實、千載一時。侍中文昭公、保乂皇家、羽儀列辟、朝
野傾心、
- 9 船驥斯在。於是陽唱陰和、予回女弼。剡茲名業、内有力焉。日去月来、百
齡非久。
- 10 逝者如斯、良人不作。夫人、義則祈天、礼便從子。莫不教以義方、遷以儒
宅。至於
- 11 先人後己之惠、重節專志之心、有一於此、今古無競。惟夫人、履行淹和、
率性明
- 12 敏。爰始窺囟、及於待傳。斑家容德之教、蔡室文翰之風、得自胸懷、無籍
陶染。加
- 13 以緝諧衆口、得意一人、娣姒仰以為師、中外取而成則。自夜光俱棄、玉樹
同殞、
- 14 憂既傷之、形体非故。明鑒未兆、實似羊舌之妻、仁智絶時、還同叔敖之母。
宜其
- 15 規模列闢、容範庶姬。未及懸車、輪暉已戢。以開皇二年九月十五日、薨於

都仁

- 16 郷吉遷里。春秋七十、即以其年十二月廿六日、祔於旧塋。恐谷徙陵移、期於万
- 17 古。勒茲翠石、置諸泉戸。銘曰、
- 18 敬姜達義、好静知機。斑昭習礼、有順無違。眷言注烈、自此連暉。名家奇女、異論
- 19 同歸。窈窕惟中、徘徊閨裏。硯台弄筆、書籍問史。亦既作配、実嬪君子。輪度知賢、
- 20 窓開識士。馳光不住、敲体先傾。白珪無玷、黄鵠騰声。家承節儀、世仰賢明。裁悲
- 21 文伯、忍別王經。金石猶弊、浮生詎久。桃李何言、独先蒲柳。泣視遺扇、悲看奠酒。
- 22 灯照惟前、塵飛帳後。丹旄翩翩、出宿寒田。山頭落月、松裏飛煙。風吟小樹、露湿
- 23 長阡。墓傍華表、方度千年。
- 24 長子公源、字孝譚。大司馬府参軍事、襲爵靈武県開国男。 妻夫人第二兄
- 25 汲郡公宣猷長女。生一子字善願、願娶猷兄子龍子女。生子字宝惠。
- 26 第二子公統、字仲微。太尉府参軍事・員外散騎侍郎。 妻青州崔氏襄城
- 27 開国男肇師第三女。生一女字解脱。適王元構第二息処行。
- 28 第三子公恕、字孝緒。開府参軍事。 妻夫人第三兄襄垣太守宣度第四女。
- 29 第四子公績、字季緒。
- 30 長女玉相、太原王元構妻。 小女仏相、勃海高義昇妻。

本墓誌によると誌主崔芷繁は隋の開皇二年に70歳で没した。享年から逆算すると北魏の延昌二年(513)生まれとなる。その祖父・父については、墓誌3～5行目にかけてその系譜が記されており、「夫人諱は芷繁、博陵安平の人なり。…祖の挺、光州使君なり。…父の芬、儀同・吏部尚書なり」とある。さらに墓誌24行目以下には長子公源以下、子息子女の婚姻関係が記されており、誌主の

出自と家族関係を知る上で大きな手掛かりを与えてくれる。『彙考』では案語を付し、墓誌に見える家族関係を正史と対照させて、祖父崔挺、父崔芬（正式の諱は孝芬）、第二兄崔宣猷・第三兄崔宣度が『魏書』巻五七、『北史』巻三二に列伝が立てられていること、第二子李公統が『北史』巻三三に立伝されていることを指摘している。

以上の家族関係をふまえると、本墓誌の誌主崔芷蘩は博陵崔氏第二房の系譜を引き、しかも第2部第1章で考察した崔宣猷の妹にして崔仲方の叔母であり、崔民幹の従祖母にあたることが判明する。また、その夫「李公」は『彙考』では明記していないが、『北史』李公統伝によって趙郡李氏東祖の系譜を引く李希仁である。前章では入関した崔宣猷父子に焦点を当てて考察したため、山東に残留した崔氏についてはあまり論じることができなかった。これに対して本墓誌の誌主崔芷蘩は李希仁に嫁ぎ、東魏・北斉政権下の山東に留まった人物で、本墓誌は北斉政権下における入関崔氏の同族の動向を考察する上で、格好の史料なのである。

特に本墓誌によって李希仁－崔芷蘩の通婚の経緯やその子孫たちの婚姻関係の詳細が明らかとなることは注目に値する。これを誌文と先行研究をふまえて整理すると、「**崔芷蘩関係系図**」（152 頁）のようになる¹⁰。系図を概観すると、趙郡李氏が博陵崔氏・太原王氏・渤海高氏など山東の漢人門閥・郡姓同士で通婚していたことが判明し、さらに詳しく見ていくと、崔芷蘩と李希仁夫婦の事例と合わせて趙郡李氏と博陵崔氏が通婚する事例を4例も見出すことができる。そこからは両家が親密な関係にあったことが示唆される。こうした通婚関係が、華北統一後に入関崔氏が旧北斉系の山東門閥と合流し、スムーズに山東地域社会の基盤を回復するうえで、大きな力となったのではなかろうか。そこで、次節以下では崔芷蘩の事跡を糸口にして博陵崔氏と趙郡李氏の通婚関係の内実に迫ってみたい。

とは父崔孝芬が処刑されたことを指すのである。

上述の点をふまえて、『魏書』卷五七・崔孝芬伝を読むと、

出帝入関、齊献武王至洛。与尚書辛雄・劉廙等並誅、時年五十。没其家口。
天平中乃免之。

出帝（孝武帝）入関するや、齊の献武王（高歡）洛に至る。尚書辛雄・劉廙等と並びに誅さる、時に年五十。其の家口を没す。天平中乃ち之を免ず。

とあって、崔孝芬が北魏の東西分裂の引き金となった孝武帝（出帝）の入関事件に巻き込まれ、高歡によって処刑されたことを確認できるのである。さらに崔孝芬の罪は彼の子にも及んだ。そこで、『魏書』卷五七及び『北史』卷三二の崔孝芬伝、「崔宣靖墓誌」、「崔宣默墓誌」¹³などをふまえて、崔孝芬の男子9名の動向を整理して列挙すると以下のようなになる。

①崔孝芬とともに処刑された者（5名）

宣軌：四男。尚書考功郎中。

宣質：五男。官職は不明。

宣靖（宣静）：六男。秘書郎中・広陵王元忻の記室参軍（「崔宣靖墓誌」）。

宣略：七男。官職は不明。

宣默：八男。広陵王元忻の開府東閣祭酒（「崔宣默墓誌」）。

②逃亡したが、天平年間に赦免され東魏・北齊政権に仕えた者（3名）。

宣祖（勉）：嫡男。家難の際は逃走、後に高歡に謁見し赦免（本節（1））。

宣度：三男。齊王儀同開府司馬。北齊の襄垣太守、隋の弘農太守（第3節（1））。

宣宝：末子。贈賄罪で刑死（本節（2））。

③西魏・北周政権に亡命した者（1名）

宣猷：次男。孝武帝を追い入関。西魏・北周の功臣。隋に仕え大將軍・汲郡公となる（『魏書』卷五七、『周書』卷三五、『北史』卷三二・崔宣猷伝）。

以上の整理によって崔孝芬の諸子の動向をまとめると、崔宣軌・崔宣質・崔宣靖（宣静）・崔宣略・崔宣默の五名が処刑される一方、崔宣祖・崔宣度・崔宣宝の三名が後に赦免され、東魏・北齊政権に仕えた。崔宣猷だけが一人単身で孝武帝を追って宇文泰に投じ、西魏・北周政権に仕えることとなる。孝武帝の

入関事件によって崔孝芬一家が大打撃を受けて東西各政権に離散したがたことが見て取れよう。まさしく墓誌にあるように崔氏にとって「家難」というべき事件であったのである。崔芷蘩本人に如何なる処罰がなされたか不明であるが、父や兄弟たちの状況からして不利な立場に置かれたであろうことは間違いあるまい。

家難の後に崔芷蘩の動向が墓誌で具体的にわかるのは結婚についてである。墓誌 7～9 行目によると、

作合来儀、茲焉左僻、纂組聿修、環珮有序。冀氏野饋之賢、梁婦房中之敬、題名責実、千載一時。侍中文昭公、保乂皇家、羽儀列辟、朝野傾心、船驥斯在。

作合来儀して、茲焉に左に僻く。纂組聿に修め、環珮序あり。冀氏野饋の賢、梁婦房中の敬、名を題し実を責めるは、千載一時なり。侍中文昭公（李希仁）、皇家を保乂し、列辟に羽儀たり、朝野心を傾け、船驥（王佐の才）斯こに在り。

とある。誌文の「作合」とは、文王の結婚が天により定められた良縁であったことを歌った『詩経』大雅・文王之什・大明の「文王初載、天作之合（文王初めて載まれ、天之が合を作す）。」に由来する。「来儀」とは鳳凰が威儀を正して降臨することを言い、転じて女性が嫁ぐことを言う。「左に僻く」とは『詩経』国風・魏風・葛屨が出典で、妻が夫を出迎える時に左に避けて謙譲を示す作法を言う¹⁴。「作合来儀して、茲焉に左に僻く」という句は、「天のめぐりあわせにより崔芷蘩は李希仁と結婚して、礼に則って夫の左側にひかえて出迎えた」と解釈できるのである。

次に「冀氏」とは、『春秋左伝』僖公三三年にみえる冀缺の妻のことである。彼女の夫冀缺は晋に仕えていたが、父の代に罪を得て下野し、農業で生計を立てていた。ある日、冀氏は畑仕事をしている冀缺のために食事（野饋）を世話していた。その様子を見た晋の文公の家臣臼季は夫婦の礼に適っていることに感心し、冀缺を主君に推薦した。冀氏の振る舞いによって冀缺は登用され、一門の名誉が回復された。一方の「梁婦」とは後漢の和帝の母梁貴人の姉梁氏を指す。『後漢書』列伝二四・梁疎伝によれば、父梁疎と梁貴人は、政敵である竇皇后によって殺され一家は流罪となった。梁氏は他家に嫁いでいたため免れた

が、和帝即位後に上奏して父と妹の冤罪を晴らした。墓誌では冀氏・梁婦と言う一族の名誉回復に貢献した女性の故事を引き合いに出し、崔芷蘩が結婚後に父崔孝芬の名誉回復と一家の赦免に尽力したことを顕彰しているのである。

崔氏の赦免については、『魏書』にも記録されている。その時期は前掲『魏書』卷五七・崔孝芬伝によると彼女の結婚後の東魏の天平年間（534～537）のことで、その詳しい経緯については、同書同卷に附される崔勉（崔宣祖）伝に以下のように見える。崔宣祖は崔芷蘩の長兄となる。

被収之際、在外逃免。於後乃出、見齊獻武王於晋陽。王勞撫之。天平末、王遣勉送勲貴妻子赴定州、因得還家。

被収の際、外に在りて逃免す。後において乃ち出で、齊の獻武王（高歡）に晋陽に見ゆ。王勞りて之を撫す。天平の末、王、勉（宣祖の諱）を遣して勲貴の妻子を送り定州に赴かしめ、因りて家に還るを得る。

崔宣祖は崔孝芬らが処刑された際に官憲より逃れて潜伏していたが、後に自首して晋陽で高歡に謁見しその罪を免ぜられた。天平年間の末頃、彼は勲貴の家族を定州に送る任務の途上、故郷（定州博陵郡安平県）の家に帰ることができたという。『魏書』では崔宣祖の自首が崔氏赦免の契機となったとし、崔芷蘩の関与については記述されていない。彼女が崔氏の赦免に尽力したことは、本墓誌の出現によって初めて明らかになった事実なのである。また、墓誌では彼女が家族の赦免に尽力したことを結婚した経緯と交えて記していることをふまえると、崔氏赦免には夫李希仁の実家の力も作用していたものと思われる。

もし、崔氏の赦免に李氏が関わっているとすれば、彼らは高歡に対してどのような影響力を行使しえたのであろうか。そこで高歡政権における李氏の地位について述べておきたい。李希仁自身は崔孝芬一門が免罪された時点の正確な官職は不明であるが、その近い時期である元象元年（538）十二月に刻された「李憲墓誌」¹⁵によると、輔国將軍・中書侍郎であったことが判明する。輔国將軍は従三品上、中書侍郎は従四品上の品階を有する高官である¹⁶。彼は崔氏が赦免される頃には東魏政権の中枢にあったのである。加えて、李希仁の兄李希宗は高歡の腹心であった。『魏書』卷三六・本伝によると、

転齊獻武王大行台郎中、遷散騎常侍・中軍大將軍・金紫光祿大夫。獻武王擢為中外府長史、為齊王、納其第二女。希宗以人望兼美、深見礼遇。

齊の献武王（高歡）の太行台郎中に転じ、散騎常侍・中軍大將軍・金紫光祿大夫に遷る。献武王擢きて中外府長史と為し、齊王（後の文宣帝高洋）の為に、其の第二女を納れる。希宗、人望兼美なるを以て、深く礼遇せらる。

とある。李希宗は高歡の信任を受けて中外府長史に抜擢され、その第二女が後の北齊の建国者文宣帝高洋の妻に迎えられた。彼女こそ後の昭信皇后李祖娥その人である。この通婚を契機にして、李氏は山東漢人門閥の代表格として外戚となり北齊皇室と密に通婚関係を結ぶこととなるのである¹⁷。李希仁は崔孝芬一門が免罪された時点で東魏政權の中枢部に居り、その兄は高歡の腹心であった。それ故に李氏は相応の政治的影響力を有していたと思われ、こうした彼らの力が崔氏の赦免に繋がったのではないだろうか。

（２）崔芷蘩と平秦王高暉彦の反乱―北齊～隋初期―

北齊時代になって崔芷蘩の動向で具体的に判明することは、天保七年（556）頃に夫李希仁と死別したことと¹⁸、河清元年（562）七月に起こった高暉彦の反乱に巻き込まれたことである。この事件には彼女の第二子李公統が深く関与している。『北史』卷三三・李公統伝によると、

子公統、仕齊、位員外郎。高暉彦之反、公統為之謀主。暉彦敗、伏法。

〔李希仁の〕子の公統、齊に仕え、員外郎に位す。高暉彦の反くや、公統之が謀主と為る。暉彦敗れ、法に伏す。

とあり、李公統は高暉彦の参謀を務めたのである。反乱は失敗して李公統は処刑され、後述するように崔芷蘩本人は没官されることとなった。没官とは官婢として宮中に配入する刑罰のことで、彼女は再び反逆者の縁者として罰せられたのである。そして、この事件は弟の崔宣宝、従兄弟で北齊の実力者となっていた崔昂を巻き込んだものへと発展する。

この事件からも北魏の東西分裂時と同様に崔芷蘩の同族や姻戚が、彼女を助けようとする姿が浮かび上がってくるのであるが、まず、その前に高暉彦が反乱を起こした経緯について、呂春盛・王怡辰両氏の研究によって簡単に述べておこう¹⁹。

高暉彦は宗室の一員（高歡の族弟）で、領軍大將軍として禁軍を統率し武成

帝を晋陽から鄴へ迎えてその即位に貢献した。武成帝即位後は領軍大將軍のまま司徒・太傅を兼ね権勢盛んであった。これに対して武成帝及びその側近高元海・高乾和・畢義雲は彼を警戒し、ついに領軍大將軍を解任して禁軍の兵権を奪い、太宰・冀州刺史として地方へ転出させた。その直後、任地で反乱を起こすも、間もなく討伐され処断された。呂氏・王氏ともに高帰彦が兵権を剥奪され処断された背景には、武成帝の君権強化策があったと指摘する。武成帝はこの事件を皮切りに有力な宗室諸王を肅清し、自身は皇太子に譲位して上皇におさまり君権の強化と安定を模索していくのである。高帰彦の反乱は、北齊の君権が強化されていく過程で生じた皇帝と有力宗室との軋轢が生んだ反乱事件であったと位置づけらるるのである。

武成帝側の視点に立つ呂氏・王氏の説は説得力に富み首肯できるが、一方の高帰彦や李公統の側に立った時に、何故彼らが反乱に及んだのかという点についてはあまり言及されていない。まず、高帰彦の動機については、『北史』卷五一・齊宗室諸王上・平秦王帰彦伝に見える討伐軍に追い詰められた時の彼の発言に端的に示されている。

孝昭皇帝初崩、六軍百万衆、悉由臣手、投身向鄴迎陛下。当時不反、今日豈有異心。正恨高元海・畢義雲・高乾和誑惑聖上、疾忌忠良。但為殺此三人、即臨城自刎。

孝昭皇帝初めて崩じ、六軍百万の衆、悉く臣の手に由るも、身を投じて鄴に向かい陛下（武成帝）を迎う。時に当たりて反かず、今日豈に異心有らんや。正しく恨むらくは高元海・畢義雲・高乾和の聖上を誑惑し、忠良を疾忌するを。但だ〔我が〕為に此の三人を殺さば、即ち城に臨み自刎せん。高帰彦は、高元海・畢義雲・高乾和らが武成帝を誑かし、忠臣たる自分を遠ざけたことが挙兵の理由であると述べている。この発言は高元海らが武成帝に働きかけて彼の兵権を奪い冀州刺史へ転任させたことをふまえてのものである。『北史』本伝では冀州着任直後の高帰彦の心情を「至州不自安、謀逆(州に至り自ら安んぜず、逆を謀る)。」と記しているので、彼は高元海らの讒言によって冀州に転任されて禁軍の兵権を奪われたことに身の危険を感じ、追い詰められて反乱に及んだのであろう。

次に李公統が反乱に加担した理由であるが、彼の動機について記した史料は

無いので、現在残されている彼の経歴から推測するしかない。李公統本人の史料については前掲『北史』卷三三・本伝と「崔芷繫墓誌」の記述がすべてとなる。『北史』本伝によると、当時、彼は員外郎(員外散騎侍郎)であった。「崔芷繫墓誌」26行目によると、

第二子公統、字は仲微。太尉府参軍事・員外散騎侍郎なり。妻青州崔氏、襄城県開国男肇師の第三女なり。

とあり、彼は員外散騎侍郎の他に太尉府参軍も兼任した²⁰。員外散騎侍郎は集書省の属官であるし、高帰彦は太尉ではないので、官職の面からは彼と高帰彦の接点は見いだせない。となると、彼は高帰彦の部下であったことから、反乱に加担したわけではなさそうである。また、彼の舅崔肇師は当時すでに亡く、その子の活動についても記録が残されていない²¹。よって、通婚関係からも彼が反乱に加担した理由について考察するのは難しい。

そこで、彼の同族に目を転じると、従兄弟の李孝貞が高帰彦と同じく高元海らに反感を懐いていたことが判明する。それについては、次の二つの事件から知ることができる。

まず、李孝貞が給事中であった時のこととして、『隋書』卷五七・本伝には、于時黄門侍郎高乾和、親要用事。求婚於孝貞、孝貞拒之、由是有隙。陰譖之、出為太尉府外兵参軍。

時に黄門侍郎高乾和、親要もて用事す。婚を孝貞に求め、孝貞之を拒み、是れ由り隙有り。陰かに之を譖り、出だして太尉府外兵参軍と為す。

とある。彼は権勢を振るっていた高乾和の通婚の申し出を断ったため、高乾和の報復を受けて太尉府外兵参軍に左遷されたという。さらに『北史』卷三九・畢義雲伝(現行本の『北齊書』卷四七・酷吏・畢義雲伝は『北史』による補卷)によると、高帰彦の反乱より前のこととして、

〔畢義雲〕猶作書、与元海論叙時事。元海入内、不覺遺落。給事中李孝貞得而奏之。為此、〔高〕元海漸疏、孝貞因是兼中書舍人。

〔畢義雲は〕猶お書を作し、〔高〕元海と時事を論叙す。元海入内するや、遺落を覺らず。給事中李孝貞得て之を奏す。此れが為に、元海漸く疏まれ、孝貞是れに因りて中書舍人を兼ね。

とある。李孝貞は畢義雲が高元海とともに時事を論じた書簡を拾い、武成帝に

上奏し高元海の失脚を促した。これにより彼は中書舍人を兼任することとなった。

以上からは、李孝貞が高焄彦と同じく高元海・高乾和・畢義雲に反感を懷いていたことが読み取れてくる。李孝貞と高乾和の対立は婚姻の問題から端を発していた。名門同士の通婚を重んじる山東門閥にとって結婚は当事者だけにとどまる問題ではない。当時者の祖母や再従姑など族内の年長の女性が配偶者の決定に深く関わるなど、同族の意向も強く反映されたのである²²。このように考えると、李孝貞の高元海らへの反感は、従兄弟である李公統も共有するところであったのではなかろうか。彼の一族が高焄彦の政敵である高元海らと対立していたことが、彼をして積極的に高焄彦に加担せしめた理由であろう。

さて、前述したように崔芷蘩は高焄彦反乱事件に連座したが、その処遇をめぐって弟崔宣宝と従兄弟崔昂を巻き込んだ事件へと発展していった。その経緯については、『北史』卷三三・李公統伝に次のように記される。

其母崔氏当没官、其弟宣宝行賂、改籍注老。事発、武成帝梟殺之、肝腦塗地。

其の母の崔氏（崔芷蘩）、当に官に没すべきも、其の弟の宣宝、賂を行い、籍を改め老と注す。事発かれ、武成帝、梟（棒）もて之を殺し、肝腦地に塗れる。

これによると、連座した崔芷蘩は、没官、すなわち官有の奴婢として宮中に入れらることとなったが、崔宣宝は賄賂をもって姉を刑罰から免れさせるためにその年齢を詐称した。しかし、それが武成帝に知られて彼は惨殺された。

この事件に関連する記事は、『北史』卷五一・北齊宗室諸王上・神武諸子・彭城王浟伝にもある。

趙郡李公統、預高焄彦之逆。其母崔氏、即御史中丞崔昂従父姉、兼右僕射魏収之内妹也。依令、年出六十、例免入官。崔増年陳訴。所司以昂・収故、崔遂獲免。浟摘発其事、昂等以罪除名。

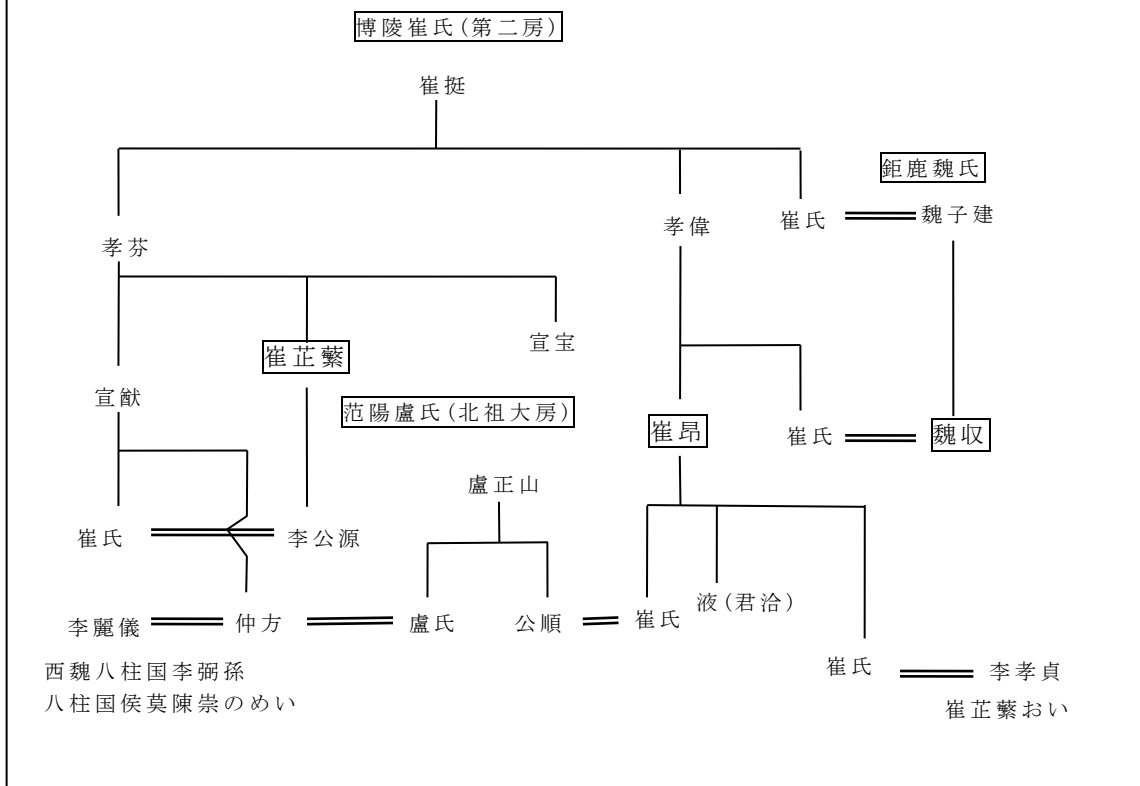
趙郡の李公統、高焄彦の逆に預かる。其の母の崔氏、即ち御史中丞崔昂の従父姉、兼右僕射魏収の内妹なり。令に依るに、年六十を出でれば、例として官に入るを免ず。崔年を増し陳訴す。所司、昂・収の故を以て、崔、遂に免るるを獲る。浟、其の事を摘発し、昂等罪を以て除名せらる。

この記事では、前掲『北史』李公統伝の情報に加えて、北齊の令では 60 歳以上であれば没官を免除する規定があったので崔宣宝が崔芷蘩の年齢を詐称したこと、そして崔芷蘩が当時高位にあった御史中丞崔昂の従父姉（イトコ）で、右僕射魏収の妻崔氏（崔昂の妹）の内妹（妻の従妹）であったので所司が崔宣宝の要求を受け入れたこと、その後、結局は彭城王高澄に摘発され崔昂・魏収は除名されたこと、などが判明する。ここで注目されるのは、所司が崔芷蘩・宣宝の背後に崔昂と魏収の存在を感じ取ったことである。

崔芷蘩・崔昂・魏収の関係を改めて整理すると「**崔芷蘩・崔昂・魏収関係系図**」（161 頁）のようになる。崔昂が崔芷蘩の従兄弟であることは前述したが、それと同時に崔芷蘩の甥の李孝貞の舅でもあった²³。崔昂は崔芷蘩の同族であるとともに李氏の姻戚でもあったのである。一方の魏収は崔昂の妹を娶った。彼の母は崔芷蘩の叔母であり、崔氏と魏氏とは二代にわたって通婚していた²⁴。さらに魏収は崔芷蘩の義弟李騫の親友でもあった²⁵。彼もまた崔昂と同様に崔芷蘩との関係が深い人物であったのである。以上の血縁・姻戚関係こそが彼女の没官を回避させた要因であったのである。没官事件からは山東に残留した崔芷蘩の一族が、崔氏・李氏・魏氏で構成された婚姻関係を存立基盤にしていたことが明らかとなってこよう。

なお、摘発後の崔芷蘩は事件の経緯からみて没官されたと思われる。それを裏付けるのが墓誌の記述である。墓誌 14 行目に「未だ兆さざること、実に羊舌の妻に似る」とあり、21 行目銘文に「別を王経に忍ぶ」とあって、婉曲な表現ではあるがこの事件に言及している。羊舌の妻は『古列女伝』巻三・仁智によると、春秋晋の大夫の羊叔魚の母羊叔姫のことである。また、『三国志』巻九・魏書・夏侯玄伝と『世説新語』巻上・賢媛によると、王経は三国魏の皇帝曹髦とともに司馬昭を除こうとして処刑された人物で、その母は賢母として知られている。羊叔姫・王経の母はともに孫もしくは息子が罪を得て死ぬことを予見しながらも防ぐことができず連座した女性で、本墓誌では両名を引き合いに出すことによって、李公統の死と崔芷蘩の没官を暗示させるのである。その後、崔芷蘩は北齊の滅亡によって官婢の身分より解放されたと思われ、華北統一の 5 年後の開皇二年九月に都仁郷吉遷里²⁶の邸宅で没した。享年 70 歳であった。

【崔芷蘩・崔昂・魏収関係系図】



第3節 博陵崔氏第二房と趙郡李氏東祖の通婚関係

(1) 墓誌 24～30 行目に見える博陵崔氏・趙郡李氏の通婚

前章で述べた崔芷蘩の経歴を概観すると、彼女とその兄弟たちは二度にわたり生命の危機に瀕し、その都度に同族や姻戚の助力を得ていたことが明らかとなる。そこからは同族・姻戚との関係が崔氏の存立基盤の一端を担っていたことが垣間見えてくるのである。特に崔・李両家の通婚関係は子や孫の世代にも及ぶ親密なものであった。以下、本墓誌(24～30行目)に見える崔芷蘩の子孫の中でも両家が通婚した三つの事例について考察を加えたい。

①夫：李公源(李希仁長男) 妻：崔氏(崔芷蘩の第二兄崔宣猷長女)

墓誌によると李公源は大司馬府参軍事となり、靈武県開国男を世襲した。大司馬は隋制に無いので、李公源の官職は本墓誌が作製された隋・開皇二年時点のものではなく、それ以前の北周もしくは北斉時代のものであろう。北周の大司馬は夏官府の長官となるが、その属僚に参軍事は存在しないので²⁷、大司馬府参軍事は北斉時の官職とみてよい。北斉の大司馬は大將軍とあわせて「二大」

と総称され、三公の上位に設置された軍事を司る最高官である²⁸。前述したように李公源の弟李公統は高俣彦の乱により処刑され、その罪は母の崔芷蘩にも及んだ。ここから推察するに李公源もまた連座し官爵を剥奪されたものと思われる。よって、墓誌の官爵は高俣彦が反乱する直前のものであろう。彼は崔芷蘩の第二兄崔宣猷の長女を娶った。

②夫：李公恕(李希仁三男) 妻：崔氏(崔芷蘩の第三兄崔宣度の第四女)

李公恕の官職は墓誌によると開府参軍事である。墓誌が作製された隋代の官職ともとれるが、李公源と李公統が北斉の官職を記しているので、北斉時の可能性もある。李公恕は墓誌によると襄垣太守崔宣度の第四女を娶った。崔宣度は崔芷蘩の第三兄である。彼が太守を務めた襄垣郡は、『隋書』卷三〇・地理志中・上党郡襄垣県の条に「旧置襄垣郡、後齊郡廢（旧と襄垣郡を置く、後齊郡を廢す）」とあり、北斉の時に廢された郡で、隋代には設置されていなかった²⁹。従って崔宣度の官職も北斉のものである可能性が高く、墓誌が作成された時点では無位無官であったと思われる³⁰。

③夫：李善願(李公源の子、李希仁の嫡孫) 妻：崔氏(崔龍子の娘、崔芷蘩の長兄崔宣祖の孫娘)³¹

李善願の官職については墓誌には記されていない。『新唐書』卷七二上・宰相世系表・趙郡李氏東祖には「右衛倉曹参軍」の官職が見える。北斉の左右衛には倉曹参軍は存在せず、隋代の左右衛では設置されている。よって「世系表」の官職は隋代のものと思われる³²。本墓誌によると崔龍子の娘を娶った。

崔龍子は元々崔宣度の子であったが、崔孝芬の嫡男崔宣祖に後嗣がいなかったため、その後を継いだ。これにより彼は崔孝芬の嫡孫となった。李善願も李希仁の嫡孫にあたり、この結婚は両家の嫡流同士の婚姻で、両家が如何にこの婚姻を重視していたのかが窺える。崔龍子については、『太平御覧』卷二六三・職官部・司馬に引く『三国典略』に、

齊以太子率更令崔龍子、為司州司馬。初龍子、為司徒功曹、嫁女与穆提婆、以求此職。提婆許之、以其品懸絶、先転為率更令。至是成婚、既畢、即使用之。尋有謠言、謗於路側曰「司州司馬崔老鴟、取錢能疾、判事遲。」御史馮士幹、見而劾之、遂免其官。

齊、太子率更令崔龍子を以て、司州司馬と為す。初め龍子、司徒功曹と為

り、女を嫁がせ穆提婆に与え、以て此の職を求む。提婆之を許し、其の品の懸絶するを以て、先に転じて率更令と為す。是こに至り婚を成し、既に畢り、即便して之を用う。尋いで謠言有り、路側に勝して曰く「司州司馬崔老鴟、錢を取ること能く疾し、事を判すること遅し」と。御史馮士幹、見て之を劾し、遂に其の官を免ず。

とあり、穆提婆に娘を嫁がせて、司徒功曹より太子率更令を経て司州司馬に昇進したことが判明する。穆提婆は後主の養育係であった陸令萱の息子で、武平三年（572）頃より後主の寵愛を背景に母子ともに権勢を振った人物である³³。ただし、司州司馬は北齊の制度には無く、『北齊書』卷十六・段孝言伝に崔龍子の官職として司州治中とあるので、恐らく、司馬は治中の間違いであろう。その段孝言伝によると、

〔段〕孝言除尚書右僕射、仍掌選舉、恣情用捨、請謁大行。勅濬京城北隍、孝言監作、儀同三司崔士順・将作大匠元士将・太府少卿酈孝裕・尚書左民郎中薛叔昭・司州治中崔龍子・清都尹丞李道隆・鄴県令尉長卿・臨漳令崔象・成安令高子徹等、並在孝言部下。典作日、別置酒高会、諸人膝行跪伏、称觴上寿。或自陳屈滞、更請転官。孝言意色揚揚、以為己任。皆随事報答、許有加授。

〔段〕孝言、尚書右僕射に除され、仍りて選舉を掌り、情を恣にして用捨し、請謁大いに行う。勅して京城北隍を濬わしむ。孝言監作し、儀同三司崔士順・将作大匠元士将・太府少卿酈孝裕・尚書左民郎中薛叔昭・司州治中崔龍子・清都尹丞李道隆・鄴県令尉長卿・臨漳令崔象・成安令高子徹等、並びに孝言の部下に在り。典作の日、別に置酒高会し、諸人膝行跪伏して、称觴して上寿し。或いは自らの屈滞を陳べ、更に転官を請う。孝言、意色揚揚として、以て己の任と為す。皆事に随い報答し、加授有るを許す。

とあり、崔龍子は尚書右僕射として選舉を担当し権勢を振っていた段孝言に接近し、昇進を図った。この記事は、段孝言の尚書右僕射着任時期から推して、武平五年（574）五月頃のことと思われる³⁴。司州治中は従四品下の高官である³⁵。崔龍子の経歴からは、趙郡李氏との通婚によって断絶の危機を脱した後に、崔氏が積極的に時の権勢家と結び付き政権の中枢に食い込むほどその勢力を回復させていたことが読み取れるのである。

以上が本墓誌に見える博陵崔氏－趙郡李氏間の通婚事例の概要である。崔芷蘩の経歴から推して何れも北齊時代に成立した婚姻であろう。①は入関した崔宣猷の長女を娶った例である。崔宣猷の長女は北魏の東西分裂の際に、恐らく崔芷蘩と同様に山東に取り残されたのであろう。李希仁・崔芷蘩夫婦はめいを保護し、長男李公源に娶わせたものと思われる。②～③は①と事情を異にし、北齊に仕えた崔氏と通婚した例である。北齊期の崔氏は断絶の危機を脱し、李公恕の舅崔宣度が襄垣太守となり、李善願の舅崔龍子が司州治中となっていた。これらは①のように崔氏の庇護を目的したというよりも、両家の関係をより強固にするための通婚であったと思われる³⁶。このように、①～③の事例からは北齊期に両家の関係が強化されていったことが読み取れるのである。

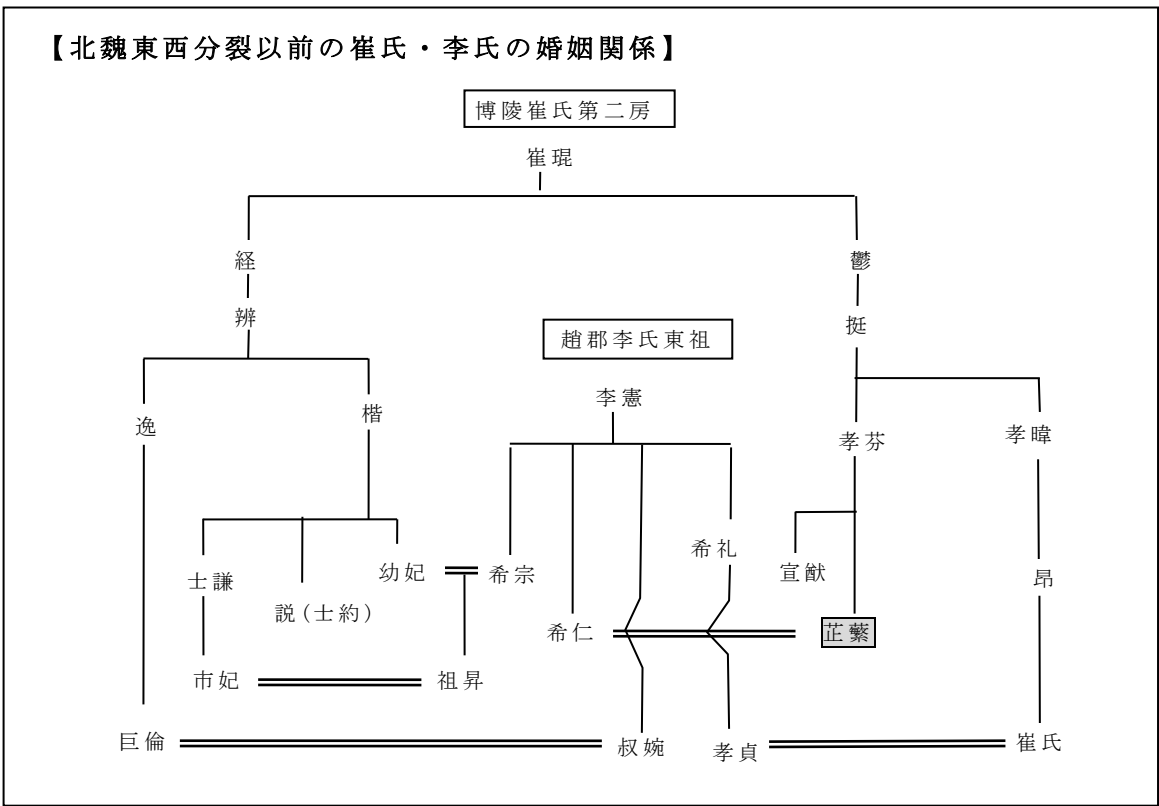
③で言及した崔龍子は通婚という手段を用いて権勢家穆提婆に近づき昇進した。彼にとって通婚関係を構築することは、政権中枢に食い込むための有効な手段であった。彼が娘を李希仁の嫡孫に嫁がせたのも、崔氏にとって同じ山東漢人門閥であり北齊の外戚でもあった李氏との通婚が有益であると判断したためであろう。崔氏は李氏の婚姻関係を強化することによって自家の基盤を強固としていったと思われるのである。これに対して、趙郡李氏の側に立ってこの通婚関係を見ると、没落寸前の崔氏との通婚はあまり利点がないように思われる。これと関連して指摘しておきたいのは、李希仁と崔芷蘩が結婚した時期についてである。本墓誌によると崔孝芬処刑後に結婚し、それによって崔氏が赦免されたことが示唆されるので、その時期は崔孝芬の死後で、崔氏が赦免される天平年間（534～537）より以前であることは明らかである。この点については、天平四年（537）の翌年に刻された「李憲墓誌」によって、彼女が既に二人の男児を生んでいたことから裏付けられる。妊娠の時期から推して少なくともそれより約2年前には結婚していたと推定できる。すなわち、趙郡李氏はわざわざ反逆者の縁者と通婚し、その家の赦免に尽力したこととなるのである。もし、そうであるとすれば、李希仁が崔芷蘩と結婚したのは、政治的リスクを冒してまでも苦境に立たされた崔氏を保護するためであったと解釈できるのではないだろうか。

それは何故であろうか。そこで、北魏東西分裂以前の崔李両家の通婚関係に目を向けてみた。東魏・北齊時代に李氏が崔氏を積極的に支援した背景を知る

ためには、時代を遡って北魏東西分裂以前の両家の関係に迫る必要性があるからである。

（２）北魏の東西分裂前夜における崔氏・李氏の通婚関係

北魏東西分裂以前の両家が通婚した事例を正史や墓誌史料で探すと以下の二つ見出し、その婚姻関係を図示すると、以下の「北魏東西分裂以前の崔氏・李氏の婚姻関係」のようになる。



① 夫：崔巨倫（崔芷繁の三従兄弟） 妻：李叔婉（李希仁の兄妹）

崔巨倫は崔芷繁の父孝芬の従祖兄弟崔逸の子で、『魏書』巻五六、『北史』巻三二に立伝される。『魏書』巻五六・本伝によると、

〔孝〕 莊帝還宮、行西兗州事、封漁陽県開国男。邑二百戸。尋除光禄大夫。

〔永安〕 三年卒。

〔孝〕 莊帝、宮に還るや、行西兗州事たりて、漁陽県開国男に封ぜらる。

邑二百戸。尋いで光禄大夫に除さる。〔永安〕 三年卒す。

とあり、孝荘帝の時代（528～530 年）、漁陽県開国男の爵位を授けられて、光祿大夫まで至った。彼は「李憲墓誌」によると李憲の第三女李叔婉を娶っている。『魏書』本伝によると、北魏東西分裂より遡ること永安三年（530）に没しており、婚姻はそれより以前に成されたと思われる。

② 夫李希宗（李希仁の兄） 妻：崔幼妃（崔芷蘩の三従兄弟）

李希宗は李希仁の兄である。東魏の高歓に信任され中外府長史となった（第2節（1））。その妻崔幼妃は、「李憲墓誌」によると「希宗妻博陵崔氏。父楷、儀同三司。孫祖昇、字孝舉、司徒参軍事。第二孫祖勲、字孝謀」とあり、崔楷の娘である。崔楷は『魏書』卷五六、『北史』卷三二に立伝され、崔巨倫の叔父で崔孝芬の再従兄弟（はとこ）である。李希宗夫婦には父の李憲が埋葬された元象元年（538）十二月の時点で、既に成人して仕官した男子がいた。よって、元象元年より十数年前には通婚していた。なお、「崔楷墓誌蓋」によれば、この夫婦の嫡子李祖昇は崔楷の孫娘崔市妃を娶っており、両家の関係は北齊以降にもさらに強化されていったのである³⁷。

以上の二つの事例は、何れも崔芷蘩と李希仁が結婚した北魏の東西分裂直後よりさらに前のもので、崔李両家は北魏の東西分裂以前から既に婚姻関係を結んでいたことが確認できる。それだけでなく両家は政界においても行動をともにすることがあったようである。『魏書』卷六八・高聰伝によると、

肅宗踐祚、以其素附高肇、出為幽州刺史、將軍如故。尋以高肇之党、与王世義・高綽・李憲・崔楷・蘭氛之為中尉元匡所彈。靈太后並特原之。

肅宗（孝明帝）踐祚するや、其の素と高肇に附くを以て、出だして幽州刺史と為り、將軍は故の如し。尋いで高肇の党なるを以て、王世義・高綽・李憲・崔楷・蘭氛之と中尉元匡の彈ずる所と為る。靈太后並びに特に之を原す。

とあって、これによると李希宗夫婦の父たち李憲・崔楷らはともに外戚高肇の朋党として弾劾された。さらに『魏書』卷五七・本伝によれば「尚書令高肇、親寵權盛。子植、除青州刺史、啓孝芬為司馬（尚書令高肇、親寵にして權盛なり。子の植、青州刺史に除せられ、孝芬を啓して司馬と為す）。」とあり、高肇の子高植は青州刺史となった際に崔芷蘩の父崔孝芬を司馬として辟召した。よって崔孝芬もまた「高肇之党」に属していた可能性が高いのである。

以上から、崔氏と李氏は北魏東西分裂以前から交際があり婚姻を通じて閥閥を形成していたことが明らかとなる。北魏が東西に分裂した際に趙郡李氏が窮地に陥った崔氏を支援した背景には、こうした両家の関係が前提にあったことが読み取れるのである。

おわりにかえて—華北統一後の崔・李両家の合流—

西暦 577 年、北周によって東西に分裂していた華北が統一された。当時、東西に分断されていた崔・李両家はどのような状況に置かれたのであろうか。

まず、山東に留まった崔氏周辺の状況を述べると、「崔芷蘩墓誌」が作成された開皇二年時点では北斉政権に仕えていた崔芷蘩兄妹のうち崔宣度のみが生存していた。墓誌にある官職は前述したように北斉のものであるので隋初は無官であったと思われる。一方、李希仁崔芷蘩夫婦の子孫についてみると、「李元確及妻元氏墓誌」³⁸によれば、「祖公源、隋離狐県令。父善願、皇朝（唐）刑部郎中・大理正。」とあり、嫡男李公源、嫡孫李善願は、隋初も健在であったと思われる。ただ、「李元確及妻元氏墓誌」の両名の官職は「崔芷蘩墓誌」には反映されておらず、李公源の官職は北斉時のもので、李善願については官職を記していない。この二人もまた無官であったと思われる³⁹。彼らの任官状況からいって崔李両家が官界では不遇であったことが読み取れる。この要因として李公統が高歸彦の乱に加担したことも一因として考えられるが、それと無関係であった崔宣度も無官であったことを考えると、北周・隋政権における北斉系人士の地位下降と冷遇傾向も理由として挙げられるのではないだろうか⁴⁰。

一方、入関した崔宣猷はどうであったか⁴¹。彼は西魏・北周政権に仕えて北周武帝の建徳六年に小司徒・儀同大將軍となり、隋創業時には北周の宿臣であることから大將軍・汲郡公の位を授けられていた⁴²。息子の崔仲方は北周武帝の信任を得て北斉討伐の密計に参画し、宣帝時には詔勅起草に参与する小内史という枢要な地位を得た。楊堅（隋の高祖）の謀臣の一人として周隋革命を推し進め、鴻臚少卿となった。入関崔氏は西魏・北周・隋政権で栄達し重要なポストを得ていたのである。崔宣猷父子は北魏の東西分裂によって分断された山東の一族や姻戚との合流に積極的で、早くも華北統一からの 2 年後の大象元年（579）には山東で崔昂一家と墓域を共有し、孝武入関事件で処刑された同族

の埋葬を行っている。そして北齊系山東門閥との通婚も積極的に行い范陽盧氏を介して崔昂の子孫との関係を強化した（「崔芷蘩・崔昂・魏収関係系図」、161頁）。この婚姻によって関中で生まれた崔仲方、北齊（山東）系の同族崔液（崔昂の子）、姻戚李孝貞（崔芷蘩の甥）は、義理の兄弟という関係となったのである。こうして入関崔氏は山東郷里社会における基盤を回復していったのである。「崔芷蘩墓誌」では生き別れになった崔芷蘩と崔宣猷が再会したことについて、特に記されていないが、以上に述べた崔宣猷の動向をふまえれば、彼が妹の崔芷蘩ら山東に残留した兄妹たちと連絡を回復したのは想像に難くない。また、生き別れの兄妹だけではなくその支援をしてきた李氏にも援助の手をさしのべたとみても大過なからう⁴³。

以上、本章で考察してきた北魏～隋初にいたるまでの崔氏・李氏の関係を概観すると、両家が婚姻を通じて互いの窮地の際に扶助する関係を構築していたことが読み取れてくる。こうした王朝の興亡をも超越した相互扶助の関係こそが、山東門閥たる両家の存立基盤の一端を担っていたのではないだろうか。山東門閥が北朝後期から隋唐政権の形成に至るまでの動乱の時代を生き抜き、一貫して一流の門閥とみなされた理由の一つはここに求められるのである。

¹ 本研究における「門閥」の定義については、序論を参照。

² 北朝後期から唐初にかけて、東魏・北齊の領域をしばしば「山東」と総称した。現河南・河北・山東三省、山西省北半を含めた地域である。

³ 谷川道雄「六朝時代における都市と農村の対立的関係について—山東貴族の居住地問題からの接近—」（唐代史研究会編『中国の都市と農村』、汲古書院、1992年）。

⁴ 毛漢光「從士族籍貫遷移看唐代士族中央化」（初出1981年、同著『中国中古社会史論』上海書店出版社、2002年）、長部悦弘「隋の辟召制廃止と都市」（『東洋史研究』44-3、1985年）、愛宕元「唐代范陽盧氏研究—婚姻関係を中心に—」（川勝義雄・礪波護編『中国貴族制社会の研究』、京都大学人文科学研究所、1987年）、室山留美子「北朝時期漢族官僚在首都居住的状况—以東魏北齊官僚葬地選択為線索—」（井上徹・楊振紅編『中日学者論中国古代城市社会』、

三秦出版社、2007 年)、同「隋開皇年間における官僚の長安・洛陽居住—北人・南人墓誌記載の埋葬地分析から—」(『都市文化研究』12、2010 年)。

⁵ 注 4 愛宕論文、前田愛子「女帝武則天と唐代貴族—山東五姓を中心として—」(『東アジア史の展開と日本 西嶋定生博士追悼論文集』、山川出版社、2000 年)。

⁶ 本稿第 2 部第 1 章「隋唐初期の政治史と「入関山東門閥」、第 2 部第 3 章「崔民幹の事跡と太宗の『貞觀氏族志』の編纂」を参照。

⁷ 本墓誌表題の「開皇二年歲次壬寅十二月辛未朔廿六日丙申」という紀年は、墓誌 16 行目の誌主崔芷繁の埋葬日と合致する。ところがその干支については問題がある。題名では開皇二年十二月を辛未朔、二六日を丙申とするが、陳垣『二十史朔閏表』(中華書局、1962 年)によると十二月は辛丑朔で二六日は丙寅であり、同年十一月が辛未朔で二六日が丙申なのである。よって本墓誌の紀年は干支に従えば開皇二年十一月二六日となり、数字の日付に従えば同年十二月二六日となる。些細な点ではあるが一応記しておく。

⁸ 本墓誌の拓本は中国国家図書館にも所蔵され、同館所蔵の拓本 Web データベース「碑帖菁華」(<http://mylib.nlc.gov.cn/web/guest/beitiejinghua>)にて閲覧することができる。国家図書館所蔵本は王家新氏寄贈の朱拓本で、2001 年に採拓されたものである。2014 年 2 月 23 日閲覧。なお、本墓誌は梶山智史編『北朝隋代墓誌所在総合目録』(汲古書院、2013 年、以下梶山目録と略称) No.1220 に著録される。

⁹ Web ページ「馬可波羅」(<http://china.makepolo.com/>)内「劉秀峰(个体経営)」を参照。その解説には「《崔芷繁墓志》、高八四・寛八三厘米、正書三十行、行三十字、有界格、志蓋佚。《崔芷繁墓志》首行是「維大隋開皇二年歲次壬寅十二月辛未朔廿六日丙申齊故侍中開府儀同三司吏部尚書殷州刺史李公夫人崔氏墓志銘」、此志出土于河北高邑、志石現藏正定墨香閣。」とある。2015 年 6 月 15 日閲覧

¹⁰ 本章で掲示した「崔芷繁関係系図」、「崔芷繁・崔昂・魏収関係系図」、「北魏東西分裂以前の崔氏・李氏の婚姻関係」の三つの系図の作成にあたっては、本墓誌の他に、平成 7 年度中林ゼミ「北朝門閥社会に於ける系譜研究」(『大

東文化大学漢學會誌』36、1997 年)、劉馳「清河崔氏世系表」、「博陵崔氏世系表」(同 『六朝士族探析』、中央廣播電視大学出版社、2000 年)、注 6 拙稿を参照した。

- ¹¹ 『後漢書』列伝六〇・孔融伝を参照。
- ¹² 『史記』卷一〇五・倉公列伝、『古列女伝』卷六・辯通・齊太倉女伝を参照。
- ¹³ 「崔宣靖墓誌」、「崔宣默墓誌」の出典については、梶山目録No.1132～1133 参照。
- ¹⁴ 本詩は新婦が夫に靴や服を作り贈る詩で「要之襪之、好人服之。好人提提、宛然左辟（之（夫人が縫った服）を要（腰）し之を襪し、好人（新郎）は之を服す。好人提提として、宛然として左に辟（僻）く）。」とある。『正義』ではこの部分を「至門之時、其夫揖之、不敢当夫之揖、宛然而左辟之（門に至る時、其の夫之（夫人）に揖し、〔夫人は〕敢えて夫の揖に当たらず、宛然として左して之を辟く）。」と解釈する。
- ¹⁵ 「李憲墓誌」（東魏元象元年（538）12 月）については、趙万里『漢魏南北朝墓誌集釈』（科学出版社、1956 年）卷六、図版No.292 参照。その他出典については、梶山目録No.595 を参照。
- ¹⁶ 『魏書』卷一一三・官氏志・太和二十三年後令。
- ¹⁷ 『北史』卷三三・李希宗伝、『北史』卷十四・后妃下・齊・文宣皇后李祖娥伝を参照。趙郡李氏と北齊皇室との通婚とその意義については、唐華全「趙郡李氏与北齊皇室通婚考論」（『齊魯學刊』2010 年 5 期）を参照。唐氏の調査によると崔芷蘩の婚家である東祖房李憲支は都合 7 例も北齊皇室と婚姻関係を結んだ。
- ¹⁸ 夫の李希仁の墓誌は北齊天保七年（556）十一月の紀年を有しており、崔芷蘩より早くに亡くなっている。「崔芷蘩墓誌」13～14 行目では李希仁の死と彼女の服喪について「夜光俱に棄て、玉樹同に殞ちて自り（李希仁の死を暗喩）、憂いは既に之（崔芷蘩）を傷ない、形体は故に非ず」とある。「李希仁墓誌」は、石永士・王素芳・裴淑蘭著『河北金石輯録』（河北人民出版社、1993 年）によれば一度発見されたものの、そのまま李希仁墓に放置されたと言う。その後の消息は不明。

-
- ¹⁹ 呂春盛著『北齊政治史研究—北齊衰亡原因之考察』（国立台湾大学出版委員会、1987年）、王怡辰著『東魏北齊的統治集團』（文津出版社、2006年）を参照。
- ²⁰ 太尉府参軍・員外散騎侍郎はともに、正七品上（『隋書』卷二七・百官志中・後齊官制）。
- ²¹ 崔肇師は『北齊書』卷二三、『北史』卷三二に立伝され、その系譜は清河崔氏青州房に属する（『新唐書』卷七二下・宰相世系表）。なお、崔肇師の娘は李公統の処刑後に没官されたが、武成帝により魏収に下賜された（『北史』卷五六・魏収伝）。
- ²² 注4前掲愛宕氏の論文。
- ²³ 北齊天保七年（557）十一月の紀年を有する「李希礼墓誌」によって、李孝貞が高綿彦の叛乱以前に崔昂の娘を娶っていたことがわかる。本墓誌については、中国文物研究所・河北省研究所編『新中国出土墓誌・河北（壹）』（文物出版社、2004年）、梶山目録No.764を参照。
- ²⁴ 『北史』卷五六・本伝によると、崔孝芬は魏収の舅であった。その母は孝芬の姉妹であろう。
- ²⁵ 『魏書』卷三六・李騫伝に「〔李〕騫嘗贈親友盧元明・魏収詩曰…」とある。
- ²⁶ 東魏・北齊期の漢人氏族は鄴城と郷里に邸宅を構えていた（注3室山論文）。北周末、鄴城は尉遲迥の乱によって破壊されたため、この時期に崔芷蘩が鄴に居住していたとは考え難い。『北史』卷十四・后妃伝下によると、隋初に彼女のめいで北齊文宣帝皇后の李祖娥が趙郡に帰郷したという。従って、崔芷蘩が死没したという「都仁郷吉遷里」は李氏の本貫である趙郡管轄下の里である可能性が高い。「李瞻墓誌」（北魏・正始五年（508）正月）には趙郡李氏の本貫地を「趙郡柏仁永寧郷吉遷里」と記しており、所属の郷は異なるが「吉遷里」の名を見出すことができる。同墓誌については、劉恒撰『北魏李瞻墓誌 東魏呂盛墓誌』（榮寶齋出版社、2003年）、梶山目録No.84参照。
- ²⁷ 北周の大司馬については、王仲犛『北周六典』（中華書局、1979年）卷五・夏官府を参照。
- ²⁸ 『隋書』卷二七・百官志中・後齊官制。なお、大司馬府の参軍は品階不明。

- ²⁹ 施和金『北齊地理志』（中華書局、2008 年）卷二河北地区（下）・襄垣郡によると、北齊の天保七年（556）に廃されたとある。同郡の廃止時期については他の史料に見えない。施氏は『北齊書』卷四・文宣帝紀・天保七年十一月壬子の条にある郡県併省の詔を論拠にしたのであろう。
- ³⁰ 『北史』卷三二によると崔宣度は恒農太守となったことが見える。『新唐書』卷七二下・宰相世系表・博陵崔氏第二房では隋代の任官とするが、「崔芷繫墓誌」には記されておらず、墓誌が作製された以降に任官したのであろう。
- ³¹ なお、本墓誌には李善願夫婦の子として宝惠の名が見えるが経歴不詳。
- ³² 北齊代の左右衛の属官については、張金龍『魏晉南北朝禁衛武官制度研究』下冊第五編第 19 章「東魏北齊禁衛武官制度」（中華書局、2004 年）を参照。また隋代の左右衛の属官については『隋書』卷二八・百官志下を参照。
- ³³ 『北史』卷九二・恩幸伝（『北齊書』該当部分は補卷）には「自武平三年之後、令萱母子勢傾内外、賣官鬻獄、聚斂無厭（武平三年の後自り、〔陸〕令萱母子勢は内外に傾け、官を賣り獄を鬻ぎ、聚斂すること厭う無し）。」とある。
- ³⁴ 『北齊書』卷八・後主紀を参照。
- ³⁵ 司州治中は司州治中從事史の略称。『隋書』卷二七・百官志中・後齊官制を参照。
- ³⁶ 本節で触れなかった本墓誌に見える崔芷繫の諸子の状況は、次の通りである。李公統（次男）については、第 2 節（2）を参照。李公績（四男）は、墓誌に官職が記されておらず仕官しなかったようである。李玉相（長女）は太原の王元構に嫁いだ。王元構は太原王氏の血筋と思われる。その次男王処行は李公統の娘李解脱を娶っている。李佛相（次女）は渤海の高義昇に嫁いだ。高氏は渤海郡の代表的な郡姓。
- ³⁷ 「崔楷墓誌蓋」については田韶品「曲陽北魏崔楷墓」（『文物春秋』2009 年 6 期）、倪潤安「河北曲陽北魏崔楷墓的年代及相關問題」（『中国国家博物館刊』2013 年 2 期）、梶山目録 No.1161 を参照。本墓誌蓋の背面には崔楷及びその子孫の通婚関係が詳細に記されている。なお、梶山氏の目録では本墓誌蓋を北魏のものとするが、倪氏の考証によれば北齊期に作成されたものである。
- ³⁸ 「李元確及妻元氏墓誌」（唐・開元八年（720）五月）については氣賀澤保

規編『新版 唐代墓誌所在総合目録（増訂版）』（2009年、汲古書院）No.2744を参照。本墓誌では李希仁の官爵について「曾祖希仁、北齊国子祭酒兼侍中・贈吏部尚書、諡曰文昭公」とあり、「崔芷蘩墓誌」の表題にある李希仁の官職である吏部尚書は、贈官であったことが判明する。従って表題中の「吏部尚書」の後に記される「殷州刺史」も贈官であった可能性が高い。

³⁹ 本墓誌末の崔芷蘩諸子孫を列挙した部分では処刑された李公統の死には触れていないように、墓誌作製時点の各人の生死について明確にはしていない。そのため別史料で生存が確認できる李公源・李善願・崔宣猷・崔宣度を除いた人物の生死は不明である。もし仮に三男公恕・四男公績が健在であったとしても、公恕は墓誌によると開府参軍事にすぎず、公績は無官であった。よって、この二人の生存を考慮しても北齊系の崔氏・李氏がともに不遇であったとする本稿の論旨に大きな影響はない。

⁴⁰ 北周・隋政権における北齊系人士については、氣賀澤保規「隋代郷里制に関する一考察」（『史林』58-4、1975年）、藤善真澄「北齊系官僚の一動向」（初出1977年。同著『道宣伝の研究』、京都大学出版会、2002年）、牟發松「旧齊士人与周隋政権」（初出2003年、同著『漢唐歴史變遷中的社会与国家』、上海人民出版社、2011年）を参照。また、本研究第1部第3章「唐太宗政権の形成と北齊系人士」でも論じた。

⁴¹ 崔宣猷・崔仲方父子の華北統一後の動向については、本稿第2部第1章「隋唐初期の政治史と「入關山東門閥」」を参照。

⁴² 『周書』卷三五・崔猷伝によると「隋文帝踐極、以猷前代旧齒、授大將軍、進爵汲郡公、增邑通前三千戸。開皇四年卒（隋文帝踐極するや、猷前代の旧齒を以て、大將軍を授けられ、爵を汲郡公に進め、邑を通前三千戸に増す。開皇四年卒す）」とある。

⁴³ 「李希仁妻崔芷蘩墓誌」では崔宣猷の封爵を「汲郡公」と刻すが、これは彼が隋初に封ぜられたものである（注42引用『周書』本伝）。崔芷蘩の遺族である趙郡李氏が崔宣猷の最新の爵位を知りえたのは、崔宣猷と連絡があったことを窺わせる。また、『北史』卷一〇〇・序伝によると、北周が北齊を滅ぼした直後に崔宣猷は北齊系の姻戚李仲举と長安で対面しており、北齊系の姻

戚との連絡を回復している。

第3章 崔民幹の事跡と太宗の『貞観氏族志』編纂

—「崔幹(崔民幹)墓誌」を手掛かりに—

はじめに—「崔幹(崔民幹)墓誌」の概要—

唐・貞観六年(632)、太宗は『貞観氏族志』の編纂を吏部尚書高士廉に命じて、全国の氏族の家格を九等級に分けて序列させた。その結果、唐室李氏をさしおいて第一等の家柄に推されたのが山東門閥の崔民幹であった。これに激怒した太宗は唐朝の官品を基準に家格を定めさせ、崔民幹を第三等に降したのであった¹。

このよく知られた当時の氏族の格付けをめぐる逸話について、かつて内藤湖南・陳寅恪の両氏は、当該時代において「門閥」²の社会的声望が皇帝・国家の権威を優越していたことを象徴する事件と位置付けた³。さらに陳氏は、太宗が崔民幹ら山東門閥に採った措置について、その背景に唐室を代表とする西魏・北周系の「関隴集團」と東魏・北斉系の山東門閥の対立の構造を読み取り、山東門閥を抑圧するための政策と解釈した。以降この説は、布目潮風・汪鋐・毛漢光・吉岡真の諸氏により継承され定説化した⁴。

これに対して、筆者は第1部第1章において、唐・裴滔撰『裴氏家譜』を手掛かりにして『貞観氏族志』の官品と家格の対応関係を復元した。それをふまえると、太宗が関隴系氏族・山東系氏族・南朝系氏族など出自・系統を問わず同じ地平に置き、唐朝の官品を基準にして氏族の序列を定めたことが明らかとなった。太宗は、どの氏族集團にも偏重しない普遍的体制の構築を目指したのであって、崔民幹の家格を降格させたことは、山東門閥に政治的抑圧を加えるための政策と単純に見なすことはできないのである。

ところで、この事件について従来の研究では、崔民幹の経歴について踏み込んで考察したうえで論じたものはあまりなかった。彼の家系については、第2部第1章～第2章にて、新発見の博陵崔氏墓誌を手掛かりにして考察を加えた。彼は博陵崔氏第二房の系譜を引くが、その家は代々西魏・北周に仕えた「入関山東門閥」で、東魏・北斉政権に仕えた一般的な山東門閥とは異なる特殊な家柄であった。入関崔氏は婚姻を通じて「八柱国」李弼の家と婚姻を結んで関隴系勳貴と融合する一方で、華北統一後は婚姻と山東への帰葬を通じて北斉系山東門閥との連絡を回復するなど、山東門閥としての性格も維持していた。入関崔氏が北周・隋唐初に一貫して政界で一定の勢力を保ち、『貞観氏族志』で第一等の家柄とされたのは、その特殊性に由来するのである⁵。

一方、崔民幹本人の経歴に関しては、先行研究では布目潮風氏が復元している⁶。それに

よると、彼は唐創業直後に門下省の次官黄門侍郎に登用された。（『資治通鑑』卷一八六・武徳元年六月甲戌の条）。その後、武徳元年（618）に山東道安撫副使となり、安撫大使淮安王李神通とともに山東地域の平定にあたった（『旧唐書』卷六〇・淮安王神通伝、『資治通鑑』卷一八六・高祖武徳元年十月庚辰の条）。以降の経歴については、本章冒頭で述べたこと以外はよくわかっていないのが実情である。このように、崔民幹の経歴について不明な点が多いのは、彼が新旧『唐書』に立伝されないため史料が乏しく、文献史料に散見するわずかな記録からその経歴を追う他なかったからである。ところが、近年、崔民幹の事跡を知る上で、新たな石刻史料が発見された。これが「崔幹墓誌」（永徽元年（650）二月二七日葬）である。

「崔幹墓誌」の拓本は、中国国家図書館と明治大学東アジア石刻文物研究所とに所蔵される。中国国家図書館所蔵の拓本データベース「碑帖菁華」によると、本墓誌は西安市南郊の長安県（現長安区）より出土したという⁷。さらに、2014年3月21日、筆者は西安交通大学博物館で開催された「鐘明善先生、周桂娥女士捐贈碑石精品拓片展」を見学した。同展は鐘氏夫婦が同博物館に寄贈した墓誌より精品を選び出しその拓本を展示したものである。偶然にも本墓誌の拓本が展示されており、これによって本墓誌の原石そのものが同博物館に所蔵されことを知った⁸。墓誌の形状は長方形で、字体は楷書体、全7行満字9字である。展覧会で公開された情報によれば、墓誌の大きさは縦32.7 cm、横25.5 cmの長方形、厚さ9.8 cmである。以下に録文を示す。

[録文]

- 1 大唐故幽州刺史・贈幽
- 2 州都督・上柱国・博陵郡
- 3 開国公崔幹、字道貞、諡
- 4 曰元。永徽元年歲次庚
- 5 戌二月庚午朔廿七日
- 6 丙申、遷葬於雍州万年
- 7 県義善郷界少陵之原。

[訓読]

大唐故幽州刺史・贈幽州都督・上柱国・博陵郡開国公崔幹、字は道貞、諡して元と曰う。永徽元年歲次庚戌二月庚午朔廿七日丙申、雍州万年県義善郷界少陵の原に遷葬す。

本墓誌の誌主崔幹の姓名・字・封爵・諡号は、『新唐書』卷七二下・宰相世系表・博陵崔氏第二房に「幹、字道貞、黃門侍郎・博陵元公。」とある崔民幹のものと一致する。本墓誌と宰相世系表で諱を「民幹」ではなく「幹」とするのは、太宗の諱「世民」を避けたためである。すなわち、この墓誌は、崔民幹本人のものなのである。

本墓誌は短文で情報量こそ少ないが、これまで既存の史料では知ることができなかった崔民幹の最終官歴・埋葬年・埋葬地が明らかとなる。これらの情報を手掛かりにして、本章第1節～第3節では、崔民幹の経歴と政治的地位の変遷を明らかにし、『貞観氏族志』における彼の家格降格の背景を考察する。その上で太宗が『貞観氏族志』の編纂を通して何をめざしたのか、第1部第1章で論じた太宗の氏族政策路線を裏付ける。第4節では、崔民幹の埋葬地を足掛かりにして、北朝から唐前半期における入関博陵崔氏の存立基盤の変遷について考察する。

第1節 崔民幹の経歴

「崔幹墓誌」の出現によって、これまで不明であった崔民幹の最終的な官爵「幽州刺史・贈幽州都督・上柱国・博陵郡開国公」が明らかとなった。これと『冊府元龜』卷七六六・総録部攀附二及び、同書卷六七七・牧守部能政の記事二条とを組み合わせることによって、崔民幹が唐に仕えることとなった経緯から最終官までの官歴を復元することができる。

さて、崔民幹の経歴で最も古い記録は、『冊府元龜』卷七六六・総録部・攀附二の記事である。それには崔民幹と思われる人物の隋末唐初の動向を伝える。

崔幹略、隋末、為醴泉県令。高祖、義兵入関、以県来降、授丞相府主簿。及受禪遷黃門侍郎。

崔幹略、隋末、醴泉県令と為る。高祖、義兵もて入関するや、県を以て来降し、丞相府主簿を授けらる。受禪するに及び黃門侍郎に遷る。

これによれば、隋の醴泉県令であった崔幹略なる人物が、太原より関中へ進軍した李淵（唐高祖）に管轄地を献上する形で降伏し、その功績で李淵が主宰する丞相府の主簿となり、唐朝が建国されると、黄門侍郎に登用されたという。

これと同時期の崔民幹については、『資治通鑑』卷一八五・武徳元年（618）六月甲戌朔の条に以下の記事がみえる。

以趙公世民為尚書令、黃台公瑗為刑部侍郎、相国府長史裴寂為右僕射・知政事、司馬

劉文靜為納言、司録竇威為内史令、李綱為礼部尚書・参掌選事、掾殷開山為吏部侍郎、属趙慈景為兵部侍郎、韋義節為礼部侍郎、主簿陳叔達・博陵崔民幹並為黄門侍郎、唐儉為内史侍郎、録事参軍裴晞為尚書左丞。以隋民部尚書蕭瑀為内史令、礼部尚書竇璡為戸部尚書、蔣公屈突通為兵部尚書、長安令独孤懷恩為工部尚書。瑗、上之從子。懷恩、舅子也。

趙公世民を以て尚書令と為し、黄台公瑗を刑部侍郎と為し、相国府長史裴寂を右僕射・知政事と為し、司馬劉文靜を納言と為し、司録竇威を内史令と為し、李綱を礼部尚書・参掌選事と為し、掾殷開山を吏部侍郎と為し、属趙慈景を兵部侍郎と為し、韋義節を礼部侍郎と為し、主簿陳叔達・博陵崔民幹を並びに黄門侍郎と為し、唐儉を内史侍郎と為し、録事参軍裴晞を尚書左丞と為す。隋の民部尚書蕭瑀を以て内史令と為し、礼部尚書竇璡を戸部尚書と為し、蔣公屈突通を兵部尚書と為し、長安令独孤懷恩を工部尚書と為す。瑗、上の從子なり。懷恩、舅子なり。

この記事は李淵即位の直後に行われた人事を伝えたもので、崔民幹が崔幹略と全く同じく丞相府主簿から黄門侍郎へ異動していたことを確認できる。これによって、崔民幹と崔幹略の経歴が一致することがわかるので、両者を同一人物と見て間違いないだろう。

黄門侍郎就任の四ヶ月後の武徳元年一〇月、崔民幹は山東道安撫大使淮安王李神通を補佐する副使として山東地域の安撫に従事し、江都より河北へ北上した宇文文化及と対峙したが、その対応について李神通と意見が対立し、軍中に監禁された。翌年、李神通は河北に割拠する竇建徳に敗れて捕らえられた。この時に崔民幹も捕虜になったと思われる⁹。

その後、崔民幹は墓誌によって幽州刺史となったことがわかるが、これについては、『冊府元龜』卷六七七・牧守部・能政の記事からも確認することができる。

崔幹、歴宋・幽二州刺史、為下所懷。

崔幹、宋・幽二州刺史を歴し、下の懷く所と為る。

墓誌では「幽州刺史」とするのに対して『冊府元龜』では「幽州刺史」とするが、字形の類似からこの字を混同して誤記することはしばしばあり、これは『冊府元龜』の誤りであろう。ここは二次史料である『冊府元龜』よりも、一次史料である墓誌に従うべきである。また、同記事から、幽州刺史の前は宋州刺史となったことが判明する。

『冊府元龜』は崔民幹の宋幽二州刺史の就任期間について具体的に記していない。しかしながら、同書では上掲の記事が、貞観五年（629）以降に通・巴二州刺史を歴任した李桐客の記事と¹⁰、同七～八年（633～634）頃に綿州刺史を務めた劉徳威の記事の間に挿入され

ている¹¹。『冊府元龜』の記事は基本的に年代順に配列されており、そこから推して崔民幹は恐らく貞観五～七年（627～634）頃に宋州刺史となり、その後に幽州刺史に転任したと考えられよう¹²。

さらに、崔民幹の二州刺史の就任時期を特定することが可能となる史料が存在する。それは『資治通鑑』卷一九五・貞観十二年（638）正月の条である。この記事は『貞観氏族志』の編纂経緯を伝えたものである。それによると、

吏部尚書高士廉・黄門侍郎韋挺・礼部侍郎令狐德棻・中書侍郎岑文本撰『氏族志』成、上之。…先是…命士廉等徧責天下譜牒、質諸史籍、考其真偽、弁其昭穆、第其甲乙、褒進忠賢、貶退姦逆、分為九等。士廉等以黄門侍郎崔民幹為第一。

吏部尚書高士廉・黄門侍郎韋挺・礼部侍郎令狐德棻・中書侍郎岑文本『氏族志』を撰して成り、之を上る。…是れより先…士廉等に命じて徧く天下の譜牒を責め、諸れを史籍に質し、其の真偽を考べ、其の昭穆を弁じ、其の甲乙を第し、忠賢を褒進し、姦逆を貶退し、分かちて九等と為す。士廉ら、黄門侍郎崔民幹を以て第一と為す。

とあり、『貞観氏族志』で高士廉が崔民幹を第一等とした時に、彼は黄門侍郎であった。

『貞観政要』卷七・論礼楽によると『貞観氏族志』は貞観六年（632）に編纂が開始され、『旧唐書』卷三・太宗下によると同十二年（638）正月乙未に定本が完成した。よって崔民幹を第一等とした『貞観氏族志』（初奏本）は、貞観六～十一年の間に太宗へ献上されたこととなる。これと前述の『冊府元龜』の考察をふまえれば、貞観六～七年以降に崔民幹は宋州刺史へと転任し、その後、幽州刺史となったことになる。

崔民幹の没年について、前述した『貞観氏族志』の編纂経緯を記した諸史料も彼を故人として扱っていないので、『貞観氏族志』が完成した貞観十二年正月頃もまだ健在であったと思われる。また、死亡した時期や享年については、墓誌に記されていないので不明とせざるを得ない。ただし、墓誌によると、崔民幹は永徽元年二月に少陵原に「遷葬」されたという。「遷葬」とは如何なる埋葬方式を指すのであろうか。それを明らかにすることで、彼の死亡時期を特定する手がかりが得られるのではないだろうか。

そこで、実際の墓誌で「遷葬」の事例を検索すると、例えば「王仁則墓誌」（周紹良主編『唐代墓誌彙編』上海古籍出版社、1992年、貞観094）によると、墓主は武徳九年（626）八月に鄭県で没し、貞観十八年（644）二月に邙山へ「遷葬」された。「盧子春及妻崔氏墓誌」によると、夫盧子春は武徳三年（620）九月十六日に鄭州密県で、妻崔氏は貞観二三年（649）二月八日に岐州官舎でそれぞれ亡くなり、永徽六年（655）三月三日に邙山へ「遷

窆（遷葬）」された。二つの事例は、墓主の死亡から「遷葬」に至るまで年単位の期間が空いている。通常、このような長期間にわたり死者を放置するとは考えられないので、ここで言う「遷葬」とは、某所に仮の埋葬した死者をまた別の某所へと正式に改葬（二次埋葬）することを意味する。従って、崔民幹の没年も埋葬年から数年前に遡って考えることも可能となる。

ところが、これとは異なる埋葬方式も「遷葬」と称する事例も存在する。「張雲墓誌」（『唐代墓誌彙編』貞観 167）では、墓主は貞観二三年二月に雍州万年県没し、同年四月に邙山へ「遷葬」された。その他に「張鳳憐墓誌」（『唐代墓誌彙編』永徽 007）によると、墓主は永徽元年六月四日に亡くなり、同月十八日に「遷窆」された。張雲の場合、死亡から「遷葬」されるまで二カ月あまりしかない。張鳳憐の場合は死亡から埋葬に至る期間はさらに短く、わずか 14 日間しかない。両者ともに死亡から埋葬にいたるまでの期間の短さから、一次埋葬の後に邙山へ改葬されたとは考えにくい。このように、一次埋葬の場合も「遷葬」と称することがあった。

以上から、「崔幹墓誌」における「遷葬」は、某所から少陵原へ改葬されたとも解釈できるし、一次埋葬の意味で用いている可能性も十分に考えられる。「遷葬」という語は、崔民幹の没年を考える上で決定的な手掛かりとはなり得ない。よって、現段階では彼の没年は、『貞観氏族志』が完成した貞観十二年正月から、彼が「遷葬」された永徽元年二月（638～650）の間に亡くなったとするしかないのである。

第 2 節 唐朝創業直後の高祖による崔民幹の起用

前掲した『冊府元龜』卷七六六総録部、攀附二の記事をふまえると、李淵入関の際の功績によって崔民幹が黄門侍郎へ昇進したことが読み取れる。布目氏はこの人事を山東門閥対策のためと理解する¹³。ところが『冊府元龜』からは、それを読み取ることができない。布目氏の理解には、まだ検討の余地があろう。この問題にせまる糸口となるのが、前節で引用した『資治通鑑』卷一八五・武徳元年（618）六月甲戌朔条の記事である。これは李淵が皇帝に即位した翌日になされた人事を伝えたもので、崔民幹の黄門侍郎就任が新王朝の中枢部＝三省六部の長官・次官を定めた重要な人事の一環でなされたことがわかるのである。そこで、この記事に列挙された人々がどのような理由によって任官が決定したのか、前掲『資治通鑑』の記事に正史・石刻等の関連史料を加えて整理すると、以下の表 1「武徳元年六月における三省六部長官・次官の就任者一覧表」のようになる。

表 1 「武徳元年六月における三省六部長官・次官の就任者一覧表」

No.	姓名	出自	李淵に仕官した経緯	義寧年間の官爵	三省六部官	出典
1	李世民	李淵第二子	李淵大將軍府右領軍大都督	唐国内史・趙国公	尚書令 (正二品)	旧 2 新 2
2	裴寂	関中門閥河東裴氏西眷、李淵集團	隋晋陽宮副監→李淵大將軍府長史	丞相府長史・魏国公	尚書左僕射 (従二品)	旧 57 新 88 新表 71 上
3	劉文静	李淵集團	隋晋陽長→大將軍府司馬	丞相府司馬・魯国公	納言 (正三品)	旧 57 新 88
4	蕭瑀	南朝系門閥後梁宗室、隋外戚、唐室姻戚(独孤氏の婿)	隋河池郡守→管轄地を以て帰属	光禄大夫・礼部尚書・宋国公	内史令 (正三品)	起居注 3 旧 63 新 101
5	竇威	関隴系勲貴、唐高祖の外戚	在野より登用。	丞相府司録参軍	内史令 (正三品)	旧 61 新 95
6	李綱	入関山東郡姓・渤海李氏	隋尚書右丞→下野→群盜何潘仁長史→降伏	丞相府司録参軍・新昌県公	礼部尚書参掌選舉 (正三品)	旧 62 新 99
7	竇瑄	関隴系勲貴、唐高祖の外戚	隋扶風太守→管轄地を以て帰属	礼部尚書・燕国公	戸部尚書 (正三品)	起居注 3 旧 61 新 95
8	屈突通	関隴系勲貴	隋左驍衛大將軍→降伏	—	兵部尚書 (正三品)	旧 59 新 89 屈突通墓誌
9	独孤懷恩	関隴系勲貴「八柱国」独孤信の子孫、北周隋唐の外戚	隋鄠県令→在野より登用	長安令	工部尚書 (正三品)	旧 183 新 206
10	陳叔達	南朝系氏族、陳宗室	隋絳郡通守→管轄地を以て帰属	丞相府主簿・漢東郡公	黄門侍郎 (正四品上)	旧 61 新 100
11	崔民幹	入関山東門閥博陵崔氏第二房	隋醴泉県令→管轄地を以て帰属	丞相府主簿・博陵郡公	黄門侍郎 (正四品上)	本文参照
12	殷開山	南朝系氏族、李淵集團	隋太谷県長→李淵大將軍府掾	丞相府掾・陳郡公	吏部侍郎 (正四品上)	旧 58 新 90
13	唐俟	北齊系漢人庶姓、李淵集團	在野→李淵大將軍府記室参軍	丞相府記室参軍・晋昌郡公	内史侍郎 (正四品上)	旧 58 新 89 唐俟墓誌
14	裴晞	関中門閥河東裴氏?	?	丞相府録事参軍	尚書左丞 (正四品上)	—
15	李瑗	宗室	?	黄台県公	刑部侍郎 (正四品下)	旧 60 新 78
16	趙慈景	李淵の女婿	獄に繋がれる→長安占領後救出	丞相府属・文学・開化郡公	兵部侍郎 (正四品下)	旧 183 新 83
17	韋義節	関中門閥京兆韋氏郎公房、隋室姻戚	?	丞相府属・(襄城県公?)	礼部侍郎 (正四品下)	隋 47 新表 74 上

表略号：数字＝巻数 起居注＝『大唐創業起居注』、隋＝『隋書』、旧＝『旧唐書』、新＝『新唐書』、新表＝『新唐書』宰相世系表 「屈突通墓誌」については河南省文物研究所・河南省洛陽地区文管処編『千唐誌齋藏誌』（文物出版社、1984年）を、「唐儉墓誌」については張沛編『昭陵碑石』（三秦出版社、1993年）を参照。

表1によると三省六部の長官次官の任官者は全17名である。そのうち唐室出自の者が2名（No.1 李世民、No.15 李瑗）、姻戚が5名（No.4 蕭瑀、No.5 竇威、No.7 竇璡、No.9 独孤懷恩、No.16 趙慈景）で、李淵集團（太原元從）が4名（No.2 裴寂、No.3 劉文静、No.12 殷開山、No.13 唐儉）である。ここから李淵が一族・姻戚の血縁者と李淵集團をもって、創業間もない唐朝中枢を固めたことが読み取れる。それ以外の多くは、太原より長安へ向かう李淵軍に合流した者で、崔民幹（No.11）はこの例に入り、同様の者に李綱（No.6）陳叔達（No.10）がいる。なお、蕭瑀・竇璡は姻戚でもあるが、長安進軍途上の李淵に合流した者たちである。その他には李淵に抵抗したすえに捕縛された隋将屈突通も登用されている。裴晞・韋義節についてはどのような経緯で李淵に仕えたか不明で、恐らくは崔民幹のごとく進軍中の李淵に合流したか、隋の官僚として長安に居た者であろう。

李淵に仕えてより三省六部の官に就任した経緯についてみると、崔民幹の事例は陳叔達のものと同様である。両者ともに隋の地方長官として李淵に合流し、丞相府主簿を経て黄門侍郎となった。そこで『旧唐書』卷六一・陳叔達伝を確認すると、

陳叔達、字子聰、陳宣帝第十六子也。…大業中、拜内史舍人、出為絳郡通守。義師至絳郡、叔達以郡帑款、授丞相府主簿、封漢東郡公。与記室温大雅同掌機密。軍書・赦令及禪代文誥、多叔達所為。武德元年、授黄門侍郎。二年、兼納言、四年、拜侍中。…江南名士薄遊長安者、多為薦拔。五年、進封江国公。

陳叔達、字は子聰、陳の宣帝の第十六子なり。…大業中、内史舍人を拜し、出でて絳郡通守と為る。義師、絳郡に至るや、叔達郡を以て款に帰し、丞相府主簿を授けられ、漢東郡公に封ぜらる。記室温大雅と共に機密を掌る。軍書・赦令及び禪代の文誥、多く叔達の為す所なり。武德元年、黄門侍郎を授けらる。二年、納言を兼ね、四年、侍中を拜す。…江南の名士の長安に薄遊する者、多く為に薦拔せらる。五年、江国公に進封す。

とある。陳叔達は武德元年に黄門侍郎となった後、同二年（619）に宰相職である門下省長官の納言（侍中の異称）を兼任し、同四年（621）には正式に侍中となり、同五年（622）には爵位を郡公から国公に進めた。この間、彼は長安で不遇を託っていた江南の名士を多く推薦した。彼が黄門侍郎に起用され侍中へ昇進した背景には、長安進軍途上の李淵に絳

郡を挙げて服属し、義寧年間（617～618）に禪譲に関する上奏文等を作成するなどの功績を挙げたことにもよるであろうが、彼が陳の皇室出身で南朝系人士に影響力を有していたことも大きな理由であったと思われる。

一方、崔民幹は陳叔達が郡守だったのに対して県令として李淵に服属した。その上、義寧年間の具体的な功績については伝わっていない。それにも拘わらず彼は陳叔達と同じ黄門侍郎に任命されている。言いかえれば、彼は唐創業への貢献度に比して、高い官職を授けられたのである。彼が黄門侍郎となったのは、陳叔達の事例をふまえば、李淵の長安攻略に貢献しただけでなく、山東門閥を代表する博陵崔氏の出身であったことも考慮されてのものだったのではないだろうか。ここで改めて三省任官者の出自を概観すると、崔民幹・陳叔達の他にも関隴・山東・南朝の各勢力を代表する氏族の起用が見受けられる。例えば、裴寂・韋義節らは関中門閥を代表する京兆韋氏・河東裴氏であり、独孤懷恩・竇威・竇璡は北周・隋・唐の諸皇室とも通婚関係を持った関隴系勲貴の有力氏族であった¹⁴。蕭瑀は陳叔達と同じく南朝皇室の末裔である¹⁵。すなわち、李淵即位翌日の人事は関隴・山東・南朝各系統の代表的氏族を網羅しており、氏族対策の側面が読み取れるのである。

以上から、崔民幹が黄門侍郎に抜擢された理由のひとつとして考えられるのは、やはり布目氏の言われる通り山東門閥対策であったと言わなければならない。これを補強するのが、彼がこの人事のわずか四カ月後に、山東地域の郡県に唐への服属を促す山東道安撫副使となったことである。第2部第1章でもすでに指摘したように、彼の家は山東地域を本拠地とする北斉系山東門閥とも通婚関係があり影響力を有していた。李淵は崔民幹に高位を与えて山東門閥の重用を示し、崔民幹本人に山東地域を安撫させることで彼らの服属を図ったものと思われる。

第3節 太宗による『貞観氏族志』の編纂と崔民幹の左遷

崔民幹は貞観六～七年（632～633）以降に黄門侍郎より宋州刺史へ異動し、後に豳州刺史に転任した。この人事は『貞観氏族志』で彼の家格が降格された後に行われており、そこに太宗の意向が強く働いたであろうことは想像に難くない。この人事と『貞観氏族志』の編纂とは、どのように関わるのであろうか。

その問題を考えるにあたっては、まず、宋豳二州の刺史の官品を明らかにする必要がある。唐の制度では戸口数によって州の等級が決められており、州の等級に対応して刺史の官品が定められた。まず、宋州刺史の品階であるが、「貞観令」は貞観十一年（637）正月

の頒布なので¹⁶、崔民幹の宋州刺史の就任時期が貞觀六年頃であったとすれば、その品階には「武徳令」が適用されたはずである。『通典』卷二三・職官典十五・州郡下・郡太守によると、

按「武徳令」、三万戸以上為上州。「永徽令」、二万戸以上為上州。

按ずるに「武徳令」、三万戸以上を上州と為す。「永徽令」、二万戸以上を上州と為す。

とあり、「武徳令」では3万戸以上が上州とされ、それ以下の戸数の州は中州もしくは下州とされた。宋州の貞觀六年頃の戸口数であるが、記録に残っておらず不明である。しかしながら、これに近い時期の貞觀十三年(639)の戸口数については『旧唐書』卷三八・地理志・河南道によって知ることができる¹⁷。それによれば宋州は11303戸、であり、中州もしくは下州の何れかに相当する。「武徳令」における中州もしくは下州の刺史の品階をふまえると、宋州刺史の品階は、正四品下もしくは従四品上となる¹⁸。

次に豳州刺史の品階であるが、崔民幹の宋州刺史の任官時期が「貞觀令」成立の約3～4年前で、その在任期間が3年以上にわたった可能性を考慮すると、豳州刺史の在任期間が「武徳令」から「貞觀令」へ移行した時期と重なることとなり、その品階については両方の令を考慮しなければならない。まず、「武徳令」の基準で考えると、豳州は『旧唐書』卷三八・地理志・関内道によると15534戸で中～下州となり、刺史の品階は宋州刺史と同じ正四品下もしくは従四品上である。「貞觀令」については州の等級基準については記録に残っていないが、前掲『通典』では「貞觀令」に言及してないところをみると、「武徳令」と同じと見てよい。ただし、「貞觀令」ではすべての中州を廃止して下州とし、下州刺史の品階を正四品下とした¹⁹。よって「貞觀令」における豳州刺史の品階は正四品下となる。

以上で考証した宋豳二州刺史の品階をふまえると、黄門侍郎は「武徳令」、「貞觀令」ともに正四品上なので²⁰、崔民幹の宋州刺史(正四品下～従四品上)への異動は、左遷人事であったことが明らかとなるのである。その後の豳州刺史(正四品下)への異動もその品階は黄門侍郎に及ぶべきものでなかった。この人事によって彼は政権中枢の門下省次官より地方官へと転出することとなり、その政治的地位も著しく低下したと思われる。

それでは、何故、太宗は『貞觀氏族志』で崔民幹の家格を降格させるのみならず、彼を左遷したのであろうか。左遷の理由を直接伝える史料はないが、家格の降格を命じた太宗の発言については、『旧唐書』卷六五・高士廉伝に残されている²¹。これを糸口に左遷の背

景にせまってみたい。

我与山東崔・盧・李・鄭、旧既無嫌。為其世代衰微、全無冠蓋。猶自云士大夫、婚姻之間、則多邀錢幣。才識凡下、而偃仰自高、販鬻松檟、依託富貴。我不解人間何為重之。祇緣齊家惟拋河北、梁・陳僻在江南、當時雖有人物、偏僻小国、不足可貴、至今猶以崔・盧・王・謝為重。我平定四海、天下一家。凡在朝士、皆功效顯著、或忠孝可稱、或學芸通博、所以擢用。見居三品以上、欲共衰代旧門為親、縱多輸錢帛、猶被偃仰。我今特定族姓者、欲崇重今朝冠冕、何因崔幹猶為第一等。昔漢高祖止是山東一匹夫、以其平定天下、主尊臣貴。卿等讀書、見其行迹、至今以為美談、心懷敬重。卿等不貴我官爵耶。不須論數世以前、止取今日官爵高下作等級。

我、山東の崔・盧・李・鄭と、旧とは既に嫌無し。其の世代衰微する為に、全く冠蓋無し。猶お自ら士大夫と云い、婚姻の間、則ち多く錢幣を邀む。才識凡下なれど、偃仰すること自ら高し、松檟を販鬻し、富貴に依託す。我、人(民)間何によりて之を重きと為すか解さず。祇だ齊家(北齊)惟だ河北に抛り、梁・陳(南朝)江南に僻在するに縁り、當時人物有りと雖も、偏僻の小国、貴ぶべきに足らず。今に至りても猶お崔・盧・王・謝を以て重きと為す。我、四海を平定し、天下は一家なり。凡そ朝士に在りては、皆功效顯著にして、或いは忠孝稱すべき、或いは學芸通博にして、所以に擢用す。見に三品以上に居りては、衰代の旧門と共に親(親戚)と為らんと欲し、縱に多く錢帛(結納金)を輸し、猶お偃仰を被る。我、今特に族姓を定めるは、今朝の冠冕を崇重せんと欲す。何に因りて崔幹をして猶お第一等と為さしめんや。昔漢の高祖止だ是れ山東の一匹夫、其の天下を平定するを以て、主は尊にして臣は貴なり。卿ら、書を読み、其の行迹を見て、今に至り以て美談と為し、心、敬重を懷く。卿ら、我が官爵を貴ばざるや。須べからく數世以前を論ずるべからず、止だ今日の官爵の高下を取りて等級を作せ。

太宗は、南北朝以来の先祖の官爵・名声を背景に家門を誇る博陵崔氏・清河崔氏・范陽盧氏・趙郡李氏・滎陽鄭氏ら山東門閥、琅邪王氏・陳郡謝氏ら南朝系門閥の權威を否定し、崔民幹を旧門閥の代表格として、その家格を引き下げることが命じた。これについては内藤湖南氏・陳寅恪氏による研究以降、多くの先学によって指摘されてきた²²。

しかしながら、筆者が第1部第1章で明らかにしたところによれば、太宗は朝士に対して官僚としての能力だけでなく、忠孝・徳行など士大夫的倫理觀を兼ね備えることを要求した。この「賢才主義」的な人材理念に基づいて、南北朝各系統の氏族を唐朝の官品によ

り改めて序列することで、南北朝の分裂を克服して新たな統一王朝に相応しい支配集団の形成を目指したのである。このように太宗は王朝の基盤を支える士大夫の条件として代々の家柄よりも個人的な人格と能力に比重を置いたのであるが、それに対して崔民幹は県令として李淵に降ったということ以外は目立った功績がなく、家柄をもって黄門侍郎・山東道安撫副使となり山東門閥対策にあたったが、大きな成果を挙げることができなかった。彼は太宗の理想とする「朝士（士大夫）」とはかけ離れた人物だったのである。彼が旧門閥の代表であっただけでなく、個人的資質も欠いていたことも家格降格の理由であったと思われるのである。

以上をふまえると、太宗が崔民幹を左遷した理由も家格降格の延長線上にあるのではないだろうか。そもそも、当時、崔民幹が就いていた黄門侍郎は、詔勅を審議する門下省の次官であり、皇帝の侍従として政權中枢に参画する官職であった²³。『貞観政要』卷一・政体編によると、貞観三年（629）に太宗は侍臣に対して、

中書・門下機要之司、擢才而居、委任実重。

中書・門下は機要の司、才を擢んでて居らしめ、委任は実に重し。

と述べて、中書・門下二省の人事に関して人材を得るように努めており、功績無き崔民幹を黄門侍郎に留任させたままにしておくとは考え難い。太宗が彼を宋州刺史に左遷したのは当然の措置であったのである²⁴。崔民幹の左遷は能力に欠ける者を政權中枢から外すだけでなく、社会的声望を有する門閥であっても、才覚が無ければ登用しないことを世に示す効果も期待されたであろう。

以上に述べた太宗の崔民幹に対する一連の措置は、高祖が崔民幹の社会的声望を利用して山東門閥を結集させ、唐朝の基盤を強化しようとしたのとは、全く正反対の施策であった。ここに改めて、太宗の氏族政策の特徴が南北朝以来の旧門閥の声望を否定し、新統一王朝に相応しく、特定の系統の氏族に偏重しない普遍的体制の構築を目指していたことが、崔民幹の左遷の背景を明らかにすることで裏書きされるのである。陳寅恪氏以来、崔民幹が家格を降格された背景として所謂「閹隴集団」と山東門閥の対立が強調されてきたが、太宗は単純に山東門閥への対抗心のみでその権威を否定したわけではないのである。

第4節 墓域・居住地の変遷から見た入閹博陵崔氏

「崔幹墓誌」によって、崔民幹は長安南郊の義善郷界の少陵原に埋葬されたことが新たに明らかになった。毛漢光氏・室山留美子氏の研究²⁵によれば、官僚の居住地・埋葬地の選

扱は、自らの存立基盤に関わる重要な問題であった。北朝末期～唐前半期にかけて山東門閥をはじめとする有力氏族は、徐々に本貫地より、首都近辺に居住地・墓域を移動させた。隋の辟召制廃止によって、出身地の地方長官より辟召されて出仕し官界へと進出する魏晋南北朝的な存在形態²⁶が変革を求められ、各氏族が郷里社会から国家の俸禄を受ける官僚へ基盤を転換していったのである。従って、崔民幹の埋葬地の情報は単に彼の事跡を補うだけでなく、入関した崔氏の存立基盤を知る上で大きな手掛かりを与えてくれるのである。

筆者は第2部第1章において、崔民幹の曾祖父崔孝芬の系統と崔孝芬の従兄弟崔孝偉の系統が河北の恒州靈寿县（河北省平山県）において共同で族葬墓を営んでいたこと、崔民幹の叔父崔仲方が、その嫡孫崔敦礼らの手によって貞観十一年（637）二月に当地に埋葬されたことから、靈寿县の族葬墓が唐初の段階になお維持されていたこと、そして崔氏が唐初なおもその基盤として山東郷里社会を重視したことを論じた²⁷。ところがここに崔民幹の埋葬地が明らかになったことにより、崔孝芬の系統が少なくとも崔民幹が埋葬された永徽元年（650）二月頃より、長安南郊にも墓域を持つようになったことが判明したのである。これは何を意味するのであろうか。

そこで、北朝末～隋唐期の崔民幹が属する崔孝芬支の崔氏の死亡地・埋葬地を整理すると、表2「北朝～隋唐期の博陵崔氏第二房崔宣猷系の死亡地・埋葬地一覧表」のようになる。そして、一覧表の被葬者の関係を系図化すると「博陵崔氏第二房孝芬支系図」となる。

表2「北朝～隋唐期の博陵崔氏第二房崔宣猷系の死亡地・埋葬地一覧表」

No.	被葬者 (民幹との続柄)	死亡地	埋葬地	没年・埋葬年	出典
①	崔宣靖（従祖父）	晋陽	恒州靈寿县 崔氏族葬墓	北魏永熙3年（534）9月没 北周大象元年（579）10月葬	[叢01][劉恒02]「崔宣靖墓誌」
②	崔宣默（従祖父）	晋陽			[叢01][劉恒02]「崔宣默墓誌」
③	李麗儀（叔父妻）	京師第		北周天和6年（571）5月没 隋開皇5年（585）2月葬	[考古01]「李麗儀墓誌」
④	崔大善（従兄弟）	陝州之境		開皇7年（587）12月没 開皇15年（595）2月葬	[考古01]「崔大善墓誌」
⑤	崔仲方（叔父）	洛陽教業坊		隋大業10年（614）7月没 唐貞観11年（637）11月	[考古01]No.10016「崔仲方墓誌」
⑥	崔民幹（本人）	？	雍州万年県 義善郷界少陵原	没年不詳 永徽元年（650）2月葬	「崔幹墓誌」（本章参照）
⑦	崔敦礼（従甥）	長安 陽坊	太宗昭陵陪葬墓域	顯慶元年（656）8月卒 顯慶元年（656）10月葬	『全唐文』卷145、張沛編『昭陵碑石』（三秦出版社、1993年）204頁「崔敦礼碑」

⑧	崔瑛（從甥の曾孫）	蜀州序舍	雍州万年県 洪原郷鳳栖 原先塋	開元 16 年（728）12 月没 開元 17 年（729）2 月葬	No.3018「崔瑛墓誌」（書 道博物館所蔵、墨書の 墓誌）
⑨	崔葛（從甥の孫）	鄠県私第		貞元 14 年（721）9 月没 貞元 15 年（722）2 月葬	No.4463「崔葛墓誌」

出典覧凡例：[考古 01]＝河北省文物研究所・平山県博物館「河北平山県西岳村隋唐崔氏墓」（『考古』2001 年 2 期）
 [叢 01]＝叢文俊「北魏崔宣默・崔宣靖墓誌考」（『中国書法』2001 年 11 期） [劉恒 02]＝劉恒「北朝墓誌題跋二則」
 （『書法叢刊』2002 年 2 期） 墓誌に付されたNo.＝氣賀澤保規編『新版 唐代墓誌所在総合目録（増訂版）』（汲古
 書院、2009 年）の墓誌番号

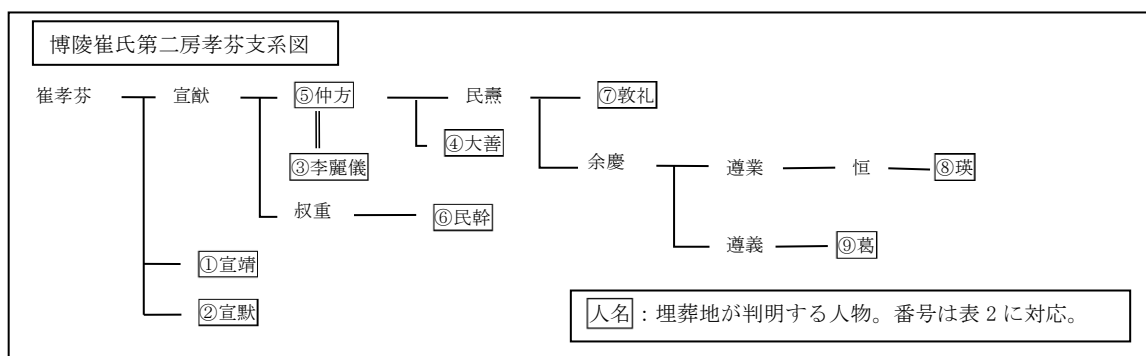


表 2 からは、崔民幹以降の子孫(⑦～⑨)は、基本的には山東に帰葬せず長安南郊へ埋葬されたことが読み取れる。その中でも注目すべきは、崔民幹の從甥崔余慶の子孫⑧崔瑛・⑨崔葛の事例である。崔瑛は墓誌によると開元十七年(729)二月に「京兆府万年県洪原郷鳳栖原先塋」に埋葬された。一方、崔葛は貞元十五年(799)二月に「万年県鳳棲原先塋」に葬られた。埋葬地の一致と系譜に近いことから、両者が埋葬された「先塋」は同一の地を指すと思われる。「先塋」とは崔氏代々の墓地を意味する。崔瑛は墓誌によると父崔恒に先んじて亡くなり、父の手により埋葬された。その父が埋葬地を「先塋」と称しているので、崔氏は少なくとも崔瑛の祖父崔遵業、崔葛の父崔遵義の代より鳳栖原に墓域を営んでいたと想定できる。これにより崔民幹以降、崔孝芬系統の崔氏は埋葬地として長安近郊を選択するようになったことが明らかになってくるのである。

次に崔氏の居住地の変遷についてみたい。『旧唐書』卷八一・崔敦礼伝によれば、

雍州咸陽人、隋礼部尚書仲方孫也。其先本居博陵、世為山東著姓、魏末徙關中。

雍州咸陽の人、隋礼部尚書仲方の孫なり。其の先本は博陵に居り、世よ山東の著姓と為る、〔北〕魏の末に關中に徙る。

とあり、北魏の東西分裂の際に崔氏は「雍州咸陽」に貫籍を移した。また、表 2 に整理した崔氏成員の死亡地を見ると、崔仲方の前妻③李麗儀が北周・天和六年(571)に「京師第(国都長安の邸宅)」にて、崔仲方本人は、隋末・大業十年(614)に洛陽城内教業坊の邸

宅にて、その嫡孫⑦崔敦礼は唐・顯慶元年（656）に長安城内の宣陽坊第にて、⑨崔葛は貞元十四年（721）に長安南郊の鄠県私第にて、それぞれ没した。そのほか、⑧崔瑛は開元十六年（728）に蜀州司士参軍として任地の序舎で亡くなっている。彼らの終焉の地をふまえると、基本的に唐代の入関崔氏は山東の郷里を離れて国都・副都が置かれた両京（長安・洛陽）の城内か長安近郊の県に邸宅をかまえていたことがわかる。この崔氏の存在形態は基本的に一般的な唐代の官僚層と大きな違いはなくなっているのである。

以上に述べた山東から関中長安周辺へという居住地・埋葬地の変遷は、崔氏がその基盤を山東郷里社会から国家に仕えてその俸禄で一族を維持することに転換したことを意味する。その理由として本節冒頭で述べた理由が挙げられるが、その他に入関崔氏の固有の理由として『貞観氏族志』の成立も直接の契機となったのではなかろうか。太宗によって家格を引き下げられたことは、先祖代々築き上げた名望だけでなく、官僚として高官品を取得することも家格を維持するためには必須であることを、崔氏に自覚させたにちがいない。そして、こうした彼らの存立基盤の変化は関隴系勳貴の子孫と通婚関係を持ち、一方で山東門閥としての性格も保持するという「入関山東門閥」の二面性を喪失させ、その他の一般の官僚貴族たちとの同質化を促したのである。

おわりに

本章では、近年新出土の「崔幹墓誌」を手掛かりに崔民幹の事跡を復元してその政治的地位変遷を考察し、太宗が『貞観氏族志』で示した対氏族政策路線の一端を明らかにした。崔民幹は唐建国直後に政権中枢に参画する門下省の次官＝黄門侍郎に拔擢され、山東道安撫副使として山東門閥対策にあたった。高祖は彼の山東系氏族への影響力を利用して新王朝の基盤を固めようとしたのである。それに対して太宗は、『貞観氏族志』で彼の家格を第一等から第三等へ降格させただけでなく、黄門侍郎より宋州刺史に左遷した。この措置によって、太宗は南北朝諸国を地方政権とみなして、その遺臣の系統である山東門閥・南朝貴族ら旧来の門閥の權威を否定しただけでなく、学問・技能・忠孝の精神に秀で、国家に功績があるものこそ新王朝を支える氏族として家格を高く位置付け、能力に満たない者は、たとえ門閥であっても左遷するという「賢才主義」的理念を示した。陳寅恪氏が関隴集團説を提示して以来、崔民幹の家格降格の背景を所謂「関隴集團」と山東門閥の対立の構図のみで説明されてきたが、太宗は山東門閥への対抗心のみでその家格を引き下げたのではなく、新王朝の官品を基準にして統一国家に相応しい新たな氏族序列を打ち立てようとし

たのである。

また、墓誌で明らかになった崔民幹の埋葬地を糸口にして、入関博陵崔氏の基盤の変遷について考察した。崔氏は北朝末～唐初にいたるまで曾祖父崔孝芬の系統と、その従兄弟崔孝偉の系統とが河北の恒州靈寿县において共同で族葬墓を営んでいた。ところが、崔民幹は山東の族葬墓ではなく長安南郊の少陵原に埋葬された。崔民幹の従甥崔余慶の系統も長安南郊の鳳棲原に墓域を設けており、そこから、崔氏が山東への帰葬を止めて長安南郊に墓域を営むようになったことが見えてくる。隋の辟召制廃止によって魏晋南北朝期の漢人氏族的存在形態（双家制）に変革が迫られた。さらに、『貞観氏族志』で家格を降格されたことは、崔氏をして、南北朝以来の先祖代々築き上げてきた声望だけでなく、高官品の取得も家格を維持するためには必須であることを自覚させた。そこで、崔氏は山東の基盤を維持するよりも、中央官界と繋がりやすい両京の居住を重視し、官僚となり俸禄を得ることに存立基盤を求めた。その結果、崔氏の入関山東門閥としての特質は失われ、一般的な官僚貴族層と同質化したのである。

¹ 『貞観氏族志』の編纂については、『貞観政要』巻七・論礼楽、『旧唐書』巻六五・高士廉伝、『新唐書』巻九五・高俊伝、『資治通鑑』巻一九五・貞観一二（638）年正月の条を参照。また、第1部第1章「唐朝政権の形成と太宗の氏族政策」でも詳論した。

² 本研究における「門閥」の定義については、序論第2節（1）「本研究における氏族の分類」を参照。

³ 内藤湖南「概括的唐宋時代観」（初出1922年、『内藤湖南全集』第8巻、筑摩書房1969年）、同著『支那中古の文化』第10講「貴族中心時代」（初出1928年、『内藤湖南全集』第10巻、筑摩書房1969年）、陳寅恪『唐代政治史述論稿』中篇「政治革命及党派分野」（初版1944年、生活・読書・新知三聯書店、2001年）、同「記唐代之李武韋楊婚姻集團」（初出1954年、同著『金明館叢稿』初編、生活・読書・新知三聯書店、2001年）。

⁴ 布目潮風「唐朝創業期における三省六部の人的構成」、同「唐朝初期の唐室婚姻集團—公主の婚家先を中心として—」（ともに同著『隋唐史研究—唐朝政権の形成』、東洋史研究会、1968年に収録）、汪鋐「唐太宗樹立新門閥の意図」（汪鋐著、唐長孺主編『汪鋐隋唐史論稿』、中国社会科学出版社、1981年）、毛漢光「關隴集團婚姻圈之研究—以王室婚姻關係為中心—」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』61-1、1990年）、吉岡真「隋・唐

前期における支配階層」（『史学研究』155、1982年）、同「北朝・隋唐の支配層の推移」（『岩波講座世界歴史9 中華の分裂と再生』、岩波書店、1999年）。

⁵ 本稿第2部第1章～第2章を参照。

⁶ 注4布目潮風「唐朝創業期における三省六部の人的構成」。

⁷ 「<http://res4.nlc.gov.cn/home/index.trsfchannelid=11>」を参照。

⁸ 「鐘明善先生、周桂娥女士捐贈碑石精品拓片展」については、西安交通大学博物館公式ページの《鐘明善教授夫婦向西安交通大学再次捐贈重要文物 2014-3-20》（http://www.museum.xjtu.edu.cn/news_show.asp?id=175）を参照。本展示会で展示された墓誌拓本は全56幅、その中には墓誌蓋も含まれているので、出品された墓誌は都合45種類となる。その朝代別の内訳は次の通りである。北周2、隋3、唐35、武周1、北宋1、明2、清1。すべての唐代墓誌は末著録の新出墓誌で、埋葬地点から、墓誌の大部分は西安付近より出土したものと判断できる。展示された墓誌の中でも、筆者は北周「宇文（崔）謙墓誌」（天和六年（571）二月六日、咸陽始平原埋葬）に大きな関心を懷いた。墓主の崔謙は『周書』卷三五、『北史』卷三二に立伝されている人物で、博陵第二房崔氏の系譜である。彼は西魏、北周に仕え、荊州総管・武康郡公にまで至り、西魏期に宇文姓を賜った。崔民幹の同宗であり、入関山東門閥の典型である。この墓誌については別の機会を設けて検討したい。

⁹ 『旧唐書』卷六〇・宗室・淮安王李神通伝、『資治通鑑』卷一八六・高祖武徳元年十月庚辰の条、同書卷一八七・武徳二年閏二月の条、同書同卷武徳二年十月の条。

¹⁰ 『冊府元龜』卷六七七・牧守部・能政に「李桐客、太宗貞観初、累遷通鎮二州刺史。所在清平流譽、百姓呼為慈父（李桐客、太宗の貞観の初め、通鎮二州刺史に累遷す。所在清平にして譽を流す、百姓呼びて慈父と為す）。」とある。ほぼ同文の記事が『旧唐書』卷185・良吏伝上に見え、『冊府元龜』の鎮州は巴州の誤りであることがわかる。郁賢皓『唐刺史考全編』（安徽大学出版社、2000年）卷二一〇によると、通州刺史は武徳九～貞観三年（626～629）にかけて任瓌が務めていた。従って李桐客の刺史就任は貞観三年以降のことと思われる。

¹¹ 『冊府元龜』卷六七七・牧守部・能政に「劉徳威為綿州刺史、以廉平著稱、百姓為之立碑（劉徳威、綿州刺史と為り、廉平を以て著稱せられ、百姓之が為に碑を立つ）。」とある。劉徳威の在任期間については、注10『唐刺史考全編』卷二二七・劍南道綿州を参照。

-
- ¹² 注 10『唐刺史考全編』卷五六・河南道・宋州、同書卷一一六・河北道・幽州によると、「宰相世系表」で崔民幹の父崔叔重が隋人であることを推して、彼の在任期間をともに貞観年間と推定する。ただし、本書では崔民幹を幽州ではなく幽州の刺史としている。
- ¹³ 注 4 布目潮風「唐朝創業期における三省六部の人的構成」。
- ¹⁴ 北周・隋・唐前半期の皇室と独孤氏・竇氏・長孫氏の婚姻関係については、注 4 毛漢光「関隴集團婚姻圈之研究—以王室婚姻關係為中心」を参照。
- ¹⁵ 当該時期の蘭陵蕭氏については、愛宕元「隋末唐初における蘭陵蕭氏の佛教受容—蕭瑀を中心に—」（福永光司編『中国中世の宗教と文化』、京都大学人文科学研究所、1982 年）、毛漢光「隋唐政權中の蘭陵蕭氏」（初出 1986 年、同著『中国中古社会史論』、上海書店出版社、2002 年）。
- ¹⁶ 『旧唐書』卷二下・太宗・貞観十一年正月庚子の条。
- ¹⁷ 『旧唐書』地理志では「旧」の字を附して各州の属県数と戸口数を記すが、これが貞観十三年時のものであることは、日野開三郎「唐・貞観十三年の戸口統計の地域的考察」（『日野開三郎 東洋史論集』第 11 卷、1988 年）、翁俊雄『唐初政区与人口』（北京師範大学出版社、1990 年）を参照。
- ¹⁸ 『旧唐書』卷四二・職官志・九品職事では下州刺史の注に「「武徳令」、中州刺史、正四品下、下州刺史、従四品上」とある。
- ¹⁹ 『旧唐書』卷四二・職官志・九品職事の下州刺史の注に「「貞観令」、一切為下州、加入正四品下（「貞観令」、一切下州と為し、正四品下に加入す）。」とある。
- ²⁰ 『旧唐書』卷四三・職官志・門下侍郎の注には「武徳定令、中書門下侍郎、同尚書侍郎、正四品上。…大曆二年九月、敕升為正三品也（武徳、令を定め、中書門下侍郎、同尚書侍郎、正四品上なり。…大曆二年(767)九月、敕して升して正三品と為すなり）。」とある。門下侍郎は黄門侍郎の異称。
- ²¹ 崔民幹を降格させた太宗の発言は本文で引用した『旧唐書』卷六五・高士廉伝のほか、注 1 に列挙した史料に見えるが、ここでは最も省略された箇所が少なく、かつ太宗の発言の原貌を比較的とどめていると思われる『旧唐書』を引用した。
- ²² 注 3～4 の諸論考。及び、守屋美都雄『六朝門閥の一研究—太原王氏系譜考—』第 7 章「山東士族の命運」（日本出版協同株式会社、1951 年）、竹田竜児「貞観氏族志の編纂に関する考察」（『史学』（三田史学会） 25-4、1952 年）、愛宕元「唐代前半期の政治」（松丸道雄ほか編『世界歴史大系 中国史 2—三国～唐—』山川出版社、1996 年）

など。

²³ 唐前半期の黄門侍郎の職掌については、羅永生『三省制新探—以隋和唐前期門下省職掌与地位為中心』（中華書局、2005年）第三章「隋及唐初三省的發展」を参照。

²⁴ 『旧唐書』卷七四・馬周伝によると、貞觀十一年の馬周の上奏文では「今、朝廷独重内官、県令・刺史、頗輕其選。刺史多是武夫・勲人、或京官不称職、方始外出（今、朝廷独り内官を重んじ、県令・刺史は、頗ぶる其の選を輕んず。刺史は多く是れ武夫・勲人、或いは京官職に称わずして、方に始めて外出せしむ）。」とあり、当時、州刺史が能力不足の内官（京官＝中央官）を左遷するためのポストであったと述べる。馬周の指摘した当時の状況は、崔民幹が黄門侍郎より宋州刺史への転任した理由と合致する。

²⁵ 毛漢光「從士族籍貫遷移看唐代士族中央化」（注15前掲『中国古代社会史論』）、室山留美子「北朝時期漢族官僚在首都居住的状况—以東魏北齊官僚葬地選址為線索」（井上徹・楊振紅編『中日学者論中国古代城市社会』、三秦出版社、2007年）。隋の郷官廃止と隋唐初における山東門閥の移住については、長部悦弘「隋の辟召制廃止と都市」（『東洋史研究』44-3、1985年）も参照。また、愛宕元氏は山東門閥の兩京への居住地・埋葬地の移動が隋末唐初より顕著になると述べる。その背景の一つとして毛氏・長部氏があげた理由のほかに、隋末の争乱で彼らの郷里である山東が大打撃を受けたこともあげている（同「唐代范陽盧氏研究—婚姻關係を中心に—」、川勝義雄・礪波護編『中国貴族制社会の研究』、京都大学人文科学研究所、1987年）。

²⁶ 陳爽著『世家大族与北朝政治』（中国社会科学出版社、1998年）では、かかる漢人氏族の存在形態を「双家制」と称している。

²⁷ 第2部第1章「隋唐初期の政治史と「入関山東門閥」」を参照。

第4章 隋代弘農楊氏の研究

—隋唐政権形成期の「門閥」—

はじめに—弘農楊氏研究の課題—

隋唐政権の性格を解明していくうえで、支配階層の一翼を担った漢人「門閥」¹の存在は、避けては通れない問題である。ところが、従来の研究では北魏末の六鎮の反乱から隋唐政権が形成していく過程において、所謂「閹隴集團」²に注目が集まり、そこに「門閥」勢力がどのような役割を果たしたのかについては、あまり論じられてこなかった。本章では代表的な「門閥」である弘農華陰楊氏、そのなかでも越公房と呼ばれる系統を取り上げ、彼らが隋朝政権下で繁栄を極めて絶大な権勢を振るった背景について、近年、陸続と出土している越公房楊氏の墓誌を手掛かりにして考察する。そのうえで、隋唐政権の形成過程における「門閥」と国家の関係について展望するものである。

越公房楊氏は、北魏後期に活躍した漢人門閥官僚の楊鈞を始祖とする。その子の中でも楊暄・楊穆・楊俊・楊寛の系統は西魏・北周・隋・唐に仕えて代々高官を輩出して、弘農楊氏の本宗とみなされた³。彼らは隋代に最盛期を迎えたが、それを導いたのが、楊鈞の嫡曾孫にして家長格の楊素であった。彼は江南平定の武功を契機にして宰相職の内史令・尚書左右僕射・尚書令を歴任して権勢を振るい、その一族もまた三省長官・六部尚書・大州の総管・刺史などの要職を歴任した。また、楊素は晋王楊広（煬帝）の立太子と皇帝即位に大きな貢献を果たし、その嫡子楊玄感が楊広の失政に乗じて反乱を起こして隋末の動乱を本格化させ、唐朝創業の先駆けとなった。このように隋朝の勃興と衰退に大きな影響を与えた越公房楊氏は、隋唐政権形成期の門閥を考えるうえで格好の材料となるのである。

隋代の越公房楊氏に関する先行研究として、隋唐政権の形成過程やその性格の解明を視野に入れて楊素・楊玄感の事跡を考察した布目潮風氏⁴や、当該時期の門閥官僚の典型として楊素とその一門を取り上げた欠端実氏⁵の研究がある。両氏の研究は重なり合う点、あるいは相互に補完する点がある。まず、両氏ともに楊素が本貫地との地縁を保持する漢人門閥弘農楊氏の本宗であることを指摘し、本来は北族であった隋室が自ら弘農楊氏を標榜したため、越公房楊氏に敬意を払い重用せざるを得なかったと推論する。また、欠端氏は越公房楊氏が為政者として清廉で公平な儒教的倫理観を身に着けることを家風としたことが、代々高官を輩出したことにつながり、これを楊氏が勃興した一因とみる。欠端氏は楊氏が

門閥官僚と在地有力者との両面から楊氏の基盤の解明をしようとすることに對して、布目氏は官僚的側面のみを重視し、隋代の楊氏の勃興も楊素の個人的能力によって獲得した功績や官爵が作用したものとみている。そのほか、楊素は詩人としても著名であり、その作品の解釈を通して、彼の内面や交友関係を掘り下げた研究もある⁶。

従来の越公房楊氏の研究は主に正史史料を中心に行われてきたが、近年では大量の墓誌が彼らの本貫地である華陰（陝西省華陰市・潼關県一帯）より出土し、史料的状态が激変した。こんにち、現存している越公房楊氏の墓誌は、筆者の管見の限りでは49枚にも及び、それらを整理すると、以下の表1「越公房楊氏墓誌一覧表（北魏後期～隋唐前半期）」のようになる。

表1「越公房楊氏墓誌一覧表（北魏後期～隋唐前半期）」

No.	誌主（別名）	房支	埋葬年	埋葬地（出土地）	出典	目録
1	楊恩（宥）	鈞父	永平2年11月11日	記述無し（洛陽出土？）	蒐佚14, 王2013	99
2	楊鈞	始祖	建義元年9月30日	華山之下	近新楊鈞, 千唐440, 蒐続70	447
3	楊儉	儉支	大統8年3月6日	華陰之原	千唐442 ※拓本未刊、千唐誌齋で展示	1002
4	楊褒（文義）	儉支	大統17年3月29日	先君（儉）墓次	集刊12	1019
5	楊穆	穆支	廢帝2年11月25日	華陰之南原	北京大学図書館蔵拓本	—
6	楊寬（越勤寬）	寬支	保定元年11月7日	華陰県潼郷習仙里	北京大学図書館蔵拓本	—
7	羅氏	儉支 儉妻	保定3年2月25日	華陰之旧塋	千唐444 ※拓本未刊、千唐誌齋で展示	1034
8	楊操（越勤操）	暄支	建德3年11月3日	華陰之旧塋	千唐445	1097
9	楊濟（越勤濟）	暄支	建德6年4月7日	華陰東原旧塋之所	千唐446, 蒐佚62, 校注10-300 ※千唐誌齋で展示	1109
参 考	楊敷	暄支 鈞嫡孫	建德6年4月～11月	華陰旧塋	—	—
	※墓誌未出土。『周書』卷34・本伝によれば、北周の華北統一後に贈官され、「華陰旧塋」に埋葬された。					
10	楊戾（越勤戾）	暄支	建德6年11月3日	華陰東原先君壯君（敷）之塋	千唐446 ※拓本未刊	1113
11	楊寬	寬支	隋初？（開皇7年10月8日以前）	華陰潼郷習仙里	北京大学図書館蔵拓本	—
	※紀年はNo.6と同じ。ただし、No.6が西魏期の賜姓政策を反映して越勤姓を名乗るが、No.11は楊姓を称している。隋初に本来の姓に戻した後に作成したものか？					
12	楊文志	寬支	開皇7年10月8日	先公（寬）之塋	北京大学図書館蔵拓本	—
13	韋始華	寬支	開皇7年10月8日	元公（寬）之墓	千唐447, 彙考1-229	1291

14	楊懿（文懿）	儉支	開皇 11 年 11 月 24 日	華陰東原	千唐 450, 彙考 2-43 ※ 千唐誌齋で展示	1365
15	楊肅（文朗）	儉支	開皇 11 年 11 月 24 日	華陰東原	千唐 450, 彙考 2-22	1363
16	鄭祁耶	暄支	仁寿元年十月廿四日	華陰東原之旧塋（潼關縣 吳村郷）	新中陝壹 30, 隋五陝西 3-6, 集刊 10, 彙考 3-12, 潼關 6	1504
17	楊宏	暄支	仁寿元年 10 月 23 日	華陰東原之旧塋	千唐 453, 彙考 3-1	1501
18	楊昇（文昇、 文殊）	儉支	仁寿元年 10 月 23 日	華陰東原之塋	近新楊昇, 彙考 3-8, 蒐 佚 78	1502
19	楊紀（文紀、 文憲）	寬支	仁寿 4 年 3 月 24 日	華州華陰縣留名郷歸政里 之東原	千唐 453, 彙考 3-106	1539
20	楊孝僊	寬支	仁寿 4 年 3 月 24 日	華州華陰縣留名郷歸政里	千唐 455, 彙考 3-101 ※千唐誌齋で展示	1538
※楊素の子、楊積善撰						
21	楊文慈	寬支	仁寿 4 年 3 月 24 日	華州華陰縣東原旧塋	千唐 456, 彙考 3-96	1537
※兄楊矩撰						
22	楊素	暄支 鈞嫡曾 孫	大業 3 年 8 月 8 日	華陰東原通零里（潼關縣 亢家村）	新中陝壹 32, 隋五陝西 3-8, 疏証 199, 彙考 3-241, 潼關 5, 筆者所藏 拓本	1590
※虞世基撰。楊素墓は潼關縣重点文物保護單位（1986 年 6 月指定）						
23	楊実	暄支	大業 3 年 8 月 26 日	華陰之塋	千唐 458, 彙考 3-266 ※千唐誌齋で展示	1593
24	蕭妙瑜	暄支 敷妻	大業 3 年 8 月 26 日	華陰東原之塋（潼關縣亢 家村）	集刊 9, 彙考 3-247, 潼 關 4	1592
25	楊休	儉支	大業 3 年 11 月 4 日	華陰東原之塋	集刊 12, 彙考 3-289	1602
26	楊文端	儉支	大業 3 年 11 月 4 日	華陰東原之塋	筆者所藏拓本, 蒐続 169	—
27	楊某	儉支	大業 3 年 11 月 4 日	華陰東原之塋	集刊 12, 彙考 3-282	1603
28	元氏	儉支 文偉妻	大業 3 年 11 月 4 日	華陰東原之塋	蒐佚 82, 西市 22	1604
29	李氏	儉支 文偉妻	大業 3 年 11 月 4 日	華陰東原	蒐佚 83, 西市 23	1606
—	※No.28～29 墓誌は夫の諱を記していないが、官職の一致から夫を楊儉の子文偉と推定。楊文偉については『旧唐書』卷 77・楊纂伝を参照					
30	李叔蘭	寬支 寬側室	大業 3 年 11 月 4 日	先塋（華陰出土）	千唐 459, 彙考 3-286 蒐佚 84, 碑帖 7519	1603
31	楊矩（文懿）	寬支	大業 9 年 3 月 10 日	華州華陰縣留名郷歸政里 之東原	集刊 7, 疏証 221, 彙 考 4-328, 蒐佚 89, 七朝 60	1741
32	楊文思	寬支	大業 9 年 3 月 28 日	華陰縣潼關郷習仙之里	千唐 461, 彙考 4-331 ※千唐誌齋で展示	1742
33	楊約	暄支	大業 9 年 4 月 29 日	華陰縣潼關郷招遠里旧山	千唐 463, 近新楊約, 彙 考 4-336, 蒐続 177	1743
34	楊岳	暄支	大業 10 年 4 月 17 日	大興縣洪固郷之原	西市 24	1777
35	楊玄煥	暄支	貞觀 5 年 10 月 23 日	華陰之旧塋	蒐佚 99	—
36	楊孝謨	儉支	貞觀 13 年 8 月 14 日	華陰縣潼關郷原	千唐 2	10020

37	独孤法王	儉支 守澹妻	永徽3年10月25日	万年県少陵原長平敬公 (纂)之塋	文博2013, 新蔵続31	—
38	楊岳	暄支	顯慶元年3月9日	雍州万年県黄台郷之原	西市53	—
	※夫人韋氏と合葬時に作製された墓誌					
39	李氏	暄支	顯慶6年2月19日	高平郷少陵之原先厝	西市66	—
40	楊台(崇本)	暄支	顯慶6年3月11日	華陰県潼郷神原里之原	蒐佚135	—
41	楊守澹	儉支	龍朔3年11月23日	万年県洪原郷黄渠里夫人 (独孤法王)之旧塋	新蔵続43	—
42	楊緘	儉支	乾封元年3月18日	華陰県潼郷太平原	千唐23	10113
43	懷徳県主 (唐宗室)	儉支 緘妻	上元3年10月15日	華陰太平原司馬公(緘) 同穴(東塋)	華山24, 新蔵56	1444
44	楊弘嗣	寛支	聖暦3年3月23日	京城東南少陵之原	新蔵続68	—
45	楊亮	儉支	長安4年10月21日	北邙	唐宋253	2326
46	楊思濟	儉支	景龍3年2月15日	華陰之豊原	千唐108	10456
47	楊居実	儉支	開元5年2月13日	長安県高陽原旧塋	長安150	—
48	楊魏成	儉支	開元15年2月29日	華陰県潼郷太平原	千唐149	10634
49	楊志忠	儉支	開元22年1月9日	万年県義善郷鳳棲原	集刊19	—

《凡例》

【埋葬地(出土地)】

墓誌の多くが民間に流出した後に公的な文物機関や民間収蔵家の手に帰したものであるもので、正確な出土地が不詳なものも多い。そこで埋葬地の欄には考古・文物関係機関の調査を経た比較的信頼できるものに関してのみ注記した。

【出典欄・略号】

①資料集

唐宋＝饒宗頤著『唐宋墓誌：遠東学院蔵拓片図録』（中文大学出版社、1981年）

隋五陝西＝呉鋼主編『隋唐五代墓誌彙編 陝西卷（第三冊）』（天津古籍出版社、1991年）数字は頁数

新中陝壹＝中国文物研究所・陝西省古籍整理弁公室編『新中国出土墓誌・陝西〔壹〕』（文物出版社2000年）数字は同書使用の墓誌番号

華山＝張江濤編著『華山碑石』（三秦出版社、1995年）数字は頁数

潼関＝劉蘭芳・張江濤編著『潼関碑石』（三秦出版社、1999年）数字は頁数

千唐＝呉綱主編『全唐文補遺』千唐誌齋新蔵專輯（三秦出版社、2006年）

彙考＝王其禱・周曉薇編著『隋代墓誌銘彙考』（線装書局、2007年）数字は冊数と頁数

長安＝西安市長安博物館編『長安新出墓誌』（文物出版社、2011年）

校注＝毛遠明編著『漢魏六朝碑刻校注』（線装書局、2008年）数字は冊数と頁数

近新＋誌主の名前＝周傑烈主編「中国歴代名碑帖精選系列」に所収される墓誌図版、陳輝・薛海洋編『北魏楊鈞墓誌』（河南美術出版社、2008年）、陳輝・薛海洋編『隋楊約墓誌』（河南美術出版社、2008年）、薛海洋・梁徳水編『隋楊昇墓誌』（河南美術出版社、2010年）

龍門＝張乃翥輯『龍門区系石刻文萃』（国家図書館出版社、2011年）数字は頁数

蒐佚＝趙君平・趙文平編『秦晋豫新出土墓誌蒐佚』（国家図書館出版社、2011年）数字は同書使用の墓誌番号

蒐続＝趙君平・趙文平編『秦晋豫新出土墓誌蒐佚続編』（北京図書館出版社、2015年）数字は同書使用の墓誌番号

七朝＝斉運通編『洛陽新獲七朝墓誌』（中華書局、2012年）数字は同書が使用する墓誌番号

西市＝胡戟・栄新江主編『大唐西市博物館蔵墓誌』（北京大学出版社、2012年）数字は同書使用の墓誌番号

王2013＝王連龍著『新見北朝墓誌集釈』（中国書籍出版社、2013年）

新蔵＝西安碑林博物館編著・趙力光主編『西安碑林博物館新蔵墓誌彙編』（線装書局、2007年）数字は頁数

新蔵続＝西安碑林博物館編著・趙力光主編『西安碑林博物館新蔵墓誌続編』（陝西師範大学出版総社、2014年）数字は頁数

②その他、個別に墓誌を紹介・考察した論文

集刊 7＝李猷奇・周錚「北周、隋五方楊氏家族墓誌綜考」（西安碑林博物館編『碑林集刊』7、陝西人民美術出版社、2001年）

集刊 9＝呼琳貴「陝西潼關出土隋『蕭妙瑜墓誌』考釈」（西安碑林博物館編『碑林集刊』9、陝西人民美術出版社、2003年）

集刊 10＝王京陽「隋『楊素妻越国夫人鄭氏墓誌銘』考釈」（西安碑林博物館編『碑林集刊』10、陝西人民美術出版社、2004年）

集刊 12＝王慶衛・王煊「隋代弘農楊氏統考——以墓誌銘為中心」（西安碑林博物館編『碑林集刊』12、陝西人民美術出版社、2006年）

文博 2013＝張婷・谷朝旭「新見唐『独孤法王墓誌』考釈」（『文博』2013年2期）

集刊 19＝傅清音・張寧「唐『楊志忠墓誌』考」（西安碑林博物館編『碑林集刊』19、陝西人民美術出版社、2013年）

【目録欄・番号】

隋代以前の墓誌は目録①、唐代墓誌に関して目録②の墓誌整理番号を記入。

①梶山智史編『北朝隋代墓誌所在総合目録』（明治大学東アジア石刻文物研究所、汲古書院、2013年）、数字は同書使用の墓誌番号

②氣賀澤保規編『新版 唐代墓誌所在総合目録（増訂版）』（明治大学東アジア石刻文物研究所、汲古書院、2009年）、数字は同書使用の墓誌番号

表1に整理した墓誌の出現によって、文献史料には残されていない当該時期の越公房楊氏の官歴（取得官品）・婚姻関係・居住地・埋葬地の状況など、その存在形態や存立基盤、社会的地位を考察するうえで基準となる情報を大量に得られるようになったのである。それに触発されて、弘農楊氏の研究が活況を呈しており、なかでも、新出墓誌を網羅的に考察し、北朝～隋唐初期の越公房楊氏の門閥としての特徴や存在形態を掘り下げた研究として、王慶衛・王煊両氏が連名で出された一連の論考⁷や、楊為剛氏⁸・呂冠軍氏⁹による成果がある¹⁰。諸氏の見解はほぼ一致しており、南北朝～隋唐期の漢人門閥の存在形態の変遷を論じる毛漢光氏の「中央化」説¹¹、陳爽氏の「双家制」説¹²をふまえて、楊氏が北朝後半期は郷里華陰と首都に邸宅を所有して郷里・官界の双方に基盤を築き、隋唐期に入ると郷里の基盤を放棄して在地有力者の側面を失い、両京（長安・洛陽）に居住して国家権力へ依存していったことを論じる。

墓誌出現以降の越公房楊氏の研究を総括すると、大量の楊氏の事例を統計的に分析して、毛氏・陳氏の理論を裏付けることが主眼にあり、一つの論考で北朝後半から唐代までという長い期間を考察範囲としているため、両氏の説より逸脱した楊氏独自の特徴について踏み込んだ考察がされていないことが大きな問題点として挙げられる。そこからは次の二つの課題を指摘できる。

第一の課題は、「越公房楊氏墓誌」全49枚のうち38枚が本貫地より出土しており、当該時期の楊氏が郷里と強い繋がりがあったことが示唆され、官僚としてだけでなく在地有力者としての側面も見る必要が出てきた。ところが、墓誌出現後の研究においても、北朝期

に郷官（出身地の州郡長官・僚佐）を輩出したこと、邸宅・墓葬地が本貫地に存在したことを指摘するのみで、さらに一步踏み込んで、楊氏が具体的に郷里にどのような基盤を築いていたのか、それが彼らの官界における繁栄とどのように結びついたのか、先行研究では明らかにされていない。

第二は、布目・欠端両氏と同じく王慶衛・王煊両氏は、越公房の繁栄の一因として隋室と同族関係を結んだことを指摘しながらも、楊氏の成員が宗正寺・太子宗衛関連の官職に就任する傾向にあったことを見落としている。これらの官職は基本的に皇族が就任するものであり、同族関係を結んだとされる越公房と隋室、ひいては「門閥」と国家の関係を考えるうえで、大きな手掛かりとなるはずである。

以上の二点に付け加えて、「門閥」研究そのものが抱える課題もある。布目氏は楊素の台頭を彼個人の能力に帰して「門閥」、あるいは在地有力者としての側面を軽視したが、その背景には、「貴族」や「豪族」、「門閥」という用語の概念を曖昧なものとする氏の問題意識がある¹³。例えば、「山東五姓」など同時代史料で名門とされている氏族を、仮に一流の「貴族」、すなわち「門閥」と見なすにしても、その同族的結合がどこまで及ぶのかは氏族ごとに異なり、その都度の考証が必要となってくるのである。

そこで、本章では以上の課題をふまえたうえで、第1節では越公房楊氏の本貫地における埋葬地・居住地を手掛かりにして、彼らの族的結合の範囲を確定するとともに、郷里における基盤について論じる。第2節では、越公房楊氏と隋室の関係について、宗正寺・太子宗衛関係の官職に任命された越公房の事例に着目して考察する。最後に本章の総括をして隋唐政権形成期における「門閥」と皇帝権力との関係について展望を示したい。

なお、参考として本章末尾（216頁）に表1に整理した「楊氏墓誌」と正史などの文献史料に基づく「**越公房楊氏略系図**」を掲げたので、適宜参照されたい。

第1節 郷里華陰における越公房楊氏

（1）族葬墓と同族的結合

表1によると、越公房楊氏で郷里の華陰に埋葬された者が合計38名も確認できる。最古のものは北魏末期の建義元年（528）九月のNo.2 楊鈞であり、最も新しいものは唐・開元一五年（727）二月のNo.48 楊魏成のものである。その内訳をみると、北朝後期10名（北魏1、西魏3、北周6）、隋22名、唐6名となり、彼らの大部分が華陰県の「旧塋」、「先塋」と呼称される族葬墓に埋葬された。そこからは、北朝後期から隋代にかけての越公房楊氏が同

族的結合及び本貫地との地縁を保持していたことが示唆されるのである。

まず、越公房楊氏の族葬墓の具体的な規模と所在であるが、それを厳密に確定するのは難しい。何故ならば、大部分の墓誌が非正規の発掘品で具体的にどの場所より出土したか不明だからである。ただし、「楊素墓誌」を含む以下の三点については信頼がおける出土地点が判明しており、これを足掛かりにして他の楊氏墓の所在を推定することで、族葬墓の全容が見えてくるのである。

No.22 「楊素墓誌」、「華陰東原通零里」に埋葬、潼關県城関鎮亢家寨村の楊素墓より出土。楊素墓は潼關県重点文物保護單位に指定されている¹⁴。

No.24 「蕭妙瑜墓誌」、「華陰東原之塋」に埋葬、潼關県城関鎮亢家寨村出土。

No.16 「鄭祁耶墓誌」、「華陰東原之旧塋」に埋葬、潼關県吳村郷（現城関鎮）出土。

以上の3名はすべて楊暄支に属し、楊素からみて蕭妙瑜は継母、鄭祁耶は正室となる。亢家寨村は、北に渭水が東流して黄河へ合流し東西を溪谷に挟まれ、南は華山山脈に連なる仏頭山に阻まれた黄土台地上にある。まさしく、この台地こそが上掲の三墓誌が埋葬地として記す「華陰東原」なのである（「**越公房楊氏族葬墓関係地図**」）¹⁵。



表1では、同地を埋葬地として表記する事例を多く見出せる。例えば、楊暄支では上述の3名以外にNo.9 楊濟（楊素叔父）・No.10 楊戾（楊素弟）・No.17 楊宏（楊濟の子）が埋葬された。前述の楊戾の埋葬地は墓誌によると「華陰東原先君壯君之塋」とある。「先君壯君」とは楊戾と楊素の父である楊敷を指し、彼の墓も東原にあった。その埋葬地について、『周書』卷三四・本伝では「華陰旧塋」としており、楊敷墓造営以前より同地が楊暄支の墓葬地として使用されていたことがわかる。従って、埋葬地を「東原」と明記されていなくても、「華陰之旧塋」に埋葬されたNo.8 楊操・No.35 楊玄獎、

「華陰之塋」に埋葬されたNo.23 楊実らも同地に埋葬された可能性が高い。また、この「華陰東原」には楊暄支以外の越公房も埋葬されていた。楊儉支のNo.14 楊懿・No.15 楊肅・No.18 楊昇・No.25 楊休・No.26 楊文端・No.27 楊某・No.28 元氏・No.29 李氏、楊寛支のNo.21 楊文慈などである。

ところで、この「華陰東原」には異称が複数あり、それを明らかにすることで当地に埋葬された楊氏の事例をさらに追加できる。楊素墓は「通零里」の区域内にあったが、同里には、越公房とは別の房支に属する楊欽が埋葬された。張江濤編著『華山碑石』（三秦出版社、1995年）に収録される彼の墓誌¹⁶から、「通零里」が「潼関郷」の管轄であったことがわかる。「潼関郷」の「招遠里」には楊素の異母弟楊約（No.33）が埋葬されており、楊素墓・楊欽墓の付近に楊約墓があった。『華山碑石』によると、「楊欽墓誌」は「東塬」より出土したという。この地名は、「楊欽墓誌」の埋葬地表記をふまえると、「華陰東原」と同じ黄土台地を指すものと思われる。また、同書によると、No.43「懷徳県主墓誌」（楊儉支）も「東塬」から出土したという。その埋葬地表記は「華陰太平原」で、「太平原」が「東原」の異称であったことがわかる。なお、「太平原」は、懷徳県主の夫楊緘（No.42）と息子楊魏成（No.48）の埋葬地とも一致する。

また、亢家寨村の東側の管南村からは、北魏・神龜二年（519）七月二九日に「華陰県潼郷南原」に埋葬された「楊胤季女墓誌」¹⁷と、唐・貞元十年（794）十一月二八日に「華陰県潼郷原」に埋葬された「李元諒（李元光）墓誌」¹⁸が出土している。これらの墓誌の埋葬地表記をふまえると「東原」が「潼郷南原」もしくは「潼郷原」とも呼称されていたことがわかる。「潼郷原」はNo.36 楊孝謨（楊儉支）の埋葬地表記と一致し、また、「潼郷南原」に類似する埋葬地の表記として、No.5「楊穆墓誌」（楊鈞第二子）の「華陰之南原」がある。楊穆墓もまた「東原」上にあったのではなかろうか。

そのほか、「東原」は「豊原」とも呼称された。No.46 楊思濟（楊儉支）は「華陰之豊原」に埋葬されたが、隋大業二年（606）十一月二二日の紀年を持つ「楊謨墓誌」¹⁹は、埋葬地を「華陰東原豊原郷弘仁里」と記しており、「東原」の一部は「豊原郷」に属していた。

また、「東原」の一部は「留名郷帰正里」にも属していた。同地には仁寿四年（604）三月二四日に楊紀（No.19、楊寛嫡子）とその子楊孝悫（No.20）が埋葬された。その同日には楊紀の弟楊文慈（No.21）が「華陰県東原旧塋」に埋葬されている。埋葬時期・血縁の面からも三名の墓葬が離れた場所にあったとは考え難く、「東原旧塋」と「留名郷帰正里」は、ほぼ同じ場所を指していると見てよからう。なお、「留名郷帰正里」には、楊紀の弟楊矩（No.

31) も大業九年(613)三月十日に埋葬されている。

以上の考察によって、「華陰東原」は「太平原」・「潼鄉原」・「潼鄉南原」・「豊原」とも呼ばれ、越公房楊氏の族葬墓の所在であったことが明らかとなるのである。「華陰之旧塋」に埋葬されたNo.8 楊操の墓誌では、楊氏の族葬墓を「華山封域、碑碣相望(華山の封域、碑碣が相い望む)。」と描写しており、その規模が広大であったことを窺わせる。当地の景観は、華山主峰の東北に位置し、「東原」の北麓には渭水と黄河が合流し、そのほとりに、弘農楊氏の先祖と知られる楊震家族墓があった²⁰。当地は、楊震以来の名門であることを自負する越公房楊氏が族葬墓を形成するうえで、最も相応しい地なのである。

この族葬墓に埋葬された越公房楊氏は合計 24 名、その系譜関係を見ると楊暄・楊穆・楊儉・楊寛のすべて房支に及んでおり、ここに族葬墓の形成を通して越公房全体が同族的結合を保持していたことが、改めて裏付けられた。『隋書』卷四八・本伝では、宰相となった楊素の権勢を総括して、

時素、貴寵日隆、其弟約・従父文思・弟文紀、及族父异、並尚書列卿。諸子無汗馬之勞、位至柱国・刺史。…親戚故吏、布列清顯、素之貴盛、近古未聞。

時に〔楊〕素、貴寵なること日に隆んにして、其の弟約・従父文思・弟文紀、及び族父异、並びに尚書列卿たり。諸子は汗馬の勞無くも、位は柱国・刺史に至る。…親戚故吏、清顯に布列し、素の貴盛、近古未だ聞かざるなり。

と述べ、越公房成員たる楊約・楊文思・楊文紀(楊紀)・楊异が「尚書列卿」として、楊素の権勢を支えたことを記録する。本節の考察をふまえると、同族的紐帯で強く結ばれた越公房楊氏が、官界で一つの政治勢力を形成していたことが読み取れてくるのである。

(2) 居住地と宗族・郷党

長部悦弘氏と谷川道雄氏の研究²¹によると、南北朝時代の華北の漢人門閥は治所が置かれた県城ではなく、基本的に城外の集落に居住していたという。その理由として、両氏は漢人門閥の基盤である宗族・郷党や荘園の存在を想定するが、越公房楊氏の場合はどうであろうか。

表 1 で整理した越公房楊氏の墓誌からは、誌主が華陰所在の邸宅で死亡した事例を三つ確認できる。一つは、No.3 楊儉の事例で、彼は西魏大統八年(542)正月に「華州習仙里」で没した。二つ目は西魏廢帝二年(553)五月に「華陰之渭浜」で没したNo.5 楊穆で、『周書』卷二二・本伝によると、彼は家で没したとあるので、「渭浜」が彼の邸宅の所在であろう。

三つめはNo.10 楊戾の事例で、彼は北周建徳六年（577）七月に「華山第」で没した。周知のように華山は五岳に数えられる華陰県の靈峰で同地の邸宅は山荘として使用していたものと思われる。この楊氏の三つの邸宅のうち、No.8「楊操墓誌」では「弘農華陰潼鄉習仙里人」と本貫地を称していることから、習仙里が本宅の所在地であったと思われる。習仙里が具体的にどの地点に比定できるのか詳らかににはできない。しかしながら、楊寛・韋始華夫婦ら5名が同里に埋葬されており一般的に県城内には墓域を設けないので、県城外の集落であろう²²。越公房楊氏だけでなく、楊鈞の族兄楊播の系統²³、それとは別系統の楊景²⁴もまた習仙里を本貫地としており、当地には複数の系統の弘農楊氏が集住していたことが明らかになり、彼らが血縁・地縁を紐帯にして相互に結合したことは想像に難くない。

以上の考察をふまえて、改めて『隋書』卷六六・榮毗伝に「〔楊〕素之田宅、多在華陰、左右放縱（〔楊〕素の田宅、多く華陰に在り、左右放縱す）」とあるのを読むと、越公房楊氏が華陰に広大な邸宅・莊園を所有し、「左右」、すなわち宗党・郷党を従えて郷曲に武断していたことが見えてくる。『隋書』卷七〇・楊玄感伝によると、隋末に楊玄感が反乱を起こして関中へ侵攻した際に「華陰諸楊」が道案内を申し出たという。本節の考察をふまえれば、楊玄感と「諸楊」との間に郷党・宗党としての紐帯が存在したことは明らかであろう。このように北朝後期から隋末に至るまで一貫して、越公房楊氏は在地社会に勢力を保有していたのである²⁵。

第2節 越公房楊氏と宗正寺・太子宗衛

越公房楊氏の官歴の特徴として注目されるのが、宗正寺の正卿・少卿、および太子宗衛関係の官職に就任している事例を多く見出せることで、何れの官職も皇族が就任する傾向にあったものである²⁶。本節では、この二系統の官職を手掛かりにして、先行研究でしばしば言及されてきた越公房楊氏と隋室楊氏の関係にせまってみたい。

まず、宗正寺正卿・少卿についてであるが、隋代に同職に就いた事例が11例確認できる。それを整理したのが、以下の表2「隋代宗正寺正卿・少卿就任者一覧表」である。

表2「隋代宗正寺正卿・少卿就任者一覧表」

No.	就任者	出自・経歴	官名	在任期間	出典
1	楊雄	楊堅の族子	正卿 (文帝期、正三)	開皇元～9年	蒐佚統No.178 楊雄墓誌、隋書 43
2	楊紀	越公房寛支		開皇 18～仁寿 2年	表 1No.19 墓誌、隋書 48

3	楊約	越公房暄支	→ 煬 帝 期、從 三)	大業初め	表 1No.33 墓誌、隋書 48
4	楊義臣	尉遲迥の同族。楊堅により賜姓され 皇從孫となる		大業年間	隋書 63
5	楊慶	楊堅の從祖弟河間王楊弘の子		隋末（洛陽の皇泰主政 権による任命）	隋書 43
6	楊洽	越公房儉支		時期不詳	表 1No.45 墓誌
7	楊初	隋末の清河通守楊善会の父、初唐四 傑楊炯の曾祖父。その家は中唐に至 っても華陰に莊園・邸宅を保有		時期不詳	隋書 71、旧唐書 190 上、千唐 36 頁楊福延 墓誌、西市No.180 楊猷 墓誌、張 1993、楊 2009
8	楊昇	越公房寬支	少卿（文 帝期、正 四上→ 煬 帝 期、從 四）	開皇元～2 年 開皇？～9 年 4 月	表 1No.18 墓誌、隋書 46
9	楊紀	越公房寬支		開皇 3 年頃 開皇？～18 年	表 1No.19 墓誌、隋書 48
10	楊約	越公房暄支		開皇年間	表 1No.33 墓誌、隋書 48
11	楊恭仁	楊堅族孫、本表No.1 楊雄の長子		仁寿 3～大業 5 年	旧唐書 62、昭No.1 楊恭 仁墓誌

凡例：出典覧の略号は表 1 に同じ。張 1993＝張曉蕾「楊炯家世探微」（『四川師範大学学报（社会科学版）』1993 年 3 期）、楊 2009＝楊為剛「中古弘農楊氏貫望与居葬地考論—以新出墓誌為中心—」（西安碑林博物館編『碑林集刊』15、三秦出版社、2009 年）昭＝胡元超『昭陵墓誌通釈』（三秦出版社、2010 年）。なお、正史書名に付した数字は出典とした巻数。

表 2 によると、宗正寺正卿・少卿に就任した者すべてが楊姓で、その内訳は、宗室（含賜姓者）が 4 例（No.1、4、5、11）、越公房が 6 例（No.2～3、6、8～10）、その他、華陰との地縁を維持している弘農楊氏が 1 例（No.7）となる。これをふまえると、隋代の宗正卿・少卿は第一に皇室出身者であること、第二に皇室出身でなければ、門閥・弘農楊氏の有力者であることが、就任条件となったことがわかり、越公房楊氏が弘農楊氏の本宗として、皇族に準じる待遇を受けていたことが示唆されるのである。

次に太子左右宗衛に就任した事例について考察したい。「宗衛」とは東宮の禁衛を構成する東宮十率府²⁷の一つで、『隋書』卷二八・百官志下によると「左右宗衛、制官如左右衛、各掌以宗人侍衛（左右宗衛、制官は左右衛の如し、各おの掌するに宗人の侍衛を以てす）。」とあり、侍衛（侍官）として宗人が配属されていた。なお、『通典』卷三〇・職官典・左右司禦率府に上掲記事と同内容の記事があり、「宗人」を「皇族」としており、左右宗衛は隋室楊氏の宗族によって構成されていたのである。この宗衛の属官に越公房楊氏が幾人か任命されている。それはどのような意味を持つのか。また、宗衛に宿衛した「宗人」、「皇族」はどのような人々を具体的に指すのか。それらを考察するために**表 3「太子宗衛属官就任者一覧表（官品順）」**を作成した。

表 3 「太子宗衛属官就任者一覧表（官品順）」

No.	就任者	出自・経歴	官職（在任期間）	官品	出典・備考
1	李渾	閔隴系勲貴、「十二大將軍」の家柄、晋王楊広の旧幕僚。越公房楊氏・宇文述と通婚。	左武衛將軍（從三品） 領太子（右？）宗衛率（仁寿年間）	從三	隋書 37、表 1No. 29 李氏墓誌
2	郭衍	晋王楊広の旧幕僚、「奪宗の計」に参画	左宗衛率（仁寿年間）	從三	隋書 61
3	楊処綱	宗室、楊堅の族父。	宗衛率（開皇年間）	正四上	隋書 43
4	楊欽	弘農楊氏の一支。本人・父楊叉ともに「華陰東原」に帰葬された	左宗衛率（開皇元～2年） 右宗衛率（開皇 7～18年、No.6 の後任か？）	正四上	華山 23 彙考 1-277 楊叉墓誌、彙考 2-317 楊欽墓誌
5	扈志	閔隴系勲貴。西魏宇文泰の親信より、北周末、鄭州刺史兼雄俊中大夫となる。尉遲迥の反乱の際に楊堅に味方して信任を得る	右宗衛率（開皇元～7年）	正四上	西市No.16 扈志墓誌、隋補遺 69 頁、隋碑扈志碑
6	楊肱	越公房俊支	右宗衛副率（開皇元～9年）	從四上	表 1No.15 墓誌
7	楊矩	越公房俊支	右宗衛右八府車騎將軍（開皇？～仁寿 2年）	從四上	表 1No.31 墓誌
8	楊恭仁	楊堅の族孫。觀徳王楊雄の子	左宗衛車騎將軍（開皇元～仁寿 3年）	從四上	昭No.1 楊温（字恭仁）墓誌
9	閔毗	從祖母は宇文護の母で、北周の清都公主を娶る。皇太子楊勇の寵臣	車騎將軍（從四上）兼太子宗衛率長史（從七上、開皇？～20年）	從四上	周書 20、隋書 68
10	楊士達	代々北齊に出仕し、弘農華陰との地縁関係は既に喪失、死後、洛陽邙山に埋葬	右宗衛大都督（大業 5～7年）	正六上	千誌 No. 35 楊士達墓誌
11	楊林	洛陽の人、楊震の末裔を自称。父楊敬は北齊盧氏県令	宗衛大都督（時期不詳）	正六上	唐 宋 No. 32 楊昭墓誌
12	楊洛	父祖の経歴不明、本貫を弘農華陰と称する	宗衛大都督（時期不詳）	正六上	隋洛 21 頁郭倫妻楊宝墓誌
13	楊達	No.12 楊洛の子	宗衛大都督（時期不詳）	正六上	同上
14	楊宏	越公房暄支	宗衛帥都督（開皇初～19年、起家官）	從六上	表 1No.17 墓誌
15	楊鍾葵	弘農華陰を本貫と称す。父某は北齊・恒州刺史	宗衛都督（開皇 2年）。	正七下	彙考 4-353、集釈No. 467 楊鍾葵墓誌
16	楊暢	陝州弘農の人、祖父楊敬は北魏・贈陝州刺史、祖父楊略は北齊・広陵郡守。北周末、普安公楊雄の司兵となる。死亡後は洛陽に埋葬	宗衛長史（開皇？～8年）	從七上	彙考 1-242、集釈No. 371 楊暢墓誌
17	楊濤運	華陰県東隣の閔郷県に居住した弘農楊氏の有力房支。父楊尚希は隋創業の際に、「宗室兵」「宗団」を	司功（功曹）参軍（時期不詳）	從八下	隋書 46、西市No.105 楊暉及妻李氏墓誌、楊 2009

		率いて活躍。その子孫は唐代通じて 閩郷県に帰葬された			
--	--	-------------------------------	--	--	--

凡例：出典の略号は表 1、表 2 に同じ。集釈＝趙万里著『漢魏南北朝墓誌集釈』（科学出版社、1956 年）、千誌＝河南省文物研究所・河南省洛陽地区文管処編『千唐誌齋藏誌』（文物出版社、1984 年）、隋碑＝盧輔聖『隋隸志碑』（上海書画出版社、2003 年）、隋補遺＝韓理洲輯校、編年『全隋文補遺』（三秦出版社、2004 年）、隋洛＝陳長安等主編『隋唐五代墓誌彙編』洛陽卷第 3 冊（天津古籍出版社、1991 年）

備考：（1）官品は別に本官や兼官がある場合は、高い方を記した。（2）仁寿年間、煬帝の立太子後に、太子諸衛率の官品は正四品上から従三品に昇格された。『隋書』卷 61・宇文述伝参照。本表の該当者は No.1～2。

表 3 によって太子宗衛関連の就任者を見ると、17 名のうち楊姓が 13 名と大半を占める。異姓の 4 名については、No.5 虬志は宇文泰の親信（近侍官）より身を起こした北周の宿将で、尉遲迥が挙兵した際に楊堅側に味方した功績で太子右宗衛率となった。No.9 閭毗は皇太子楊勇の寵臣で、楊堅の信任と皇太子の傅役高頴の推薦を得て、東宮に宿衛して車騎將軍と宗衛長史を兼任することとなった。No.1～2 李渾・郭衍は幕僚として晋王楊広の立太子に功績があった者たちである。非楊姓の就任者は皇帝・皇太子の信任を得た者たちで、その出自は隋室と同じく西魏・北周の支配集団の中核を担った者たちか、その子孫である。例えば、李渾は所謂「十二大將軍」の家柄で周室・隋室とも婚姻関係があり、閭毗もまた北周武帝の引き合わせで清都公主を娶った。従って彼らは例外であり、宗衛に所属する官職は基本的に楊姓の者が就任したと思われる。

次に楊姓就任者をみると、宗室 2 名（No.3、8）、越公房が 3 名（No.6、7、14）、弘農華陰に在地基盤を持つ有力楊氏が 2 名（No.4、17）となる。その他 7 名（No.10～13、15～17）は現存史料では弘農楊氏の有力房支や隋室との系譜関係が不明で、洛陽に居住・埋葬されるなど、華陰との地縁が確認できない者が大半を占める。恐らく郷里を離れた傍系か、あるいは系譜を弘農楊氏に仮託した者たちであろう。このように楊堅は隋室楊氏に限らず幅広い楊氏を「皇族」、「宗人」と見なして宗衛の兵力として取り込んだのである。目を転じて、宗衛に起用された楊氏の官品の高低に注目すると、五品以下の者はその他の楊氏が大半なのに対して、三～四品に該当する長官・次官（正率・副率）、または宗衛所属軍府を率いる車騎將軍は、隋室との系譜関係が比較的に明らかな皇族と華陰との関係を保持する有力楊氏に限られている。これは前述の宗正寺の正卿・少卿の事例と相通じるものがある。宗正寺もまた宗衛と同じく有力な弘農楊氏を起用するためのポストであったことが明らかになる。

それでは、どうして隋朝政権は越公房を本宗とする弘農楊氏を「宗人」、「皇族」と見な

して、宗正寺や宗衛の高官に起用したのであろうか。理由の一つは、隋室が漢人門閥・弘農楊氏を標榜していたからである。しかしながら、その系譜には信憑性がなく、彼ら一族で確かなのは、楊堅の高祖父楊元寿が北魏時代に北辺・武川鎮の司馬となったことで同地に移り住んだこと、そして、北魏末の六鎮の乱に始まる動乱の渦中であって、楊堅の父楊忠が西魏・北周政権に仕えて有力な功臣として大司空・隋国公に栄達し一族が勃興したこと、という二点のみであった。西魏・北周時代に称していた「普六茹」が本来の姓で、北族であったというのが有力である²⁸。従って、新興の隋室楊氏の勢力は甚だ脆弱であったとみてよい。そこで、楊堅が採った方策が、血縁に限らず楊姓の者を「宗人」、「皇族」として宗衛に集めて、隋室本体の基盤を強化しようとするものだったのではなかろうか。この推測を補強するのが以下の『隋書』卷四五・房陵王勇伝の記事である。

時高祖令選宗衛侍官、以入上台宿衛。高穎奏称、若尽取強者、恐東宮宿衛太劣。高祖作色曰「我有時行動、宿衛須得雄毅。太子毓德東宮、左右何須強武。此極敝法、甚非我意。如我商量、恒於交番之日、分向東宮上下、団伍不別、豈非好事。我熟見前代、公不須仍踵旧風。」蓋疑高穎男尚勇女、形於此言、以防之也。

時に高祖（楊堅）、宗衛の侍官を選び、以て上台の宿衛に入れしむ。高穎奏称すらく、若し尽く強者を取れば、恐らく東宮の宿衛太だ劣らんと。高祖色を作して曰く「我時して行動する有れば、宿衛須べからく雄毅を得るべし。太子、徳を東宮に毓むに、左右何ぞ須べからく強武なるべけんや。此れ敝法を極め、甚だ我が意に非ず。我の商量の如きは、恒に交番の日に於いて、分かちて東宮に向かいて上下し、団伍（部隊）別せしめず、豈に好事に非ざらんや。我前代を熟見す、公須べからく仍りて旧風を踵ぐべからず」と。蓋し高穎の男は〔皇太子〕勇の女を尚れば、此の言に形わして、以て之を防ぐを疑うなり。

楊堅は非常時の備えとして東宮宗衛の侍官を引き抜き、自らの近辺を守護する「上台」の宿衛を強化しようとした。単に皇帝周辺の禁衛を強化するのであれば、楊堅が宗衛を指定して兵員を選抜する必要はない。ここで敢えて宗衛に着目したのは、彼らが隋室楊氏を守護する私兵的な性格を帯びたものだったからではないか。

楊堅が宗衛の兵力を集めるにあたり、弘農楊氏の本宗たる越公房を重視したことは想像に難くない。何故ならば、越公房楊氏を取り込むことで、その影響下の「華陰諸楊」を集集し兵力に転化することが容易となるからである。一方、越公房の家長格であった楊素は、これを足掛かりにして東宮禁衛全体に影響力を拡大させていった。表 3 によると、宗衛の

指揮官として、越公房の右宗衛副率楊肅（No.6）・右宗衛右八府車騎將軍楊矩（No.7）・宗衛帥都督楊宏（No.14）がいた。さらに、姻戚関係にあった李渾（No.1）も左武衛將軍領太子宗衛率として宗衛を統率している。また、越公房楊氏の影響下の「華陰諸楊」として、No.4 楊欽がいた。彼は華陰との地縁を保持しており、左宗衛率・右宗衛率（開皇元～二年、同七～十八年、581～582、587～598）を歴任して、長年にわたり宗衛を統率した。前述の楊肅・楊矩・楊宏は彼の同僚もしくは部下なのである。地縁・血縁の両面から越公房楊氏と関係を結んだことは想像に難くない。

このように越公房楊氏は血縁・地縁を利用して太子宗衛に根を張り巡らせ、隋室の基盤に深く食い込んでいった。そうした特殊な立場を利用して、楊素は自らの権勢をますます強大なものにしていくのである。その直接的契機となったのが、楊堅の次男・晋王楊広と結びついたことであつた。前掲『隋書』卷四五・房陵王勇伝によると、楊堅が宗衛の侍官を引き抜こうとしたことに対して、宰相高潁は東宮の禁衛が弱体化することを憂慮して反対した。これを楊堅は高潁が皇太子楊勇と姻戚関係にあるので策を妨害したものと、強く疑った。この逸話からは、宗衛、ひいては東宮宿衛をめぐる皇帝・皇太子・宰相の緊張関係を読みとることができるのである。楊堅は高潁に激怒して、自身が東宮より引き抜いた宗衛侍官の「団伍」（部隊）を分けずに交替で上台と東宮に宿衛にさせれば良いと主張したが、これは独自の禁軍を持つ皇太子楊勇と宰相高潁とが結びついて政治的野心を膨らませることを防止し、更に皇帝の影響下に皇太子の禁軍を置こうとした策略と思われる²⁹。こうした三者の緊張関係に割って入る形で登場したのが、皇太子の座を狙う晋王楊広であつた。その彼が東宮の宿衛に対して影響力を有し、高潁に次ぐ功臣・宰相として楊堅の信任がある楊素と手を結ぶのは、必然であつたと思われる。

以上の考察をふまえて、改めて楊広の立太子・皇帝即位への過程を見ると、楊素の動向が東宮禁衛と深く関係していたことが見えてくるのである。まず、楊広が楊勇派の切り崩しを図った際のこととして、『隋書』卷四五・房陵王勇伝に次の記事がみえる。

晋王又令段達私於東宮幸臣姬威、遺以財貨、令取太子消息、密告楊素。於是内外誼謗、過失日聞。段達脅姬威曰「東宮罪過、主上皆知之矣、已奉密詔、定当廢立。君能告之、則大富貴。」威遂許諾。

晋王又た段達をして東宮幸臣姬威に^{わたくし}私し（賄賂を贈り）、^{おく}遺るに財貨を以てし、太子の消息を取り、楊素に密告せしむ。是こに於いて内外誼謗し、過失日ごとに聞こゆ。段達、姬威を脅して曰く「東宮の罪過、主上皆之を知る、已に密詔を奉じ、当に廢立

すべきを定む。君能く之を告げれば、則ち大いに富貴ならん」と。威遂に許諾す。

この記事によると、晋王楊広は段達に皇太子楊勇の寵臣姫威に賄賂を贈って自陣営に引き入れ、皇太子の動向を探る間諜に仕立てたという。姫威については文献史料からは東宮で具体的にどのような官職に就いていたか不明であったが、新中国になって本人の墓誌が出土し、開皇元年（581）に太子内率、同年九月に太子左内率、同十三年（593）に太子右衛率となるなど、東宮率府の長官を歴任する東宮禁衛の有力者であることが明らかになった³⁰。楊広派による姫威の調略は皇太子周辺の状況を把握するだけでなく、東宮直属の軍事力を切り崩すことも目的に含まれていたのである。そして、姫威の告発に基づいて楊素は皇太子の罪を捏造し、それにより楊堅は楊勇の廃嫡と楊広の立太子を決意することとなる。楊素は姫威が楊広に情報を伝える窓口となっており、その背景には、彼が宗衛を通じて東宮禁衛に影響力を行使できる立場にあったことが深く関係しているのではないだろうか。

また、楊広即位の際も、楊素は東宮禁軍を動員するにあたり重要な役割を果たした。『隋書』卷四八・本伝には以下のような記事がある。

及上不予、〔楊〕素与兵部尚書柳述・黄門侍郎元巖等入閣侍疾。時皇太子入居大宝殿、慮上有不諱、須予防擬、乃手自為書、封出問素、素録出事状以報太子。宮人誤送上所、上覽而大恚。所寵陳貴人、又言太子無礼。上遂発怒、欲召庶人〔楊〕勇。太子謀之於素、素矯詔追東宮兵士帖上台宿衛、門禁出入、並取宇文述・郭衍節度、又令張衡侍疾。上以此日崩、由是頗有異論。

上（楊堅）、不予するに及び、〔楊〕素、兵部尚書柳述・黄門侍郎元巖らと閣に入り疾に侍る。時に皇太子（楊広）、入りて〔仁寿宮の〕大宝殿に居り、上、不諱有り、須べからく防擬を^{あらかじ}予めすべきを慮り、乃ち手づから自ら書を為し、封もて出だして素に問い、素、事状を録出し以て太子に報ず。宮人誤りて上の所に送り、上覽て大いに恚る。寵する所の陳貴人、又た太子の無礼を言う。上、遂に発怒して、庶人の〔楊〕勇を召さんと欲す。太子、之を素に謀り、素、詔を矯り東宮の兵士を追して上台の宿衛を^{おぎな}帖い、門禁の出入は、並びに〔太子左衛率の〕宇文述・〔太子左宗衛率の〕郭衍の節度を取り、又た張衡をして疾に侍らしむ。上、此の日を以て崩じ、是れ由り頗る異論有り。

当時、楊堅は仁寿宮行幸中に発病して大宝殿に臥せっていた。その病室に伺候していた楊素に宛てて、楊広は不測の事態に備えて親書を送ったが、楊素の返書が手違いで楊堅の手元にわたってしまった。これを読んだ楊堅は激怒して楊勇を再び皇太子に立てようとした。ところが、その日に楊堅は急逝し、楊広が実権を掌握して即位した。上掲記事で「異論有

り」とするのは、楊広一党に楊堅が弑殺された風説があるからで、定論はない³¹。しかしながら、楊広が楊素と謀議して詔勅を偽って東宮直属の将兵を動員し、大宝殿の楊堅の病室と宮殿の諸門を固めたことは注目してよい。当日、東宮禁衛を率いたのは太子左衛率宇文述・太子左宗衛率郭衍で、ともに東宮十率府の長官にして、楊広の晋王時代以来の腹心であったことが、この土壇場に指揮官に起用された第一の理由である。それと同時に楊素との関係も深い人物もしくは、太子宗衛の統率官であったことは注意すべきであろう。宇文述³²は楊素・楊約兄弟を楊広陣営に招き入れた張本人であった。一方、左宗衛率たる郭衍（表 3No.2）が当日指揮していたのは左宗衛所属の将兵であり、そこには楊素の影響下にあった宗党も含まれていたと推定できる。ちなみに、楊堅が崩御した当日の動向は不明ながら、郭衍と同じく宗衛率（右宗衛率か？）を務めていたのが、左武衛將軍の李渾（表 3No.1）であった。彼は宇文述の姉妹を娶っており、越公房楊氏とも通婚関係を結んでいた。

以上のように楊素ら越公房楊氏が楊広の立太子と皇帝即位にも貢献するなど政局を左右した背景には、彼らが宗衛を介して東宮禁軍に影響力を持っていたことが深く関係していたのである。

おわりにかえて—越公房楊氏と隋室楊氏—

本章の考察をふまえて、改めて越公房楊氏と隋室楊氏の関係をまとめると、宗正寺・太子宗衛の事例に象徴されるように越公房楊氏は「宗人」「皇族」として、隋室本体の基盤の一端を担った。当時、越公房楊氏は、本貫地の華陰に広大な邸宅・荘園・族葬墓を持ち、多くの宗党・郷党を擁するなど強固な地盤を本貫地に築き、弘農楊氏の本宗とみなされていた。一方、隋朝政権を創業した楊堅の一族は、西魏・北周で頭角を現した旧六鎮の北族を出自とする新興の氏族に過ぎず、その勢力は脆弱であった。自らの基盤を強化するために漢人門閥・弘農楊氏を自称し、その本宗として「華陰諸楊」に対して影響力を持つ越公房を積極的に取り込もうとしたことは、想像に難くない。その結果、二つの楊氏は基盤を共有することとなり、越公房の家長格の楊素は、隋室本体の基盤に深く根を張って政局を左右するほどの権勢を振るったのである。また、このような特殊な政治的地位を楊素が獲得したのは、単に彼個人の能力や功績だけでなく、「門閥」・越公房楊氏としての在地有力者の側面が強く作用したことも強調しておきたい。

以上に述べた越公房と隋室の関係は、漢人門閥勢力と漢人門閥を標榜する北族皇帝との結合関係と読み替えることも可能である。近年、隋唐政権の性格を解明するにあたって遊

牧的要素を重視する傾向にある一方で、内藤湖南氏・陳寅恪氏以来の伝統を持つ「貴族制」や「門閥」といった視座は、議論の蚊帳の外に置かれてしまっている。こうした研究動向に対して、筆者は唐太宗が編纂を命じた『貞観氏族志』において、士庶を厳格に区別して支配階層を限定したうえで、賢才主義的人材理念をふまえて官品に基づく氏族の序列が定められたことを明らかにした³³。一種の「貴族制」が隋唐政権における政治体制の柱となつたのであり、「貴族制」の視点を無視して隋唐政権の性格を考えることはできないのである。

そして、この隋唐の「貴族制」は、胡漢二つの要素が絡み合って形成されていた。その淵源となった北魏・孝文帝による「姓族詳定」について、川合安氏は、魏晉・南朝の影響だけでなく、国家主導で氏族の家格を定める点に「非中国的」要素を見出せることを指摘した。これを承けて佐藤賢氏は、皇室を中心とする婚姻集団を頂点とするヒエラルヒーを構築するという「北アジア」的発想が、「姓族詳定」に影響を与えたことを論じた³⁴。近年、会田大輔氏は、隋朝創業前夜、北周・宣帝が「天元皇帝」を自称し、胡漢を超越した「中華皇帝」の道を模索して挫折したことを論じた。これをふまえて、会田氏は、本来、北族であった隋室楊氏・唐室李氏が漢人門閥を標榜して、「漢人」皇帝として中華を統べた背景も視野に入れて、当該時代を理解すべきことを提唱した³⁵。

このように隋唐の「貴族制」の特質は、「北アジア」に由来する遊牧的要素と魏晉以来の中国的要素の二つがどのように相互作用したのか見ることによって、初めて明らかとなるのであり、隋唐政権の性格もまた遊牧的要素を強調するのみでは、解明することができないであろう。本章の考察によって、北族出身の隋室楊氏が自らの基盤を漢人門閥・弘農楊氏に求めたことが明らかになった。北族系氏族が漢人門閥を標榜して王朝を立てた隋朝の先達として北斉があり、その継承者として唐朝がある。今後の課題として、北斉・隋・唐の皇室がどのような時代背景のもとに漢人門閥を標榜したのかを明らかにしたうえで、それが隋唐政権の性格にどのような影響を与えたのか考えて行きたい。

¹ 本研究における「門閥」の定義については序論を参照。なお、唐中期の柳芳が撰した「氏族論」によると、弘農楊氏は関中郡姓の序列第五位である。「氏族論」については、川合安「柳芳「氏族論」と「六朝貴族制」学説」（初出 2008 年、同著『南朝貴族制研究』、汲古書院、2015 年）を参照。

² 所謂、関隴集団説に関しては、陳寅恪『唐代政治史述論稿』（初版 1944 年、生活・読書・

新知三聯書店、2001 年) を参照。

- ³ 北魏期の越公房楊氏については、拙稿「『北魏・楊鈞墓誌』の訳注と考察」、西魏・北周期については、会田大輔「北周宗室の婚姻動向―「楊文慈墓誌」を手がかりとして―」を参照。ともに『駿台史学』144、2012 年に収録。拙稿は改稿のうえ、本稿第 2 部第 5 章に収録した。
- ⁴ 布目潮颯『隋唐史研究―唐朝政權の形成』(東洋史研究会、1968 年) 上篇第一章「楊玄感の叛乱」(初出 1965 年) を参照。
- ⁵ 欠端実「楊素伝をめぐって」(『麗沢大学紀要』35、1983 年)、同「隋代の弘農楊氏をめぐって」(早稲田大学文学部東洋史研究室編『中国正史の基礎的研究』、早稲田大学出版部、1984 年)。
- ⁶ 網祐次「楊素と薛道衡」(『跡見学園短期大学紀要』3、1966 年)、高木重俊「楊素と薛道衡」(『語学文学』23、1985 年)、王永平『中古士人遷移与文化交流』(社会科学文献出版社、2005 年)、第 12 章「楊素・楊玄感父子与江左文士之交往」など。
- ⁷ 王慶衛・王煊「隋代華陰楊氏考述―以墓誌銘為中心―」(西安碑林博物館編『碑林集刊』11、陝西人民美術出版社、2005 年)、同「隋代弘農楊氏統考―以墓誌銘為中心―」(西安碑林博物館編『碑林集刊』12、陝西人民美術出版社、2006 年)。
- ⁸ 楊為剛「中古弘農楊氏貫望与居葬地考論―以新出墓誌為中心―」(西安碑林博物館編『碑林集刊』15、三秦出版社、2009 年)
- ⁹ 呂冠軍「從軍功貴族到官僚士大夫―弘農楊氏越公房在唐代發展道路考察―」(『首都師範大学学報(社会科学版)』2014 年 1 期)。
- ¹⁰ そのほか、個別の墓誌と文献史料を結合させて越公房楊氏成員の事跡を考察した研究がある。注 3 拙稿のほか、劉健明「楊素政治生涯考析」(『唐研究』5、1999 年)、呼琳貴「陝西潼關出土隋『蕭妙瑜墓誌』考釈」(西安碑林博物館編『碑林集刊』9、陝西人民美術出版社、2003 年)、王京陽「隋『楊素妻越国夫人鄭氏墓誌銘』考釈」(西安碑林博物館編『碑林集刊』10、陝西人民美術出版社、2004 年)、黃正建「從『楊岳墓誌』看楊氏在唐前期浮沈」(呂建中・胡戟主編『大唐西市博物館藏墓誌研究統一』、陝西師範大学出版社、2013 年) など。なお、劉健明氏には文献史料に依拠した「楊玄感的叛乱」(同著『隋代政治与對外政策』文津出版社、1999 年) もあるが、布目潮颯氏の研究と大きな相違点はない。

-
- ¹¹ 毛漢光著『中国中古社会史論』（上海書店出版社、2002 年）、第八篇「從士族籍貫遷移看唐代士族之中央化」（初出 1981 年）。
- ¹² 陳爽『世家大族与北朝政治』（中国社会科学出版社、1998 年）。
- ¹³ 布目氏注 4 著書、序説「唐朝政權の形成に関する課題」10 頁 15～16 行目。
- ¹⁴ 楊素墓の概況については、中国国家文物局主編『中国文物地図集 陝西分冊』（西安地圖出版社、1998 年）、潼關県地方志編纂委員会編『潼關県志 1990-2005』（三秦出版社、2012 年）を参照。筆者は学習院大学東洋文化研究所 2015 年度「東アジア学」共創研究プロジェクトに採択される前の 2014 年 11 月 26 日、採択後の 2015 年 5 月 20 日の 2 回にわたり、現地を調査した。現在、同地は亢氏の邸宅敷地内にあり、墳丘は既に破壊されて果樹園になっている。
- ¹⁵ 本地図は Google Earth の衛星画像に基づき、注 14 前掲『中国文物地図集 陝西分冊』『潼關県文物図』、陝西省考古研究院編著『潼關税村隋代壁画墓』（文物出版社、2013 年）図一「墓葬位置示意图」を参照して作成。
- ¹⁶ そのほか、「楊欽墓誌」は、西安碑林博物館編著・趙力光主編『西安碑林博物館新蔵墓誌彙編』（線装書局、2007 年）、44 頁、王其禕・周曉薇編著『隋代墓誌銘彙考』（線装書局、2007 年）、第 2 冊 317 頁にも収録されている。
- ¹⁷ 「楊胤季女墓誌」については、杜葆仁・夏振英「華陰潼關出土的北魏楊氏墓誌考証」（『考古与文物』1984 年第 5 期）、張江濤編著『華山碑石』（三秦出版社、1995 年）を参照。発掘の経緯については、注 14 前掲『中国文物地図集 陝西分冊』に記される。なお、誌主の父楊胤は越公房の始祖楊鈞の兄弟にあたる。
- ¹⁸ 「李元諒墓誌」については、注 17 前掲『華山碑石』、注 14 前掲、『中国文物地図集 陝西分冊』、『潼關県志 1990-2005』を参照。
- ¹⁹ 「楊謨墓誌」は、注 16 前掲『隋代墓誌銘彙考』第 3 冊 198 頁に収録。
- ²⁰ 楊震家族墓については、陝西省文物管理委員会編「潼關吊橋漢代楊氏墓群発掘簡記」（『文物』1961 年 1 期）、王仲殊「漢潼亭弘農楊氏塚塋考略」（『考古』1963 年 1 期）、注 14 前掲『潼關県志 1990-2005』第 27 編文化、第 9 節将相遺址、楊震墓園を参照。
- ²¹ 長部悦弘「隋の辟召制廃止と都市」（『東洋史研究』44-3、1985 年）、谷川道雄「六朝時代における都市と農村の対立的関係について—山東貴族の居住地問題からの接近—」（唐代史研究会編『中国の都市と農村』、汲古書院、1992 年）を参照。

-
- ²² 「潼郷習仙里」には、楊寛（No.6、No.11、楊鈞第四子）、その妻韋始華（No.13）、庶長子楊文思（No.32）、第三子楊文志（No.12）が埋葬された。また、「習仙里」を管轄する「潼郷」は、侯旭東著『北朝村民的生活世界—朝廷、州県与村里』（商務印書館、2005年）の復元では、華陰市西部の五方村から「華陰東原」にいたるまでの東西約22kmの範囲と推定している。
- ²³ 楊播系統の弘農楊氏については、出土墓誌を網羅的にふまえた窪添慶文「北魏における弘農楊氏」（伊藤敏雄編『墓誌を通した魏晉南北朝史研究の新たな可能性』、科学研究費補助金（基盤研究A）研究成果中間報告書、平成22—26（2010—2014）年度、2013年）がある。
- ²⁴ 「楊景墓誌」（注16前掲『隋代墓誌銘彙考』第1冊320頁）を参照。
- ²⁵ なお、越公房楊氏の宗党の具体例として楊謨がいる。彼の墓誌によると、楊素に辟召されて幕僚・部将として開皇九年の平陳の役、翌年の高智慧ら江南土豪層らの反乱鎮圧に活躍し、龍驤將軍・上儀同三司に昇進した。楊素の武功の背景には宗党の支えがあった。「楊謨墓誌」については、注19参照。
- ²⁶ 魏晉南北朝期の宗正寺の制度と変遷については、劉嘯「魏晉南北朝的宗正」（『九州大学東洋史論集』37、2009年）を参照。
- ²⁷ 隋代の東宮禁衛の沿革については、菊池英夫「唐初軍制用語としての「団」の用法—日本律令制下の「軍団」に触れて—（一）」（日野開三郎博士頌寿記念論集刊行会編『日野開三郎博士頌寿記念論集 中国社会・制度・文化史の諸問題』、中国書店、1987年）を参照。
- ²⁸ 隋室楊氏の系譜については、『周書』卷十九・楊忠伝、『隋書』卷一・高祖紀上、『北史』卷十一・隋本紀上、『新唐書』卷七一下・宰相世系表・楊氏を参照。その考証・考察については、王桐齡「楊隋李唐先世系統考」（『女師大学術季刊』第2巻第2期、1932年）、同著『中国民族史』（増補訂正版、文化学社1934年）、韓昇『隋文帝伝』（人民出版社、1998年）などがある。特に楊震から楊堅の六代祖楊鉉（燕・北平太守）までの系譜は信頼できない。
- ²⁹ 平田陽一郎「皇帝と奴官—唐代皇帝親衛兵組織における人的結合の一側面—」（『史滴』36、2015年）では、西魏・北周・隋唐の禁衛を担った近侍官が皇帝と私的な結合関係を結び、皇帝、ひいては国家の軍事的基盤を支え、宮廷政変を左右したことを論じている。

が、宗衛の侍官もこの近侍官の系統に位置付けられる。また、隋唐の前段階にあたる北周期の侍衛については、会田大輔「北周侍衛考—遊牧官制との関係をめぐって—」（『東洋史研究』74-2、2015年）を参照。

³⁰ 「姫威墓誌」については、陝西省文物管理委員会「西安郭家灘隋姫威墓整理簡報」（『文物』1959年8期）、伊藤誠浩「隋大業六年「姫威墓誌」に関する一考察」（氣賀澤保規編『中国石刻資料とその社会—北朝隋唐期を中心に—』、明治大学東アジア石刻文物研究所、汲古書院、2007年）を参照。

³¹ 宮崎市定「隋代史雑考」（初出1959年、同著『隋の煬帝』、中央公論社、1987年）によると、楊広が楊堅を弑殺したことを明確に述べた史料は、則天武后が久視元年（700）七月壬寅に発布した楊素の子孫を禁錮とした詔勅が初出で、『隋書』では楊堅の死が不自然であったことを示唆するのみで、楊広を弾劾する有力材料となりえる弑逆説を採っていないことから、同説を当時の風聞の一つにすぎないとする。一方、注10前掲劉健明『隋代政治与对外政策』上篇第二章「仁寿宮變」（初出1995年）では、関連記事を網羅的に検討して楊堅の崩御前後に突発的な事件が発生したことは確実としたうえで、楊広の即位過程における禁軍の重要性を指摘する。ただし、楊素と東宮禁衛の関係については言及がない。

³² 宇文述については、会田大輔「「宇文述墓誌」と『隋書』宇文述伝—墓誌と正史の宇文述像をめぐって—」（『駿台史学』137、2009年）を参照。

³³ 本稿第1部第1章「唐朝政権の形成と太宗の氏族政策—金劉若虚撰「裴氏相公家譜之碑」所引の唐裴滔撰『裴氏家譜』を手掛かりに—」を参照。

³⁴ 川合安氏、注1前掲論文、佐藤賢「北魏後期における皇室の婚姻政策—北魏国家像の解明にむけて—」（『東洋文化研究』12、2010年）。

³⁵ 会田大輔「北周天元皇帝考」（『東方学』131、2016年）。

[illegible]

参考文献：趙超編著『新唐書宰相世系表集校』（中華書局、1998年）、王慶衛・王煊「隋代華陰楊氏考述—以墓誌銘為中心—」（西安碑林博物館編『碑林集刊』11、陝西人民美術出版社、2005年）、田中由起子「弘農楊氏系図」（『駿台史学』144、2012年）、王連龍『新見北朝墓誌集刊』（中國書籍出版社、2013年）「五、楊恩墓誌」

第5章 北魏における越公房楊氏の勃興

—楊鈞の事跡について—

はじめに

前章「隋代弘農楊氏の研究—隋唐政権形成期の門閥—」では、本来、北族である隋室楊氏が漢人門閥の弘農楊氏を標榜して、弘農楊氏の有力房支である越公房を取り込むことによって、自らの基盤を強化したことを指摘した。この二つの楊氏の関係は、漢人「門閥」と北族「皇帝」の提携関係と読み替えることができ、隋唐政権の性格を理解するうえで、近年、注目されている遊牧的要素だけでなく、「門閥」や「貴族制」の問題も視野に入れなくてはならないことを改めて認識させるのである。

ところで、前章では隋代の越公房楊氏について論じたが、その勃興期にあたる北魏後期の越公房楊氏については、あまり考察することができなかった。そこで、本章では越公房楊氏の始祖楊鈞を取り上げ、近年出土した「楊鈞墓誌」をふまえて彼の事跡を復元し、その人物像を掘り下げることを通して、越公房楊氏が北魏後期から隋唐初期にかけて門閥として一貫して繁栄した原因の一端を探ってみたい。

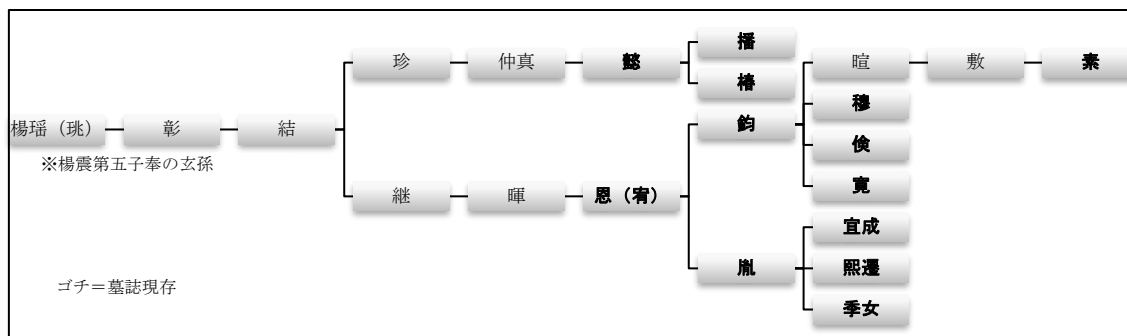
第1節 「楊鈞墓誌」の概要

楊鈞の事跡を考察するにあたって、まず、竹田龍児氏・徐美莉氏・窪添慶文氏らの研究¹によって、楊鈞に至るまでの弘農楊氏の歴史を簡単におさえておこう。

そもそも、弘農楊氏の繁栄は後漢初の名臣楊震によって基礎が築かれた。その子孫は四世にわたって三公を輩出し、所謂「四世三公」の名門としての地位を確立し、魏晉期になって貴族制の時代に突入すると、「門閥」を代表する家柄となった。五胡十六国時代となると、楊氏は華北に留まって五胡諸国に仕える系統と、江南に逃れて東晉政権に仕える系統に分裂した。江南の楊氏は東晉末に滅亡したが、一方、北方に残った楊氏は、西晉の侍中・尚書令・儀同三司・城陽亭侯楊瑤（楊珧）の子孫と称する系統が栄えた。楊瑤の孫楊結は、北魏太武帝の上客となって以降、代々にわたり北魏政権に仕えた。そして、孝文帝による漢人門閥を登用する政策をうけて、楊結の玄孫楊播の房支が勃興した。楊播は母王氏が馮太后の外姑という関係により孝文帝の信任を受け、宣武帝期に侍中・安西將軍・華州刺史となった。弟楊椿は北魏末に三公まで昇りつめ、司徒・太保・侍中として、時の孝莊帝により国家の元勳とまで称された。その一門の列伝は北魏の弘農楊氏を代表する存在として、

『魏書』卷五八・楊播伝に収録されている。一方、本章で考察する楊鈞は楊結の第二子楊繼の子孫で楊播の族弟にあたり、楊播支とはやや血縁的に遠い系統の弘農楊氏の代表者として、楊播伝に附伝されている。

弘農楊氏略系図（北魏時代）



出典：第2部第4章表1「越公房楊氏墓誌一覧表（北魏後期～隋唐前半期）」所収の越公房楊氏墓誌、『魏書』卷58・楊播伝、同書同卷楊鈞伝、『周書』卷22・楊寬伝、同書卷34・楊敷伝、『隋書』卷48・楊素伝、『北史』卷41・楊敷伝、『新唐書』卷71下・宰相世系表・楊氏、『古今姓氏書弁証』卷13・楊氏

参考文献：趙超編著『新唐書宰相世系表集校』（中華書局、1998年）、王慶衛・王煊「隋代華陰楊氏考述—以墓誌銘為中心—」（西安碑林博物館編『碑林集刊』11、陝西人民美術出版社、2005年）、田中由起子「弘農楊氏系図」（『駿台史学』144、2012年）、窪添慶文「北魏における弘農楊氏」（伊藤敏雄編『墓誌を通じた魏晉南北朝研究の新たな可能性』、平成22～26年（2010～2014）年度科学研究費補助金（基盤研究）（A）「石刻史料と史料批判による魏晉南北朝の基本問題の再検討」（課題番号22242022）中間成果報告書、2013年）、王連龍『新見北朝墓誌集積』（中国書籍出版社、2013年）「五、楊恩墓誌」

次に楊鈞本人の伝記についてであるが、『魏書』卷五八・楊播伝に附伝される彼の列伝（以下、魏伝と略称）の全文を掲げると、以下の通りである。

〔楊〕播族弟鈞。祖暉、庫部給事、稍遷洛州刺史。卒、贈弘農公、諡曰簡。父恩、河間太守。鈞頗有幹用、自廷尉正為長水校尉・中壘將軍・洛陽令。出除中山太守、入為司徒左長史。又除徐州・東荊州刺史、還為廷尉卿。拜恒州刺史、轉懷朔鎮將。所居以強濟稱。後為撫軍將軍・七兵尚書・北道行台、卒。贈使持節・散騎常侍・車騎大將軍・左光祿大夫・華州刺史。

〔楊〕播の族弟鈞。祖の暉、庫部給事、稍して洛州刺史に遷る。卒して、弘農公を贈られ、諡して簡と曰う。父の恩、河間太守なり。鈞は頗る幹用有り、廷尉正自り長水校尉・中壘將軍・洛陽令と為る。出でて中山太守に除せられ、入りて司徒左長史と為る。又た徐州・東荊州刺史に除せられ、還りて廷尉卿と為る。恒州刺史を拝し、懷朔鎮將に転ず。居る所は強濟を以て称さる。後に撫軍將軍・七兵尚書・北道行台と為り、

卒す。使持節・散騎常侍・車騎大將軍・左光祿大夫・華州刺史を贈らる。

その他に、『周書』卷二二・楊寬（楊鈞第四子）伝（以下、周伝と略す）、『北史』卷四一・楊敷（楊鈞嫡孫）伝（以下、北伝）にも楊鈞の官歴が記されている。両書ともにほぼ同文なので、成立が古い『周書』楊寬伝（以下、周伝と略す）の記事を以下に引用しておく。

父鈞、博学彊識、举秀才。拜大理平、転廷尉正。累遷、歴洛陽令・左中郎将・華州大中正・河南尹・廷尉卿・安北將軍・七兵尚書・北道大行台・恒州刺史・懷朔鎮將、卒於鎮。贈侍中・司空公、追封臨貞県伯、諡曰恭。

〔楊寬の〕父鈞、博学彊識、秀才に挙げらる。大理平を拝し、廷尉正に転ず。累遷して、洛陽令・左中郎将・華州大中正・河南尹・廷尉卿・安北將軍・七兵尚書・北道大行台・恒州刺史・懷朔鎮將を歴し、鎮に卒す。侍中・司空公を贈られ、臨貞県伯を追封せられ、諡して恭と曰う。

周伝には魏伝に書かれていない経歴が見え（傍線部）、二つの史料を組み合わせることによって、ある程度、楊鈞の官歴を復元することができる。ただし、その内容も官爵・贈官を列挙したにすぎず、就任時期の特定が難しいものが多い。ところが、近年、新たに楊鈞本人の墓誌が発見され、より詳細な彼の経歴を明らかにできる可能性が出てきたのである。

その「楊鈞墓誌」の概要を述べると、本墓誌は河南省洛陽市の千唐誌斎博物館の所蔵で、吳鋼主編『全唐文補遺』千唐誌斎新蔵專輯（三秦出版社、2006年）に初めて録文が公刊されたものである。その後、陳輝・薛海洋編『北魏楊鈞墓誌』（河南美術出版社、2008年）に、録文とともに美しい拓本写真が掲載された。本書の序文によると、墓誌は本世紀初頭に陝西省華陰市より出土したもので、墓誌本体の大きさは75×75 cm、墓誌蓋は覆斗形で大きさは不明、三行三字で「魏故司空楊公墓誌銘」と篆刻される。その他、趙文成・趙君平編『秦晋豫新出墓誌蒐佚続編』（国家図書館出版社、2015年）にも拓本写真が掲載される。墓誌本文の録文は以下の通りである。なお、録文作成は常用漢字で行った。行頭のアラビア数字は墓誌の行数を示す。

- 1 魏故使持節・侍中・司空公・都督雍州諸軍事・車騎大將軍・雍州刺史・臨貞県開国伯楊公墓誌銘
- 2 君諱鈞、字季孫。弘農人也。漢太尉震之十二世孫。三魚告祥、九德隆祉、紀忠石鳥、訓庸金錯。西京龜組
- 3 之輝、東都軒冕之盛。故以彪炳於史牘、於茲不復詳矣。祖平南將軍・洛州刺史。才華剽

暎、貞範高奇。父

- 4 河間太守。聲塵鬱起、風流藉甚。公稟五常之叡氣、資七緯之淑靈。望雲霧以載驅、體雪霜之独秀。至夫
- 5 廊廟珪璋之器、朝廷水鏡之謨、七始六術之幽、五餌三端之敏、故以領袖一時、檐楹四國者矣。又容貌
- 6 魁岸、志量瓌桀。器業詳正、韻局昭朗。閑習騎射、妙弁聲律。善序名理、工於談論。馬鄭圖書之奧、孫吳攻
- 7 守之謀、罔不精綜。年廿起家、除散騎侍郎、仍舉齊使。於時江吳縣俎、風俗清夷。皇華之授、匪賢莫寄。公
- 8 允允茲選。議士以為美談。尋假散騎常侍、肅奉王命、西撫諸戎。雖魏子緝和、無以尚也。
会 高祖於昭
- 9 日盛、聖敬方隆、萃志典墳、留心法獄、乃置大理。措彼小民、審簡先達。以釐憲典、以公為評。公內盡五聽、
- 10 外慎九思、有邁季羔、無慙張積。及徙極高瀍、大革流品、沙汰枳棘、丹柒杞梓、以公為廷尉正。 世宗纂
- 11 曆、河洛繁華、外戚中人、未嘗斂手。轉公洛陽令・華州大中正。虎穴不施、狼噬自已。九品用澄、八損斯益。
- 12 俄而行河南尹。公柔而難犯、剛也弗傷、大小用情、出入得理。雖趙張之鑒察如神、王樂之政令清密、其
- 13 揆一也。後除司空皇子長史、仍署中正。逍遙梁楚、往來槐棘。猷可補闕、蔚彼休聲。荊州地連蠡爾、
- 14 走嶮為性。至於牧伯之選、 帝難其人、乃除公持節・龍驤將軍・荊州刺史。公褰帷作鎮、秉耗厲距、奉茲六条、
- 15 敷彼五教。鎮南之當時智囊、太傅之去後墮淚。鴻規巨略、公必兼之矣。還、除征虜將軍・廷尉少卿。後以
- 16 六齊沃壤、三嶮虛詐、移風適道、事屬賢明。乃復除使持節・平北將軍・齊州刺史。瀝下・汶上、望清光以依
- 17 遲。濟北・膠東、挹玄波而沆瀣。遭母憂去職。公孝性天然、因心弥至、感等枯枝、哀同罷社。吳生踰礼、猷子
- 18 加人。比質論情、公無慙德。 服闋、除使持節・都督・恒州・柔玄・懷荒・御夷三鎮

二道諸軍事・安北將軍・恒州

- 19 刺史。此寔旧都、粉榆之本。侈同耿亳、富過苑許。地接戎場、人雜夷夏。鳴鏑或聞、胡茄時動。鳥徙風行、昔
- 20 号難制。公道之以礼、齊之以威。士有百金、戰能三捷。是使莞蒲之盜、解犢捐牛、藜莠之民、獻馬奉糶。復
- 21 以本号除廷尉正卿。取訟連官、受讞方国、寰土用靖、肺石以虛。会茹茹内乱、唐黎播越。綏来觀釁、事委
- 22 深筭。遂除散騎常侍・仮鎮北將軍・撫軍將軍・都督懷朔沃野武川三鎮諸軍事・懷朔鎮大都督。尋授七
- 23 兵尚書、仍本將軍・北道大行台。公任摠文武、職兼内外、将昇太階、剋隆鴻範。而運属横流、覆舟反噬。鎮
- 24 堅構逆、遂見攻困。公親当矢石、嬰城固守。犬羊浸盛、虎豹尚遙。在危抗節、処嶮弥厲。以正光五年八月
- 25 廿九日、遘疾薨於鎮所。 天子振悼、群僚悲慟。粵建義元年歲次戊申九月乙卯朔卅日甲申、将帰窆
- 26 於華山之下。会 聖主龍飛、紀功有典、乃追錫山河、以酬茂績。 詔曰「旌德庸勲、業光往牒。崇賢紀績、
- 27 義煥前經。故使持節・散騎常侍・車騎將軍・左光祿大夫・華州刺史楊鈞、器望崇峻、雅亮淵深。明憲有章、
- 28 碩学無隱。内毗五典、外摠六条。声逸楚塵、勲高燕塞。方当敷賛 皇猷、翼宣王度。逝者如斯、鴻圖不遂。
- 29 永言宿草、無忘於懷。可追贈使持節・侍中・司空公・都督雍州諸軍事雍州刺史・臨貞県開国伯。」若夫雕
- 30 金難朽、閏石永流、勒茲清塵、式銘玄路。其詞曰、
- 31 邈矣宗原、攸哉鴻胤。祚鬱二周、業光分晋。大鳥悲墳、長虵赴殯。層城百雉、深隍千刃。素範高暉、青猷遠
- 32 振。似金之銑、如瑶之潤。世尚忠貞、代資髦儁。乃及公侯、神情秀異。高松独茂、懸峰直置。淹里無違、闕門
- 33 有志。端質清心、閑居藻思。棲遲文法、徘徊書記。陋席遺憂、單瓢忘味。隘氣逾爽、雄光桀逸。威兼素霜、誠

- 34 如皦日。爰宰天区、毘風塊秩。玄軌時融、清風允告。分竹荆蕃、六条無失。鏤金恒服、百城画一、眇眇幽都、
- 35 芒芒紫塞。烽飛趙魏、霧盈燕代。辺鼓夜聞、戎塵昼晦。朝野同憂、人神俱慨。帝咨四岳、乃命虎臣。僉議斯
- 36 属、允在伊人。乃綱乃紀、是捍是鎮。温均綈紘、惠洽醪津。獵允孔熾、喪乱弘多。飛雪晶晶、層氷峨峨。羽書
- 37 靡寄。卸馭不過、杳同深窞。眇若長羅、銜瞻坐甲。泣血枕戈、誓固金石之死。靡他人理、若此天道如何。勲
- 38 庸既著、鴻功已章。追崇徽烈、袞衣繡裳。息陰槐幕、集曜台光。尋風李魏、踵績平良。旋曦西邁、逝水東馳。
- 39 楚龜告兆、『周易』云隨。飄驚泉術、煙没林垂。金樽罷酌、宝琴豈施。橫漢已隱、斜月方移。式鐫玄石、永晰巖陂。

墓誌の文体は、表題・序文・銘文で構成される典型的なもので、序文をさらに細分すると、第2～4行目が楊鈞に至るまでの楊氏の系譜、第4～25行目が事跡、第25～30行目には埋葬経緯と贈官にあたって発布された詔勅が記される。「楊鈞墓誌」は約1500字に及び、正史の記事と比べて情報量も格段に多く、その人物像を知るうえで、極めて有益な情報を与えてくれるのである。そこで、次節では楊鈞の経歴について、本墓誌をふまえて考察を行いたい。

第2節 楊鈞の経歴

楊鈞の経歴について墓誌と魏伝・周伝を対照させて復元すると、「楊鈞年譜」のように整理される。以下、その生涯について便宜的に（1）高祖孝文帝期、（2）世宗宣武帝期、（3）肅宗孝明帝期に分けて詳述したい。

「楊鈞年譜」

皇帝	年次（西暦）	経歴	出典・備考
高祖孝	太和15（491）	6月、秀才に挙げられる。 10月、散騎侍郎（第四品上）として起家、遣南齊使に充てられる。	『魏書』巻7下・高祖紀、周伝、墓誌。就任時期については推定。
		仮散騎常侍（第二品下）となり、西方の諸戎を慰撫。	墓誌
	太和17（493）	6月、「太和職員令（太和前令）」発布。大理寺が置かれ、大理評（廷尉評、第五品中）に任命される。	『魏書』巻7下・高祖紀 墓誌、周伝

文帝		9 月、孝文帝、洛陽に遷都する。	
	太和 19 (495)	12 月「太和中令」施行。廷尉正（第六品下）に任命される。	『魏書』巻 7 下・高祖紀、墓誌、魏伝
	太和 20 (496)	姓族詳定。北魏、門閥主義を推進。	
		この前後、長水校尉（第五品）・中壘將軍（従四品上）となる。	魏伝
世宗宣武帝	太和 23 (499)	世宗宣武帝即位。「太和後令」施行。	
		洛陽令（従五品下）・華州大中正。この前後、左中郎将（従四品下）にも任命される。	墓誌、魏伝、周伝。
		行河南尹（第三品）となる。	墓誌、周伝
		中山太守（上郡もしくは中郡、第四品下～第五品下）となる。	魏伝
		司空皇子長史（第四品上）。引き続き華州大中正を兼任。	墓誌
		司徒左長史（従三品上）となる。	魏伝
		徐州刺史（上州、第三品）となる。	魏伝
		持節・龍驤將軍（従三品）・荊州刺史（中州、従三品）となる。	墓誌。魏伝「東荊州」に作る。
		征虜將軍（従三品）・廷尉少卿（第四品上）となる。	墓誌。魏伝は「廷尉正卿」に作る。
	延昌 3 (514)	冀州の民費羊皮の処罰について意見を上奏。	『魏書』巻 111・刑罰志
肅宗孝明帝	延昌 4 (515)	肅宗孝明帝即位。靈太后臨朝。この年、楊鈞、妻を亡くす。	「楊俟墓誌」 ⁽¹⁾
		使持節・平北將軍（第三品）・齊州刺史（中州、従三品）。	墓誌
		母の喪に服するために官を辞去する。	墓誌
		使持節・都督・恒州・柔玄・懷荒・御夷三鎮二道諸軍事・安北將軍（第三品）・恒州刺史（中州、従三品）。	墓誌、魏伝、周伝。
		この頃、楊鈞、領軍將軍元叉に銀食器十具を贈る。	『魏書』巻 58・楊昱伝
		この頃、叱羅協を恒州從事として辟召。	『周書』巻 11・叱羅協伝
	神龜元 (518)	この頃、馮遷を恒州中兵參軍として辟召。	『周書』巻 11・馮遷伝
		安北將軍のまま廷尉正卿（第三品）に転任。	墓誌、魏伝、周伝
	神龜 2 (519)	羽林・虎賁の変。停年格を制定。	
	正光元 (520)	柔然に内乱が勃発し、散騎常侍（第三品）・仮鎮北將軍（従二品）・撫軍將軍（従二品）・都督懷朔沃野武川三鎮諸軍事・懷朔鎮大都督に任命され、柔然対策にあたる。	『魏書』巻 103・蠕蠕伝 墓誌、魏伝。
	正光 2 (521)	正月、詔を奉じて柔然の旧主阿那瓌を故国に送還する。	『魏書』巻 103・蠕蠕伝、『魏書』巻 78・張普惠伝
		七兵尚書（第三品）・撫軍將軍（従二品）・北道大行台となる。	墓誌、魏伝、周伝
	正光 5 (524)	春、沃野鎮民破六韓拔陵が挙兵し、六鎮の乱勃発。反乱軍に懷朔鎮が包囲される。	
		武川鎮の軍主賀拔度拔を統軍に拔擢し、その子賀拔勝も軍主に登用する。賀拔父子とともに反乱軍の部将衛可孤を撃破する。	『周書』巻 14・賀拔勝伝
		5 月嫡子楊暄、尚書令李崇・広陽王元淵の葛榮討伐に従い戦死。	『魏書』巻 9・肅宗紀、周伝
		8 月 29 日、懷朔鎮にて病没、享年不明。	墓誌、周伝
		使持節・散騎常侍（第三品）左光祿大夫（散官、第二品）・車騎將軍（第二品）・華州刺史（中州、従三品）を贈官される。	墓誌、魏伝
孝荘帝	建義元 (528)	4 月、爾朱榮、孝荘帝を擁立、河陰の変で幼主・靈太后及び朝士 2000 人余りを虐殺。	
		9 月 30 日、使持節・侍中（第三品）・司空公（第一品）・都督雍州諸軍事雍州刺史（第三品）・車騎大將軍（従一品）・臨貞県開国伯（爵、第三品）を贈官され、郷里華陰に埋葬。諡は「恭」。爵位は嫡孫の楊敷が継承。	墓誌、周伝、北伝

【凡例】

- ・出典略号は次の通り。「楊鈞墓誌」＝墓誌 『魏書』卷 58・楊播附楊鈞伝＝魏伝 『周書』卷 22・楊寬伝＝周伝 『北史』卷 41・楊敷伝＝北伝
- ・本表の官品については、『魏書』卷 113・官氏志を参照した。なお、同書には「太和中令」の官品を記していないので、「中令」が施行された太和 19～23 年の官品については、「後令」のものを参考に記した。本文注 2～4 も参照。

【備注】(1)「楊儉墓誌」は吳鋼主編『全唐文補遺』千唐誌齋新藏專輯（三秦出版社、2006 年）に収録。

（1）高祖孝文帝期

楊鈞は周伝によると秀才に挙げられているが、秀才は孝廉と並ぶ郷挙里選の科目の一つである。墓誌 7 行目によれば、彼は起家して散騎侍郎となり、南斉に使節として派遣されたという。周伝と墓誌をふまえると、彼は秀才に挙げられたことで、散騎侍郎の官を得たということとなる。

楊鈞の起家年齢を墓誌では 20 才とするが、彼の享年は不明のため正確な時期は不詳である。墓誌 8～9 行目に、

会高祖於昭日盛、聖敬方隆、萃志典墳、留心法獄、乃置大理。措彼小民、審簡先達。
以釐憲典、以公為評。

会たま高祖（孝文帝）昭日より盛んにして、聖敬なること方に隆んなり。志を典墳に萃め、心を法獄に留め、乃ち大理を置く。彼の小民に措すこと、審く先達を簡ぶ。以て憲典を釐めるに、公を以て〔大理〕評と為す。

とあり、彼は高祖（孝文帝）が大理（廷尉）を置いた際に大理評となったとある。おそらく、大理寺の設置は、太和十七年（493）六月に「太和職員令（太和前令）」を施行して官制改革を行った時のことと考えられる。大理評（廷尉評）は「前令」によると第五品の中階で官品はあまり高くない²。これは楊鈞がまだ若く駆け出しの官僚であったためであろう。とすれば、彼の起家は太和十七年からそう遠くない時期と想定される。この点をふまえて、『魏書』卷七下・高祖紀を読むと、太和十五年（491）七月に諸州より秀才を推挙させたこと、同十月に仮通直散騎常侍李彪・仮散騎侍郎蔣少遊を南斉に派遣したことを見出すことができる。おそらく楊鈞は太和十五年七月に秀才に選ばれて間もなく散騎侍郎として起家し、李彪らの遣南斉使節団に同行したのではなかろうか。状況証拠による推測ではあるが、可能性の一つとして提示しておきたい。

その後、楊鈞は、墓誌 10 行目によると、

及徙極嵩瀍、大革流品、沙汰枳棘、丹染杞梓、以公為廷尉正。

極（皇帝の玉座）を嵩瀍（洛陽）に徙し、〔「太和中令」を施行して〕大いに流品を革

め、枳棘を沙汰し、杞梓を丹塗するに及び、公を以て廷尉正と為す。

とあって、太和十七年（493）九月に孝文帝が洛陽に遷都して、同十九年（493）十二月に「太和中令」の施行に伴う官制改革が行われて人材の刷新を図った際に、大理評から廷尉正（第六品下）に起用された³。墓誌には見えないが、魏伝によると廷尉正から長水校尉（第五品）・中壘將軍（従四品上）に昇進している。

（2）世宗宣武帝期

墓誌 10～13 行目によれば、宣武帝が即位すると、楊鈞は洛陽令（従五品下）・華州大中正に任命され、間もなく河南尹（第三品）も兼任した⁴。洛陽令は首都の県令であり、河南尹は司州（洛州）を統括する行政府の長官である。その後、司空皇子長史となり、引き続き華州大中正を兼任している。

これに対して、正史では墓誌に書かれていない楊鈞の就任官が見える。周伝によると、洛陽令から華州大中正を兼任する間に左中郎將（従四品下）を務めた。また、魏伝を見ると、洛陽令・行河南尹に就任後、地方官に転出して中山太守となった。中山は定州に属する郡で、その等級は不明である。洛陽令からの転出とすれば、左遷ではない限り、中山太守は上郡もしくは中郡の太守であったと思われる。上郡太守は第四品下、中郡太守は第五品下となる。

その後、魏伝によれば、楊鈞は再び中央に戻って司徒左長史となったことが明らかになる。魏伝に見える司徒左長史は従三品、墓誌に見える司空皇子長史は第四品上である。品階からみて、楊鈞は司空皇子長史・司徒左長史の順序で就任したと思われる。司徒・司空は太尉と並ぶ三公であり、北魏では主に皇族・外戚が就く官である。楊鈞の場合、「皇子長史」とあるので、皇族主宰の三公府の長史と思われる。なお、長史は筆頭幕僚にあたる。

魏伝によると、楊鈞は司徒左長史を務めた後に徐州刺史（上州・第三品）となっている。この官の就任について、墓誌では明確な記載はない。しかしながら、13 行目に「逍遙梁楚（梁楚に逍遙す）」という句がある。「梁楚」とは徐州一帯のことを指し、「逍遙」とは闊歩することを言い、ここから彼が徐州刺史となったことが示唆されるのである⁵。その後、墓誌によると、持節・龍驤將軍（従三品）・荊州刺史（中州・従三品）に転任した。なお、魏伝では東荊州とあるが、ここでは一次史料である墓誌に従いたい。

荊州刺史を務めた後、楊鈞は中央にもどり、征虜將軍（従三品）・廷尉少卿（第四品上）となった。その正確な時期は不詳だが、『魏書』卷一一一・刑罰志の延昌三年（514）の条

に、彼が廷尉少卿として書いた上奏文が掲載されており、当時、彼が本官に在任していたことがわかる。その年は宣武帝の晩年にあたるので、墓誌 15 行末尾以降に記される官歴は、肅宗孝明帝期のものとなろう。

（3）肅宗孝明帝期

墓誌によると、楊鈞は廷尉少卿より使持節・平北將軍（第三品）・齊州刺史（中州、從三品）となり、母の服喪期間を挟んで、使持節・都督・恒州・柔玄・懷荒・御夷三鎮二道諸軍事・安北將軍（第三品）・恒州刺史（中州、從三品）となった。後に安北將軍のまま、廷尉正卿（第三品）となり、正光元年（520）に茹茹（柔然）で内乱がおこると、その対策のために散騎常侍（第三品）・仮鎮北將軍（從二品）・撫軍將軍（從二品）・都督懷朔沃野武川三鎮諸軍事・懷朔鎮大都督に任命された。その後、七兵尚書（第三品）・北道大行台を加えられ、六鎮西部一帯を統轄した。

正光五年（524）春、沃野鎮の鎮民破六韓拔陵が挙兵し、楊鈞の拠る懷朔鎮を包囲した。所謂、六鎮の乱の勃発である。楊鈞は防備を固めて籠城して反乱軍と対峙したが、鎮城が包囲される最中に陣没した。墓誌によると、同年 8 月 29 日のことである。

第 3 節 楊鈞の事跡と越公房楊氏の家風

楊鈞の経歴で注目すべき第一の点は、孝文帝の官制改革により大理評・廷尉正に登用され、洛陽令・華州大中正・河南尹・廷尉少卿・廷尉正卿・七兵尚書などの中央の要職を務めたことである。孝文帝の改革は北族色の強い内朝制度を廃止して、中国・南朝風の官僚制度を導入することにあった。人材の登用にあたっては九品官人法が採用され、その運営には門閥主義が採られた。この路線は孝文帝以降も継承されている⁶。従って彼が官制改革に伴い拔擢されて以降の職歴は、彼が漢人門閥出身であったことが要因の一つと考えられよう。特に、彼が本州である華州の大中正となったことは、彼の起用が門閥出身であったことを象徴している。何故ならば、中央に人材を推薦するだけでなく担当した州の士人の門地も定めた大中正の多くは、門閥が起用されたからである⁷。

第二の点は、徐州・荊州・齊州の南朝国境地帯、恒州・懷朔沃野武川三鎮の北辺地帯の地方長官に度々起用されている点である。何れも北魏にとって国土防衛の要となった拠点なうえに、統治に困難が伴う問題を抱えた地域でもあった。以下、具体的に見よう。

まず、楊鈞が荊州刺史となった経緯については、墓誌 13～14 行目に、

荊州、地連蠡爾、走嶮為性。至於牧伯之選、帝難其人、乃除公持節・龍驤將軍・荊州刺史。

荊州、地は蠡爾（蛮族）に連なり、走嶮もて性と為す。牧伯（刺史）の選に於いて、帝（宣武帝）、其の人を難しとするに至り、乃ち公を持節・龍驤將軍・荊州刺史に除す。とある。「蠡爾」とは、『詩經』小雅・采芑の一節の「蠡爾蛮荆、大邦為讎（蠡たる蛮荆、大邦をば讎と為す）。」をふまえたもので、荊州の蛮族を指す。当時の現実においても、南北朝期には荊州山間部には蛮が居住し北魏の支配に抵抗していた⁸。こうした荊州の情勢をうけて、宣武帝は刺史の人選に苦慮した末に楊鈞を任命したのである。同様に齊州刺史の任官についても墓誌 16 行目では、

後以六齊沃壤、三嶮虚詐、移風適道、事属賢明。乃復除使持節・平北將軍・齊州刺史。

後に六齊は沃壤（肥沃な地）、三嶮は虚詐なるを以て、風（風俗・民情）を移し道に適うに、事は賢明に属す。乃ち復た使持節・平北將軍・齊州刺史に除せらる。

とあって、六齊・三嶮（齊州一帯）の民情が「虚詐」であったことを指摘したうえで、賢明な楊鈞に統治が委ねられたことが述べられている。この齊州一帯の気風については、『漢書』地理志を典故としたものであるが、これは墓誌の具文ではない。魏斌氏は、青州・齊州一帯は、南北朝争覇戦の係争地であり、平齊民の故地であったことから北魏に反抗的であったために反乱の温床となり、その統治に苦慮したことを指摘している⁹。「楊鈞墓誌」の「三嶮虚詐」という文言は、こうした時代背景を反映したものなのである。

また、楊鈞が北辺地帯に派遣された事情についても、以下に引用した墓誌 18～22 行目によれば、南朝国境地帯の時と類似する。

除使持節・都督・恒州・柔玄・懷荒・御夷三鎮二道諸軍事・安北將軍・恒州刺史。此寔旧都、粉榆之本。侈同耿亳、富過苑許。地接戎場、人雜夷夏。鳴鏑或聞、胡茄時動。鳥徙風行、昔号難制。…会茹茹内乱、唐黎播越。綏来觀釁、事委深筭。遂除散騎常侍・仮鎮北將軍・撫軍將軍・都督懷朔沃野武川三鎮諸軍事・懷朔鎮大都督。

使持節・都督・恒州・柔玄・懷荒・御夷三鎮二道諸軍事・安北將軍・恒州刺史に除せらる。〔恒州の治所平城は〕此れ寔に旧都にして、粉榆の本（国家発祥の地）なり。侈すること耿亳と同じく、富むこと苑許を過ぐ。地は戎場に接し、人は夷夏を雜じらす。

〔中国の軍隊の〕鳴鏑（鏑矢）、或いは聞こえ、〔遊牧民の〕胡茄、時に動く。鳥徙り風行き、昔は難制と号す。…会たま茹茹（柔然）内乱し、唐黎は播越す。綏来觀釁するに、事は深筭に委ぬ。遂に散騎常侍・仮鎮北將軍・撫軍將軍・都督懷朔沃野武川三

鎮諸軍事・懷朔鎮大都督に除せらる。

墓誌を一読すればわかるように北辺は古来よりモンゴリアの遊牧勢力と中国王朝が衝突する難治の地であった。周知のように当時のモンゴリアの覇者は柔然であったが、正光元年に内乱が勃発し阿那瓌が可汗の地位を追われて北魏に亡命するという事件が勃発した。墓誌の「茹茹（柔然）内乱し、唐黎播越す」とはこの事件を述べたもので¹⁰、この重大な局面を対処し得る智謀に長けた人物として、楊鈞は懷朔鎮大都督に起用されたのである。翌年、大軍を統率して阿那瓌を護衛し本国に送還する任務を成し遂げている。また、墓誌には言及されていないが、当時は六鎮の乱前夜という時期でもあり、所謂「鎮民」たちの不満が鬱積し不穏な情勢が形成されつつあった¹¹。楊鈞が恒州刺史の時に管轄した柔玄・懷荒・御夷の三鎮、その後、大都督として統べた懷朔・沃野・武川の三鎮は、まさしくその六鎮に該当するのである。南朝の侵攻に対処するだけでなく管区内の反北魏勢力の蠢動も抑えなくてはならない齊州・徐州・荊州の刺史を歴任した実績があったことも、また、楊鈞が北辺の重鎮を委ねられた理由であろう。

以上、詳しく述べたように楊鈞が長官に起用された地域は、辺境地帯であることから軍事的才能が必要とされる一方で行政的手腕も求められる難治の地で、いわば文武両道の人物でなければ務まらなかったのである。墓誌では「賢明」・「深筭」といった楊鈞の資質が刺史の起用につながり、優れた治績を挙げたことを顕彰する。一般的に墓誌では故人の才能や業績を誇張し過失を覆い隠す傾向にある。しかしながら、墓誌と比べて客観的な叙述に努めている正史史料においても、彼の優れた資質や業績を評価するのである。例えば、その資質について、魏伝では「頗有幹用（頗る幹用有り）」、周伝では「博学彊識」と評価し、その業績を「居る所は強済を以て称す」と称揚している。これにより彼が持ち前の才覚と精神力をもって任務を成し遂げたことが裏付けられる。従って、墓誌に描かれる楊鈞の姿は全くの誇張というわけではなく、彼が南北辺境の要地を委ねられたことは、北魏政権が彼の政治手腕を高く評価したことを意味するのである。

正史史料に記される楊鈞の資質は主に「文」の方面で、「武」の才能については窺い知ることができない。しかしながら、墓誌（5～7行目）では以下の如く彼が文武両道の人物であったことが明確に述べられているのである。

又容貌魁岸、志量瓌桀。器業詳正、韻局昭朗。閑習騎射、妙弁声律。善序名理、工於談論。馬鄭凶書之奥、孫吳攻守之謀、罔不精綜。

又た容貌は魁岸、志量は瓌桀、器業は詳正、韻局は昭朗なり。騎射を閑習し、声律を

妙弁す。名理を善く序べ、談論に工みなり。馬鄭の図書の奥、孫呉の攻守の謀、精綜せざるなし。

正史では漠然としていた彼の学識について、墓誌では具体的に韻局（詩賦の才）・声律（音楽）・談論（清談）に及び、後漢の名儒馬融・鄭玄がものした経書を極めたことが判明する。一方、武の方面では、騎射が巧みであり孫呉の兵法に精通したことが述べられる。楊鈞が内政・軍事両面に活躍し、最終的に七兵尚書・北道大行台・懷朔鎮大都督という地位にまでのぼりつめたのは、彼が漢人門閥の出身というだけでなく、文武両面に優れた有能な人物であったからに他ならないのである。

かつて、欠端実氏は北朝から隋唐初期の越公房楊氏が代々にわたり優れた地方官僚を輩出し、それが「清簡」・「清直」・「方直」・「平允」・「允当」と評される清廉潔白で公平を旨とする家風に裏付けられていたことを指摘した¹²。これにつけ加えて、既に王慶衛・王煊両氏¹³も指摘したように文武両道の資質も越公房楊氏の家風と言えるのである。例えば、楊鈞の子孫で顯官に至った代表的人物として、北周の小冢宰・御正中大夫楊寬（第四子）、隋の宰相楊素（曾孫）、唐高宗期に太常卿となった楊弘礼（玄孫）らが挙げられる。彼らの正史の列伝を読むと、『周書』卷二二・楊寬伝では「頗解属文、尤尚武芸（頗る解して文を属^{つづ}り、尤も武芸を尚ぶ）。」とあり、『隋書』卷四八・楊素伝・史臣曰条で「兼文武之資（文武の資を兼ね）。」と評される。また、『旧唐書』卷七七・楊弘礼伝には「有文武材（文武の材有り）。」とある。何れの楊氏の列伝も文武両道に秀でた人物であることが特筆され、そうした資質が榮達に繋がったことを読み取ることができるのである。

こうした楊氏成員の評価は墓誌史料においても同様である。前掲の楊鈞本人の墓誌のほかには、王慶衛・王煊両氏が例示したように、楊鈞の子孫である楊儉（三男）・楊褒（孫）・楊勰（孫）・楊文慙（孫）・楊孝謨（曾孫）・楊実（曾孫）らの墓誌においても、誌主を顕彰するにあたって文武両道の資質が強調されるのである。「楊儉墓誌」には「是以文武之道、在躬罔墮（是こを以て文武の道、躬に在りて墮ちる罔し）。」とあり、「楊褒墓誌」には「形貌偉莊、好文愛武（形貌偉莊にして、文を好み武を愛す）。」とあり、「楊文慙墓誌」には「頗尚經史、尤工騎射（頗る經史を尚び、尤も騎射に工なり）。」とあり、「楊孝謨墓誌」には「并文武兼資、名徳允備（並びに文武は資を兼ね、名徳は允に備う）。」とあり、「楊実墓誌」には「材称文武（材は文武に称う）。」とあるが如くである¹⁴。前述したように墓誌銘では誌主の資質を誇張する傾向にあるので、現実の誌主の人柄や能力を考える際は差し引いて考えなくてはならない。しかしながら、その一方で墓誌銘を作成させた遺族がいなく理想の

人物像が反映される傾向にある。多くの楊氏墓誌で文武両道であることが誌主の優れた資質として言及されるのは、彼ら一門が目指した理想的な士大夫像を反映したからではなかろうか。このように文武両道の家風は門閥越公房楊氏をして北朝後期から隋唐にかけて一貫して繁栄せしめた一因となったのである。

第4節 楊鈞の贈官について

魏伝によると、楊鈞は使持節・散騎常侍（第三品）・車騎大將軍（従一品）・左光祿大夫（散官、第二品）・華州刺史（中州、従三品）を贈官された。周伝によると、侍中（第三品）・司空公（第一品）・臨貞県伯（封爵、第三品）を追贈されている。この記述の違いはどのように理解すればよいのか。これについては墓誌が重要な手がかりを与えてくれる。墓誌には建義元年（528）九月三〇日に埋葬される際に、孝莊帝が楊鈞に贈官するにあたって發布した詔勅が引用されている。

故使持節・散騎常侍・車騎將軍・左光祿大夫・華州刺史楊鈞、器望崇峻、雅亮淵深。明憲有章、碩学無隱。内毗五典、外摠六条。声逸楚塵、勲高燕塞。方当敷賛皇猷、翼宣王度。逝者如斯、鴻図不遂。永言宿草、無忘於懷。可追贈使持節・侍中・司空公・都督雍州諸軍事雍州刺史・臨貞県開国伯。

故使持節・散騎常侍・車騎將軍・左光祿大夫・華州刺史の楊鈞、器望は崇峻、雅亮は淵深にして、明憲もて章有り、碩学にして隱す無し。内に五典を毗ね、外に六条を総べ、声は楚塵に逸し、勲は燕塞に高し。方当に皇猷を敷賛し、王度を翼宣すべきも、逝く者は斯くの如く、鴻図遂げず。永く言に宿草すると、懷を忘れる無かれ。使持節・侍中・司空公・都督雍州諸軍事・雍州刺史・臨貞県開国伯を追贈すべし。

この詔勅によると、楊鈞が故使持節・散騎常侍・車騎將軍・左光祿大夫・華州刺史という官職を帯びて、使持節・侍中・司空公・都督雍州諸軍事雍州刺史・車騎大將軍（従一品）・臨貞県開国伯（爵、第三品）を贈官されたことが明らかとなる。墓誌所引の詔勅文を文献史料と照らし合わせると、追贈を受ける以前の楊鈞の官職が魏伝と一致し、贈官は周伝と一致している。従って、周伝の贈官は建義元年の贈官を記したものであり、魏伝はそれより以前の贈官を記したものであろう¹⁵。

以上をふまえると、楊鈞は都合二回にわたって贈官を受けたこととなる。一回目の贈官の理由は、楊鈞が反乱軍との交戦中に陣没したことに対する措置となろう。反乱に対処しての殉職は「王事」（王室・国家の大事）で死んだと見なせ、元来、贈官は王事に殉じた者

を顕彰するための制度だからである。二回目については、詔勅では楊鈞が文武両道の人物で南朝国境地帯・北辺の地方長官を務めて優れた治績を挙げたことを理由として挙げている。ただし、二回も贈官を受けることは、子孫が宰相級の栄達をしてその父祖が追贈されるなど、特別な理由が無い限り通常あり得ない。よって、詔勅文で述べられる理由のみでは、楊鈞の追贈を説明できないのである。

そこで注目されるのが建義元年九月というタイミングで楊鈞の追贈がなされたことである。建義元年といえば、四月に爾朱栄が孝荘帝を擁立し、洛陽郊外の河陰で幼主・胡太后以下、朝臣二千余人を虐殺した年である。この一連の事件を「河陰の変」と称するが、窪添慶文氏によると、この変事によって北魏政権の中枢部を担った三品以上の官僚の六割を失ったという。そのため、孝荘帝は生き残ったり引退したりした士人を掻き集めて、急ぎ政権を立て直さなければならなかったのである¹⁶。

そのような情勢の中、弘農楊氏は漢人門閥の中で河陰の変による犠牲者が少なかったため、相対的に北魏政権内での地位を上昇させた。楊鈞の族兄弟の楊椿は老齢を理由に郷里に隠遁していたが、孝荘帝の要請で三公の司徒として復帰した¹⁷。楊鈞の遺児らも孝荘帝の即位にともない昇進している。第三子楊儉は寧遠將軍（第五品上）・頓丘太守から兼給事黄門侍郎（第四品上）となり、左將軍（第三品）・太常少卿（第四品）に転任した。第四子楊寛は孝荘帝と旧交があり、宗正丞（第七品）より通直散騎侍郎（従五品上）・領河南尹丞（第六品下）・行洛陽令（従五品下）となった¹⁸。

さらに、窪添氏によれば、孝荘帝は河陰の変の犠牲者に追贈をして、官僚層に対する政権の求心力を高めようとしたという。名前を知りえる犠牲者は86名にのぼるが、そのうち贈官が確認できるものは68名となる。追贈者のうち四品官以上の者は26名確認され、そのほとんどが通例以上の破格なものである。窪添氏は楊椿の弟楊暉がとりわけて功績がないのにも関わらず六階級も特進していることに注目し、これを楊氏一族が孝荘帝を支持して爾朱氏と対立した一因と推測する¹⁹。

以上に述べた建義元年頃の情勢をふまえれば、楊鈞の追贈の背景には、孝荘帝の政治的な思惑が働いたと考えられる。河陰の変で崩壊した北魏政権中枢部の陣容を立て直すためには、代表的な漢人門閥である弘農楊氏の勢力と結ぶ必要があった。孝荘帝は楊鈞に再び贈官をすることにより、その遺児たちを北魏政権に引き付けようとしたのである。

一方、楊氏側にとっても楊鈞の追贈には大きな意味を持った。それは臨貞県開国伯という爵位を獲得したことである。爵位はその子孫に爵位の世襲や起家官の優遇など様々な恩

典をもたらす。実際、建義元年に楊鈞の嫡孫楊敷は臨貞県伯を世襲して 400 戸を食み、員外羽林監（正六品下）に起家している²⁰。この爵位は曾孫の楊素まで継承された。楊氏の重要な基盤となり、官界における家門の維持に寄与したのである。楊鈞の遺族が彼の追贈を重視したことは、追贈にともなって彼の墓誌を作製して改めて本貫地に帰葬し、墓誌文中に孝荘帝の詔勅を引用したことからも読み取ることができよう。

おわりに

本章では北朝後期から隋唐時代にかけて繁栄した門閥弘農楊氏越公房の始祖にあたる楊鈞の事跡について、新出土の墓誌をふまえて検討を加え、楊氏の存立基盤の一端を探った。その結果をまとめると、以下の通りである。

- ① 楊鈞は北魏孝文帝以降の漢人門閥登用路線の中で台頭した。彼は文武の才に秀で、北魏政権の信任を受けて、南朝国境・北辺地帯の重要な地域の地方長官を務めた。
- ② 越公房楊氏には清廉を旨として文武両道の資質を得ることを家風とした。その家風の存在は楊鈞の経歴からも裏付けることができ、門閥楊氏が代々高位高官を輩出する基盤を構成した。
- ③ 楊鈞は二回にわたって贈官の恩典に浴したが、その背景には、河陰の変で崩壊した北魏政権中枢部を漢人門閥楊氏の力を借りて立て直そうとする孝荘帝の思惑があった。
- ④ 楊鈞が追贈で得た臨貞県開国伯は曾孫の楊素まで継承され、楊氏代々の家門の維持に寄与した。楊鈞の遺族は、彼が追贈を受けて爵位を得たことを重視し、墓誌を作製して追贈の詔勅を刻み、彼を改めて本貫地の華陰に埋葬した。

¹ 竹田龍児「門閥としての弘農楊氏についての一考察」（『史学』31、1958 年）、徐美莉「試論南北朝時期弘農楊氏之興衰」（中国魏晋南北朝史研究会・大同平城北朝研究会編『北朝研究』第 1 輯、北京燕山出版社、1999 年）、窪添慶文「北魏における弘農楊氏」（伊藤敏雄編『墓誌を通した魏晋南北朝研究の新たな可能性』、平成 22～26 年（2010～2014）年度科学 研究費補助金（基盤研究）（A）「石刻史料と史料批判による魏晋南北朝の基本問題の再検討」（課題番号 22242022）中間成果報告書、2013 年）。なお、北魏後期と隋代の中間に位置する西魏・北周期の越公房楊氏については、新出の楊氏墓誌を網羅的にふまえた、会田大輔「北周宗室の婚姻動向―「楊文慈墓誌」を手がかりとして―」（『駿台史

学』144、2012年）があるので、参照されたい。

- ² 孝文帝は親政以降、三度「職員令」を編纂している。その沿革と施行状況については、宮崎市定『九品官人法の研究』（初版1956年、岩波書店、1992年）第二編第五章「北朝の官制制度と選挙制度」を参照。官品については、『魏書』卷一一三・官氏志を参照。
- ³ 太和十九年施行の「太和中令」については、宮崎前掲書第二編第五章「北朝の官制制度と選挙制度」を参照。なお、その各官の官品については、『魏書』卷一一三・官氏志に掲載されていないが、宮崎氏は宣武帝が施行した「太和後令」と大差なかったと推測する。よって、本文では「太和中令」施行期間（太和十九～二三年、495～499）の官品については、参考として「太和後令」のものを記した。
- ⁴ 本章では宣武帝以降の官職の品階について、『魏書』卷一一三・官氏志「太和後令」を参照した。
- ⁵ 本章では北魏後期の州の等級についてしばしばふれるが、窪添慶文「北魏の州の等級について」（初出1988年、同著『魏晋南北朝官僚制研究』、汲古書院、2003年）の考証結果を参照した。
- ⁶ 宮崎氏注2前掲書第二編第五章「北朝の官制制度と選挙制度」、谷川道雄「北魏官界における門閥主義と賢才主義」（初出1959年、同著『増補 隋唐帝国形成史論』、1998年、筑摩書房）。
- ⁷ 前掲宮崎氏「北朝の官制制度と選挙制度」。
- ⁸ 当該時期の蛮の分布状況については、川本芳昭「蛮の問題を中心としてみた六朝期段階における各地の状況について」（初出1995年、同著『魏晋南北朝時代の民族問題』、汲古書院、1998年）を参照。
- ⁹ 魏斌「北魏末年の青齊士風」（『魏晋南北朝隋唐史資料』22、2005年）。
- ¹⁰ 「唐黎」とは春秋時代の黎国を指し、「播越」は国を失い流浪することを言う。『春秋左氏伝』宣公十五年の条によれば、黎侯は赤狄に攻められて国を失い、覇者である晋侯の援助で復位した。この故事をふまえて「楊鈞墓誌」では「唐黎」を北魏に亡命した阿那瓌に擬えている。
- ¹¹ 六鎮の乱については、谷川道雄「北魏末の内乱と城民」（初出1958年、前掲『増補 隋唐帝国形成史論』）。
- ¹² 欠端実「隋代の弘農楊氏をめぐって」（早稲田大学文学部東洋史研究室編『中国正史の

基礎的研究』、早稲田大学出版部、1984 年)。

- ¹³ 王慶衛・王煊「隋代華陰楊氏考述—以墓誌銘為中心—」(西安碑林博物館編『碑林集刊』11、陝西人民美術出版社、2005 年)を参照。
- ¹⁴ 以上に列挙した墓誌の事例については、注 13 前掲王慶衛・王煊「隋代華陰楊氏考述—以墓誌銘為中心—」を参照。
- ¹⁵ なお、魏伝の原文では「車騎大將軍」を追贈されたとするが、墓誌の「車騎將軍」に従うべきである。恐らく楊鈞は、一回目の追贈で「車騎將軍」となり、二回目の際に「車騎大將軍」へ格上げされたものと思われる。
- ¹⁶ 窪添慶文「河陰の変小考」(初出 1988 年、前掲注 5『魏晋南北朝官僚制研究』)。
- ¹⁷ 『魏書』卷五八・楊椿伝。
- ¹⁸ 『魏書』卷五八、『周書』卷二二に収録される楊寛及び楊儉の列伝、「楊儉墓誌」(呉鋼主編『全唐文補遺』千唐誌斎新蔵專輯、三秦出版社、2006 年)を参照。
- ¹⁹ 窪添慶文「北魏における贈官をめぐって」(初出 2000 年、前掲注 5『魏晋南北朝官僚制研究』)。
- ²⁰ 『周書』卷三四・楊敷伝。

結論 隋唐政権の形成と「貴族制」、「門閥」

本研究では、隋唐政権の形成過程について、唐太宗・高宗期に行われた氏族政策の展開と「門閥」勢力の動向を軸にして考察し、その性格の解明を目指した。なお、序論で指摘したように「閹隴集團」の概念が提唱者の陳寅恪氏のものから独り歩きして各研究者に差異があることから、本研究では、先行研究に言及する際を除いて「閹隴集團」の用語を使用せずに関隴集團説の再検討を進めた。以下、各章の論旨をまとめたうえで本研究の結論を述べ、その課題と展望を示すものとする。

第1部「唐朝政権の形成と氏族政策の展開」では、創業期の唐朝政権が支配階層を構成すべき氏族を定めた太宗・高宗の氏族政策を取り上げ、如何なる理念のもとに新統一王朝に相応しい支配集團を形成したのかを明らかにした。第1章では、「裴氏相公家譜之碑」（金・大定十一年（1171）八月）に刻まれた唐・裴洎撰『裴氏家譜』に見える河東裴氏五名の系譜・官爵・等級を手掛かりにして、『貞観氏族志』における官品と家格等級の対応関係、登載される氏族の条件などを明らかにした。まず、登載された氏族は、唐朝五品以上の官品取得者で、かつ南北朝以来の「士」の子孫であることを前提とした。登載氏族の家格は、郡姓を構成した房、更に房を細分した房支ごとに定められた。房支の代表者は同族内で唐朝の最高品階を取得した者が選ばれた。崔民幹を例に取れば、彼は博陵郡崔氏第二房崔孝芬支の代表者として登載されたのである。家格と官品の対応関係を復元すると、**表1「『貞観氏族志』における家格と官品の対応関係」**（236頁）のように整理される。

次に**表1**に復元した官品と家格等級の対応関係をふまえて、河東裴氏5名と崔民幹の家格について比較を行ったが、北周系閹中門閥の裴懷節・裴神安であっても、入閹山東門閥崔民幹と北齊系閹中門閥裴世矩の下位に置かれており、外戚を除き所謂「閹隴集團」が優遇された痕跡は見られない。太宗は閹隴系氏族・山東系氏族・南朝系氏族など出自・系統を問わず同じ地平に置き、唐朝の官品を基準にして、氏族の序列を公平に定めていたことが明らかとなるのである。また、『貞観氏族志』で官品及び忠孝・徳行などの士大夫的倫理を家格の基準とした背景には、南北朝以来の反門閥主義の潮流を受けた賢才主義的理念の影響が明確に読み取れる。太宗はその理念に基づいて、閹隴系氏族のみに偏重しない普遍的な体制を構築しようとしたのである。

なお、第2部第3章では、崔民幹の事跡を最近出土した彼の墓誌を手掛かりに復元して、

太宗が『貞観氏族志』で崔民幹の家格を第一等から第三等へ降格させただけでなく、門下省次官の黄門侍郎より宋州刺史に転出させたことを指摘した。一見すると、この措置は山東門閥に弾圧を加えたように見える。しかしながら、崔民幹は山東地域の安撫に失敗するなど、唐朝の創業に大きな功績を挙げることができなかった。太宗の人材理念からは大きく外れた人物となる。太宗は崔民幹の左遷をもって旧来の門地のみで人材を登用しないことを天下に示したのであって、山東門閥の抑圧のみを目的としたとする理解は一面的なものと云わざるを得ない。『貞観氏族志』の体例と照らし合わせれば、黄門侍郎（正四品上）の崔民幹が第三等となるのは、妥当な格付けなのである。

表 1 『貞観氏族志』における家格と官品の対応関係

等級	基準	該当氏族
第一等 (右姓)	皇室 外戚 正一品（三師三公）～従一品（太子三師）	唐室李氏（皇室・八柱国・関隴系勲貴） 独孤氏（外戚・八柱国・関隴系勲貴） 竇氏（外戚・関隴系勲貴） 長孫氏（外戚・関隴系勲貴）
第二等	正二品～従二品	
第三等	正三品～従三品	崔民幹（入関山東門閥・博陵崔氏第二房） 裴世矩（北齊系・関中門閥・西眷裴氏）
第四等	正四品～従四品	裴懷節（北周系・関中門閥・東眷裴氏） 裴神安（北周系・関中門閥・中眷裴氏第二房） 裴世清（関中門閥・中眷裴氏第三房）
第五等	正五品上～従五品下の者が該当。品階に応じて等級が決定された。	
第六等		
第七等		
第八等		
第九等		

続く第2章では、太宗から高宗期にかけて広大な昭陵陪葬墓群が形成された背景を考察することを通して、同時期の氏族政策の展開について論じた。太宗・高宗による昭陵陪葬墓の造営は、唐朝建国の「功臣」の論功行賞と顕彰を目的とした「功臣政策」の一環であった。対象となった功臣は、太宗が氏族政策で示した賢才主義的士大夫像とも一致する。すなわち、功臣政策とは、功臣の顕彰を通して唐朝が理想とする官僚像を奨励する政策だったのである。ところが、太宗による『貞観氏族志』、これを改訂した高宗の『姓氏録』と二代にわたる氏族政策を経ても、賢才主義の理念を反映した官品による氏族の序列は社会に浸透しなかった。逆に南北朝以来の伝統を誇る旧「門閥」勢力から強い反発を受けた。そのうえ、功臣たちも山東門閥の名望を慕って婚姻を積極的に結んだので、依然として旧門閥の権威は失墜しなかった。そこで、太宗・高宗が理想の官僚像を喧伝するために造営

したのが、功臣たちが太宗に協力することにより大唐帝国が建国され発展したことを記念した、広大な昭陵陪葬墓群なのである。

ところで、高宗の功臣政策・氏族政策は、皇后として国政を握りつつあった則天武後の意向も強く反映されていた。武後は功臣政策で父武士護を唐朝創業の第一の功臣となし、さらに『姓氏録』では武氏を第一等に位置付けた。太宗の後宮出身のうえに庶姓出身の彼女が皇后となった正統性を裏付けるためである。武後の台頭によって、太宗が功臣政策を通して形成した功臣を中核とする支配集団は破壊された。太宗路線を継承したはずの高宗がこのような結果を招いたのは、何故であろうか。その理由は、第一に太宗の功臣政策は既にその治世の末期には頓挫していたこと、第二に唐朝創業より約三十年も経過した高宗の治世は既に王朝の基盤が確立されており、特に功臣集団たちにのみ依拠する必要は無くなったことに求められる。高宗の政治課題は、模範的官僚である創業の功臣たちを顕彰して理想的官僚象を喧伝することで、官僚を目指す人々を国家に吸引してその基盤をより盤石にすることであった。すなわち、高宗が太宗路線より継承したのは、創業の功臣を中核とする支配集団を維持することではなく、賢才主義的人材理念なのである。この理念は、高宗の背後で功臣政策・氏族政策を推進した則天武後も共有していたことは十分に想定できる。周知の如く、彼女は武周政権を立てて以降、科举官僚を重視するなど能力主義を採った。太宗・高宗による政治路線の延長線上に武周政権を位置付けることも可能となってくるのである。

第3章では、第1章で論じた太宗政権がどのような過程で成立したのか、北斉系人士が集団性をもって太宗の藩邸集団（李世民集団）に参加したことに注目して考察を行った。李世民集団の北斉系人士の婚姻関係・交友関係の淵源を辿っていくと、隋朝政権で北斉系人士の領袖薛道衡の交友関係にまで遡る。その薛道衡の政治路線は隋朝政権下で抑圧されていた北斉系人士の利益を代表して彼らの官界進出を促すことにあった。こうした北斉系人士の政治路線は煬帝によって薛道衡が処刑されたことにより頓挫したが、李世民配下の北斉系人士房玄齡・高士廉・封德彝らに継承された。北斉系人士の政界進出は李世民の即位によって果たされたのである。また、北斉系人士たちは正統問題に捉われず旧南北諸王朝を同じ地平に置き、自らの故国が何故滅んだのかを過去から学び、南北朝の分裂を克服し新たな統一王朝を模索する精神を持ち合わせていた。これは、第1章で明らかにした太宗の氏族政策の理念と相通じるものがある。太宗と北斉系人士が結びつくことによってもたらされた唐朝支配集団の変質は、単に李淵集団から李世民集団へ権力が交代しただけで

はなく、より巨視的にみて南北朝以来の分裂と対立を乗り越えて、新統一王朝に相応しい体制が構築されたと見るべきであろう。ここにおいて、太宗政権を南北朝の分裂を真に克服した政権と歴史的に位置づけられるのである。

第2部「隋唐政権の形成と「門閥」勢力」では、隋唐政権の形成期の「門閥」勢力について考察を加えた。

まず、第1章から第3章にかけては、『貞観氏族志』で旧門閥の代表とされた山東門閥・崔民幹の一族を取り上げた。崔民幹は博陵崔氏第二房の系譜を引き、一般的な山東門閥が北齊系なのに対して、彼の家は代々西魏・北周政権に仕えた特殊な山東門閥＝「入関山東門閥」であった。入関山東門閥については、山東の宗族・姻戚との関係が断たれて在地基盤を喪失し、国家の俸禄のみに依存する寄生官僚となった、とする P.B.イブリー氏以降の理解と、毛漢光氏・劉馳氏による、西魏・北周期に「関隴集団」と融合して山東門閥・「関隴集団」の二つの属性を併せ持ち、北周の華北再統一以降は北齊系の山東門閥と合流して一つの政治勢力を形成した、とする説が併存していた。

これに対して筆者は、第1章にて河北省平山県より新たに出土した博陵崔氏墓誌を考察し、北周の華北統一後間もなく北魏末に入関した博陵崔氏が山東への帰葬を開始し、第1に北齊系の同族と族葬墓を形成して関中と山東に分裂していた同族的結合を復活させたこと、第2に婚姻を通じて北齊系山東門閥にまで姻戚関係・交友関係を広げたことを指摘した。これら二つの行動を通じて、入関博陵崔氏は北魏末期に喪失した山東の在地基盤を復活させたのである。目を転じて、第2章では「李希仁妻崔芷蘩墓誌」(隋・開皇二年(582)十二月二六日葬)を取り上げて、博陵崔氏第二房崔孝芬支と趙郡李氏東祖李憲支の婚姻関係に焦点を当て、山東に残留した北齊系崔氏の動向を論じた。遅くとも北魏後期より両氏族が婚姻関係を紐帯にした相互扶助関係を構築し、これによって北魏の東西分裂から北周の華北統一に至る激動の時代を生き抜いたことが見えてきた。東西に分断された山東門閥の合流が華北統一直後に速やかになされた背景には、こうした両家の関係が前提としてあったのである。このように入関博陵崔氏は北齊系山東門閥と結びつく一方で、西魏以来、通婚を通じて関隴系勳貴との関係も密にした。その結果、入関博陵崔氏は山東門閥と関隴系氏族の二つ属性を併せ持つこととなり、堂々たる山東門閥勢力の代表者として、『貞観氏族志』(初奏本)では第一等の門閥に推されたのである。従って、西魏・北周期から唐初期段階では、既に入関博陵崔氏が寄生官僚化したとする見解は、修正がせまられることとな

るのである。

山東門閥より目を転じて第4章と第5章では、関中門閥の典型で弘農楊氏の本宗となる越公房楊氏について取り上げた。第4章では、隋代の越公房楊氏について、49点の「越公房楊氏墓誌」を手掛かりにしてその「門閥」としての存立基盤について考察を加えた。その結果、越公房楊氏の族的結合は北魏の楊鈞の五子より派生した子孫の範囲にまでおよび、郷里華陰において広大な邸宅・莊園・族葬墓を持ち、多数の宗族・郷党を影響下に置いていたことが明らかになった。また、こうした在地基盤を背景にして越公房楊氏は官界に進出し、隋室の同宗と見なされて本来は皇族が起用されるべき宗正寺の正卿・少卿、太子宗衛関連の官職に起用されることとなった。特に越公房楊氏が隋室の宗族で構成された太子宗衛に進出したことは、その勢力が隋室の基盤に深く食い込んだことを意味するのである。それによって、越公房の家長格であった楊素は隋室の跡目争いにも大きな影響力を持ち、晋王楊広（煬帝）に協力して皇太子楊勇を廃嫡に追い込み、その皇帝即位の道を開き、絶大な権勢を振るうこととなったのである。

また、第5章では、越公房の始祖楊鈞を取り上げ、本人の墓誌（北魏・建義元年（528）九月三〇日葬）と文献史料を結合させて彼の人物像を掘り下げることを通して、越公房楊氏が代々家風として文武兼備を旨としたことと、楊鈞の贈官臨貞開国伯の爵位が楊素の代にまで継承されたことが、門閥官僚としての楊氏の家門維持に寄与したことを指摘し、第4章とは異なる側面の楊氏の存立基盤について論じた。

以上に要約した本研究の考察結果をふまえると、大きく分けて二つのことが指摘できる。

第一の点は、本研究では関隴集團説の枠組みを取って取り外して、その再検証を史料分析に回帰して進めたが、陳説以降の理解に修正すべき点が出てきた。まず、先行研究で必ず言及されてきた太宗による『貞観氏族志』の編纂について、家格を降格された崔民幹の家柄・経歴、氏族政策の理念、等級の体例をふまえると、陳氏が提示した「関隴集團」と「山東門閥」の二項対立のみでは説明できない側面がある。むしろ、太宗は関隴系・山東系・南朝系など、出身氏族を問わない幅広い人材を受け入れた普遍的体制を指向していたことが本研究で明らかとなった。また、実際に太宗が政権を掌握する過程においても、北周・隋政権下では抑圧されていた房玄齡ら北斉系人士集團の協力を得ており、即位後も彼らを重用している。従って、太宗政権については、学界で「関隴集團」と通称されてきた関隴系氏族、特に「八柱国・十二大將軍」の子孫が排他的に政権中枢部を独占した体制と

見ることはできない。則天武後の台頭を待たずして、そうした体制は既に崩壊していたのである。むしろ、太宗・高宗の氏族政策路線の延長線上に則天武後の台頭があり、太宗・高宗と則天武後の政治路線の間には断絶よりも、連続性が指摘できる可能性も出てきた。序論で述べたように、最近の中国では関隴集團説を高く評価して、本説を大前提とした隋唐形成論が模索されている。しかしながら、無批判に陳氏の説に依拠することは、固く戒めなくてはならない。

第二の点は、隋唐政権の形成過程において、「貴族制」の視角が重要となることが再認識できることである。第1部で論じたように、唐朝初期の氏族政策では、士庶の境界を定めることが目的に含まれていた。太宗は『貞観氏族志』において南北朝の「士」の血統を追認し、その路線を継承した高宗の『姓氏録』では、新たに「士」の定義を唐朝五品官以上の者と改めた。かつて、内藤湖南氏の「貴族政治」説¹を継承して、守屋美都雄氏²と吉岡真氏³は『貞観氏族志』をめぐる崔民幹の家格降格について、太宗が旧門閥の権威を否定したのは、唐室李氏を第一の門閥にすえて貴族社会に門地を誇示しようとしたにすぎず、官撰氏族志を編纂して士庶の区別に固執すること自体、唐朝政権が「貴族制」を真に克服していない端的な証拠と見た。両氏ともに唐朝の国家体制＝「律令官僚制」は、魏晋南北朝の「門閥貴族制」から北宋の「独裁君主制」にいたるまでの過渡的時代と位置付けているのである。

しかしながら、唐朝政権は300年にわたる長命な王朝であり、それを「過渡期」の一語をもって断じてしまつては、かえって隋唐政権の特質を見失ってしまうのではないだろうか。太宗・高宗の目線に則して氏族政策を考えると、決して、唐室李氏の門地を誇るためのみの政策であつたと、その意義を矮小化することはできない。そこには、「賢才主義」をもって旧来の南北朝以来の「門閥主義」を克服し、「貴族制」を柱にすることで新統一王朝による普遍的体制を打ち立て、旧来の門閥観念を改革しようとする精神が存在したのである。谷川道雄氏⁴は「賢才主義」を理想とする隋唐政権の国家体制を「新貴族制」と名付けたが、それを制度的に裏付けたものが何であつたのかは、明確には言及していない。この「新貴族制」を制度的に裏付けたものこそが、本研究で考察した太宗・高宗の氏族政策となる。このように、初期唐朝政権の国家体制を規定した要素の一つは「貴族制」であり、その視点無くしては、隋唐政権の性格を解明することはできないのである⁵。

ところが、近年では、隋唐政権を鮮卑系国家の延長と見なして北アジアに由来する「遊牧的要素」が政権の性格にどのような影響を与えたのかという側面のみに注目が集まり、

「貴族制」の問題は、議論の蚊帳の外に置かれてしまっている。果たして、「遊牧的要素」のみで隋唐政権の性格を解明できるのだろうか。第2部第4章において筆者は、唐朝の前身となった隋朝政権では、新興の関隴系勳貴を出自とする隋室楊氏が自らの脆弱な基盤を補強するために漢人門閥弘農楊氏を標榜し、その本宗・越公房楊氏の勢力を取り込んだことを指摘した。そこからは、「貴族制」の論理に則って、北族出身の皇帝が新王朝を創業するにあたって漢人門閥に系譜を合わせて門地を誇り、漢人「門閥」勢力を支配下に置かなければならなかった当時の政治と社会の状況を読み取ることができる。そして、漢人門閥に系譜を仮託した北族系氏族と言う点においては隴西李氏を自称した唐室李氏も同じで、隋朝政権と共通する時代背景が想定できるのである。この北族を出自とする隋唐皇室が何故に漢人門閥を標榜したのかという問題は南北朝・隋唐期の「貴族制」とも深く関わるものであり、「遊牧的要素」のみでは解明不可能であろう。一方、唐朝政権の「貴族制」を裏付けた氏族政策においても、その先駆となった北魏孝文帝の「姓族詳定」における「非中国」的な「北アジア」的要素の影響が既に指摘されている⁶。隋唐「貴族制」の特質は、「遊牧的要素」と魏晋以来の「中国的要素」がどのように相互作用したのかを見ることによって初めて明らかとなるのであり、その解明が本研究における今後の課題となるのである。

それでは、どのようにしてこの課題に取り組めばよいのだろうか。以下、簡単な見通しを述べて本研究の締め括りとしたい。

まず、氏族政策に関しては、太宗・高宗の先達として、前述した北魏孝文帝の「姓族詳定」がある。この時に行われた北族と漢人の氏族の格付けが『方司格』にまとめられ、各州郡の選挙の参考に供された。一方、南朝梁の武帝は『百家譜』（『十八州譜』）の編纂を通じて士庶を区別し、その一方で賢才主義に基づいて官制改革を行うことで、国家権力のもとに南朝門閥貴族体制の再編を図った。池田温氏はこの二つの政策を唐朝の氏族政策の淵源として指摘し、本研究で論じた『貞観氏族志』・『姓氏録』の体例が中宗・玄宗の『大唐姓族系録』に影響を与えたと見通しを立てた⁷。これらの南北朝・隋唐期に行われた一連の氏族政策を体系的に解明することによって、初めて唐初の氏族政策が歴史的文脈の中に位置づけられ、隋唐「貴族制」の特質を明らかにすることができるのではないだろうか。そのためには、本研究で明らかにした『貞観氏族志』にとどまらず、既に散逸した『方司格』・『百家譜』・『姓氏録』・『大唐姓族系録』について、既存の文献史料のみならず宋以前の姓氏関係の書物や石刻史料に残された佚文や登載者の情報を網羅的に集めたうえで、体例の復元を試みるのが、当面の課題となる⁸。

また、本研究では太宗が支配集団を形成する前提となった氏族政策の理念については明らかにできたが、実際にどのような支配集団を形成したのかについては、李世民集団の分析を除いて正面から考察することができなかった。太宗の婚姻政策が氏族政策・功臣政策と連動して展開したことは、本研究第1部第2章でも指摘した。先行研究では汪錢・毛漢光・布目潮風の諸氏が当該時期の唐室の婚姻関係を明らかにしている⁹。しかしながら、これらの研究は関隴集団説を前提としたもので、唐室李氏と通婚した氏族の出自の分析に終始しており、実際に正史の列伝や碑誌史料に書かれている通婚の経緯や政治的背景については、殆ど考察を加えていない。関隴集団説による先入観念にとらわれず、史料に立ち返り改めて唐初期の婚姻政策を考察することも、今後の課題となる。

次に「門閥」をめぐる問題については、本研究では博陵崔氏・弘農楊氏の事例のみしか扱えなかった。そこで、本研究で指摘した南北朝・隋唐初期の「門閥」の特徴がどこまで一般化できるか、文献史料のみならず漢人門閥の墓誌史料を網羅的に集めたうえで、更に事例研究を積み重ねていく必要がある。また、隋唐皇室が漢人「門閥」を標榜した問題に関しては、ともにその父祖や宗室成員などが系譜の正統性を裏付けるために、系譜を合わせた漢人「門閥」の本貫地に帰葬を行っていることが注目される。隋室楊氏に関しては楊堅の族弟・觀王楊雄が弘農楊氏の本貫地華陰（現華陰市・潼關県）に埋葬されている¹⁰。更に同地からは楊堅の長子楊勇の墓と推定される隋代税村壁画墓も発見された¹¹。また、唐室李氏に関しては、北朝時代に趙郡の境内（河北省隆堯県）に造営されたという李淵の高祖父李熙・曾祖父李天賜の墓葬（唐祖陵）が現存している¹²。私はこれを唐室李氏が一時山東門閥・趙郡李氏に系譜を仮託していたことを反映したものと想定している。これらの隋唐皇室の帰葬の事例を考察することで、両氏族が系譜を漢人門閥に仮託した過程や背景が明らかにできるのではないだろうか。

¹ 内藤湖南「概括的唐宋時代観」（初出 1922 年、『内藤湖南全集』第 8 卷、筑摩書房 1969 年）、同『支那中古の文化』第十講「貴族中心時代」（初出 1928 年、『内藤湖南全集』第 10 卷、筑摩書房 1969 年）。

² 守屋美都雄『六朝門閥の一研究—太原王氏系譜考—』第七章「山東士族の命運」（日本出版協同株式会社、1951 年）。

³ 吉岡真「八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成」（『史学研究』153、1981 年）、

同「隋・唐前期における支配階層」(『史学研究』155、1982年)。

- ⁴ 谷川道雄著『増補 隋唐帝国形成史論』(筑摩書房、1998年)第Ⅲ編第4章「周末・隋初の政界と新旧貴族」(前半部初出1967年、後半部初出1968年)、同「拓跋国家の展開と貴族制の再編」(堀敏一等著『岩波講座 世界歴史 5 古代 5』、岩波書店、1970年)、同著『隋唐世界帝国の形成』(初版1977年、改訂版、講談社、2008年)第6章「隋唐文化の世界」「1 隋唐両国家のにない手」を参照。
- ⁵ なお、氣賀澤保規『中国の歴史 06 絢爛たる世界帝国 隋唐時代』終章「唐宋変革の理解にむけて」(講談社、2005年)では、隋唐政権、ひいてはその社会の特質を貴族制度と律令官僚制に見出し、前者が後者を包み込む柔構造を備えていたと指摘し、そのうえで貴族制・貴族的特質が当該時代に果たした役割を再評価すべきであると主張した。この氏のいう唐代貴族制を制度的に裏付けたのが本研究で考察した『貞観氏族志』を嚆矢とする官撰氏族志となるのである。この氏の提起をふまえれば、貴族制と律令制を対立構造で捉えるのではなく、両者は相互に補完する関係にあったと考えることができる。
- ⁶ 川合安「柳芳「氏族論」と「六朝貴族制」学説」(初出2008年、同著『南朝貴族制研究』、汲古書院、2015年)、佐藤賢「北魏後期における皇室の婚姻政策—北魏国家像の解明にむけて—」(『東洋文化研究』12、2010年)。
- ⁷ 唐前半期の氏族政策の変遷については、池田温「唐朝氏族志の一考察—いわゆる敦煌名族志残巻をめぐって—」(初出1965年、同著『唐史論攷—氏族制と均田制—』、汲古書院、2014年)を参照。
- ⁸ なお、筆者が現時点で収集した宋以前の姓氏書を中心に集めた官撰氏族志の佚文は、梁『百家譜』15条、『貞観氏族志』3条となる。また、唐代官撰氏族志の登載者と等級に言及した墓誌は、『貞観氏族志』1点、『姓氏録』2点、『大唐姓族系録』2点となる。
- ⁹ 汪錢著、唐長孺等編『汪錢隋唐史論稿』(中国社会科学出版社、1981年)所収「唐太宗樹立新門閥的意図」、毛漢光「閼隴集團婚姻圈之研究—以王室婚姻關係為中心—」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』61-1、1990年)、布目潮風著『隋唐史研究—唐朝政權の形成』(東洋史研究会、1968年)下篇第4章「唐朝初期の唐室婚姻集團—公主の婚家先を中心として—」を参照。
- ¹⁰ 觀王楊雄が大業九年(613)九月十三日に二人の夫人とともに華陰縣還淳鄉弘仁里に合葬されたことは、近年に本人と前妻長孫淑信・後妻王媛華の墓誌が出土したことにより

明らかになった。三つの墓誌については、趙君平・趙文平編『秦晋豫新出土墓誌蒐佚続編』（北京図書館出版社、2015 年）No.178～180 を参照。なお、各墓誌の出土経緯や原石の所在は不明。

- ¹¹ 本壁画墓については、陝西省考古研究院編著『潼関税村隋代壁画墓』（文物出版社、2013 年）を参照。墓誌未出土のため墓主は不詳である。発掘報告書では、第一に贈司徒（一品官）の資格で埋葬された李和墓より墓葬等級が高いこと、第二に墓道壁画に描かれる十八本の列戟が皇太子の規定に合致すること、第三に遺骨の科学鑑定結果より墓主の年齢が 35～55 歳の男性であることから、墓主を皇太子となった楊勇と推定する。
- ¹² 「唐祖陵」については、隆堯県文物保管所・李蘭珂「隆堯唐陵、『光業寺碑』与李唐祖籍」（『文物』1988 年 4 期）、国家文物局主編『中国文物地図集 河北分冊』（文物出版社、2013 年）邢台市・隆堯県「唐陵」、「光業寺及『光業寺碑』」、「光業寺石刻」を参照。李熙墓・李天賜墓は同じ墓域内に東西隣り合わせに配置されており、神道に配置された石柱・石馬・石獅子などが現存している。陵園内の寺院に立てられた「光業寺碑」（唐開元十三年（725）六月）が現存しており、「唐祖陵」の沿革を知ることができる。碑文によれば、太宗の貞観二〇年（646）に初めて存在が確認され、高宗によって麟徳元年（664）に衛戸が設置され、儀鳳年間（676～679）に李熙・李天賜の皇帝号を追尊したことにより帝陵の格式が備えられた。

附録

本論使用の主要墓誌釈読

ここでは、本論第2部「隋唐政権形成と「門閥」勢力」において以下の章で中心的に取り上げた墓誌の概要と訓読を示し、読者の参考に供する。

第1章 隋唐初期の政治史と「入関山東門閥」

—唐・李百藥撰「崔仲方墓誌」を手掛かりに—

第2章 北魏の東西分裂と山東門閥—「隋・李希仁妻崔芷繁墓誌」を手掛かりに—

第5章 北魏における越公房楊氏の勃興—楊鈞の事跡について—

[凡例]

- ・録文には常用漢字を使用し、磨滅や傷で判読できない箇所は□とする。
- ・録文各行頭のアラビア数字は行数を示す。
- ・訓読を示すにあたり、意味によって段落を区切った。
- ・語釈については、短文のものは（ ）で示し、出典や長文を必要とするものは、別途に語釈の項目を立てて解説を加えた。また、本論で詳論したり解説を加えたりした部分については、基本的に語釈を加えず省略した。
- ・官爵の官品については、以下の諸史料を勘案して注記した。

北魏：『魏書』卷一一三・官氏志

隋・北齊：『隋書』卷二六～二八・百官志

北周：『周書』卷二四・盧弁伝、王仲榮著『北周六典』（中華書局、1979年）

（1）「崔仲方墓誌」

①概要

著録：河北省文物研究所・平山県博物館「河北平山県西岳村隋唐崔氏墓」（『考古』2001年2期、以下、[考古01]と略す）、吳鋼主編『全唐文補遺』第8輯（三秦出版社、2005年）

紀年：唐・貞觀十一年（637）十一月五日

出土地：河北省平山県西岳村

大きさ：蓋 56×56cm、誌石 57×57cm

所蔵機関：平山県博物館

②錄文

[誌文]

- 1 隋故礼部尚書・固安公・崔公墓誌銘并序
- 2 公諱仲方、字不齊、博陵安平人、漢尚書寔十二世孫也。表海承家、大風遺烈。鐘鼎旗常之盛、宏才雅
- 3 道之尊、羽儀三代之英、含弘百官之富。声芳帝載、望高天下。曾祖挺、魏光州刺史・太昌景子。固世德
- 4 之英靈、為人倫之宗匠。祖孝芬、魏使持節・儀同三司・領吏部尚書・東南道行台僕射・太昌侯。持衡礼
- 5 閣、彝倫攸序。仗節徐方、吳人奪氣。父宣猷、魏侍中、周司会・少司徒・安国公、隋大將軍・汲郡胡公。祥發
- 6 慶膺、風流長世、尚齒貴德、独步当年。公景燭神衷、雲虛靈府。夏弦春誦、尽照枢機、鳳玉驪珠、咸焜掌
- 7 握。言行遊聖人之室、仁義入先王之廬。公子之中、專經為最。為盧宗伯推薦、射策甲科。晋蕩公調為
- 8 中外府參軍。俄遷記室。又授戸曹、仍領管記。簿領繁雜、羽檄交馳、手荅目理、綽有余地。又勅公在草
- 9 堂寺、修撰格律。雖朝賢旧齒、發論縱橫、至於疑讞咨断一人而已。天和元年、詔授安国公世子・大都
- 10 督。四年、授司玉大夫。仍領記室・戸曹、兼典軍器密作、固以劍塗流馬。機械無窮。常山之蛇、貫尾□□。
- 11 尋從軍伐齊、平服龍等五城、以功授平東將軍・銀青光祿・石城郡開国男、邑三百戸。国家將經營東
- 12 迈、勅公密与王軌・王誼、於後苑營造楼船・水攻之具。遂發兵東討、周高祖自將陸軍、令隋文帝為水
- 13 軍摠管、詔授公為水軍摠管府司錄。將楼船戰艦三千余艘、自渭入河於砥柱而下。從隋文帝率募、
- 14 仍泛火船於上流、燒河陰・中墀二橋、応時即剋。五年、授六軍摠管府司錄。其年、從周高祖東討。勅公
- 15 節度陳王純等八摠管。東下平高頭・鄆壁二城。公口授兵幾、手成露版、部分閑明、言

辞簡要。詔授使

- 16 持節・儀同大將軍・范陽郡開國侯、邑八百戶。蒙賞田宅奴婢鹵帛各有差。仍授趙王摠管府長史。□
- 17 驅入鄴。又授鄴國公摠管司錄、下河南城地。其後陳將吳明徹、於呂梁立堰、以灌彭城。勅公馳傳於
- 18 徐州、率諸軍救援。於是生擒明徹以下偽將三百余人・俘馘五万、並公之策也。宣政元年、授少內史。
- 19 成糸綸之美、參殺生之柄。及周宣嗣業、刑政乖方。公因被顧問、補陳誠讜。隋文作相、令公巡行長城、
- 20 五千余里、廢置城鎮。開皇初、授司農少卿、尋改授鴻臚少卿。於尚書省、修撰律令。四年、丁艱去職。公
- 21 喪過於哀、動踰礼度。六年、除虢州刺史。服制雖終、瘡巨未復、羸瘵猶甚、哀感行路。在州有惠政、民吏
- 22 于今稱之。七年、遷基州刺史。十六年、除會・翼二州摠官。仍平西南遠夷、凱旋獻捷、大加慶賞。仁壽初、
- 23 除摠管代藍忻蔚四州諸軍事・代州刺史。胡人畏威、漠南絕狡、幽水澄流、塞北無警。及煬帝嗣業、兄
- 24 弟親尋。晉陽雖平、呂州未服。諸將攻圍日久、不能制勝。詔公監護諸軍、俄即平殄。大業元年、加大將
- 25 軍、除民部尚書、徙礼部尚書。三年、除國子祭酒、尋遷太常卿。文昌斷割、神化丹青。經邦膺務、□任為
- 26 重。公以年在懸車、表請致事。優詔授公信都郡守、令自怡養。九年、又抗表求退、方遂請焉日。以十年
- 27 七月廿九日、薨於東都教業里之第。春秋七十有六。惟公心照惟幾、神凝殆庶。恒山作鎮、世挺岳靈、
- 28 昴宿寓精、下資人傑。道尊二代、年踰五紀。卷舒無際、名實相符。搢紳仰以弥高、廊廓肅而增敬。樽俎
- 29 之上、典謨出自豪端、帷幄之中、威稜澹於隣國。長城巨防、仍同智北之遊、靈江外限、方縱凶南之勢。
- 30 故能奮其鱗羽、翔彼寥廓。寔佐時之偉器、成希世之奇寶。昔年長往、隨時稿葬。尋遇

乱離、未遑卜葬。

- 31 公世子隋故東宮舍人_{民燾}、仁以濟物、礼以庇身。率性貞簡、至情孝悌。百藥昔在東朝、早申遊款、連
- 32 官契闊將廿年。始切背飛之懷、俄深絕弦之歎。而庭薰蘭桂、掌曜珠璣。貽厥之義既弘、敬宗之礼愈
- 33 篤。改安真宅、言歸旧塋、式旌泉壤。迺為銘曰、
- 34 高門蕃育、長發其祥。四履余慶、百世重光。資神介福、縱德含章。美哉鴻慙、煥矣龍驤。言從小学、優柔
- 35 文史。亦既閑居、芬敷蘭芝。探蹟賞要、言玄綜理。綺靡翰林、紛綸學市。孝敬立身、文武經國。道風遐曠、
- 36 英囀允奉。世仰人師、時推士則。義符六行、神栖九德。峻彼風格、弘茲器宇。曰邦之基、惟德之輔。陽元
- 37 領袖、司空規矩、尽照靈台、咸歸神府。張公華皓、尚父期頤、偉哉傑立、遂促修期。眷言祖武、有嗣本基。
- 38 春蘭秋菊、惟茲在茲。大唐貞觀十一年歲次丁酉十一月辛巳朔五日乙酉葬。

[墓誌蓋] /は改行を示す。

隋故礼部／尚書固安／公崔公墓／誌銘

[墓誌蓋・裏面]

[上段]

固安公夫人隴／西李氏、上柱國・／太保公耀之女／也。夫人婦德克／彰、母儀允備。閨／門雖穆、人無間／言。後夫人范陽／盧氏、幽州刺史／正山之女。淑慎／幽閑、諸姬仰德。／並以 大唐貞／觀十一年歲次／丁酉十一月辛／巳朔五日乙酉、／合葬於靈壽県／之臨山旧塋。礼／也。

[下段]

長子民燾／第二子民滌／第三子民令／嫡孫敦礼／孫 瑒／孫余慶／孫承休／孫承福

③訓読

隋の故礼部尚書・固安公・崔公墓誌銘並びに序

公、諱は仲方、字は不斉、博陵安平の人、漢（後漢）の尚書寔の十二世孫なり⁽²⁾。表海

(太公望)は家を承け、「大風」は烈を遺す⁽³⁾。鐘鼎旗常の盛⁽⁴⁾、宏才節道の尊もて⁽⁵⁾、三代の英を羽儀し⁽⁶⁾、百官の富を含弘す。声は帝載(王業)に^{かお}芳り、望は天下に高し。曾祖の挺、魏(北魏)の光州刺史・太(泰)昌景子なり⁽⁷⁾。世徳の英霊(先祖代々美德ある優れた人物)を固め、人倫の宗匠と為る。祖の孝芬、魏(北魏)の使持節・儀同三司・領吏部尚書・東南道行台僕射・太(泰)昌侯なり⁽⁸⁾。礼閣に持衡し、彝倫^ぎに序す⁽⁹⁾。徐方に仗節し、呉人奪氣す⁽¹⁰⁾。父の宣猷、魏(西魏)の侍中、周(北周)の司会・少司徒・安国公、随の大將軍・汲郡胡公なり⁽¹¹⁾。祥發慶膺は、長世に風流し⁽¹²⁾、尚齒貴徳は、当年に独歩す⁽¹³⁾。

公、神衷を景燭し、靈府を雲虚す⁽¹⁴⁾。夏^{うた}弦い春^{うた}誦い⁽¹⁵⁾、尽く枢機を照らし、鳳玉驪珠は⁽¹⁶⁾、咸な掌握に帰す。言行は聖人の室に遊び⁽¹⁷⁾、仁義は先王の廬に入る⁽¹⁸⁾。公子の中、経を専らにして最と為る。盧宗伯(盧弁)の為に推薦せられ、射策甲科す⁽¹⁹⁾。晋蕩公(宇文護)調して中外府參軍と為す。俄かに記室に遷る。又た戸曹を受けられ、仍お管記(記室參軍)を領す⁽²⁰⁾。簿領繁雜し、羽檄交馳し、手づから荅え目して理め、綽として余地有り⁽²¹⁾。又た公に勅して草堂寺⁽²²⁾に在らしめ、格律を修撰せしむ。朝賢旧齒(朝廷の賢人と宿老)は、発論縦横すると雖も、讞を疑い断を咨るに至るは一人のみ。天和元年(566)、詔もて安国公世子・大都督(正八命)⁽²³⁾を受けらる。〔天和〕四年(569)、司玉大夫(正四命)⁽²⁴⁾を受けらる。仍お記室・戸曹を領し、兼ねて軍器の密作(秘密裏に作ることを^{つかさど}典り、固めるに劍塗の流馬⁽²⁵⁾を以てし、機械は窮める無く、常山の蛇⁽²⁶⁾、尾を□□に貫く。尋いで軍に従いて斉(北斉)を伐ち、服龍等五城を平げ、功を以て平東將軍(正七命)・銀青光祿〔大夫〕(正七命)・石城県開国男(正五命)、邑三百戸を受けらる⁽²⁷⁾。

国家將に東邊を經營せんとするや、公に勅して密かに王軌・王誼と、後苑(禁苑)に於いて楼船・水攻の具を營造せしむ⁽²⁸⁾。遂に兵を發し東討し、周の高祖(北周武帝)自ら陸軍を將い、隋の文帝をして水軍摠管と為し、詔して公に授けて水軍摠管府司録と為さしむ⁽²⁹⁾。楼船・戦艦三千余艘を將いて、渭〔水〕自り〔黃〕河に入り砥柱に於いて下る。隋の文帝に従いて募を率いて、仍りて火船を上流に泛べ、河陰・中壘二橋を焼き、時に応じ即ち剋つ⁽³⁰⁾。〔建徳〕五年(576)、六軍摠管府司録⁽³¹⁾を受けらる。其の年、周の高祖に従いて東のかた〔北斉を〕討ち、公に勅して陳王純等八摠管を節度せしむ⁽³²⁾。東して下りて高頭・鄆壁二城を平ぐ⁽³³⁾。公、口づから兵幾を受け、手づから露版を成し、部分は閑にして明らか、言辞は簡にして要なり。詔もて使持節・儀同大將軍(戎秩、九命)・范

陽県開国侯（正八命）、邑八百戸を授けらる。蒙むりて田宅奴婢鹵布を賞せらるること各おの差有り⁽³⁴⁾。仍りて趙王（宇文招）の摠管府長史⁽³⁵⁾を授けられ、口驅して鄴（北齊の首都）に入る。又た郟国公（王軌）の摠管司録を授けられ、河南の城地を下す。其の後、陳將の呉明徹、呂梁に於いて堰を立て、以て彭城に灌ぐ。公に勅して徐州に馳伝し、諸軍を率いて救援せしむ。是こに於いて〔呉〕明徹以下偽將三百余人・俘馘五万を生擒するは、並びに公の策なり⁽³⁶⁾。宣政元年（578）、少内史（正四命）⁽³⁷⁾を授けられ、糸綸（詔勅）の美を成し、殺生の柄に参ず。周宣（北周の宣帝）、業を嗣ぐに及び、刑政は乖方す。公、顧問を被るに因りて、補して誠讜を陳ぶ。

隋文（隋の文帝）、相（丞相）と作るや、公をして長城に巡行せしめること五千余里、城鎮を廢置せしむ⁽³⁸⁾。開皇の初め、司農少卿（正四品上）を授けられ、尋いで改めて鴻臚少卿（正四品上）を授けらる⁽³⁹⁾。尚書省に於いて、律令を修撰せしむ。〔開皇〕四年（584）、〔父崔宣猷の〕艱（喪）に丁たり職を去る。公、喪は哀を過ぎ、動（働）は礼度を踰ゆ。〔開皇〕六年（586）、虢州刺史に除さる。服制終わると雖も、瘡巨未だ復さず、羸瘵猶お甚だし、哀は行路を感じしむ⁽⁴⁰⁾。州に在りて恵政有り、民吏、今に之を称す。〔開皇〕七年（587）、基州刺史に遷る⁽⁴¹⁾。〔開皇〕十六年（596）、会・翼二州摠管に除せらる。仍りて西南の遠夷を平げ、凱旋献捷し、大いに慶賞を加えらる⁽⁴²⁾。仁寿の初め、摠管代藍忻蔚四州諸軍事・代州刺史に除せらる⁽⁴³⁾。胡人威を畏れ、漠南は狡絶え、幽水是澄み流れ、塞北は警無し。

煬帝、業を嗣ぐに及び、兄弟親尋す⁽⁴⁴⁾。晋陽平ぐと雖も、呂州未だ服さず。諸將攻圍すること日に久しくも、勝を制する能わず。公に詔して諸軍を監護せしめ、俄かにして即ち平殄す⁽⁴⁵⁾。大業元年（605）、大將軍（散実官、正三品）を加えられ、民部尚書（正三品）に除せられ、礼部尚書（正三品）に従る⁽⁴⁶⁾。〔大業〕三年、国子祭酒（従三品）に除せられ、尋いで太常卿（従三品）に遷る。文昌の断割もて、丹青を神化し⁽⁴⁷⁾、邦を經め務めに膺り^{あた}、任を口して重きと為る。公、年は懸車（70歳）に在るを以て、表して致事（引退）を請う。優詔もて公に信都郡守⁽⁴⁸⁾を授け、自らを^{ねんご}裕ろに養わしむ。〔大業〕九年、又た抗表して求退し、方に遂に日に請う。〔大業〕十年（614）七月廿九日を以て、東都教業里の第に薨ず⁽⁴⁹⁾。春秋七十有六なり。

惟れ公、心を惟の幾に照らし⁽⁵⁰⁾、神凝らすこと⁽⁵¹⁾殆ど庶し。恒山鎮と作り、世よ岳靈を挺み、昴宿寓精して、下りて人傑（崔仲方）に資す⁽⁵²⁾。道は二代（北周・隋）を尊び、年は五紀（60年）を踰ゆ。卷舒際無く⁽⁵³⁾、名実相い符す。搢紳仰ぎ以て弥いよ高し、廊

廓肅として増ます敬う。樽俎の上、典謨は豪端自り出で、帷幄の中、威稜もて隣国を澹む⁽⁵⁴⁾。長城の巨防、仍お智（知）北の遊と同じくし、靈江の外限、方に凶南の勢いを縦にす⁽⁵⁵⁾。故に能く其の鱗羽を奮い、彼の寥廓（久遠）へ翔ぶ。寔に佐時（君主を補佐して世を治める）の偉器にして、成に希世の奇宝なり。昔年長しく往き、時に随い稿葬（仮の埋葬）す。尋いで〔隋末の〕乱離に遇い、未だト葬に遑あらず。公の世子隋の故の東宮舍人民燾⁽⁵⁶⁾、仁は以て物を濟い、礼は以て身を庇む。性（天性）は貞簡に率い、情は孝悌を至す。〔李〕百藥、昔東朝（東宮）に在り⁽⁵⁷⁾、早く遊款を申べ、官に連なり契闊すること将に廿年ならんとす。始めて背飛の懷を切にし、俄かに絶弦の歎を深くす⁽⁵⁸⁾。而れども庭は蘭桂を薫らせ、掌は珠璣を曜かす⁽⁵⁹⁾。貽厥の義既に弘し、敬宗の礼愈いよ篤し⁽⁶⁰⁾。

改めて真宅に安んじ、言に旧塋に帰し、式て泉壤に旌わす。迺ち銘を為りて曰く、
高門蕃育し、長く其の祥を発す⁽⁶¹⁾。四履の余慶⁽⁶²⁾、百世重光す。
神を介福⁽⁶³⁾に資り、徳を含章⁽⁶⁴⁾に縦にす。美なるかな鴻慙⁽⁶⁵⁾、煥なるかな龍驤。
言に小学⁽⁶⁶⁾に従い、文史を優柔す。亦既に閑居して、芬は蘭芝⁽⁶⁷⁾に敷く。
蹟を探り要を賞め⁽⁶⁸⁾、玄を言い理を綜む。翰林を綺靡し、学市を紛綸す⁽⁶⁹⁾。
孝敬もて身を立て、文武もて国を經む。道風⁽⁷⁰⁾遐かに曠し、英図允に奉ず。
世は人師を仰ぎ、時は士則を推す。義は六行⁽⁷¹⁾に符たり、神は九徳⁽⁷²⁾に栖む。
彼の風格を峻くし、茲の器宇を弘む。曰に邦の基、惟れ徳の輔なり⁽⁷³⁾。
陽元は領袖、司空は規矩⁽⁷⁴⁾、尽く靈台⁽⁷⁵⁾を照らし、咸な神府⁽⁷⁶⁾に帰す。
張公（張蒼）は華皓、尚父（太公望呂尚）は期頤⁽⁷⁷⁾、偉なるかな傑立ちて、遂に修期（長寿）を促す。
祖武を眷言し⁽⁷⁸⁾、本基を有嗣す。春蘭秋菊⁽⁷⁹⁾、惟れ茲に茲に在り。

大唐貞觀十一年（637）歲次丁酉十一月辛巳朔五日乙酉に葬す。

〔蓋背面の訓読〕

〔上段〕

固安公（崔仲方）の夫人、隴西李氏、上柱国・太保公耀の女なり⁽⁸⁰⁾。夫人、婦徳克く彰らか、母儀允に備う。閨門穆たりと雖も、人は間言（陰口）する無し。後夫人の范陽盧氏、幽州刺史正山の女なり⁽⁸¹⁾。淑慎にして幽閑、諸姫、徳を仰ぐ。並びに大唐の貞觀十一年（637）歲次丁酉十一月辛巳朔五日乙酉を以て、〔恒州〕靈寿县の臨山旧塋に合葬す。礼なり。

[下段]

長子の民燾。第二子の民滌。第三子の民令。嫡孫の敦礼。孫の瑒。孫の余慶。孫の承休。孫の承福⁽⁸²⁾。

④語釈

- (1) 隋故礼部尚書・固安公・崔公墓誌銘并序　本墓誌の表題。「礼部尚書」は、礼部の長官。誌主の礼部尚書の任官については、本墓誌 25 行目にも見える。「固安公」の封爵については墓誌本文には見えないが、『隋書』卷六〇・崔仲方伝（以下『隋伝』）によれば、開皇二～三年頃（582～583）に封ぜられたようである。『隋伝』が「安固公」とするのは誤伝で墓誌に従うべきであろう。
- (2) 博陵安平、漢尚書寔十二世孫也　「博陵安平」は崔氏の本貫地。現在の河北省衡水市安平県。「漢尚書寔」は崔寔のこと。『四民月令』の著者として有名（『後漢書』列伝四二）。博陵崔氏は崔寔の末裔と言う（『新唐書』卷七二下・宰相世系表）。
- (3) 表海承家、大風遺烈　「表海」とは太公望が斉に封ぜられ、「東海の表式（東海諸侯の旗頭）」となったことを言う。「大風」とは、太公望を顕彰した斉の樂を指す。『左伝』襄公二九年によると、呉の公子札が斉の樂を聞き太公望について、「美哉。泱泱乎。大風也哉。表東海者、其太公者乎（美なるかな。泱泱なるかな。大風なるかな。東海に表たる者は、其れ太公なる者かな）。」と賛美した。墓誌のこの部分は、崔氏が太公望より分かれた氏族であることを踏まえている。崔姓の氏族伝説については、『新唐書』卷七二下・宰相世系表・崔氏を参照。
- (4) 鐘鼎旗常之盛　「鐘鼎」は釣り鐘と鼎、「旗常」は「太常」とも言い天子が用いる旌旗、ともに功德を記し顕彰するのに用いられた。本句は、博陵崔氏が代々時の王朝に仕えて功績を上げてきたことを言う。
- (5) 宏才雅道之尊　「宏才」は大いなる才能、「雅道」は正道の意。この句は崔氏代々の家風となった資質を述べる。
- (6) 羽儀三代之英　「羽儀」については、『文選』卷十四・班孟堅「幽通賦」に「皇十紀而鴻漸兮、有羽儀於上京（皇十紀にして鴻漸し、羽儀は上京に有り）。」と用例が見える。李善注はこれを「羽翼」と同義とする。「羽翼」は補佐するという意味。「三代」は夏・殷・周の三朝を指す。
- (7) 曾祖挺、魏光州刺史・太昌景子　崔挺は『魏書』卷五六、『北史』卷三二に立伝。

北魏に仕え光州刺史として治績を挙げ、「崔光州」と称された。崔挺の封爵を本墓誌では「太昌子」とするが、「泰昌子」が正しい。北周・大象元年（579）に刻された崔仲方の叔父「崔宣默墓誌」・「崔宣靖墓誌」（第2部第1章、表1No.4～5）でも、「泰昌」を「太昌」としており、これは北周の太祖宇文泰の諱を避けたもの。この避諱によって、崔仲方の一門は先祖崔挺の封爵を「太昌子」と誤伝したのであろう。

（8）祖孝芬、魏使持節・儀同三司・領吏部尚書・東南道行台僕射・太昌侯　崔孝芬は『魏書』卷五六、『北史』卷三二に立伝。南朝梁に隣接する行台（複数の州を総督する地方官）を歴任して国防を担当し、晩年は吏部尚書となった。当時、高歡の専横に対抗した北魏の孝武帝は挙兵に失敗して、関中の宇文泰政権に合流した。この所謂「孝武西遷」に連座して、崔孝芬は高歡によって諸子とともに誅殺された。墓誌の「東南道行台」の肩書は列伝に見えず、彼が就任した南道行台、あるいは東道行台の誤りか。もしくは彼の就任が確認できる北魏東南部に設置された徐州行台の異称か。

（9）持衡礼閣、彝倫攸序　「礼閣」は「礼闈」と同義か。「礼闈」は尚書省の異称。「彝倫攸序」とは、政治の要綱を順序立てて述べること。『尚書』洪範に「天乃錫禹『洪範九疇』、彝倫攸叙（天乃ち禹に『洪範九疇』を錫い、彝倫攸に叙す）。」とあるのが出典。墓誌のこの部分は、崔孝芬が吏部尚書としての事績を顕彰している。

（10）仗節徐方、呉人奪氣　「徐方」は徐州のこと。「仗節」（杖節）は、君主の委任を受け、旌節を杖づいて任務にあたること。「奪氣」は勢威を恐れて氣力を喪失すること。墓誌のこの部分は、徐州行台として崔孝芬が梁の成景儁の軍を撃破した事績を踏まえている（『魏書』卷五六・崔孝芬伝）。

（11）父宣猷、魏侍中、周司会・少司徒・安国公、隋大將軍・汲郡胡公　崔宣猷は『周書』卷三五、『北史』卷三二に立伝、官爵も墓誌と一致する。ただし、墓誌では諡号を「胡」とするが、『周書』本伝は「明」とする。父が高歡に誅殺されたため、孝武帝を追って関中の宇文泰政権に投じた。入関博陵崔氏の第一世代。

（12）祥發慶膺、風流長世　「祥發慶膺」については、『文選』卷五八・碑文上・哀下・顔延年「宋文皇帝元皇后哀策文」に「昭哉世族、祥發慶膺（昭かなるかな世族、祥發慶膺す）。」と用例がある。「祥發」、「慶膺」ともに吉兆の意。「風流長世」は子孫に伝えること。

（13）尚齒貴徳、独歩当年　「尚齒貴徳」は、『礼記』祭義の「有虞氏、貴徳而尚齒（有虞氏、徳を貴びて齒を尚ぶ）。」が出典。虞舜の世では朝廷での席次を徳があることを基準

として、徳が同等の際は年長の順としたこと。転じて墓誌の当該部分では朝廷の席次のこと。崔宣猷は『周書』卷三五・本伝によれば、隋の創業の際に「前代旧齒」（北周の元老）であったことを理由に、大將軍・汲郡公に昇進している。

(14) 景燭神衷、雲虛靈府 「景燭」は日の如く照らすこと。「神衷」、「靈府」は精神の意。『莊子』内篇・徳充符の郭注に「靈府者、精神之宅也（靈府は、精神の宅なり）。」とある。「雲虛」については典拠不明、「虚」には、心を静めるという意味がある。

(15) 夏弦春誦 『礼記』文王世子が出典。嫡子や学生の教育は、必ず時節に応じて行い、春には詩を詠じ、夏には詩を琴瑟に合せて演奏し音節を習う。

(16) 鳳玉驪珠 「驪珠」は驪（黒竜）の顎の下にある宝玉（『莊子』雜篇・列禦寇）。「鳳玉」は鳳凰が集まる場所で得られる宝玉（『漢書』卷二五下・郊祀志）。ともに得難い宝物で、ここでは優れた資質・才能の比喩。

(17) 言行遊聖人之室 「聖人之室」は、聖人（君子）の奥むきの部屋のこと。『論語』先進篇にある善人の道を説いた孔子の言が出典。その言には「不踐迹、亦不入於室（迹を踐まざれば、亦室に入らず）。」とある。意味は、先賢の行跡を踏まなければ、君子と深く交わるような善人にはなれない、という意味。また、『易経』繫辞伝上に、「言行」に対する孔子の言として「君子居其室出其言。善則千里之外応之（君子其の室に居り其の言を出だす。善なれば則ち千里の外之に応ず）。」とある。これは、君子（聖人）は自室から善言を発すれば、千里離れた人をも感化させられるという意味。以上を踏まえれば、「言行遊聖人之室」は、崔仲方の優れた言行が、千里先の奥室に居る聖人の耳にまで届くほどであった、という意味であろう。

(18) 仁義入先王之廬 『莊子』外篇・天運の「仁義、先王之蘧廬也（仁義は、先王の蘧廬なり）。」に基づく。蘧廬とは伝舎のこと。『莊子』の原義は、儒家の仁義とは先王の仮宿の如きもので普遍的な真理ではない、という意味となる。墓誌本文では否定的なものではなく、崔仲方の仁義が先王（古の聖天子）の域に達していたという意味であろう。

(19) 為盧宗伯推薦、射策甲科 「盧宗伯」とは盧弁のこと。北周明帝期に小宗伯となった（『北史』卷三〇・本伝）。なお、『隋伝』によれば、崔仲方は明経科を以て仕官した。

(20) 晋蕩公調為中外府参軍。俄遷記室。又授戸曹、仍領管記 「晋蕩公」は、晋国公となった宇文護のこと。北周の建国より武帝によって誅殺されるまで実権を握った。「中外府」は宇文護が開いた「都督中外府」のこと。「参軍」・「記室」・「戸曹」は、その幕僚官となる。なお、『隋伝』では宇文護の参軍とのみしか記されておらず、墓誌によって崔仲

方が「都督中外府」の所属であったことが判明する。なお、戸曹参軍の任官は墓誌にしか見えない。「管記」は『北齊書』卷四五・文苑・顔之推伝に「以〔顔〕之推掌管記〔顔〕之推を以て管記を掌しむ。」とあり、記室（書記）を司ること。墓誌の「仍お管記を領す」とは、崔仲方が中外府戸曹参軍に転任した後も、記室参軍を兼任したと解釈できる。

(21) 綽有余地 『詩経』小雅・魚藻之什・角弓の「此令兄弟、綽綽有裕（此の令き兄弟、綽綽として裕有り）。」が出典。「綽綽」は悠然としている様、「余地」は余裕と同義。

(22) 草堂寺 長安西南の郊外にある名刹。本寺は五胡十六国時代に鳩摩羅什が仏典漢訳の拠点とした逍遙園の跡地に建立された。

(23) 安国公世子・大都督 「安国公」は崔仲方の父崔宣猷の爵位。『周書』卷三五・本伝では「固安公」に作るが、恐らく墓誌のほうが正確と思われる。「世子」は嫡子の意。

(24) 司玉大夫 冬官府に属す。『隋伝』にもその任官が見える。

(25) 劍塗流馬 「劍塗」は蜀の軍事的要衝である劍閣（劍道）のこと。「流馬」は、蜀漢の諸葛亮が考案したとされる輸送用の車。

(26) 常山之蛇 『孫子』九地篇の「故善用兵者、譬如率然。率然者、常山之蛇也。擊其首則尾至、擊其尾則首至（故に善く兵を用いる者、譬えれば率然の如し。率然は、常山の蛇なり。其の首を撃てば則ち尾至り、其の尾を撃てば則ち首至る）。」が典拠。常山の蛇のように攻守完璧な陣形を言う。

(27) 平服龍等五城、以功授平東將軍・銀青光祿・石城県開国男、邑三百戸 北周が北齊の「服龍等五城」を奪取したことについては、『隋書』卷六五・権武伝に見え、墓誌の記事と符合する。この時の周軍の総指揮は王謙が執っており、これをふまえば、この戦役で崔仲方は王謙の部将であったことが判明する。平東將軍・銀青光祿（銀青光祿大夫）に任じられ、石城県開国男となったことについては、『隋伝』にも記載されている。

(28) 勅公密与王軌・王誼、於後苑营造楼船・水攻之具 「後苑」は禁苑のこと。「王軌」（『周書』卷四〇・『北史』卷三二）、「王誼」（『隋書』卷四〇・『北史』卷六一）ともに内史大夫で、武帝に仕える側近の大臣。武帝が密かに崔仲方らに命じて禁苑において北齊討伐のため水軍を準備していたことについては、墓誌により初めて判明する事実である。

(29) 遂發兵東討、周高祖自將陸軍、令隋文帝為水軍摠管、詔授公為水軍摠管府司録。將楼船戰艦三千余艘、自渭入河於砥柱而下 この一連の句は、建徳四（575）年七月に開始された北周の武帝による第一次北齊討伐を述べている。楊堅（隋の文帝）が水軍総管となり渭水から黄河へ進軍したことについては、『周書』卷六・武帝紀下（以下「武帝紀」

と略す)、『隋書』卷一・高祖紀上に見える。「水軍摠管府司録」は水軍総管府の幕僚。「司録」は録事参軍の別名。「砥柱」は、黄河の中洲に聳える名山。

(30) 従隋文帝率募、仍泛火船於上流、燒河陰・中壘二橋、応時即剋 「河陰」・「中壘」は黄河に掛かる洛陽防衛の要となる橋津。北周軍による河陰攻撃については、「武帝紀」建徳五年(576)八月～九月の条に見える。ただし、「武帝紀」によれば河陰の攻略は失敗で、崔仲方の部隊の勝利は局地戦による勝利にすぎない。

(31) 六軍摠管府司録 「六軍」は天子の率いる軍(『周礼』夏官・大司馬)であるので、「六軍摠管府」とは武帝直属の総司令部を指すと思われる。司録については語釈(29)を参照。「武帝紀」によれば、建徳五年十月に武帝の第二次北斉親征が開始された。

(32) 陳王純等八摠管 「八摠管」とは、第二次北斉親征のおり前軍を率いた齊王宇文憲・陳王宇文純、その他一軍を率いた右一軍総管越王宇文盛・右二軍総管杞国公宇文亮・右三軍総管楊堅・左一軍総管譙王宇文儉・左二軍総管竇泰・左三軍総管丘崇ら、合計八人の行軍総管を指すと思われる(武帝紀・建徳五年十月己酉条)。「節度」とは一般的に指揮権を委嘱されたことを言うが、総管府幕僚という地位からいって、崔仲方が彼より高位の八総管を指揮したとは考えられず、墓誌による潤色であろう。

(33) 東平高頭・鄆壁二城 『周書』卷十三・越王盛伝に、第二次北斉討伐のおり宇文盛が高頭等の数城を攻略した記事があり、本句はこの記事と対応する。崔仲方は宇文盛の指揮下にあったと思われる。高頭・鄆壁二城の具体的場所は不明だが、宇文盛は河東の汾水関に軍を展開させており、その周辺にある城塞と思われる。

(34) 詔授使持節・儀同大將軍・范陽郡開国侯、邑八百戸。蒙賞田宅奴婢鹵帛各有差 墓誌の「蒙賞田宅奴婢鹵帛各有差」は、北斉の副都晋陽を陥落させた直後の論功行賞として、『周書』「武帝紀」に「〔建徳五年十二月〕丙寅、出齊宮中金銀・宝器・珠翠・麗服及宮女二千人、班賜將士。…諸有功者、封授各有差(丙寅、齊宮中の金銀・宝器・珠翠・麗服及び宮女二千人を出だし、將士に班賜す。…諸そ功有る者、封授各おの差有り)。」とある記事に対応する。崔仲方が使持節・儀同大將軍・范陽郡開国侯に昇進したのは、この時の論功行賞に際してのことと思われる。この任官については、『隋伝』にも見える。

(35) 趙王摠管府長史 「趙王」は宇文招のこと。宇文泰の子で武帝の弟(『周書』卷十三)。語釈(32)で挙げた「八総管」の一人。「長史」は総管府の筆頭幕僚。この任官も墓誌にしか見えない。

(36) 於是生擒明徹以下偽將三百余人・俘馘五万、並公之策也 陳の呉明徹が徐州に侵

攻した呂梁の戦いは、「武帝紀」によれば、建徳五年十一月から翌宣政元年（577）三月のこと。『周書』巻四〇・王軌伝に詳しく記されている。『隋伝』によれば、崔仲方は王軌の行軍総管長史として従軍し、彼の謀計が呉明徹の捕縛に貢献したとしており、墓誌の記述を裏付ける。なお、呉明徹については『陳書』巻九、『南史』巻六六に列伝があり、『庾子山集注』巻十五・碑銘に庾信が撰した墓誌銘が収録される。北周の降伏後に大將軍・懷徳郡公となり長安で客死した。

(37) 少内史　春官に属する内史下大夫の異称。詔勅の起草を司る。

(38) 隋文作相、令公巡行長城、五千余里、廢置城鎮　周隋革命の前夜、隋文帝（楊堅）に命じられて崔仲方が長城を巡行して城鎮の改廢設置を行ったことについては、『隋伝』には見えない。『隋伝』によれば、開皇年間の初期に崔仲方は二回にわたって長城の修復に従事している。

(39) 開皇初、授司農少卿。尋改授鴻臚少卿　「司農少卿」は司農寺の次官、「鴻臚少卿」は鴻臚寺の次官。『隋伝』によると崔仲方は、司農少卿に任命された後に固安県公となった。鴻臚少卿となったことは、墓誌によって判明する。

(40) 六年、除虢州刺史。服制雖終、瘡巨未復、羸瘵猶甚、哀感行路　墓誌では崔仲方の服喪について、礼を越えるほどであったと顕彰する。しかし、『隋伝』では「丁父艱去職。未朞、起為虢州刺史（父の艱に丁たり職を去る。未だ朞ならず、起ちて虢州刺史と為る）。」とある。「未朞」とは、一年あるいは一ヶ月未満という意味で、規定通り「三年の喪」に服したとは考え難い。よって、父崔宣猷の死より足かけ三年後の開皇六年（586）に喪が明けて虢州刺史に就任したとする墓誌の記述は疑問が残る。ただし、現時点では、この疑問を明らかにする史料はない。「虢州」の州治は盧氏県（河南省盧氏県）。

(41) 七年、遷基州刺史　基州は隋と陳の国境地帯の州。豊郷（湖北省鐘祥市の南）に治所を置く。『隋伝』によれば、崔仲方の基州刺史就任は文帝に平陳策を上奏したことが認められての人事。墓誌には見えないが、その在任中に入朝して文帝に平陳の軍略を献策し、開府儀同三司に昇進し御袍袴・雜綵五百段を賜っている。また、平陳の役では行軍総管として一軍を率い、秦王楊俊の指揮下に入った。

(42) 十六年、除会・翼二州摠管。仍平西南遠夷、凱旋献捷、大加慶賞　『隋書』巻二・高祖紀下によれば、崔仲方は開皇十四年（594）九月に基州刺史から会州総管に転任している。また、翼州総管の任官については墓誌にのみにみえ『隋伝』には記されていない。『隋伝』と墓誌を対照すると「会州総管」の任官時期に関して齟齬があるように思える。

しかしながら、会州の治所は汶山（四川省茂県）であり、翼州の治所は左封（四川省黒水県の東）で距離的に近く、開皇十四年では会州総管を、同十六年（596）になって会州総管のまま翼州総管を兼任した、と考えれば矛盾ない。なお、『隋伝』によれば、崔仲方はこの地の羌族を平定した功績で、「奴婢一百三十口・黄金三十斤・雜物等」を与えられており、墓誌の「仍平西南遠夷、凱旋獻捷、大加慶賞」はこれを指す。

(43) 仁寿初、除摠管代藍忻蔚四州諸軍事・代州刺史 「代州」は雁門（山西省代県）に設置された州。開皇五年（585）に総管府が置かれた。代州総管への就任は『隋伝』にも見える。

(44) 及煬帝嗣業、兄弟親尋 「親尋」は「親尋干戈（親ら干戈に尋ぬ）」の略で、兄弟同士が干戈を交えて争うこと。具体的には煬帝の末弟漢王楊諒が反乱を起こしたことを指す。『魏氏春秋』（『三国志』卷六・袁尚伝の裴注所引）に引用される劉表が袁尚に宛て兄の袁譚との争いを止めるように諫めた書簡が出典。その書簡には、「追關伯・実沈之蹤、忘常棣死喪之義。親尋干戈、僵尸流血（關伯・実沈の蹤を追い、常棣死喪の義を忘る。親ら干戈に尋ね、僵尸流血す）。」とある。なお、この書簡に見える關伯・実沈も兄弟で対立して干戈を交えた。

(45) 晋陽雖平、呂州未服。諸將攻圍日久、不能制勝。詔公監護諸軍、俄即平殄 「晋陽」（山西省太原市）は、旧北齊領を総督するために設置された并州総管府の治所で漢王楊諒の本拠地。崔仲方が呂州（山西省霍州市）に立て籠もる楊諒の残党を平定したことは、『隋伝』にも言及されている。

(46) 徙礼部尚書 礼部尚書の任官については、『隋書』卷三・煬帝紀下によれば大業元年（605）十一月己未のこと。

(47) 文昌断割、神化丹青 「文昌」は鄴城にあった宮殿の名（『文選』卷六、左思「魏都賦」）。転じて朝廷の意味か。「断割」は物事を切り盛りすること。用例として『魏書』卷八八・良吏・竇瑗伝に「〔竇〕瑗無軍府断割之才、不甚称職（〔竇〕瑗軍府断割の才無し、甚だ職に称わず）。」とある。「神化」は神妙な力をもって化育すること。『易経』繫辞伝下に「神農氏没、黄帝・堯舜氏作。通其变、使民不倦。神而化之、使民宜之（神農氏没し、黄帝・堯舜氏作る。其の变を通じて、民をして倦まざらしむ。神にして之を化せば、民をして之に宜しからしむ）。」とあるのが出典。「丹青」は朝廷の廟堂のこと。

(48) 信都郡守 信都郡は文帝時代の冀州にあたる。煬帝の時に州は郡に改められた。治所は長楽（河北省冀州市）。『隋伝』によると、信都郡守になる前に、崔仲方が老衰し

たのを理由に、太常卿より上郡太守に転任している。間もなく母の喪で官を退き、一年余りして信都郡守となった。

(49) 東都教業里 東都洛陽城内の一坊（『唐兩京城坊考』卷五・東京）。

(50) 惟幾 『尚書』虞書・益稷の禹の言に「勅天之命、惟時惟幾（天の命を勅しむは、惟れ時惟れ幾なり）。」とあるのが典拠。「惟幾」とは「慎微」の意で細部までゆるがせにしないこと。

(51) 神凝 精神を集中させること（『莊子』卷一上・内篇、逍遙遊）。

(52) 恒山作鎮、世挺岳靈、昴宿寓精、下資人傑 「恒山」は五岳のひとつで北岳に数えられる名峰。「岳靈」は、五岳の神靈を言う。『詩經』大雅・蕩之什・崧高に「維岳降神、生甫及申（維れ岳（四岳）は神を降し、甫及び申を生む）。」とあり、大岳が神靈を降し賢人を生む思想は古くからあった。「昴宿」は二十八宿の一。その神靈を身に宿して生まれるとう表現は、優秀な人材が誕生したことを示す比喻となる。用例として『文選』卷四六・任彦昇「王文憲集序」に「公之生也…、信乃昴宿垂芒、德精降祉（公の生まれるや…、^{まこと}信に乃ち昴宿は垂芒して、德精は降祉す）。」とある。

(53) 卷舒無際 時勢を見て才徳を現したり隠したりすること。転じて韜晦すること。用例として、『文選』卷一〇・潘岳「西征賦」に「蘧与国而卷舒（蘧は国とともに卷舒す）。」とある。蘧とは蘧伯玉のことで、『論語』衛靈公に「君子哉蘧伯玉、邦有道則仕、邦無道則可卷而懷之（君子なるかな蘧伯玉、邦に道有れば則ち仕え、邦に道無くんば則ち巻きて之を懷にすべし）。」とあるのが出典。

(54) 樽俎之上、典謨出自豪端、帷幄之中、威稜澹於隣国 「樽俎」は、酒器と肴をのせる食器で転じて酒宴のこと。「豪端」は「秋豪之端」の略で、獸類の秋に生える細毛の先端のように微細なものの比喻。ここでは一瞬の間を喩える（『莊子』齊物論、『孟子』梁惠王上）。「典謨」は『尚書』の堯典・舜典・大禹謨・皋陶謨・益稷謨を指し、転じて謀略のこと。『戦国策』齊策・蘇秦説齊閔王には「千丈之城、拔之尊俎之間（千丈の城、之を尊俎の間に抜く）。」とあり、敵将を酒宴に誘き出して、その留守の間に城を奪う計略が見える。墓誌の「樽俎之上、典謨出自豪端」は、上述の『戦国策』の如き謀計を刹那に考え出すこと。「帷幄之中」は、『史記』卷八・高祖本紀の劉邦が張良を賞賛した「夫運籌策帷帳之中、決勝於千里之外、吾不如子房（夫れ籌策を帷帳の中に運らし、勝を千里の外に決するは、吾子房に如かず）。」とある文言が出典。居ながらにして千里離れた戦場の勝利を決する謀略に長じたことを言う。「威稜澹於隣国」は『司馬法』が典拠。『漢

書』卷五四・李広伝所引の『司馬法』に「率三軍之心、同戰士之力。是以名声暴於夷貉、威稜憚乎鄰国（三軍の心を率め、戰士の力を同じくす。…是こを以て名声もて夷貉に暴わし、威稜もて鄰国を憚む）。」とある。「威稜」は神靈の威光の意。

(55) 長城巨防、仍同智北之遊、靈江外限、方縦図南之勢 「智（知）北の遊」は『莊子』外篇の題目「知北遊篇」が出典。冒頭に知が北の果て玄水を訪れた説話が見える。

「長城巨防、仍同智北之遊」とは、具体的には墓誌や『隋伝』に見える崔仲方が長城造営に従事したこと、あるいは代州総管として北方辺境の守備についたことを踏まえている。「図南之勢」は『莊子』外篇・逍遙遊編が出典。鵬が南海に翼を広げ飛ぼうとするような勢い。「靈江」は典拠不明であるが、「図南之勢」と対応して、南の果ての想像上の河川と思われる。「靈江外限、方縦図南之勢」とは、墓誌には具体的に触れられていないが、崔仲方が平陳の役に活躍し、隋の版図を南方に広げたことを踏まえたものであろう。

(56) 民燾 崔仲方の嫡子。『隋伝』によれば、隋朝に仕えて定陶令となった。

(57) 東朝 皇太子が住まう東宮の異称。『文選』卷二〇・顔延年「応詔讌曲水作詩」の李善注に、「東朝，東宮也（東朝、東宮なり）。」とある。李百薬は、崔仲方の嫡子崔民燾とともに隋文帝の皇太子楊勇に仕えた。

(58) 始切背飛之懷、俄深絶弦之歎 「背飛之懷」、「絶弦之歎」は、ともに親友と別離することを言う。「背飛之懷」の出典は李陵「贈蘇武別詩」（『藝文類聚』卷二九・人部・別上）。その詩には「双鳧相背飛（双鳧相い背にして飛ぶ）。」とあり、親友との別離を鳧が互いに背を向けて飛んでいく様に喩える。「絶弦の歎」は、琴の名手伯牙が自分の演奏をよく聞いてくれた親友鐘子期の死を惜しみ、弦を切った故事が出典（『呂氏春秋』卷一四・覧部・本味）。

(59) 庭薫蘭桂、掌曜珠璣 「蘭桂」は蘭も桂も芳香をただよわすことから、君子の美質の象徴。「珠璣」は丸い珠と四角い玉。「掌珠」で愛子、愛妻の喩え。

(60) 貽厥之義既弘、敬宗之礼愈篤 「貽厥」は、子孫への訓戒の意。『詩経』大雅・文王之什・文王有声の「貽厥孫謀、以燕翼子（^そ厥の孫謀を^{のこ}誥し、以て^{やす}燕んじ翼子す）。」とあるのが典拠。「敬宗」は大宗（嫡子の系統）を敬うこと（『儀礼』喪服）。

(61) 長發其祥 『詩経』商頌・長發の「濬哲維商、長發其祥（濬哲なる維れ商、長く其の祥を發す）。」が出典。吉兆を天よりうけて、その幸運を代々伝えていくこと。

(62) 四履余慶 「四履」は、崔氏の始祖太公望が召公に履を賜り東海諸侯を監督した功績を指す（『左伝』・僖公四年）。「余慶」は先祖の善行が子孫に及ぶこと。『易経』坤の

「積善之家、必有余慶（積善の家、必ず余慶有り）。」が出典。

(63) 介福 『易経』晋が出典。「晋如愁如、貞吉、受茲介福于其王母（晋如たり愁如たり、貞しくて吉、茲に介福を其の王母より受く）。」とある。「介」は「大」に通ず。「介福」とは、王母（祖母）の慈愛の如き大福を天から授かること。

(64) 含章 『易経』坤が典拠。「含章可貞。或従王事、无成有終（章を含むは貞しかるべし。或いは王事に従うも、成す无くして終ること有り）。」とある。「含章」とは、章（あや）の美を内に隠すこと。転じて才徳を内に秘めること。

(65) 鴻漸 『易経』漸の「鴻漸于逵。其羽可用為儀（鴻逵に漸む。其の羽用いて儀と為すべし）。」が出典。鴻の群れが整然として秩序立って飛ぶこと。転じて、人の模範となり、そのことにより高位を得ること。

(66) 小学 上古の時代、太子・諸侯の子・卿大夫の嫡子に小節・小義を教えた学校。ここでは、崔仲方が宇文泰に見出されて、その諸子とともに就学したことを踏まえている。『隋伝』によると、その場には楊堅もあり、崔仲方はこれを機に彼と交友した。

(67) 蘭芝 蘭と靈芝、ともに香草の一種で君子の美質の喩え（『孔子家語』卷四・六本）。

(68) 探賾賞要 物事の奥深い道理や要点を探求すること。『文選』卷四七・袁彦伯「三国名臣序賛」で魏の荀彧を讃した「応変知微、探賾賞要（変に応じ微を知り、賾を探り要を賞む）。」という文言が出典。

(69) 綺靡翰林、紛綸学市 「翰林」は儒学者の集まり、あるいは文壇を指す。『文選』卷九・楊子雲「長楊賦并序」に「故藉翰林以為主人。」とある。李善の注に「翰林、…即文翰林、猶儒林之義也（翰林は、…即ち文翰の林、猶お儒林の義のごときなり）。」とある。「学市」は学問を愛好する士が多く集う場所。『続高僧伝』卷三〇・義解篇、唐蘇州通玄寺釈慧顒伝に「〔慧顒〕広開学市、遠招八埏之士（広く学市を開き、遠く八埏の士を招く）。」と用例が見える。

(70) 道風 玄学（老莊思想）を踏まえた道徳。『文選』卷三八・任彦昇「為范尚書讓吏部封侯第一表」に「乃祖玄平、道風秀世（乃が祖の玄平、道風世に秀ず）。」と用例が見える。

(71) 六行 孝・友・睦・婣（婚姻）・任（友人への信）・恤の六つの善行（『周礼』地官・大司徒）。

(72) 九徳 『尚書』皋陶謨に記される人として必要な九つの徳目、「寛而栗」（心が寛容でかつ厳しいこと）、「柔而立」（穏やかでしまりがあること）、「愿而恭」（慎ましやか

で処理能力が高い)、「乱而敬」(明敏で敬慎)、「擾而毅」(従順で果断)、「直而温」(正直且つ温和)、「簡而廉」(大まかな筋道を立てること)、「剛而塞」(剛毅で思慮深い)、「彊而義」(実行力があり道理をわきまえていること)。

(73) 曰邦之基、惟徳之輔 「邦之基」は、国の礎たる人物のこと。『詩経』小雅・南有嘉魚之什・南山有台が出典。この詩は、君子が王の家臣となったことを喜んだ詩。「樂只君子、邦家之基(楽しめる君子は、邦家の基なり)。」とある。「徳之輔」は、君主の補佐役のこと。『左伝』襄公二九年に呉の季札の言として「行以德輔、此則明主也(行うに徳輔を以てすれば、此れ則ち明主なり)。」とある。

(74) 陽元領袖、司空規矩 「陽元」は西晋の魏舒の字。司馬昭に「人之領袖」と評された(『晋書』卷四一)。「司空」は後漢の房植を指す。その人柄から「天下の規矩」と称された。規矩はコンパスと差し金のことで、転じて手本の意味。

(75) 靈台 周の文王が建てた台、転じて朝廷の意(『詩経』大雅・文王之什・靈台)。

(76) 神府 「靈府」と同じく精神の意味。用例として『晋書』卷九二・文苑伝に「季鷹縦誕一時、不邀名爵、黄花之什、濬發神府(季鷹一時に縦誕にして、名爵を邀めず、黄花の什、濬く神府より発す)。」とある。「神府に帰す」で心服するという意味である。

(77) 張公華皓、尚父期頤 「張公」は前漢の丞相張蒼、「尚父」は周の太公望呂尚のこと。「華皓」、「期頤」はともに老人を指す雅語。『隋書』卷三七・李穆伝引用の文帝の詔勅に「呂尚以期頤佐周、張蒼以華皓相漢(呂尚、期頤を以て周を佐け、張蒼、華皓を以て漢を相く)。」とあり、二者が長寿の例として挙げられている。

(78) 眷言祖武 『詩経』小雅・谷風之什、大東に「睠言顧之、潛焉出涕(睠みて言に之を顧み、潛として涕を出だす)。」とあり、「眷言」は顧みること。「祖武」は、『詩経』大雅・文王之什、下武に「昭茲来許、繩其祖武。(昭らかなるかな^{ここ}来に^{したが}許い、其の祖武を縄ぐ)。」とあるのが出典。武は迹の意で、「祖武」で先祖の足跡の意。

(79) 春蘭秋菊 『楚辞』九歌・靈魂の「春蘭兮秋菊、長無絶兮終古(春蘭秋菊、長く終古に絶つ無し)。」が出典。蘭は春の菊は秋の祭祀の供物。ここでは祭祀が絶え間ないことをいう。

(80) 固安公夫人隴西李氏 崔仲方の前妻李麗儀のこと。西魏の八柱国李弼の孫、大將軍・蒲山公李曜の娘。母は八柱国侯莫陳崇の妹。祖父・父については『周書』卷十五、『北史』卷六〇を参照。民燾・大善の母。李麗儀については単体で墓誌(第2部第1章、表1No.2)がある。

(81) 後夫人范陽盧氏 山東門閥・范陽盧氏北祖大房の出身。父盧正山は北齊の永昌郡守。

(82) 「民燾」については語釈(56)を参照、「民滌」以下の人物については、第2部第1章注26を参照。

(2)「李希仁妻崔芷蘩墓誌」

①概要

著録：王其禕・周曉薇編著『隋代墓誌銘彙考』（中国石刻文献研究叢刊、線装書局、2007年）第1冊31～33頁

紀年：隋・開皇二年（582）十二月二六日

出土地：河北省高邑県、一説に正定県

大きさ：誌石 83×83cm、蓋は現存せず

所蔵機関：墨香閣（河北省正定県の民間機関、劉秀峰氏が経営）

②録文

- 1 維大隋開皇二年歲次壬寅十二月辛未朔廿六日丙申、齊故侍中・開府儀同
- 2 三司・吏部尚書・殷州刺史李公夫人崔氏墓誌銘
- 3 夫人諱芷蘩、博陵安平人也。自咨岳成基、表海為輸、或剗迹於秦世、或飛声於
- 4 漢朝、高節偉人、代稱不朽。祖挺、光州使君。蹈德履仁、譽動蕃岳。父芬、儀同・吏部
- 5 尚書。猛概雄規、声振冠冕。夫人稟氣方祇、降精円魄。風神孤立、容止絶倫。婉孌
- 6 女工之儀、孝養成人之德、南陵無以戒、北宮未之比。及家難荐臻、茹荼泣血。孔
- 7 姬・齊女、異世同塵。作合来儀、茲焉左僻、纂組聿修、環珮有序。冀氏野饋之賢、梁
- 8 婦房中之敬、題名責実、千載一時。侍中文昭公、保乂皇家、羽儀列辟、朝野傾心、
- 9 船驥斯在。於是陽唱陰和、予回女弼。剗茲名業、内有力焉。日去月来、百齡非久。
- 10 逝者如斯、良人不作。夫人、義則祈天、礼便従子。莫不教以義方、遷以儒宅。至於
- 11 先人後己之恵、重節専志之心、有一於此、今古無競。惟夫人、履行淹和、率性明
- 12 敏。爰始窺囟、及於待傅。斑家容德之教、蔡室文翰之風、得自胸懷、無籍陶染。加
- 13 以緝諧衆口、得意一人、娣姒仰以為師、中外取而成則。自夜光俱棄、玉樹同殞、
- 14 憂既傷之、形体非故。明鑑未兆、実似羊舌之妻、仁智絶時、還同叔敖之母。宜其

- 15 規模列闔、容範庶姬。未及懸車、輪暉已戢。以開皇二年九月十五日、薨於都仁
 16 鄉吉遷里。春秋七十、即以其年十二月廿六日、附於旧塋。恐谷徙陵移、期於万
 17 古。勒茲翠石、置諸泉戸。銘曰、
 18 敬姜達義、好静知機。斑昭習礼、有順無違。眷言注烈、自此連暉。名家奇女、異論
 19 同歸。窈窕惟中、徘徊閨裏。硯台弄筆、書籍問史。亦既作配、実嬪君子。輪度知賢、
 20 窓開識士。馳光不住、敲体先傾。白珪無玷、黄鵠騰声。家承節儀、世仰賢明。裁悲
 21 文伯、忍別王經。金石猶弊、浮生詎久。桃李何言、独先蒲柳。泣視遺扇、悲看奠酒。
 22 灯照惟前、塵飛帳後。丹旄翩翩、出宿寒田。山頭落月、松裏飛煙。風吟小樹、露湿
 23 長阡。墓傍華表、方度千年。
 24 長子公源、字孝譚。大司馬府参軍事、襲爵靈武県開国男。 妻夫人第二兄
 25 汲郡公宣猷長女。生一子字善願、願娶猷兄子龍子女。生子字宝惠。
 26 第二子公統、字仲微。太尉府参軍事・員外散騎侍郎。 妻青州崔氏襄城県
 27 開国男肇師第三女。生一女字解脱。適王元構第二息処行。
 28 第三子公恕、字孝緒。開府参軍事。 妻夫人第三兄襄垣太守宣度第四女。
 29 第四子公績、字季緒。
 30 長女玉相、太原王元構妻。 小女仏相、勃海高義昇妻。

③訓読

維れ大隋の開皇二年（582）歳次壬寅十二月辛未朔廿六日丙申、齊の故侍中・開府儀同三司・吏部尚書・殷州刺史李公（李希仁）⁽¹⁾の夫人崔氏の墓誌銘

夫人諱は芷蘩、博陵安平の人なり。咨れ岳（四岳＝四方面の諸侯の長）基を成し⁽²⁾、表海（東海諸侯の旗頭である太公望）、輪を為して自り（忠義を尽くしてより）⁽³⁾、或いは迹を秦の世に剗り、或いは声を漢朝に飛ばし、高節（気高い操）なる偉人、代よ不朽を称す。祖の挺、光州使君なり⁽⁴⁾。徳を蹈み仁を履み、誉は蕃岳（諸侯）を動かす。父の芬、儀同・吏部尚書なり⁽⁵⁾。猛（勇猛）は雄規（雄大な遠謀）を概い（圧倒し）、声は冠冕を振るわす。

夫人、気を方祇（大地）に稟け、精を円魄（満月）より降さる。風神（風格、人柄）孤り立ち、容止（立ち振る舞い）絶倫なり。婉孌（従順な様）女工（紡織などの女の仕事）の儀（模範）、孝養成人⁽⁶⁾の徳、南陵⁽⁷⁾以て戒とする無く、北宮⁽⁸⁾未だ之を比べず。家難存りに臻るに及び⁽⁹⁾、荼（にがな）を茹い泣血す⁽¹⁰⁾。孔姬齊女⁽¹¹⁾、世を異にする

も塵（先人の遺業）を同じくす。作合来儀⁽¹²⁾して、茲焉に左に僻く⁽¹³⁾。纂組事に修まり、環珮序（順序）あり⁽¹⁴⁾。冀氏野饋の賢⁽¹⁵⁾、梁婦房中の敬⁽¹⁶⁾、名を題し実を責めるは、千載一時（千年に一度）なり。侍中文昭公（李希仁）⁽¹⁷⁾、皇家を保弼し（安んじ治め）⁽¹⁸⁾、列辟（歴代の君主）に羽儀⁽¹⁹⁾し、朝野心を傾け、船驥⁽²⁰⁾斯ここに在り。是ここに於いて陽唱陰和し、予が回えば女が弼す⁽²¹⁾。茲の名業を剋くし、内は力有り。

日は去り月は来たり、百齡久しきに非ず。逝く者は斯くの如し、良人（君子・夫）作さず（事を起こさず）。夫人、義は則ち天に祈り、礼は便ち子に従う⁽²²⁾。教えるに義方（義にのっとた道）を以てし、遷るに儒宅を以てせざる莫し⁽²³⁾。先人後己の恵⁽²⁴⁾、重節專志の心⁽²⁵⁾に至りては、此ここに一する有りて、今古競う無し。惟れ夫人、行を履むこと淹和（緩和）にして、率性（天性）は明敏なり。爰に始めて窺図し、待傳に及ぶ。斑（班）家容徳の教（『女戒』の著者班昭の教え）⁽²⁶⁾、蔡室文翰の風（後漢の蔡文姫のような文才）⁽²⁷⁾、胸懷自り得て、陶染（感化）に籍く無し。加うるに衆口と緝諧し（和合し）、意を一人（夫）に得る⁽²⁸⁾を以て、娣姒（姉妹）は仰ぎて以て師と為し、中外は取り而して則と成す。夜光は俱に棄てられ、玉樹は同に殞ちて自り⁽²⁹⁾、憂いは既に之（崔芷蘩）を傷ない、形体（肉体）は故に非ず。

明鑑（模範的な識見）未だ兆さずは、実に羊舌の妻に似て⁽³⁰⁾、仁智（仁義と物事を予見する智慧）時に絶するは、還た叔敖の母に同じ⁽³¹⁾。宜しく其れ列閭⁽³²⁾に規模たりて、庶姫に容範⁽³³⁾なるべし。未だ懸車（七十歳）⁽³⁴⁾に及ばず、輪暉は已に戢まる。開皇二年（582）九月十五日を以て、都仁郷吉遷里に薨ず。春秋七十、即ち其の年十二月廿六日を以て、旧塋に附す。谷徙り陵移るを恐れ、万古に期す。茲に翠石に勒し、諸れを泉戸に置く。

銘に曰く、

〔春秋魯の〕敬姜は義に達し、静を好み機を知る⁽³⁵⁾。〔後漢の〕班昭は礼を習い、順有り違う無し。

眷言（懇ろな言葉）もて〔彼女らの〕烈（功績）を注し、此れ自り暉を連ぬ。名家の奇女（崔芷蘩）、論を異にするも帰を同じくす。

〔崔芷蘩は〕窈窕たる（奥深くの）惟（帷）の中、閨裏（夫人の寝屋）に徘徊す。硯台（すずり）、筆を弄び、書籍、史を問う。

亦た既に作配し、実に君子（李希仁）に嬪す。輪度りて賢を知り、窓開きて士を識る。光を馳せて住まらず、体を敲ち先に傾く。白珪は玷（キズ）無く⁽³⁶⁾、〔夫を失った〕黄鵠⁽³⁷⁾声を騰ぐ。

家は節儀を承け、世よ賢明を仰ぐ。悲を文伯に裁ち（断ち）、別を王経に忍ぶ⁽³⁸⁾。

金石は猶お弊れ、浮生（儚い人生）⁽³⁹⁾は詎に久しからんや。桃李⁽⁴⁰⁾何をか言わん、独り〔儚く弱々しい〕蒲柳⁽⁴¹⁾に先んず。

〔遺族は〕泣きて遺扇（形見の扇）を視て、悲しみて〔供物の〕奠酒を看る。灯は帷（帷）の前を照らし、塵は帳後に飛ぶ。

〔葬列の〕丹旌は翩翩として〔翻り〕、出でて寒田に宿る。山頭月落ち、松裏煙を飛ばす。風は小樹に吟し、露は長阡（墓道）^{うるお}を濕す。墓傍の華表、方に千年^{はか}を度る。

（以下 24～30 行目の誌主の家族関係を述べた部分の釈読については省略、第 2 部第 3 章「北魏の東西分裂と山東門閥―「隋・李希仁妻崔芷蘩墓誌」を手掛かりに一」を参照。）

④語釈

- （1）齊故侍中・開府儀同三司・吏部尚書・殷州刺史李公　本墓誌の後半部に記された諸子の名前が一致することから、『魏書』卷三六と『北史』卷三三に立伝される李希仁のこと。李希仁は趙郡李氏・東祖の系譜に属する。侍中以外の官職については列伝に見えない。「李元確及妻元氏墓誌」（唐・開元八年（720）五月葬）によると、吏部尚書が贈官であったことが判明する。官職の配列から考えて、「吏部尚書」の後に記される「殷州刺史」も贈官であった可能性が高い。なお、施和金『北齊地理志』（中華書局、2008 年）によると、殷州は趙郡を管轄する李氏の本州。また、墓誌の出典については、氣賀澤保規編『新版 唐代墓誌所在総合目録（増訂版）』（2009 年、汲古書院）No.2744 を参照。
- （2）咨岳成基　崔氏の始祖である太公望（『新唐書』卷七二下・宰相世系表・崔氏）が四岳（諸侯）の末裔であったことを踏まえている（『史記』卷三二・太公世家）。
- （3）表海為輪　「表海」は太公望が齊に封ぜられ、「東海の表式（東海諸侯の旗頭）」となったこと、「崔仲方墓誌」語釈（3）を参照。「輪」は恩義を感じて忠義を尽くすこと。『文選』卷三七・表上・曹植「求自試表」に「志或鬱結、欲逞才力、輪能於明君也（志は或いは鬱結（鬱屈）し、才力を逞しくして能を明君に輪さんと欲するなり）。」とある。
- （4）崔挺　『魏書』卷五七、『北史』卷三二に立伝。光州刺史として治績を挙げ、転出後も上官の北海王元詳から崔光州と尊称された。「崔仲方墓誌」語釈（7）を参照。
- （5）崔芬　崔挺の子崔孝芬。『魏書』卷五七、『北史』卷三二に立伝。車騎大將軍・左光祿大夫・殿中尚書となり、儀同三司・吏部尚書を兼ねたことが列伝より確認できる。

「崔仲方墓誌」語釈（８）を参照。

- （６）成人　　学問や道德兼備な完璧な人物の意味（『論語』憲問、『荀子』勸学）。
- （７）南陵　　前漢の薄姫のこと。南陵に埋葬された。罪に落とされ織室に入れられたが、高祖に見初められ後宮で寵愛された。また「仁善」であることが諸官に信任されて子の文帝即位の道を開いた。『史記』卷四九・外戚世家、『漢書』卷九七上・外戚・高祖薄姫伝を参照。
- （８）北宮　　北宮嬰兒のこと。戦国時代の斉の孝女。老いても嫁がず父に孝養を尽くし、民の模範となった（『戦国策』卷十一・斉策・齐王使使者問趙威后）。
- （９）家難　　崔芷蘩の父崔孝芬が孝武帝入関事件に連座し処刑され、家族にまで累が及んだこと。『魏書』卷五七・崔孝芬伝参照。
- （１０）茹荼泣血　　『藝文類聚』卷三四・人部哀傷・晋潘岳「悼亡賦」には「伊良嬪之初降、幾二紀以迄茲。遭兩門之不造、備荼毒而嘗之（伊良嬪の初めて降くこと、幾ど二紀以て茲に迄ぶ。兩門の不造（不幸）に遭い、荼毒を備えて之を嘗める）。」とあり、荼毒を嘗めることは、哀傷の感情を表す行為であった。
- （１１）孔姫齊女、異世同塵　　「孔姫」とは後漢末の大儒孔融の娘のことで、彼女はわずか８歳でありながら、両親が曹操に処刑された後に、死後に父母と会うことを願い潔く刑に就いた少女。「齊女」は齊出身の太倉女、すなわち前漢の太倉令淳于意の末娘緹縈を指すと思われる。緹縈は父が誣告されて死罪となったが、官婢となることを引き替えに父の助命を願い出た女性。この句は、父が処刑された孔融娘と緹縈を引き合いに出すことで、崔芷蘩の父崔孝芬が処刑されたこと、その際に彼女の態度が両者に匹敵するほど立派であったことを婉曲に述べている。
- （１２）作合来儀　　「作合」の出典として、『詩経』大雅・文王之什・大明に「文王初載、天作之合（文王初めて載まれ、天之が合を作す）。」とある。天命に基づく良縁の意。「来儀」は鳳凰などが徳を感じて威儀を正すこと。『尚書』虞書・益稷に「簫韶九成、鳳皇来儀（〔舜が〕簫韶九成し、鳳皇も来儀す）。」とある。転じて女性が嫁ぐことを言う。
- （１３）左辟　　左に避けて謙譲を夫に示すことを言う。『詩経』国風・魏風・葛屨が出典。その詩は、新婦が夫に靴や服を作り贈ったことを描写したもので、「要之襍之、好人服之。好人提提、宛然左辟（之（夫人が縫った服）を要（腰）し之を襍し、好人（新郎）は之を服す。好人提提として、〔夫人は〕宛然として左に辟（僻）く）。」とある。
- （１４）纂組聿修、環珮有序　　「纂組」は赤色の綬帶（印章を下げる紐）で、明確には

記されていないが、崔芷蘩が李希仁に嫁いだことにより、東魏政権より夫李希仁の地位に応じて外命婦に封ぜられたことがふまえていると思われる。「環珮有序」は、礼儀に則り歩行時に帯飾りの玉を鳴らすことをいう。ここでは崔芷蘩の立ち振る舞いが貴婦人として礼に適っていたことを述べる。『古列女伝』巻四・貞順・齊孝孟姫伝の孟姫が夫人の礼儀を述べた言葉に「妾聞妃后…進退則鳴玉珮環（妾聞く妃后…進退すれば則ち玉珮環を鳴らす）。」とある。

(15) 冀氏野饋之賢 『春秋左伝』僖公三十三年が出典。冀欠の妻が畑仕事をしている夫のために食事（野饋）の世話していたのを見て、その様子が夫婦の礼に適っていることから、臼季が冀欠を晋の文公に推薦した故事を踏まえている。冀欠は父の罪によって下野しており夫人の行動によって名誉回復が成された。

(16) 梁婦房中之敬 『後漢書』列伝二四・梁疎伝が出典。後漢の時代、梁嫿が竇皇后によって失脚させられた姉梁貴人（和帝の生母）と父梁疎の冤罪を晴らした故事に由来する。「冀氏野饋之賢」、「梁婦房中之敬」はともに女性が家族の名誉回復に関わる故事で、この両句は、崔芷蘩が父・兄弟の名誉回復に奔走したことを述べている。

(17) 文昭 文昭は語釈（1）引用の「李元確及妻元氏墓誌」と『新唐書』巻七二上・宰相世系表・趙郡李氏（東祖）によると、李希仁の諡号。

(18) 保乂 『尚書』周書・顧命・康王之誥に「不二心之臣、保乂王家（心を二とせざるの臣、王家を保乂す）。」とあるのが出典。皇室を守護すること。

(19) 羽儀 補佐すること。「崔仲方墓誌」の語釈（6）参照。

(20) 船驥 船と千里走る馬。王佐の才こと。『呂氏春秋』知度では、「伊尹・呂尚・管夷吾・百里奚、此霸王之船驥也」とある。創業の君主を補佐した人物を「船驥」と称している。

(21) 陽唱陰和、予回女弼 「陽唱陰和」は夫人が夫を立てて夫婦が和合すること。『後漢書』列伝五二、荀爽伝には「今漢承秦法、設尚主之儀、以妻制夫、以卑臨尊、違乾坤之道、失陽唱之義（今漢は秦法を承け、尚主の儀を設けるに、妻を以て夫を制し、卑を以て尊に臨む、乾坤の道に違い、陽唱の義を失う）。」とある。「予回女弼」は、『尚書』虞書・益稷謨の「予違汝弼、汝無面従、退有後言（予違えば汝弼け、汝面従無くんば、退きて後言有り）。」とあるのが出典。

(22) 礼便従子 女性は夫が亡くなれば息子に従うべきの意。『儀礼』喪服に「婦人有三従之義、無専用之道。故未嫁従父、既嫁従夫、夫死従子（婦人三従の義有り、専用の道

無し。故に未だ嫁がざれば父に従い、既に嫁げば夫に従い、夫死すれば子に従う。）」とある。

(23) 儒宅 儒者の邸宅の意か。「孟母三遷」を踏まえた表現と思われる。孟子の母は教育環境のため学校の傍に居を移し孟子を育てた。『古列女伝』巻一・母儀・鄒孟軻母を参照。

(24) 先人後己之恵 謙譲して自分のことより他人のことを優先すること。『後漢書』列伝七四・列女・曹世叔妻（班昭）伝、『女誡』七篇、卑弱第一に、「謙譲恭敬、先人後己、有善莫名、有惡莫辞、忍辱含垢、常若畏懼、是謂卑弱下人也（謙譲恭敬にして、人を先にし己を後にし、善有るとも名づくること莫く、惡有るとも辞すること莫し、辱を忍び垢を含み、常に畏懼するが若し、是れ卑弱にして人に下るを謂うなり）。」とある。

(25) 重節専志之心 節義を重んじて再婚しないこと。『後漢書』列伝七四・列女・曹世叔妻（班昭）伝、『女誡』七篇、専心第五は、妻の再婚を固く誠めている。専志と専心は同義語、専念するの意。ここでは、夫へ心を一途にして礼儀に則り節度ある振る舞いをするを言う。

(26) 班家容徳之教 「班家」は後漢の班昭のこと。班固の妹（『後漢書』列伝七四・列女・曹世叔妻（班昭）伝。「容徳」は容姿と教え。ここでは具体的に班昭の著した『女戒』全一卷を指す。

(27) 蔡室文翰之風 「蔡室」は蔡文姫のこと。後漢末の大儒蔡邕の娘で文才があった（『後漢書』列伝七四・列女伝）。「文翰」は文書筆墨の意味。

(28) 得意一人 夫に気に入られること。『後漢書』列伝七四・列女・曹世叔妻（班昭）伝、『女誡』七篇、専心第五所引の『女憲』に「得意一人、是謂永畢。失意一人、是謂永訖（意を一人に得るは、是れ永畢と謂う。意を一人に失うは、是れ永訖と謂う）。」とある。

(29) 自夜光俱棄、玉樹同殞 『後漢書』列伝四九・張衡伝所引「思玄賦」に「旌性行以制佩兮、佩夜光与瓊枝（性行を旌らかにするに佩を制するを以てし、夜光と瓊枝を佩く）。」とあるのが出典。李賢注に「夜光、美玉。瓊枝、玉樹。以諭堅貞也（夜光は、美玉なり。瓊枝は、玉樹なり。以て堅貞を諭えるなり。）」とある。瓊枝は玉樹の類義語。ここでは崔芷蘩の夫李希仁を貞節ある人物として夜光の玉と玉樹に喩える。また夜光・玉樹を失ったことで彼が死没したことを婉曲に述べている。

(30) 明鑑未兆、実似羊舌之妻 『古列女伝』巻三・仁智・羊叔姫伝が出典。春秋晋の

大夫羊舌氏の妻叔姫は、息子の叔魚が賄賂の罪で死ぬことや、孫の伯碩（叔魚の子）が後に羊舌氏を滅ぼすことを予言しながら、一族滅亡を防げなかったことを踏まえる。この部分は崔芷蘩の第二子李公統が高俣彦の参謀として謀反に加担し、処断され累が一家に及んだことを婉曲に述べている（『北史』巻三三など）。

(31) 仁智絶時、還同叔敖之母。 叔敖は孫叔敖のこと。楚の莊王に仕えた名吏として知られる。孫叔敖の母は、仁義と智慧に富んだ先見性のある人物で息子が楚で成功することを予見したという。『古列女伝』巻三・仁智・孫叔敖母伝を参照。この句の含意は語釈(30)の句と同じで、崔芷蘩が先見性を持ち合わせながら、息子の悲劇を防げなかったことを婉曲に擁護する。

(32) 列闥 「闥」は宮中の道、後宮の意。転じて女性の意味か。

(33) 容範 風貌と才能。また、風貌才能が模範的であることを言う。その用例として「李君妻崔宣華墓誌」（北齊・河清元年十一月葬）に「方当儀形世表、容範庶姫（方当に世表に儀形たりて、庶姫に容範たるべし）」とある。なお、本墓誌は趙万里編『漢魏南北朝墓誌集釈』巻七に収録される。

(34) 懸車 官職を止め引退すること。転じて引退の年齢である70歳の意。

(35) 敬姜 春秋魯の人。文伯の母。賢母として知られる（『古列女伝』巻七・母儀）。

(36) 白珪無玷 『詩経』大雅・抑に「白圭之玷、尚可磨也。斯言之玷、不可為也（白圭の玷、尚お磨くべきなり。斯の言の玷、為すべからざるなり）。」とあるのが出典。口が軽いことを誡める比喻。これ踏まえて「白珪無玷」は口が固いことを白い玉に傷が無いことを喩えている。

(37) 黄鵠 黄色がかった白鳥。寡婦の比喻（『古列女伝』巻四・貞女・魯寡陶嬰伝）。

(38) 裁悲文伯、忍別王経。 「文伯」は敬姜の子。敬姜に先んじて死んだ（『古列女伝』巻一・母儀）。「王経」は三国魏の人。皇帝曹髦とともに司馬昭を除こうとしたが、母親とともに刑死した。経の母は息子の悲劇を予見しながら防ぐことができず、息子に連座して処刑された（『三国志』巻九・魏書・夏侯玄伝、『世説新語』下巻上・賢媛）。この一連の句もまた語釈(30)(31)の同じ含意で、李公統の刑死を述べるとともに、その罪が崔芷蘩に及んだことを示唆する。

(39) 浮生 儚い人生の意。『莊子』外篇・刻意に「其生若浮、其死若休（其の生は浮くが若し、其の死は休むが若し）。」とある。

(40) 桃李 桃や李^{すもも}は花も実もあるので自然とその下に人が集まり道ができることから、

徳ある人物には自然と人が集まると言う比喻。『史記』卷一〇九・李將軍列傳・太史公曰に「諺曰、桃李不言、下自成蹊（諺に曰く、桃李言わざれど、下は自ずと蹊を成す）。」とあるのが出典。

(41) 蒲柳　　かわやなぎ。葉が落ちるのが早いことから、儚いものの喩え。

（３）「楊鈞墓誌」

①概要

著録：陳輝・薛海洋編『北魏楊鈞墓誌』（河南美術出版社、2008年）、吳鋼主編『全唐文補遺』千唐誌齋新藏專輯（三秦出版社、2006年）

紀年：建義元年（528）九月三〇日

出土地：陝西省華陰市

所蔵機関：千唐誌齋博物館

大きさ：蓋不明、誌石 75×75 cm

②録文

[誌蓋]　魏故司／空楊公／墓誌銘　※／は改行を示す。

[誌文]

- 1 魏故使持節・侍中・司空公・都督雍州諸軍事・車騎大將軍・雍州刺史・臨貞県開国伯楊公墓誌銘
- 2 君諱鈞、字季孫。弘農人也。漢太尉震之十二世孫。三魚告祥、九德隆祉、紀忠石鳥、訓庸金錯。西京龜組
- 3 之輝、東都軒冕之盛。故以彪炳於史牘、於茲不復詳矣。祖平南將軍・洛州刺史。才華剽暎、貞範高奇。父
- 4 河間太守。声塵鬱起、風流藉甚。公稟五常之叡氣、資七緯之淑靈。望雲霧以載驅、体雪霜之独秀。至夫
- 5 廊廟珪璋之器、朝廷水鏡之謨、七始六術之幽、五餌三端之敏、故以領袖一時、檐楹四国者矣。又容貌
- 6 魁岸、志量瓌桀。器業詳正、韻局昭朗。閑習騎射、妙弁声律。善序名理、工於談論。馬鄭図書之奥、孫吳攻
- 7 守之謀、罔不精綜。年廿起家、除散騎侍郎、仍举齊使。於時江吳縣俎、風俗清夷。皇華

之授、匪賢莫寄。公

- 8 允卬茲選。議士以為美談。尋假散騎常侍、肅奉王命、西撫諸戎。雖魏子緝和、無以尚也。
会 高祖於昭
- 9 日盛、聖敬方隆、萃志典墳、留心法獄。乃置大理。措彼小民、審簡先達。以釐憲典、以公為評。公內盡五聽、
- 10 外慎九思、有邁季羔、無慙張積。及徙極嵩瀍、大革流品、沙汰枳棘、丹雘杞梓、以公為廷尉正。 世宗纂
- 11 曆、河洛繁華、外戚中人、未嘗斂手。轉公洛陽令・華州大中正。虎穴不施、狼噬自己。九品用澄、八損斯益。
- 12 俄而行河南尹。公柔而難犯、剛也弗傷、大小用情、出入得理。雖趙張之鑒察如神、王樂之政令清密、其
- 13 揆一也。後除司空皇子長史、仍署中正。逍遙梁楚、往來槐棘。猷可補闕、蔚彼休声。荊州地連蠡爾、
- 14 走嶮為性。至於牧伯之選、 帝難其人、乃除公持節・龍驤將軍・荊州刺史。公褰帷作鎮、秉耗厲距、奉茲六条、
- 15 敷彼五教。鎮南之當時智囊、太傅之去後墮淚。鴻規巨略、公必兼之矣。還、除征虜將軍・廷尉少卿。後以
- 16 六齊沃壤、三嶮虛詐、移風適道、事屬賢明。乃復除使持節・平北將軍・齊州刺史。瀝下・汶上、望清光以依
- 17 遲。濟北・膠東、挹玄波而沆瀣。遭母憂去職。公孝性天然、因心弥至、感等枯枝、哀同罷社。吳生踰礼、獻子
- 18 加人。比質論情、公無慙德。 服闋、除使持節・都督・恒州・柔玄・懷荒・御夷三鎮二道諸軍事・安北將軍・恒州
- 19 刺史。此寔旧都、粉榆之本。侈同耿亳、富過苑許。地接戎場、人雜夷夏。鳴鏑或聞、胡茄時動。鳥徙風行、昔
- 20 号難制。公道之以礼、齊之以威。士有百金、戰能三捷。是使莞蒲之盜、解犢捐牛、藜莠之民、獻馬奉糶。復
- 21 以本号除廷尉正卿。取訟連官、受讞方国、寰土用靖、肺石以虛。会茹茹內乱、唐黎播越。綏來觀釁、事委
- 22 深筭。遂除散騎常侍・假鎮北將軍・撫軍將軍・都督懷朔沃野武川三鎮諸軍事・懷朔鎮

大都督。尋授七

- 23 兵尚書、仍本將軍・北道大行台。公任摠文武、職兼內外、將昇太階、剋隆鴻範。而運
屬橫流、覆舟反噬。鎮
- 24 堅構逆、遂見攻圍。公親當矢石、嬰城固守。犬羊浸盛、虎豹尚遙。在危抗節、處險弥
厲。以正光五年八月
- 25 廿九日、遘疾薨於鎮所。 天子振悼、群僚悲慟。粵建義元年歲次戊申九月乙卯朔卅日
甲申、將歸窆
- 26 於華山之下。會 聖主龍飛、紀功有典、乃追錫山河、以酬茂績。 詔曰「旌德庸勲、
業光往牒。崇賢紀績、
- 27 義煥前經。故使持節・散騎常侍・車騎將軍・左光祿大夫・華州刺史楊鈞、器望崇峻、
雅亮淵深。明憲有章、
- 28 碩學無隱。內毗五典、外摠六條。聲逸楚塵、勲高燕塞。方當敷贊 皇猷、翼宣王度。
逝者如斯、鴻圖不遂。
- 29 永言宿草、無忘於懷。可追贈使持節・侍中・司空公・都督雍州諸軍事雍州刺史・臨貞
郡開國伯。」若夫雕
- 30 金難朽、閏石永流、勒茲清塵、式銘玄路。其詞曰、
- 31 邈矣宗原、攸哉鴻胤、祚鬱二周、業光分晉。大鳥悲墳、長蛇赴殯。層城百雉、深隍千
刃。素範高暉、青猷遠
- 32 振。似金之銑、如瑤之潤。世尚忠貞、代資髦儁。乃及公侯、神情秀異。高松獨茂、懸
峰直置。淹里無違、闕門
- 33 有志。端質清心、閑居藻思。棲遲文法、徘徊書記。陋席遺憂、單瓢忘味。猛氣逾爽、
雄光桀逸。威兼素霜、誠
- 34 如皦日。爰宰天區、毗風塊秩。玄軌時融、清風允告。分竹荆蕃、六條無失。鏤金恒服、
百城畫一、眇眇幽都、
- 35 芒芒紫塞、烽飛趙魏、霧盈燕代。邊鼓夜聞、戎塵昼晦。朝野同憂、人神俱慨。帝咨四
岳、乃命虎臣。僉議斯
- 36 屬、允在伊人。乃綱乃紀、是捍是鎮。溫均綈紘、惠洽醪津。獵允孔熾、喪亂弘多。飛
雪晶晶、層冰峨峨。羽書
- 37 靡寄、郵駟不過。杳同深穿、眇若長羅。銜膽坐甲、泣血枕戈。誓固金石、之死靡他、
人理若此、天道如何。勲

- 38 庸既著、鴻功已章。追崇徽烈、袞衣繡裳。息陰槐幕、集曜台光。尋風李魏、踵績平良。
旋曦西邁、逝水東馳。
- 39 楚龜告兆、『周易』云隨。飄驚泉術、煙沒林垂。金樽罷酌、宝琴豈施。橫漢已隱、斜月
方移。式鐫玄石、永晰巖陂。

③訓読

魏の故使持節・侍中・司空公・都督雍州諸軍事・車騎大將軍・雍州刺史・臨貞県開国伯楊公の墓誌銘

君諱は鈞、字は季孫。弘農の人なり。漢の太尉震⁽¹⁾の十二世孫なり。三魚、祥を告げ⁽²⁾、九徳、祉を隆くし⁽³⁾、忠を石鳥に紀し⁽⁴⁾、庸を金錯に誦いる⁽⁵⁾。〔前漢の〕西京（長安）にて龜組の輝、〔後漢の〕東都（洛陽）にて軒冕の盛あり⁽⁶⁾。故に史牘に彪炳たるを以て、茲に於いて復た詳らかにせず。祖〔楊暉〕は平南將軍・洛州刺史なり⁽⁷⁾。才華（優れた才知）は剽映（標映）にして（強く輝き）、貞範（模範的な貞節）は高奇たり（抜きんでていた）。父〔楊恩〕は河間太守なり⁽⁸⁾。声塵（名声）は鬱として起り、風流（優雅な品格）は藉くこと甚し。

公、五常⁽⁹⁾の叡気を稟け、七緯⁽¹⁰⁾の淑靈（善なる神靈）を資る。雲霧を望み以て載^{すなわ}ち駆け、雪霜を体し之れ独り秀でる。夫の廊廟（^か朝堂と宗廟）の珪璋の器⁽¹¹⁾、朝廷の水鏡の謨⁽¹²⁾、七始六術⁽¹³⁾の幽（奥義）、五餌三端⁽¹⁴⁾の敏に至りては、故に以て一時を領袖し、四国（天下四方）を檐楡⁽¹⁵⁾する者なり。又た容貌は魁岸（大きく逞しく）、志量は瓌桀（得難く）、器業（才能・学問）は詳正（正しく精通し）、韻局（詩賦の才）は昭朗（明朗）なり。騎射を閑習（熟練）し、声律⁽¹⁶⁾を妙弁す。名理⁽¹⁷⁾を善く序べ、談論に工みなり。馬・鄭⁽¹⁸⁾の図書の奥（奥義）、孫・呉⁽¹⁹⁾の攻守の謀、精綜せざるなし。

年二十にして起家し、散騎侍郎に除せられ、仍りて齊（南齊）使に挙げらる。時に於いて江吳（南齊）俎を縣ね⁽²⁰⁾、風俗清夷⁽²¹⁾なり。皇華の授⁽²²⁾、賢に匪ざれば寄る莫し。公、允に茲の選に應ずるに、議士は以て美談と為す。尋いで散騎常侍を仮せられ、肅として王命を奉じ、西のかた諸戎を撫す。魏子⁽²³⁾緝和すと雖も、以て尚きとする無きなり。

会たま高祖（孝文帝）は昭日より盛んにして、聖敬なること方に隆んなり⁽²⁴⁾。志を典墳⁽²⁵⁾に萃め、心を法獄に留め、乃ち大理（廷尉）を置く。彼の小民に措^{ほどこ}すこと、審^{ことごと}く先達⁽²⁶⁾を簡ぶ。以て憲典（国家の法典）を釐^{おさ}めるに、公を以て評（大理（廷尉）評）

と為す。公、内に五聴⁽²⁷⁾を尽くし、外に九思⁽²⁸⁾を慎しみ、季羔⁽²⁹⁾を邁ぎること有り、張枳⁽³⁰⁾に慙じること無し。〔太和十七年（493）九月〕極（玉座）を嵩瀍に徙し⁽³¹⁾、〔同十九年（495）〕「太和中令」を施行して〕大いに流品を革め⁽³²⁾、枳棘（悪人）⁽³³⁾を沙汰（淘汰）し、杞梓（才人）を丹塗する（登用する）⁽³⁴⁾に及び、公を以て廷尉正と為す。

世宗（宣武帝）は曆を纂ぎ、河洛（洛陽）繁華し、外戚・中人、未だ嘗て斂手せず⁽³⁵⁾。公を洛陽令・華州大中正に転ず⁽³⁶⁾。虎穴⁽³⁷⁾に施さずして、狼噬⁽³⁸⁾自^{おのずか}ら已む。九品⁽³⁹⁾は用て澄み、八損⁽⁴⁰⁾は斯れ益す。俄かにして河南尹を行す（兼任した）。公、柔にして犯し難く、剛にして傷めず、大小情を用い、出入（収入と支出）は理を得る。趙・張⁽⁴¹⁾の鑒察は神の如く、王・楽⁽⁴²⁾の政令は清密たり（清らかで静か）と雖も、其の揆は一なり。後に司空皇子長史に除され、仍お中正に署さる。〔徐州刺史となって〕梁楚に逍遙し⁽⁴³⁾、〔三公の幕僚となって〕槐棘（三公府）に往来す⁽⁴⁴⁾。可を献じて闕を補い⁽⁴⁵⁾、彼の休声を蔚とす（上司の麗しき名声を盛んにした）。

荊州、地は蠡爾（蛮族）⁽⁴⁶⁾に連なり、走嶮もて性と為す⁽⁴⁷⁾。牧伯（州牧）の選に於いて、帝（宣武帝）、其の人を難しとするに至り、乃ち公を持節・龍驤將軍・荊州刺史に除す。公は帷^{かか}を褰^ひげて⁽⁴⁸⁾鎮を作し、耗（旄）を乗り⁽⁴⁹⁾距^{はげま}を厲^し（防備に心を傾け）、茲の六条⁽⁵⁰⁾を奉じ、彼の五教⁽⁵¹⁾を敷く。鎮南（西晋の杜預）⁽⁵²⁾はこれ当時の智囊、太傅（西晋の羊祜）⁽⁵³⁾はこれ去りて後涙を墮す。鴻規巨略（大計）は、公、必ず之を兼ね。還りて征虜將軍・廷尉少卿に除せらる。

後に六齊⁽⁵⁴⁾は沃壤（肥沃な地）、三嶮⁽⁵⁵⁾は虚詐なるを以て、風（風俗・民情）を移し道に適うに、事は賢明に属す。乃ち復た使持節・平北將軍・齊州刺史に除さる。瀝下・汶上⁽⁵⁶⁾、清光を望み以て依遅す（徐々に帰服した）。濟北・膠東⁽⁵⁷⁾、玄波（大海）を挹みて沆瀣たり（遍く潤った）。

母の憂に遭い職を去る。公、孝性は天然、因心（親愛の心）弥いよ至し、感^{うれ}いは枯枝に等しく⁽⁵⁸⁾、哀は罷社に同じ⁽⁵⁹⁾。呉生、礼を踰え⁽⁶⁰⁾、献子、人に加う⁽⁶¹⁾。質を比べ情を論じれば、公、慙徳（不徳を恥じること）無し。

服闋^やめ、使持節・都督・恒州・柔玄・懷荒・御夷三鎮二道諸軍事・安北將軍・恒州刺史に除せらる⁽⁶²⁾。〔恒州の治所平城は〕此れ寔に旧都にして、粉榆⁽⁶³⁾の本なり。侈すること耿亳⁽⁶⁴⁾と同じく、富むこと苑許⁽⁶⁵⁾を過ぐ。地は戎場（戦場）に接し、人は夷夏（胡族・漢族）を雜じらす。鳴鏑⁽⁶⁶⁾、或いは聞こえ、胡茄⁽⁶⁷⁾、時に動く。鳥徙り風行き、昔は難制と号す。公之を道びくに礼を以てし、之を^{ととの}齊^しうるに威を以てす⁽⁶⁸⁾。士百金有り⁽⁶⁹⁾、戦いて

三捷する能う⁽⁷⁰⁾。是れ莞蒲の盜⁽⁷¹⁾をして、犢を解きて牛を捐えしめ、藜莠の民⁽⁷²⁾をして、馬を献じ稌（黒黍）を奉らしむ。復た本号（安北將軍）を以て廷尉正卿に除せらる。訟（訴訟）を連官より取り、讞（審理すること）を方国（四方の諸国）に受く。寰土（天下）は用て靖んじ、肺石⁽⁷³⁾は以て虚し。

会たま茹茹（柔然）内乱し、唐黎播越す⁽⁷⁴⁾。綏来觀釁するに⁽⁷⁵⁾、事は深筭（深算）に委ぬ。遂に散騎常侍・仮鎮北將軍・撫軍將軍・都督懷朔沃野武川三鎮諸軍事・懷朔鎮大都督に除せらる。尋いで七兵尚書を授けられ、仍りて本將軍（撫軍將軍）・北道大行台たり。

公、任は文武を惣べ、職は内外を兼ね。將に太階（三公の位）に昇り、剋く鴻範（国家の大計）を隆んにせんとす。而れども運は横流（国難＝六鎮の乱）に属たり、反噬を覆舟し、鎮を構逆⁽⁷⁶⁾より堅くするも、遂に攻囲せらる。公親ら矢石に当たり、嬰城して固守す。犬羊（反乱軍）は浸く盛んにして、虎豹（官軍）は尚お遙かなり。危に在りて抗節し（節義を守り）、嶮に処して弥いよ厲む。正光五年（524）八月廿九日を以て、疾に遑いて鎮所に薨ず。天子（孝明帝）振悼し、群僚悲慟す。粵建義元年（528）歲次戊甲九月乙卯朔卅日甲申、將に歸りて華山の下に窆らんとす。

会たま聖主（孝莊帝）龍飛（即位）し、功を紀すに典有り。乃ち山河を追錫し、以て茂績に酬いる。詔して曰く、「徳を旌し勲に庸いるに、業は往牒（古籍）に光り、賢を崇び績を紀すに、義は前經（經書）に煥く⁽⁷⁷⁾。故使持節・散騎常侍・車騎將軍・左光祿大夫・華州刺史の楊鈞、器望（器量と名望）は崇峻、雅亮（誠実であること）は淵深にして、明憲もて章有り、碩学にして隠す無し。内に五典を毗ね、外に六条を惣べ、声は楚塵に逸し⁽⁷⁷⁾、勲は燕塞に高し⁽⁷⁸⁾。方當に皇猷（王道）を敷賛し、王度（王法）を翼宣すべきも、逝く者は斯くの如し⁽⁷⁹⁾、鴻図（大望）遂げず。永く言に宿草するとも⁽⁸⁰⁾、懷⁽⁸¹⁾を忘れる無かれ。使持節・侍中・司空公・都督雍州諸軍事・雍州刺史・臨貞県開国伯を追贈すべし」と。かの雕金は朽ち難く、閏石（潤石）は流ること永し、茲に清塵（立派な遺風）を勒し、式て玄路（墓道）に銘す。その詞に曰く、

邈かなる宗原（宗族の起源）、攸なるかな鴻胤（子孫）、祚は二周を鬱とし、業は分晋に光る⁽⁸¹⁾。大鳥は墳に悲しみ、長蛇は殯に赴く⁽⁸²⁾。〔その家系は〕層城百雉⁽⁸³⁾にして、深隍千刃たり。素範⁽⁸⁴⁾は高く暉き、青猷⁽⁸⁵⁾は遠く振るう。金の銑に似て、瑤の潤の如し。世よ忠貞を尚び、代よ髦雋⁽⁸⁶⁾に資す。乃ち公侯（楊鈞）に及び、神情（心情）は秀異（突出）す。高松は独り茂り、懸峰は直く置く。〔南齊に使者として派遣されて〕淹里⁽⁸⁷⁾、違う無く、闕門⁽⁸⁸⁾、志有り。端質⁽⁸⁹⁾清心もて、閑居して藻思す⁽⁹⁰⁾。文法に

棲遅し、書記に徘徊す。陋席は憂いを遺し、單瓢味を忘れる⁽⁹¹⁾。猛氣は遒爽（豪放）にして、雄光は桀逸たり。威は素霜⁽⁹²⁾を兼ね、誠は皦日の如し。〔洛陽令兼河南尹となつて〕爰に天区（洛陽）を宰し、〔司徒府長史として〕風を塊秩（司徒府）に毗す。玄軌⁽⁹³⁾は時に融り、清風（高潔な風格）は允に告ぐ。竹を荊蕃（荊州）に分から⁽⁹⁴⁾、六条は失う無し。〔廷尉少卿として〕鏤金恒に服し⁽⁹⁵⁾、百城画一す⁽⁹⁶⁾。眇眇たる幽都⁽⁹⁷⁾、芒芒たる紫塞⁽⁹⁸⁾、〔辺境の異変を告げる〕烽は趙魏に飛び、〔邪惡な〕霧は燕代に盈つ。辺鼓は夜聞き、戎塵は昼晦し。朝野は同じく憂い、人神は俱に慨く。帝は四岳⁽⁹⁹⁾に咨り、乃ち虎臣⁽¹⁰⁰⁾に命ず。僉に斯の属を議するに、允に伊の人^いに在り。乃ち綱にして乃ち紀にして、是れ捍にして是れ鎮たり。溫^{ぬくもり}は綈紃（防寒着）に均しく、恵は醪津（芳醇な酒）に洽ねし。玃允（柔然）⁽¹⁰¹⁾は孔^{はなは}だ熾^{さか}んにして、〔六鎮の反乱が勃発して〕喪乱弘多なり⁽¹⁰²⁾。飛雪は晶晶にして、層氷は峨峨たり。〔援軍要請のための〕羽書は寄るなく、郵駟過ぎず。〔反乱軍の包囲が〕杳^{ふか}きこと深窅に同じ、〔帝都洛陽から〕眇^{はる}かなること長羅の若し⁽¹⁰³⁾。膽を銜みて甲に坐し、泣血して戈を枕にす。金石を固くするを誓い、之れ死するに他靡^なし。人理は此くの若し、天道は如何せん。勲庸は既に著^{あらわ}れ、鴻功は已に章らか。〔朝廷は〕徽烈を追崇し、袞衣繡裳⁽¹⁰⁴⁾せしむ。槐幕に息陰し⁽¹⁰⁵⁾、曜を集め台光る。風を李・魏⁽¹⁰⁶⁾に尋ね、績は平・良⁽¹⁰⁷⁾を踵む。旋曦（沈みゆく太陽）は西に邁み、逝く水は東に馳せる。〔埋葬地を占う〕楚龜は兆を告げ、『周易』は云に随う。飄は驚き泉は術べ、煙は没し林は垂る。金樽は酌を罷め、宝琴は豈に施^{もち}いんや。横漢（銀河）は已に隠れ、斜月（西に傾く月）は方に移る。式て玄石に鐫^{うが}ち、永く巖陂（墓室）に晰^{あき}らかにす。

④語釈

- （１）漢太尉震　後漢初の楊震のこと。弘農楊氏が名族となる基盤を築いた人物（『後漢書』列伝四四・楊震伝）。
- （２）三魚告祥　コウノトリがカワヘビ三匹を咥え、楊震の講堂に現れたこと。楊震がやがて三公として人臣位を極める瑞兆とされた（『後漢書』列伝四四・楊震伝）。
- （３）九德隆祉　楊震の孫楊賜が「九德純備」と評されたことをふまえる（『後漢書』列伝四四・楊震伝附楊賜伝）。「九德」については、「崔仲方墓誌」語釈（72）を参照。
- （４）紀忠石鳥　『後漢書』列伝四四・楊震伝によると、大鳥が楊震の喪葬儀礼に現れ涙を流して悲しみ、埋葬が終わると何処かへ飛び去った。その後、これを記念して、石

の大鳥を墓に建てた。「紀忠石鳥」は、この故事をふまえたもの。

(5) 訓庸金錯 「庸」は功績。「金錯」は文字や模様を彫って黄金をはめ込んだり、塗ったりした帯飾り。この句は、楊賜が光和四年(181)に皇帝より「金錯鉤佩」を賜ったことを念頭に置いた表現。『後漢書』列伝四四・楊震伝附楊賜伝参照。

(6) 龜組・軒冤 龜紐の印綬と貴人が用いる車と冠。何れも高位高官の象徴。

(7) 祖平南將軍・洛州刺史 誌主の祖父である楊暉。楊暉の事跡については『魏書』卷五八・楊鈞伝、楊鈞の父楊恩の墓誌を参照。「楊恩墓誌」によると、本墓誌に見える官の他に樂安王府從事中郎・京兆太守・庫部録曹・都官給事を務めたことが判明する。「楊恩墓誌」については、王連龍『新見北朝墓誌集釈』(中国書籍出版社、2013年)を参照。

(8) 父河間太守 誌主の父楊恩のこと。その事跡については、『魏書』卷五八・楊鈞伝、「楊恩墓誌」を参照。本墓誌に列挙される官爵の他に、寧遠將軍も帯びていた。

(9) 五常 万物を生じる五元素。水・火・木・金・土(『礼記』楽記)。

(10) 七緯 日・月と水・火・木・金・土の五星を指す。

(11) 廊廡珪璋之器 「廊廡」は宮中の表御殿と太廟、転じて国家の中枢部のこと。「珪璋」は礼式の時に用いる玉で、人品高く傑出した人材の比喩。この句は楊鈞が国家を担う逸材であることをいう。

(12) 朝廷水鏡之謨 「水鏡」は後漢末の司馬徳操のこと。人物の鑑識に優れていた。この句は、楊鈞が華州大中正に任命されるなど人材登用に秀でていたことをいう。

(13) 七始六術 「七始」は古代の楽論の一種、『尚書大伝』卷一下を参照。「六術」は占日、占月、占星気、律呂、甲子、算数の六つの術。

(14) 五餌三端 「五餌」は匈奴単于を籠絡して中国の属国とするための五種の餌。盛食珍味・音楽婦人・高堂邃宇(豪華な宮殿)・府庫奴婢(財貨と数多の奴婢)の五つ(『漢書』卷四八・賈誼伝、同顔師古注)。「三端」は文士の筆鋒、武士の劍鋒、弁士の舌鋒(『韓詩外伝』卷七)。この句は楊鈞が文武両道に優れ、恒州刺史・懷朔鎮将・北道行台として、北方辺境の経営や柔然対策に従事したことを念頭に置いた表現。

(15) 檐楡四国 「檐楡」は男女兼用の裾が長めの単衣、正装ではなく普段着となる。「四国」は四方隣国、転じて天下を言う。「檐楡四国」で、人が衣服を着るように名声や勢力などを遍く天下に浸透させた、という意味か。

(16) 声律 五声六律の略称。主に儀礼に用いる音律・音階に関する理論をいう。

(17) 名理 諸子百家の一つ、名家の論理のこと。あるいは単に論理的な思考。

- (18) 馬・鄭 後漢の馬融と鄭玄の並称、ともに経学の大家。
- (19) 孫・呉 孫武と呉起の並称。ともに春秋戦国時代の兵法家。
- (20) 脰俎 使者を迎える饗宴の儀礼のために俎（儀式用の器）を並べること。
- (21) 風俗清夷 平和な状態を言う。
- (22) 皇華之授 君主より他国に遣わす使者に選抜されること。『詩経』小雅・「皇皇者華」に「皇者華、于彼原隰（皇たる者は華 彼の原隰に^あり）。」とあるのが典拠。「毛序」では「皇皇者華、君遣使臣也（皇皇者華は、君の使臣を遣すなり）。」とある。
- (23) 魏子 魏荘子（魏絳）のこと。春秋・晋の大夫で、悼公のとき山戎との講和を取りまとめて再び晋が覇者となるのに貢献した（『春秋左氏伝』襄公四年）。
- (24) 聖敬方隆 湯王の武徳を讃える『詩経』商頌・長發の「帝命不違、至于湯齊。湯降不遲、聖敬日躋（帝命に違わざること、湯に至るまで齊し。湯の降ること遅からず、聖敬日に躋る）。」とあるのが出典。ここでは殷の湯王に擬えて孝文帝が「聖敬」（賢にして慎み深いこと）であるので、その治世が栄えたことを言う。
- (25) 典墳 「三墳五典八索九丘」のこと。古代の書名で『周礼』春官・外史、鄭注は三墳を「三王の書」、五典を「五帝の書」とするが諸説ある。転じて古書の意。
- (26) 先達 官位・学問が自分よりも先んじている人物。
- (27) 五聴 裁判で被告らを観察する五つの点。辞聴（ことばつき）・色聴（顔つき）・氣聴（息づかい）・耳聴（聴き取り方）・目聴（目つき）を指す（『周礼』小司寇）。
- (28) 九思 君子として注意すべき九つの振る舞いや心がけ。視には明、聴には聡、顔つきは穏やかにし、貌（表情）は恭しくし、言動には忠を心がけ、事（行動）には敬を心がけ、疑問は人に問い、忿（怒り）には難を思い、得（利益）には義を思うこと（『論語』季氏）。
- (29) 季羔 高柴、字は子羔。孔子の弟子。衛に仕えて公平に裁判を行なった人物（『孔子家語』卷二・致思、『韓非子』外儲説左下）。
- (30) 張枳 前漢の文帝時代に僕射・廷尉となった張枳之のこと。法を厳格に守り、公平であった（『史記』卷一〇二、『漢書』卷五〇・本伝）。
- (31) 徙極嵩瀍 「嵩瀍」は、洛陽付近の嵩山と瀍河。この句は太和十七年（493）九月に孝文帝が洛陽に遷都したことを言う。
- (32) 大革流品 「流品」は、品類・等級・官階の意。太和十九年に施行された「太和十八年令（太和中令）」に基づいて行われた官制改革を指す。『魏書』卷一一三・官氏志、

宮崎市定『九品官人法の研究』（初版 1956 年、中央公論社、1997 年）を参照。

(33) 枳棘　　からたちといばら。とげのある木。転じて悪人・小人の比喩（『韓非子』外儲説左下）。

(34) 杞梓丹雘　　「丹雘」は丹漆に同じ。朱色の漆を塗って飾ること。ここでは人物に登用して官職に任命することの喩え（『尚書』周書・梓材）。「杞梓」はおうちとあずさ、良質の材木。転じて才能ある人物のこと（『春秋左氏伝』襄公二六年）。「杞梓丹雘」で人材を抜擢すること。

(35) 外戚中人、未嘗斂手　　ここでいう「外戚」とは、具体的には宣武帝皇后の叔父高肇を指す。「中人」は天子の側近として権勢を振るった人物のこと。ここでは、恩倖の趙修・茹皓を指すと思われる。「斂手」は手を拱いて何もしないこと。この句は宣武帝が外戚や寵臣であつても容赦なく取り締まったことを意味するが、実際は、高肇らは宣武帝の恩寵を背景に権勢を振るった（『北史』卷八〇・外戚・高肇伝、『魏書』卷九三・恩倖伝）。

(36) 華州　　治所は華陰（陝西省華陰市）。楊鈞ら弘農楊氏の本貫地。

(37) 虎穴　　虎の住む穴。危険な地の比喩。

(38) 狼噬　　狼のように噛むこと。食欲な人物の比喩。

(39) 九品　　九品官人法で定められた官吏の階級。

(40) 八損　　西晋の劉毅が上表した九品官人法、特に中正官を設置したことによって生じた八つの弊害のこと。『晋書』卷四五・劉毅伝、語釈（32）前掲宮崎書、第2編第2章「魏晋の九品官人法」参照。①郷品が固定化されることによる官僚の門閥化、②中正官が地方の党争を中央に持ち込むこと、③実務能力無視の人材登用、④中正官による恣意的な人材評定、⑤中正官が評価を下す人数が膨大なため、独断や他人の意見に左右されやすいこと、⑥人材評価の基準が実務能力より徳行などの人格を重視していること、⑦中正官が定めた郷品と吏部による状（実状調査書）が齟齬していることによって、妥当な人事がなされないこと、⑧中正官に賄賂を贈り媚び諂ったり逆に中正の評定を軽くみたりする風潮があり、朝廷の綱紀が乱れていること。

(41) 趙・張　　前漢の趙広漢と張敞の并称。両者ともに京兆尹となり、豪族を取り締まって治績をあげた。ともに『漢書』卷七六に立伝される。

(42) 王・楽　　西晋の王衍と楽広のことか。二人とも河南尹となり、領民に慕われた（『晋書』卷四三・王衍伝及び楽広伝）。

- (43) 逍遥梁楚 「梁楚」は徐州のこと。用例として『藝文類聚』巻五三・治政部下・薦挙・劉宋孝武帝「臨徐兗二州搜揚教」に「徐方、地兼梁楚、秀士攸出（徐方、地は梁楚を兼ね、秀士の出だす^{ところ}攸なり）。」とある。この句は、楊鈞が徐州刺史に就任したことをふまえている。
- (44) 往来槐棘 「槐棘」は三公九卿およびその官舎の象徴。この句は楊鈞が三公の属官として、三公府に出入りしていたことを示す。
- (45) 献可補闕 臣下として主君に対し良いことを進言し、欠点を補うこと（『後漢書』列伝三四・胡広伝）。
- (46) 蠡爾 周の宣王が南方の蛮夷を討伐させたことを詠った『詩経』小雅・采芑の一節、「蠡爾蛮荆、大邦為讎（蠡たる蛮荆、大邦をば^{あだ}讎と為す）。」をふまえた表現。ここでは荊州山間部に居住する南蛮を指す。
- (47) 走嶮為性 「走嶮」は険しい山間部などに立てこもって抵抗すること。当時、荊州山間部には蛮が多くおり、中央政府の支配を拒んでいた。
- (48) 褰帷 官吏が百姓と直に接して政務を執ること。後漢の賈琮が冀州刺史として赴任した際、乗車の帷裳を引き上げさせ、民情を観察した故事による（『後漢書』列伝二一）。
- (49) 秉旄 秉旄の誤りか。秉旄は軍隊を指揮すること
- (50) 六条 刺史が地方の監察する際に見る六つの事柄。一つめは豪族による民の抑圧の有無、二つ目は二千石官が詔書をないがしろにして私利私欲に走り、民を虐げていないか、三つ目は二千石官による裁判・褒賞の公平性、四つ目は二千石官による人事の適切さ、五つ目は二千石官の子弟が権勢を恃みに請託を行っていないか、六つ目は二千石官が豪族と結託して賄賂の授受を行っていないかどうか。『漢書』巻一九上・百官公卿表の顔師古注所引の蔡質『漢官典職儀』および『続漢書』百官志五・州郡条の劉昭注所引の蔡質『漢儀』参照。
- (51) 五教 五典と同義。人として守るべき五つの教え。『春秋左氏伝』では「父の義・母の慈・兄の友・弟の恭・子の孝」、『孟子』では「父子の親・君臣の義・夫婦の別・長幼の序・朋友の信」とされる。
- (52) 鎮南 西晋の鎮南將軍・荊州都督として同地を治めて功績のあった杜預。
- (53) 太傅 西晋の荊州都督として対呉戦線を維持した羊祜。死後太傅を贈られた。
- (54) 六齊 齊・濟北・濟南・菑川・膠西・膠東などの齊国一帯を指す。前漢の齊悼恵

王の六子が封ぜられた地（『史記』巻五二・斉悼恵王世家）。

(55) 三嶮虚詐 「三嶮」については不明。恐らくは斉州一帯に関わる地名。「虚詐」は偽りが多いこと。この句は斉人の気質は嘘つきが多いことを言い、難治の地であることを暗に言う。斉人の気質については、『漢書』巻二八下・地理志下・斉に記述される。

(56) 瀝下汶上 「瀝下」は歴下のこと。斉州歴城県の別称。「汶上」は汶水のほとり。汶水の水源は山東省臨朐県の南の沂山瀑布泉、濰水に注ぐ。

(57) 済北・膠東 「済北」は済北郡一帯。済州の治所（『魏書』巻一〇六中・地形志・済州）。「膠東」は北海郡の膠東県一帯、西晋では斉郡に属す（『魏書』巻一〇六中・地形志・青州）。

(58) 感等枯枝 三国魏の時代、王裒が父王儀の喪に服したおり、父の墳丘の柏にすがりついて泣いたため、その涙で柏の樹が枯れたこと（『搜神記』巻十一、『晋書』巻八八・孝友・王裒伝）。

(59) 同哀罷社 罷社は社の祭を廃止すること。曹魏の王修は母が社の祭りの日に亡くなったことから、翌年の社祭で母に哀悼を深くしたため、鄰里が同情して社祭を中止した故事にちなむ（『三国志』巻十一・魏書・王修伝）。

(60) 呉生踰礼 呉生は東晋の呉隱之のこと。母の喪に際に、通常の礼を超えて服喪した。『藝文類聚』巻二〇・人部四・孝所引『晋中興書』、『晋書』巻九〇・良吏・呉隱之伝を参照。

(61) 献子加人 献子は春秋魯の大夫孟献子のこと。禫（除服の祭り）の際に、楽を奏することなく、祭りのあとも婦人を近づけなかった。それゆえに孔子は、孟献子の禫は人一倍であると称した（『礼記』檀弓上）。

(62) 恒州・柔玄・懷荒・御夷 「恒州」の治所は平城、現在の山西省大同市。「柔玄・懷荒・御夷」は北方防衛を目的とした軍鎮。柔玄・懷荒は所謂「六鎮」に数えられる。

(63) 粉榆 漢高祖の郷里豊にある粉榆社を指す。転じて、国家発祥の地のこと。

(64) 耿亳 何れも殷の旧都。亳（河南省偃師商城）は殷の開祖湯王が都を置いたところ。耿（河南省沁陽付近）は殷を中興した祖乙が都を置いたところ。『史記』巻三・殷本紀を参照。恒州が北魏発祥の旧都であることを意識した表現。

(65) 苑許 春秋楚の宛邑（河南省南陽）と魯の許田邑（河南省許昌東南）。何れも洛陽と並び称される名都。

(66) 鳴鏑 鏑矢。開戦の合図に用いる。ここでは中国側の軍を念頭に置いた表現。

- (67) 胡茄　　北方の異民族が葦の葉を巻いて作る笛。ここでは柔然の北魏侵攻を意識した表現となっている。
- (68) 道之以礼、齐之以威　　「礼」と「威」を併用して領民を導くこと。『論語』為政篇に「子曰、道之以政、齐之以刑、民免而无耻。道之以德、齐之以礼、有耻且格。（子曰く、之を道びくに政を以てし、之を斉うるに刑を以てすれば、民免れて恥じる無し。之を道びくに徳を以てし、之を斉うるに礼を以てすれば、恥じる有りて且つ格^{いた}る。」とある句を改変したもの。
- (69) 士有百金　　「百金之士」のこと。百金に値する士。前漢の馮唐は「百金之士」を率いて、匈奴と東胡を破った（『史記』卷一〇二・馮唐伝）。
- (70) 三捷　　北狄と戦い数多の勝利を収めること。獫狁（北狄・匈奴）の征伐に行く出征者の詩といわれている『詩経』小雅「采薇」に「君子之車。戎車既駕、四牡業業。豈敢定居、一月三捷。（君子の車。戎車既に駕し、四牡業業たり。豈に敢えて定居せんや、一月に三たび捷たん。）」とある。
- (71) 莞蒲之盗　　莞は一名を夫蘼、多年草の一種。蒲は水草の一種、ガマ。『旧唐書』卷五四・竇建德伝では、隋末の群雄竇建徳が群盗となる際に拠点として選択した「高雞泊」について、「高雞泊中広大数百里、莞蒲阻深、可以逃難（高雞泊中は広大なること数百里、莞蒲は阻深にして、以て逃難すべし）。」と評しており、沼沢の描写に「莞蒲」が生い茂る様子が述べられる。「莞蒲之盗」で沼沢にひそむ群盗のこと。
- (72) 藜莠之民　　「藜莠」はあかざとはぐさ。飢饉・天災・疫病などが発生すると生い茂る草。「藜莠之民」で飢え弱った人民（『礼記』月令）。
- (73) 肺石　　赤い石。周代、肺石を朝廷に置き、臣民の訴えを受け付けた（『周礼』秋官・大司寇）。
- (74) 会茹茹内乱、唐黎播越。　　「茹茹」は柔然のこと。五世紀初頭～六世紀の半ばにモンゴリアで勢力を振るった遊牧民。「唐黎」春秋時代の諸侯黎国を指すと思われる。黎侯は赤狄潞子嬰兒に攻められ国を失い、覇者である晋侯の加護で復位した（『左伝』宣公十五年）。「播越」は居場所を失って他国にさすらいすること。『左伝』の故事をふまえた本句は、正始元年に柔然で内乱がおこって、君主阿那瓌が北魏に亡命した事件を指す。
- (75) 綏来觀釁　　「綏来」は慰撫して帰属を促すこと。「觀釁」は乗ずるべき隙をうかがうこと。
- (76) 構逆　　反逆を企てること。あるいは反逆者を指す。

- (77) 声逸楚塵 「楚塵」は南方における屋敷や宅地、店の意。ここでは南朝を指す。
この句は、徐州・荊州の刺史を歴任した楊鈞の名声が南朝にまで轟いていたことを言う。
- (78) 勲高燕塞 「燕塞」は北方の長城地帯を指す。この句は、楊鈞が恒州刺史・北道大行台・懷朔鎮大都督として北方辺境で功績を挙げたことを言う。
- (79) 逝者如斯 水流の中断ない様子をみて、時の移り変わりを嘆称すること（『論語』子罕）。
- (80) 永言宿草 宿草は多年生の草。この句は墳墓に宿草が生い茂っている様子を言い、何年も時間が経過したことを示す。
- (81) 祚鬱二周、業光分晋 「二周」は西周と東周。楊氏の始祖が周王室の姫氏の出身で、晋侯に封ぜられたことを言う。楊姓の由来については、『新唐書』卷七一下・宰相世系表・楊氏を参照。
- (82) 大鳥悲墳、長蛇赴殯 楊震の埋葬時に大鳥が出現し、墓前で鳴いたこと（『後漢書』列伝四四・楊震伝）。語釈（4）も参照。「長蛇赴殯」もまた楊氏の葬礼に関する故事であると思えるが、出典不明。
- (83) 層城百雉 「百雉（高さ三百丈）」もある高い城壁。
- (84) 素範 儒教的な道德・礼義。用例として『隋書』卷八〇・列女伝・趙元楷妻に「趙元楷妻者、清河崔氏之女也。…家有素範、子女皆遵礼度（趙元楷妻は、清河崔氏の女なり。…家素範有り、子女皆礼度に遵う）。」とある。
- (85) 青猷 「青」は竹簡、書物。「猷」は功業、業績。「青猷」で史書に残されるような功業の意か。
- (86) 髦儁 才智が傑出した人物。
- (87) 淹里 奄里のこと、春秋魯国の曲阜にあたる。『史記』卷四・周本紀によると、奄国もとは淮夷と地を接する地で、成王に淮夷と合わせて討ち滅ぼされた。ここでは楊鈞が使者として派遣された南斉を指すと思われる。周知のように、当時、北朝では南朝を「島夷」と蔑称し、東夷と同じ扱いをしていた。
- (88) 闕門 門楼を有する宮殿の大門。転じて朝廷の意。
- (89) 端質 「端」は正直の意。端質で正直な性質。
- (90) 藻思 文章を練りながら思案すること。
- (91) 陋席遺憂、單瓢忘味 『論語』雍也編に「賢哉、回也。一簞食、一瓢飲、在陋巷。人不堪其憂、回也不改其樂（賢なるかな、〔顔〕回や。一簞の食、一瓢の飲、陋巷に在り。

人は其の憂いに堪えず、回や其の楽しみを改めず)。」とある。孔子の弟子の顔回が狭い路地暮らしで一杯の飯と飲み物で腹を満たすだけの耐え難い貧乏暮らしでも、学問する楽しみを見出したこと。この故事をふまえて、墓誌のこの句は、楊鈞が他人には耐えきれない粗食しながらも、文章作りに没頭したことを言う。

- (92) 素霜 「素」は道德、「霜」は法律に厳しい態度。
- (93) 玄軌 老莊思想の影響を受けた玄学における心理。あるいは仏教的な心理。
- (94) 分竹 竹使符を与えて諸侯に封じること。転じて地方長官に任命されること。
- (95) 鏤金 金を散りばめた装飾品。
- (96) 百城画一 「百城」は数多の城邑。「画一」は法律が整えられたこと。楊鈞が法律を司る廷尉少卿となったことを踏まえている。
- (97) 幽都 北辺の幽州一帯を指す語か。
- (98) 紫塞 北辺を守る長城のこと。
- (99) 四岳 堯の時代に四方を鎮守した諸侯の総称(『尚書』堯典)。
- (100) 虎臣 勇猛な臣下。『詩経』魯頌・泮水「矯矯虎臣、在泮献馘(矯矯たる虎臣、泮に在りて馘を献ず)。」とある。
- (101) 玃允 玃玃とも。北方の夷狄を指す雅語。ここでは柔然を指す。
- (102) 喪乱弘多 『詩経』小雅・節南山が出典。戦乱が激しい様子を言う。
- (103) 眇若長羅 長羅は前漢の常恵のこと。遙か西域の龜茲国を征した(『漢書』卷七〇・本伝)。この句は楊鈞が北辺の懷朔鎮に出鎮したことを言う。
- (104) 袞衣繡裳 上公の礼服。『詩経』国風・豳・九罭に「我覲之子、袞衣繡裳(我^レの子を覲るに、袞衣繡裳たり)。」とあるのが出典。
- (105) 息陰槐幕 「槐」は三公の位の象徴。「槐幕」で槐樹の木陰のこと。「息陰」は休むこと。ここでは楊鈞が三公にあたる司空公を贈官されたことをいう。
- (106) 李・魏 風格を備えた李姓、魏姓の人物と思われるが出典不明。
- (107) 平・良 前漢の高祖を補佐した陳平と張良。

主要参考文献

1 史料・古籍

①史書

正史

前漢・司馬遷撰、宋・裴駰集解、唐・司馬貞索隱、唐・張守節正義『史記』（中華書局、1959年）

後漢・班固撰、唐・顏師古注『漢書』（中華書局、1962年）

宋・范曄撰、唐・李賢等注『後漢書』（中華書局、1959年）

晉・陳壽撰、宋・裴松之注『三國志』（中華書局、1965年）

唐・房玄齡等撰『晉書』（中華書局、1974年）

南齊・沈約撰『宋書』（中華書局、1974年）

梁・蕭子顯撰『南齊書』（中華書局、1972年）

唐・姚思廉撰『梁書』（中華書局、1973年）

唐・姚思廉撰『陳書』（中華書局、1972年）

北齊・魏收撰『魏書』（中華書局、1974年）

唐・李百藥撰『北齊書』（中華書局、1972年）

唐・令狐德棻等撰『周書』（中華書局、1971年）

唐・魏徵・長孫無忌撰『隋書』（中華書局、1973年）

唐・李延壽撰『南史』（中華書局、1975年）

唐・李延壽撰『北史』（中華書局、1974年）

後晉・劉昫等撰『舊唐書』（中華書局、1975年）

北宋・歐陽修・宋祁撰『新唐書』（中華書局、1975年）

その他の史書

唐・溫大雅撰、李季平・李錫厚点校『大唐創業起居注』（上海古籍出版社、1983年）

唐・丘悅撰、杜德橋・趙超輯校『三國典略輯校』（東大圖書公司、1998年）

唐・吳兢編著『貞觀政要』（上海古籍出版社、1978年）

唐・吳兢撰、日本・原田種成校『貞觀政要定本』（財団法人 無窮会 東洋文化研究所、1962年）

唐・吳兢編著、謝保成集校『貞觀政要集校』(中華書局、2003 年)

唐・李林甫等撰『唐六典』(中華書局、1992 年)

唐・杜佑撰『通典』(中華書局、1988 年)

北宋・王溥撰『唐會要』(中華書局、1955 年、上海古籍出版社、1991 年)

北宋・鄭樵撰『通志二十略』(中華書局、1995 年)

北宋・司馬光撰、胡三省音注『資治通鑑』(中華書局、1956 年)

②經書

《十三經注疏》整理委員會整理『十三經注疏 整理本』(北京大學出版社、2000 年)

③類書

唐・歐陽詢撰『藝文類聚』(上海古籍出版社、1965 年)

唐・徐堅等編『初學記』(中華書局、1962 年)

北宋・王欽若等撰『冊府元龜』(中華書局、1960 年)

北宋・李昉等奉勅撰『太平御覽』(中華書局、1960 年)

南宋・王應麟輯『玉海』(江蘇古籍出版社、1987 年)

④總集・文集

梁・蕭統撰、唐・李善注『文選』(上海古籍出版社、1986 年)

北周・庾信撰、清・倪璠注『庾子山集注』(中華書局、1980 年)

祝尚書著(隋・盧思道原著)『盧思道集校注』(巴蜀書社、2001 年)

唐・李淵撰、韓理洲輯校編年『唐高祖文集輯校編年』(三秦出版社、2002 年)

吳雲・冀宇校注『唐太宗全集校注』(天津古籍出版社、2004 年)

唐・許敬宗編、羅國威整理『日藏弘仁本 文館詞林校証』(中華書局、2001 年)

唐・楊炯著、徐明霞點校『楊炯集』(『楊炯集 盧照隣集』、中華書局、1980 年)

北宋・李昉等撰『文苑英華』(中華書局、1966 年)

清・董誥等編『全唐文 附唐文拾遺 唐文統拾 讀全唐文札記』(山西教育出版社、2002 年)

清・嚴可均編『全上古三代秦漢三國六朝文』(中華書局、1958 年)

韓理洲等輯校・編年『全北魏東魏西魏文補遺』(三秦出版社、2010 年)

韓理洲等輯校・編年『全隋文補遺』(三秦出版社、2004 年)

吳鋼主編『全唐文補遺』第 1～9 輯、千唐誌齋新藏專輯(三秦出版社、1994～2006 年)

⑤律令(含復原令)・儀禮・詔勅類

長孫無忌等編、劉俊文點校『唐律疏議』(法律出版社、1999 年)

唐・蕭嵩等奉勅撰、池田溫解題『大唐開元禮 附:大唐郊祀錄』(汲古書院、1972 年)

宋・宋敏求撰『唐大詔令集』(商務印書館、1959 年)

仁井田陞『唐令拾遺』(東京大學出版會、1933 年)

——著、池田溫編集代表『唐令拾遺補』(東京大學出版會、1997 年)

天一閣博物館・中國社會科學院歷史研究所天聖令整理課題組校證『天一閣藏明鈔本天聖令校證 附 唐令復原研究』(中華書局、2006 年)

⑥地理書・紀行文

北魏・楊衒之撰、周祖謨校積『洛陽伽藍記』(中華書局、1963 年)

唐・李泰等著、賀次君輯校『括地志輯校』(中華書局、1980 年)

唐・李吉甫撰『元和郡縣圖志』(中華書局、1983 年)

宋・樂史撰、王文楚等點校『太平寰宇記』(中華書局、2007 年)

宋・宋敏求撰、元・李好文撰、辛德勇・郎潔點校『長安志 長安志圖』(三秦出版社、2013 年)

元・駱天驤撰、黃永年點校『類編長安志』(三秦出版社、2006 年)

清・林侗『唐昭陵石迹考略 附謁唐昭陵記』(百部叢書集成所收、藝文印書館、1965 年)

清・徐松撰、張穆校補、方巖點校『唐兩京城坊考』(中華書局、1985 年)

⑦姓氏書

唐・林寶撰、岑仲勉校記、郁賢皓・陶敏整理、孫望審訂『元和姓纂(附四校記)』(中華書局、1994 年)

宋・鄧名世撰、王力平點校『古今姓氏書弁証』(江西人民出版社、2006 年)

⑧小說・筆記・その他

劉宋・劉義慶撰、梁・劉孝標注、龔斌校積・『世說新語校積』(上海古籍出版社、2011 年)

- 隋・顏之推著、王利記集解『顏氏家訓集解（增補本）』（中華書局、2002 年）
- 唐・杜寶撰、辛德勇輯校『大業雜記輯校』（『兩京新記輯校 大業雜記輯校』、三秦出版社、2006 年）
- 唐・張鷟撰、趙守儼點校『朝野僉載』（『隋唐嘉話 朝野僉載』、中華書局、1979 年）
- 唐・劉餗撰、程毅中點校『隋唐嘉話』（『隋唐嘉話 朝野僉載』、中華書局、1979 年）
- 唐・劉肅撰、許德楠・李鼎霞點校『大唐新語』（中華書局、1984 年）
- 唐・張彥遠撰『歷代名畫記』（百部叢書集成所收、藝文印書館、1965 年）
- 北宋・王欽撰、周勳初校証『唐語林校証』（中華書局、1987 年）
- 北宋・李昉等編、『太平廣記』（中華書局、1961 年）
- 北宋・沈括撰、胡道靜校證『夢溪筆談校証』（上海出版、1956 年）
- 南宋・洪邁撰、孔凡禮點校『容齋隨筆』（中華書局、2005 年）

⑨ 佛教史料

- 高楠順次郎編『大正新脩大藏經』（大正一切經刊行會、大藏出版、1924～1932 年）
- 唐・道宣撰、郭紹林點校『統高僧傳』（中華書局、2014 年）

⑩ 金石書（民國以前）

- 新文豐出版公司編輯部編『石刻史料新編』（全四輯、1977 年～2006 年、新文豐出版）
- 宋・趙明誠撰、金文明校証『金石錄校証』（廣西師範大學出版社、2005 年）
- 清・勞格・趙鉞著『唐尚書省郎官石柱題名考』（中華書局、1992 年）
- 民國・郭玉堂（原著）、氣賀澤保規（編著）『復刻 洛陽出土石刻時地記』（明治大學東洋史資料叢刊 2、明治大學文學部東洋史研究室・汲古書院、2002 年）

⑪ 石刻關係資料集・図録（刊行年代順）

- 趙万里『漢魏南北朝墓誌集存』（科學出版社、1956 年）
- 饒宗頤著『唐宋墓誌：遠東學院藏拓片図録』（中文大學出版社、1981 年）
- 河南省文物研究所・河南省洛陽地區文管處編『千唐誌齋藏誌』（文物出版社、1984 年）
- 毛漢光撰『唐代墓誌銘彙編附考』（中央研究院語言研究所、第 18 冊まで刊行（未完）、1984 年～1994 年）
- 北京圖書館金石組編『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編』（全 100 冊、中州古籍出版社、

- 1989～1991 年)
- 『隋唐五代墓誌彙編』総編集委員会編『隋唐五代墓誌彙編』(天津古籍出版社、1991 年～1992 年)
- 趙超著『漢魏南北朝墓誌彙編』(天津古籍出版社、初版 1992 年、改訂再版 2008 年)
- 張沛編『昭陵碑石』(三秦出版社、1993 年)
- 石永士・王素芳・裴淑蘭主編『河北金石輯錄』(河北人民出版社、1993 年)
- 周紹良編『唐代墓誌彙編』(上海古籍出版社、1993 年)
- 張江濤編著『華山碑石』(三秦出版社、1995 年)
- 劉蘭芳・張江濤編著『潼關碑石』(三秦出版社、1999 年)
- 中国文物研究所・陝西省古籍整理弁公室編『新中国出土墓誌・陝西〔壹〕』(文物出版社、2000 年)
- 中国文物研究所・陝西省古籍整理弁公室編『新中国出土墓誌・陝西〔貳〕』(文物出版社、2003 年)
- 周紹良・趙超主編『唐代墓誌彙編 続集』(上海古籍出版社、2001 年)
- 北京図書館出版社編『墓誌精華三十八種』(北京図書館出版社、2001 年)
- 王河松・王国毓主編『北魏墓誌二十四品—洛陽民間収蔵北魏墓誌集粹』(洛陽松鶴齋書芸工作室、2002 年)
- 劉恒撰『北魏李瞻墓誌 東魏呂盛墓誌』(榮寶齋出版社、2003 年)
- 中国文物研究所・河北省研究所編『新中国出土墓誌・河北〔壹〕』(文物出版社、2004 年)
- 裴王旗編『裴氏碑誌集』(東方文化藝術出版社、2004 年)
- 趙君平編『邙洛碑誌三百種』(中華書局、2004 年)
- 羅新・葉煒編著『新出魏晉南北朝墓誌疏証(修訂本)』(旧版 2005 年、中華書局、2016 年)
- 昭陵博物館編『昭陵唐墓壁画』(文物出版社、2006 年)
- 王其禕・周曉薇編著『隋代墓誌銘彙考』(中國石刻文獻研究叢刊、線装書局、2007 年)
- 西安碑林博物館編著・趙力光主編『西安碑林博物館新藏墓誌彙編』(線装書局、2007 年)
- 毛遠明編著『漢魏六朝碑刻校注』(線装書局、2008 年)
- 陳輝・薛海洋編『北魏楊鈞墓誌』(河南美術出版社、2008 年)
- 陳輝・薛海洋編『隋楊約墓誌』(河南美術出版社、2008 年)
- 薛海洋・梁德水編『隋楊昇墓誌』(河南美術出版社、2010 年)
- 胡元超『昭陵墓誌通积』(三秦出版社、2010 年)

趙文成・趙君平編選『新出唐墓誌百種』（西泠印社出版社、2010 年）
 西安市長安博物館編『長安新出墓誌』（文物出版社、2011 年）
 張乃翥輯『龍門區系石刻文萃』（国家図書館出版社、2011 年）
 趙君平・趙文成編『秦晋豫新出土墓誌蒐佚』（国家図書館出版社、2011 年）
 齊運通編『洛陽新獲七朝墓誌』（中華書局、2012 年）
 胡戟・榮新江主編『大唐西市博物館藏墓誌』（北京大学出版社、2012 年）
 北京大学図書館金石組・胡海帆・湯燕編『1996—2012 北京大学図書館新藏金石拓本菁華』
 （北京大学出版社、2012 年）
 王連龍著『新見北朝墓誌集釈』（中国書籍出版社、2013 年）
 西安碑林博物館編著・趙力光主編『西安碑林博物館新藏墓誌統編』（陝西師範大学出版総社、
 2014 年）
 趙君平・趙文平編『秦晋豫新出土墓誌蒐佚統編』（北京図書館出版社、2015 年）

2 書籍

①日本語書籍（著者、五十音順）

池田温『東アジアの文化交流史』（吉川弘文館、2002 年）
 ——『唐史論攷一氏族制と均田制一』（汲古書院、2014 年）
 今堀誠二『中国史の位相』（勁草書房、1995 年）
 A・F ライト著、布目潮風・中川努訳『隋代史』（法律文化社、1982 年）
 宇都宮清吉『中国古代中世史研究』（創文社、1977 年）
 石見清裕『唐の北方問題と国際秩序』（汲古書院、1998 年）
 愛宕元訳注『遊城南記／訪古遊記』（京都大学学術出版会、2004 年）
 金子修一著『古代中国と皇帝祭祀』（汲古書院、2001 年）
 川合安『「六朝貴族制」の学説史的研究』（平成 17 年度～平成 19 年度科学研究費補助金（基
 盤研究（C））研究成果報告書、2008 年）
 ——『南朝貴族制研究』（汲古書院、2015 年）
 来村多加史『唐代皇帝陵の研究』（学生社、2001 年）
 窪添慶文『魏晋南北朝官僚制研究』（汲古書院、2003 年）
 氣賀澤保規『府兵制の研究』（同朋舎、1999 年）
 ——『則天武后』（白帝社、1995 年）

- 編『中国石刻資料とその社会—北朝隋唐期を中心に—』、明治大学東アジア石刻
文物研究所・汲古書院、2007 年
- 『中国の歴史 06 絢爛たる世界帝国 隋唐時代』（講談社、2005 年）
- 妹尾達彦ほか『岩波講座世界歴史 9 中華の分裂と再生』（岩波書店、1999 年）
- 杉山正明『遊牧民から見た世界史』（初版 1997 年、増補版、日本経済新聞出版社、2011 年）
- 多賀秋五郎『中国宗譜の研究』上下（日本學術振興會、1981～1982 年）
- 谷川道雄『隋唐帝国形成史論』（旧版 1971 年、増補版 1998 年、筑摩書房）
- 『中国中世社会と共同体』（国書刊行会、1976 年）
- 『隋唐世界帝国の形成』（初出 1977 年、講談社、2010 年）
- 『唐の太宗』（人物往来社、1977 年）
- 礪波護『唐代政治社会史研究』（同朋舎、1986 年）
- 『唐の行政機構と官僚』（中央公論社、1998 年）
- 『隋唐の仏教と国家』（中央公論社、1999 年）
- 『唐宋の変革と官僚制』（中央公論新社、2011 年）
- 外山軍治『則天武后—女性と権力—』（中央公論社、1966 年）
- 築山治三郎『唐代政治制度の研究』（創元社、1977 年）
- 内藤虎次郎（内藤湖南）『内藤湖南全集』第 8 卷（筑摩書房、1969 年）
- 『内藤湖南全集』第 10 卷（筑摩書房、1969 年）
- 中村圭爾『六朝貴族制研究』（風間書房、1987 年）
- 仁井田陞『中国法制史研究 奴隸・農奴法・家族村落法』（東京大学出版会、1962 年）
- 布目潮瀨『隋唐史研究—唐朝政權の形成』（東洋史研究会、1968 年）
- 『つくられた暴君と明君 隋の煬帝と唐の太宗』（清水書院、1984 年）
- ・栗原益男共著『隋唐帝国』（初版 1974 年、講談社、再販改訂版 1997 年）
- 『「貞觀政要」の政治学』（岩波書店、1998 年）
- 浜口重国『秦漢隋唐史の研究』（東京大学出版会、1966 年）
- 日野開三郎『日野開三郎 東洋史論集』第 11 卷（私家版、1988 年）
- 藤善真澄『道宣伝の研究』（京都大学学術出版会、2002 年）
- 堀敏一ほか著『岩波講座 世界歴史 5 古代 5』、岩波書店、1970 年
- 前島佳孝『西魏・北周政權史の研究』（汲古書院、2013 年）
- 松丸道雄・池田温・斯波義信・神田信夫・濱下武志編『世界歴史大系 中国史 2—三国—

- 唐一』(山川出版社、1996 年)
- 宮崎市定『九品官人法の研究—科挙前史—』(旧版 1956 年、中央公論社、1997 年)
- 『隋の煬帝』(旧版 1965 年、中央公論社、1987 年)
- 『大唐帝国—中国の中世—』(旧版 1968 年、中央公論社、1988 年)
- 守屋美都雄『六朝門閥の一研究—太原王氏系譜考—』(日本出版協同株式会社、1951 年)
- 森安孝夫『興亡の世界史 05 シルクロードと唐帝国』(講談社、2007 年、2016 年に講談社学術文庫に再録、一部補訂)
- 山崎宏『隋唐仏教史の研究』(法蔵館、1967 年)
- 『中国仏教・文化史の研究』(法蔵館、1981 年)
- 安田二郎『六朝政治史の研究』(京都大学学術出版会、2003 年)
- 楊寬著、西嶋定生監訳、尾方勇・太田郁子共訳『中国皇帝陵の起源と変遷』(学生社、1981 年)
- 吉川忠夫『六朝精神史研究』(同朋舎出版、1984 年)
- 吉岡真編『唐・宋間における支配層の構成と変動に関する基礎的研究』(東方書店、非売品、1993 年)
- 『現存唐代墓誌研究—総合目録の作成—』(1996 年度～1997 年度科学研究費補助金基盤研究 C(2)、1998 年)
- 李浩著、松原朗・山田智・石村貴博訳『唐代〈文学士族〉の研究—関中・山東・江南の三地域に即して—』(研文出版、2009 年)

②中文書籍(初版刊行年代順)

- 王桐齡『中国民族史』(増補訂正版、文化学社 1934 年)
- 陳寅恪『唐代政治史述論稿』(初版 1944 年、生活・読書・新知三聯書店、2001 年)
- 嚴耕望撰『唐僕尚丞郎表』(中央研究院歴史語言研究所、1956 年)
- 陳寅恪『金明館叢稿初編』(初版 1980 年、生活・読書・新知三聯書店、2001 年)
- 陳寅恪『金明館叢稿二編』(初版 1980 年、生活・読書・新知三聯書店、2001 年)
- 岑仲勉『隋書求是』(初版 1958 年、中華書局、2004 年)
- 岑仲勉『突厥集史』(初版 1958 年、中華書局、2004 年)
- 王仲榮『北周六典』(中華書局、1979 年)
- 王仲榮『北周地理志』(中華書局、1980 年)

汪錢著、唐長孺等編『汪錢隋唐史論稿』中國社會科學出版社、1981 年)

汪錢『唐太宗与“貞觀之治”』(求實出版社、1981 年)

岑仲勉『隋唐史』(中華書局、1982 年)

歷史研究会編輯部編『唐太宗与貞觀之治論集』(陝西人民出版社、1982 年)

胡如雷『李世民伝』(中華書局、1984 年)

趙克堯・許道勳『唐太宗伝』(人民出版社、1984 年)

人民雜誌叢刊編委會編『唐太宗与昭陵』(人民雜誌叢刊第 6 輯、陝西省社科院出版發行室、1985 年)

牟潤孫『注史齋叢稿』(中華書局、1987 年)

呂春盛『北齊政治史研究—北齊衰亡原因之考察』(國立台灣大學出版委員會、1987 年)

毛漢光『中國中古社會史論』(初版 1988 年、上海書店出版社、2002 年)

毛漢光『中國中古政治史論』(初版 1990 年、上海書店出版社、2002 年)

翁俊雄『唐初政区与人口』(北京師範大學出版社、1990 年)

趙克堯『漢唐史論集』(復旦大學出版社、1993 年)

陳連慶『中國古代少數民族姓氏研究』(吉林文史出版社、1993 年)

張偉國『關隴武将与周隋政權』(中山大學出版社、1993 年)

趙文潤・王双懷『武則天評伝』(三秦出版社、1993 年、修訂本、2000 年)

謝保成『隋唐五代史學』(旧版 1995 年、新版 2007 年、商務印書館)

雷家驥『隋唐中央權力結構及其演進』(東大圖書股份有限公司、1995 年)

張金龍『北魏政治史研究』(甘肅教育出版社、1996 年)

趙超編著『新唐書宰相世系表集校』(中華書局、1998 年)

胡戟『武則天本伝』(陝西師範大學出版社、1998 年)

韓昇『隋文帝伝』(人民出版社、1998 年)

陳爽『世家大族与北朝政治』(中國社會科學出版社、1998 年)

王吉林『唐代宰相与政治』(文津出版社、1999 年)

劉建明『隋代政治与對外政策』(文津出版社、1999 年)

周征松『魏晉隋唐間的河東裴氏』(山西教育出版社、2000 年)

郁賢皓『唐刺史考全編』(安徽大學出版社、2000 年)

劉馳『六朝士族探析』(中央廣播電視大學出版社、2000 年)

陳安利『唐十八陵』(中國青年出版社、2001 年)

- 雷家驥『武則天伝』(人民出版社、2001 年)
- 胡戟・張弓・葛承雍・李斌城主編『二十世紀唐研究』(中国社会科学出版社、2002 年)
- 呂春盛『閼隴集團的權力結構演變—西魏北周政治史研究』(稻鄉出版社、2002 年)
- 李永祥『貞觀名相房玄齡 附鮑叔牙伝』(黄河出版社、2002 年)
- 李浩『唐代閼中士族与文学』(初版 1999 年、中国社会科学出版社、2003 年)
- 李浩『唐大三代地域文学士族研究』(中華書局、2002 年、增訂本 2008 年)
- 郁賢皓・胡可先編『唐九卿考』(中国社会科学出版社、2003 年)
- 張金龍『北魏政治与制度論稿』(甘肅教育出版社、2003 年)
- 張金龍『魏晉南北朝禁衛武官制度研究』(中華書局、2004 年)
- 黃永年『六至九世紀中国政治史』(上海書店出版社、2004 年)
- 夏炎『中古世家大族清河崔氏研究』(天津古籍出版社、2004 年)
- 賴非『齊魯碑刻墓誌研究』(齊魯書社、2004 年)
- 陝西省考古研究所・陝西歷史博物館・礼泉県昭陵博物館編『唐新城長公主墓發掘報告』(科学出版社、2004 年)
- 侯旭東『北朝村民的生活世界—朝廷、州縣与村里』(商務印書館、2005 年)
- 羅永生『三省制新探—以隋和唐前期門下省職掌与地位為中心』(中華書局、2005 年)
- 王怡辰『東魏北齊的統治集團』(文津出版社、2006 年)
- 李昊陽主編・胡元超編著『昭陵文史寶典』(三秦出版社、2006 年)
- 張金龍『北魏政治史 八』(甘肅教育出版社、2008 年)
- 張金龍『北魏政治史 九』(甘肅教育出版社、2008 年)
- 施和金『北齊地理志』(中華書局、2008 年)
- 曹印双『唐代政治人物新論』(陝西人民出版社、2008 年)
- 沈睿文『唐陵的布局—空間与秩序』(北京大学出版社、2009 年)
- 宋德熹『唐史識小—社会与文化的探索』(稻鄉出版社、2009 年)
- 周征松『家族史研究及其他』(山西人民出版社、2009 年)
- 朱振宏『隋唐政治・制度与对外關係』(文津出版社、2010 年)
- 牟發松『漢唐歷史變遷中的社会与国家』(上海人民出版社、2011 年)
- 吳麗娛『終極之典 中古喪葬制度研究』(中華書局、2012 年)
- 程義『閼中地区唐代墓葬研究』(文物出版社、2012 年)
- 劉向陽『唐代帝王陵墓 (修訂本)』(三秦出版社、2012 年)

蘇小華『北鎮勢力与北朝政治文化』(中国社会科学出版社、2012 年)

陝西省考古研究院編著『潼關稅村隋代壁画墓』(文物出版社、2013 年)

李建国『隋代文学研究』(中国社会科学出版社、2013 年)

洛陽市文物考古研究院編『洛陽紅山唐墓』(中州古籍出版社、2014 年)

熊偉『府兵制与北朝隋唐国家政治形態研究』(人民出版社、2014 年)

曾磊『北朝後期軍閥政治研究』(人民出版社、2015 年)

③欧文書籍

Partricia Buckley Ebrey, 1978, *The Aristocratic Families of Early Imperial China: A case study of the Po-ling Ts'ui Family*. Cambridge, Cambridge University.

3 個別論文

①日本語論文 (著者五十音順)

会田大輔「北周「叱羅協墓誌」に関する一考察—宇文護時代再考の手がかりとして—」(『文学研究論集』23、2005 年)

——「『周書』蕭簪伝に関する一考察—蕭簪の遣使称藩を手がかりとして—」(『文化継承学論集』3、2007 年)

——「北齊における蕭莊政権人士—「袁月璣墓誌」を中心に—」(公益信託松尾金蔵記念奨学基金編『明日へ翔ぶ—人文社会学の新視点—』、風間書房、2008 年)

——「北周宇文護執政期再考—宇文護幕僚の人的構成を中心に—」(『集刊東洋学』98、2007 年)

——「「宇文述墓誌」と『隋書』宇文述伝—墓誌と正史の宇文述像をめぐって—」(『駿台史学』137、2009 年)

——「北周宗室の婚姻動向—「楊文慈墓誌」を手がかりとして—」(『駿台史学』144号、2012 年)

——「北周武帝親政期・宣帝期における側近官の人的構成」(『明大アジア史論集』18、2014 年)

——「北周司会考—六官制と覇府の関係をめぐって—」(『東洋学報』96-4、2015 年)

——「北周侍衛考—遊牧官制との関係をめぐって—」(『東洋史研究』74-2、2015 年)

——「北周天元皇帝考」(『東方学』131、2016 年)

- 網祐次「楊素と薛道衡」(『跡見学園短期大学紀要』3、1965年)
- 池田温「唐代の郡望表一九・十世紀の敦煌寫本を中心として」(初出1959～1960年、同著『唐史論攷—氏族制と均田制—』、汲古書院、2014年)
- 「唐朝氏族志の一考察—いわゆる敦煌名族志残卷をめぐって—」(初出1965年、同著『唐史論攷—氏族制と均田制—』、汲古書院、2014年)
- 「中国律令と官人機構」(仁井田陞博士追悼論文集編集委員会編『前近代のアジアと法社会』勁草書房、1967年)
- 「裴世清と高表仁—隋唐と倭の交渉の一面」(初出1971年、同著『東アジアの文化交流史』吉川弘文館、2002年)
- 伊藤誠浩「隋大業六年「姬威墓誌」に関する一考察」(氣賀澤保規編『中国石刻資料とその社会—北朝隋唐期を中心に—』、明治大学東アジア石刻文物研究所・汲古書院、2007年)
- 稲住哲朗「盧思道と「周齊興亡論」について」(『九州大学東洋史論集』39、2011年)
- 「北齊出身者と関隴集團」(『九州大学東洋史論集』41、2013年)
- 稲田奈津子「日本古代喪葬儀礼の特質—喪葬令からみた天皇と氏」(『史学雑誌』109-12、2000年)
- 今堀誠二「唐代士族の性格」(初出1939～1940年、同著『中国史の位相』、勁草書房、1995年)
- 石見清裕「唐の建国と匈奴の費也頭」(初出1982年、同著『唐の北方問題と国際秩序』汲古書院、1998年)
- 「玄武門の変前夜の突厥問題」(初出1983年、同著『唐の北方問題と国際秩序』汲古書院、1998年)
- 「突厥の楊正道擁立と第一帝国の解体」(初出1984年、同著『唐の北方問題と国際秩序』汲古書院、1998年)
- 「唐代凶礼の構造—『大唐開元礼』唐代官僚喪葬儀礼を中心に」(『福井文雅博士古稀記念論集 アジア文化の思想と儀礼』、春秋社、2005年)
- 「突厥執失氏墓誌と太宗昭陵」(『福井重雅先生古稀・退職記念論集：古代東アジアの社会と文化』、汲古書院、2007年)
- 「唐代の官僚喪葬儀礼と開元二十五年喪葬令」(吾妻重二・二階堂善弘編『東アジアの儀礼と宗教』、雄松堂出版、2008年)
- 「ラティモアの辺境論と漢～唐間の中国北辺」(唐代史研究会編『東アジア史にお

- ける国家と地域』、刀水書房、1999 年)
- 「唐とテュルク人・ソグド人—民族移動・移住より見た東アジア史—」(『専修大学東アジア世界史研究センター年報』1、2008 年)
- 「唐の成立と内陸アジア」(『歴史評論』720、2010 年)
- 「ユーラシアの民族移動と唐の成立—近年のソグド人関係新史料を踏まえて—」(『専修大学古代東ユーラシア研究センター年報』2、2016 年)。
- 宇都宮清吉「唐代貴人についての一考察」(初出 1934 年、同著『中国古代中世史研究』創文社、1977 年)
- 内田昌功「隋煬帝期の地方行政改革と通守制度」(『北大史学』36、1996 年)
- 「隋煬帝期の官制の基礎的研究」(『史朋』33、2000 年)、
- 「隋煬帝期の官制改革の目的と性格」(『東洋学報』85-4、2004 年)
- 榎本あゆち「梁の中書舎人と南朝賢才主義」(『名古屋大学東洋史研究報告』10、1985 年)
- 「姚察・姚思廉の『梁書』編纂について」(『名古屋大学東洋史研究報告』12、1987 年)
- 「『南史』の説話的要素について—梁諸王伝手がかりにして—」(『東洋学報』70-3・4、1989 年)
- 「北齊の中書舎人について—顔之推、そのタクチクスの周辺—」(『東洋史研究』53-2、1994 年)
- 「西魏末・北周の御正について」(『名古屋大学東洋史研究報告』25、2001 年)
- 「再び『南史』の説話的要素について—蕭順之の死に関する記事を手がかりとして—」(『六朝学術学会報』8、2007 年)
- 尾崎康「北齊の文林館と修文殿御覽」(『史学』(三田史学会)40 卷 2・3 合併号、1967 年)
- 長部悦弘「隋の辟召制廃止と都市」(『東洋史研究』44-3、1985 年)
- 「北朝隋唐時代における胡族の通婚関係」(『史林』73-4、1990 年)
- 「唐代州刺史研究—京官との関連—」(『奈良史学』9、1991 年)
- 愛宕元「隋末唐初における蘭陵蕭氏の佛教受容—蕭瑀を中心に—」(福永光司編『中国中世の宗教と文化』京都大学人文科学研究所、1982 年)
- 「唐代范陽盧氏研究—婚姻関係を中心に—」(川勝義雄・礪波護編『中国貴族制社会の研究』、京都大学人文科学研究所、1987 年)
- 「唐代滎陽鄭氏研究—本貫地帰葬を中心に—」(『人文』35、1988 年)

- 「唐代前半期の政治」（松丸道雄・池田温・斯波義信・神田信夫・濱下武志編『世界歴史大系 中国史二 三国～唐一』、山川出版社、1996 年）を参照。
- 「唐代河東聞喜の裴氏と仏教信仰—中眷裴氏の階教信仰を中心に—」（吉川忠夫編『唐代の宗教』、朋友書店、2000 年）
- 梶山智史「稀見北朝墓誌輯録」（『東アジア石刻研究』5、2013 年）
- 「北朝における東清河崔氏—崔鴻『十六国春秋』編纂の背景に関する一考察—」（『史林』96-6、2013 年）
- 欠端実「楊素伝をめぐって」（『麗沢大学紀要』35、1983 年）
- 「隋代の弘農楊氏をめぐって」（早稲田大学文学部東洋史研究室編『中国正史の基礎的研究』、早稲田大学出版部、1984 年）
- 「漢代の楊氏と神鳥」（『史観』125、1991 年）
- 川合安「柳芳「氏族論」と「六朝貴族制」学説」（初出 2008 年、同著『南朝貴族制研究』、汲古書院、2015 年）
- 菊池英夫「唐初軍制用語としての「団」の用法—日本律令制下の「軍団」に触れて—（一）」（日野開三郎博士頌寿記念論集刊行会編『日野開三郎博士頌寿記念論集 中国社会・制度・文化史の諸問題』、中国書店、1987 年）
- 久保田浩二「武周朝における三省六部の人的構成—玄宗開元年間との比較を中心として—」（『竜谷史壇』96、1990 年）
- 藏中進「隋使裴世清の周辺—付、裴鴻墓誌のこと」（『大阪市立大学文学部創立五十周年記念国語国文学論集』、和泉書院、1999 年）
- 氣賀澤保規「竇建徳集団と河北—隋唐帝国の性格をめぐって—」（『東洋史研究』31-4、1972 年）
- 「隋代郷里制に関する一考察」（『史林』58-4、1975 年）、
- 「蘇威をめぐる隋の政界について」（仏教大学歴史研究所森鹿三博士頌寿記念会編『森鹿三博士頌寿記念論文集』、同朋舎、1977 年）
- 小島浩之「日本における唐代官僚制研究—官僚構造と昇進システム（System）を中心として—」（『中国史学』20、2010 年）
- 窪添慶文「河陰の変小考」（初出 1988 年、同著『魏晉南北朝官僚制研究』、汲古書院、2003 年）
- 「北魏の州の等級について」（初出 1988 年、同著『魏晉南北朝官僚制研究』、汲古

- 書院、2003 年)
- 「北魏後期の政争と意思決定」(初出 1999 年、同著『魏晋南北朝官僚制研究』、汲古書院、2003 年)
- 「北魏における贈官をめぐって」(初出 2000 年、同著『魏晋南北朝官僚制研究』、汲古書院、2003 年)
- 「北魏における滎陽鄭氏」(『お茶の水史学』51、2008 年)
- 「北魏における弘農楊氏」(伊藤敏雄編『墓誌を通した魏晋南北朝史研究の新たな可能性』平成 22～26 (2010～2014) 年度科学研究費補助金(基盤研究(A))「石刻史料と史料批判による魏晋南北朝史の基本問題の再検討」(課題番号 22242022) 中間成果報告書、研究代表者：伊藤敏雄、大阪教育大学、2013 年)
- 斉藤茂雄「突厥有力者と李世民—唐太宗期の突厥羈縻支配について—」(『関西大学東西学術研究所紀要』48、2015 年)
- 「隋末唐初期における突厥第一可汗国と北中国」(『関西大学東西学術研究所紀要』49、2016 年)
- 佐藤賢「北魏後期における皇室の婚姻政策—北魏国家像の解明にむけて—」(『東洋文化研究』12、2010 年)
- 鈴木宏節「突厥阿史那思摩系譜考—突厥第一可汗国の可汗系譜と唐代オルドスの突厥集団—」(『東洋学報』87-1、2005 年)
- 鈴木義雄「隋朝官僚としての薛道衡」(『国学院雑誌』24、1973 年)
- 杉井一臣「唐初の行台尚書省」(『中国史研究』(大阪市立大学) 7、1982 年)
- 「隋、煬帝の司隸台創設について」(『中国史研究』(大阪市立大学) 8、1984 年)
- 多賀秋五郎「古譜の研究」(初出 1955 年、同著『中国宗譜の研究』上、1982 年)
- 高木重俊「楊素と薛道衡」(『語学文学』23、1985 年)
- 高橋継男・玉野卓也・竹内洋介「唐〈楊漢公墓誌〉考釈」(上)(下)(『アジア文化研究所年報』(東洋大学) 40～41、2005～2006 年)
- 高橋徹「「拓跋国家」批判」(『山形県立南高等学校研究紀要』49、2010 年)
- 竹田龍児「貞観氏族志の編纂に関する考察」(『史学』(三田史学会) 25-4、1952 年)
- 「門閥としての弘農楊氏についての一考察」(『史学』(三田史学会) 31、1958 年)
- 田中由起子「弘農楊氏系図」(『駿台史学』144 号、2012 年)
- 谷川道雄「北魏官界における門閥主義と賢才主義」(初出 1959 年、同著『増補 隋唐帝国

- 形成史論』、筑摩書房、1998 年)
- 「北齊政治史と漢人貴族」(初出 1962 年、同著『増補 隋唐帝国形成史論』、筑摩書房、1998 年)
- 「西魏「六条詔書」における士大夫倫理」(初出 1967 年、同著『中国中世社会と共同体』、国書刊行会、1976 年)
- 「周末・隋初の政界と新旧貴族」(前半部初出 1967 年、後半部初出 1968 年、同著『増補 隋唐帝国形成史論』、筑摩書房、1998 年)
- 「拓跋国家の展開と貴族制の再編」(堀敏一ほか編著『岩波講座 世界歴史 5 古代 5』、岩波書店、1970 年)
- 「貞観政風の一研究」(『日野開三郎博士頌寿記念論集中国社会・制度・文化史の諸問題』、中国書店、1987 年)
- 「六朝時代における都市と農村の対立的関係について—山東貴族の居住地問題からの接近—」(唐代史研究会編『中国の都市と農村』、汲古書院、1992 年)
- 築山治三郎「唐代の帝陵と喪葬」(『古代文化』25-10、1973 年)
- 張建林「唐皇帝陵における陵園形式の発展と変遷」(『国際シンポジウム 玄宗皇帝と聖武天皇の時代』、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館、2010 年)
- 礪波護「隋の貌聞と唐初の食実封」(初出 1966 年、同著『唐代政治社会史研究』、同朋舎出版、1986 年)
- 「唐の官制と官職」(初出 1975 年、同著『唐の行政機構と官僚』、中央公論社、1998 年)
- 虎尾達哉「上代監喪使考—唐代監喪使規定の継受と実態—」(初出 1985 年、同著『律令官人の研究』、塙書房、2006 年)
- 内藤湖南「概括的唐宋時代観」(初出 1922 年、『内藤湖南全集』第 8 卷、筑摩書房 1969 年)
- 『支那中古の文化』第十講「貴族中心時代」(初出 1928 年、『内藤湖南全集』第 10 卷、筑摩書房 1969 年)
- 中村圭爾「士庶区別小論」(初出 1979 年、同著『六朝貴族制研究』、風間書房、1987 年)
- 仁井田陞「唐代の封爵及び食封制」(初出 1939 年、仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』、東京大学出版会、1997 年)
- 「六朝および唐初の身分的内婚制」(『中国法制史研究 奴隸・農奴法・家族村落法』、東京大学出版会、1962 年)

- 「敦煌発見の天下姓望氏族譜—唐代の身分的内婚制をめぐって—」（『中国法制史研究 奴隸・農奴法・家族村落法』、東京大学出版会、1962 年）
- 西村元佑「則天武后における政治の基本姿勢と科举出身宰相の活躍」（『竜谷史壇』72、1977 年）
- 布目潮瀨「唐初の貴族」（初出 1948 年、同著『隋唐史研究』、東洋史研究会、1968 年）
- 「楊玄感の叛乱」（初出 1965 年、同著『隋唐史研究』、東洋史研究会、1968 年）
- 「李密の叛乱」（初出 1965 年、同著『隋唐史研究』、東洋史研究会、1968 年）
- 「李淵の起義」（初出 1965 年、同著『隋唐史研究』、東洋史研究会、1968 年）
- 「唐朝創業期における三省六部の人的構成」（初出 1966 年、同著『隋唐史研究』、東洋史研究会、1968 年）
- 「秦王世民—即位前の唐太宗」（初出 1966 年、同著『隋唐史研究』、東洋史研究会）
- 「玄武門の変」（初出 1968 年、同著『隋唐史研究』、東洋史研究会、1968 年）
- 「唐朝初期の唐室婚姻集団—公主の婚家先を中心として—」（同著『隋唐史研究』、東洋史研究会、1968 年）
- 「隋唐帝国の成立」（堀敏一ほか『岩波講座 世界歴史 5 古代 5』、岩波書店、1970 年）
- 日野開三郎「唐租庸調時代食封制の財政史的考察」（初出 1966 年、同著『東洋史学論集』12 巻、三一書房、1989 年）
- 「唐・貞観十三年の戸口統計の地域的考察」（同著『日野開三郎 東洋史論集』第 11 巻、1988 年）
- 平田陽一郎「周隋革命と突厥情勢—北周・千金公主の降嫁を中心に—」（『唐代史研究』12、2009 年）
- 「西魏・北周の二十四軍と「府兵制」」（『東洋史研究』70-2、2011 年）
- 「皇帝と奴官—唐代皇帝親衛兵組織における人的結合の一側面—」（『史滴』36、2014 年）
- 福島恵「「安元寿墓誌」（唐・光宅元年）訳注」（森安孝夫編『ソグドからウイグルへ—シルクロード東部の民族と文化の交流—』、汲古書院、2011 年）
- 傅江「唐新城長公主について—文献と墓誌の両面から—」（『東洋史苑』56、2000 年）
- 「唐昭陵新城長公主墓の墓葬等級についての考察」（『仏教藝術』253、2000 年）
- 「唐昭陵新城長公主墓における仕女図壁画についての考察—配置・図像の面から—」

- (『古代文化』54-5、2002年)
- 藤善真澄「北斉系官僚の一動向」(初出1977年、同著『道宣伝の研究』、京都大学学術出版会、2002年)
- 平成7年度中林ゼミ「北朝門閥社会に於ける系譜研究」(『大東文化大学漢學會誌』36、1997年)
- 堀井裕之「即位前の唐太宗・秦王李世民集団の北斉系人士の分析」(『駿台史学』125、2005年)
- 「唐・李百藥撰「崔仲方墓誌」の分析—入関山東貴族の性格をめぐって—」(氣賀澤保規編『中国石刻資料とその社会—北朝隋唐期を中心に—』汲古書院、2007年)
- 「崔民幹の事跡と『貞觀氏族志』—「崔幹(崔民幹)墓誌」を手掛かりに—」(『東アジア石刻研究』3、2011年、後に杜文玉主編『唐史論叢』19、三秦出版社、2014年に中文翻訳のうえ再録)
- 「唐朝政権の形成と太宗の氏族政策—金劉若虚撰「裴氏相公家譜之碑」所引の唐裴洎撰『裴氏家譜』を手掛かりに—」(『史林』95-4、2012年)
- 「北魏・楊鈞墓誌」の訳注と考察」(『駿台史学』144、2012年)
- 「隋代弘農楊氏の研究—隋唐政権形成期の門閥—」(『東洋文化研究』19、2017年)
- 前島佳孝「いわゆる西魏八柱国の序列について—唐初編纂奉勅撰正史に於ける唐皇祖の記述様態の一事例—」(初出1999年、同著『西魏・北周政権史の研究』、汲古書院、2013年)
- 「柱国と国公—西魏北周における官位制度改革の一齣—」(初出2006年、同著『西魏・北周政権史の研究』、汲古書院、2013年)
- 「北周徒何綸墓誌銘と隋李椿墓誌銘—西魏北周支配階層の出自に関する新史料—」(初出2005年、同著『西魏・北周政権史の研究』、汲古書院、2013年)
- 「李虎の事跡とその史料」(初出2007年、同著『西魏・北周政権史の研究』、汲古書院、2013年)
- 「北周徒何標墓誌銘とその世系の再検討」(『人文研紀要』(中央大学人文科学研究所)79、2014年)
- 前田愛子「中国の婚姻—唐代の通婚制限に関する律令をめぐって—」(井上光貞・西島定生・甘粕健・武田幸男編『東アジア世界における日本古代史講座10 東アジアにおける社会と習俗』、学生社出版、1984年)

- 「女帝武則天と唐代貴族—山東五姓を中心として」(『東アジア史の展開と日本 西嶋定生博士追悼論文集』、山川出版社、2000 年)
- 「唐代における山東五姓婚姻とその政治的影響力について—崔・盧・鄭氏婚姻表の作成による考察—」(氣賀澤保規編『隋唐仏教社会の基層構造の研究』、明治大学東アジア石刻文物研究所、汲古書院、2015 年)
- 宮崎市定「隋代史雑考」(初出 1959 年、同著『隋の煬帝』、中央公論社、1987 年)
- 室山留美子「北魏漢人官僚とその埋葬地選択」(『東洋学報』87-4、2006 年)
- 「北朝時期漢族官僚在首都居住の状況—以東魏北齊官僚葬地選択為線索」(井上徹・楊振紅編『中日学者論中国古代城市社会』、三秦出版社、2007 年)
- 「隋開皇年間における官僚の長安・洛陽居住—北人・南人墓誌記載の埋葬地分析から—」(『都市文化研究』12、2010 年)
- 安田二郎「梁武帝の革命と南朝門閥貴族体制」(初出 1970 年、同著『六朝政治史の研究』、京都大学出版会、2003 年)
- 山崎宏「隋朝官僚の性格」(『東京教育大学文学部紀要(史学研究)』6、1956 年)
- 「北周の麟趾殿と北齊の文林館」(同著『中国仏教・文化史の研究』、法蔵館、1981 年)
- 山下将司「西魏・北周における本貫の閥隴化について」(『早稲田大学教育学部学術研究(地理学・歴史学・社会科学編)』49、2001 年)
- 「唐初における『貞観氏族志』の編纂と「八柱国家」の誕生」(『史学雑誌』111-2、2002 年)
- 「隋・唐初期の独孤氏と八柱国問題再考—開皇二十年「独孤羅墓誌」を手がかりとして—」(『早稲田大学教育学部 学術研究—地理学・歴史学・社会科学編—』51、2003 年)
- 「玄武門の変と李世民配下の山東集団—房玄齡と齊濟地方—」(『東洋学報』85-2、2003 年)
- 「新出土史料より見た北朝末・唐初間ソグド人の存在形態—固原出土史氏墓誌を中心に—」(『唐代史研究』7、2004 年)
- 「隋・唐初の河西ソグド人軍団—天理図書館蔵『文館詞林』「安修仁墓碑銘」残巻をめぐって—」(『東方学』110、2005 年)
- 「唐の太原挙兵と山西ソグド軍府—「唐・曹怡墓誌」を手がかりに—」(『東洋学

報』93-4、2012 年)

山根清志「唐朝前半期における食実封制について」(『歴史学研究』505、1982 年)

矢野主税「唐初の貴族政治について」(『東方学』9、1954 年)

——「裴氏研究」(『社会科学論叢』14、1965 年)

——「張氏研究稿」(『社会科学論叢』5、1955 年)

——「鄭氏研究」(一)～(三)(『社会科学論叢』8～10、1958～1960)

——「韋氏研究」(一)～(二)(『社会科学論叢』11、『人文科学研究報告』11、1961 年～1962 年)

吉岡真「八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成」(『史学研究』153、1981 年)

——「隋・唐前期における支配階層」(『史学研究』155、1982 年)

——「八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成一年表・考証」(同編『唐・宋間における支配層の構成と変動に関する基礎的研究』、東方書店、非売品、1993 年)

——「北朝・隋唐の支配層の推移」(妹尾達彦ほか著『岩波講座世界歴史 9 中華の分裂と再生』、岩波書店、1999 年)

吉川忠夫「顔之推小論」(1963 年初出、同著『六朝精神史研究』、同朋舎出版、1984 年)

②中国語論文(初出年代順)

王桐齡「楊隋李唐先世系統考」(『女師大学術季刊』2-2、1932 年)

陳寅恪「李唐武周先世事跡雜考」(初出 1936 年、同著『金明館叢稿二編』、生活・読書・新知三聯書店、2001 年)

陳寅恪「論隋末唐初所謂「山東豪傑」」(初出 1952 年、同著『金明館叢稿』初編、生活・読書・新知三聯書店、2001 年)

陳寅恪「記唐代之李武韋楊婚姻集團」(初出 1954 年、同著『金明館叢稿』初編、生活・読書・新知三聯書店、2001 年)。

李子春「新拓唐昭陵宇文士及碑」(『考古』1960 年 7 期)

費海璣「北齊文林館」(『大陸雜誌』28-12、1964 年)

吳沢・袁英光「唐初政權与政争の性質問題—唐初武徳・貞觀年間の階級闘争与統治階級内部問題」(『歴史研究』1964 年 2 期)

劉玉泉「饒陽県王橋村隋墓清理簡報」(『文物』1964 年 10 期)

河北省博物館・文物管理所「河北平山北齊崔昂墓調查報告」(『文物』1973 年 11 期)

- 汪錢「唐太宗樹立新門閥的意圖」（同著、唐長孺等編『汪錢隋唐史論稿』、中國社會科學出版社、1981 年）
- 汪錢「唐高宗王武二后廢立之爭」（同著、唐長孺等編『汪錢隋唐史論稿』、中國社會科學出版社、1981 年）
- 陝西省博物館・禮泉縣文物局唐墓發掘組「唐鄭仁泰墓發掘簡報」（『文物』1972 年 7 期）
- 陝西省社會科學院考古研究所・陝西歷史博物館・昭陵博物館「唐昭陵新城公主墓發掘簡報」（『考古與文物』1977 年 3 期）
- 昭陵文物管理所「昭陵陪葬墓調查記」（『文物』1977 年 10 期）
- 昭陵文物管理所「唐臨川公主墓出土的墓誌和詔書」（『文物』1977 年 10 期）
- 昭陵文物管理所「唐越王李貞墓發掘簡報」（『文物』1977 年 10 期）
- 陝西省文物管理委員會・禮泉縣昭陵文管所「唐阿史那忠墓發掘簡報」（『考古』1977 年 2 期）
- 石家莊地區革委會文化局文物發掘組「河北贊皇東魏李希宗墓」（『考古』1977 年 6 期）
- 陝西省文物管理委員會・禮泉縣昭陵文管所「陝西禮泉唐張士貴墓」（『考古』1978 年 3 期）
- 昭陵文物管理所「唐尉遲敬德墓發掘簡報」（『文物』1978 年 5 期）
- 周偉洲「從鄭仁泰墓出土的樂舞俑談唐代音樂和儀禮制度」（『文物』1980 年 7 期）
- 孫遲「唐姜遐碑—昭陵發現碑刻介紹之一」（『考古與文物』1980 年 1 期）
- 陝西省文物管理委員會・賀梓城「關中“唐十八陵”調查記」（『文物資料叢刊』3、1980 年）
- 岑仲勉「郎官石柱題名考新訂」（同著『金石論叢』上海古籍出版社、1981 年）
- 孫遲「唐豆盧仁業碑—昭陵發現碑刻介紹之二」（『考古與文物』1981 年 1 期）
- 毛漢光「從士族籍貫遷移看唐代士族中央化」（初出 1981 年、同著『中國中古社會史論』、上海書店出版社、2002 年）
- 黃永年「說永徽六年廢立皇后事真相」（初出 1981 年、同著『文史探微 黃永年自選集』、中華書局、2000 年）
- 宋德熹「唐武士護事跡弁証—兼論家世武則天冊立為后影響—」（初出 1982 年、同著『唐史識小—社會與文化的探索』、稻鄉出版社、2009 年）
- 張榮芳「試論隋唐的山東與關東」（『食貨』13 卷 1、2 期、1982 年）
- 孫遲「唐周護碑—昭陵發現碑刻介紹之三」（『考古與文物』1983 年 2 期）
- 孫遲「略論唐帝陵的制度・規模及文物—兼談昭陵「因山為陵」對唐帝陵制度的影響」（『唐太宗與昭陵』、陝西省社會科學院、1983 年）

- 乙木「昭陵六駿史話」(『唐太宗与昭陵』陝西省社会科学院、1983 年)
- 毛漢光「中古山東大族著房之研究」(初出 1983 年、同著『中国中古社会史論』、上海書店出版社、2002 年)
- 孫遲「昭陵十四国君長石像考」(『文博』1984 年 2 期)
- 杜葆仁・夏振英「華陰潼關出土的北魏楊氏墓誌考証」(『考古与文物』1984 年 5 期)
- 劉慶柱・李毓芳「陝西唐陵調查報告」(『考古学集刊』第 5 集、1987 年)
- 趙克堯「『氏族志』与唐太宗的關隴門閥觀」(初出 1984 年、同著『漢唐史論集』、復旦大学出版社、1993 年)
- 孫遲「唐李孟常碑—昭陵發現碑刻介紹之四」(『考古与文物』1985 年 5 期)
- 毛漢光「中古大族著房婚姻之研究—北魏高祖至唐中宗神龍年間五姓著房之婚姻關係—」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』56-4、1985 年)
- 毛漢光「隋唐政權中的蘭陵蕭氏」(初出 1986 年、同著『中国中古社会史論』、上海書店出版社、2002 年)
- 孫東位「昭陵發現陪葬宮人墓」(『文物』1987 年 1 期)
- 趙克堯「武后之立与君相權力之爭」(初出 1988 年、同著『漢唐史論集』、復旦大学出版社、1993 年)
- 昭陵博物館「唐昭陵長樂公主墓」(『文博』1988 年 3 期)
- 隆堯鼎文物保管所・李蘭珂「隆堯唐陵、『光業寺碑』与李唐祖籍」(『文物』1988 年 4 期)
- 昭陵博物館「唐安元寿夫婦墓發掘簡報」(『文物』1988 年 12 期)
- 昭陵博物館「唐李承乾墓發掘簡報」(『文博』1989 年 3 期)
- 昭陵博物館「唐昭陵段蘭璧墓清理簡報」(『文博』1989 年 6 期)
- 毛漢光「北朝東西政權之河東爭奪戰」(初出 1987 年、同著『中国中古政治史論』、上海書店出版社、2002 年)
- 毛漢光「關隴集团婚姻圈之研究—以王室婚姻關係為中心—」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』61-1、1990 年)
- 劉馳「山東士族入關房支与關隴集团的合流及其復歸」(初出 1991 年、同著『六朝士族探析』、中央廣播電視大学出版社、2000 年)
- 張沛・樊光春「昭陵新出土墓誌補正唐史举例」(『人文雜誌』1992 年 1 期)
- 王兆麟「唐昭陵發掘一批陪葬墓」(『中国文物報』1992 年 6 月 14 日版)
- 宋德聞・姚思汗・秋維道「昭陵古墓葬遺址遙感解譯和定位的研究」(『文物』1992 年 7 期)

- 周征松「河東裴氏譜牒知見錄」（初出 1992 年、同著『家族史研究及其他』、山西出版集團、山西人民出版社、2009 年）
- 任士英「唐帝陵陪葬墓盛衰」（『煙台師院學報』1994 年 4 期）
- 姜寶蓮「試論唐代帝陵的陪葬墓」（『考古與文物』1994 年 6 期）
- 蘇玉瓊「房氏墓誌考略」（『中原文物』1995 年 2 期）
- 陳志謙「安元壽及婦人翟氏墓誌考述」（『人文雜誌』1995 年 3 期）
- 黃永年「從楊隋中樞政權看閼隴集團的開始解体」（初出 1996 年、同著『文史探微 黃永年自選集』、中華書局、2000 年）
- 黃永年「閼隴集團到唐初是否繼續存在」（初出 1997 年、同著『文史探微 黃永年自選集』、中華書局、2000 年）
- 李湜「唐太宗與東南文人」（『中國史研究』1997 年 2 期）
- 張曉蕾「楊炯家世探微」（『四川師範大學學報』（社會科學版）、1997 年第 3 期）
- 李錦繡「論「李氏將興」—隋末唐初山東豪傑研究之一」（『山西師大學報』24-4、1997 年）
- 宋德熹「陳寅恪「閼隴集團」學說的新詮釋—「西魏・北周系說」（嚴耕望先生紀念集編輯委員會編『嚴耕望先生紀念論文集』、稻鄉出版社、1998 年）
- 沈睿文「唐昭陵陪葬墓地佈局研究」（初出 1999 年、同著『唐陵的布局・空間與秩序』、北京大學出版社、2009 年）
- 雷依群「論閼隴集團」（『史學月刊』1999 年 6 期）
- 劉健明「楊玄感的叛亂」（同著『隋代政治與對外政策』、文津出版社、1999 年）
- 劉健明「楊素政治生涯考析」（『唐研究』5 卷、1999 年）
- 徐美莉「試論南北朝時期弘農楊氏之興衰」（中國魏晉南北朝史研究會・大同平城北朝研究會編『北朝研究』第 1 輯、北京燕山出版社、1999 年）
- 昭陵博物館「唐昭陵李勣墓清理簡報」（『考古與文物』2000 年 3 期）
- 河北省文物研究所・平山縣博物館「河北平山縣西岳村隋唐崔氏墓」（『考古』2001 年 2 期）
- 李建麗「崔昂墓誌考」（『書法叢刊』2001 年 2 期）
- 孫曉暉「唐代的鹵簿鼓吹」（『黃鐘（武漢音樂學院學報）』2001 年 4 期）
- 叢文俊「北魏崔宣默・崔宣靖墓誌考」（『中國書法』2001 年 11 期）
- 李猷奇・周錚「北周、隋五方楊氏家族墓誌綜考」（西安碑林博物館編『碑林集刊』7、陝西人民美術出版社、2001 年）
- 雷艷紅「陳寅恪『閼隴集團』說評析」（『廈門大學學報（哲學社會科學版）』2002 年 1 期）

- 杜文玉「武則天家族源流述略」(『陝西師範大學學報(社會科學版)』2002年2期)
- 劉恒「北朝墓誌題跋二則」(『書法叢刊』2002年2期)
- 張幼輝·孟梅「房彥詡墓誌考」(『中國歷史文物』2003年3期、)
- 牟發松「旧齊士人与周隋政權」(初出2003年、同著『漢唐歷史變遷中的社會與國家』、上海人民出版社、2011年)
- 呼琳貴「陝西潼關出土隋『蕭妙瑜墓誌』考釈」(西安碑林博物館編『碑林集刊』9、陝西人民美術出版社、2003年)
- 黃永年「論武德貞觀時統治集團的内部矛盾鬭爭」(初出1988年、同著『文史存稿』、三秦出版、2004年)
- 黃富源「陳寅恪唐初閹隴集團說新解」(『貴州文史叢刊』2005年1期)
- 王永平「楊素·楊玄感父子与江左文士之交往」(初出2005年、同著『中古士人遷移与文化交流』社會科學文獻出版社、2005年)
- 曹印双「試析陳寅恪先生的閹隴集團概念」(『陝西師範大學繼續教育學報』2005年2期)
- 王靜·沈睿文「昭陵六駿与十四国君長像」(『文史』2005年4期)
- 魏斌「北魏末年的青齊士風」(『魏晉南北朝隋唐史資料』22、2005年)
- 羅永生「從「玄武門之變」看貞觀政權的形成」(『九州學林』3-4、2005年)
- 伍伯常「從窆昭陵—論唐太宗的陪陵之制及其陪陵功臣」(『九州學林』3-4、2005年)、
- 王慶衛·王煊「隋代華陰楊氏考述—以墓誌銘為中心—」(西安碑林博物館編『碑林集刊』11、陝西人民美術出版社、2005年)
- 王慶衛·王煊「隋代弘農楊氏統考—以墓誌銘為中心—」(西安碑林博物館編『碑林集刊』12、陝西人民美術出版社、2006年)
- 樊波「新見裴昇·裴鉄·裴鏗三方墓誌叢考」(『碑林集刊』12、陝西人民美術出版社、2006年)
- 李學綱「有關「昭陵六駿」的三則唐人文献」(西安博物館編『碑林集刊』12、陝西人民美術出版社、2006年)
- 曹印双「李世民与秦府集團」(初出2006年、同著『唐代政治人物新論』、陝西人民出版社、2008年)
- 吳麗娛「唐喪葬令復原研究」(天一閣博物館·中國社會科學院歷史研究所天聖令整理課題組校證『天一閣藏明鈔本天聖令校證 附 唐令復原研究』中華書局、2006年)
- 吳麗娛「從『天聖令』對唐令的修改看唐宋制度之變遷—『喪葬令』研讀筆記三篇」(『唐研

- 究』12、北京大学出版社、2006 年)
- 鄒冬珍・衛文革「唐「裴怱墓誌」考」(『文物世界』2007 年 2 期)
- 張沛「唐昭陵陪葬名位綜考」上下(西安碑林博物館編『碑林集刊』13~14、三秦出版社、2007~2008 年)
- 宋社洪「試析岑仲勉『隋唐史』對陳寅恪隋唐史研究批評」(『福建師範大學學報(哲學社會科學版)』2008 年 2 期)
- 伍伯常「萃處京畿—從窆昭陵功臣家族遷居考述」(『中華文史論叢』2008 年第 3 輯)。
- 趙生泉「李騫墓誌跋」(『東方藝術 書道』2008 年第 4 期)
- 吳麗娛「唐代贈官的贈賄與贈諡—從『天聖令』看唐代贈官制度」(『唐研究』14、2008 年)
- 姜望來「西魏時期關隴集團之形成」(『信陽師範學院學報(哲學社會科學版)』29-3、2009 年)
- 英衛峰・霍雅琴「唐代帝陵陪葬墓盛衰原因新探」(『西北大學學報(哲學社會科學版)』2009 年 4 期)
- 宋德熹「試論唐代前期的代北外戚家族—以独孤氏・竇氏及長孫氏為中心」(同著『唐史識小—社會與文化的探索』、稻鄉出版社、2009 年)
- 楊為剛「中古弘農楊氏貫望與居葬地考論—以新出墓誌為中心」(西安碑林博物館編『碑林集刊』15、陝西人民美術出版社、2009 年)
- 段毅「長安郭杜新出「薛元嘏墓誌」考」(西安碑林博物館編『碑林集刊』15、三秦出版社、2009 年)
- 劉嘯「魏晉南北朝的宗正」(『九州大學東洋史論集』37、2009 年)
- 徐志卿「唐代東園秘器」(『文物世界』2010 年 3 期)
- 朱振宏「隋唐輟朝制度研究」(初出 2010 年、同著『隋唐政治・制度與對外關係』、文津出版社、2010 年)
- 李萬生「說“關中本位政策”」(『清華大學學報(哲學社會科學版)』2010 年 4 期)
- 趙振華・孫紅飛「唐高祖李淵嬪楊氏與長安太安宮」(『唐都學刊』27-6、2011 年)
- 伍伯常「李淵太原起兵的元從功臣—兼論楊隋之世的關隴集團」(『台大文史哲學報』76、2012 年)
- 黃正建「從『楊岳墓誌』看楊氏在唐前期浮沈」(呂建中・胡戟主編『大唐西市博物館藏墓誌研究統一』、陝西師範大學出版社、2013 年)
- 張婷・谷朝旭「新見唐《独孤法王墓誌》考釈」(『文博』2013 年第 2 期)

- 黃吉軍・田建紅「唐洛州刺史賈敦頤墓誌淺析」（『洛陽考古』2013年第2期）
- 薛海波「論西魏北周閼隴集團的婚姻圈—以武川鎮勳貴的聯姻為中心」（『許昌學院學報』2013年第3期）
- 傅清音・張寧「唐『楊志忠墓誌』考」（西安碑林博物館編『碑林集刊』19、陝西人民美術出版社、2013年）
- 呂冠軍「從軍功貴族到官僚士大夫—弘農楊氏越公房在唐代的發展道路考察—」（『首都師範大學學報（社會科學版）』2014年1期）
- 曹印双「“閼中本位政策”新論—以隋唐帝國形成的基礎要素為中心」（『陝西師範大學學報（哲學社會科學版）』2014年2期）
- 薛海波「閼隴集團形成原因的一點新認識—從宇文泰稱霸閼隴與武川鎮豪帥之關係談起」（『四川師範大學學報（社會科學版）』41-6、2014年）
- 胡元超「論唐昭陵陪葬封土形式與等級的對應關係—兼論城陽公主墓名位之疑暨安元壽墓為塚象山祁連山之誤—」（樊英峰主編『乾陵文化研究』（八）、三秦出版社、2014年）
- 堀井裕之「崔民幹事跡與太宗修『貞觀氏族志』——以『崔幹（崔民幹）墓誌』為線—」（杜文玉主編『唐史論叢』19、三秦出版社、2014年）
- 梶山智史・堀井裕之「近年日本的北朝隋唐石刻與政治社會研究動向」（『中國中古史研究』編委會編『中國中古史研究 中國中古史青年學者聯誼會會刊』5、中西書局、2015年）

4 目錄・地圖・新中国以降の地方志（刊行年代順）

①目錄

- 氣賀澤保規編、落合悠紀・堀井裕之、會田大輔編集協力『新版 唐代墓誌所在総合目錄（増訂版）』（汲古書院、2009年）
- 高橋繼男編『中国石刻関係図書目録（一九四九-二〇〇七）附『石刻史料新編』（全4輯）書名・著者索引』（汲古書院、2009年）
- 高橋繼男編『中国石刻関係図書目録（2008-2012 前半）稿』（明治大学東洋史資料叢刊10、明治大学東アジア石刻文物研究所、汲古書院、2013年）
- 梶山智史編『北朝隋代墓誌所在総合目錄』（明治大学東洋史資料叢刊11、明治大学東アジア石刻文物研究所、汲古書院、2013年）

②地圖

- 国家文物局主編『中国文物地圖集 陝西分冊』（西安地圖出版社、1998年）

国家文物局主編『中国文物地図集 山西分冊』（中国地図出版社、2006 年）

国家文物局主編『中国文物地図集 河北分冊』（文物出版社、2013 年）

③新中国以降の地方志

河北省正定県地方志編纂委員会編『正定県志』（中国城市出版社、1992 年）

山東省歴城県志編纂委員会編『歴城県志』（済南出版社、1999 年）

潼関県地方志編纂委員会編『潼関県志 1990-2005』（三秦出版社、2012 年）